

第1編 「日本型福祉国家」と地方政治の展開

第1章 高度経済成長から低迷期の県行政

第1節 高度経済成長から低迷期の県総合計画

1 〔第6次静岡県総合開発計画書の骨格〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、5～9頁

第1部 総論

I 序説

「そのつど」行政を否定し、計画性のある行政の確立を望むものは、何人の心情にも共通している。しかし、地方行政が単に計画と称するものをもつだけにとどまり、地域社会の現状や未来像に対応しないものであるならば、それは計画ではない。ここに、静岡県という地域社会の、経済像を基底とする社会像を、意図しつつ展望する必要が生じ、それとともにわれわれの困難も始まる。

個人の行動は無限の多様性をもつが、集団の動きには法則的傾向があるということは、計画樹立の大きい助けとなる。しかし、完結し独立した政治経済体制を有しない1地方において、経済を中心とする全般的な産業機構と政策を長期にわたって考察することは、一般的にいつても、困難なことである。かてて加えて、本県の経済、文化、社会事情には特殊性がある。東西の大需要地を結ぶ回廊的な性格がそれである。東西の需要地の吸引力の勢力圏が本県内で交錯していることもそうである。これらの事情は、本県を中心とした地域経済圏の想定を困難なものにする。この困難さを脱却するためには、地域経済の分野の解明に加えて、他地域ないし日本経済と本県経済との関連の姿を手がかりに本県の未来像を解明するという方法を併用せざるを得なくなる。

これらの困難性が、打ちかちがたい障壁なのだと考えるならば、われわれの郷土の明日への予見は、夢であり、デスク・プランであるという、そしりにも頭を下げざるを得ない。しかもそれを認めると同時に行政の計画性も霧散してしまう。計画的な行政を担保するために、われわれは障壁をある程度まで突き破つたと考えている。現段階において最善と考えられる多くの手段、方法論を動員した。後に触れるように、われわれの採つた方法論には若干の水洩れがあるかも知れない。しかしその方法論は、全県民的な総力の結集によつて、計画が実施される過程で、あるものは捨てられ、他は修正され、更に新しく追加されてゆくべき性格のものであると考える。

〔1〕 計画を導くもの

〔前略〕

（１－２）理念の交替

しかし、それにもかかわらず、これら二つの理念は、すでに他の理念へ移行していると考えられる。佐久間ダムは新鋭火力発電所と並んで、発電設備の電力技術近代化の象徴と称されているが、その後、水力発電は新規開発地点の条件悪化とともにコストが漸増し、低い建設費、短い建設期間、向上した熱効率の火力発電が急速に進歩した結果、「基底負荷（ベース）は新鋭大容量火力、尖頭負荷（ピーク時）は貯水池、調整池式大容量水力で」という火主水従の方向へ転換し始めた。また食糧増産に対しても、世界的な農産物余剰の傾向の圧力や、昭和30年「総合経済計画」に関連する「農林水産経済計画」にかかげられた産業間所得格差の拡大防止、労働生産性向上等の目的は、従来の物量増産効果を重視する傾向から、農業経営の近代化、不完全就業の状態改善の方向を目指すようになってきている。〔以下略〕

〔２〕計画の方法論

〔中略〕

（２－１）計画の対象と方法論

方法論は、計画の対象範囲によつて、さまざまに異り得る。また、各府県の長期的地域計画の対象としているところもかなりの相違があり、同一の対象範囲をもつ計画相互間でも、方法論については一定しないようである。今、地域計画の対象範囲としているところを、大まかに分類すればおおよそ次のとおりとなるであろう。

〔中略〕

（Ｂ）公共投資および公共的事業投資を中心としたもの

第5次までの本県の総合開発計画もまた、この範ちゆうに属する。この型態をとる計画は、計画が現実化する過程に力点をおいているという特徴がある。とくに産業の自然的立地条件、資源開発からの接近方法を重視するので総合開発は、「理論よりもむしろすぐれて実践的な問題」と称される。しかしながら、この種の計画も、資金供給余力の程度によつて、実施計画、目標計画、希望計画、夢の計画という段階をもっており、その限りにおいては、計画が現実化する過程に力点をおくという特徴も相対的なものと考えられる。総合開発計画の位置づけについてはすでに前述したが、資源開発、公共投資の背景をなす「行政の有機的再配置を前提とした新しい生活圏の確立」すなわち行政の計画的総合性と地方産業政策、これと関連する経済成長の姿の分析が、ともすれば、なおざりにされる傾向がある。

（Ｃ）両者の中間形態をとり、産業経済活動の従来とこれに見合う行政施策および公共投資を扱うもの

われわれが採用した計画の対象は、最後のものに属する。これは、（Ａ）、（Ｂ）両者の長所を総合しようとするものであるが、方法論が確立されていない場合は、木に竹を接ぐ危険

をはらんでいる。しかるに、地域計画の手法ないし方法論は、統一的に確立されたものがなく、各府県の断片的に明らかにされている手法を参考に、国の各種長期計画の手法の地域における適用の可否を吟味しつつ、自己の方法論をきたえあげざるを得ない現状である。

（２－２）計画の組み立てかた

〔中略〕第２に社会的な条件に関して、工場の集積傾向とその適正化、交通体系の地区別需要に即応した整備方法、エネルギー需給、公共施設の立地等、地区別の検討をおこなった。われわれの採用した５つの地区区分（工業にあつては１０地区）は計画の対象としてはかなり微観的であり、地区ごとの予測が相当の誤差〔誤算又は誤差力〕を生じることが当然考えられるが、地区ごとの分析なくしては、総量概念のみの操作で計画が空疎〔疎〕になるおそれがある。地区ごとの分析は、この傾向を防ぐためにとつた方法である。またこの場合にも計画部門相互関係表を使用したのは当然である。

とくに公共投資論の分野においては、県内生産所得の伸長に対応した国土保全費用の算定、産業活動との関連で推定される道路交通量と道路投資の有機的関連等等、公共投資需要量の客観的な算定をおこなう一方、各種産業経済指標を基礎とする財政規模の想定および部門別公共投資供給わくの作成をおこなうことにより、公共投資の配分の適正化をはかっている。この配分のわくは、積上げ方式による各事業所要額の合計額との突き合わせ調整を経て公共投資モデルを形成している。

また地域開発の焦点と目標を明らかにし、その目標達成のため事業相互間の有機的関連と円滑な実施をはかるため、地域のもつ特性を勘案して、伊豆、東駿河湾、西駿河湾、遠州灘、天竜、大井川山手の五地区に大別するとともに開発主導目標をたて、この目標達成のため、具体的な方法として必要な諸施策を総合的に策定した。〔後略〕

２ 〔第６次静岡県総合開発計画後期計画の骨子〕 1966・４

『第６次静岡県総合開発計画後期計画』、1966・４、まえがき

まえがき

県は、昭和４０年３月２３日総合開発審議会から知事に対して答申された第６次静岡県総合開発計画の中間検討報告に基づいて、ここに第６次計画の残された期間における後期計画をとりまとめた。

この後期計画は、計画前期における高度経済成長によってもたらされた構造的ひずみの是正をはじめとして、今後に予測される計画の背景をなす社会、経済の基調変化の中にあつて、県勢の一層の発展を確保し、県民福祉の向上を図るため、各般にわたった審議会の答申を計画面に積極的におりこんだものである。

とくに、中間検討報告においてはひずみの顕在化を契機として、社会開発の重要性が指摘されているので、その趣旨にのっとり全国にさきがけて社会開発の方式を体系化し、かつこれを計画面に積極的にとり入れることに、新たな努力を払ったことおよびこれまでの計画策定にみられたような県の意志を中心とした方式を排し、地区住民の意志によって策定された、いわば地域に密着した計画であるということは一つの特色ともいえるであろう。

即ち、今次計画の策定原案は、県下を広域生活圏によって区分した13地区（別表参照〔略〕）に設けられた地区総合開発計画策定委員会によって策定されたものである。この委員会は地区を構成する市町村の長及び議長、地区選出の県議会議員および知事によって構成されたものであり、また、その下部機構である政策審議会は市町村助役及び県出先機関の長をその中心構成員として、すべてが審議され、かつ決定をみたのである。

かくして、地域住民自体の意志と要請が十分に反映され、このように地域を代表する立場にある人々の意志によって策定された今次計画は、県民の意志そのものであり、かつ、明日への希求であると受けとめることができる。この意味からも、その実現化は是非とも確保されなければならないし、たとえいかなる障害が前途に横たわるとも、不屈の意志と、努力によってたゆまぬ前進を続けてその達成をはかる必要がある。

かかることからして、計画の実現については独り県、市町村の行政機関だけでなく、県内の社会、経済団体はもちろんのこと、県民1人1人がそれぞれの立場において、その能力に応じて限らない努力を傾注することが望まれるのである。

最後に、40年5月から約7ヵ月に及んだ計画期間中、積極的に計画策定にとりくまれた地区委員会の委員の方々はもちろんのこと、終始困難な作業に従事された市町村関係職員の努力を讃え、その御労苦に対して、万腔〔満腔力〕の謝意を表したい。

3 【第7次静岡県総合開発計画の骨子】 1969・3

『第7次静岡県総合開発計画』、1969・3、まえがき～24頁

まえがき

このたび、昭和50年を目標年次とする、第7次静岡県総合開発計画を完成することができました。〔中略〕

計画は、ともすれば物質偏重におちいろうとする世相の中で、人間尊重の基本思想を打ちだすことを狙いとして、「県民の創造力を高める」「県土の調和ある発展をはかる」「県民の生活を守る」という、三本の柱で貫かれており、物心両面に調和のとれた開発の方向が示されているものと考えます。また計画には、全国総合開発計画や中部圏計画との関連を十分配慮すると同時に、昨年夏県下全市町村を巡回して、各般にわたる要望、意見等を聞き、

行政の参考とするとともに計画に反映することにつとめました。〔以下略〕

総論

〔中略〕

Ⅱ 本県発展の基本方向

〔中略〕

2 県土開発の基本目標

〔中略〕

(1) 県民の創造力を高めるために

〔前略〕このような背景変化に対応して県民みずからが新しい時代意識をもち、流動化する社会に適応しうる創造力と、たくましい行動力に富む人間であることがまずもって要求される。

これらに対処する第1の方策は教育の普及充実である。〔中略〕

教育の基本となる学校教育においては、教育内容・方法について多様化・個別化を十分におこなった教育の充実と科学技術教育の振興を推進するものとし、高校進学率の上昇と地域間の就学機会の格差解消を目途として教育施設の整備充実をはかり、幼児教育および小・中学校については、今後の人口移動と交通機関の整備等の状況に応じて規模の適正化による教育内容の充実をはかる。

〔中略〕

Ⅲ 計画推進上の課題

〔中略〕

4 住民の理解と協力

地域の開発と住民福祉の向上は広範多岐な諸施策が総合的に計画され、調和を保って実施されなければならない。地方総合開発計画の策定もこれを目的とするものであり、本計画が長期にわたる基本構想を立て、また本計画策定の基本姿勢を示したことも、県民全体がそれぞれの立場において本計画達成に協力されることを期待したからである。地域住民全体の福祉と発展の基盤となる公共事業については、県民の強い理解と協力が、県民の活動分野については、それぞれの自主的な活動が、また県民福祉の向上特に社会福祉事業については公共団体と県民との協力によるきめ細かな施策が必要である。〔後略〕

4 〔第8次静岡県総合開発計画の骨子〕 1972

『第8次静岡県総合開発計画 心の健康 明るい社会』、1972・3、1～3頁

〔知事あいさつ〕

終戦から数えて27年、わたしたちの生活、産業、文化、意識などあらゆるものが、その当時とはとても考えられないほどに変化し発展しています。そして、このような傾向は、これから、ますます早くなるでしょう。

この変化には、生活を豊かにするものや脅かすものなど多種多様なものがあります。

わたしたちは、この変化のうず〔ママ〕の中に、ただ身をまかせているだけではなりません。わたしたちの力で、よりよい方向にむけてゆくことが必要です。〔中略〕

第8次静岡県総合開発計画は、そうした、よりよい生活を求める計画であると言えます。『心の健康明るい社会』をスローガンに、人間とその心を尊重し、生活環境をよくしていこう、という計画です。

昭和55年、緑と太陽と大地のなか、350万県民ひとりひとりが、明るく豊かに暮らすことができますよう、と願いをこめてつくった計画です。

もちろん、ここにまとめたのは、計画のすべてではなく、その一端にすぎません。しかし、考え方や施策のあらましはあげてあります。

この小冊子が、第8次総合開発計画の『理解への門』になればさいわいです。

この計画の達成には、県民のすべての理解と協力が必要です。県民すべての力を結集してはじめて、『生きた計画』になり、新しい静岡県を築く原動力になるからです。

第8次総合開発計画への積極的な参加と協力をお願いいたします。

静岡県知事 竹山祐太郎

総説 『心の健康 明るい社会』へ

この計画は心の豊かさを求める計画です。「心の健康明るい社会」を目標につくられました。

わたしたちの静岡県は、都市化や国際化の進展によって社会環境は大きく変化しつつあります。そして、早いスピードで、情報化社会へ移行しています。また、住民の考え方や価値観も、「量から質へ」「物から心へ」「より美しいもの」へと変わってきています。このような問題を抜きにしては、これからの地域開発をすすめることはできません。

経済の高度成長に支えられて県勢は大きく進展したため第7次総合開発計画を改訂して、新しい観点に立った計画の策定が求められるようになりました。また、新全国総合開発計画など、国の計画の再検討などもあって、将来の静岡県はいかにあるべきか、を基本的課題として、第8次総合開発計画を策定することになったわけです。計画の策定にあたってはただ効率性や合理性を求めるだけでなく、生きがいのある、しかも、県民の心に『いこいとやすらぎ』をもたらすことのできるような社会をつくる必要があります。そこで、計画をつくる基本的な姿勢を、①人間の尊重をもとにして、②環境の問題を重視し、③公共投資主導型の経済への移行を考え、④国際化にそなえる4点におきました。

この計画には、いままでの計画にないいくつかの特徴があります。

第1は人間尊重を計画の基本理念にしたことです。いままでは、経済的な豊かさを求めるあまり、ともすれば“もの”を中心にした考え方が優先しがちでした。この計画では、すべてのもとは“人”にあり、さらに“人の心”にあるという考え方に立ち、人を中心とする計画をたてました。

第2は、生産より生活を重視したことです。いままでは、生産を重視したため、生産に関連する社会資本の整備が先行していましたが、この計画では、生活関連社会資本、つまり生活環境施設の整備に重点をおいています。

第3は、生活圏を中心とした、新しい地域社会づくりの推進です。核家族化の進展や地域共同体の崩壊がみられる現代社会にあっては心の豊かな人間性の回復とよりよい隣人関係のもとに結ばれた、住みよい地域社会づくりが、なによりも重要なことです。このため新しい生活圏の建設をはかっています。また、地域の実態をつかむため、地域福祉指標を採用したことや県民生活基準を設けたこともあげられましょう。

ところで、わたしたちの静岡県は、これからの日本の発展の方向のなかで、どんな役割をになっていくのでしょうか。

第1は、高度な産業活動をになう役割があげられます。本県の特徴から、期待される産業活動は、量的な拡大よりも、質的な充実におかれます。生産性の高い産業、研究開発に結びつく業種、高次の組立加工など、いわゆる知識集約型の産業が求められます。

第2は、観光・レクリエーションの場です。自然との対話を求める、いわゆる“脱都市化社会”の傾向は、ますます強くなっていきます。豊かな自然は、社会的緊張をやわらげ、人間性をつくる場です。

第3は、日本の軸をかたちづくる交通の動脈としての役割です。

すでに本県は、これらの機能のいくつかを分担していますが、これをさらに強め、「日本の中の静岡県」として、わが国の発展に寄与していくことが重要です。

これから、検討しなければならない課題もたくさんあります。山間部を東西に走る交通の大動脈を新設し、海岸と山手の2大幹線を肋骨（ろっこつ）道路で結び、面的な開発をはかる“梯型開発”、交通を中心とした県土の新ネットワークの形成、文教・国際・情報・流通・レクリエーションなどの中枢管理機能の定着、山間部、海洋などの新しい県土開発、国際化への対応などです。

計画の基本目標は、このような国の発展の方向と本県のになう役割を的確につかみ、いろいろな課題を解決しながら次の新時代に積極的に対処し、豊かな県民生活の実現と県勢の発展をはかるため、次の3点におきました。

第1は、「心の豊かさと創造性を高める人づくり」です。そのためには、①教育の普及充

実、②活力にあふれる県民の育成と、心の豊かさをはぐくむ文化の振興、③コミュニティ、すなわち近隣社会の建設、社会連帯感の醸成と、新しい住民づくり、という3方策があげられます。

第2に「健康・安全・快適な環境づくり」です。生活圏の設定と、県民生活基準の提示などを核として、①豊かな県民生活を営むための生活環境づくり、②県民すべてが生きがいを持って暮らすことのできる福祉社会づくり、をすすめます。

第3は「豊かな生活をささえる産業・交通基盤づくり」です。方策は、①産業開発基盤の確立、②交通通信体系の整備とエネルギー源の確保におきます。

計画は、次のように構成されています。

■第Ⅰ編・総論（県土開発の基本方向や、各論の集約を行ない、土地・水利用と財政の検討結果を示す）

■第Ⅱ編・各論（5計画部門の具体的な施策の方向と事業計画を示す）

■第Ⅲ編・地域編（東・中・西部と、10の広域圏域の具体的な開発の方向を示す）

計画期間は、基準年次を昭和45年に、目標年次を昭和55年におく。事業期間は、昭和47年から55年までの9年間（前期47～50年、後期51～55年）〔後略〕

第2節 第一次臨時行政調査会の方向性、地域開発と県財政

5 地方財政再建問題－中央集権化に反対－ 1955

県議会事務局『静岡県議会の業績』第3巻、1959・3、53～54頁

第二十三臨時国会に提出された「地方財政再建促進特別措置法」は地方財政再建の美名の下に中央集権化を図るものであり、余りにも地方自治体の機能を制約するものであるとして、地方六団体が結束、長期にわたり猛運動を行った結果、〔昭和30年〕十二月十六日遂に大巾に修正の上可決された。

この法律は昭和二十九年末までの赤字地方公共団体に対し、一定の制限を附し、長期間に財政再建の途を講ぜしめ、所謂、過去の赤字を棚上げ整理することにより地方財政の健全化を計らんとするものであるが、この法律案が提出されたのは六月十四日の第二十二特別国会で、二十九年末の赤字団体は一千百九十四団体、その赤字額は六百九十九億円と見込まれ、全く地方財政は未曾有の危機に直面、本県においても数億の赤字が予想され、二月県議会において「地方財政の確立に関する意見書」を決議しこれが健全化の措置を政府に要望した程である。

同法案が第二十二特別国会に提出される運びになるや、全国議長会は六月七日臨時会を

招集して、同法案趣旨は賛成であるが、その内容は中央集権の色濃く余りにも地方自治体の機能を制約するものであるとして、修正要望の決議を行うとともに、これが目的達成のため、継続的運動を展開することを申し合せているが、本県議会においても六月県議会において同法案に反対する意見書を決議して長友議長外各党代表が上京し陳情を行った。

かくして同法案に対する運動は全国的に拡がり六月二十六日には「地方自治擁護全国議員大会」が開催され、また各県毎に自県選出の国会議員の同調署名を行うなど国会を中心とした反対運動は猛烈を極めた。

この結果同法案は要望通り衆議院において大巾に修正されたため、参議院において早期成立を期待したが継続審議と決定して第二十二特別国会は七月三十日閉会となったのである。

その後財政問題を中心として十一月二十二日より招集された第二十三臨時国会で「昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法」案と共に成立し本運動に一応の終始符が打たれたのであるが、この間本県においても八月二十日開催した特別委の席上で知事が説明した如く三十年度は五～六億の赤字が見込まれ、職員の昇給延期、更に公共事業の抑制等財政上極めて憂慮すべき事態が予想されたため、同法案に対する運動も昭和三十年度財政に対する措置要望と合せ積極的な中央に対する折衝が行われ〔た〕のであった。

6 【昭和 34 年 6 月定例会での更生予算の知事説明】 1959

県議会事務局『静岡県議会の業績』第4巻、1963・2、41頁

〔前略〕知事提出議案説明に登壇した斎藤知事は、「本年度〔昭和 34 年度〕の県財政は、相当の困難が予想されているが、本県は自主的財源に根強いものをもっているので、経済界の好転と共に、税収入の伸張を期待し得るものと確信し、あくまで健全財政を堅持しつつ諸問題に対処する所存である。」

と、その財政方針を明かにし、ついで当面の県財政の現況は、伊豆の災寄復旧事業に巨額の経費を要したにもかかわらず、なお3億5千万円の剰余金を生ずる見込みであると述べ、更に県政施策の大綱目標として

1. 産業基盤の確立
2. 県民の所得と雇用の拡充
3. 明るい県民生活の実現

をあげ、財政事情の推移を勘案しつつ、逐次予算化を実現したい、と、6月追加更正予算内容の概要を説明した。

7 公害防止条例の制定 1961・10・4

県議会事務局『静岡県議会百年史 激動の一世紀』、1979・2、652～653頁

- (1) 混乱のうちに終始した36年9月定例会で、この条例案が可決され、36年10月4日公布のはこびとなった。

この条例は、公害のもたらす社会悪を理解徹底させ、未然防止に努めるという趣旨であるが、当時、公害とは何か、どの範囲のどの程度をもって公害といふかなど、いわゆる定義、基準が定かでなかった面もあり、条例制定までには、34年9月定例会における「静岡県事業場公害防止条例案」なる社会党提案による条例案の一投によって、以後、36年9月定例会にいたる2年の間、おおくの論議を呼び、今回知事提出のかたちで上程、可決されたものである。

- (2) この間の経緯と論点は、①34年9月定例会社会党提案による条例案提出 ②委員会付託により審議 ③閉会後の継続審査 ④当局による要綱原案新聞報道 ⑤要綱案と条例案をめぐる先議など対立紛糾 ⑥34年11月定例会における再度の継続審査 ⑦35年2月定例会における継続審査 ⑧35年6月定例会において継続審査の結果否決 ⑨商工部公害係の新設と公害防止指導要綱による県の行政指導 ⑩36年2月定例会において条例を速やかに制定すべき意見書採択 ⑪県の条例作成作業の着手 ⑫36年9月定例会における「静岡県公害防止条例」の可決の曲折を経ている。

論点としては、公害除去の必要性は意見の一致しているところであるが、

- ① 公害の定義、基準の認定に不確定要素が多い。客観性が不確定である。
 - ② 刑事罰と憲法への抵触の問題
 - ③ 国による法的措置への動きと行政指導による目的達成との関係
- などであった。

8 東駿河湾地区工業整備特別地域指定 1963・7・12

県議会事務局『静岡県議会の業績』第4巻、1963・2、91～92頁

既成4大工業地帯等に集中している工業及び人口の分散をはかり、地方開発の中核となる新産業都市の建設を促進するため昨年〔昭和37年〕5月新産業都市建設促進法が制定公布され、12月には地方開発審議会において新産業都市指定の具体的基準も決った。この新産業都市に指定されると、国の公共事業が優先的に配分され、開発事業債に特別の配慮が加えられ、誘致企業に対する不動産取得税や固定資産税の減免に対して特別の補てん措置も講ぜられるというように、財政その他の恩典があり、企業の進出を促し将来の大工業地

帯となることが約束されるというわけで、全国各地詳しくは1道37県44箇所からこの指定をめぐって猛烈な陳情が展開された。

本県においては当初東駿河湾地区と西遠地区が申請の候補にのぼったが、1県2地区の申請の不利をおもんばかり東駿河湾地区1本にしぼり、本年〔昭和38年〕5月20日に東駿河湾地区新産業都市指定本部を設置し政府及び関係方面に働きかけていたものであり、県議会においても地元選出国會議員などと連絡して中央に陳情を行ない、特に6月定例会において「東駿河湾地区」の新産業都市指定に関する意見書を議決して関係方面に提出したことは別掲のとおりである。

しかるに政府は新産業都市の指定を全国10箇所程度にしぼることを目途とするとともに、格差是正に重点をおき、後進開発地域を優先する方針をとり、7月12日の閣議において新産業都市としては、道央、八戸、仙台湾、常磐・郡山、新潟、富山・高岡、松本・諏訪、岡山県南、徳島、東予、大分、日向・延岡、不知火・有明・大牟田の13箇所を指定し、同時に別に工業整備特別地域として東駿河湾地区をはじめ鹿島、東三河、播磨、備後、周南の6箇所を指定した。しかしながらこの工業整備特別地域は、新産業都市のように法的裏付けを欠き、前記の優遇措置が保証されないため、江藤議長は7月24日全国都道府県議会議長会議に他の関係5県の議長が出席したのを機にこれに呼びかけ、8月7日都道府県会館に6県の知事及び議長が集まり、工業整備特別地域開発促進協議会設置の運びとなり、本県知事及び議長が世話人となって中央に働きかけた結果、39年7月、工業整備特別地域整備促進法の制定公布をみて、新産業都市建設促進法同様の優遇措置が認められるようになったのである。

県は関係市町村と協力して東駿河湾地区工業整備特別地域整備計画を作成することになり、本年11月5日、県及び関係市町村をもって構成する同地域事業推進協議会が発足し、その席上、県の事業計画の基本構想を発表した。これによると同計画は輸送体制、用地用水、生活環境整備を3本の柱とし、来年度から昭和45年の目標年次までに総額2,586億円を投入して、道路、港湾、工業用地、住宅、学校、公衆衛生などの諸事業を進めることを基本構想とし、同協議会に専門部会と沼津、三島、田方、南駿の東部地域、吉原、富士、富士宮の西部地域、御殿場、北駿の山ろく地域、沼津市の一部、吉原、富士の浮島地域に分けた地域部会でそれぞれの問題を検討し、最終的には主要事業について閣議の決定を受けることになっている。なお、同構想では同地域に開発される産業を、沼津港、柿田川湧水を利用する石油基地、山ろく原野に続く自動車工業、富士川など豊富な用水を利用した紙パルプ産業、京浜の大消費市場を目指す消費地立地型工業の分野に分け、また、田子の浦港の整備とともに背後地工業用地を造成し新しい臨海工業地帯の実現される見込みが強いとしている。

なお、この計画を実現するためには少なくとも同地域内ブロック別に市町村合併など地域の強い連繋が必要とされ、広域都市実現の気運が高まり、これを契機に広く県下全体にわたる市町村合併も計画されるに至っている。

9 駿河湾地区石油コンビナート進出中止 1964

県議会事務局『静岡県議会の業績』第5巻、1967・3、159～160頁

東駿河湾地区の沼津、三島の2市及び駿東郡清水町などの地域に石油コンビナート進出の気運があがり、昭和36年1月県は沼津市に東部開発事務所を設置し、その後設備投資の抑制など経済情勢の変動により中止が懸念され、38年新産業都市指定問題とともに再び進出が表面化した。地元農民、漁業関係者などの反対により再中止を余儀なくされ、40年3月末をもって前記事務所も閉鎖されたが、地元民の反対などを日誌より拾うと

- 1月8日 清水町民懇談会「石油コンビナートは公害をもたらすものとして進出反対」の意思を表明。
- 9日 知事が沼津市、三島市及び清水町を訪れ、石油コンビナート進出に協力を要請。
- 22日 高田清水町長、町政の混乱をさけるためと辞表を提出。27日、清水町臨時議会高田町長の辞表受理を決める。
- 2月8日 沼津市上香貫地区住民「火力発電所建設反対期成同盟」を結成、石油コンビナート先進地の視察、市民へのアンケートなどを行なう。
- 23日 関本清水町長当選。
- 3月10日 三島市中郷区民コンビナート対策協議会を反対期成同盟に切替え、市長に反対決議文を提出、土地買収に応じないなどの態度を決める。
- 12日 沼津、三島、清水の地元民大挙（約350人）して県庁を訪れ、知事、議長に反対を陳情。
- 13日 社会党県本部、石油コンビナート進出反対を声明。
- 21日 清水町議会1票差で石油コンビナート進出反対を決議。
- 26日 三島市に石油コンビナート進出反対市民集会開かれる。
黒川博士ら9氏、沼津、三島地区公害調査特別委員に任命さる。
- 27日 沼津市に漁民及び水産加工業者による「石油工業誘致反対決起大会」開かれ、参列した市議長らに対する暴力ざた起こる。
- 30日 沼津、三島、清水の反対地元民大挙（約700人）して通産省、厚生省、科学技術庁、関係会社などに反対を陳情。
- 4月15日 沼津市内浦の7漁協及び水産加工業者の代表約450人県庁を訪れ反対を陳情。

- 29日 関本清水町長辞表提出、5月4日町議会承認。
- 30日 黒川調査団来沼（5月4日気象条件調査を一応終了）。
- 5月16日 清水町で石油コンビナート進出反対町民大会開かれる。
- 18日 三島市広域都市行政研究協議会は、国立遺伝学研究所の松村博士ら6人の調査団の中間報告をきく（公害のおそれありという意見）。
三島市中郷地区に石油コンビナート進出に条件付賛成の中郷建設地主同盟生まれる。
- 23日 三島市長、市広域都市行政研究協議会及び市民大会の席上進出反対を正式表明、同市民大会、進出反対を決議、三島市長、26日知事に、28日富士石油社長に進出中止を申入れる。
- 31日 鈴木清水町長当選。
- 6月6日 富士石油、三島市に進出中止を申入れ、25日正式に進出断念を回答。
- 10日 東電、沼津市に火力発電所建設計画の撤回を申入れる。
- 16日 沼津市議会、石油コンビナート建設反対を決議。
- 18日 黒川調査団、調査の中間報告発表（煙突の高さを130メートル以上にするなどの措置をとれば大した影響は認められないとするもの）。
- 8月1日 富士石油及び住友化学は、沼津市、清水町及び県を訪れ、進出を希望。
- 9月10日 沼津市長、議長及び市議18人、県を訪れ富士石油の自発的進出中止を要望。
- 18日 沼津市長、市議会全員協議会の席上、富士石油の進出拒否を表明。
- 10月29日 清水町議会、石油コンビナート建設反対を決議。
- このような経緯の後、県も同地区石油コンビナート誘致の方針を断念することになり、その建設に備えて4年余にわたり開設されていた東部開発事務所を40年3月31日限り閉鎖している。

10 臨時行政調査会答申の実施に関する意見書 1964・12・2

『県議会昭和39年9月定例会議決書』

昭和39年12月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿
行政管理庁長官 増原恵吉 殿

静岡県議会議長 伊良原正一

臨時行政調査会答申の実施に関する意見書

行政一般について、画期的な改革を意図した臨時行政調査会の答申が、去る9月29日2

年有半にわたる調査審議を完了し提出された。

しかしながら、この答申についての行政改革本部の検討段階における意向、並びに関係各省庁の答申実施についての態度は、反対または消極的態度が示されている。行政改革は過去においても何度となく問題にされ、その改革案が示されてきたが、今回の答申の総論にも謳われているように、今こそ行政改革は、国家的要請であり、国民の最も切望するものである。

よつて政府は、特に国と地方公共団体の事務配分の改革意見については、速やかにこれを実施し、もつて地方自治の確立強化を促進するよう、実現方を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

11 県下の企業倒産戦後最高を記録 1965

県議会事務局『静岡県議会の業績』第5巻、1967・3、219頁

東京商工興信所静岡支所の発表によると40年における県内企業倒産は、年初から月とともに増加し、〔昭和40年〕5月の31件を頂点として漸次下降したが、負債額1千万円以上の倒産件数212件、負債総額は1,501,700万円で、件数、負債額ともに戦後最高を記録しているとのことである。業種別にみると、金属機械が78件、その他建設工事25件、木材木工22件、紙パルプ18件、サンダルなど化学雑貨17件、食品酒類15件、繊維13件などであり、特に工業団地に進出した企業5件の倒産が注目される。原因別には、連鎖倒産が最高の54件、次いで放漫経営49件、既往業績のしわ寄せ39件、設備過大25件、販売不振23件、売り掛け代金の回収難11件、信用低下10件などの順になっている。また地区別では、東部の85件、中部の76件、西部の51件となっており、40年本県企業界も全国的不況の例にもれず暗いニュースに明け暮れしたが、次第に明るい見通しがでてくることが期待される。

12 〔地域開発、道路整備などを強力に推進する昭和41年度予算編成〕 1966・2・25

『県議会昭和41年2月定例会会議録』

○知事（斎藤寿夫君）昭和四十一年度における県政の大綱を定めます県議会の開会にあたりまして、予算審議に先立ちまして、私の所信の一端を披瀝させていただきます。

県政運営の基本方針につきましての私の考え方は、かねてより機会あるごとに申し述べてまいったところではありますが、今日飛躍的な伸長をみております本県の行政をおあずかりいたしている私といたしましては、県民の所得の増大と福祉の向上をはかり、明るい県民生活の伸展のために、本県のすぐれた立地条件を生かし、水豊かに、緑あふれる明る

い郷土の建設を目ざして、さきに修正いたしました第六次総合開発計画の達成に向かつて、積極的にしかも着実に、県内各地の均衡ある発展をはかるよう努力をいたしてまいる所存であります。

〔中略〕

昭和四十一年度予算は、このような事情にもかかわらず、国の景気回復刺激のための施策に即応いたしまして、積極的に各種事業の整備拡充につとめ、特に、次の事項に力点を置きまして、予算の編成をいたしたのであります。

一つには、道路を中心とする公共投資の拡大と水資源確保の強化、

また、次代をになう青少年の育成対策の強化であり、

また、心身障害者等に対するあたたかい県政の浸透であり、

また、住宅、病院等の生活環境の整備並びに交通事故から県民を守るための交通安全対策の推進であります。

また、中小企業に対する制度金融の強化と企業の近代化並びに職業訓練所の拡充等による労働力確保対策の強化であり、最後に、農林漁業の経営の安定向上のための構造改善事業等振興施策の推進であるのであります。

このような基本方針にそいまして、健全財政を保ちながら、極力行政経費の節減合理化と財源の確保につき特段の努力をいたしまして、経費の重点的かつ効率的な配分並びに景気刺激のための建設事業の促進につとめることといたしておるのであります。

以下、その大要につきまして御説明申し上げることといたします。

まず、第一は、伸びゆく郷土の開発促進であります。

県政の重点として、産業経済と県民生活の基盤をつちかうために、長期的な視野に立ちまして、道路、港湾、工業用水道の整備、住宅の建設並びに都市整備等郷土の開発を計画的にかつ総合的に推進し、県内各地の均衡ある発展をはかることはいまさら申し上げるまでもないことであるのであります。

特に、道路につきましては、最近の交通量の増大に対処するとともに、引き続き東名高速道路に関連するアクセス道路の整備に所要の措置を講じ、現在、通過車輛が飽和状態にある国道一号線につきましても、沼津、富士、浜松等市街地のバイパス建設を促進することにいたしましたのであります。

港湾については、最近の港湾の取扱貨物量の予想以上の増加に対処して、清水港をはじめとする地方港湾施設の整備促進をはかることといたしております。

〔後略〕

13 〔公共工事推進のための昭和41年9月補正予算編成〕 1966・9・30

『県議会昭和41年9月定例会会議録』

○知事（斎藤寿夫君）

〔前略〕

さて、今回提案いたしました議案は、予算案、条例案等合わせて三十件であります。以下、その大要につきまして申し上げますと、今回の一般会計補正予算額は、総額百十五億八千百万円で、これに当初予算額の六百八十七億八千五百万円と四十年度よりの繰り越し予算額三億三千五百万円を加えますと八百七億百万円となるのであります。このような大型予算になりましたことは、本県躍進の姿を示すものとして、御同慶にたえないところであります。

今回の補正予算は、臨時急施を要するもののほか、もつぱら既定予算の補完を中心に編成いたしましたのでありますが、その特色といたしましては、公共事業あるいは県単独事業等建設事業の充実と、第六次総合開発後期計画の策定に伴う各種の事業推進のための調査に力点をおいて予算編成をいたしましたことであります。以下、その主要な事業につきまして御説明を申し上げます。

第一は、道路、港湾等の建設工事の拡大であります。

産業経済と生活環境の進展の基盤となる道路、港湾等の事業は、従来より県政の最重点として取り上げてまいつたのでありますが、今回も国の施策に呼応して財政の許す限り積極的な措置を講じたのであります。

工業の開発に必要な欠くべからざる工業用水道につきましても、大幅な補完を行ない、用水型工場の進出に十分対処し得るよう措置し、上水道、農業用水とともに水資源を総合的に活用して、産業経済の発展による静岡県の躍進に備えることといたす所存であります。なお、近い将来、東名高速道路が完成された暁におきましては、輸送構造が大きく変化することが予測されますので、インターチェンジ周辺の流通機能のあり方についても検討することといたしましたのであります。

〔後略〕

14 地方財政の確立に関する意見書 1966・3・18

県議会議務局『静岡県議会時報』第60号、1966・6・20、79～80頁

昭和41年3月18日

内閣総理大臣 }
大 蔵 大 臣 } あて
自 治 大 臣 }

静岡県議会議長 原 軍 一

地方財政の確立に関する意見書

巨額の財源不足により重大な危機が予想された昭和41年度の地方財政も、政府予算案に示された財源処理対策、すなわち、地方交付税率の2.5%引き上げ、臨時特例交付金の交付、地方債の増額等の臨時応急措置により一応回避されたが、来年度地方財政をとりまく環境は依然としてきびしいことが予想される。

国の昭和41年度予算案は、不況脱出施策等を基調とした大幅な国債発行による公共投資の拡大、減税規模の増大を支柱として編成され、その財政構造は従来の財政収支均衡政策より一転して、いわゆる補整的財政政策に転換がなされている。このため、国の財政と密接な関係にある地方財政は重大な影響を受け、現行の地方財政制度は適応性が弱まり、自主財源の弾力性が著しく失なわれた。今後当分国が国債発行を基調とした財政政策を展開した場合、地方行財政の運営は著しく困難になり、地方財政の危機が毎年到来することは明らかである。

よって政府は、地方自治の本旨に徹して、安定恒久化した抜本的な地方制度の確立を図るため、地方制度調査会の行政事務再配分の答申事項並びにこれに対応する十分な財源再配分措置をすみやかに制度化するとともに、当面する昭和41年度地方財政対策としては、次の事項について格段の措置を講ぜられたく強く要請する。

記

- 1 特別事業債中、縁故債については、政府が責任をもってこれが消化のあつせんを図るとともに、特別事業債の償還にあたっては、その財源補てんの主旨にかんがみ、適切な財源措置を講ずること。
- 2 国庫補助負担金の合理化、特に国庫補助負担金の単価、基準、数量等の不合理に基づく超過負担の解消を図ること。
- 3 年度途中において、地方公務員の給与改定が行なわれる場合は、国が完全に財源措置を講ずること。

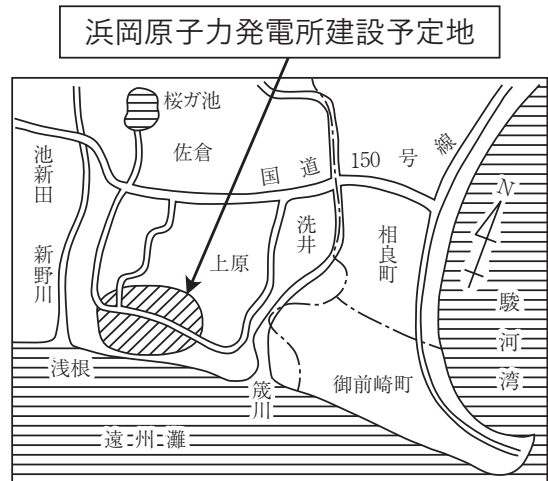
以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

15 中電浜岡原子力発電所建設の申し入れ 1967・9・28

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、116～117頁

〔昭和42年〕9月28日中部電力株式会社から小笠郡浜岡町に原子力発電所建設の申入れがあった。この原発建設は当時暗礁に乗り上げた三重県芦浜原子力発電所建設問題に代わるもので、中電の計画によれば、

建設予定地	小笠郡浜岡町佐倉地区
発電所の型式	軽水型原子力発電所
発電能力	50万キロワット
燃料	濃縮ウラン
冷却海水の所要量	毎秒30トン
淡水の所要量	1日2,000トン
用地面積	165万平方メートル (50万坪)
建設計画調査	約1カ年間
安全審査	約5カ月間
建設工事	約4カ年間
投下資本	約500億円



これに先立ち3月下旬中電静岡支店より浜岡町当局にこの原発建設の意向が既に非公式に伝えられ、関係者はことの重大性と時あたかも統一選挙前であるため極秘に検討が進められたが、7月5日のサンケイ新聞をはじめ中央及び地方各紙に一せいに取り上げられるに至って表面化した。浜岡町では7月9、10日の両日、町当局、町議会議員、農協、婦人会、青年団、区長会など各種団体の代表による茨城県東海村原子力発電所視察が行なわれ、12日その結果に基づく意見交換会、15日から17日にかけて佐倉地区住民に対する経過報告会、8月3日町議会全員協議会の開催などがあり、中電は4日から地質調査を行ない、25日佐倉地区を原発建設の適地と発表した。9月28日前記のように原発建設を正式に申入れるとともに協力を要請するに至ったのである。同日浜岡町は町議会全員協議会を開いて「土地買収価格、補償その他の条件が満たされるなら、これを受入れる。」ことを正式に決定し、その旨を中電に回答するとともに、町長、町議会正副議長、地元丸尾県議らが出県して知事に県の協力を要請し、中電の加藤副社長らも同様県知事をたずねて協力を要請している。

浜岡町当局が原則的に原発誘致の意向を固めたのは、町将来の発展や財政の見通し及び原子力発電所の安全性についてある程度の確信を持つに至ったための如くであるが、原発建設による冷却水のくみ上げや排水は同海岸沖に浅根漁場を持つ沿岸漁業はもとより遠州灘一帯のしらす漁業などに相当の影響を及ぼすことが予想されるとして関係漁業者に大きな波紋を生じた。7月18日、19日の両日榛原郡御前崎町及び相良町の漁業関係者の芦浜

視察と27日浜岡町長及び同町議会議長の両町訪問、経過説明と協力要請があり、5月8日御前崎、相良、地頭方、吉田、坂井平田の5沿岸漁業協同組合の話し合いが行なわれたが、5漁協関係者は原発設置反対協議会を設置して反対のノロシを上げるに至り11日設置反対漁民大会の開催などがあり、9月28日にはその代表が出県して知事に設置反対を申入れており、遠州灘沿岸を操業区域としてしらす漁船をもつ浜名漁協等にも建設反対の動きがはじまっている。県議会内各会派においてもこの問題を重視し、自民党では政調会に特別部会を設け、関西電力の福井県美浜及び日本原子力発電の滋賀県敦賀並びに東京電力の福島各原子力発電所の建設状況の視察などを行ない対策を協議し、社会党では芦浜地区を視察し、8月5日に県に慎重対処を申入れ、26日県評及び地元勤労協とともに対策委員会を設けて反対運動を行なうことを決め、公明党は25日地域住民の納得などを条件に賛意を表明した。9月定例会においては、丸尾購買（自民）の「建設を推進すべし。」の旨の質問に竹山知事の「冷静に検討して地元民の判断の固まることが先決である」旨の答弁のほか、湯山議員（社会）、小島議員（第1議員クラブ）、服部議員（自民）のそれぞれの立場による質問と当局の答弁があり、11月定例会では土屋議員（自民）の質問に竹山知事の前記建設に対する正式の賛意が表明されるに至っている。

なお11月8日浜岡町において町議会全員、各種団体及び地主の代表など46人で構成する浜岡原子力発電所対策協議会が設置され、15日同協議会に対する中電の補償基準の説明会と同町内会長会に対する建設計画の説明会があり、建設反対の各種漁協関係者に対しても中電の説明会があり、原発の安全性及び漁業に対する影響について調査研究の動きがあるも、前途なお幾多の迂余曲折があるものと予想された。

16 公害研究所の設置 1969・10・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、117～118頁

〔昭和42年〕10月1日県公害研究所が設置された。工業化や都市化の進行につれ公害問題が深刻な社会問題となり、国においては公害対策の基本的姿勢を示すものとして本年8月公害対策基本法を制定公布し、また水質保全法、排水規制法、ばい煙規制法等公害防止のための各種の規制法を整備強化しつつある。県においても36年10月公害防止条例を制定公布し、39年4月には公害課を設置するなどして公害対策に取り組んでいる。その間39年東駿河湾地区工業整備特別地域に進出を企図した石油化学コンビナートが地元の反対により挫折した経緯もあり、最近では紙業を中心とする岳南工業地帯をはじめ、浜松、沼津両市における小河川の汚濁など各地において公害問題が騒がれるに至った。本年においては日軽金清水電解工場建設プランが地元の反対により中止の事例があり、現に浜岡町に進出

予定の中電原子力発電所建設に伴う公害問題が論議されている。次の表は昭和42年度中における苦情受付件数による公害の発生状況であるが、

公害業種別、種類別発生状況（昭和42年度）

区分	騒音	排水	臭気	粉じん	ばい煙	振動	ガス	その他	計	%
機 械 工 業	52	18	9	14	8	20	6	1	128	19.8
木材木製品工業	52	5	9	32	8	6	1		113	17.5
パルプ・紙工業	14	14	6	4	14	2	6		60	9.3
繊維工業	20	3	6	3	6	1	1		40	6.2
窯業・土石工業	10	4	1	8	1	2	2	3	31	4.8
食糧品工業	5	8	6	1	4	1			25	3.9
土木建設業	8	3		2	3	3		4	23	3.6
化学工業	5	7	4	2			4	1	23	3.6
金属工業	2				2	1	3		8	1.2
その他の製造工業	20	10	12	9	6	2	2		61	9.4
電気ガス業		1	1			1			3	0.5
その他の事業場	25	17	34	11	15	5	3	11	121	18.8
不 明	1	3	1				1	3	9	1.4
計	214	93	89	86	67	44	29	23	645	100.0
%	33.2	14.2	13.9	13.6	10.4	6.8	4.4	3.5	100.0	

（注）うち県の受付分173件、市町村の受付分472件

苦情受付件数は645件（前年度586件）と増加し、工場によるものが大半を占め業種別には機械工業、木材木製品工業、パルプ・紙工業、繊維工業等の順、種類別には騒音、排水、臭気、粉じん、ばい煙等の順になっているが、地域別には機械、木材工業等の多い浜松市（21%）、木材木製品工業の多い静岡市（19.4%）、パルプ・紙工業の集中している富士市（16.8%）に次いで清水市（6.5%）、沼津市（3.3%）の順になっている。9月定例会における質問から引用すると、羽切議員（自民）は「富士地区は製紙の町といわれ、大小百数十の工場が建ち並んで、これら工場より出されるもろもろの排水物は公害となって地域住民に大きな迷惑をかけており、汚水による農作物の被害、漁獲の減少、ばい煙による汚染、腐敗悪臭による不快感、芒硝、塩素ガス等健康を害する公害は日々枚挙にいとまないほどである。」と述べ、「本県は聞くとところによると公害行政の先進県というわけで、厚生省のめがねにかなない、三重県に次いで全国二番目の公害研究機関が発足したようにけさの新聞

紙上にも出ていたが、どんな期待がもてるのか。」と質問している。この公害研究所の設置場所は静岡市鷹匠町3丁目68の県衛生研究所内、公害防止対策に必要な調査研究、公害防除技術の開発研究及び指導を所掌し、職員は一応9人、所長（公害課長兼務、）専任1人、兼任7人となっているが、前記の質問に永原企画調整部長は「それに地元静岡大学、薬科大学、更に東京大学とか、東京農工大学の先生方を顧問団に委嘱して研究体制の万全を期したい。」と答えており、当面大気汚染や水質汚濁などの環境測定分析を担当し、また厚生省より委託を受けた生活環境の研究及び大規模と畜場の汚物悪臭等の対策等に関する研究を行なうことにしている。公害をめぐる苦情の増加に伴い公害防除意識のたかまっている工場、事業場からの技術相談件数も年々増加しており、その処理体制特に技術体制の整備強化が必要となり、しかもこの技術的対策は複雑広範にわたり各種の専門分野を包含する総合技術的対策が要求されるので、こうした総合化が要求される公害関係の試験研究を促進し、公害防除技術の開発を図るものとして、各試験研究機関や大学、民間研究団体などと連携をとりながら、公害関係の調査研究、公害防除技術の研究開発、相談などにこの公害研究所設置の成果及びそのための施設や技術職員などの整備強化が望まれる。

17 静岡市と安倍6か村の合併 1969・1・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、247～248頁

〔昭和44年〕1月1日、静岡市と安倍郡6か村が合併し、この結果、安倍郡がなくなり県下の郡は12郡となり、市町村数は18市51町7村の計76市町村となった。安倍郡の大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村および大川村の6か村は静岡市の背後にある典型的な山村地帯であり、人口は6か村合計で15,094人（40年国勢調査人口）で、静岡市とは古くから地縁人縁いずれも深い関係にあり、近時の交通体系の整備は市村間の関係をいっそう密接にしており、すでに昭和37年に静岡安倍行政連絡協議会が設けられ、相互に関連する道路、観光開発などの地域開発を広域的かつ総合的に実施推進し、これに伴い市村間に合併の気運が盛り上がり、40年11月安倍郡6か村の村長、議長の連署をもって静岡市に合併の申入れがあり、これを契機に市村合併の話合いが具体化し、道路をはじめ生活基盤、産業基盤の整備など合併に伴う善後措置について前後7回にわたり前記協議会を開いて調査研究が進められ、あるいは市と各村ごとの個別協議において調整が行なわれ、43年6月18日それぞれの市村議会の議決を経て地方自治法第252条の2の規定に基づく静岡市及び安倍6か村合併協議会が設けられ、すでに整った協議事項の確認、建設計画の策定等を中心に協議を重ね、同年9月16日の協議会において合意に達した結果、所定の手続きを経て今回の合併となったものである。

新市域の面積は1,145.96平方キロメートル、旧市域のおよそ4倍となり、福島県いわき市に次いで全国第2位の広域都市となり、昨年8月1日現在の推定人口によれば人口403,730人、世帯数は101,102世帯となった。建設計画においては44～48年の5ヵ年間に30億円を投入して新市域開発の発展方向と事業計画を定め、立地条件による辺地性をなくすための幹線交通の整備を第1として都市地域との一体性を強め、山村地域は、観光と山林資源を開発して産業の振興をはかり、生活基盤である社会環境の整備や住民福祉対策の充実などにつとめることにしている。道路整備については、現在市の中央部から最も遠い井川地区の中心地まで約60キロ、バスで3時間余、距離のわりに時間を要するのは道路が悪いため、このため幹線道路を最低幅員5メートルに拡幅舗装、カーブの多い危険箇所を改良するほか、各地域間の交流道路の開設、特に産業、観光ルートとして重要な井川から長野県に通ずる幹線動脈路の建設を企て、産業振興については、市域総面積の79%を占める豊かな森林資源（90.933ヘクタール）の開発や基幹産業である茶業の振興、林野開拓による酪農の導入をはかり、観光面では井川湖、畑薙湖、南アルプス、梅ヶ島温泉などの恵まれた観光資源をいかすための観光施設の整備や誘致につとめることにしている。また当面の問題として広域化による住民サービスの低下を防ぐため井川に支所、その他の旧5ヵ村に連絡所を設けることにしており、都市問題と山村問題の解決が大きな課題とされている折から広域都市としての新市の将来の発展と行政内容の充実に大きな期待がもたれている。

18 浜岡原子力発電所の建設条件付認可される 1969・5・23

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、256～257頁

中部電力（株）は〔昭和44年〕3月8日電源開発調整審議会（会長佐藤首相）に対し浜岡原子力発電所の建設認可申請を行なったが、5月23日の審議会において「地元の詳細が得られるならば」という条件付で認可が決定された。これに先立ち昨年2月5日、中電が小笠郡浜岡町に同発電所の建設用地の買収単価及びその他の補償条件を提示して以来、両者間の折衝が続けられ、浜岡町においては地主代表22人を選出して交渉に当たるなどの経緯があり、8月13日県が浜岡町長、同町議会議員及び中電を呼んで調停を行い、翌14日地主代表と中電との間に仮調印が行なわれた。次いで用地買収面積1,636平方メートル（宅地2千平方メートル、田62千平方メートル、畑375千平方メートル、山林785平方メートル、原野6千平方メートル、その他405千平方メートル）その他農業補償費等についてそれぞれ地主との交渉が行なわれ、12月29日買収調印を完了している。他方、漁業関係においては昨年1月20日御前崎、相良、榛原及び吉田の4町の町長、町議会議員及び漁協代表で構成する浜岡原子力発電所問題対策審議会が結成され、また2月17日には福田、浜名両漁

協関係者による遠州灘原子力発電所対策協議会が設けられ、共に水産庁東海地区研究所谷井海洋部長の講演をきき、質疑応答を重ねるなどこの問題研究の動きがあり、6月5日県、前記対策審議会及び御前崎、相良、地頭方、吉田、坂井平田の榛南5沿岸漁協関係者間に海洋調査に関する覚書が調印された。同月6日から8日にかけて東海大学支援のもとに県水産課による浅根漁場の調査が行なわれ、その結果は浜名、福田両漁協関係者にも説明され、さらに11月から12月にかけて県水産課と関係漁協役員との間に原発建設と沿岸漁業の振興についての話し合いが行なわれた。このように少しずつではあるが進展のきざしが見られるに至ったが、なお漁協及び漁民間には種々の意向が錯綜し、前記の中電の建設認可申請に対して、榛南5沿岸漁協関係者で構成されている原子力発電所設置反対協議会の代表は本年5月22日、電源開発調整審議会に対し反対陳情を行なうなどして、今回の条件付建設認可となったものである。

設置反対協議会は原発による被害を究明するため榛原漁協究明委員会を設け、7月18日県水産課の浅根漁場調査結果の説明をきき、同月27日から31日まで知多火力発電所周辺の海洋調査、8月7日から9日にかけて浅根漁場の調査、同17日から21日まで東海原子力発電所地先の海洋調査、9月1日、10月12日、13日浅根漁場の補足調査を行なった。次いで榛南4町の対策審議会もしばしば会合を開き、11月22日の理事会において、原発の安全性確保のための監視機構の確立、漁業調査費を含む完全な漁業補償、沿岸漁業の振興を含む積極的な地域開発の推進等の対策がとられることを条件として建設を認めることとする会長所見が了承され、また浜名、福田両漁協関係においても種々の経緯があつて12月15日同様条件付賛成が決定され、ここにこの問題は漁業補償等の問題となって建設の前途を明るくものにしているが、前途なお幾多の迂余曲折が予想されている。この間原発ブームすなわち東京電力の福島2号炉、関西電力の福井県美浜2号炉、高浜3号炉、中国電力の島根県鹿島1号炉、九州電力の佐賀県玄海1号炉の建設のほか、東北、北陸、四国の各電力会社にも原発建設の動きがあり、原子力平和利用の気運すなわち原子力利用の淡水化技術の開発、発電温排水利用の栽培漁業の研究などが進められており、また中部原子力平和利用PRセンター静岡支部によるPR映画の上映や、原子力平和利用展の開催など積極的なPRが行なわれたことが電力需要の要請とともに、この問題の推進に影響を与えたものと思われる。

19 東名高速道路の全面開通 1969・5・26

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、257～259頁

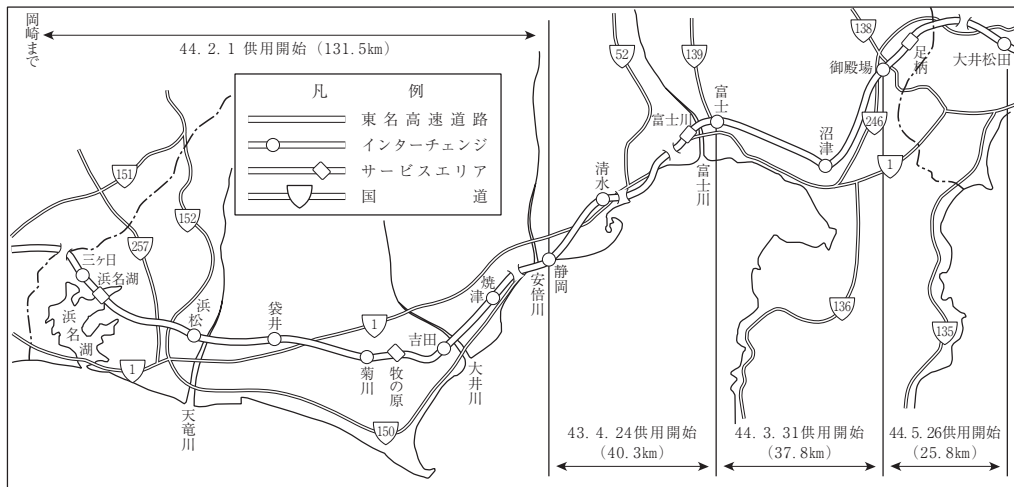
東名高速道路は昨年〔昭和43年〕4月東京・厚木間、富士・静岡間、岡崎・小牧間の開

通に次いで本年〔昭和44年〕2月1日静岡・愛知県岡崎間が開通し、また3月31日神奈川厚木・同大井松田間と本県御殿場・富士間が開通し、最後に残された大井松田・御殿場間も5月26日に開通し、ここに東名高速道路の全面開通によるはハイウェイ時代を迎えた。この高速道路の建設は、東京・神戸を結ぶ幹線自動車道路として戦前から調査検討されていたが、戦後昭和32年、国土開発縦貫自動車国道建設法（法律第68号）が制定され、翌33年に名古屋・神戸間（名神高速道路）の工事が着手されたが（40年7月1日全線開通）、次期着手区間について東海道、中央道のいずれにするかで難航した。本県としては国道1号線の交通緩和対策として東海道に高速道路を建設することが緊急の要務であるとして、神奈川、愛知両県と相呼応して政府、国会、各政党に対し強力な運動を展開した結果、35年7月第34国会において議員提案による東海道幹線自動車国道建設法（法律第129号）の制定となり、37年5月30日東京・静岡間、同年7月17日豊川・小牧間、翌38年10月25日静岡・豊川間の路線の決定を見て、日本道路公団の手により37年5月着工以来7年間の歳月と3,425億円の巨費を要して今回の全線開通となったものである。その総延長は346.7キロメートル、名神高速道路と一体となって首都圏、中部圏および近畿圏を直結する延長536キロメートルの本格的な高速道路を形成し、太平洋ベルト地帯の新交通動脈として、国道1号線の交通難解消に寄与するとともに沿線地域における交通、産業の立地条件を改善し、ひいてはわが国の産業、経済、文化の発展に大きく貢献する大動脈である。東京インターから時速80キロで走るとすれば静岡まで2時間、名古屋まで4時間20分、神戸まで6時間40分、従来東京・大阪間の自動車輸送で15～16時間を要したものが、この両高速道路を利用すれば休憩時間を含めて8～9時間に短縮され、自動車交通に長足の進歩をもたらし、時間、距離の短縮、走行費の節約、市場の拡大等の直接効果のほか、情報伝達、文化交流、観光往来、沿線地域の開発等の間接効果ははかり知れないものがあり、当面の交通渋滞を緩和する効果も大きい。

県内における延長は186.2キロメートル、全線の2分の1以上を占め、インターチェンジは全線22カ所の半数に当たる11カ所のほか、サービスエリア4カ所、パーキングエリア8カ所、バスストップ27カ所を有し、県内分の建設費は1,821億といわれ、全線の中で最長を誇る日本坂トンネルは延長2,025メートル、換気、照明、防災等の各施設を完備し、また浜名湖橋はこの種の形式の橋として規模、工費（32億円）とも日本一とされ、静岡・富士区間とともにその眺望のはを競っている。県は静岡、浜松、沼津等に流通センターを建設し、原料搬入、製品搬出等の合理化や清水港コンテナ基地の建設等を企図しているが、この高速道路の開通により焼津の魚や磐田の野菜などが鮮度を保って東京、大阪その他の市場に直送され、吉田、菊川のインターは開発の遅れていた榛原、小笠地域の開発の拠点となり、また御殿場、三ヶ日のインターはその周辺の観光開発に大きな効果をもたらすな

ど本県の産業、経済、文化等の発展に多大の寄与をなすものと期待されている。

東名高速道路県内路線図



「東名高速道路県内路線図」

本県内料金表

軽自動車・小型自動車(二、〇〇〇cc未満)	円 1,150	円 1,050	円 1,000	円 900	円 800	円 700	円 600	円 500	円 300	円 150	御殿場	普通自動車・普通トラック(二軸)(二、〇〇〇cc以上)
	1,050	950	850	750	650	550	450	350	150	沼 津	円 200	
	950	800	750	600	500	400	300	200	富 士	200	400	
	800	650	550	400	300	200	100	清 水	250	450	650	
	700	550	450	300	200	100	静 岡	150	400	600	750	
	600	450	350	250	100	焼 津	150	250	500	700	900	
	500	350	300	150	吉 田	150	250	400	650	800	1,000	
	400	250	150	菊 川	200	300	400	550	900	950	1,100	
	250	100	袋 井	200	350	450	550	700	950	1,100	1,250	
	200	浜 松	100	300	450	550	650	800	1,050	1,150	1,300	
三ヶ日	250	350	500	650	750	850	1,000	1,200	1,300	1,450		

注) 3月31日御殿場・富士間開通により静岡・富士区間の暫定料金廃止
静岡・東京区間はそれぞれ1,150円、1,450円

第3節 高度成長期の自治体運営

20 行政の進むべき方向 1961

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、40～41頁

第4章 行政の進むべき方向

この計画は昭和36年から昭和45年に至る10年間の県経済の進むべき道を指し示すとともに、これに対応する県行政施策推進の方途を明らかにし、地域産業構造の変革を手段とする県民生活水準の向上を企図するものでもある。計画の諸部門は、計画全体における数多くの歯車として、複雑にからみ合っており、その詳細は諸部門ごとに明らかであるが、これらの総体から、いくつかの主要課題を抽出して、計画の支柱とすることによつて、長期的県行政施策の骨組を明示しようとする。

〔中略〕

〔3〕県行政水準の総合的向上

これら新しい生活圏の確立と県民生活の展開はもとより県民の連帯的な協力をまつて可能となるのであるが、その連帯の核となるべきものは、県民の信託を受けた県の行政である。この計画の推進を先導すべき県行政は、前記の施策を実施するために相応する県行政体制を採らなければならない。また、県行政を裏打ちする財政資金は、その源を主として住民の租税に負う以上、行政各部門の不統一によつて、効率を低くすることは許されない。それ故、この計画の目標に沿う方向に行政組織を整備する方法について慎重に検討すると共に土地造成、水資源開発等のための県策法人の新規設立については、行政各部門及び他の県策法人との相互の有機的な統一を保ち得るようまたその乱立を来さないよう事業の範囲、事業計画等を考慮してできるだけ総合的な公社を設立するよう配慮する。更に行政事務の効率的遂行をはかるため職員研修制度の充実、事務合理化等について十分考慮したい。

なお、県行政との有機的な関連を保ちつつも、基礎的な地方団体として、その固有の立場を展開させて行くべき市町村行財政に関してわれわれは次のように考える。

この計画における市町村財政の予測については投資的経費を中心とした巨視的な分析に重点がおかれ、多岐にわたる市町村の今後の方向について触れることが少ない。しかしそれにもかかわらず、市町村行政の重要性とりわけ計画の達成に果たす役割の大きいことにかんがみ、今次計画の方向に沿つた郷土建設推進運動の展開を重視する。また市町村行政が、その郷土にふさわしい特質をこの計画と調和させつつ発揮し得るよう、まちづくり、むらづくりの基本的方向に真剣な省察を加えるとを期待する。その過程において、県はできるかぎりの協力を惜しまない。

21 第6次総合開発計画実施のための機構改革 1961

県議会事務局『静岡県議会百年史 激動の一世紀』、1979・2、644～645頁

368 第6次総合開発計画実施のための機構改革

(1) 第6次県総合開発計画実施第1年目に当る昭和36年度は、これの実施態勢整備が当然の問題としてとり上げられ、県はこれに併行させて転換期にある農業施策の樹立、観光行政の一元化、工業施策の充実、青少年対策の総合化等をはかるため、企画調整部の再編成、事業局の新設と共に、経済部、商工部及び県教育委員会の機構を改革している。

(2) この機構改革の結果、従来の9部41課は9部1局46課（知事部局）となり、その概要は、次のとおりである。

企画調整部調査課を総合計画課と改称。

総務部学事文書課を新設し、企画調整部振興課より分離。

総務部事業課を廃し、事業局を新設。

民生労働部職業訓練課を新設し、職業安定課より分離。

民生労働部母子福祉課を児童課と改称。

経済部農業経営課を新設し、農政課と分離。

経済部特産課を廃して、園芸課を新設。

商工部通商観光課を廃して、商政課、観光課と分離新設。

商工部工業課、繊維課を改編し、工業一課、工業二課と改称。

林務部県営林課を新設。

教育委員会社会教育課を改編し、文化課と青少年課を新設。

なお事業局は、この後7月事業部として独立し、総務課、工業用水課の2課編成となった。

22 県の広報活動の強化＝県政モニター制度化 1963・7・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第5巻、1964・3・25、90～91頁

県は、〔1963年〕4月の機構改革で従来県民会館にあった広聴広報部門を本庁に移して広報課を新設したが、この程県広聴事案処理要綱、県政モニター運営要綱、県民相談運営要綱が定められ、7月1日から施行された。従来の広聴活動は去る昭和30年全国に先がけ450人のPRD〔パブリック・リレーションズ・ディレクター〕を置き、これが国政モニター制度採用の因となったが、今度これを「県政モニター」として制度化し、また、広聴されたものが途中でうやむやにされないで生かされるよう制度の明確化をはかったもので

ある。これら3要綱によると、広聴活動は移動県庁、県政モニター、県民相談を通じて行なわれ、県政モニターは1市町村2～10人で、県下で247人を地域とのつながりを持たせるため市町村の推せんをまち、産業構成をも考えて知事が委嘱することとし、従来匿名無報酬でこれがかえって成果を阻害していた面もあるので、モニターの氏名を明らかにして、地域の住民が県政に対する意見や要望、県政の影響効果を観察した結果に基づく勧告や助言、県政に対する住民の苦情や相談をどしどし持ち込めるようにし、その活動費が支給されることとなった。県政モニターから持ち込まれた相談は原則として1週間以内に処理し回答することとされ、広聴事案で必要なものは県の部長連絡会に提出され処理されるなどとなっている。その他県民相談を、県庁玄関横の相談室などの窓口相談、毎月1回行政監察局、県弁護士会、地元市町村団体などの協力で開催する移動相談、さらに移動県庁などによりこれを受け、即決即答主義で広聴活動にあたることになっている。

23 「行政事務の合理化に関する県議会質疑」 1963・12・2

『県議会昭和38年11月定例会会議録』

○六十九番（原 軍一君）〔前略〕次は、行政事務の合理化について伺いたいと存じます。最近の経済、社会、文化各般にわたる著しい進歩は、当然行政需要の面においても変化をもたらし、これに対応する行政の組織が必要であります。この意味において、知事が本年四月県庁機構を全面的に刷新し、行政の合理化と能率化に対処し、総務部に行政考査室を独立させて、作業を進めておることは、大いに期待するものであります。行政事務の合理化の最終目的は、行政の能率化、効率化による住民へのサービスにあることはもちろんであります。本年度の重点施策の一つに取り上げられているところでもあります。最近の民間企業の事務は、恐るべき勢いで合理化されて、また近代化されておるのであります。したがってこれが中高年令層の、いわゆる熟練者の階層に、不要となるような余波を産んでおるのでありまするが、官庁事務においては、その性格が異なるとはいえ、この事務の合理化、近代化に立ちおくれておることは、いなめない事実であります。この際本県においては、徹底した事務の合理化、近代化を推進して、人件費の節減を図るべきだと思うのですが、知事のお考えはいかがでありますかお伺いいたします。なお、行政考査室の半歳の調査結果について、官庁事務の隘路と申しますか、欠陥と申しますか、ありましたらお示しを願いたいと存じます。〔以下略〕

○知事（斎藤寿夫君）〔前略〕行政事務の合理化については、積極的に考査室で考えておるのであります。今回、来年度の予算につきましても、これらは私は積極的に取り上げて、予算化してまいりたい。県政の機構、制度の簡素合理化をはかつていく、事務運営の近代

化をはかつていく、事業、事務の整備統合、あるいは執務、労働条件の合理化というふうなものについて、積極的なまじめな検討を進めておりますので、こうしたものを、来年度予算等については充分汲み上げて、予算化をはかつて実施をしてまいりたい、かようにかんがえておるのであります。超過勤務等も当然もういても、いなくても、もらえるんだというふうな考え方はならぬのであります。私はいつも、定時退庁せいと、五時十五分になつたらみんな帰るように・・・・・・今度何か、あしたかあさつてからスケジュールでみんな帰るという、けつこうだ、その分その時間内で一生懸命やつてくれということなのであります。定時退庁で本当に私はけつこうだ。特別な事項以外には、超過勤務なんかはそうせぬでも役所の仕事というものは、できるんだということを私は考えておるのであります。したがつて一億か二億超過勤務等も予算化してありますが、来年はこれをもう極力消しちもうというふに考えております。〔後略〕

24 〔新年度に対処する行政機構改革に関する県議会質疑〕 1963・12・2

『県議会昭和38年11月定例会会議録』

○五十四番（池田文輔君）〔前略〕最初に、行政の近代化と組織改革の構想についてであります。行政近代化委員会が設けられてすでに一年有余、事務局である行政考査室が発足して半年余になりますので、行政近代化の輪郭も固まつたものと思われませんが、行政組織は、行政需要に応じて決定すべきものであらうと思われま。

産業構造の変化が行政需要に大きな変化をもたらすこともまた当然であります。したがって、産業構造の推移に即応して組織改革をすることが必要だろうと思うのであります。十年前の本県の産業構造は、一次産業が四五％、二、三次産業が五五％でありましたが、十年後の今日、一次産業は二五％に半減し、二、三次産業は七五％に増大しております。すなわちわが国産業の成長に伴つて、一次産業が大幅に減退し、二、三次産業が飛躍的に拡大したものであります。この間本年の行政機構を見るに、一次産業関連部局が三部十課から三部十三課に拡大されたのに比較いたしまして、二、三次産業関連部局は二部六課から一部八課に変化したにすぎないのであります。職員数においても、一次産業関連部局が圧倒的多数を占めていることは言うまでもありません。一次産業に構造改革という大問題があると同様、二、三次産業にもまた、構造改善という歴史的課題が横たわっており、これを共通の問題として、わく外において考えるとき、以上のように産業構造の面で、量的に大きな変化をとげているにかかわらず県の行政機構が、組織の上であまり変化のないという事実に対しまして、県民感情としてまことに割り切れないものを感じるところであります。一次産業の減退、二、三次産業の伸長は、歴史の流れであり、

これに即応した組織を整えることは、行政効率の面からみても、県民サービス向上の面からみても、当然すぎるほど当然のことと思われます。御承知のとおり、中小企業基本法が制定され、中小企業の進路と政策が明らかにされましたが、これとても強力な施策と指導なくして中小企業の近代化は望み得ないのであります。したがって、関連部局の強化拡充が当面の急務と考えられます。

九月県会で藤江議員の質問に対して、労働部の独立を真剣に検討している旨答弁がありましたので、この問題は既定の事実として了承いたしておりますが、さらに中小企業の近代化及び労働力確保に、まず組織の整備強化が望まれるのであります。と申しましても、二、三次産業に重点をおいて、最も困難な問題が山積しておる一次産業にしわ寄せを要望するものでないということを付言して、知事のお考えを伺いたいと思うのであります。〔後略〕

○知事（斎藤寿夫君）お答え申し上げます。第一の労働部の設置の問題であります。御承知のとおり、地方自治法の法定部数というのがあります。しかし私どもは、時勢も変わってきておる、この法律をつくつたころ、再建整備のやかましい時代であつたのであります。地方自治団体が勝手に自分の力以上に、いろいろな関係で部を設置するというふうな趨勢をとめようとして、つくられた法律でありますので、現在には全く不適當であるという意見は、しよつちゆう出しておるが、現行法律が厳存しておる以上、なかなか自治省がうんと言わないのであります。〔中略〕したがって今ありていに申して、立往生ということが現実であるのであります。手は尽してみたものの立往生である。しかしながら、この内部にわたつてのやはり人の配置、予算の増額等、労働行政の前進のための施策というものは、部にしないにかかわらず、進めていかなければならぬということは、後段に御指摘のとおりであります。特に今労働力確保、不足に対する一連のお考え方等拝聴いたしましたのであります。この結論も同時に、各施策についても同時に御提示なさつておつたのであります。そのとおりであります。むしろ全く同感であつて、一つぜひ来年度予算につきましては、この点を重点として、労働力確保のための施策というものを進めてまいりたい。予算的にも一つできるだけの配慮をいたしてまいりたい、かように考えております。特に神奈川、愛知両県を控えます静岡県であります。しかも非常に進んでまいる、工業化していく過程における静岡県としては、なんとしても人の確保というものは問題であり、また同時に労働力の質の上昇、技能の訓練とか質の向上というものも、御指摘のとおり同時に必要であるのであります。この点についても、十分一つ考慮してまいりたい。また一つの御提案で、工業学校とかそうしたものの卒業生の、試験場等における訓練というようなことも、十分一つ取り上げて考えてみたいと考えております。また大学教育——短大のみならず理工系の大学教育等についても、静岡大学が今の高校急増の次に来たる大学の急増期を控えまして、いろいろ体制を整える準備をいたしております。私どもも県全体

としてやはり協力をしていかなければならぬというふうに考えて、理工系を中心として非常に考えておるようでありますので、ぜひ力をいたしてみたい。また短大等も、国の方針も、専門学校というものを、専門課程というものをもう一度復活していく考え方であるであります。本県にいたしましても、農業についての専門、あるいは技術についての短大、専門学校というようなものを、ぜひもたなければならぬのではなからうかというふうに、私も考えておりますので、そうした一連の将来への構えといたしましても、十分一つ検討をいたしてまいりたい、かように考えております。くれぐれも十分に労働力の確保のため、一つ努力をいたしてまいりたい、来年度、予算的にも努力をしてまいりたい、かように考えております。〔後略〕

25 〔県行政に関する諸問題に関する県議会質疑〕 1964・3・10

『県議会昭和39年2月定例会会議録』

○十二番（鈴木一夫君）〔前略〕次に、質問の第二として県行政に関連してお伺いいたします。数年来、人件費の膨張が事業費を圧迫して、諸施策の施行に支障をきたしていることは決算委員会等にも指摘をされ、過日わが党の村上員の質問に対し、知事は「今後人件費の増加を防ぐため、増員の圧縮を考えている。」と答弁されました。ぜひそのように願いたいのでありますが、しかし、人件費については、定期昇給や人事院勧告により、いたし方ない自然増的なものがあり、一方経済・社会^{〔ママ〕}文化の急激な進展により社会機構も複雑になり、それに伴って県庁行政も複雑化し、職員の数もより以上に必要に迫られているのが現状であります。その増員を防ぎ、県民の福祉向上のため、県政を円滑に推進するためには、思い切った行政の近代化が必要であると考えます。そこでこれらの問題の解決のために、昨年四月行政考査室が設置されたわけであるが、私は、まずもつて過去一年間の考査の結果について、本県行政運営の問題点等について、考査結果の大略をお聞かせいただきたいのであります。

次に、三十九年度予算に行政事務の近代化の予算が含まれ、電子計算機を初めとする事務近代化の設備がなされることは、まことにけつこうと考えるが、事務の近代化だけで行政の近代化とはならないと思うのであります。行政はやはり人間のやるものであります。職員の数を増さないで効率を高めるためには、やはり職員の質の向上をはかることが第一条件であろうと考えます。その方策として、職員の新陳代謝をして若返りをはかることも必要であろうと思うのでありますが、その点いかように考えておられるか。

また、現在の県庁機構組織が、はたして近代的行政を行なう上にふさわしい姿であるかどうかということでもあります。三十七年度の決算報告でも指摘されている各種調査事業が、

各部の連絡不十分からその徹底を欠いている等も、行政機関の責任の所在の不明確と、統一性の欠如に起因するものと考えられます。また、現在各部課に配置されている定数が、はたして行政の重要度や事務分量等から見て、合理的な適正配置がなされているか。私の見るところでは適正を欠いている面が多分にあるように考えるのであります。こうした考え方から、知事は予算要求に対し、その査定にあたって大なたをふるうごとく、思い切つて県の行政機構に大なたをふるつて、近代的な行政機構に改革する意思はないかお伺いしたいのであります。また、各部課に職員を配置する際、正しい人事評価のもとに各個人の適応性を見て、また能力の評価によつて配置しておるかどうか、人事管理の現状をお伺いしたいのであります。〔以下略〕

○知事（斎藤寿夫君）〔前略〕また、県の行政についてでありまするが、いろいろの御指摘をいただきまして、私どももよく反省をいたし、日に日にくふうをいたしてまいりたい、かように考えております。考査結果等につきましては、副知事からお答えを申し上げます。

全体といたしまして、なかなか職員も多くなつて、私は少なくする、圧縮するということだけが能とは考えておりませんが、しかし、そう人を増すだけで能率があがるというものでは決してないのであります。また費用の点についても考えなければならぬ。在る人が十二分に働けるように、いろいろなやはり合理化をはかり、近代化をはかつていかなければならぬ。

こうした点について考査室等で、いろいろな点を具体的に考査をいたしておるのであります。今回の百名くらいですか、人員の配置も考査室の考査の結果によつて、私どもは配置をする。主観的にここがこうだろうということではなく、考査室の測定によつて、人の配置ということもいたしておるのであります。事務の近代化等も極力努力をいたしております。

〔以下略〕

○副知事（鎌田要人君）県行政の近代化につきまして、私から補足してお答え申し上げたいと思います。

県の行政が、いわゆるお役所仕事を返上いたしまして、住民にとりまして、最良の行政を最も確実に、迅速に、住民の手の届くところへお渡しをする、これは、やはり、私は、県の行政の目的と申しますか、最上の使命である。こういうふうを考えるわけでございます。そういつた意味合いにおきまして、機構・定員、あるいは仕事の進め方、あるいはそれを補助する手段といたしまして、事務の機械化なり、あるいは執務環境の整備というものを考えていかなければいけないと思うわけであります。

まさに、そういつたねらいをもちまして、静岡県行政近代化委員会というのが昭和三十七年に発足をいたしました。また、昨年四月から行政考査室というものが発足をいたしましたわけでございます。県行政考査室は、昭和三十八年度におきましては、特に住民に

密着した行政という意味合いから、出先機関を中心といたしまして、機構の問題は取り上げたわけでございます。で、出先機関を中心といたしました行政組織と運営の合理化といった面におきまして、賀茂支庁をテーマといたしまして、この問題に取組んだわけでございます。

次に、事務の進め方といたしましては、稟議制度をどういうふうに改めていくか、いわゆる判こ行政でございます。一つの書類に八十幾つの判こを捺されておる。いわゆる判こ行政の弊というものをどういうふうに合理化していくかという問題であります。

第三のテーマといたしましては、執務環境の近代的整備という問題、これには広くこの庁舎自身をどうするか、狭隘化いたしております庁舎自身をどうするかという、こういう問題まで含まれるわけでございますが、そういつた問題について検討を加えまして、その成果といたしまして、昭和三十九年度におきまして、たとえば、その定数配置の問題におきましても、出先機関というものに重点をおいてまいりたい。こういう結論を出しておるわけでございますし、あるいはまた、事務の進め方につきましても、いわゆるファイリング・システム、国鉄あたりでやつておるわけでございますけれども、そのファイリング・システムというものを試験的に進めてまいろう。あるいはまた、税務事務につきまして計算機を導入いたしまして集中的な計算を行なつてまいろう。〔中略〕

職員の適正配置、定数の問題、これにつきましても、さきほど基本的には知事から答え申したわけでございますけれども、現在県の職員は、住民三百六十人に一人、こういう割合になつておるわけでございます。こういった意味合いにおきまして、この大事な職員というものを、どういうふうに現在の県の行政の進め方というものにマッチをさして配置をさしていくか、それにつきましては、行政考査室のみならず、やはり職員のすべてが、それぞれの職場において、自分たちの仕事の進め方について、毎日反省を加えてまいる。こういうことを前提にいたしまして、考えてまいらなければならないと思つておるわけでございます。〔後略〕

26 行政近代化の推進 1964

『県政概要 昭和39年版』、1965・3・25、8～9頁

県政の焦点 行政近代化の推進

1 目を内に向けて

(一) 企業の経営管理と自治体における行政管理

最近、一般企業では「経営管理」の問題を極めて熱心にとり上げている。すなわち経営学ブームといわれる所以であるが、これは激しい競争裡になお繁栄を希う企業の旺盛なエ

ネルギーの表現にはかならないものと思われる。

いうまでもなく、一般企業と地方自治体とは、存立の目的も、その活動の態様も著しく異っている。しかし、存立の目的を達成する為の組織的活動、その間にお〔あ〕る職能技術性を中心として考察した、いわば生産性の向上、いいかえると能率性、合理性の確保という端的な点に関しては、両者とも同一の尺度によって評価、測定され得るものであって、この経営管理と行政管理の共通性こそ県行政の運営上厳しい角度から検討、留意すべき問題点の一つと考えられる。

県行政各専門部門の活動は、これを第1次的活動というべく、これらを促進、調整するいわゆる行政管理の活動は、第2次的活動というべきものである。しかもこれは、自治体運営の本質的中枢的機能であって、今日の如く第1次的活動が広範多岐化する一方であり、その相互間の総合性、斉一性を保持することに困難性が累増する時代にあつては、ますます重要度を加えるものである。

(二) 近代化の名のもとに

近来、世論の関心は、行政の直接活動もさること乍ら、むしろ内部運営についてその能率性、合理性の如何という問題に注意深く向けられている。

同時に、行政体の内部でも、単に外からの要請に応えるという消極的な立場を超え積極的に自らを変革し旧套を脱しようとするさまざまな試みが為されている。

静岡県でも、数年前から「行政近代化」の名のもとに県行政の運営の能率化、合理化を目指して、活潑な調査検討、改善措置の積極的な実施、その推進、等々極めて積極的な努力が続けられている。

2 県行政近代化の推進体制

(一) 静岡県行政近代化推進委員会の発足など

県行政の能率化、合理化を推進するため昭和37年7月静岡県行政近代化推進委員会が設置（昭和37年訓令乙第8号）された。同委員会は、副知事を会長とし知事部局の各部局長を委員として構成されるものである。

委員会には下部機構として幹事会があり、関係課長が幹事に任命されている。さらに必要に応じて専門部会が設けられ、委員会の付託に応じてそれぞれの課題について専門的に調査研究を行なう仕組みとなっている。

昭和38年度中に設置された部会及び各部会の調査課題は、次の通りであった。

- A 組織制度部会（部会長都築行政考査室長）
- B 事務管理部会（ 〃 池谷学事文書課長）
- C 執務環境改善部会（ 〃 亀山用度課長）

課題

組織制度部会 出先機関を中心とした行政組織及び運営の簡素合理化に関すること。

事務管理部会 稟議制度に関すること。

執務環境部会 執務環境の近代的整備に関すること。

さらに、県の行政組織上の分課として 38 年 4 月に行政考査室が設置され、行政管理の立場から、主として行政近代化に関する事務を担当することとなっている。

なお、特異な制度として「事務管理主任」の制度がある。これは、「本庁及び出先機関における日常業務を通じて常時事務処理の簡素化を推進し、合理的な事務処理の普及徹底を図る」べく、37 年 7 月に設置（静岡県処務規程・昭和 33 年訓令乙第 5 号）されたもので、本庁各課、出先機関の庶務責任者（課長補佐、庶務係長、出先機関庶務担当課長等）をこれにあてているが、文字通り、各職場における実践推進力として大いに期待されている。

（二）推進の方向

県行政近代化の推進については、前記「静岡県行政近代化推進要綱」において原則的に方向づけがなされているのであるが、その趣旨は「社会経済情勢の進展に即応する合理的かつ科学的な行政を行ない県民福祉の発展を図るため、県政の機構及び運営の全般について行政の近代化を推進しようとするもの」であり、その具体的な目標は次の通りである。

- A 県政の機構制度の合理化
- B 事務運営の近代化
- C 事務事業の整備統合
- D 執務労働条件の合理化

4 より徹底した行政管理へ

（一）一つの問題点

一般に、行政が民間企業に比していわゆる生産性ないし資源効率 $-\frac{\text{生産結果}}{\text{生産要素}} = \frac{\text{行政効果}}{\text{行政資源}}$ の問題について、鋭敏さを欠く憾みがあるのは、企業の生産結果に比較すべき行政の実施結果が計量的に補捉できにくいことに因るものが多いと思われる。

この行政の実施成果、すなわち行政効果をどれ程まで精確－特に計数的に－に把握するかは、行政管理における当面の重要課題である。そしてその如何は、やがて、より完全な行政計画の策定、そしてその徹底した進行管理、並びに行政のいわゆる生産性若しくは行政資源の効率性測定を可能ならしめるものと信ぜられるので、国でも、各府県でも、この未踏の峻嶮に向ってけん命の登頂を試みているのであるが、本県では、目標へのより接近を期して、特に 39 年後の重点事業として積極的な検討を行なうこととしている。

（二）近代化推進委員会 39 年度の目標

近代化推進委員会は 39 年度の調査検討の課題として次のものを選定している。

- A 事務の一部の民間委託の検討

B 稟議制の検討

C 帳票改善の検討

いずれも行政運営の合理化、能率化に影響する具体的な問題で、その結果は大いに期待される場所である。

27 【県行政のあり方に関する県議会質疑】 1965・3・6

『県議会昭和40年2月定例会会議録』

○三番（鈴木重郎君）私は県行政のあり方について、まず最初に知事に質問をいたしたいと思ひます。

〔中略〕知事は、昭和三十七年七月、静岡県行政近代化推進要項を制定して、県行政の能率的執行と行政サービスの向上による県民福祉の増進は、県が県民から付託される基本的な使命であり、その使命達成のために、行政の管理と運営について、絶えず創意とくふうが積み重ねられなければならない。そこでこれらの要請にこたえて、県行政の体質改善を推し進め、とかく事務改善中心であつたいままでの能率化対策から脱皮をして、行政管理の抜本的改善を目標として、副知事を委員長として、県庁内部人事によつて活動に入つたのでありますが、この委員会の調査報告書が発行になつておりますが、その内容を見てみますと、三つに分類をされております。その第一は、出先機関の近代化の方策としては、総合庁舎を作れば職員のモラルが向上するとか、庁舎使用が便利になるとか、職員の節約になるとか、執行部門の強化になるといつたような報告がまとめられております。第二は、稟議制度の部会の報告書であります、稟議制度を検討することは、県の組織、事務配分等、いわば県行政の骨髄ともいふべきものに触れる問題であるので、さらに組織部会ともつとめて協調連絡をはかりつつ検討を進める。いかにも役所らしい言い回しで報告書がまとめられているのであります。第三は、執務環境については、具体的改善として、照明、換気、騒音防止、冷暖房、職場の美化、分庁舎の建設について御意見がまとめられておりますが、この発表にあつて、委員長である副知事は、これが今後の県行政の骨となり、肉となることを切に期待すると言つておるのでありますが、これが本県行政近代化調査報告書とは、全く情なくなつてしまうわけであります。

国では臨時行政調査会が、二年間の調査に基づいて、昨年九月、行政改革意見書をまとめて、政府に提出したことは御承知のとおりであります。そのなかで特に注目される点は、日本の行政は依然として古い制度と慣行のもとで行なわれ、戦後民主主義を基調とした制度の大改革が行なわれたが、その実効は上がらず、公務員の士気及び倫理の確立はできず、行政が国民の奉仕に欠けている、その原因の大部分が行政の組織や運営に問題があると強

く主張しているのであります。特にこのなかで強く感ずるものは、行政における民主化の徹底についてであります。行政は国民に便利のように、できるだけ国民の身近なところで、国民の批判を受けながら、国民のために実情に合った、なるべく国民の負担を軽くすることが必要である。このためには中央集権主義を改め、地方自治の強化がなされるとともに、行政を実施する公務員の精神や態度が民主化される必要があり、民主的な行政組織のうち、特に国民の行政参加という意味の行政委員会制度を作り、広く国民の声を行政に反映できるようにすべきであると指摘しているのであります。

本県においても、県民の声の反映において、行政の近代化や改革を行なうべきであると考えてるのであります。県における近代化推進委員会なるものを改めて、県民各界、各層の意見を吸収して改革意見をまとめるように、新たに行政調査会のようなものを設置する必要があると思いますが、知事にお伺いしたいと思うのであります。

特に地方自治を守るための部会、行政における民主化徹底のための部会、行政の総合調整の強化のための部会、行政運営の合理化、能率化のための部会、公務員の県民への奉仕の部会などに分けて、本格的に取り組む時期にきていると思うのでありますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

最近知事は、政府の地方自治体への財政配分についても、行政事務の分担についても、中央集権化がますます強まってきたことに強く不満をもっております。三割自治が二割自治に圧縮されつつあるように思われます。ことあるごとにそのことを嘆いております。そのことは、全く同じように市町村自治体の嘆きでもあります。市町村は国の行・財政のひどい仕打ちだけではなくて、県行政の集権的なやり方に対しても、怨嗟のまなざしをもつて見つめているのであります。いまこそ抜本的な対策を考えなければならない時期であります。〔後略〕

28 市町村の行政 1965

『県政概要 昭和40年版』、1966・3・25、21～23頁

一 市町村の行政

1 県と市町村代表との協調

県と市町村は、同じ地方自治団体として常に協力的関係が必要である。特に最近の地方自治体は、行政の総合性、能率性を強く要求されている。そのため主として次のような方法により市町村との連絡協調を図っている。

(1) 静岡県、市町村長、市町村議会議長合同会議の開催（昭和39年5月7日）

県から知事、県議会議長、副知事、出納長、各部長等、市町村から各市町村長、各市町

村議会議長等が出席して静岡市産業会館において開催された。

会議は、県における昭和39年度の重点施策等の説明、市町村からの県に対する要望、県の施策に対する質疑、それに対する県の回答等があり、地方自治行政における差迫った問題を真剣に話し合った。

(2) 県と市長との行政懇談会の開催(昭和39年9月16日)、県と町村長代表との行政懇談会の開催(昭和39年9月14日)

県代表と各市長や各町村長代表と膝を合せて県、市町村間の行財政全般について話し合った。〔中略〕

2 県職員の市町村に対する派遣

県行政と市町村行政とは、いずれも目的は住民福祉の向上にある。かねてより市町村側から市町村行政一般について直接かつ長期間にわたり指導を受けるために、県職員の派遣方要望が強く出されていたので、「静岡県職員の市町村に対する派遣要綱」を制定し、昭和39年度から県職員の市町村に対する派遣制度を確立し実施した。

3 市町村職員の研修

市町村行政の複雑化、多量化により行政の合理化、能率化が要求されるとともに市町村職員の資質の向上が欠くことのできない重要事項となってきた。

元来、職員の研修は、その職員の任命権者の担任すべき事項であるが、市町村には研修能力に自ら限界があるし、特に小規模町村においては計画的、基礎的研修を実施することが困難な実情におかれている。

そのため昭和39年度は、実務研修制度、監督者研修等を加えると同時に量的にも質的にも内容を充実したものを実施した。

また、市町村職員の研修を能率化するために、県職員と共通の研修の場としての静岡県自治研修所が目下建設中であり、昭和41年度から発足の運びとなる。

昭和39年度の研修実施状況(地方課が主催したものと県職員が講師となったもの)は、表〔略〕のとおりである。

4 市町村職員の実務研修

昭和39年度から、県行政の実務を通じて市町村職員の研修を行ない市町村職員の資質向上のために、「静岡県市町村職員実務研修実施要綱」を制定して、市町村職員の実務研修制度を確立した。

この制度は、原則として六ヶ月間にわたり市町村職員を県の各課、出先機関に配置して担当の事務を通じて研修を行なうと同時に、自治法、地公法、法制執務等の基礎課目、県の各部の事務事業の執行状況等の研究の特別研修を行なうものである。〔表 39年度の前期、後期の研修状況 略〕〔中略〕

二 市町村行政の振興

1 広域行政事業の推進

最近の社会経済の発展は、地域的にも市町村の行政区域をこえて急激に進展しつつあり、又住民の生活水準の向上に伴って施設の近代化高度化が要求され市町村の行政事務が複雑多岐にわたってきている。これらの大規模化多様化する行政需要に市町村が応ずることは、行財政運営の面から至って困難であり、一般に経営規模も小さく将来の運営にあたって不経済非能率である。

そこで極力行政区域をこえて市町村事業の共同処理を指導することにし、社会的経済的に有機的関連度の強い広域行政ブロックの設定を行ない事業の広域共同化を推進することにした。

ブロック設定の際、採用した基準は次の通りで、指標によってまとまったブロックがある。

なお設定されたブロック内で今後共同処理の推進をはかる事業は、し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場、隔離病舎、老人ホーム、と畜場、公立病院等の生活環境整備事業を中心に、その他教育委員会、公平委員会等の各種委員会の共同設置や計算事務の共同化、常備消防の共同設置の具体的実施案を検討することにする。

ブロック設定に採用した基準

(1) 広域組織に基づく設定基準

- 1 広域的協議会の設置地域
- 2 広域都市計画の計画地域
- 3 一部事務組合の設置地域
- 4 農業協同組合の合併計画
- 5 漁業協同組合の合併計画
- 6 農業団地の造成計画地域
- 7 工業適地々区

(2) 社会的要因に基づく設定基準

- 8 通勤、通学圏状況

(3) 経済的要因に基づく設定基準

- 9 工業地域と農業地域
- 10 市町村別就業構造一覧表
- 11 市町村別人口の増減状況

広域行政ブロック区分表

ブロック No.	地 区 名	市	町	村	広域人口	行政面積	ブロック関係市町村
1	南伊豆東地区		4		67,727 人	394.08 km ²	東伊豆町、河津町、下田町、南伊豆町
2	南伊豆西地区		3	1	38,515	239.82	西伊豆町、松崎町、賀茂村、土肥町
3	北伊豆東地区	2			106,727	186.31	熱海市、伊東市
4	北伊豆西地区		3		36,656	312.92	修善寺町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
5	東駿河湾東地区	2	8	1	333,310	629.92	沼津市、三島市、原町、清水町、長泉町、裾野市、函南町、伊豆長岡町、韭山町、大仁町、戸田村
6	〃 北地区	1	1		71,653	332.80	御殿場市、小山町
7	〃 岳南地区	3	2		230,851	604.05	吉原市、富士市、富士宮市、鷹岡町、芝川町
8	〃 庵原地区		3		45,975	71.15	富士川町、蒲原町、由比町
9	静 清 地 区	2		6	544,156	1,372.06	静岡市、清水市、梅ヶ島村、大河内村、井川村、玉川村、大川村、清沢村
10	大井川南地区	3	5		291,051	535.03	藤枝市、焼津市、島田市、岡部町、大井川町、吉田町、榛原町、金谷町
11	大井川北地区		3		28,963	614.75	川根町、中川根町、本川根町
12	東 遠 東 地 区		7	1	122,865	296.43	相良町、御前崎町、浜岡町、小笠町、菊川町、大浜町、城東村、大須賀町
13	東 遠 西 地 区	3	4	1	228,999	551.17	磐田町〔市〕、袋井市、掛川市、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田村、森町
14	北 遠 地 区	1	3	2	89,771	984.54	天竜市、豊岡村、佐久間町、竜山村、水窪町、春野町
15	西 遠 地 区	2	7	2	529,828	629.22	浜松市、浜北市、可美村、雄踏町、細江町、舞阪町、新居町、湖西町、庄内村、引佐町、三ヶ日町
	計	19	53	14			

2 市町村合併

社会経済圏、生活圏の拡大〔大〕、共同処理事業の進展、さらには行政需要の量と質の増大、高度化の要請に応えるため、合併気運の高い各地区を、それぞれの地区の実情に即した指導を行なった。

なお、40年3月「市町村の合併の特例に関する法律」の制定施行に伴い、さらに各地区の合併への動きは活発になった。

(1) 岳南地区（吉原市、富士市、鷹岡町）

前地区同様、拠点都市建設のため合併を推進中であったが、40年3月「岳南二市一町合併促進協議会」が正式に発足し、41年4月1日を合併目標に、各種協議を進めている。

(2) 東遠東地区（相良町、御前崎町、浜岡町）

低開発地域工業開発地区の指定〔定〕（40年3月）などを契機に合併気運がさらに高まり、東遠三町合併研究連絡協議会（40年7月）が設置され、合併のための協議が行なわれている。

(3) 浜松地区（浜松市、庄内村、可美村、舞阪町、雄踏町）

浜松市と庄内村の合併には、39年度に協議が進み、県の調整指導もあって、40年7月1日、合併の運びとなった。他の二町一村も推進中である。

(4) その他の地区

中伊豆地区（修善寺町、大仁町、天域湯ヶ島町、中伊豆町）、沼津三島地区（沼津市、三島市、清水町）、庵原地区（富士川町、蒲原町、由比町）、静安地区（静岡市、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村）、志太地区（藤枝市、焼津市、岡部町、大井川町、島田市、金谷町）、新居湖西地区（新居町、湖西町）〔後略〕

29 昭和41年度行政近代化調査報告書（抄） 1967・3

静岡県行政近代化推進委員会『昭和41年度行政近代化調査報告書』、はしがき、18～26、43～47頁

はしがき

住民の自治意識が向上するにつれ、行政の民主的責任と、効率的執行への要請は近時いよいよ強くなっている。

また地域の都市化の進展、都市部と農村部との格差の拡大などにみられるように社会、経済情勢の急速な変貌に伴い、水、道路、交通、公害、土地、住宅等の分野で行政需要が増大するなど地域の社会開発及び経済開発を進めるため地方公共団体が果すべき任務は増大している。

このような情勢のなかで、行政近代化推進委員会が発足以来責任体制の確立、効率的執

行の確保のための諸方途を究明してきたその意義はあらためて評価する必要があるのではなかろうか。

この報告書はそのような観点から、行政近代化推進委員会組織制度部会が行政の近代化をなお前進させるため、県行政の制度及び運営上の諸問題を調査検討するとともに、附属機関等の整備、電子計算機の導入に伴う組織の整備等について、調査検討を行なった結果をとりまとめたものである。

この報告書が、各部局にとって行政改善への指針となり、手がかりとなることを切に期待するものである。〔以下略〕

第1 昭和41年度 行政近代化実施要領

1 目的

この要領は、昭和41年度における静岡県行政近代化推進委員会の検討事項について定めるものとする。

2 検討事項

行政近代化推進委員会が昭和37年度に発足して以来5年目にあたる本年度において、県行政の近代化に関する次の事項を検討するものとする。

- (1) 組織及び運営について、かねて検討された事項の改善状況に関すること。
- (2) 付属機関等の整備に関すること。
- (3) 電子計算機導入に伴う組織に関すること。

3 検討方法及び期間

組織制度部会を設けて、前項に掲げる事項を検討するものとし、その期間はおおむね10カ月とする。

4 説明

- (1) 委員会が昭和37年度に発足して以来、昨年度までに延11の専門部会を設け調査検討の結果、14項目について知事に対して具申したが、本年度においては、過去4年間の活動を回顧するとともに、具申事項を再検討し、改善推進のためなお検討を要する事項についても検討するものとする。
- (2) 附属機関については、国の臨時行政調査会においても ① 審議会等のうち十分な役割を果さないものや、類似の目的を有するものの濫設の防止 ② 委員の構成等運営面の改善などの改革意見が提出されていることに鑑み、このような観点から本県においても附属機関等の整備及び運営改善について調査検討するものとする。
- (3) 電子計算機の導入による行政の近代化については、昭和40年度の電子計算機部会において調査検討の結果、「導入効果を挙げるため組織制度の改革について別途検討すること」等、改革の方向が示されたので、このような観点から、電子計算機導入

準備室の作業の進捗に沿いながら本部会において検討するものとする。〔以下略〕

第5 結論

1 りん議制度の改革

- (1) りん議制度の改革の一環として、事務決裁規程が改正され、本庁における権限の明確化が図られたが、今後なお、本庁から出先機関への権限の委譲、出先機関内部における権限の明確化を図る必要がある。
- (2) 現行の財務に関する内部審査制度が、行政執行責任の明確化、事務処理の能率化の見地から、そのあり方について、反省を迫られている状況に鑑み、財務担当部門への合議の範囲の縮小、合議方法の改善、財務に関する専決権限の委譲を積極的に進める必要がある。

2 ファイリング・システムの実施推進

- (1) ファイリング・システムの実施状況が低調であるので、その実効を挙げるため、職員に対するPR、研修その他の啓蒙活動を活発に行なうとともに、ファイリング・システム適用文書と適用除外文書との分類基準を明定するなど、その制度の確立を図る必要がある。

3 浄書印刷事務の集中管理

- (1) 浄書事務、とくにタイプライター、タイピストの集中については、タイピストの人事管理がむずかしいことなどの事情が、予想されるので未実施であるが、これらの点を配慮したうえでタイプライターの効率的使用を図るため、その集中の可否について、検討する必要がある。
- (2) 印刷事務については、印刷室の設置以来、庁内印刷事務のおおむね80%を集中することができ、その実効を挙げているが繁忙時の事務処理の迅速化を図るため、その設備の整備について、今後なお検討する必要がある。
- (3) 浄書事務については、原議からの浄書事務が、なお、相当の事務量に及んでいるので、浄書事務を簡略化するため、少なくとも組織内部において、やりとりされる文書については、原議からの浄書事務を省略し原議で直接複写がとれるように起案書の紙質を薄くし、起案書の様式を片面書きのものに改める必要がある。
- (4) 本庁においては、前述の通り印刷室が整備されたので、ガリ版印刷からおおむね解放されたが、出先機関においては、いまなおガリ版印刷に貴重な労力と時間を費している状況に鑑み、出先機関における印刷設備の整備について、検討を進める必要がある。

4 報告制度の整備―帳票改善に関連する問題として―

- (1) 報告資料作成事務の改善の一環として、伝票式会計が導入され、帳票改善が図られ

たが、本庁、出先機関を通じて、報告、統計等の各種資料の作成に費される労力と時間は、膨大なものであると思われるので、その実態を調査し、簡素合理化について検討する必要がある。

- (2) りん議制度の改革の一環として、権限が委譲されたことに伴い、上位者は、下位者の業績を的確に把握するため、必要な報告を、必要な時に徴集することができるよう、報告制度の整備について、検討する必要がある。

5 事務事業の民間委託

- (1) 結核検診業務については、結核予防会の設備、体制の充実を図り、当会への委託量を、なお一層増やすことにより、保健所がその本来の任務を中心として、活動が行なわれるよう体制を整備する必要がある。
- (2) 衛生検査業務については、保健所における衛生検査体制が必ずしも十分とはいえない現状であるので、その充実を図るとともに軽易な検査、又はとくに高度の技術を要する検査等について、その民間委託の推進を検討する必要がある。
- (3) 中小企業近代化資金貸付業務のうち、診断及び巡回指導事務が経営合理化協会に委託されているほか、申請の受付なども行なわれており、効果を挙げているがなお、貸付後の監査事務の合理化、債権管理体制の整備などについて検討する必要がある。
- (4) 昭和41年4月に開設された林業青年の家は、管理運営事務を除き、民間委託されているが、宿直等の管理方法についても、管理の民間委託を含めて、管理体制の整備を図ることにつき、なお検討する必要がある。
- (5) 県有林処分事業は、県有林の伐採から搬出まで委託されているが、素材の売却を含めて、委託することが、適当であるので、今後検討する必要がある。

- 6 審議会、協議会等の附属機関及び任意機関については、過去2年間整備が図られてきたが、なお、有名無実化しているもの、構成員を再検討する必要があるもの、設置の趣旨、業務内容が類似しているものなどが、みられるので、その整備の促進を図るとともに、附属機関の濫設を防止するため、その規制措置を講ずる必要がある。

- 7 電子計算機の導入が昭和44年度に予定されているが、導入による事務処理の迅速化及び集中化に実効を挙げるため、出先機関をも含めて、導入に伴う組織の整備について、なお、引き続き検討を進める必要がある。

30 〔県政の基本的方向と機構改革に関する県議会質疑〕 1968・12・3

『県議会昭和43年11月定例会会議録』

○四十五番（稲名嘉男君）〔前略〕一方、第七次総合開発計画基本草案を見ますと、県政

の主導目標といたしまして、県政の拡大強化と高次な管理機能の育成定着、県土の高度利用と効率的な産業振興、県民能力の発揚と快適な生活基盤の確立の三点が掲げられていますが、その内容は、きわめて抽象的にしか述べていません。また 抽象的にしか述べられないものかもしれません。

計画自体が、将来の静岡県のあるべき、望ましい姿で描くビジョンと、そのビジョンに県政を近づけていくための、県の行なうべき実行可能な計画との総合体であります。具体的構想は、基本構想各論の中で述べられておりますが、しかし、県民のひとしく望んでいるのは、静岡県の将来のあるべき姿はもちろんのこと、県政が県民のために、将来あるべき姿を実施していくために、どのような政策を、どのような考え方で、政治の中に行政の中に反映して実施してくれるか。また民間のやるべき仕事に対して、どのように導いてくれるかということであろうと考えられます。現代の地方自治体の行政方向は、民主化、産業化、広域化の三点にあるといわれております。すなわち、民主主義の理念に基づき、住民の行政参加のうちに、地域の産業化、すなわち地域開発に取り組み、ますます複雑化してくる社会情勢に対応しつつ、一地域では解決できない行政上の需要に対して、広域化した行政をもつて、対処していくことが要求されているわけであります。

これら三点についても、具体的施策としては、いろいろな形態をとって実施せられているところであります。県政のとるべき姿勢としては、絶対不可欠なものと考えられるのであります。要は、県民の福祉向上をはかるために、全力投球をする以外にないわけであります。今後、県政を運営していく上で、知事の政策としての県政の基本的な考え、方向、これに対応する自治体としての方向づけについて、お伺いをいたすものであります。

次に、本年度の出先機関の機構改革に続いて実施される予定と聞いております、本庁の機構改革についてであります。政治が、国民のための、国民による政治であるのと同じく、行政もまた、この目的を追求するためにのみ存在すると言わざるを得ないものであります。このために、行政機構はそれぞれの目的に対応した組織がつけられ、活動しているわけであります。

行政とは一体何ぞやと考えるのでありますが、行政の概念を説明しますのに、三権分立の思想に基づき、司法と立法とを除いたものが行政であるという消極説を用いております。しかし、これでは行政そのものの内容を的確に解明したとは申せません。そこで比較的最近まで、あるいは現在でも、しばしば唱えられております通説的な考え方は、行政とは政策の執行手段あるいは執行過程であると考えられております。この説によると、要するに知事が政治の段階で政策を決定し、そのきめられた政策を執行する手段ないし過程が行政であると考えられるのであります。しかし、最近の説には、このように政治を上部構造とするならば、行政はその下部構造であるという説は、真理とは考えられておりません。

今日の最も新しい説とされますのは、一言で要約いたしますれば、公務の運営であると言われております。民主政治の発達したアメリカの行政学者が、その本の中で、同じような意味で「パブリック・サービス」すなわち、公務を運営するのが行政で、私企業を運営するのが経営であると説いているのであります。したがって、政治と行政は、互いに関連しつつ連続し、循環し、ときに交流する過程をなすものであるという考え方であります。どこまでが政治で、どこまでが行政であるかというけじめが、明確にはつけられません。ちようどなわのごとく、両者は互いに尊重し合い、からみ合いながら一つの連続過程あるいは循環過程として、進行展開をしていくものである。このように行政の概念を規定し、位置づけているのであります。知事は、本年度、最近における市町村合併の問題、社会経済の発展、交通通信施設の発達等から、その目的達成のためのあり方について検討をされ、出先機関を中心とした管轄区域、所管事務等に検討を加え、時代の進展に即応した機構改革を実施されたわけであります。その際、本庁については、必要最小限の改革にとどめられ、根本的な改革は実施されておらないわけであります。今回、来年度に思い切った改革をすることで、各部に対し組織の再検討を指示されているようでありますが、この基本的な考え方について、お伺いをいたしたいのであります。〔中略〕

アメリカのワシントン大学の教授は「私企業であると行政であるとを問わず、管理の要諦は革新にある。行政管理も経営管理も、絶えず時勢の変化に即応していかなければならず、さらに最善の防衛が適当な攻撃にあることを思うならば、むしろ、行政庁や企業体に役立つ変化をことさら創造していかなければならない」と言っております。すなわち、イノベーションを知事に求めてやまないわけであります。そして、新たな行政需要に応ずるためには「新たに何をやるか」という、知事の大英断に期待をいたしたいわけであります。経済、社会の技術革新に対しては、どん欲なまでにその利用をはかり、それを利用する人材の開発、養成に踏み切らなければならないと思うのであります。たとえば、昭和四十五年からは、年間八千万円の使用料で、電算機を活用することになっておりますが、現在はもっぱら計算的管理に利用されております。この計算的利用も電算機の利用方法の一つですが、電算機の終局の目的は、政策決定のデータ作成にあるわけであります。欧米では電算機を制するものが勝者となるとさえ言われておるのであります。この重要な使命に携わる人材の養成もまた必要なのであります。知事は、現代の、あるいは未来の、豊かで明るい郷土の建設にひたむきに情熱を傾注されております。しかし、末端の補助職員まで、知事の情熱が、意思が伝達されているのでありましようか。知事の斬新な政治感覚とキャリアをもつてすれば、必ずや断行でき得るものと思うのであります。集中こそ成果へのかぎであり、効果的であることは経営者の条件であります。

最後に、この際本庁の機構改革に並行して、外郭団体の整理統合及び民間諸団体の再編

成、指導にも十分意を用いていただきたいわけであります。知事の現時点で考えておられる、本庁の機構改革に臨まれる姿勢、その方向等について、お伺いをいたすものであります。

〔後略〕

31 県行政の近代化 1968

『県政概要 昭和42年版』、1968・3・25、26～27頁

1. 県行政の近代化のための体制

「社会経済情勢の進展に即応する合理的かつ科学的な行政を行ない県民福祉の発展を図るため、県政の機構および運営の全般にわたって」審議するために昭和37年7月静岡県行政近代化推進委員会が設置された。同委員会は副知事を会長とし、各部局長を委員として構成されている。委員会には下部機構として幹事会があり、関係課長が幹事に任命されている。さらに必要に応じて専門部会が設けられ、委員会の付託に応じて求められた課題について専門的に調査研究を行なう仕組みとなっている。近代化の推進に当たって問題となる事項は前記委員会において審議をしているのであるが、実際に近代化の作業を進めるのは各部局課、各出先機関等の機関で、その中心的な役割を受持って近代化に関する事務を担当しているのは行政考査課である。なお、近代化の推進のための組織として、ほかに事務管理主任の制度がある。これは「本庁および出先機関における日常業務を通じて常時事務処理の簡素化を推進し、合理的な事務の普及徹底を図る」ため設置されているもので、本庁各課、出先機関の庶務責任者（課長補佐、庶務係長、出先機関庶務担当課長等）をこれにあてているが、文字どおりそれぞれの職場における実施推進力となり、また事務管理主任が随時会議をもって事務の能率化、合理化のための研究を行なっている。

近代化推進委員会が発足以来とりあげ、その近代化の推進を図ったもののうち二、三をとりあげて説明すると、つぎのようなものがある。

2. 行政執行体制の整備改善

（1）地域連絡協議会の設置

現在の本県の出先機関は本庁各部課の事務事業の実施機関として、それぞれの部課長の直接の指揮監督をうけ事務にたづさわりの、各出先機関はそれぞれ組織上独立の機関として活動している。いわゆる縦割単独の出先機関の形態をとっている。こうした縦割単独の出先機関においては、行政の執行に当たって関連を有する出先機関の相互連絡が、ややもすると怠りがちになるおそれがあるので「出先機関相互の連携を密にし、県行政の総合的かつ能率的な運営を図るため、地域連絡協議会」が県下9ブロックに昭和38年4月に設置された。協議会を構成する出先機関の長は、社会文教、産業、建設に関係を持つ事務事業に

つき協議を行ってきている。

（２）付属機関等の整備

行政が民主的に執行されることは常日ごろ努力しているところである。民意を反映して行政を行なうため、例えば、各種専門知識を導入するため、公正の確保を図るため、利害の調整のため行政の総合調整のため審議会、協議会等の附〔ママ〕属機関を設置してある。かかる趣旨で設置した付属機関にはそれぞれ最もな理由もあるが、調査検討してみると、月日の流れとともに有名無実化しているもの、またはその任務が完了しており廃止可能であるものもある。このほか、代理が多いので構成員について再検討を要するもの、業務内容を考慮すると他部へ移管することが適当と認められるもの、設置の趣旨、業務内容が類似しているので、その吸収、統合、整備を図る必要があるものもある。このようなことから考えて付属機関については整備を進めてきたのであるが、今後もその整備を促進するとともに、付属機関の濫設を防止するための努力を続けなければならない。

３．りん議制度の改善

「お役所仕事」という批判にとむ言葉は、無責任で非能率な仕事のやり方についての代名詞のように世間一般で理解されているようである。このありがたくない言葉を返上することは困難なことであるが、そのためには現在のお役所の事務処理のやり方の基本的問題にメスを入れなければならない。ハンコを多く押さなければ、仕事が進まない仕組みのなかにこそ、「お役所仕事」を無責任なものにさせ、また非能率なものにさせる原因がひそみ、それを支えているものが「りん議制度」（註）と呼ばれる現行の制度ではないかとの疑問が投げられている。

（註）一般にりん議制度とは、業務の執行に当って実務担当者が起案した１件の様式を備えた書類、すなわち「りん議」によって１件ごとに回覧方式により個別審査しつつ、上司および関係機関の決裁または承認をうける方式を称している。すなわち、立案－審査－決裁（承認）－実施－報告等の一連の手続を通じて、形式的に決定権限を最高管理者に集中する形態のもので、内部統制、内容審査、部内間調整、権限調整、内部報告等多面的な役割を果たす。集権的直接的管理制度がいわゆる「りん議制」であるといわれている。

りん議制にはそれなりの必要性、また理由があったことはその沿革において知ることができる。しかし、現在の発展した社会経済情勢下において、そのままの形で持ち続けてよいものかどうか。社会経済情勢の変化はますます大きく、急テンポである。現状においてりん議制には、事務処理に時間がかかり過ぎ無駄を作り、責任の所在を不明確にさせやすい等の短所がみられるようである。そこでりん議制の改善は「お役所仕事」解消への第一歩であり、その改善の作業を進めてきている。

県行政のトップにある知事が、行使すべき権限の一部を部局長、課長、または出先機関

の長に委譲をしていたのであるが、さらに昭和41年12月には、大中に知事の権限行使について部局長、課長に委譲するとともに、本庁においては課長補佐、係長にまで専決権限を与えることとなった。

また、専決権限の委譲の範囲を明確にするために従前「...に關すること。」とあったのを、そこに含まれている事務を個別化した表現を用いることとなった。これらのことによって本庁における権限行使の明確化と事務処理の能率化が図られたが、今後なお、本庁から出先機関への権限の委譲、出先機関内部における権限の明確化が残された課題となっている。

事務処理についての制度的なもの、組織上のもの、これらについては今後とも検討を加え、近代化することが必要であることはもちろんであるが、事務処理に当る職員の意識も重要なことであるので、法令に基づくそれぞれの許可、認可、免許等の行政事務を迅速に処理させるため、許認可事項についての標準処理期間を規程で昭和39年6月に定めている。

4. 印刷事務の集中管理

浄書印刷事務の集中管理については、昭和37年度の行政近代化推進委員会でとりあげられ、これにともなう問題点を各方面から検討し、ゼロックス、ファーストプリンターによる印刷事務を強化拡充して、事務能率の向上を図ることが望ましいとしている。この意向にそって、昭和39年、印刷室が本庁に設置され、それ以来印刷事務については庁内印刷事務のおおむね80パーセントを集中することができ、職員はガリ版印刷事務からおおむね解放されることとなった。今後残されている課題としては、印刷室の整備を一層進めるとともに、出先機関における印刷設備の整備を図り、いまなおガリ版印刷に費される貴重な労力と時間の改善に努力せねばならない。

5. 伝票会計制度の採用

県民から付託された公金の収入支出事務については、いささかの過誤も許されず、現金の収支および財産変動の状態は、常に正確に会計帳簿に記録されなければならない。

かかる観点から行政近代化推進委員会は、昭和39年度帳票改善部会を設けて帳票の改善を取りあげた。その結果、事務処理の簡素標準化のため、帳票化を一段と工夫することが必要である。また特に地方財務会計制度の改善動向にてらし、伝票式会計を実施するのが適当であるとしている。これにより、昭和40年度から本庁について伝票式会計を試験的に実施し、さらに昭和41年度から全機関について実施した。

6. 電子計算機導入の決定

電子計算機の導入は、他府県において相当数にのぼり県内の市町村において3市にみることができる。行政の質的高度化に対応するためにも、また職員採用の困難な現状、事務量の増大、経費節減という財政上の諸観点からして、好むと好まざるとにかかわらず、電子計算機による事務処理は必然的なものと考えられる。いまや民間企業においては、デー

ター処理に電子計算機を使用することは一般化され、データー処理のペースは大きく変わっている。このまま推移する場合には県と民間との事務の較差が拡大するばかりでなく、質的に高度な行政の展開も困難となる。そこで昭和41年4月電子計算機導入の方針が打ち出されたが、電子計算機を稼動するには、要員の訓練、事務手続の変更、P R等の準備に約2年を必要とするので、昭和41年4月から準備段階に入った。そして昭和42年2月電子計算機の機種（(株)日本電気NEAC 2200モデル400）を決定するにいたった。

32 行政の効率的運用 1969・3・5

『第7次静岡県総合開発計画』、1969・3、22～24頁

Ⅲ 計画推進上の課題

本計画を達成し、さらに飛躍的な発展と県民福祉の向上をはかるためには、数多くの地域開発をめぐる法制度、行財政制度上解決すべき課題がある。

とくに基本的な課題は、いずれも国の行政分野に属することであり、都道府県独自では解決しえないものが多い。また地域開発は住民の理解と協力により官民一体とならなければ十分の成果があげられないばかりか、社会、経済の基盤となる公共事業の円滑な実施ははかられない。

このことが従来ともすれば計画の実施を阻害し、計画の限界となっているのが実態である。本計画の推進にあたっては、これらの課題の解決について、従来にもましていっそうの努力をし、その解決を期待するものである。〔以下略〕

3 行政の効率的運用

行政需要の増大と多元化、あるいは広域化の進行等は、勢い行政体制についても近代化を要請され、総合化、科学科および専門化、分化など高度にしてかつ迅速な処理能力が望まれるので、今後これらの課題についても十分検討しなければならないが、とくに次の点については、行政制度として国においても検討改善されることが要請される。

（ア）行政の責任の明確化をはかるとともに、能率的、民主的な運営を行う行政体制を確立するため、国、地方を通ずる事務の再配分、国の出先機関の整理統合等抜本的な行政改革を行うこと。

（イ）事務の簡素化、能率化の視点に立ち、許可、認可等地方公共団体に委譲すべきものについてはすみやかに委譲し、また各省庁間、国と地方公共団体における行政事務の窓口の一本化、簡素化をはかり、縦割り行政による施策の不統一がないよう措置すること。

〔後略〕

33 電子計算機の導入と事務簡素化 1970

『県政概要 昭和45年版』、1971・3・25、14～15頁

県政の焦点5 電子計算機の導入と事務簡素化

県勢の飛躍的發展に伴い、県の行政事務も増大するとともに複雑化し、事務の専門化、迅速化が要請されている。

これに対処し、かねてから各般の面で行政の近代化を図ってきたが、昭和43年度から電子計算機を利用して事務の能率的処理を行ない、若年労働力の減少傾向に対処するとともに増員の抑制を図ることとなった。

日本における電子計算機は、商用機として使われ始めたのが昭和30年ころで、他の事務機械に比較して、能力的に記憶性、迅速性という面がはるかに秀れているのでその後民間会社や官公庁においてぞくぞく導入し、昭和44年9月現在、国内で約5,600台稼動しており、米国、西ドイツに次いで世界第3位の台数を保有しているといわれている。

特に最近は、情報化社会とか脱工業化社会とかいわれる、いわゆる情報が極めて重要な地位を占めてきつつある反面、情報の洪水に飲み込まれてしまう程、多種多様の形で情報が発生しているので、これを整理蓄積し、必要に応じて処理加工してとり出すシステムの中に電子計算機を道具として利用する考え方が急速に高まって来ている。

県行政の情報管理システムの中にいかに電算機を役立たせて行くかということは、基本的に極めて重要なことであって、今後努力を傾注し、開発して行く必要がありそのためには情報化社会に即応する体制作りが急がなければならない。

昭和44年度に電算機により処理を行なった業務は、いわゆる単純大量業務に属するものであって、情報管理の立場からすれば、高度利用とはいえない、しかし、機械で出来ることは機械にまかせて事務の標準化、簡素化を図ることもたいせつなことであるので、今後これら業務の機械処理を継続しつつ、次第に電算機の待つ能力を大いに発揮させるよう業務を拡充する予定である。

以下は44年度の電子計算機による事務処理の概要である。

(1) 人事給与事務

知事部局等約8,000人、教育委員会等約2万3,000人、および公安委員会等約4,000人の例月給与計算のほか期末勤勉手当の計算作表、昇給関係事務の処理を行なった。また12月には所得税年末調整事務と給与改訂に伴う差額計算も電算機で処理した。特に差額支給は、人手で行なうとすると年内に支給するのは極めて困難な仕事であって、電算機の持つ迅速性、正確性を効果的に利用した例といえる。

又給与マスター（台帳テープ）から人事管理上必要な資料を各部局毎に随時に作成する

とともに、自治省が行なう給与実態調査及び人事委員会が必要とする給料表別学歴別人員構成表などの統計表も作成した。

なお、給与事務処理については、各部局における電算機処理移行の時期が異なったため、部局別に給与マスターを設け、データ入力から計算および出力にいたる一連の機械処理を個別に行なっていたが、運営の効率化および経済性を求めるため、44年3月から給与マスターを統合し、その処理を一本化した。その内容としては、プログラムの統合整理、操作の統一化、入力及び出力帳票の標準化等システム全般にわたり総合的に改善し、機械使用時間の短縮、経費の節減を図った。

(2) 個人事業税賦課

定期分の処理は、紙テープによるマスターの変更を6月16日から行ない、順次3回の修正を経てマスターを確定し、7月28日から31日の間に納税通知書を作成した。

第1期の納税通知書作成数は7万365件で、年税額は17億1164万4720円であった。

又第2期の納付書等の作成は、10月24日から10月28日までの間に処理し、その数は7万494件であった。

なお随時分については、10月から処理を行なった。

(3) 自動車税

4月1日の賦課期日現在の使用者に対する納税通知書等は、4月18日から4月24日までの1週間に高速製表印字装置2台を同時に使ってプリントした。作成数は34万1672件で年税額は48億5697万1280円であった。

また、2期分については9月中旬から10月上旬にかけて処理したが、その件数は37万5135件であって、半年間に約1割増加した。

なお、賦課期日後の自動車の新規、移転、変更登録等の処理も例月業務として行なった。

(4) 統計

ア 工業統計

昭和43年度調査の集計を、44年3月から4月にかけて処理した。県下の製造業事業所を対象とし、件数は2万4000件で、統計表の数は52表である。

この結果、従来の手作業による統計表と比較して、製造品出荷額について品目別に数量、金額を算出するなどきめこまかな統計表となったほか、公表時期も早くなった。

又データを磁気テープで保管することによって、公表された統計表以外の統計が必要の都度すみやかに作成することが可能となり、この面でも調査の利用度が拡大された。

イ 犯罪統計

犯罪統計については昭和44年1月分より全面処理を開始し、例月25の統計表を作成している。

なお、11月に犯罪統計細則の一部改正が行なわれ、昭和45年1月からは交通業務上過失事件は簡素化された。

ウ 交通事故統計

交通事故統計については、従来警察庁が各都道府県警察本部とデータ伝送回線によって処理して来たが、統計表の公表が遅いため、県警本部においては、タナックセクター（分類集計機械）により集計を行っていた。しかしながら、単能機による集計はおのづから限度があり、交通事故分析に資するには充分でなかった。

そこで交通事故分析、交通事故防止対策の業務、さらには企画面へ活用する統計表を作成するよう機械化することとした。入力するものとしては、警察庁への送信情〔報〕テープを利用し、昭和44年4月から全面処理を開始し、例月29の統計表を作成した。

又8月からは飲酒事故、こどもの事故に関する統計も行なっている。

(5) 財務会計

ア 月次決算

歳入、歳出、歳入歳出外現金について例月決算集計を行なった。

昭和43年度決算資料については、例月決算資料が磁気テープに累積されているため、従来の手作業よりも約1カ月早く7月10日には電算機による最終決算資料を作成することができた。

イ 人件費予算積算

人件費予算積算については、4月1日に組織並びに定数の改正とこれに伴う人事異動が大幅に行なわれたので、当初予算計上額との比較をするため5月1日現在の給与マスターを使用して昭和44年度人件費年間所要額の積算を行なった。

次いで、8月15日に人事院が国家公務員の給与に関する報告ならびに勧告を行なったので、この勧告に準じた仮定給料表を使用して昭和44年度及び昭和45年度所要額についても試算した。

又昭和45年度当初予算の人件費は、電算機による積算資料を参考として計上することとしたので、担当各課の人手による人件費積算の事務は、大幅に軽減されたものと思われる。

ウ 公債費

各種の公債の月別の償還予定額を積算することによって資金計画を円滑にすること、並びに年度別の償還予定額を積算することにより、今後の財政計画の参考資料とすることを主たる目的として昭和45年1月から処理を開始した。

なお、この公債の台帳管理を電子計算機で行なうことによって、決算資料、予算資料及び各種の報告のための資料も容易に作成できるようになった。

(6) 科学技術計算

ア 煙の拡散計算と周期実験式

煙の拡散計算は、富士地区の240区画について風向、時間別に煙から出る亜硫酸ガスの濃度を計算したもので全体で60表の集計を行なった。

周期実験式の算出は、旋盤の加工精度に関する研究の実験資料として求めた主軸の心振れ曲線をフーリエ級数に展開し、その周波数特性と加工精度との関係を調べるためのもので、約100箇の式の算出を行なった。

イ プログラム開発

各課の使用頻度が高く、比較的難かしいものについてプログラム開発を行なった。その主なものは、橋梁下部工の杭基礎の計算、ケーソン基礎の計算、雨量の超過確率計算、不等流の計算、水位流量曲線の計算等である。

第4節 地域組織、自治会、連合自治

34 〔県社会福祉協議会に静岡県善意銀行を創設〕 1967・4

県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、539頁

第三編 社会福祉事業の推移

第十章 社会福祉協議会

第三節 事業活動の展開

七 ボランティア活動

善意銀行の設置 昭和三十七年、善意銀行が創設された。この仕組みは社協組織とマスコミを通じ全国に波及した。静岡県下では、昭和三十七年十二月に浜名郡下の湖西町や浜北町の社協でいち早く取り組み、善意銀行を設立した。

県社会福祉協議会でも、この善意銀行を県下の市町村社協に設置してボランティア活動を開拓し、地域ぐるみで社協活動を展開しようと「善意銀行の手引」を作成し、善意銀行設置推進要領や運営要綱の準則を示して呼びかけを行った。これにより市町村社協に善意銀行設置の気運が盛り上がり、一年間で五市一六町村で設置された。その後も設置が進み、昭和四十年には三一市町村を数えるに至った。

なお、善意銀行は、社協のみに設置されたのではなく、昭和三十八年二月には、静岡女子高校生徒会に善意銀行が、また、個人として清水善意銀行などが設立されており、県社協では、これらの善意銀行も入れて「善意銀行推進協議会」を年二～三回開催し、横の連携を図っていた。

しかし、全市町村に設置されたわけではなく、全県的な活動等への対応などの必要性から、昭和四十二年四月には「静岡県善意銀行」が県社協に設置された。

〔後略〕

35 「ボランティア育成基本要項」の策定 1968

県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、543頁

第三編 社会福祉事業の推移

第十章 社会福祉協議会

七 ボランティア活動

善意銀行の設置

〔前略〕善意銀行が次第に普及し、中央でも全国善意銀行代表者研究協議会を開催し、ボランティア活動の問題を中心に研究が行われ、善意銀行はボランティア活動の拠点として成長するようになった。

こうして昭和四十三年、全国社会福祉協議会に設置されたボランティア活動研究委員会より「ボランティア育成基本要項」が策定されるに及び、ボランティア活動が全国的に社協活動の中で大きく位置づけられることになったのである。

36 「国によるモデルコミュニティづくり」 1969・9

国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告書

『生活の場における人間性の回復』

コミュニティ報告について

コミュニティ問題小委員会委員長 清水馨八郎

コミュニティという言葉は日本の風土にまだ定着していない。解つたようで解らない焦点の定まらない対象である。私に取りまとめの委員長を命ぜられた時、水平線のかなたに浮ぶ蜃気楼をとらえるような心境であつた。にも拘らず委員の先生方の10カ月以上に亘る現地調査や熱心な討論の結果、ともかくも不十分ながらこんな形にまとめることができた。その第一の意義は、全貌を余すところなく捉えたものでなく、荒削りなア〔デ〕ツサンを提示するに止るものだが、「形の無いもの」に一応の「形を与えた」という点で一つの成果である。第二はコミュニティは国民生活の中心課題でありながら長く行政の盲点として放置されていたものを行政のベースで正面から取組んだ最初の試みとして十分な意義を認めることができる。

なおこれは期待されるコミュニティはこうだと理想型を作つて、これに住民をはめこむといった官制の隣組式の復活を意図したものではなく、本問題への考え方の出発点を提示したものにすぎない。当審議会はこれを以て国民に向つて呼びかけるだけでなく、政府に向つても問題の呼びかけをしているのである。

この審議の過程で私を感じたいいくつかの点を列記して参考に供したい。

1. コミュニティは上から作るものでなく、下から生れるべきものである。
2. 上意下達から下意上達が盛り上がるのが行政の真解である。
3. 古い地域共同体から解放され、これを否定し批判することは容易だが、新しいものを作る努力を忘れている状態（コミュニティ不毛の状態）は前の時代より悪いのである。ここに「古さからの脱出」と同時に「新しさ創造」をめざさなければならない。
4. これからの生活はマイホームだけで解決できない。生活環境の良化、青少年不良化防止、子供の安全環境、余暇問題、老人問題、婦人問題など多くの課題がコミュニティの中で解決されうる。コミュニティこそ人間性回復の最後の場である。ここに「マイホーム主義からコミュニティ主義」をめざす所以がある。
5. 「子供は夫婦のカスガイ」という言葉があるが、コミュニティにおいても、子供は隣人を結びつける重要な役割を果たし、子供を介してコミュニティの必要性が理解できる。ここにおいて、「子供はコミュニティのカスガイ」と言い換えることができる。
6. 権利には義務が伴い、自由には責任が伴う。単なる要求自治のためでなく、権利義務関係のはつきりした要求が実現される組織こそコミュニティの存在意義がある。
7. 60年代の地域問題の一つの展望は、住民参加が上からの行政的発想で押しつけられたもの、70年代の地域問題の新たな展開は、下からの住民発想で自主的に参加するものであるべきと考える。

ともあれこのささやかな提示をたたき台として国の津々浦々に活潑なコミュニティ運動が起こることを期待してやまない。

37 〔自治省「コミュニティに関する対策要綱」〕 1971・4・3

〔国民生活審議会調査部会の報告書を受ける形で、自治省（現総務省）は、1971年4月、「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を定め、各都道府県に通知した（「コミュニティ（近隣社会）対策の推進について」（1971年4月3日自治事務次官通知）。〕

コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱

第1 趣旨および方針

住民は、快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことを欲している。このような望ましい生活は、住民の日常生活の場である近隣社会の生活環境の整備とあわせて、住民の地域的な連帯感に基づく近隣生活が営なまればじめて実現されるものである。このような近隣社会は、住民の社会生活の基礎的な単位と考えるべきものである。しかしながら、今日、住民の生活は動態化するとともに、その行動圏域は漸次広域化してきている。一方交通安全、防犯、防災等の見地からする環境の改善および身近かな社会福祉施設、保健施設等の充実が強く望まれているとともに、日常の文化、体育、レクリエーション等の活動を行なうのに必要な施設も極めて不十分である。このままでは、住民は近隣社会に対する関心を失ない、人間は孤立化し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営む基盤が失われるおそれがある。

このような現状に対処して、住民が望ましい近隣生活を営むことができるような基礎的な地域社会をつくるため、新しいコミュニティづくりに資するための施策をすすめることとする。新しいコミュニティづくりのイメージは、地域社会の実態によって異なるが、おもむね、次のとおりである。

- (1) 都市的地域においては、都市の体質を人間生活本位に改めるという構想に沿って、住民が快適で安全な日常生活を営むための基礎的な単位として豊かな個性とまとまりのあるコミュニティを形成するための生活環境の整備を進める。

このようなコミュニティの生活環境を場とし、またその整備を通じ各種の自主的なコミュニティ組織による多彩なコミュニティ活動が展開されることを期待する。

- (2) 農村地域においては、集落の整備と配置に関する長期的な構想に沿って住民が文化的で多様性のある日常生活を営むことができるように、各種のコミュニティ施設を中心とする生活環境の整備を進める。このような生活環境を場とし、またその整備を通じて、若い世代も参加する各種の開放的なコミュニティ組織によるコミュニティ活動が展開されることを期待する。

以上のような考え方のもとに、コミュニティに関する対策を確立するため、次のような予備的な施策を実施しようとするものである。

- (1) モデル・コミュニティ地区を選び、新しいコミュニティ形成の実践を通じて、都市的地域および農村地域のそれぞれの地域の性格に即したコミュニティの生活環境の整備と住民の自主的なコミュニティ活動の実態を明らかにすること。
- (2) (1)の新しいコミュニティ形成の実践を基礎としてコミュニティの生活環境の整備の方向およびコミュニティの組織と活動に関する施策のあり方について検討すること。

第2 モデル・コミュニティに関する事項

1 モデル・コミュニティ地区の設定

- (1) 全国にモデル・コミュニティ地区を選定する。
- (2) モデル・コミュニティ地区は、都市的地域、農村地域の性格に応じ、地域の特性に即して定めるものとするが、市町村のコミュニティ地区に関する全体構想を念頭に置きつつ、たとえば小学校の通学区域程度の規模を基準とし、次の事項に配慮しながら、適切な地域社会を選定するものとする。
 - ア 地域の住民が、コミュニティの形成についての関心を有し、新しい地域的な連帯感に基づくコミュニティ活動を営むことが期待されること。
 - イ 地理的条件および生活環境の現状からみて、コミュニティとしてのまとまりのある生活環境を整備するのに適した地域であること。
- (3) モデル・コミュニティ地区は、都道府県知事が市町村長と協議して選定する。

2. コミュニティ計画

- (1) モデル・コミュニティ地区においては、市町村および地区住民が協力してコミュニティ計画を策定する。
- (2) コミュニティ計画は、第1（趣旨および方針）の基本的考え方のもとに、地区住民の意向、生活環境の状況、コミュニティ活動の動向等に即しモデル・コミュニティ地区の生活環境の整備に関する事項、コミュニティ活動の円滑な推進のために必要な事項その他地域の実情に即して必要と考えられる事項について定めるものとする。
- (3) 生活環境の整備については、より広域の生活圈域の整備に関する計画との相互の関連を考慮して、おおむね次の点に留意しながら別表に例示するようなコミュニティ施設のうち必要なものの整備等について定めるものとする。この場合においては、モデル・コミュニティ地区における既存の公共施設等の状況を十分に把握し、それらの効率的な利用を図るとともに、住民による自主的なコミュニティ施設の管理運営についても検討するものとする。
 - ア 住民が歩行者として安全に近隣生活を営むことができるように歩行者専用道路の確保、交通安全施設の整備等を行なうことにより、交通環境を整備すること。
 - イ 公園、広場、集会施設等からなるコミュニティ・センター、ショッピング・センター等を整備することにより、住民の近隣生活の核となる地区を形成する。また、住民がモデル・コミュニティ地区内において気軽に文化、体育、レクリエーション活動および、コミュニティ行事を楽しむことができるように、集会施設、小規模な体育施設その他の必要な施設を配置すること。
 - ウ 地域における社会福祉の増進のための社会福祉施設の整備および健康な生活を確保するための保健施設の整備を行なうとともに、生活環境の清潔、静かさおよび美観を維持するため、道路および水路の清掃、植樹による緑化、美観施設の整備、その他の

必要な事業を行なうこと。

エ 老人および児童が安全かつ快適に日常生活を営むことができるような環境を作ることとを旨として、老人および児童のための施設を整備すること、

(4) コミュニティ活動に関する事項については、住民が自主的に組織する各種のコミュニティ組織が行なう次に例示するようなコミュニティ活動が円滑かつ効率的に行なわれるための諸条件を整えることを旨として、コミュニティ施設の利用の調整、指導者の養成またはあっせん、技術的援助その他の必要な事項について定めるものとする。

ア 交通安全、防犯、消防救急その他の生活の安全の確保の推進に関すること。

イ 社会福祉の増進、健康の管理に関すること。

ウ 生活環境の清潔、静かさおよび美観の維持等に関すること。

エ お祭り、運動会、ピクニックその他のコミュニティ行事に関すること。

オ 文化、体育およびレクリエーション活動に関すること。

カ 市町村行政に対する住民の意志の反映に関すること。

(5) コミュニティ計画は、モデル・コミュニティ地区のすべての住民および住民が自主的に組織する各種のコミュニティ組織の参加によって策定されるよう配慮するものとする。この場合において、各種のコミュニティ組織の連絡調整を図るための協議機構が設けられたときは、市町村は、その協議機構が、コミュニティ計画の策定および実施に参加することを希望するすべてのコミュニティ組織の意見を反映するとともに、個々のコミュニティ組織の活動の自主性を損なうことがないように、適切な助言または、援助を行なうものとする。

3. モデル・コミュニティ計画の策定および実施の促進のための措置

(1) 自治省は、コミュニティ計画の策定および実施に関し、次に掲げる措置を講ずる。

ア あらかじめ委嘱する学識経験者による技術的な助言等の指導を行なうとともに、コミュニティづくりに関する資料の提供および関係地方公共団体間の情報の交換のための便宜を図る。

イ コミュニティ計画の策定および実施を促進するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 市町村が、コミュニティ計画に基づいて実施する建設事業に関する経費に充てるために起こす地方債について、優先的な配慮をすること、

(イ) その他コミュニティ施設の整備に要する経費に充てるため、モデル・コミュニティ地区の住民を対象として直接公募する地方債の活用を図る。

(2) 都道府県は、関係部課間の連絡調整のための機構を設ける等の方法により、この施策の総合的な性格が活かされるような指導等の態勢を整えるとともに、モデル・コミュニティ計画の策定および実施に関し、次に掲げる措置を講ずる。

ア モデル・コミュニティ地区における施策について、コミュニティ計画に即して適切な調整を図ること。

イ モデル・コミュニティ施設の整備のために必要な事業の実施について優先的な配慮をするとともに、これに必要な援助を行なうこと。

ウ 国の関係行政機関等との間の連絡調整を図ること。

第3 コミュニティに関する調査研究に関する事項

学識経験者を委員とするコミュニティ研究会を設けて、コミュニティに関する調査研究を行なう。なお、コミュニティ研究会は、コミュニティ計画の策定および実施について助言するものとする。

38 【県内初のモデルコミュニティ地区決定】 1971・8・6

『静岡新聞』1971・8・7 1面、朝刊

焼津市 東部地区を指定 「近隣社会」のモデル地区

自治省は六日、地域の生活環境整備を図るとともに、住民の自治意識を高めるため、今年度から初めて実施する「コミュニティ（近隣社会）構想」について全国市町村のうち三十九カ所をモデル地区に指定した。

この構想は最近特に薄れつつある住民の地域社会に対する関心や連帯感を高める一方、公害や交通事故から住民を守る環境整備を強く推進しようというもの。市町村単位で全国四十七地区の申請に対し、おおむね小学校通学区域の規模で住民のコミュニティに対する関心度を基準に同省が関係知事と協議のうえ選定したもので、大阪府、兵庫県でそれぞれ二カ所のほかは、ほぼ各県に一カ所ずつ認められた。

指定を受けた各市町村は今後、コミュニティ整備計画の策定を急ぐが、いまのところ整備を予定しているコミュニティ施設については、延べ数で近隣・児童公園五十七地区、通学路などコミュニティ道路四十七地区、センター三十二地区。目新しい施設では住民が自ら野菜、草花を栽培出来るレクリエーション農園は岸和田市（大阪）など四地区、散歩・道路公園は大津市（滋賀）など七地区となっている。

整備計画の実施に当ってはすでに今年度の地方債計画のうち、十億円の起債が認められており、同省は今月中にも各指定市町村に対する配分ワクを決める。

46年度モデルコミュニティ地区

市町村名 焼津市

名称 東部地区

モデル・コミュニティ地区の概況

人 口 九、三四〇人
面 積 一二・四四平方^{キロ}_{メートル}
性 格 都市

39 【コミュニティ政策の登場】 1972

『第8次静岡県総合開発計画』1972・3 480頁

第3編 地域編

〔1〕総説－新しい生活の場の建設

3 生活の場建設における検討課題

3-1 コミュニティ（近隣社会）の建設

（1）人間性回復の場としての必要性

豊かな生活環境の創造のためには、住民生活における地域性と人間性を回復することが前提であり、その一方策としてコミュニティ（近隣社会）の建設を検討すべきである。

コミュニティを規定する要件は、一つには人間の共同生活がそのなかで行なわれる空間であること、二つには住民が共同共属の感情をもつこと、とされている。ところが住民の共同生活が展開される空間は、交通通信機関の発達に伴う生活の広域化、流動化をはじめとする新しい生活様式の浸透により、急速に空洞化されつつある。

しかもこれにかかわるべき新たな地域社会の形成は進んでおらず、無関心型の住民層を生むにいたっている。とくに都市部ではこのような傾向が顕著で、生活の場はもっぱら個人と家庭のみが前面に出されている。この結果は地域の連帯意識がうすれ、住民の孤立化と人間疎外をすすめるかたちとなってきた。

たしかに、他人にわずらわされない生活自体、価値あるものとする見方もあろう。しかし、だからといって、人間生活が全く地域と無縁だとする考えには、多くの問題がある。少なくとも住居を中心とする地域社会は、生活の基地である。そこは人間生活に必要な社会的ルールを学習する場であり、人間形成の場である。

人間生活のなかには、これら学習活動をはじめ、地域の人びととの交流と相互扶助、自由時間の充実した利用、生活環境施設の整備など、隣人の協力と信頼の上に展開される多くの領域が存在する。

また、今後高度産業社会においては、緊張の多い非人間的競争と高まる技術革新下で人間性を回復する場に対する欲求は、格段と増大しよう。

しかし、これを個人と家庭のみでうけとめるには、多くの困難がある。むしろ、隣人関係で相接する人びとの心のつながりによって維持される地域社会のなかでこそ、求められ

るべきであろう。

このようなコミュニティの建設は、住民生活優先の基本であり、本計画の中心的課題でもある。

〔後略〕

40 【コミュニティ政策の推進】 1977

『静岡県県総合計画』1977・2、67～68頁

第2部 各論

第1章 県民の活力を高める

第4 コミュニティ（近隣社会）の建設

住み良い生活環境と心のふれあう社会のなかで、健康で文化的に生活することをだれもが願っている。

しかし、都市化が進んだことや社会経済が変化したことによって、地域における人びとの意識も変り、また連帯感もうすれてきている。

このため、地域の住民それぞれの、自主的な考え方のなかに、お互に協力し合い、地域愛や連帯感に支えられた基礎的な生活の範囲として、コミュニティ（近隣社会）の建設をすすめる。

1. 計画の目標

〔中略〕

2. 施策の方向

（1）心のふれあうまちづくり

ア つどいのための施設整備

住民が交流を深め、同時にコミュニティ活動の核となるコミュニティセンターやいこいとやすらぎの場である近隣公園、児童公園など、人びとがつどうための施設の整備をすすめる。

また、住民のスポーツレクリエーション活動を活発にするため、近隣スポーツセンターや運動広場を整備し、学校施設の開放をすすめる。

イ 住み良い環境の整備

住民が互いに協力し合い、住みよいまちづくりをすすめるため、歩道・自転車道や交通安全施設、防犯・防災施設などの整備をはかり、また、街路樹、緑地帯、公園の整備などまちの緑化をすすめる。

（2）地域ぐるみのコミュニティ活動

ア 自主的な住民組織づくり

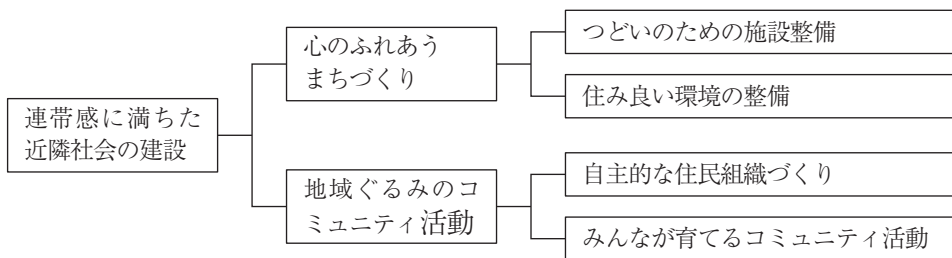
住民が、みんなで自主的に参加するコミュニティ組織づくりをすすめる。

また、婦人会、老人クラブ、子ども会などいろいろな組織やグループを育て、住民相互の交流をはかり、理解と協力を深める。

イ みんなが育てるコミュニティ活動

住民みんなの創意や協力のうえに、それぞれの知識、技能、労務などをだしあい、自治活動、奉仕活動、文化・スポーツ活動などを広げ連帯感をつちかい地域社会の発展をはかる。

3. 重要施策の体系



(注) コミュニティの概念は、必ずしも定まっているわけではないが、本計画では、コミュニティの単位としてI次生活圏を中心に考えている。

41 全国ボランティア活動振興センターの発足（全国社会福祉協議会） 1975

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会蔵

県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、541～542頁

第三編 社会福祉事業の推移

第十章 社会福祉協議会

七 ボランティア活動

ボランティアセンター等の設置と体制整備

昭和四十八年、国は民間奉仕活動を育成していくために、「奉仕銀行」を都道府県社協に設置し、その活動費を補助することにした。これは、民間奉仕活動に関しては善意銀行を中心に推進されていたが、すべての都道府県に設置されていたわけではなかったのに、すべての都道府県社協においてボランティア活動の問題に手がけ始め、実態調査や啓蒙活動、グループの連絡会の組織育成などその活動も多様化してきたことを背景として補助制度が実現したもので、ボランティア活動体制が一段と強化されたのである。

そして、さらに、国は、ボランティア活動の振興を図るためには、市町村段階での活動

体制強化が必要であるとして、市町村へのセンター設置を促進することになるのである。

昭和五十年に国庫補助による市町村奉仕活動センターが発足し、従来の善意銀行の補強とボランティアセンター化が促進されることになった。

都道府県の奉仕銀行も、補助要項では奉仕活動指導センターと改称され、全社協には中央ボランティアセンター（のち、国の補助を受けることになり、昭和五十二年から全国ボランティア活動振興センターと改組）が発足され、ボランティア活動のセンター網が出来上がった。

〔後略〕

42 〔静岡県ボランティア協会の設立〕 1977

『静岡県ボランティア協会 10 周年誌 笑顔は天の花』1987・12・13、18 頁

昭和 52 年度 設立の年

静岡県ボランティア協会の設立

4 月、静岡県ボランティア協会が設立され、8 月には主催で第 2 回ウエルフェアショー（わたぼうしコンサート）が開催された。10 月、県費助成により静岡県ボランティア協会ボランティアビューローが静岡市内に開設され、県下にボランティアビューローを広げるきっかけとなった。11 月、SBS 開局 25 周年リフトバス募金キャンペーンが行われ、リフトバス「愛輪」が誕生した。

また、7 月、静岡市奉仕活動連絡協議会と日本青年奉仕協会で高校生ワークキャンプを開催し、在学青少年のボランティア活動参加への機会づくりを始めた。

43 〔「ボランティア活動振興基金」が県社協に創設〕 1977

県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、543 頁

第三編 社会福祉事業の推移

第十章 社会福祉協議会

七 ボランティア活動

ボランティア・福祉教育活動の拡充

昭和五十年代後半は、地域福祉の必要性が叫ばれつつあり、特に、ボランティア活動の発展は目覚ましいものがあった。これは、ボランティアセンターとボランティア協会等が協力連携の上で推進が図られてきたためでもあるが、ボランティア活動を推進していくための基盤整備と財政的支援体制の強化があったためでもある。

昭和五十二年、ボランティア活動の振興を図るため、「ボランティア活動振興基金」が県社協に創設された。

これは、ボランティアセンターやボランティア協会が整備されていく中で、ボランティア活動を一層促進する必要があるとして県補助の四、〇〇〇万円を受けて置かれたもので、翌五十三年度からその基金果実をもってボランティア活動事業に助成が行われている。

〔後略〕

44 【ボランティア保険の開始】 1977

県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、546～547頁

第三編 社会福祉事業の推移

第10章 社会福祉協議会

七 ボランティア活動

ボランティア活動事業

（6）ボランティア活動の安全対策

ボランティア活動中のボランティア自身のけがや第三者の身体・財産に損害を与えた場合の対策として全国社会福祉協議会が昭和五十二年からボランティア保険を開発した。県社協では、市町村社協を窓口として加入促進に努めた。

このボランティア保険は、ボランティア個人が掛金を支払って加入するものであり、その後地域福祉の確立が叫ばれ、各地でボランティアや住民が参加して実施される在宅福祉サービス事業が発展したことで、昭和五十八年には「在宅福祉サービス総合保障」が発足、また、各種行事等における安全対策の充実から「ボランティア活動等行事用保険」が昭和五十九年から新設されるなど、ボランティア活動への安全対策面での充実が図られてきている。

45 【静岡県コミュニティ研究会発足】 1977

静岡県コミュニティづくり懇談会『静岡県の伝統と風土に根ざした
コミュニティづくり推進のための提言』、1982・3、16～17頁

資料

1. 提言の背景と経過

（2）これまでのコミュニティ行政の推進とその反省

〔前略〕

これ〔「静岡県総合計画」(1977年)〕を受けて、静岡県におけるコミュニティ行政を進める基本的な方向を検討するためこの年9月、県内の有識者からなる静岡県コミュニティ研究会が設けられ、52～53年度の2ヶ年にわたり、基礎的理論の研究から実践的な活動の展開に至る全般的な研究と討議が行われた。

この研究会ではコミュニティの概念についての共通する要素として「地域性」「共同性」「相互作用」「生活環境施設の体系」をあげ、「地域性」としては小学校区程度の範囲が適切であること、コミュニティを形成する契機には地域の生活問題を把握し共通化していく始動・主導的集団が必要であることなどコミュニティづくりの基本的方針が打ち出されると同時に当面の行政施策として①地域情報の把握 ②コミュニティ施設整備への資金助成 ③指導者の充実 ④民間団体による協議会組織の育成が必要であるという提言も併せて行われた。

〔中略〕

この研究会報告をうけて、モデルとしてコミュニティを育成するコミュニティ活動推進地区の指定(昭和53～55年度)、民間団体によるコミュニティづくりの推進組織としての静岡県コミュニティづくり推進協議会の設立(昭和54年8月)、コミュニティ施設整備助成制度の創設(昭和54年度～)、県庁内のコミュニティ行政の推進と調整の機関としてのコミュニティ推進部長会議の設置(昭和55年度～)等が進められ、コミュニティ行政に対する推進体制がほぼ整えられたと言えるのである。

46 【コミュニティ活動推進地区の指定】 1978

静岡県コミュニティづくり懇談会『静岡県の伝統と風土に根ざした
コミュニティづくり推進のための提言』、1982・3、17頁

資料

1. 提言の背景と経過

(2) これまでのコミュニティ行政の推進とその反省

〔前略〕

○コミュニティ活動推進地区の指定

コミュニティ活動推進地区は地区内のコミュニティづくりはもとより、モデル地区として他地域への波及効果を目的として昭和53年度より3カ年間で東・中・西部各3地区(計9地区)の指定を行った。また、1地区10,300千円(施設整備10,000千円、コミュニティ計画策定300千円)の助成を行った。

この地区指定については、その進め方が自治省のコミュニティ対策要綱に準拠しているため形式的に過ぎたとか、該当地区はコミュニティ施設の整備がねらいであったなどの批

判もあったが、地区指定によりコミュニティ組織が確立し、コミュニティ計画の策定により活動の再点検が行われ内容が充実したなどのことから徐々に効果が現われ、他地域のコミュニティづくりに対してもモデルとしての実績もあげつつあるという実情にある。

(指定地区)

年度	市町村	地区名	地区の範囲	面積	人口	世帯数
53	富士市	広見	小学校区	km ² 2.80	人 12,439	世帯 3,608
	清水市	高部	〃	10.13	13,742	3,598
	豊田町	西	連合自治会	1.50	2,714	664
54	沼津市	愛鷹	小学校区	20.18	11,530	3,361
	御前崎町	岬	連合自治会	1.09	1,617	387
	袋井市	東	小学校区	9.95	3,640	700
55	松崎町	全町	全町	84.69	10,013	2,906
	島田市	初倉	小学校区	25.91	10,264	2,420
	引佐町	金指	旧村	1.0	1,395	373

47 【静岡県コミュニティづくり推進協議会の発足】 1979・8

静岡県コミュニティづくり推進協議会

『のぼそう！未来へ“コミュニティ”発足10周年記念誌』、1989、15頁

コミュニティづくりの創生

コミュニティづくりはなぜ求められたか

静岡県立大学教授 志田直正

当初の時代背景〔略〕

新たな潮流〔略〕

コミ推協の発足

静岡県において、地域住民の主体的な活動に根差したコミュニティづくりを積極的に推進することを目指して、今から10年前に静岡県コミュニティづくり推進協議会（コミ推協）が発足した。静岡県内の民間44団体の連携のもとに生まれたコミ推協は、これまで県内のコミュニティづくりに実に多くの役割を果たし、今10周年を迎えるに至った。県内全域にわたる各地域で、しかもコミュニティづくりのさまざまな活動分野にわたってコミ推協の果たしてきた役割は枚挙にいとまがないといえよう。

静岡県でコミュニティづくりが本格的に活動を始めたのは、昭和52年に「静岡県総合計画」が策定、実施された段階からであった。当時の全国的な状況から見ると、やや遅れた出発ではあったが、その後の本県のコミュニティづくりの動向は、全国的にも誇りうる活

動を積極的に展開し、それが今日まで続いている。とかく一過性に終わりがちなこの種の活動が、本県のほとんどの地域で衰えを見せないばかりか、ますます活発化し、また時代の要請に対応したきめ細かな活動として展開している背景には、活動の推進にとり組んできたコミ推協の存在はきわめて大きかったといえよう。

〔後略〕

第5節 高度経済成長に対応した都市計画関係制度の整備

48 〔風致地区取締規則・風致地区取締規則施行手続〕 1960・6・30／1958・12・23

沼津市都市計画部緑地公園課所蔵
静岡県『風致地区取締規則・風致地区取締規則施行手続』、1961・12

○風致地区取締規則

（昭和23年9月10日）
（静岡県規則第40号）

昭和35年6月30日静岡県規則第32号

第1条 この規則は、都市計画法第10条第2項の規定により、指定された風致地区内に、これを適用する。

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。但し別に告示するものについては、この限りでない。

- （1）建築物、その他工作物の新築、改築、増築、移転、修繕、変更又は除却
- （2）道路、河川、運河、溝渠、堤塘、溜池、鉄道、軌道、索道等の新設、変更又は廃止
- （3）土地の掘鑿、切取、盛土、開墾、水面の埋立又は干拓その他、土地の現状の変更
- （4）竹木、土石類の採取
- （5）前各号に掲げるものの外、風致の維持上、特に影響を及ぼすおそれのある行為

第3条 前条の規定により、許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、設計書又は施行方法書を添付して提出しなければならない。

- （1）申請者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称、主たる事務所所在地及び代表者の住所氏名）
- （2）行為地の所在、地目及び面積
- （3）許可を受けようとする行為及びその目的
- （4）着手並びに完了の予定期日
- （5）その他必要な事項

前条の規定により、許可を受けようとする行為地又は行為目的物が、他人の所有に係るときは、申請書に所有者若しくは管理者の連署又はその行為について、承諾を表示した文書を添付しなければならない。

第4条 設計書又は施行方法書には、方位、縮尺を記載した次の図面を添付しなければならない。

(1) 附近地の現況図（行政区画、地形、道路、水路その他工作物の概略並びに行為地の境界を明示すること）

(2) 設計又は施行方法の表示に必要な図面（配置図、平面図、断面図、意匠配色図等）

第5条 第2条に規定する行為で、他の法令により、知事の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該法令による許可又は認可申請書に、前2条に規定する事項を付記して、この規則による許可を併せて申請することができる。この場合においては、別に副本1通を提出しなければならない。

第6条 許可を受けた事項を変更しようとするときは、その事由を記載し第3条の規定に準じて、知事の許可を受けなければならない。第2条又は前項の規定により、許可を受けた事項について、許可を受けた者以外の者が、その行為を継承したときは、5日以内に知事に届け出なければならない。

第7条 第2条または前条の規定により、許可を受けた行為を完了し、又は中止したときは、5日以内に知事に届け出て、検査を受けなければならない。

第8条 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消し、又は行為の中止を命じ若しくは原状回復、その他必要な措置を命ずることがある。

(1) 許可の条項に違反したとき

(2) 申請書又は届書に虚偽の事項を記載したとき

(3) 施行若しくは施業方法又はその後の管理方法が風致を損するおそれのあるとき。

第9条 この規則によつて、知事に提出する書類は、行為地所在の市町村長を経由しなければならない。

第10条 第2条、第6条乃至第8条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附則

この規定は、公布の日から、これを施行する。

昭和8年静岡県令第36号（風致地区取締規則）はこれを廃止する。

附則（昭和35年静岡県規則第32号）抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

〔中略〕

○風致地区取締規則第2条但書の規定による知事の許可を要しない行為

（昭和23年9月10日）
静岡県告示第421号

改正 昭和33年12月23日静岡県告示第116号

風致地区取締規則（昭和23年9月静岡県規則第40号）第2条但書の規定により、知事の許可を要しない行為を次のように指定し、昭和8年静岡県告示第710号は、これを廃止する。

- 1 公衆の目に触れない限度において、建築敷地における建築物の修繕、変更、除却又は竹木の伐採若しくは土地の切取盛土
- 2 公衆の目に触れない限度において、工作物の新築、改築、増築、移転、修繕、変更又は除却
- 3 造林若しくは竹木類の積載又は、その保存のための下草刈、蔓切、枝打、除伐又は間伐
- 4 墓地内の墓碑及びその付属工作物の新設、改築、移転、修繕又は除却
- 5 都市計画又は特別都市計画事業若しくは土地区画整理の施行に伴う行為
- 6 森林法第9条の規定により、知事の許可を受けた施業案又は施業要領に基く施業
- 7 森林法第10条又は第27条及び第37条の2の規定により、知事の指定した施業方法に基く施業
- 8 非常災害のため必要な応急処置

付 則（昭和33年静岡県告示台1165号）

この告示は、昭和34年1月1日から施行する。

49 東海道幹線自動車国道法制定に猛運動展開 1960

県議会図書室所蔵

県議会事務局『静岡県議会の業績』第4巻、1963・2・28、124～126頁

県は行き詰った東海道（国道1号線）の自動車交通事情を打開するため、34年秋、隣県神奈川、愛知と相携え、東海道第2国道建設促進期成同盟会を結成、又これに呼応して12月、3県選出の国会議員をもって構成する東海道第2国道建設促進議員連盟が結成され、3県一体となり強力な運動が進められることになった。

この運動をすすめるには、まず法的根拠をつくらねばならないので、12月23日参院8、同26日衆院17の請願書の採択を手始めに、議員連盟の「第2国道の建設は議員立法による」との態度を決定、直ちに草案作成に着手したが、明けて〔1960年〕2月6日東海道高速自動車国道建設法案要綱及び建設趣意書を決定、全国国会議員に呼びかけて賛成署名運動を展開、一方東京都、三重県選出の衆参議員に呼びかけていた連盟加入が実現し、さらに

巾広い大きな運動として進められるにいたった。

この動きを見守っていた、競合の関係にあった中央道建設促進連盟側の反撃も日を追って激しくなり、その対立が表面化する様相を呈してきたので、議員連盟は「中央道と問題は別、行き詰った国道1号線の交通事情を緩和するのが目的」ということで平和共存論を打ち出したが、中央道側は「東海道を出すことは中央道をつぶすことだ」とし、路線決定の法案の国会上程を急ぐ運動を進め、3月10日開かれた交通閣僚懇談会で、「法案提出と建設とは別」という含みで法案提出（当年第34国会）が決められた。これに対し、東海道側も、3県知事を先頭にあらゆる方面に間断なく運動を進め、3月15日、自民党建設部会の審議という段階にこぎつけた。

このような情勢下であって、本県議会は、地元の熱意を十分に中央へ反映させることが局面打開の最善の方途であるとし、3月18日議員全員をもって意見書を議決、開会中の2月定例会を一時休会して、全議員上京、払暁自宅訪問を行なうなど精力的に関係方面に陳情を繰り返し、3月31日開催の自民党建設部会で、「法案名を『東海道幹線自動車道建設法』とし、起点東京・終点名古屋市附近とする。中央道は政府提案、東海道は議員提案で同時提案する」ことに決定するところまでこぎつけた。

ついで4月1日政調幹部会でも部会どおり多数で決定されたが、政調審議会で両法案（東海・中央）の取扱の調整がつかず、ときあたかも安保の単独審議問題にもからんだため難航したが、国会議員、県議会議員、県当局一体の努力はようやく実をむすび、5月11日、政調会中立派議員からの調整案により、「いわゆる東海道高速自動車国道については、中央道法とその立法趣旨を異にすることに鑑み、その名称を『東海道幹線自動車国道建設法』とし、別途議員提案により、本国会（第34国会）に提出し、これが成立を期する。」ことに決定、三党共同提案で5月14日衆議院議長に提出、同18日建設委員会で、6月17日衆院本会議でいずれも全会一致可決、参院においても7月15日可決され、同月25日法律第129号をもって公布、かくて待望久しかった東海道幹線自動車国道建設法は誕生をみたのである。

しかし法律制定は本運動の第一段階で、今後の建設実施が大きな問題であり、延長351.7k～371.4k、事業費1,700億～1,900億といわれるこの大事業を、本年中に調査を完了、36年度に規模、予算、年次計画を作成し、公団へ施行命令、37年度着手、43年度建設完了を目途に一層の努力を重ねることになった。

50 東名高速自動車国道の路線決定 1963・8・16

県議会図書室所蔵

県議会事務局『静岡県議会の業績』第5巻、1967・3・10、93～95頁

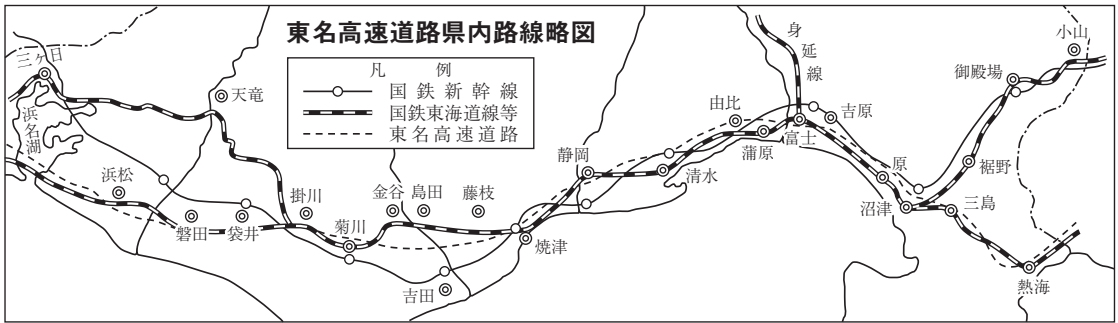
東名高速自動車国道は行詰った東海道国道1号線の交通を緩和するため、34年秋本県が中心となり、神奈川、愛知の両県とともに国に呼びかけ、当時国土開発縦貫自動車道路中央道建設の運動と競合して猛烈な陳情合戦を展開したものであり、結局中央道とは別に「東海道幹線自動車国道建設法」が制定され（35年7月公布）、37～43年度7か年継続事業で施行されることになったものである。延長345.3キロメートル、総工費3,425億円、県内関係では駿東郡小山町から引佐郡三ヶ日町に至る187.3キロメートルで全体の半分以上を県下で占める。幅員は平均4車線25.4メートル、中央に幅3メートルの中央分離帯が設けられ、急な上りこう配が連続する部分には速度が低下する車のために正規の車線のほかに登坂車線が付加されるところもあるという。現在1日2万5千台の車でマヒ状態になっている国道1号線に比べ、3万6千台の車を無理なく通すことができ、県下を縦断するのに国道1号線では6時間前後を要するのにかかわらず、この自動車道を利用するとわずか2時間前後の所要時間ですむという。両端の東京～静岡間約170キロメートル及び豊川～小牧間約80キロメートルは路線も決定し、昨年建設大臣から日本道路公団に施行命令が出るとともに、庵原郡由比町海岸道などでは地すべり対策などとも関連してすでに工事が始められているが、中間の静岡～豊川間の路線が未決定になっていた。

（写真＝東名高速道由比建設現場〔略〕）

この未決定路線について本県は榛原、小笠、磐田の南遠地方の開発のため海岸道路案を希望していたが、建設省は最短距離や経済効果などの点から、山手の北部路線案や東海道線沿いの中央路線案を主張し、種々の経緯があつて海岸路線案及び北部路線案は消え、小笠山の山頂の北側を通る建設省の中部路線案とその南方の高天神城社附近を通る本県の南部路線案が折合わず、〔昭和38年〕6月15日、河野建設相が来県して現地視察を行ない、建設省中部路線案に一部本県の希望を入れて南よりにした改正案に最終決定をみて、8月16日の閣議決定を経て日本道路公団に施行命令が出されることになった。

建設省が最終決定した路線は静岡市用宗から焼津市北部、志太郡大井川町富士見橋附近、榛原郡榛原町勝間田附近、牧之原台地附近、小笠郡菊川町堀之内南部、掛川市南部、袋井市北部、磐田市見付北部、磐田郡豊岡村中部、浜松市北部、浜名郡庄内村、引佐郡三ヶ日町佐久米を経て豊川市に通ずるものである。なお、焼津及び袋井両インターチェンジの間に簡易インターチェンジ2か所が設けられ、本県内のインターチェンジは10か所となり、なお、三ヶ日町にもインターチェンジの設置を折衝中である。

この道路は完成した地区から営業開始の予定であり、前記のように現在マヒ状態になっている国道1号線の交通の緩和と、さらに新しい時代の交通事情に対処するため全線開通が待望され、全線開通の暁は東京～名古屋間を約3時間半で走ることができ、両大消費地と直結する本県の産業構想にも大きな変ほうを及ぼすものと期待される。



51 広域都市づくり 静清土地区画整理事業はじまる 1963・9・15

静岡市企画部広報課『広報しずおか』No.192

12億円で44年度までに

静岡市と清水市の間にある草薙地区は、最近住宅地として急にひらけましたが、道路や排水などの施設が遅れています。

そこで静岡県と静岡市、清水市の三者が協力して土地区画整理を行なうことになりました。測量や家屋の構造などの調べは10月から始まり、来年〔昭和39年〕6月には移転工事にかかる手筈です。昭和44年までに、延べ33キロメートルに及ぶ道路と、10数か所の公園をつくる計画で、12億円の事業費を予定しています。

健全な住宅地をつくるために

静岡市と清水市を結ぶ静清国道は1日5万台という自動車の群れで交通事情はたいへん悪くなっています。そのため、東豊田、国吉田など市の南部を通って清水市へ達する20メートル幅の南幹線道路を大急ぎでつくっています。

この道路が通過する草薙地区は最近住宅地として急にひらけたところですが、道路や排水などの公共施設や生活環境が整備されていないので、健全な市街地として発展しているとはいえません。

またこの地区は、国鉄新幹線や東名高速道路が通るところであり、県の総合開発計画の中でも、文化センターやスポーツセンターなどの施設の建設、改良計画もあって、ここ数年のうちに両市のなかではいちばん変貌するだろうと思われる地区です。

そこで、南幹線が草薙地区を通過することを機会に、この地区の区画整理事業を行い、道路や公園を整備して住みよい生活環境のまちをつくらうということになりました。

区画整理事務所ができる

しかし、このしごとを両市が別々に行なうのはむずかしいことです。そこで、県と静岡市、清水市の三者が話し合っ、それぞれ職員を出したり、財政を負担して、しごとをするこ

とにしました。

国吉田にある総合運動場内には静清土地区画整理事務所（仮事務所）ができて、8月30日開所式を行ない本格的なしごとをはじめました。この事務所には、県の職員のほか両市からそれぞれ職員が派遣されました。静岡市からは、工務課長ほか5人が派遣されて、県と市の直結した行政が実をむすんでいくことになります。

街路約33キロメートル 公園10数か所

この事業は、昭和38年から7ヵ年計画で行われ、事業費は約12億円です。国が6億円、静岡県2億円、静岡市2億円、清水市2億円をそれぞれ負担します。この事業が行われる区域は、建設大臣が土地区画整理審議会へはかったうえで近く正式にきまります。

この計画によれば、静鉄御門台駅^{みかど}の近く（清水市草薙、中之郷、谷田、上原の一部）から静鉄運動場前駅の近く（静岡市栗原、国吉田、谷田、弥生町、中吉田、池田の各一部）にいたる旧東海道ぞいで、約125ヘクタール（約37.5万坪）にわたる地域です。

道路は、静岡鉄道にそって20メートル巾の南幹線道路がこの区域を縦断するのをはじめ、延べ23キロメートルが整備されることになります。

丘陵地帯は海拔46メートル～50メートルのところまで区画整理される予定です。

そのほか、公園10数か所が整備され、河川や水路などの改修もあわせて行なわれます。

10月から測量 来月6月ころから工事

草薙地区には約2,200戸が散在しています。むろんこれらの家屋や土地の全てが削られたり、移転したりするわけではありません。

調査はこの10月から測量や家の構造の調査、所有権や借地権などの調べから始まります。2月か3月には、「縦覧」といって区画整理の詳しい図面を住民の皆さんにお見せすることができるでしょう。

来年度は約1億2,000万円でいよいよ移転工事がはじまります。時期は6月ころで、住宅の少ない運動場附近からかかる予定です。

地元のみなさんのご協力を

静清土地区画整理事業は、いままでのべてきましたように、道路、排水、広場、公園などの公共施設を整備して住みよい市街地をつくることを目的としています。

いくら目的が立派であっても、それが実現しなければなんにもなりません。そのためには県、静岡市、清水市の三者が一つになって大きな力で事業を進めることはもちろんですが、地元のみなさんの積極的な協力があってこそはじめて立派な街づくりができるわけです。

〔地図略〕

52 静岡県静岡清土地区画整理事業概要 1965

静岡清土地区画整理事務所『静岡県静岡清土地区画整理事業概要』

1 事業施行の目的

静岡、清水両市の中間に位する本地区は、最も好適な住宅地として年々開発が進んでいます。そして、商業地域を中核にした住宅地域として都市計画の指定をうけ、両市の副中心としての発展を期待されていますが、その開発、発展が急激なあまり宅地利用の要件である道路、排水等の公共施設や生活環境の整備が放任され、日と共に無秩序な自然発生的市街地になりつゝある現況です。

こ〔そ〕のような地域をこのまゝ放置しますと、日々の生活に不便なことは勿論、地域全体に人家が過密状態になるので、不時の災害等の発生したときは甚大な被害を受けるおそれがあります。

また一方、両市を結ぶ主要道路である一級国道も交通量の増大により混乱の状態にありこの対策として現在工事中の南幹線街路の早期実現が強く要望されています。

更にこの地区周辺においては、現在東名高速道路、文化センターの建設、総合運動場の整備拡張、静鉄草薙駅及び剣ヶ丘駅等の改良あるいは建設の計画があり、このような他事業との関連においても都市改造を実施する時期に立ちいたっています。

ここに土地区画整理事業を実施して、合理的な土地の利用増進と、両市間の健全な住宅新市街地を建設しようとするものであります。

2 事業施行の区域

静岡市

栗原 中吉田 国吉田 池田 谷田の各一部

清水市

谷田の全部 中の郷 草薙 馬走 上原の各一部

〔地図略〕

3 事業施行前後の地積

施行前		施工後
9.59%	公共用地	26.73%
3.81%	測量増	
	保留地	2.59%
1.25%	国有地及準国有地	0.88%
85.35%	民有地	69.80%

4 減歩率

整理後宅地地籍	273,288.0 坪	70.66%
整理前宅地地籍	334,934.48 坪（台帳地籍）	
整理前更生地籍	349,672.00 坪（実測地積）	
保留地	10,000.0 坪	

道路公園その他	103,474.0 坪	26.75%
公共減歩率	18.98%	
保有地合算減歩率	21.84%	

総面積 386,762.0 坪

5 公共施設整備改善の方針

本事業は市街地の膨張、交通量の激増に対処し土地の区画整理により宅地の利用増進、都市計画街路の新設・拡幅、区画街路の新設、踏切の整理統合、国鉄草薙駅前広場の拡張及び環境整備の一環として公園の設置、更に準用河川吉田川、草薙川の改修を別途事業として実施、これらの公共施設の整備改善を行い理想的な市街地（住居地域）が構成されるよう計画してあります。

A 道路

都市計画街路、南幹線を主体に外7幹線（内草薙駅前広場を含む。）を道路構造令に従い築造し、区画街路については巾員4m～8mを基準として、適正街郭を形成するよう計画してあります。

幹線街路

名 称 番 号	巾 員	延 長	面 積
Ⅱ1.17 Ⅰ1.2 南幹線	20.0 ^M	2,889 ^M	56,622 ^{M²}
Ⅱ1.9 中吉田瀬名線	20.0～18.0	333	6,247
Ⅱ1.16 草薙駅通線	20.0	155	3,113
Ⅱ1.15 草薙楠線	26.0	93	2,418
草 薙 広 場			2,900
幹 線 1 号	12.0	351	4,231
幹 線 2 号	12.0	1,736	20,378
幹 線 3 号	12.0	157	1,901
計		5,714	97,810

区画街路及び通路

名 称 番 号	巾 員	延 長	面 積
区 画 街 路	8.0(12.0) ^M	122 ^M	1,042 ^{M²}
〃	8.0	5,534	42,516
〃	7.0	951	7,330
〃	6.0	21,745	131,789
〃	4.0	2,052	8,402
通 路	4.0	666	2,666
〃	1.0	268	268
計			194,013

B 公園・緑地

公園の整備については、理想的な土地の利用状況と誘置距離を考えて、地区内に公園12ヶ所、緑地1ヶ所を設置してあります。

公 園	静岡県草薙総合運動場	1,058 ^{M²}
	第 1 号 公 園	1,983
	2	7,603
	3	4,960
	4	5,752
	5	1,983
	6	1,983
	7	2,314
	8	1,488
	9	1,983
	10	2,149
	11	2,644
	計	35,900
	緑地	2,479
	計	2,479
	合 計	38,379

C 河川・水路

本地区内には吉田川、草薙川の県準用河川をはじめ下水排水路として、昔の灌漑水路が地区内を山手側より北へ、迂余曲折して流れておりますが、排水が不完全なものですから改修して、これらを主要排水系統として計画をたててあります。

水	名 称	巾 員	延 長	面 積	備 考
	準用河川吉田川	15.5 ^M	420 ^M	6,380.00 ^{M²}	
	〃 草薙川	15.0	390	5,260.00	
	計			11,640.00	
路	第 1 号 水 路	2.0	1,029	2,058.00	暗 渠
	2	1.3	1,248	1,622.40	山 側 集 水
	3	0.75	235	176.25	開 渠
	4	1.5	419	628.50	暗 渠
	5	1.5	58	87.00	〃
	6	1.5	119	178.50	〃
	7	1.5	247	370.50	〃
	8	2.0	272	544.00	〃
	9	2.0	122	244.00	
	計			5,909.15	222
	合 計			17,549.15	11,862

D その他

本事業と併せて国鉄草薙駅前広場の新設改良、静鉄草薙駅の改良、剣ヶ丘駅新駅の設置及び文化センター、総合運動場に連絡する街路の計画等、地域の開発を総合的に検討、立案してあります。

6 換地設計について

換地を定めるための従前の土地の基準地積は、原則として台帳地積を採用します。整理後は道路や公園等ができますから、それらの公共用地を生み出すために、各筆は利用増進の度合いによって減歩がなされ、各々原位置またはその附近に換地されます。その場合土地の実状等によって、合併換地、分割換地、飛換地をすることも考えられます。

〔中略〕

9 区画整理実施中の権利申告・制限その他

1. 権利申告について

土地について所有権や所有権以外の権利（借地権等）を持っている人には、仮換地の指定、権利の指定を受ける権利、審議会委員の選挙権および被選挙権や、清算等の結果によっては清算金の交付を受ける権利などが認められます。しかし、所有権以外の権利については事務所では知ることができないので、その権利の内容について申告していただくことになっております。したがって権利申告をしない人は、事業が実施されますと権利者としての取扱いが受けられないことになります。

2. 建築行為等の制限

事業施行地区内の土地は、新しい計画によって殆ど移動しますから、建築や工事を無計

画、無統制に行うと、皆さんが無駄な損失をこうむっ（ママ）だけではなく、事業の施行を阻害することになるので、次のようなことをする場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。

- イ 土地の形質の変更……………私道をつくったり、土盛りをしたり、土を掘ったりすること。
- ロ 建築物の新築、改築、増築……………どんな小さなものでも適用をうけます。
- ハ 5トン以上の物件のたい積、または設置……………切り離し可能な場合、1個当たり5トン以上のもの。

このような行為の許可申請書は、事業計画の公告前は一般の建設確認申請書と一緒に、市役所に提出することになっています。ただし、事業計画の公告後は換地処分公告がある日まで、直接静清土地区画整理事務所に提出していただくことになります。

3. 土地等の売買について

土地、家屋の売買や権利の譲渡は自由にできますが、施行区域内の土地は使用について制限があり、土地の移動、減歩があり、また清算金の交付の権利、義務があります。土地等の売買については後で問題の起こらないよう、あらかじめ静清土地区画整理事務所におたずね下さい。

新しい街づくり

終戦後、静岡県でたった2,900台に過ぎなかった自動車が、昭和40年には264,000台（全国で600万台）に達し、今まで余裕のあった道路も窮屈になり、朝夕の静清国道などはまさに車の洪水で、道路としてのはたらきも限界にきています。

また、この地区内の道路の大部分は狭くて、車の流れないようなところが多く、交通が不便なばかりかいざ火災の場合には、とりかえしのつかない大事をひき起こすおそれがあります。

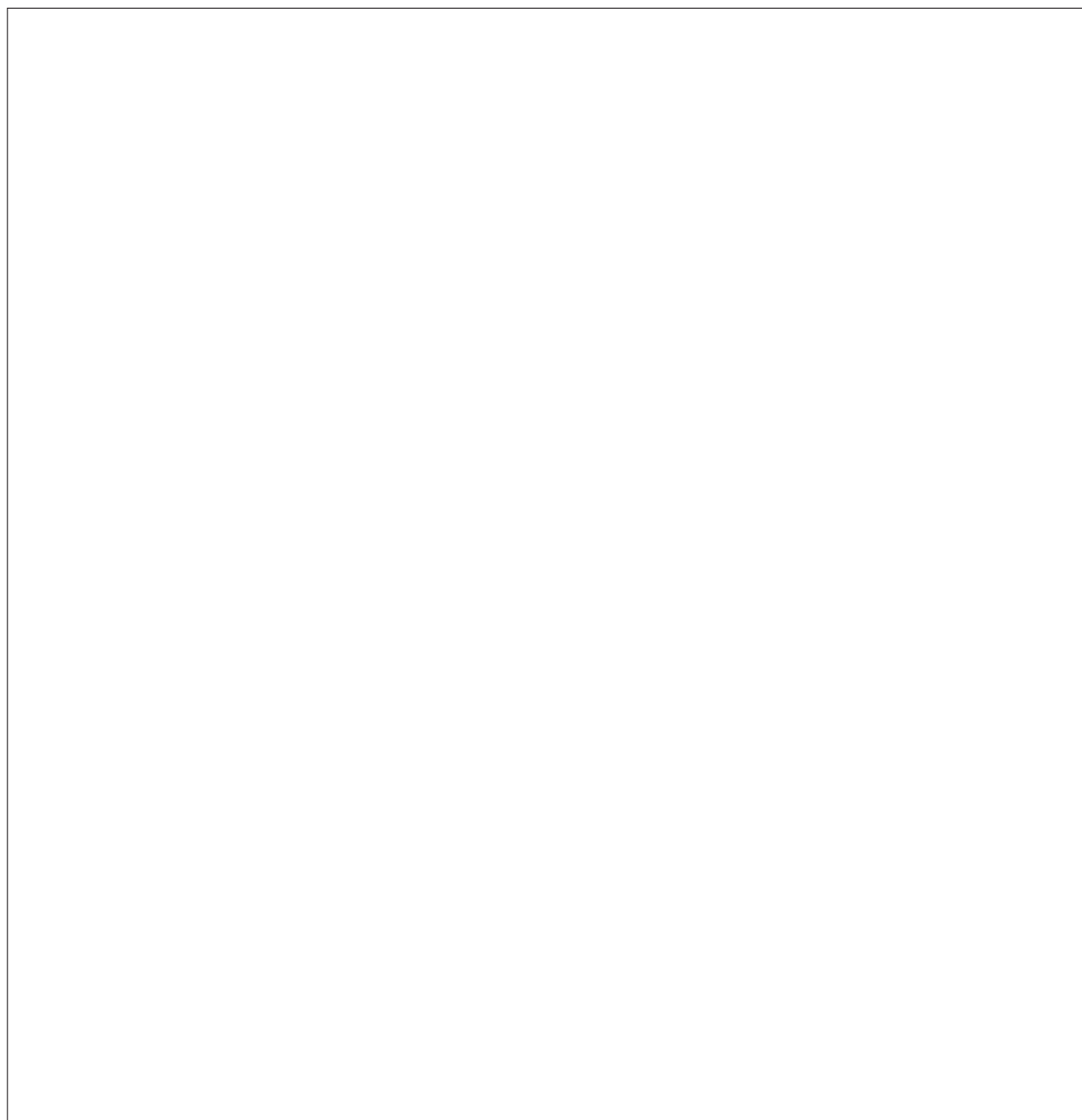
子供の遊び場についても、適当な空地がなく、皆さんの個々の土地も形が悪かったり、袋地であったりして十分な利用ができないところがあります。町名地番がわかりにくく、通信や訪問にも無駄な時間を費したり、家が無秩序に建てこんで、排水や保健衛生上好ましくない点など多くの欠点があります。

これらのことから、この地区内を貫通して直接両市に車を乗り入れられる南幹線と、これを中心に地区全体の安全性と利用度を高め、生活がしやすくなるように「新しい町づくり」を行うことになりました。

さきにあげた、道路や児童公園、道路に面して宅地の形を整えるなどの事業を同時に行う「静清土地区画整理事業」がそれなのです。

53 「難航する「新県都」構想」 1964・10・30

『朝日新聞』 静岡県版 1964・10・30



54 「有度開発、軌道へ」 1969・1・17

『静岡新聞』 1969・1・17 朝刊、10面

新年度から事業推進 地元折衝、五年ぶり解決

さる三十八年から地元の協力が得られず、のびのびとなっていた静清区画整理事業が五年ぶりに解決、いよいよ新年度から着手の運びとなった。十四日に開かれた地元の全体会議でようやく了解がついたもので、県は今後、地元の意見を尊重しつつ同事業と取り組む。同地区の開発は本社が先に行った静清合併の将来を見越した連載企画「百万都市への胎動」でも取りあげ、同事業の推進を促してきたがこれでやっと今後への見通しがついた。

静清土地区画整理 「百万都市」も促進

この静清区画整理事業はさる三十八年からはじめられ、静岡市栗原から清水市一里山までの有度山ろく一帯の約百二十七万平方メートルに総事業費二十一億円をかけて区画整理を行うもの。

初年度は静岡市国吉田に区画整理事務所を開設し、四十年から五カ〔カ〕年計画で具体的な区画整理（二千四百四十五戸を対象）を実施する計画だったが、減歩率、換地それに同区画整理地域の中央を通る南幹線道路の通過地点をめぐる地元と県が対立していた。

このため毎年数千万円の予算執行もできず、やむなく県は当初の年次計画を変更、四十八年完成とのぼしていたが、最終的な結論を出すため県は昨年暮れ、地元へ通知書を送り、地元の考え方をただした。

これに対して地元はさる十四日午後二時半から草薙体育館に対策協議会、区画整理審議会、各町内会長の代表が集まって約五時間にわたって協議した結果①静清区画整理事業は実施することとし、事業のできるところから着工する②南幹線道路については、県が路線の関係者の意見を聞いて推進する③全体会議と南幹線特別委員会は解散させる一の三項目を決定した。

この地元の歩み寄りにより同区画整理事業は新年度から着手される運びとなり、五年がかりでもめ続けた県、静岡、清水の両市と地元との紛争には一応終止符が打たれた。

しかし、地元のなかにはまだ南幹線道路の通過地点をめぐる不満をもつものもいるといわれ、県は解決できた箇所から事業推進を図るものの、今後これら不満者たちと個人的折衝が残されている。だが同事業を中止して放置した〔場〕場合には、将来、未整理、雑然とした市街地となることは地元にも理解されているので、県としてはできるだけ誠意をもって説得に当たる方針でいる。

同地区は近い将来、静岡・清水両市が合併した場合の中心市街地となり、県も大規模予算を組んで積極的に進めてきた事業がいよいよ本格的に始められることになったわけで、関係者の喜びは大きい。

第6節 国民皆保険・皆年金と社会保障各種制度の充実

55 〔国民年金〕〔抄〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、381～382頁

第1節 国民年金

〔1〕現況と問題点

34年4月に国民年金法が施行され、同年11月から福祉年金の支給が開始された。この福祉年金は拠出制国民年金に対して経過のおよび補完的に行われるものであり、現在おこなわれているものは経過の福祉年金である。補完的な福祉年金は、拠出制国民年金が発足する昭和36年4月以降におこなわれる。福祉年金の受給権者および支給額はⅧ-1表のとおりである。本制度上の問題としては所得制限緩和による支給範囲の拡大と給付水準の引上等である。拠出制年金については35年10月にその事務を開始しその普及をはかり加入促進につとめている。

Ⅷ-1表 福祉年金の支給状況（昭和35年3月31日現在）（国民年金課）

区 分	総 数	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金
総 数	77,198 人 883,368,418 円	65,723 人 703,090,439 円	6,147 人 106,663,939 円	5,325 人 73,614,040 円
伊豆地区	1,263 人 105,720,673 円	7,916 人 85,230,466 円	707 人 12,261,521 円	595 人 8,228,685 円
東駿河湾地区	26,669 人 304,955,491 円	22,700 人 242,486,201 円	2,175 人 37,721,828 円	1,791 人 24,747,462 円
西駿河湾地区	10,136 人 116,148,415 円	8,603 人 92,103,718 円	813 人 14,095,737 円	720 人 9,948,960 円
遠州灘地区	27,129 人 315,196,598 円	22,938 人 248,593,320 円	2,237 人 39,343,431 円	1,954 人 27,259,847 円
天竜・大井川山手地区	3,671 人 41,347,242 円	3,239 人 34,676,734 円	135 人 3,241,422 円	247 人 3,429,086 円

〔2〕将来の見通し

〔中略〕

（2-2）拠出制年金

拠出制年金発足頭初の被保険者数は、適用対象者数の90%が加入するものと見込まれ、今後の推移はⅧ-3表のとおりである。

Ⅷ-3表 被保険者数並びに保険料の推移 (国民年金課)

区分	昭和35年	36年	37年	38年	39年	40年	45年
被保険者数	千人 688.3	千人 709.6	千人 732.0	千人 756.1	千人 777.1	千人 797.0	千人 829.6
保険料	—	千円 765,148	千円 792,000	千円 821,213	千円 847,229	千円 872,293	千円 934,839

老令年金の支給事由が発生するのは46年4月、障害者年金、母子年金、遺児年金は39年4月、寡婦年金は46年4月からあつて、これらの見通しはⅧ-4表のとおりである。

Ⅷ-4表 拠出制被保険者数並びに受給権者の見通し (国民年金課)

区分	昭和35年	36年	37年	38年	39年	40年	45年
被保険者	千人 688.3	千人 709.6	千人 732.0	千人 756.1	千人 777.1	千人 797.0	千人 829.6
保険料	—	千円 765,148	千円 792,200	千円 821,213	千円 847,229	千円 872,293	千円 934,839
障害年金					236人 5,716千円	681人 16,841千円	2,636人 65,694千円
母子年金					525人 11,917千円	1,572人 35,291千円	5,738人 129,782千円
遺児年金					26人 260千円	79人 816千円	303人 3,589千円

56 【国民健康保険】〔抄〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書(1)』、1961・3・1、383～388頁

第2節 国民健康保険

〔1〕現況と問題点

(1-1)普及状況

国民のすべてが、疾病にかかった場合、医療の給付を受けることができる、いわゆる医療の国民皆保険計画は、34年1月1日から新しい「国民健康保険法」が施行され、ここに、国民皆保険実施体制が名実ともに確立されることとなった。本県も35年11月現在富士宮市を除き(36年2月実施予定)全市町村に実施され、保険者数は95に達した。これを経営主体別にみると、市町村91、国民健康保険組合4となっている。これを被保険者数によつて示すと1,443,914人であるが、このなかに含まれている他の社会保険の二重加入者3,464人を除くと1,440,450人となり、国民健康保険の対象見込人口1,481,950人に対して97.2%の加入状況となっている。

なお、普及状況はⅧ-5表のとおりである。

Ⅷ-5 表 普及状況（昭和35年11月1日現在）（国民健康保険課）

区分	市町村数	実施市町村数	普及率	対象見込人口	被保険者数	加入率
			%	人	人	%
総数	94	93	98.9	1,481,950	1,440,450	97.2
伊豆地区	15	15	100.0	159,833	159,833	100.0
東駿河湾地区	26	25	96.2	548,908	507,408	92.4
西駿河湾地区	11	11	100.0	200,880	200,880	100.0
遠州灘地区	29	29	100.0	505,241	505,241	100.0
天竜・大井川山手地区	13	13	100.0	67,088	67,088	100.0

〔中略〕

〔2〕将来の見通し

Ⅷ-10 表は、普及達成後の被保険者を想定したもので、東駿河湾地区、西駿河湾地区および遠州灘地区において、人口に対する割合が逐年下向きを示していることは、将来本県が産業経済の伸展により雇用者が増加する結果、健康保険加入者が増加するので、国民健康保険加入者は減少するであろうと予測したものである。

Ⅷ-10 表 被保険者の想定（国民健康保険課）

区 分	昭和35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	45年度
計	1,481,950 (53.2)	1,481,152 (51.9)	1,480,354 (50.6)	1,479,556 (49.4)	1,478,758 (48.3)	1,477,960 (47.2)	1,473,967 (42.0)
伊豆地区	159,833 (59.4)	162,090 (60.0)	164,347 (60.6)	166,604 (61.2)	168,861 (61.8)	171,118 (62.4)	182,411 (65.3)
東駿河湾地区	548,908 (47.3)	547,480 (45.4)	546,052 (43.6)	544,624 (42.0)	543,196 (40.4)	541,768 (39.0)	534,627 (32.9)
西駿河湾地区	200,880 (58.8)	199,638 (58.2)	198,396 (57.6)	197,154 (57.0)	195,912 (56.4)	194,670 (55.8)	188,450 (53.0)
遠州灘地区	505,241 (55.7)	504,658 (54.4)	504,075 (53.0)	503,492 (51.8)	502,909 (50.6)	502,326 (49.6)	499,404 (43.3)
天竜・大井川山手地区	67,088 (61.1)	67,286 (62.1)	67,484 (63.1)	67,682 (64.1)	67,880 (65.1)	68,078 (66.2)	69,075 (71.7)

〔3〕施策の基本的方向および概要

（3-1）無拠出制年金

無拠出制年金の支給範囲の拡大、所得制限の緩和および給付水準の引上げについては国の施策として改善されることを期待するものである。この支給については対象者の完全把握を重点とし洩給防止をはかる。このため社会保険出張所等関係機関の積極的な活動を促進したい。

（3-2）拠出制年金

拠出制国民年金が円滑に実施されるには、県民にこの制度が正しく理解されることが必要である。制度発足にあたり、対象者の強い要望の一つに保険料の掛けすての問題がある。制度の改善策として死亡一時金制度のような給付の創設等が考えられるであろう。なお他の被用者年金との資格期間の通算調整問題については国民年金としての方針は「じゅずつなぎ」方式として、各被用者年金間を国民年金〔マ〕でつなぐ考え方であり、被用者年金各法の改正をまって措置して行きたい。このことによつて従来各年金の資格期間が個々に計算されたため年金の受給資格が発生じなかった者にも年金が支給されるという使命を果すものである。今後全対象者の適用を目途として普及推進するがとくに50才より54才までの高令者の任意加入の促進をはかりたい。

57 【無医地区】〔抄〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、456～457頁

第2節 診療所整備および無医無歯科医地区の解消

〔1〕現状と問題点

一般医療施設と同じく都市集中の傾向で、都市を離れるほど医療の恩恵は薄くなっている。また無医、無歯科医地区も下記のとおり県内の山間へき地に散在しており、これら地域の疾病治療対策も国民皆保険の実現に即し医療が平等に受けられる体制が必要となつてきている。

（1－1）無医地区（人口300人以上）

第1種（交通機関の関係または地理的事情からとくに支障のないと認められる地区）6地区

- 1 松崎町池代地区
- 2 函南村丹那盆地地区
- 3 小島村穴原地区
- 4 梅ヶ島村新田地区
- 5 藤枝市瀬戸谷北部地区
- 6 中川根村地名地区

第2種（人口、面積、地勢および交通事情の状況から医療機関が設けられても経営が困難と認められる地区）14地区

- 1 西伊豆町大沢里地区
- 2 松崎町三浦地区
- 3 熱海市初島地区
- 4 富士宮市人穴地区

- 5 玉川村仙俣地区
- 6 本川根町梅地長島地区
- 7 本川根町大間地区
- 8 中川根村久保尾地区
- 9 掛川市原泉地区
- 10 森町大河内地区
- 11 春野町田河内地区-
- 12 佐久間町 { 下平
 { 峯 地区
 { 羽ヶ庄
- 13 水窪町 { 渡元 地区
 { 西浦
- 14 水窪町門桁地区

第3種（人口、面積、地勢および交通事情の関係から医療機関が設置されればその経営は可能と認められる地区）1地区

1 静岡市中藁科地区

〔中略〕

〔2〕将来の見通しと施策

診療所については、従来どおり私的医療機関を中軸として整備をはかる。

無医地区等医療機関に恵まれない地域であつて私的医療機関の設置を期待することが困難な地域については特別融資等によりその新設を助成するほか公的医療機関の出張診療所の設置をさらに推進するとともに、公立診療所等のうち、医師または歯科医師の不足等により運営困難なものは、これを公的医療機関の出張診療所に切替える等の措置を講ずるものとする。

〔後略〕

58 『静岡県の医療水準について（昭和40年）』〔抄〕 1967・1

県衛生部医務課『静岡県の医療水準について』、1～4頁

1. 本県の医療水準の全国的地位について

- （1）医師の現在数は、総数2,566名（昭和40年12月31日現在）で、この数字は全国第10位である。然し、医師の人口に対する密度は、人口10万人当り、88.1人、全国

各都道府県中 40 位、全国の平均に対し格差指数は 79.2 となる。(表 1 - 1 参照 [略])

従つて医師数の対人口密度では都道府県別に眺めた場合下位のグループに入る。

- (2) 本県内にある病床総数は昭和 40 年 12 月末日現在 24,178 床、人口 10 万対 830.1 床で、全国各都道府県中格差指数 75.7 で第 45 位である。(表 1 - 2 参照 [略])

これを病院病床数、診療所病床数に区別して考察すれば次のようになる。

病院の病床でみた場合、総数では 18,671 床、人口 10 万対 641.1 床、格差指数 72.1 全国各都道府県中 45 位である。(表 1 - 3 参照 [略])

これを更に、病床種別によつて考察すれば、結核病床は人口 10 万対 155.4 床で、格差指数 69.2 で全国各都道府県中 44 位である。(表 1 - 4 参照 [略]) 精神病床は人口 10 万対 103.9 床で、格差指数 59.0 全国各都道府県中 46 位(最下位)である。(表 1 - 5 参照 [略]) 一般病床は人口 10 万対 336.0 床で格差指数 74.6 全国各都道府県中 43 位である。(表 1 - 6 参照 [略]) 総じて病院病床数の水準は低いというほかない。

それでは一般診療所の状況はどうであろうか。まず有床診療所では、人口 10 万人に対して 188.1 床、格差指数は 90.6、全国各都道府県中 28 位である。(表 1 - 7 参照 [略]) 無床診療所では、人口 10 万対 28.8 所、格差指数 76.8、全国各都道府県中 29 位である。(表 1 - 8 参照 [略])

- (3) その他歯科医師、看護婦、准看護婦等について考察すると、次のようになる。

歯科医師は人口 10 万対 34.5 人、格差指数は 95.3 であり全国各都道府県中 17 位で中位のグループに入る。(表 1 - 9 参照 [略]) 看護婦数については人口 10 万対 154.2、格差指数 72.0、全国各都道府県中 40 位である。(表 1 - 10 参照 [略])

- (4) 以上の諸指標を単純に総合して考察してみると、総合格差指数は 76.5、全国各都道府県中第 45 位である。(表 1 - 11 参照 [略])

2. 何故本県の医療水準は全国的にみて低いのか

- (1) 人口密度と医師数の都道府県別分布状況を眺めてみると、本県の人口密度は全国各都道府県中第 12 位。これに対して医師の 10 万人対の密度の順位は第 40 位で均衡を失っている。(表 2 - 1 参照 [略])

これは本県のみ傾向ではなく、全国的にこの表でみる限りは、人が多ければ病人も多く病人が多ければ医師が多いという関係は見いだせない。

従つて医師の多少は人口密度との関係とは直接的な因果関係は現在のところは薄いものと考えられ、医師の多少は他の要素によつて影響されているものと考えられる。

- (2) 医師は都市に集中する傾向があると一般的にいわれている。これを表 2 - 2 [略] で都道府県別に考察してみたい。結論から先に述べると「全域に対する人口集中地区の割合」の高いところ程、医師数が多いという関係は表 2 - 2 [略] でみる限りでは

成立しない。従つて本県が農業県から工業県に移行する過程の中にあつて都市化の度が低く、社会開発部門の近代化が遅れているため医師が不足しているというのは、理論的根拠がないと考えられる。即ち表1-1〔略〕にみるように、人口10万人当りの医師数の上位15位府県中に、石川（第2位）、徳島（第3位）、鳥取（第5位）、宮城（第8位）、岡山（第10位）、長崎（第11位）、熊本（第13位）といった就業構造で第1次産業部門が高いと思われる県でも、医師数は多いのである。それ故人口が集中している地域ほど、また工業化の進んでいる地域ほど医師数が多いとは、単純には割りきれられるものではない。（表2-2参照〔略〕）

- （4）（〔ママ〕）医師の充足数で全国上位15府県には、全部医学部をもつ大学が存在する。

この点からみれば医科大学（医学部のある大学を含む。以下同じ）のあることが医師確保の点で有利な傾向にあるということはいえる。しかし医科大学があつても表1-1〔略〕にみるように、北海道、岐阜 鹿児島、福島にみるように医師の充足率が低いと医師の不足を医科大学のないことにおくことは、充分な条件とはいえない点がある。（表2-3参照〔略〕）

次に県民所得の上位20府県のうち、医科大学のない県は、埼玉、静岡、茨城の3県である。医師の人口10万対の数では埼玉が全国各都道府県中第46位、茨城が第45位本県が第40位と、東京近辺3県に共通する現象がある。参考までに28府県のうち国立大学の医学部のある府県が23府県、県立医科大学のある県が福島、京都、奈良、三重、和歌山の5県である。

- （5）県民所得上位10県のうち、医師数の多い都府県は、東京（第6位）、大阪（第7位）、福岡（第4位）があるのみで、あとは医師の数が少ない。

病床数においても、格差指数が100を超えるのは、北海道と福岡のみである。

従つて、所得が高いから医療需要が多く、医師数も多いということになつていない。医師とか病床とかの充足には、経済法則のほかに、社会の必要性の法則があるのかもしれない。（表2-4参照〔略〕）

- （6）気候、風土または、地域の特性によつて、患者が多く、医師の必要度が高いかどうか。社会保険診療からみようとしたのが表2-5〔略〕である。これによれば診療件数の多い15府県のうち、医師の充足が上位である府県は8府県のみでこの間に因果の法則を見い出すことはできない。（表2-5参照〔略〕）

次に人口1人当りの受診件数では本県は3.8件、格差指数97.4、全国各都道府県中第27位である。人口1人当りの受診件数は全国的に格差の中が狭いので医師の充足の低い府県ほど、受診件数が多くなるのは当然で本県は格差指数102、全国順位第13位となる。（表2-6参照〔略〕）

(7) 結核病床については本県は人口10万人当り155.4床で格差指数69.2、全国各都道府県中第44位である。本県の有病率からみると、人口10万対985.2で京都府972.8、香川県979.4、奈良県994.5に近い。しかしその病床整備状況は、京都府人口10万対274.3格差指数122.1、香川県246.2、格差指数109.6、奈良県246.9、格差指数109.9いずれも本県より整備状況はよい。(表2-7参照〔略〕)

精神病床については本県は人口10万人当り103.9、格差指数で59.0、全国順位では、最下位である。(表2-8参照〔略〕)

なお参考までに述べると、結核病床は有病率の高い府県ほど、その整備状況はよい。特に九州では陸軍病院からの転用の施設が多いように感じられる。

(8) 死亡率の高い府県ほど医師が多く、病床も整備されているであろうか。表2-9〔略〕にみる限りでは、このような関係を見出すことはむずかしい。(表2-9参照〔略〕)

(9) 医師または病床が大都市に集中する傾向があるように思われるので人口50万以上の都市をもつ府県の状況を眺めてみたのである。(表2-10参照〔略〕)

しかしこの表(表2-10〔略〕)から判明することは、大都市のある府県かならずしも、医師・病床共に十分であるとは思われない。

(10) 以上各要素の分析を試みたのであるが、本県の医師不足という問題について何もこれといつて有力な手がかりを得ることができない。このことは医師または病床の充足といった問題は、一つ一つの要素ではみることのできない非常に複雑な総合的なファクターによつて構成されていることを裏書きするのかもしれない。またそうでないとすると必要と現状のかいりが余りにも大きいためフィジカルでない要素によつて、必要とするものが充足されているのが現況であるのかもしれない。

59 【低所得者対策】 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書(1)』、1961・3・1、395～396頁

第3章 低所得者対策

生活保護世帯および何等かのつまづきがあれば直ちに生活保護世帯へ転落するおそれのある世帯(ボーダーライン階層)を低所得者と称するならば35年3月末現在で、その数は3万世帯15万人と推定せられる。低所得者層を就業形態からみると失業者、不安定の日雇、家内労働者、低賃金の常用勤労者、零細自営業者、耕地面積の小さい(0.3ha以下)農家といえよう。このうち生活保護法の適用者は9,804世帯27,830人で、年年減少の傾向を続け、保護率(県人口に対する保護人員の比)は1.06%と全国最低の率を示している。これは主として県下の経済成長の影響によるものと思われされる。今後経済成長政策により大幅に産

業間の労働移動が期待されているので、この摩擦現象からくる低所得者の発生を考えても、雇用機会の拡大、所得水準の向上によつて、低所得者は減少の方向をたどるものと思われる。今後の施策の基本的な方向としては経済成長政策による雇用の拡大 所得の増加、社会保障制度の拡充、最低賃金制度の確立等が前提となるのであるが、貧困への転落原因の大半が疾病によるものであるので、衛生行政と関連のもとに、予防対策と早期治療を積極的に推進し貧困への転落を防止してゆかなければならない。低所得者世帯に対しては、いわゆる防貧活動として自立更生のため援護活動が展開される。生活の維持が困難となつた世帯に対しては救貧活動として生活保護法の適用がなされ保護が開始される。この世帯に対しては自立再建方策としての援助活動が実施機関である福祉事務所を中心として、活発に展開されるのである。被保護世帯のうち、老人、身体障害者等自立更生の見込みのないものに対しては、その処遇のまつたきを期するために、収容保護が完全になされなければならない。次に低所得者に対しては、これら世帯の自立意欲の助長をはかるとともに、経済援助活動が活発に行われなければならない。また低所得者階層の自立の意欲を妨げ、疾病の温床となつている不良低〔住〕宅、不良環境地区の整備も併せて、推進されなければならない。

低所得者対策は治療的施策から予防的施策に、重点がおかれるべき段階であろう。とくに、低所得者対策については社会福祉関係の諸制度のみでは、解決が困難であるものが多い。この社会福祉計画総説で述べたように、県民の要望する社会福祉行政のサービス需要量の測定、まづこれが行われ、これに即応した社会福祉行政が展開されるべきものであろう。したがつてこの需要量の測定と低所得者に対する対策の調査、研究、審議するための組織機構を整え、低所得者対策の指標を確立すべきであろう。なお社会経済状態の複雑化に伴い、いわゆる近代社会福祉事業の展開が要求される。これに即応するため、社会福祉関係機関とくに福祉事務所、および民生委員等社会福祉機関の整備と充実がなされなければならない。

第1節 生活保護計画

〔1〕現況と問題点

（1-1）被保護人員および保護費

法施行以来（昭21.10.1）上昇を続けてきた保護人員は、Ⅷ-1図〔略〕のように、昭和25年を峠に逐年減少を続けて、昭和31年以降は横這いの傾向をたどつて、今日に至っている。これを保護率（県人口に対する保護を受ける人の割合）からみると本県のこれは昭和25年は2.08%であつたものが、34年では、1.06%となり（35年7月末では0.95%である）この10年間に約半減した。このように減少したことは社会保障制度の充実、社会経済事情

の好転と相まって10年間の県民所得の向上を物語るものといえよう。被保護者の発生は地区毎に異なっているのが概括的には交通不便の天龍大井川山手地区が一般的に高い傾向にある。

34年度における1箇月平均の扶助別延人員は、53,780人でこれを扶助別にみると生活扶助45.3%住宅扶助23.3%教育扶助16.5%、医療扶助12.5%である。明らかに生活扶助人員が圧倒的に多く、医療扶助人員は4位を占めるにすぎない。この扶助費は、29年度より逐年増大し34年度1箇月平均の扶助額は74,273,794円でこの中医療扶助費は、43,843,776円（59.03%）を占め生活扶助費は、これに次ぎ23,312,192円（31.39%）である。この両者を除いた残り5種の扶助費は9.58%にすぎない。元来生活保護制度は、所得保障を主たる目的としたものでありながら近時は医療扶助の増加がいちじるしくなつてきている。34年度の年間を通じての保護開始原因をみると1箇月の平均約300世帯のうち210世帯（70%）が世帯主あるいは家族の疾病に起因している。この結果からみても低所得（〔ママ〕）者階層に対する貧困と疾病の悪循環を断ちきる施策が緊急な問題となる。

次に保護の受給期間が逐次長期化し疾病・老令者・身体障害者等更生の困難なものが沈澱の傾向を示してきている。これは、居宅保護から収容保護へ移行しつつあることを示すもので生活保護法による保護施設の整備拡充をはかり需要に応じた施設内保護の体制を整えてゆかなければならない。

〔2〕 将来の見通し

（2-1）保護人員と保護費

生活保護を要する状態にある者の今後の見通しは、社会保障制度の充実、社会経済状態の変化のため予測が困難であるが過去の実績等により考察すれば今後、産業経済の進展により雇用と所得が増大され、その結果自立更生可能世帯は、被保護階層から脱却し、老令者、母子、年少者、疾病者、身体障害者等と性格的に更生の見込のない階層者が、沈澱してくるものと思われる。これを原因別に予測すると疾病を原因とするもののうち結核は既往者の継続的治療は考えられるが結核対策の充実によりその数は漸減し精神病、身体障害者、外傷および疾病等は社会事情の複雑化、高度化、交通量の増加等により漸増することも想定できる。老令者も平均寿命の伸びにより増加することが予想される。母子世帯も人口増に比例して若干の増加が見込まれ、多子、失業、怠惰世帯は全体的に減少する傾向を示すものと推測される。

これらを総合して、35年7月現在の保護率0.99%は目標年次である45年には0.80%程度に減少することが予測される。

保護人員に対する保護費は前述した保護基準の改訂により左右されるものであるので長期間の見通しは困難であるが25年～34年度の1人当り保護費の実績の延長により推計す

ると、1人当りの保護費は上昇する反面保護率が低下するので45年度の保護費の所要額は14億円となる。また今後10年間の所要経費は101億円程度と予測される。

60 〔身体障害者・知的障害者福祉〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、404～408頁

第4章 身体障害者、精神薄弱者福祉計画

身体障害者のなかには、障害が重度なため、外部から援助を与えても職業的更生はもとより、ほとんどが独立して日常生活を営むこともできないグループと、社会経済活動が続けるうえには特別の保護的条件を必要とするグループとがある。第1のグループは社会保障の制度によつて、これを保護し、第2のグループには自立更生の援助と、必要な保護がなされなければならない。この向上策は身体障害者福祉法を根幹として各種の施策が展開されるのであるが、特に身体障害者が経済的に自立し、正常者と等しく社会生活を営んでいくための、職業的更生が主眼となろう。身体障害者の発生防止の対策を、関係機関との関連において強力に推進するとともに、身体障害者の職業的更生をはかる施設を整備し充実を期したい。なお、雇用の促進については、身体障害者雇用促進法の施行を機会に、これを強力に推進したい。精神薄弱者は、単に知能的な欠陥だけでなく、感情意識の面においても障害をとまなうものが多く、その大部分の者が家庭や社会に放置されたままになっているので、本人や家族の不幸もさることながら、種種の犯罪など社会悪の原因ともなつて、大きな問題の一つに数えられている。しかしながら、精神薄弱者のうちには、適当な施設に収容し、一貫した指導訓練をおこなうことによつて、ある程度の技術的作業を習得させれば、社会生活にも適応し自立して、生活を営むことができる者も少なくないといわれる。35年3月精神薄弱者福祉法の制定にともなつて、この福祉対策と、衛生行政との関連において、発生予防対策を推進するとともに、その援護施設の整備充実をはかりたい。

第1節 身体障害者福祉計画

〔1〕 現況と問題点

（1－1）身体障害者の実態

35年11月1日現在における県下の身体障害者は約30千人と推定され、このうち身体障害者手帳交付者数は29,669人で県人口の1.1%にあたつている。障害別にみるとⅧ－7図〔略〕のとおり肢体不自由者が最も多く18,513人で、全体の62.4%をしめ、次に視覚障害者6,498人（21.9%）聴覚障害者4,421人（14.9%）の順である。この発生原因はⅧ－8図〔略〕のとおり疾病に起因するものが全体の71.2%をしめ、次に産業災害10.3%交通災害6.7%そ

の他 11.8% となっている。近年公衆衛生の発達、保健衛生思想の高揚により疾病による発生は漸次減少しつつあるが、交通の発達にともない、これに起因するものが増加の傾向にあり目標年次における身体障害者数は約5万1千人と推定せられている。

障害者を程度別にみると、重度の障害者が11,084人で、全体の40%をしめている。これ等に対しては社会保障制度の充実により、所得保障のみちが講じられなければならない。軽度のものに対しては、職業能力や、生活能力をできるだけ回復させ、すみやかに社会に復帰せしめるように指導することが必要である。障害者の職種別就業状況はⅧ-9図〔略〕のとおり64%（18,988人）が就業し、10,681人（36%）が未就業者である。

未就業者は重度のものが大半である。なお障害者の就業先は農林水産が一番多く、順次工具、家事手伝、あんま等が多い。

第2節 精神薄弱者福祉計画

〔1〕 現況と問題点

精神薄弱者の実態については29年7月に厚生省で実施した「精神衛生実態調査」による結果があるが、その後調査が実施されないでその動向を把握する適確な資料がない。上記調査によるとその出現率は人口に対し白痴0.1% 痴愚0.2% 魯鈍2.7%とされているのでこれで推計すると約5万人と推定される。これ等の精神薄弱者はその大部分の者が家庭や社会に放置されており、本人や家庭の不幸もさることながら種々の犯罪や社会悪の原因ともなって大きな問題の一つに数えられている。

〔2〕 施策の基本的方向および概要

精神薄弱者福祉については今まで見るべきものがなかったが、昭和35年4月「精神薄弱者福祉法」の施行により、積極的な対策がなされることになった。

まず最初に考えなければならないことは精神薄弱者のよき相談相手となる専門的知識を有する精神薄弱者福祉司の設置である。この福祉司を中心に相談指導活動がおこなわれ職場の開拓、医療機関、授産施設への紹介などの援護を積極的に推進する必要がある。さらに専門的機関として精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所に併設し、医師、心理判定員、職能判定員など専門職員を配置しそれぞれ専門的見地から精神薄弱者の実情に応じた援護を展開して行く必要がある。

〔後略〕

61 【児童福祉】 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、409頁

第5章 児童および母子福祉計画

児童および母子福祉行政は戦後の混乱期に生れた戦災孤児や戦災未亡人と遺児の援護等一連の応急対策から近時はいわゆる安定時代となり一般児童および母子を対象とした健全育成、健康の保持対策等にその重点は大きく発展移行してきた。児童をすこやかに育成するためには児童に健全な環境を与える必要がある。このためには、不良出版物や映画などによる児童に対する悪影響を除くと同時に優良文化財等の積極的な推せんをおこなう必要がある。さらに児童の生活には、健全な遊び場としての児童遊園や、児童館など、児童福祉施設の拡充整備をはかるとともに児童の遊びを指導する児童厚生員の配置等も考慮しなければならない。

また児童の健全育成は行政機関の努力とともに家庭と地域社会の暖かい協力がなくてはこれを達成することができない。この意味で子供会、母親クラブ等を中心とした地域社会の組織的活動の助成も真剣に検討してゆく必要がある。要保護児童は35年3月現在約72,500人であるが社会生活環境の複雑性から今後この数は増加してゆく傾向にあるものと推定される。この処遇については福祉事務所、児童相談所活動によつて在宅児童の指導を積極的に展開するとともに、いわゆる収容施設における育成が要務とされている。この要保護児童のうちとくに施設に収容を必要とする肢体不自由児童、精神薄弱児童、教護、養護児童、要保育児童は25,200人と推定される。これに対し現在の収容定員は、18,329人でいちじるしく不足している。よつて施設の整備拡充をなし、この収容育成の万全を期することが要請されている。

現在県下における母子世帯数は約30千世帯でありこのうち生活保護を受けているものが1,512世帯、ボーダーライン階層にあるものが5,270世帯もあり、母子世帯の多くの者は一般世帯に比べてきわめて低い生活水準にある。これら母子世帯に対する経済的、精神的負担を緩和するため、社会保障がなお一層充実強化されることを期待するものであるが一方においては母に稼働能力を付与し就業の機会を拡大するために保育所の設置および、職業補導、職業紹介等一連の施策が積極的に展開されなければならない。また今後児童および母子の福祉問題はますます複雑となり重要性を増してくるものと思はれる。ここにおいて母子の問題を含めて児童福祉審議会のより積極的な活動の展開が要請されよう。〔後略〕

62 〔高齢者福祉〕 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、416頁

第6章 老令者福祉計画

老令者の福祉対策としては所得の保障、健康の保持および社会福祉の三部門に大別され

るが、このうち所得保障については第2章社会保険の項において、健康の保持については衛生計画でこれを策定されるのでここでは社会福祉の面のみにふれる。老令者福祉の向上のためには各種年金制度の充実がまづあげられるがこの面のみでは問題は解決しえない。老令者には老令者特有の心理がありともすれば社会、人間関係から孤立しがちな老令者の精神的不安感、心理的側面の問題が大きい。老令者の福祉は経済的な安定と合せ精神的な安定をもたらさなければならない。

〔1〕現況と問題点

本県の老令者（65才以上）数は、現在約163,000人である。このうち要保護老令者は5,600人となつている。これに対して生活保護法による養老施設は18箇所、定員823人であり、私的有料老人ホームは4箇所、定員203人である。有料老人ホームに対する入所希望者は年年増加しているが、入所当初の負担額および入所中の経費が高いため入所できる者は、特定の者に限られている状況である。

所得保障としての老令福祉年金の対象となつている老人は35年3月末現在66千人であり、金額的には不十分ではあるが1人年額12,000円が支給されている。

また施設および所得援護のほか精神的援護をはかるため老人クラブの助成をおこなつているが現在599が結成されており会員は36,400人に達している。

〔2〕施策の基本的方向および概要

老令者の増加傾向と相まつて他方においては新しい社会思潮として私的扶養思想は次第に崩壊のきざしを見せ始めているので老令者福祉はますます増進されなければならない。これがためまづすべての老人がクラブ会員となるよう積極的にクラブの結成を促進しなければならない。そして健全な運営が行われるよう積極的に指導する必要がある。また福祉施設としての現在の私的有料老人ホームは入所にあたり多額な金額を負担しなければならない。したがつて低所得階層の老人が利用できる軽費の公的有料老人ホームの設置を計画する。なお老人が低額で休息娯楽のできる保養所を増置したい。また市町村をして老人の憩の場の設置を推進したい。〔後略〕

63 【精神保健福祉】 1961・3・1

『第6次静岡県総合開発計画書（1）』、1961・3・1、452～453頁

第6節 精神衛生対策

〔1〕現状と問題点、将来の見通し

県下には約4万人の精神障害者がいるものと推定されているが、これは人口1万人について150人という高い割合である。このうち入院加療を要する精神病者は約6,000人である

が、現在県内精神病院の総病床数は約 1,795 床であるので 4,000 床以上が不足している。また精神病院は都市に集中されており、地域的に不便をきたしているので今後増床をはかる際は病院配置を考慮する必要がある。

病状についても近年は非常に複雑多岐になつてきており特殊の患者については治療効果も非常に向上し、治癒緩解する者が増加しているが、病状によつては全く治療効果がなく、社会復帰不能の患者も漸増の傾向にある。この社会復帰不能者は入院継続が不必要にもかかわらず社会復帰もできないので、その措置については今後に残された重要課題の一つと考えられる。一方治癒緩解し退院しても、受入先の社会環境不良のため再び悪化し、再入院の必要に迫られる事例も少なくない状態であるので、復帰先周囲の精神衛生教育の強化、後保護指導の徹底を強力に推進せしめる必要がある。また近代化された職場における職場環境、職務等から受ける精神的圧迫等によるノイローゼ患者も急激に増加する傾向にあり、これらに対しては各職場毎に精神衛生管理を強化し、患者発生の防止、ひいては能率低下の防止をはかる必要がある。

〔2〕施策の基本的方向および概要

（2-1）収容施設の拡充

（衛生行政施設整備の項参照）

精神障害者の数に対して精神病院の数は非常に不足しているので、これが整備は急を要するので現在ある民間精神病院の施設拡充をはかることはもちろん、県中央部に 1 カ所しかない県立精神病院を東、西部に各 1 カ所増設するとともに、結核患者の減少にともない遊休結核療養所を逐次精神病院に転用するほか、専門病院の増設だけでなく総合病院へ精神科、神経科を併設することによつて精神病院の偏在を是正し、精神障害者を完全に入院せしめ保護治療をはかる（〔ママ〕）とともに、神経症患者の治療および指導の万全をはかる。

（2-2）陳旧性精神障害者（陳旧分裂病、接枝性分裂病、混合精神病等）対策

（衛生行政施設整備の項参照）

収容施設 3 カ所を設置し、精神病院の過剰負担の軽減をはかるとともに、社会不安の一掃をはかる。

（2-3）精神衛生相談所

（衛生行政施設整備の項参照）

精神障害者あるいは神経症患者の発生予防および医療指導、後保護指導等をおこなうとともに、県民の精神的健康の保持増進をはかるための相談業務をおこなうところに本来の業務があるので、相談業務強化をはかるため、現在の病院併設を改め、専門医師、心理学者、ソーシャルケースワーカーを置き精神衛生相談所を独立設置し、所内クリニックは（検診）もちろん、患家訪問指導、巡回移動クリニック等を実施するほか、会社、事業場等、

職場の精神健康管理の指導、助言等をおこなう。この際地方における精神衛生相談窓口を郡市医師会に置き、相談業務の円滑化をはかる。

(2-4) 精神衛生対策協議会の設置

精神衛生行政を強化し推進するには県民の正しい理解と協力のもとにその対策が樹立され、運営されなければならない。このために公的機関関係者、学識経験者、工場事業場等の代表者等で精神衛生対策協議会を設け県民の実情に則した精神衛生行政の推進をはかるとともに県民の精神衛生思想の普及と向上に努める。

(2-5) 優生保護対策

優生保護法の精神に基づき悪性疾患の遺伝を防止するため遺伝性疾患羅患者に対し積極的に優生手術をおこなう。

第7節 高度経済成長期の自治体財政（1960年代）

64 第6次総合開発計画後期計画の策定 1966・3・22

県議会事務局『静岡県議会の業績』第5巻、1967・3、272～273頁

明るく豊かな県民生活の実現をめざして、昭和36年2月第6次総合開発計画が策定され、これに基づいて県政が推進され、京浜、阪神の二大既成経済圏を結ぶ輸送幹線動脈の中間に位置する有利な立地条件を持つ本県が、大都市過密化に伴う地方分散の傾向による利益を受け、電力その他のエネルギーを確保して、産業基盤の整備をはじめ住宅、都市計画、上下水道、病院、学校など県民生活の向上をめざす社会施設の整備も著しく、39年の本県生産所得額は6,552億円で、34年の1.8倍に拡大し、この間の成長年率は13パーセントで、同期間における国全体の成長率9パーセントを大きく上回り、県民一人当たり所得も38年に19万7千円と34年に比べ倍増し、県民生活向上のあとがはっきり認められる。しかし、この計画はもともと国の所得倍増計画に呼応したものであって、この間、経済発展の基調が高度成長から安定成長に移向するとともに、開発目標が社会開発や地域または産業間あるいは経済規模別の格差是正が重要視されるようになってきた。よって県総合開発審議会は、39年5月より第6次計画の修正の検討をはじめ、40年3月その中間報告が行なわれた。県は、これに基づき、県下を13地区に分け、地区毎に市町村長、同議会議長及び地元県議会議員等による地区総合開発審議会の議を経るなど、県と市町村一体となって立案に当たったものを、再び総合開発審議会に諮問し、本年3月22日、同審議会の承認を得て、決定されたのが第6次総合開発計画後期計画である。

この後期計画は、基本編、地域計画編、施設計画編の3部分に分れ、基本編には、後期計

画の目的、県の現状、後期計画の目標、計画策定上考慮すべき条件変化、後期計画への政策目標、概算経費と財政措置、後期計画の主要開発目標。地域開発編には、南伊豆、熱海伊東、中伊豆、東駿河湾東・西、静清東・西、大井川南・北、東遠、中遠、北遠の13地区ごとに整備基本計画、主要開発指標、主要事業表、要望事項、留意事項。施設計画編には、施設計画からみた昭和45年における本県の姿、道路、港湾、鉄道、通信、電力、ターミナルの各整備計画、農林水産業基盤整備及び近代化施設計画、土地・水利用対策、住宅計画、生活基盤整備計画、外部経済集積計画、レクリエーション施設計画、治山、砂防、河川、海岸保全、耕地災害防止の各計画が述べられている。その詳細はもとより同計画書を見て頂くほかないが、後期計画の目標も前期計画に引続き、工業化を軸とした県民所得の向上を基本的な課題とし、これを可能にさせるため就業構造をいっそう高度化することになっている。工業開発の目標としては、工業の成長率を34～38年の実績成長率（13.5%）よりやや落した12.9%と考え、業種構成では本県が装置系工業に適さないという立地条件から機械系工業への進展をはかることとし、重化学工業率を現在の43.5%から58%に高めるとともに、既存在来工業の積極的育成や工業分布の東中西部に均衡ある配置をはかることにしている。また、本県工業化の進展と歩調を合わせて農業所得の成長率3.2%、45年には総生産額を38年の1.38倍の1,174億円、就業者1人当たりの所得を1.6倍の2,374円〔ママ〕、農家1戸当たりの生産額を1.5倍の729千円とし、45年における県民1人当たり所得は38年の1.7倍にあたる333千円となり、社会開発の進展とともに明るい県民生活の実現をめざしている。なお、この計画実現に要する概算経費を7,002億円（交通、通信関係2,824億円、社会開発関係2,272億円、経済開発関係1,582億円、国土保全関係324億円）と見込み、うち一般会計の規模は2,500億円となっている。

65 【静岡県予算、1千億円の大型予算】 1968・2・27

昭和43年2月『静岡県議会定例会会議録』

○六十二番（河合多三君）〔中略〕以下数項目にわたりまして、知事の所信をお伺いいたします。

まず、第一は財政問題であります。大蔵省は、国の昭和四十三年度予算編成に当たりまして、財政硬直化の大きな原因として地方財政を取り上げ、現行地方交付税率の引き下げ問題、なお、これに端を発しました昭和四十年度の地方交付税四百八十二億円の出世払いの返済問題、他方、国鉄納付金廃止措置等々、地方財政に大きな波紋を投げかけたのであります。

これに対しまして、自治省をはじめといたしまして、地方自治体側は猛烈に反対したの

であります。特に本県の竹山知事は、地方財政対策の大詰めにおきまして、地方団体の代表として、たいへん尽力されました。そして出世払いの覚え書きの破棄、それから国鉄納付金問題は現状維持という、このように地方団体にとっては、一番望ましい姿で解決ができましたことは知事の労を多とするとともに、私どもも、まずまず安心した次第であります。

このような背景のもとに打ち出されました地方財源対策といたしましては、昭和四十三年度の地方交付税については、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかるという見地から、地方交付税の法定額から、四百五十億円を減額いたしまして、これを国に貸し付けるという、地方財政に前例のない措置を講じ、また、地方財政の健全化をはかるため、資金運用部資金による地方債のうち、約二百五十億円を繰り上げ償還するということにして、これの見合いとして、交付税及び譲与税配付金特別会計において、同資金から二百五十億円を借り入れ、地方交付税に同額を増額する措置を講じたのであります。

さらに、昭和四十一年度におきまして、地方財源の不足対策として発行されました、特別事業債の事後処理として、地方交付税の交付団体に係る元利償還金の財源措置として、特別事業債償還交付金制度ができ、昭和四十三年度に九十億円が交付されることになったのであります。また、道路交通安全施設の設置のため、交通安全対策特別交付金百二億円が、都道府県と市町村におおむね二対一の割合で交付されることとなつたのであります。国庫補助、負担事業にかかわる地方の超過負担につきましても、昭和四十三年度以降三カ年で解消がはかれることとなり、昭和四十三年度は三百二十億円の解消が予定され、なお、地方税制につきましましては、住民税を中心として、大幅な地方税の減税が実施される反面、地方道路の目的財源に充てるため、自動車取得税が創設されることとなつたのであります。

（「総務部長説明だな」というものあり）さらに地方債につきましても、諸般の改善を行なうこととしているのであります。以上の国の地方財政対策によれば、財政構造は、一般財源の占める割合が増加し、収入面における財政の弾力性は改善されているものと思われるのであります。

このような内容をもつて策定されました昭和四十三年度地方財政計画を一応のよりどころといたしまして、今回提案されました昭和四十三年度予算案は、一般会計については八百六十九億円でありまして、特別会計それから企業会計を含めると、実一千億円台を突破する規模となつております。このたびの予算編成にあたりまして、いわゆる既定経費についても、効率性を見地より、洗い出しの検討が十分行なわれた反面、県民福祉の向上の面より、見るべきものは積極的に見るという姿勢がうかがわれるのであります。特に、従来とかく置き去りがちにされておりました民生関係、衛生関係予算が、例年になく大幅に増額され、県議会におきましても、しばしばこの問題が論議され、要望されていたことを、積極的に取り上げました知事の配慮を多とするものであります。（「質問なし」というもの

あり）これらの経費は、社会環境の変革とともに、今後ますます緊要度が要請されるものであり、財源の許す限りの予算措置を期待するものであります。

さて、観点を変えまして、予算規模の伸び率をみると、昭和四十二年度当初予算七百六十九億六千八百万円に比し九十九億五千二百万円の増で、その伸び率一一・九％。さらに、昭和四十二年度最終予算九百四十三億六千五百万円に対しては逆に七十四億四千五百万円の減で、比率は九二・一％となつているのであります。これに対し、地方財政計画の対前年度伸び率は一七・五％で、このうち地方公務員の給与改定見込額等を除いて対比しても、その伸び率は約一六％となつており、本県予算はこれに比べてかなり低率となつております。これは地方財政計画は年間見込み計画であるのに対しまして、本県予算は年度中途に予想される給与改定経費を未計上としたほか、その他の事業につきましては、前年度同様未確定な国庫補助事業、国の直轄事業負担金等をおおむね八〇％程度に押さえ、これを補正回しにしたことにあると思いますが、本県の過去の財政規模の推移をみますと、昭和四十年度は、前年度対比一〇・五％増、同様に四十一年度二三％増、四十二年度は最終予算規模が一二・三％増となつております。また、昭和四十二年度予算中に占めるところの補正予算額は一八・四％に及んでおりまして、これらの推移等をながめるとき、昭和四十三年度につきましても、当面する財政需要の要請からみても、前年度以上に相当大幅な補正ができるのではないかと、かように思われるのでありますが、現時点における主要な補正すべき要因、補正規模、さらには財源対策等について、知事にお伺いしたいのであります。

次に、歳入中一般財源について、お伺いをいたします。一般財源の大宗を占める県税収入予算額は 四百二十三億円でありまして、昭和四十二年度の当初計上額に比較いたしまして、六十三億三千^{〔ママ〕}万円^{〔ママ〕}の増で、一七・六％の伸びを見込んでおります。地方財政計画の示しております。二一・一％に比べますと増収の幅を低目に見積つているのが見受けられるのであります。本県の昭和四十二年度の県税最終予算の対前年度決算に対する伸びは、一八・一％であるのに対しまして、地方財政計画における地方税の前年度に対する伸びは二〇・三％と、本県税収の伸びは、地方財政計画に示されているものより低い傾向にあります。これは、特に税収のウエートの高い法人事業税が伸び悩んだことによることが、主な原因かと思われませんが、この傾向は、政府の経済見通しによる、昭和四十三年度経済成長率が、四十二年度に比較をいたしまして、実質七・六％と大幅に鈍化する見込みとすれば、静岡県経済の実勢より、今後多くの税収の期待は困難ではなからうかと思われませんが、補正財源として税収の見通し、県内経済の動向はどのように見られるか、お伺いいたす次第であります。

また、地方交付税の計上額については二十一億円で、これはちょうど昨年度の当初計上

並みでありまして、最終予算と比較いたしますと、約半分に見積もっており、低く押えてあるのが目につくのであります。地方財政計画における地方交付税の伸びは二四・六％であり、他面、本県税収の伸びは他府県における四十三年度当初予算に計上された税収の伸びより、かなり低い一七・六％が見積もられております。このように、本県における税収の伸びが少ないとしたならば、地方交付税は逆にかかなり増加するということになるのではないかとと思われるのであります。この点どのようにお考えか、お伺いいたす次第であります。

〔後略〕

66 県の住宅建設5か年計画まとまる 1967・3・22

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、101～102頁

国の昭和41～45年度住宅建設5か年計画等に即応する県の住宅建設5か年計画がまとまり、3月22日発表された。この計画は、昭和41年度当初の県下の住宅不足数5万5千戸、これに45年度までの5か年間の新規需要見込みの16万8千戸を加え22万3千戸の住宅建設を必要として、41年度より45年度までの5か年間に、公営、公庫、公団住宅など公的資金による住宅6万7千戸、民間自力による住宅15万6千戸の建設を目標として県民1世帯1住宅の実現をはかることにしている。これは過去5か年間に建設された実績戸数115,428戸の1.93倍に当たり、国の5か年計画の1.71倍を大きく上回り、本県の住宅需要の伸びが全国平均を上回ることを示している。建設計画の概要を述べると、

1 公的資金による住宅 市町村と協力して積極的に住宅建設を進め資金上の援助を行なうほか、国の建設する住宅、国の制度による住宅資金を積極的に導入するなどして、前記のように6万7千戸の住宅建設を計画している。この計画は過去5か年間の実績の2.23倍に当たり、公的資金による住宅建設の比率を多く見ており、各制度の計画は次のとおりである。

ア 公営住宅 低所得層を対象とする公営住宅は最も不足しているにかかわらず過去の建設実績は比較的少なく、また毎年の建設戸数も横ばい状態を続けてきた。したがって、その大幅な増大をはかり、県営住宅2千7百戸（過去5か年間の実績の4.2倍）を建設するほか、静岡、浜松、清水、沼津、富士など人口10万以上の各市の市営住宅3千5百戸、その他の市町村営住宅3千戸、調整戸数（災害などの事態に備えて国が配分を保留しているもの）8百戸を予定して、合計1万戸の建設を計画している。

イ 公庫住宅 本県においては従来から住宅公庫融資を利用して持家を建設する中所得層が多く、個人住宅、農山漁村住宅などを中心とした公庫住宅建設戸数が毎年大幅な伸びを示し、40年度は36年度の約2倍にあたる建設を見ている。今回の計画ではこれ

らの住宅のほか、住宅供給公社による分譲住宅などの建設を大幅に増加させ、各種の個人住宅の建設が更に積極的に行なわれるよう努力するとともに、産労住宅、中高層市街地住宅などの建設も進められるよう指導することにして、過去5か年間の実績の2.41倍に当たる4万戸の建設を見込んでいる。

ウ 公団住宅 従来公団住宅は大都市及びその周辺にのみ建設され本県にはほとんどその建設を見ず、わずかに特定分譲住宅が5百戸前後建設される程度に過ぎなかったのを、その中所得者層を対象とする賃貸住宅の誘致を思い切って行なうことにして、4千5百戸の建設を見込んでいる。

エ 厚生年金住宅その他 これらの住宅は過去5か年間に大きな伸びを示し、また融資など住宅資金の助成制度の種類も逐年増加しており、今後更に県営厚生年金勤労者住宅を積極的に建設するとともに、県の利子補給その他の助成により、県労働金庫などの機関から行なわれる住宅融資などの拡大をはかり、また厚生年金福祉事業団、雇用促進事業団などによる住宅建設の促進をはかることにし、これにより今後5か年間に過去の実績の2.42倍に当たる1万1千8百戸を建設する計画である。

2 民間自力による住宅 民間自力による建設に対しては宅地の供給や技術上の援助を行ない極力その建設を促進し、過去5か年間の実績の1.83倍に当たる15万6千戸の建設を見込んでいる。

住宅建設5か年計画と過去5か年間の実績との比較

区 分		公的資金による住宅						民間自力 建設住宅	合 計	
		公営住宅など			公庫住宅	公団住宅	厚生年 金住宅 その他			計
		公営住宅	改良住宅	小 計						
昭和 41□ 45 年年度 5 カ 年 計 画		戸 10,000 (800)	戸 700 (200)	戸 10,700 (1,000)	戸 40,000 (4,000)	戸 4,500 (500)	戸 11,800 (1,200)	戸 67,000 (6,700)	戸 156,000	戸 223,000
過去 5 カ年の建設 実績に対する倍率		1.79	2.33	1.81	2.40	1.71	2.42	2.23	1.83	1.93
過去5カ 年間の 実績	昭和 36 年度	1,150	48	1,198	2,291	430	626	6,545	12,486	17,031
	〃 37 〃	1,190	84	1,274	3,178	489	619	5,560	12,397	17,957
	〃 38 〃	1,099	66	1,165	2,817	572	1,174	5,728	16,843	22,571
	〃 39 〃	1,104	56	1,160	3,943	572	1,169	6,844	20,135	26,979
	〃 40 〃	1,048	56	1,104	4,403	566	1,278	7,351	23,539	30,890
	計	5,591	310	5,901	16,632	2,629	4,866	30,028	85,400	115,428

注 カッコ内は調整戸数内書

この計画に対し県議会の審議などを通して、公営住宅建設についての超過負担の多いこと、民間自力建設への依存度の高いことなどに配意して、この計画の目標達成に当局の一そうの努力が要望されている。

67 〔県予算、国庫補助事業超過負担の解消などが課題〕 1969・2・28

『県議会昭和44年2月定例会会議録』、34～48頁

○六十一番（河合多三君）決算特別委員会における審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

昨年九月定例会におきまして、昭和四十二年度企業会計決算三件、さらに十一月定例会におきまして、一般会計決算及び特別会計決算十三件を付託され、昨年十二月十一日以来、議会閉会中前後十一回にわたりまして委員会を開催し、審査を行なうとともに、現地視察等もあわせて実施いたしまして、審査に一そうの慎重を期した次第であります。すなわち、昭和四十二年度の一般会計決算額は、歳入総額九百四十二億二千四百余万円、歳出総額九百十五億七百余万円でありまして、形式収支では二十七億一千六百余万円の残となつたのであります。

しかし、この残額の中には、四十三年度への事業繰り越しに充当すべき財源が九億八千七百余万円含まれておりますので、この額を差し引きました額、すなわち十七億二千八百余万円が実質収支の黒字となつたのであります。以下審査の過程におきまして、各委員から指摘あるいは将来改善、是正等を要すると認められました事項のうち、おもなものにつきまして、順次ご報告申し上げたいと存じます。

〔中略〕

次に、国庫補助事業の中の県の超過負担についてであります。四十二年度におきましては、超過負担の額は、本県分だけでも実に約七億円となつております。国におきましては、徐々にこの超過負担の解消をはかる方針を取つておりましたが、その実態は、なかなか改善がなされていないのでありまして、むしろ結果といたしましては、超過負担の額そのものは遺憾ながらふえているのが現実であります。国の措置に期待することは当然でありましょうが、これら対策につきましては、これを等閑に付することのないよう、さらに決意を新たにいたしまして、国に対しても強力に要請していくべきである、との意見が出されたところであります。

また、債務負担行為と県債につきましても、財政の硬直化を来さないよう、留意を望む意見が出された次第であります。

〔中略〕

次に、特別会計の関係についてであります。中小企業近代化資金特別会計におきまして、貸付金の未償還額は、現年度と過年度を合わせて一億二千百余万円となつております。前年度に比較いたしまして、一千六百余万円の増加となつておりますが、融資額の増加とともに、未償還金も年々累増しておりますので、償還の促進に当局の特段の努力を望んだのであります。また、母子福祉資金貸付金につきましても、償還の促進をはかるべきことは論をまたないところでありますけれども、借受者の実態を十分把握いたしまして、温情ある償還指導をするよう望まれたところであります。

最後に、企業会計の関係についてであります。県立病院事業の経営状況は、四十一年度から悪化の傾向を示しておりまして、四十二年度は一般会計からの繰り入れがあつたにもかかわらず、多額の単年度欠損金を生じているのでありますが、今後の県立病院事業というものは、公立病院としての整備が要請される反面、人件費の増高、あるいはまた薬価基準の引き下げ等によりまして、その経営状況はますます悪化するものと予測されますので、薬品等原材料の購入方法等につきまして十分に検討いたしまして、さらに効率的な経営をはかるよう、一段の努力が望まれた次第であります。

以上が審査の概要であります。結果といたしまして、昭和四十二年度の静岡県一般会計歳入歳出決算及び特別会計決算十三件、並びに企業会計決算三件は、全員一致をもちまして、いずれもこれを認定すべきものと決定いたしました次第であります。これをもちまして決算特別委員会の委員長報告を終わります。

第2章 経済停滞下県組織のリストラ的合理化

第1節 低成長期の総合計画－「静岡県総合計画」

68 〔県総合計画の骨子〕 1977・2

『静岡県総合計画』、1977・2、10～45頁

第2 本県発展の足どりと西暦2000年の展望

2. 西暦2000年の長期展望

(1) 21世紀に向かっての県民生活

〔中略〕

ア 社会生活の変化

(ア) 人口の増加と構造的な変化

本県の人口は、昭和60年と75年にはそれぞれ370万人、420万人と現在の1.1倍、1.3倍にふえ、また1世帯あたりの人員が減少し、核家族化がいつそうすすむものと考えられる。さらに、65歳以上の人口が大幅にふえ、いわゆる高齢化社会へ移っていくことが予測される。

一方、大学の進学率は50パーセントをこえ、国民全体としての教育水準は高まるが、大学卒業者が労務的職業へ就業するなど、いわゆる教育水準と就業職種が調和しないことなどによって新たな社会問題が発生することも予想される。

〔中略〕

(ウ) 地域構造や土地利用形態などの変革

東京や大阪などの巨大都市は、過密がすすんで住みにくくなってきており、これからもこのような傾向は続くものとみられる。こうしたことから、人口が10～50万人程度の地方都市の良さがあらためて見直され、本県のように10万都市がバランス良くつらなっている地域は、快適な生活の場として高く評価されるようになると考えられる。

とくに、第3次全国総合開発計画（概案）の重要な施策のひとつである「人口の定住構想」と関連して、将来相当数の人口の受け入れを要請されることが考えられる。

また、人びとが農山村のもつ自然の美しさと生活のやすらぎを求めるようになることから、人口の流出はとまり、都市と農山村の人口の割合はバランスのとれたものになっていくものと予想される。

さらに、土地利用の面についても今までの産業を中心とした土地利用から、こんごは都市計画や住宅など生活を中心とした土地利用へと変っていくものと考えられる。

〔中略〕

ウ 県民意識の変化

(ア) 価値観や社会観などの変化

社会生活が複雑になってきたために県民の価値観や意識も変化することが予想される。とくに、所得の上昇や安定に伴って人びとの勤労についての考え方が変わり、勤労の動機そのものが“あすの糧”を得ることから“あすの楽しみ”を求める方向へと変わっていくことも考えられる。

一方、国家、地域社会、企業などに対する意識も変わってくるものとみられ、全体的に社会生活中心から個人生活中心へと人びとの意識が少しずつ変化していくものと予想される。しかし一面では、地域社会での新しい連帯感を求める動きが次第に活発になっていくことも考えられる。

(イ) ものの豊かさから心の豊かさへ

“ものの豊かさ”はこんごさらにすすむものとみられるが、一方ではこのために精神的な向上意欲を減退させる恐れもあり、また人間関係が疎遠になりがちになることから孤独感や不安感などをもたらすことが考えられる。

こうしたことから、ものの豊かさより心の豊かさを求めるようになり、いわゆる人間らしいというおいとやすらぎ、さらには創造性に満ちた生きがいのある社会をもとめようになるものと考えられる。〔中略〕

一方こうした反面、①福祉の充実や生活環境の整備など安全で快適な生活、②心のやすらぎや宗教心の向上などおいしい生活、③ボランティア活動（注2）、文化、スポーツなど創造性と連帯感を伴う活動による生きがいのある生活なども強くもとめられるようになり、こうした積極面と消極面の二つの面の間で社会全体がバランスを保っていくことになるものと考えられる。

（注2）ボランティア活動 自発的な社会奉仕活動

(2) 静岡県を進路

－静岡県発展の基本的な課題－

〔前略〕

イ 産業の構造改革の推進

本県産業は、戦前から栄えてきた伝統的な地場産業と戦後に進出した近代的重化学工業とによって大きく発展してきた。

しかし、こんにち開発途上国や他県の追いあげをはじめ、資源・エネルギー、土地・水などの制約、さらに公害や自然破壊など本県産業の成長をさまたげるいくつかの要因があらわれ、こうしたなかで雇用に対する不安が深刻化していることも大きな問題

になっている。〔中略〕

ウ 総合交通体系の確立

本県は、東海道新幹線や東名高速道路などわが国を代表する交通幹線が横断し、国土の動脈として重要な役割を果たしている。しかし、これらの幹線は地形上の制約もあって南部の海岸線沿いに集中している。その反面、南北をつなぐ交通網の整備の遅れがめだっている。この結果、本県の交通網は東西に細長い回廊となって、本県全体が通過交通路としての性格を宿命づけられている。

〔中略〕

第3 計画の基本目標

1. 計画の主目標

県民の福祉を高めるためには、社会、経済など県民をとりまく情勢のさまざまな変化に応じた総合的で長期的な行政施策がすすめられなければならない。

こうしたことから、こんご10年間の県政の課題は、すべての県民が生活に不安がなく、健康で文化的な日常生活を営むことのできる社会をつくることである。

このため、本計画の主目標を「生活を優先する福祉県政」とした。

〔中略〕

第4 昭和60年のすがた

1. 県民生活福祉基準

(1) 基本的考え方

県民生活福祉基準は、本計画の主目標である「生活を優先する福祉県政」を実現するにあたって、昭和60年における望ましい県民生活のすがたを明らかにするものである。

(2) 県民生活福祉基準の内容

県民生活福祉基準は、①生活福祉水準、②生活関連施設等配置基準、③生活安全・環境基準の三つの部門から構成されている。〔中略〕

ア 生活福祉水準

生活福祉水準は、「県民が健康で文化的な生活を営むうえで達成されることが望ましい水準」を実現可能性の検討をふまえたうえで表現したものである。

なお、指標の選定にあたっては、県民意識やニーズを基本とし、具体的には先駆的研究を参考にするとともに、全国および世界の先進国の事例、出現率・発生率などの可能性、法令による基準などを考慮した。〔中略〕

イ 生活関連施設等配置基準

県民生活は、多方面にまたがるさまざまな要素から成り立っているが、そのなかで日常生活を営むための必要な機能に着目すれば、おおむね施設、組織、人に大別され、

これらは密接な関連をもちながら相互に補完しあっている。

このようなことから、生活関連施設等配置基準は、「県民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な機能を①施設要素、②組織要素、③人的要素からは握し、Ⅰ次からⅤ次までの生活圈ごとに配置する基準」をモデルで表現したものである。〔中略〕

ウ 生活安全・環境基準

(ア) 安全基準

安全基準は、「県民の生命身体に対する交通災害と自然災害からの安全を確保するうえで必要な基準」を実現可能性の検討をふまえたうえで表現したものである。〔中略〕

(イ) 環境基準

環境基準は、「県民の健康を守り、良好な生活環境を保つうえで必要な公害防止と緑化の基準」である。

〔中略〕

第5 計画推進上の課題

1. 福祉施策の推進と県民の役割

近年わが国は、経済を中心とする社会から生活を優先する福祉社会へと大きく転換しようとしている。

しかし、この移行を円滑にするためには、解決されなければならないいくつかの課題がある。

その1は、経済の安定成長下における適正な雇用の確保と社会資本の充実であり、その2は、高齢化社会の到来と社会の活力の創造である。さらに、その3は、多様化する県民ニーズへの的確な対応と生きがいのある生活の実現である。

このような課題をふまえ、福祉の充実をほかっていくには、単に県などの行政だけで解決できるものではなく、次のようなことについて県民ひとりひとりの理解と協力が欠かせないものである。

(1) 負担の公平化と適正化

これからの経済は、今までのような高度成長が続くとは考えられないことから、行政が福祉の充実に向ける財源も当然に制約されてくると考えなければならない。

このようななかで福祉社会の建設をすすめるには、県民や企業の能力に応じた負担が必要になってくる。もとよりこの負担にあたっては、社会的な公平と適正についての合意が得られるものでなければならず、あわせて、福祉社会実現のための行政の努力が前提とされたものでなければならない。

〔中略〕

2. 効率的な行財政の運営

行政に対する県民の要求は、年々多くなり、内容もさまざまになってきている。しかし、これからの財政事情は、かなりきびしいものと考えられる。このような情勢のなかで、この計画を着実にすすめていくためには、より効果のある能率のよい行財政の運営を行っていかなければならない。

〔中略〕

第6 生きがいのある県民生活への提言

ことは、現在の静岡県が誕生してから101年にあたり、こんにちの本県をつくりあげた人たちの大きな業績をもとにして、次の新しい県づくりに向って出発するときでもある。

このときにあたり、より生きがいのある県民生活を求めて、広く県民の自主的な参加のもとに、地域における活動を中心とした次の県民運動を呼びかけたい。

〔中略〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ふるさとの歴史をみつめ文化を育てる運動 ② ものをつくりものを大切にする運動 ③ 美しい環境をつくる運動 ④ 思いやりの心を大切にする運動 ⑤ 健康な体をつくる運動 |
|--|

4. 思いやりの心を大切にする運動

福祉社会の建設には、たんに国や県、市町村の施策だけでなく、県民ひとりひとりの思いやりの心と地域に根ざした行動が大切である。

この考え方のもとに、福祉を育てる県民運動を積極的にすすめる必要がある。この運動は、社会福祉行政施策のPR、学校教育・社会教育の場における福祉教育の充実、コミュニティ福祉（近所どおしの助け合い）の実せん、社会的に弱い立場にある人たちの社会への復帰、雇用促進に関するうったえなどを主要なテーマとするものである。〔後略〕

第2節 低成長期の県財政

69 〔法人関係税収、内陸コンテナ基地建設債承認見通し等総務委員会報告〕 1970・3・20

『県議会昭和45年2月定例会会議録』

○十八番（青木昇平君）総務委員会に付託されました議案等、審査の概要をご報告いたします。

最初に、第一号議案「昭和四十五年度一般会計予算」関係についてであります。その第

一として、税収入見込みについてであります。税収入については、六百七十七億円が計上されているが、現状で考えるとまだ相当程度の増収が見込まれると思うが、四十四年度決算見込み対比で、どのくらい見込んでいるのか。また、このうち法人関係税収については、どのくらいの伸びをみているのか等、その見通しがただされたのであります。これに対し当局より、四十四年度の決算見込みは、六百十三億程度と考えており、現状では、四十五年度は、決算見込みに対して一五%増の七百五億円くらいと見込んでおり、それ以上は、現状では確言できかねる。また、法人関係税収については、同じく決算見込み対比一八・三%増を見込んでいる旨の答弁があつたのであります。

その第二といたしまして、内陸コンテナ基地建設費の財源である、起債承認の見通しについてであります。一部委員より、基地建設費の財源を全額起債に求めているが、この承認の見通しはあるのかと強くただされたのでありますが、当局より、この施設は、港湾施設の一種と考えられるので、運輸省にその承認方を強く働きかけているが、全国的にも初めてのことであるにもかかわらず好意的であり、大蔵省と折衝のうえ確保できるものと考えている旨の答弁があつたのであります。

その第三といたしまして、企業会計に対する貸付金についてであります。委員より、この企業会計への貸付金は毎年度支出しているが、いつまで続くのか、その見通しについてただされたのであります。これに対し当局より、病院会計については、公立病院の性格上、厚生省基準以上の設備をしており、基準を越える部分については、めんどろを見ざるを得ない。工業用水については、地域開発のための先行投資的役割り、国から補助金を受ける際の利用料金の制限、企業努力の問題等の原因が重なつて赤字となつていもので、先行投資的なものは一般会計で負担するとしても、これは本来、料金収入の中から返還してもらうのが筋である。しかしながら、料金制限等改定がなかなかむずかしいので、当分赤字解消の見通しは立たないが、料金改定の問題も運営合理化等検討しその結果をみて、見通しを立てたい旨の答弁があつたのであります。

〔後略〕

70 県庁東館の落成 1970・6・25

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、335～337頁

県庁東館の落成式が〔昭和45年〕6月25日挙行された。県庁舎は、事務量の増大により狭隘となり、事務能率に支障を来すこと著しく、近年の技術革新特にコンピューター時代あるいは広域行政化による通信時代にふさわしい事務処理を行なうための諸施設の設置にも不便を感ずるに至つた。竹山知事は就任とともに、新庁舎建設の必要を痛感し、昭

和42年2月定例会に調査設計費(15,600千円)を提案し、「現在の庁舎は狭隘で、建物が分散し、しかも一部木造の建物があるなど、火災予防、事務能率、職員の健康管理等の面で問題があるので、東側木造別館の改築を行なうこととし、とりあえずその調査設計費を計上したが、具体的構想については、十分検討の上成案を得て、次の機会に審議願いたい。」と説明し、4月出納事務局に新庁舎建設準備室を設け、次いで6月定例会において、知事は41年度一般会計決算の概況と県庁舎建設のための起債申請中であることを報告し、県議会においても、特別委員会を設置して、新庁舎建設について検討されたい旨を要請し、定例会の最終日に、県議会県庁舎建設特別委員会が設置された。41年度一般会計決算は、臨時地方財政措置法による特別事業債22億円が認められたこともあって、歳入歳出差引残金が37億7千万円にのぼり、当初予算に計上及び繰越事業充当財源17億9千余万元を差引くも、なお19億7,786万余円の単年度黒字を生じ、これを9月補正の財源とするほか、県庁舎建築のための積立金に充てることとし、9月定例会に8億円の新庁舎建設基金積立金の計上が提案された。新庁舎の建設について、県議会の審議などを通じて当時問題となった点は、現庁舎の移転すなわち静岡、清水両市合併による百万都市建設構想等からの草薙地区への移転などが考えられるが、県財政上の見地から現在地に建設するものとされたこと、同年8月、静岡刑務所移転に伴う域内再開発計画との関連については、当時なお計画が未決定であるが、新庁舎建設は、その計画に支障を及ぼすことはない見込みであるとされたこと、新庁舎の規模、設備はもとより、国の合同庁舎や自治会館建設等との関連などの問題があつたが、特に県財政上の問題、すなわち新庁舎建設が一般行政費の圧迫とならないかという点が最もはげしく論議された。しかし大勢は、県庁舎の建設に賛成で、地下1階、地上18階、工費22億円という計画で了承され、12月20日、日建設計(株)に設計が委託され、翌43年4月には、新庁舎建設準備室は新庁舎建設室に改称され、7月5日、主体工事の清水建設(株)請負(負)となり、同月22日、待望の起工式が行なわれた。次いで、9月には電気設備工事を東海電気工事(株)に、空気調和設備工事を高砂熱学工業(株)に、給、排水設備工事を三機工業(株)に、エレベーター設備工事を東洋オーチス・エレベーター(株)にそれぞれ請負が決定した。県議会県庁舎建設特別委員会は、42年7月24日、第1回委員会開会以来、新庁舎の完成後の本年6月22日まで18回にわたる委員会を開き、その経過が、本会議に前後3回にわたり中間報告され、本年6月、定例会においては既往の経過を更に一括した最終的報告が行なわれた。昨年10月及び11月の第15、第16回委員会においては、庁舎建設の主なものは、当初計画の22億円以内におさめるが、特殊設備費、備品費及び設計監督費をワク外とし、また財源計画の一部を変更して地方職員共済組合の資金1億3千万円と導入するため、館内厚生施設の処分(本年6月定例会知事提出議案第84号)が提議され、後者につき委員会は、庁舎管理の万全を期すための覚書の交換及び売買契約

書に、早期買戻し条項の明記などを要望して了承され、本年6月の最終委員会に提出された当局の資料によれば、次のようになっている。

建設費		財源	
建築工事費	1,356,130千円	国庫支出金	61,093千円
電気工事費	326,460	県債	1,100,000
空調工事費	284,400		
その他付帯工事費	233,010	財産収入(共)	111,500
小計	2,200,000	積立金	922,084
建築工事費			
繰延払利息	10,035	一般収入	120,308
設計料・仮説費等	104,950	合計	2,314,985
合計	2,314,985		

かくして完成を見た県庁東館は、地下1階、地上18階、高さ64・55メートル、床面積27,277平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリート、高層建築物としての防災などに配慮し、耐震上有効な建築方式を採用し、関東大震災の3倍の地震にも耐えるといわれ、エレベーター4基が備えられ、本館とは2階、4階に連絡橋を設けて連絡され、県庁各部局の配置もほぼ1階1部局となり、事務能率の向上、特に電子計算センター、行政無線センター、公害テレメーターなど情報機械化時代にふさわしい機能をもった庁舎として、県行政の能率化に多大の寄与をなすものと期待されている。各部局別の配置状況は下図〔略〕のとおりであるが、現在本館の一部改造のため、部局別配置が多少変更されている。

71 田子の浦港のヘドロ処理問題 1970

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3、350～351頁

田子の浦港の背後地である岳南工業地帯すなわち富士市及び富士宮市などには大小千百の工場、事業場があり、特に紙・パルプ・紙加工品製造の企業が集中して「紙の都」と呼ばれている。これら工場からの排水は主として岳南排水路を経て潤井川、和田川、沼川などの小河川の下流に放流されて田子の浦港に流入しているが、これら企業の排水量は1日約200万トン、この中に含まれる浮遊物質は日量約970トン（うち910トン余が紙・パルプ等約160工場から排出される製紙カス）と推定され、これが9倍の水を含んでヘドロとなり、その3分の1すなわち日量約3,000トンが港内に堆積するものと推定されている。このため県は毎年度1億円余の費用をもつて港内をしゅんせつし、ヘドロを港外に投棄して

いたが、本年度は漁民の反対があつてこれを中止したためヘドロが急速に港内に堆積して、船舶の入港に支障を来たしたので船主や船員組合の中から入港拒否の動きがあり、また駿河湾一帯のシラス、サクラエビ、養殖漁業等に被害を与え、更に硫化水素ガスの発生による付近住民の健康に影響を及ぼすことが憂慮されるなど県政上の重大問題とみられるに至った。

なお岳南排水路は県が昭和26年から同44年度までに約30億円を投じて建設した特別都市下水路で、同43年9月地元に移管されたものであるが、同47年度完成を目標に駿河湾に直接放流する計画が沿岸漁民の反対により中止された経緯などがある。

県はこの問題に対しかねてからその処理について検討中であつたが、本年5月地元富士市長などからの要望もあり、地元市当局及び企業者側の責任体制等のまとまるのをまってその処理に乗り出すこととし、富士市当局は工場に污水浄化装置の取り付けを勧告するとともに、污水浄化のための計画資料の提出を求め、一方企業者側も「岳南排水路污水対策協議会」を発足させたが、地元側が県に申し出た事項は、(1) 市と企業が協力して積極的に対策をおし進める。(2) ヘドロ処理につ〔い脱か〕ては企業としてい〔ママ〕も応分の負担を行なう。などであつた。県は7月緊急対策としてヘドロの港内移動作業を行なつたが、作業員に硫化水素ガス中毒症状を呈する者を生じたため中止し、8月11日山中総理府総務長官（公害担当相、中央公害対策本部長）と竹山知事との協議により事業費8億2千万円（うち企業負担7億円）をもってヘドロの外洋投棄の方針が決定され、企業負担充当事業については県副知事、同土木部長、富士市長、同市議会議長及び県紙業協会会長からなる5人委員会において協議執行することになった。しかし県下をはじめ全国的漁業関係者の反対があつて外洋投棄案は延期され、再度の港内移動案も地元住民の反対があり、陸上処理案が検討されるに至った。陸上処理の方法としては、さきに県が外洋投棄のため2億円余をかけて改造した運搬船2隻を使用して、田子の浦港のヘドロを富士川河口に連搬し、同河口左岸の河川敷に投棄して処理しようとするものであるが、地元の納得が完全に得られないまま越年している。

県議会においてもこの事態が重視され、6月、9月、更に11月定例会において、工場污水の排出規制、田子の浦港のヘドロ処理と港湾機能の維持、硫化水素ガス対策、漁業問題、さらには運搬船借上料等に論議が集中し、特に9月定例会は公害県会といわれ、「田子の浦港のヘドロ公害処理に関する決議」が行なわれている。また6月定例会において設置された公害対策特別委員会は、7月21日から12月21日まで前後7回にわたり委員会を開き、主として田子の浦港のヘドロ処理問題に取り組んでいる。

一方10月1日経済企画庁告示第29号により田子の浦湾水域における水質基準等が設定され、また関係企業の製紙カスの処理については、大企業は公害防止事業団の融資をうけて自己処理施設の建設に取り組んでいるが、資金難にあえぐ中小製紙企業に対しては12月30

日昭和46年度政府予算案の決定に際し、中小企業金融公庫より昭和46、47両年度において融資の措置がとられることになり、懸案の岳南排水路終末処理場が建設費80億円、国、県、富士市及び企業の4者各4分の1負担をもって、昭和48年3月までに建設される計画が立てられようとしている。

72 公害防止条例の改正、公害防止センターの開所 1971・9・14、10・30

県議会事務局『静岡県議会の業績』第7巻、1971・3、113～114頁

公害防止条例の改正、公害防止センターの開所及び岳南排水路終末処理場の建設問題

9月14日、県公害防止条例（昭和46年3月15日条例第3号）が施行された。従前の条例が、公害の定義が不明確であったり、公害の発生源に対する常時規制力が弱いなど問題点が多いため全文改正したもので、今年、県議会2月定例会に提案可決され、同6月定例会で一部改正が加えられ、同条例施行規制（9月11日規則第43号）の制定公布をみて、今回の施行となったもので、改正の主な内容は、

- （1）前の条例では、目的が「公害を防止して、県民の福祉をはかる」となっていたが、新条例は「公害の発生を防止し、もって県民の健康を保護するとともに、自然環境を保全すること」とはっきり定め、今までは「知事が認めた」ものを公害としていたのを、「事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採掘のための土地の掘さくによるものを除く）及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう」と具体的に定義し、また、事業者、県、市町村、県民それぞれの責任分野をはっきりさせ、事業者は工場等を新設又は増設する場合は、公害の防止に関し県又は市町村と協定を締結するよう努めなければならないものとしている（条例第1条から第8条まで）。
- （2）県独自で大気汚染等に係る環境上の基準を定めたり、また、特別の地域を対象に関係市町村長と協議して公害防止計画を作成するなどの県の施策についての新しい規定を設けている（条例第9条から19条まで）。
- （3）規制措置
 - （ア）多量にばい煙又は汚水を排水する工場等を新設又は増設しようとする者は、あらかじめ、その事業計画について知事に協議することを必要とし、知事は公害防止に必要な措置を指示することができる（条例第25条）。
 - （イ）従業員数30人以上の工場には公害防止管理者を置き、公害を発生させないように監督させることになった（条例第23条、規則第11条）。

(ウ) ばい煙又は污水に係る特定施設を設置している者は、そのばい煙の量若しくは濃度又は排水の汚染状態を測定、記録の義務を負うことになった（条例第22条）。

(エ) 知事は、特定施設において発生するばい煙や排水などが規制基準に適合しない場合は、いつでも改善の命令や施設使用の一時停止などを命ずることができる（条例第34条、第36条）。

(オ) そのほか、PR時代に苦情の対象となっている商業宣伝の拡声機放送の規制（条例第46条）等々がある。

この条例施行に伴い、企業側も県、市町村も着々と公害防止体制を整えて、県民の健康保護、生活環境の保全に努めるべきであろう。

10月30日、県公害防止センターの開所式が挙行された。県は昭和42年10月衛生研究所の建物のなかに公害研究所を設け、公害問題についての調査、分析、企業の指導などを行ってきたが、年とともに公害問題の発生件数が増加し、内容も複雑化し、特に昨年12月に公害関係14法律が成立し、大気汚染、水質汚濁、騒音などについて工場への立入り検査や環境汚染状況の常時監視などが県下全域にわたって行なわれることになったので、県は今年4月、公害研究所にかえて公害防止センターを発足させ、人員の充実（今年度中に職員35人に、これまでは兼務を含めて13人）をはじめ庁舎や設備を整備し、各種公害の測定分析のスピードアップと機能の向上をはかることにしたのである。庁舎は、静岡市鷹匠町の旧厚生専門学院跡、敷地面積2,419平方メートルを衛生研究所と共用、鉄筋コンクリート造りの総床面積1,178平方メートル、1階 騒音棟、2階 水質棟、3階 大気棟などとなっており、土や植物の中のわずかな重金属などでも分析できる蛍光X線分析装置などの調査、分析のための機械器具を整備し、大気汚染を監視する移動測定車、亜硫酸ガス自動測定器6台の購入など庁舎改造費6,250万円、機器整備費3,000万円を費やし、更に、来年度4,000万円で設備の拡充を行う予定で、かくて、公害監視体制の基礎が確立され、遺憾のない公害防止行政の推進が期待されている。

〔後略〕

73 保育所に対する国庫補助金の増加に対する意見書 1972・12・19

『県議会昭和47年11月定例会議決書』

昭和47年12月19日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

大蔵大臣 植木庚子郎 殿

厚生大臣 塩見俊二 殿
自治大臣 福田 一 殿

静岡県議会議長 小池政太郎

保育所に対する国庫補助金の増額に関する意見書

近年、働く母親の増加、核家族化の進行等により保育所の増設は都市、農山村を問わず市町村における緊急の課題である。

特に、地域性の高い保育所は、人口形態との関連において適正な配置が強く要求されるため、まず、その用地取得に莫大な経費を要し、加うるに諸物価高とうによる建設費の増大が著しいため、保育所の建設は市町村財政の大きな負担となつている。

よつて政府は、現行補助制度を大巾に改善し、市町村財政の緩和を図るとともに保育所整備の促進を期せられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

74 〔健康被害救済費補助金等に関する企画商工委員会報告〕 1972・3・17

『県議会昭和47年2月定例会会議録』

○五十二番（川合 猛君）企画商工委員会における付託議案の審査及び所管事務の調査の概要と結果について、企画調整部関係から報告いたします。〔中略〕

次に、富士地区、清水地区の大気汚染防止対策について委員から、これが抜本対策としては、重油硫黄分の絶対量を削減するにあるとして、企業に対し、低硫黄重油への切りかえ、排煙脱硫装置の設置を強力に指導していくべきであるとの意見が述べられたところでありますが、当局側から、硫黄酸化物の排出規制が一月よりさらに大幅に強化されてきている富士地区については、負荷量の八〇％を占める大手企業に対し、四十七年度中に現在の硫黄分二・〇％から一・七％への切りかえを指導、これに必要な重油も確保できる見通しである。清水・由比地区については、来年一月からは六五％カットという大幅な規制強化がはかられるわけであるが、新たにテレメーターによる常時監視体制の整備をはかるとともに、大手企業に対しては、二％重油への切りかえを指導しており、大気汚染の進行は防止できるとの答弁があつたところであります。

また、公害に係る健康被害に関する特別措置法が適用された富士市への健康被害救済費補助金に関連して、委員から、富士市が独自で実施している指定地域外の救済対策について、県の助成策をただしたのに対し、当局からは、国に対し今後必要に応じ指定地域の拡大を働きかけていきたいとの答弁がありました。公害問題については、このほか、水質基準の上乗せ規制措置の見直しや、中小河川に対する水質測定、監視体制の強化についての

要望。また、馬込川流域の汚濁発生源であり、その対策に苦慮している中小の染色業者や、騒音・振動公害として、公害紛争処理法による公害紛争調停の本県第一号となつた織布関係の中小業者に対して、県のより適切な指導を要望する発言もありました。〔後略〕

75 〔県行財政の重点効率化を図った昭和 50 年予算提案説明〕 1975・2・27

『県議会昭和 50 年 2 月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕私は、就任当初から今日の厳しい事態を予測し、国に対し、知事会等を通じ、超過負担の解消をはじめ、適正な地方財源対策を強く要請いたしますとともに、県自体としましても、施策体系の検討に基づく事業の見直し、受益者の適正な負担のあり方、自主財源確保の方策などについて検討を進めてまいりました。

昭和五十年年度予算編成につきましては、これらの検討結果に基づき、

一、既定の事業についてもできる限り精査し、県行財政の重点効率化を徹底する。

二、厳しい財政環境の中でも、県民の生命、生活、健康に直結する事業については、きめ細かく配慮する。

三、公共事業については、事業内容を精査し、総体としての抑制の中で災害関連、生活関連などの事業の重点化を図る。

四、使用料、手数料などを見直し、港湾使用料などを改正し、負担の適正化を図るなどを基本に進めました。

なお、今回の予算編成の結果、さらに検討を進めるべきものも明らかになつてまいりましたので、取り急ぎ中期的な財政見通しをまとめ、その中で、さらに県政の体質改善を進めることとし、その関係もあつて、今回は、超過課税は見送ることとしましたが、ゴルフ場に係る娯楽施設利用税につきましては、他県との均衡も考慮して、税率の引き上げを行うこととしました。

昭和五十年年度予算は、次の五つを重点施策の目標といたしております。

第一は、災害復旧を急ぎ県民の生命と財産をまもる。

第二に、県民生活の安定、充実、向上を図る。

第三に、教育を充実し、次代を担う県民を育てる。

第四に、農林水産業と中小企業の自立を促し、振興を図る。

第五に、県行政の計画的推進と近代化を図る

であります。

これら施策目標を達成するための当面必要な事業は、おおむね予算化いたしましたので、これを執行する組織については、今回、本庁機構を中心に、各部の規模の適正化を図ると

ともに、自然保護、公害防止、余暇対策等の生活環境関係の処理体制の充実と一元化、住宅、都市環境の整備、土地策^{〔ママ〕}対の充実、本県特産物の振興、労働福祉対策の充実等のため、所要の再編整備を行うこととしております。〔後略〕

76 〔法人二税減収等により県税の歳入欠陥 280 億円超〕 1975・9・26

『県議会昭和 50 年 9 月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提案いたします案件は、予算、条例案、その他報告を含めまして二十一件であります。

まず予算関係であります。本定例会冒頭にも申し上げましたように、本年度の財政環境は、国、地方を通じましてきわめて厳しい状態となっております。

九月補正予算編成に当たりまして把握いたしました財政の現況と、今後の見通しにつきまして申し上げますと、まず県税収入であります。八月末までの県税収入額は、前年度の同月末までの実績と比較いたしますと一〇・七%の減収となっております。このうち最も多額の減収を生じております税目は、法人事業税、法人県民税の、いわゆる法人二税でありまして、八月末までの前年度比較では二六・九%、九十二億円の減収となっております。このような状況に加え、九月決算法人の業績が前期に比較いたしましてさらに落ち込みが伝えられ、また、商法改正に伴います法人の年一回決算移行の影響等を考慮いたしますと、法人二税の減収は、当初予算計上額に対しまして二百五十億円を上回るものと考えられます。これに、すでに本年度の課税の大部分を完了しております個人県民税で二十九億円、個人事業税で六億円ほどの当初予算計上額に対します減収を加えますと、県税の歳入欠陥は総額二百八十億円を超えるものと判断されます。この処理につきましては、課税がほぼ完了しております個人県民税及び個人事業税につきましては、今回減収見込み額を減額補正し、法人事業税及び法人県民税につきましては、財源補てんの期待が可能な額、すなわち両税の標準税収入額六百六十九億円までの減収額八十八億一千万円を減額補正することといたしました。なお、減収補てん措置につきましては、全国知事会等を通じまして、さらに強力に働きかけているところでありますが、今後とも十分な措置が確保できますよう努力を続けてまいる考えであります。

このようにいたしまして、県税については百二十億円の減額をいたしましたが、地方交付税及び繰越金については追加計上をいたしました。すなわち、地方交付税につきましては、その総額におきまして基礎となります国税の減収の影響が心配されていたところですが、既計上の地方交付税の総額四兆四千二百九十六億円が確保される前提で、去る八月二十九日各地方公共団体ごとの交付額が決定され、本県につきましては、二百十七億

円と決定されました。また、繰越金は、昭和四十九年度決算によりまして八十四億円余が確定いたしております。この結果地方交付税につきましては、決定額二百十七億円から当初予算計上の普通交付税百三十億円と使途の特定されております臨時土地対策費十億円を差し引きました七十七億円を計上し、繰越金につきましては、当初予算計上額三十億円を差し引きました残余五十四億円を計上いたしました次第であります。〔後略〕

77 〔超過課税条例案に関する県議会質疑答弁〕 1975・9・30

『県議会昭和50年9月定例会会議録』

○六十三番（羽切松雄君）〔前略〕次は、超過課税についてであります。地方財政危機が叫ばれ、にわかに法人県民税の超過課税が論議を呼んでおります。先般の全国知事会議や議長会においても、県財政を圧迫する超過負担や、警察官・教員の人件費、高等学校など、国の財源措置を強力に訴えていますが、急場の打開策として、大半の県が超過課税の実施を予儀なくされております。本県も今議会に条例案が提出されておりますが、このことについては県商工会議所連合会を初め、法人関係者から強い要望が示されており、その理由は大要すれば次のとおりであります。

一、県は遊休資産の処分または有効活用による財政補てんが考えられないか。二、福祉や交通行政などに支出する財源であるなら、特に法人のみに重課するのではなく、一般課税によって徴収すべきではないか、もしこれが困難であるならば、応益の原則により、商工業振興の施設にも配分すべきである。三、当面して本課税によらざるを得ないならば、五年は長期過ぎないか。短期の時限立法にすべきである。四、法人所得千二百万円の中小企業者は、必ずしも経営基盤が確立されているとはいいがたい。赤字補てんのための資産処分等、事業以外の一時的所得は対象から除外すべきである。五、福祉の向上はきわめて望ましいことであるが、長期的視野に立って、維持費のかさむ投資は一般歳入によって賄うべきである。六、法人県民税の超過課税は、ひいては法人事業税または市町村民税の超過課税に波及するおそれがきわめて大きいので、県は責任をもって県民税のみにとどめるよう強く行政指導を要望する。

以上が関係者の強い要望であります。今回提案された条例の内容は、資本金一億円以上、または法人税額四百万円以上の法人に対し、標準税率を限度率いっぱいまで引き上げようとするもので、五年間の時限措置であります。県税収は県民全体のためのサービス財源として収入するものであり、税制の本来の姿は住民に法人、個人を問わず十分所得を上げてもらって、それに対し、できるだけ低い税率で税金を課税し、結果として税の増収になることが、より望ましい姿であると思うのであります。法人県民税の増収を考えるならば、

せめて、それと並行して、産業の繁栄のために特別の政策が同時に提出されてしかるべきだと考えます。不均一課税である超過課税は窮余の策として考えるべきで、短期間で終止符を打つべきだと思いますが、知事のお考えはどうか。

なお、知事は所信表明の中に、この財源危機を乗り越えるためには、本年度の財源措置のような一時的な対策ばかりでなく、もっと抜本的な対策、たとえば安定的な自主財源の確保のため、事業税の課税における外形標準の採用などを国に要望したいという飛躍的な意向が表明されましたが、この点についてあわせてお答えを願いたいと思います。〔中略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕それから、超過課税についての問題でございます。超過課税につきましては、私も直接、業界を代表する皆さんにお目にかかりまして御説明を申し上げ、認識と御理解はいただいたのであります。その際に県の施策について非常な御批判もいただいたわけであります。まず第一に、企業に犠牲を強いる前に、まず、みずから行政を反省し、機構の簡素化、人件費の適正化、冗費の切り棄て等、既定経費の圧縮、節減に全力を挙げるべきではないかというような厳しい御指摘もあったわけであります。そういったものをも、これから真剣に、この県会終了後、先ほど申し上げましたような委員会等をつくりまして対策をとってまいり、民間の要請にこたえてまいりたいと考えている次第であります。超過課税につきましては七、八項目御指摘がございましたが、遊休資産の処分等については、すでに当初予算で二億程度お願いを申し上げておりますけれども、現在、さらに遊休資産等の処分を、進めてまいりたいと考えております。しかし、いずれも実は、市町村と交換でありますとか、いろいろないわく因縁つきのものもございします。また、地上権等も現存するものもございまして、そう多額なものは期待できないということもございしますけれども、こういった非常な事態でありますから、遊休資産等の処分等もこれからやってまいりたいと思っております。法人のみに重課ではなしに、一般課税ということもございしますけれども、これは、個人県民税に重課するということになりますと、これこそ大衆課税だという御批判をも受けなければならぬのでありまして、四十七都道府県中、いずれも個人県民税等については考えている県はないという状況でございまして、各県ともに企業にお願い申し上げるという状況でございしますので、県としても、他県との均衡等も考え、お願いを申し上げたような次第であります。

それから、五年では長期にすぎないかという御指摘でございますが、他県も一県を除いて全部がこの辺でございします。私は一応五年ということをお願いを申し上げたいと思っております。しかし、県の財政が夜のとぼりがあけて朝になったという事態を迎えました場合、その時点で考える。その考え方には超過課税をやめるというやり方がありますし、超過課税は進めていくけれども、さらに中小企業対策を一般財源の中で積極的に進めるというようなやり方もあろうかと思っております。それはその時点において考えていく

べき問題でございまして、現在は他県の例等も勘案し、五年間でお願い申し上げたいと思っているのであります。

四番目に、赤字補てんのために、資産処分等のために事業以外の益金が出た場合、それに課税されるのは酷ではないかという御指摘で、これは全くおっしゃるとおりでございします。しかし、そういったものを一つ一つ個別に検討していくということは、事務的にも非常に困難もございしますし、またなかなかむずかしい問題もはらんでいるわけでありまして、そういった点に問題点はあるということは十分承知いたしておりますけれども、一応四百万円超ということでお願いを申し上げたいと考えているわけでありまして、超過課税によって施設投資をいたしましても、維持費がかさむ等の問題は考えるつもりはございませんし、総合福祉施設等をつくりました場合に、その後の運営費等につきましては国の補助、その他をも十分活用してまいりたいと考えています。

市町村への波及という問題でございします。実は全国で千数百、超過課税をやっている市町村もあることも事実でございしますけれども、実は市町村では普通の場合、町村でありますと超過課税をやりましても企業が少ないわけでありまして、対象企業が少ないんですから、実は思ったほどの税収にはならないということでございまして、私は一般的には、町村では、まずおやりになる可能性は少ないのではないかというふうに考えているわけでありまして、市等ではおやりになる可能性はございしますけれども、静岡県では多くの市等におきましては、それ相当にギャンブル収入等も持っておられるわけでありまして、ギャンブル収入等のある市が安価に超過課税をやることについては、ひとつお考えを願いたいというようなことは、私どもも御注意申し上げてまいりたいというふうに考えているわけでありまして、

それから、企業に対して税金を課すことは卵を産む鶏をいじめるようなものではないか———このような御指摘もあったわけでありまして、実は企業の蓄積に影響するほど多額ではないと。三千万の益金のありました場合に、約十万円くらいということでございまして、もう本当に若い職員の一人の一カ月分の給与だということでございしますから、それが企業の蓄積に非常に影響するというふうには考えられないのでありまして、決して企業をいじめようというような考え方から出発しているわけではございません。むしろ、いま反企業熱等のありますときに、企業があればこそ物もサービスも私たちに供与されます。企業があればこそ雇用も達成できます。企業があればこそ所得も実現できる、税収も実現できる。こういう点の御理解を図るためにも、企業の方にひとつ御奮発をいただいて県民全体の福祉、おくられている人たちのための福祉ということを実現していただくことで、実は企業関係の方にもその意義ということを県としては大いにPRもしてまいりますから、御理解をいただきたいということをお願い申し上げたような次第でございします。

さらに、市町村との問題でございしますが、県の場合には企業による税収が半ばを占めて

いるのでありまして、それが猛烈な減収の状況であります。県の場合には五〇%近い。市町村の場合には平均一七%が法人関係依存税であります。したがって比較的安定している。県の場合は税収の半分が不安定だと。こういうところから市町村が、県がやつたからといってそのままやるということにはつながらない、というふうにも理解をいたしているわけがあります。

それから外形課税の問題について、きわめて飛躍的な意図というような御指摘があったわけであります。事業税は企業が事業活動を行うに当たりまして、たとえば道路とか港湾等の公共施設を利用したり、あるいは各種の行政サービスを受ける、その見返りとして地方団体の経費を分担する、いわゆる応益原則に立っているものであります。したがって負担していただく税額は、企業の事業活動の量に比例することが本来は最も望ましい姿であると考えているのであります。現在では電気・ガス供給業及び損保、生保——保険業を除いては、課税標準を所得金額といたしておりますために、赤字企業は法人事業税を負担していないなどの不合理を生じているわけであります。税額が景気の変動によってきわめて左右されるために、府県財政が全く安定性の乏しいという事態を迎えているわけがあります。こういったことから事業税に——課税標準に収入金額などの外形標準を導入して合理的な税制といたしますことは、全国知事会を通じ、国に強く働きかけているところでありますけれども、国の方でも税制調査会等で審議の課題の一つにもなっているところでありまして、決して飛躍して考えているわけでもございませんし、また企業に対してペナルティーというような形で外形標準を導入しようということを考えているわけでも全くありません。府県行財政の安定を求めるためには、こういった方向が必要ではないかということを知事会等でも強く申していることでありますので、御理解をいただきたいと思います。

〔後略〕

78 〔1975 年度決算 29 億円の赤字、県債発行〕 1977・2・24

『県議会昭和 52 年 2 月定例会会議録』

○七十番（稲名嘉男君）決算特別委員会は、昨年十一月定例会において昭和五十年年度一般会計決算及び特別会計決算十四件を付託され、昨年十二月二十日以降十二日間にわたって厳正に審査をいたしたのであります。

まず、決算の概要について申し上げます。昭和五十年年度一般会計歳入決算額は、前年度に比べ経済不況の影響により県税収入が著しく減少しましたが、国庫支出金、県債等が大幅に増加をいたしたため、前年度の決算額に比較して八十九億五千万円余、二・七七%の増となり、総額では三千三百十二億円余となったのであります。また歳出決算

額については、給与改定に伴う人件費、災害復旧事業費等の増加により、前年度と比較して百四十三億五千万円余、四・六一%の増となり、三千二百五十二億円余となったのであります。なお、歳入歳出差し引き残額は六十億円余であります。事業繰越財源充当額五億一千万円余を控除いたしますと、純繰越金は五十四億八千万円余となります。しかし前年度からの純繰越金八十四億三千万円余を差し引き計算いたしますと、単年度収支としては二十九億四千万円余の赤字となったのであります。また特別会計につきましては、前年度に比べ歳入決算では五・八六%の減であり、歳出決算でも六・六二%の減となっており、実質収支額は、六億八千万円余の黒字となったのであります。

次に、審査の過程において各委員から数多くの質疑、意見等ありました事項のうち、主なものについて申し上げます。

最初に、財政運営についてであります。

一般会計において、五十年単年度収支では二十九億余万円の赤字を生じたが、この原因を概括的にどう分析し、どのような対応策を講じたかと当局の予算執行に対する見解を求めたところ、全般的に高度成長の過程を通じ、財政自体やや膨張ぎみに推移してきたきらいはあるが、単年度赤字の原因という面から見れば経済停滞に伴う税収の落ち込みによるものと考え、しかし歳入減だからといって行政需要は変化しないということになれば、当然事業の合理化にも限度があり、したがって五十年単年度県財政総体を通じて見直しを行い安定成長に即した体質改善に最大の努力をした、また県税収入の激減対策としては、県の投資的事業に対する起債充当率の特例措置、減収補てん債の発行等、地方債による措置ではあるが国においてそれ相応の対策が講じられた、その結果、単年度赤字を比較的少額にとどめ、実質収支において相当弾力性を持って五十一年度の繰越額を確保し財政全体として運営を全うし得たことは成果と思うとの答弁がありました。

次に県債について、五十年単年度決算においては歳入総額の一一・一%を占める三百六十八億円余となっているが、財政運営上これをどう考えるか、この打開の方途はどうかとただしたところ、本県だけの問題ではなく全国的課題であるが、県債は年々増加している、理由としては、地方財政が地方債に依存せざるを得ない実情であり、国に補てんを要求していくなど地方財政制度の抜本的改正を国に対し働きかけ、これを実現していくと同時に財政健全化のための自己努力も含めて財政構造の改善に努めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。〔後略〕

79 〔県内3病院統合整備問題〕 1977・12・1

『県議会昭和52年11月定例会会議録』

○七十六番（加藤とよ君）〔前略〕次は、県立病院統合構想について伺いたします。

中央病院、養心荘、富士見病院の県立三病院が老朽化して手狭になり、新しい医療に対応できないので、県民医療体制の再編成を機に総合病院構想があると伺います。県民医療の中核として高度医療を受け持つ三病院の近代化は必要であると思います。しかし、今回の県の総合病院構想が、採算性を重視することから生まれた発想でありはしないかと心配があります。もちろん、むだを省くために、診療報酬計算、医薬品購入の管理を進めるための共同電算化等は必要であるし、薬の無用な使い過ぎも是正する必要は大いにあり、節約は必要であります。すでに、こども病院開院で五十二年度で八億三千万円の赤字、これで一層病院会計の赤字は増大いたします。このことは、他の病院では治療のできない重い難病等、しかも医師や看護婦の手が多くかかり、採算性から言えば成り立たない、県でなければこらえられないという、そういう使命を、これこそ一般会計より繰り入れてやるべきことではないかと思えます。県は、病院会計の赤字を一部貸付金として病院に圧力をかけ、独立採算を強要しているように思います。この考え方の延長で三病院を統合することはどうか。さらに、県立病院といえども地域医療の中核となっているものを統合することによつて生ずるマイナスをどう補うのか。

一例を清水の富士見病院にとってみると、結核専門の病院としてスタートしたが、医療需要への対応で現在は結核にとってかわったがん治療の方向に進み、これを充実させて、東京まで行かなくてもがん治療ができるという専門病院に進みつつあるとき、統合して特色を薄めることはどうか。すでに子供専門病院も独立しているので、三病院とも特色を生かして、総合病院よりも専門病院として充実させる方が好ましいのではないかと。さらに、総合病院といえば中央病院がその総合病院の役割りを果たせると思えます。養心荘並びに富士見病院は、結核とがんという特殊なものに進めていく方が県民の福祉につながるかと。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕それから県立病院の問題について、加藤議員大変誤解があると思うんです。私は、県立病院というのは、その地域の住民のための病院だという考え方をとるべきではないと。それでは静岡県じゅう至るところにつくらなければならないわけなんで、そうではなしに、浜松には医科大学がございます、医科大学は西部地威の中核病院になってもらえるわけです。静岡はやはり県立病院が中部地区の中核病院になってもらう。東部では、東部の議員さんがらおしかりをこうむりますけれども、県立病院をつくるよりは、むしろ既存の国立病院に県が五億出したら厚生省十億出ささいという形で中核病院にしてもらうという考え方を実はとるべきではなかろうかというふうに考えております。それ以上にです、県の中央病院というのは中部地区の中核病院だけではない、県下の市町村病院のための中核病院という機能を持つべきではないだろうか。こういう判断か

ら実は出ているわけであります。そこで、病院の皆さんには、私は医療行政というものについては積極的に取り組みたいから、親方日の丸はなくしてほしいと、そういう信頼感を私は与えてくれないかと。私は、むずかしい問題だけれどもこれに積極的に取り組んでいて、本当に県立病院らしいものをつくりたい、地域の中核病院ではなしに、同時に公的病院の中核になるものにしたいということまで考えているわけであります。こども病院のときには実はとてもそのいとまがございました。しからば県立病院は何をやるべきかということから出発して、機能はどう果たすべきかということから出発して設計を考えていくべきであります。手法が実は間違っていた点も、反省すべき点があるかと思うわけでありました。

私は、もう一つは、三時間待って三分しか診てもらえない、これを改善する道はないかということを検討させまして、いまひそかに衛生部長が中心になって検討しておりますけれども、新しいお医者さんは、実は打診や聴診をなさらないで、いきなり検査をやられます。検査は実は器械でできるはずであります。ことに最新の器械の話を聞きますと、血液検査は、驚くべきことに五十種類を、百五十人分を一時間で全部検査できる。私は東静病院へ参りましたけれども、東静病院でさえも検査できるのは三十幾つしかない。常時検査しているのは四つ半ぐらいだと、こういうお話でございましたが、血液というのは実は体調の情報機関だそうであります。どこか悪いところがあれば何らかの反応が出てくるということでございます。さらにもう一つは、尿の検査であります。こういったものを一元的に検査をするという機能を持ったお医者さんは、検査よりはもっと治療へかかっていける。それは何よりも第一次的です、まだそれ以外にもございましょうけれども、一元的にスクリーニングしてしまえば、治療を要すべき方とそうでない方とは検査結果で判断できてしまう。幾日も検査に通っていただくというような必要はなくなってくるわけであります。そういったことかできるだろうかといいますと、これは実は集める方法はあるんです。静岡銀行さんもそうですけれども、近く農協さんが手形、小切手を毎日集中して一ところに集めるはずで。これは、農協さん、きめ細かい集めるポイントがあるわけですから、そこまで持って行っていただければ——開業医の方は別ですけれども、そうすれば必然に集まってくるというシステムは、共同でやれば安くできると。それを一元的に検討すれば、翌日は全部結果が出てくる、こういうところまで含めて、経営的な観点も含めて、本当に実は機能を持ったものをつくらしてまいりたい。しかし親方日の丸の形はなくしていかなければならない。こういうことで、決してけちけちのために考えていくと、そんなものではないということについてぜひひとつ御理解いただきたいと思うわけであります。

富士見病院等についても、これはどうしてもがん等の問題も考えなければなりませんけれども、まだ案は固まったわけではございませんけれども、県立病院は地域病院であるは

ずではないというふう考えるのであります。清水にということになれば、沼津にも当然、下田にも当然と、こういうことになってくるわけでありますから、もっと機能で広域的な各市町村病院の中核病院になるということが本来の県立病院の果たすべき機能ではないか、こういう点でいろいろに考えていこうということでございまして、まだまだ検討すべき試行錯誤の状態でございますけれども、前向きにひとつ御理解をいただいておりますを申し上げたいと思うわけであります。〔以下略〕

○七十六番（加藤とよ君）〔中略〕それから県立病院の問題でございますが、地域医療も兼ねて持っている——地域医療センターだとは私は言ってません——だから、地域医療として持つてる役割りもあるので、それをそのままでは困ると、そういうことを言いました。そこで、私は一つ知事さんに伺いたいんですが、こういう病院で、精神病院まで一つに統合した全国の総合病院というのを、私は大変勉強不足で聞いておりませんが、どこかにそういう病院あるんでしょうか、お伺いしたいと思います。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕それから県立病院の問題につきまして、地域医療としての役割りを持っているにしても、富士見病院自体が数億の赤字を出している、県民の税金を使っている、この事実もまた議員としてお考えをいただきたいと思うわけであります。それから、精神病院を統合するとしても、一緒になったとしても、養心荘はもっと別な形でやれるような、そこらは運営の妙を発揮し得るのではないだろうかということを考えておるのでありまして、三病院統合というのは、まだ一つの考え方でありまして、決してそれを直ちに実践しようというのではない。やるんならば本当に県立病院らしい機能を持ったものにいたしたいと、こういう考え方でございます。〔後略〕

80 法人事業税の超過課税と地震防災対策強化地域の指定等 1979・9・6、11・16

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、105～108頁

（1）地震対策としての法人事業税の超過課税の実施

昭和54年度から法人事業税の超過課税が実施されたが、これは、昭和51年度から実施された法人県民税の超過課税に次ぐものである。

この超過課税は、大規模な地震災害から県民の生命、身体を守り、財産を保護するため実施する地震防災施設等緊急整備事業の財政需要に充てるべく、昭和54年2月定例会に県税賦課徴収条例の一部改正条例案が提案され、全員一致をもって可決されたものである。

法人事業税の超過課税については、すでにこの時点で東京都、大阪府、兵庫県、愛知県、神奈川県等の5都府県が高校新設、下水道・河川整備、中小企業対策、公害対策等の財政需要に充てるため実施していたが、地震対策事業に充てるための超過課税は全国で初めての

ものである。

この超過課税の実施の背景には、昭和53年6月7日に大規模地震対策特別措置法が制定され、県の地震対策も具体的施策を推進すべき段階に至ったこと、しかも、そのためには当時の試算で本県内の地震対策事業費総額が約3,280億円、うち県費負担が約1,300億円に達する見込みであること、これに対処するためには、県としても国に対し財政上の特別措置を強力に働きかける一方、県の行政水準を維持しながら地震対策を進めなければならないことから、県としても強力な新財源を確保しておかなければならないこと等の事情があったものである。

この超過課税構想が最初に明らかにされたのは、昭和53年6月の知事選後の初の記者会見においてであったが、このため、その後に開かれた6月定例会においては、この発表に対する活発な論議が展開された。

その主な論点は、景気の回復が遅々とした足どりの中において、企業特に中小企業への影響が大きいこと、国から可能な限り予算を獲得すべき段階であり、先に超過課税を実施して県費の捻出を打ち出すべきではない、地震対策の何に使うかを県民に示すべきで、安易に超過課税を論ずべきでない等々の批判的意見が出された。

超過課税の実施にあたっては、何よりも企業の理解と協力を得ることが第一であることから、当局は、53年12月に県下の経済団体の代表との懇談会の開催、また、翌54年1月からは各財務事務所長を企業に派遣するなどその趣旨説明に手を尽したところである。

こうした関係企業等に対する説明及びその反応から、超過課税の趣旨は理解されたと判断し、2月定例会に条例改正案を提案したものであるが、その内容は、地方税法で定められている標準税率を10%引き上げるとするものであり、その課税期間は5年間とされたものである。

なお、議会でも種々論議された中小法人企業については、税負担の増加を避けるため、算出税額から一定割合額を控除する不均一課税の措置がとられた。

この超過課税による収入見込みは、その当時の試算で初年度41億円、平年度60億円と説明され、その半分は市町村に対し交付金として交付するものとし、市町村の地震対策事業の促進をも図るものとされた。

(2) 地震防災対策強化地域の指定

昭和54年8月7日、大規模地震対策特別措置法に基づき、本県の全市町村が「地震防災対策強化地域」として指定された。

指定されたのは、本県のほか神奈川県19市町村、山梨県56市町村、長野県18市町村、愛知県及び岐阜県が各1市と合計6県170市町村に及んだものであり、その指定総面積は14,400km²、人口は567万人であり、本県は面積で約50%、人口で約60%を占めている。

これら強化地域は、東海沖でマグニチュード8程度の地震が発生した場合、地質、地盤の状況からみて著しい災害が起こるおそれ強く、地震防災対策を強化する必要があるとして指定したものである。

しかし、当初は、震度6以上の地域として6県159市町村（本県では、春野町、竜山村、佐久間町、水窪町を除く71市町村）を選定し、これについて国から各関係県知事の意見が聴かれたが、本県では、各市町村長の意見を聴いたところ、前記71市町村は指定について異論はなく、また、選定から外れた春野町等4町村長からは、指定地域に含められたい旨の強い要請があり、このため、国に対して本県においては全市町村を指定するよう意見具申した。同様に、山梨県及び長野県からも合計7市町村の追加指定の要望が出された。

国においてはこれら意見を踏まえ、震度5以下であっても当初案の指定地域に隣接し、強い地震動に見舞われるおそれがあり、山崩れなどにより大きな被害が発生し地域が孤立化するおそれがある地域を含むものとして、最終的には追加指定の要望のあった11市町村を含む170市町村が指定された。

この強化地域の指定により、その地域内の県及び市町村等は地震防災強化計画の作成を、また、民間事業所等にあつては地震防災応急計画の作成が義務付けられるなど、大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策もいよいよ本格的にスタートすることとなった。

（3）国の地震防災基本計画の発表

昭和54年9月6日、国の「地震防災基本計画」が決定され、翌7日付の官報で公示された。

これは、地震防災対策強化地域の指定に伴い、国及び関係の県、市町村、事業所等は、それぞれ防災計画の作成が義務付けられることとなったが、まず、国が作成し発表した。

その内容は、警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針、地方公共団体、公共機関が作成する「地震防災強化計画」あるいは民間事業所等が作成する「地震防災応急計画」の基本となるべき事項及び総合防災訓練について定めている。

すなわち、正確かつ迅速な情報の周知、防災関係機関等の相互連携、地震災害警戒本部の運営、警戒宣言時の広報、避難対策、交通対策、発災後に備えた資機材、人員等の配備手配、緊急輸送対策等々について定めている。

本県においても、この国の基本計画が発表されたことから、県地震防災強化計画の作成にとりかかると共に、県内の各市町村もそれぞれ強化計画の作成を、また、民間事業所等も応急計画の作成にとりかかることとなった。

（4）地震総合防災訓練の実施

昭和54年11月16日、大規模地震対策特別措置法の施行後はじめての地震を想定した総合防災訓練が実施された。

この日の訓練には、国の関係機関、地震防災対策強化地域として指定されている6県及

び市町村、その管内の学校、民間事業所等その総数 150 万人（本県では 123 万人）が参加し、本番さながらの訓練が展開された。

まず訓練は、午前 7 時に気象庁の地震観測データに異常が発見されたとの想定のもとに、地震防災対策強化地域判定会が招集され、直ちに消防庁から県防災宿直室にこの旨の連絡が入り、宿直職員は無線ファックスで各市町村に連絡するとともに、知事をはじめ関係職員が携帯するポケットベルに信号を送り、この旨の連絡がとられた。

午前 8 時 20 分から開催された判定会は、“2～3 日以内に駿河湾を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある。強化地域内では震度 6 以上、その他隣接地域では震度 5 程度の地震になると予測される、駿河湾沿岸では大津波のおそれがある。”と判断し、これに基づき「警戒宣言」が出された。

消防庁の無線ファックスを通じ、この旨が本県に通報され、県では直ちに地震災害警戒本部を設定するとともに市町村に対し一斉に連絡、市町村は有線放送、広報車、サイレン、半鐘をもって住民に伝達した。

この日の訓練の主たる狙いは、地震データの異常発見から警戒宣言発令までの所要時間の見極め、情報の伝達方法の確認、交通規制、住民の避難誘導などの点にあったが、本県内においては、国道 1 号線の愛知県境での交通規制、津波危険地域での住民避難、漁船の冲出し、自衛隊ヘリコプターによる緊急物資の輸送等の訓練のほか、学校、民間企業も参加した。

また、午前 10 時 30 分に地震が発生したとの想定の下に訓練が続けられ、県では災害警戒本部を直ちに災害対策本部に切替え、被害状況の収集、国への被告等^{〔ママ〕}の訓練を、また、民間企業等にあっても消火訓練、救護訓練等が実施された。

第3節 低成長下の行政改革

81 〔公害問題に関する県議会質疑〕 1970・10・2

『県議会昭和 45 年 9 月定例会会議録』

○四十七番（鈴木一夫君）〔前略〕次に、公害問題であります。急速に進む技術革新、合理化、都市化の申し子として公害という名のやつかい者が生まれ、目まぐるしい経済成長とともに公害は拡大し、しかも根強いものとなつてまいっております。破壊され、圧迫される人間生活は、人間疎外とか、断絶の時代と呼ばれる現代を生き抜くのにいまや容易なことではない時代がやつてまいりました。ニクソン大統領は「われわれは、土地や自然の水や空気がいかに貴重で傷つきやすいかを認識するのがあまりにもおそ過ぎた」と公害特別

教書の中で反省をしております。〔中略〕

今後の県政の焦点の問題として、あらゆる分野に公害問題の関連は避けられない現状であるだけに、県民に対し、知事の公害行政の基本的考え方と決意のほどを、この際率直にお示しいただきたいと存じます。知事のその考えのもとに、以下公害につきまして数点をお伺いいたします。

まず第一は、県の機構についてであります。公害問題は、そのよつて来たる原因や対策など、すべて調査から始まり、事後対策とともに事前の指導等、事務、技術両面にわたつて総合的に判断することが多く、対策も、たとえば市町村の行なっているごみ処理施設では処理できない生活廃棄物の増大、巨大産業の中での産業廃棄物の問題等、公害も広域化してきており、県あるいは国の力なくしては解決できないものが多くなっております。富山県では、十月一日で総合開発部を廃止して、公害、ガス、火薬、交通安全等を集めて公害部を設けたとのことでありますが、本県においては、企画調整部を発展的に解消して、公害行政に取り組むという考えはないかどうかをお伺いいたします。〔中略〕

第二は、住民の協力体制と意識の高揚についてであります。たとえば交通対策が警察官のみの力によつて安全が守られるものではなくて、運転者や歩行者等個人個人が注意しなければ被害は未然に防ぐことはできないのであります。このように公害対策も、県が機構を整え、監視体制を整えればそれで足りるものではありません。被害者である住民との協力体制がなければ、公害をなくすことはできないのであります。

まず、県が住民に対して、公開の原則に立つて公害の情報資料を公開したり公害知識を普及し、公害に対する正しい認識、意識の高揚をすることが最も肝心なことであると考えます。保健衛生観念が住民に徹底しているのは、長年の衛生教育と衛生行政のたまものであると思います。それには、前段に述べました県の監督指導の機構を整備した上で、公害相談員のような制度を設け、住民の自主的な監視組織を設けるべきであると思うのでありますが、住民の協力体制と意識の高揚について知事のお考えをお聞かせ願います。〔以下略〕

○知事（竹山祐太郎君）〔中略〕そこで、それについて、機構についてはどう考えるかというお話してありますが、私も当然機構の問題を考えなきゃいかんと思ひまして、公害課をつくり、公害研究所をつくり、今度も公害課の職員の増員をいたします。が、しかし、毎回申しておるように、公害全般を一つの課や部で片づけるということは、これは非常にむずかしい。なぜかと申しますと、公害というもののそのものが、非常に範囲の広いものであり、それが県民生活、またそれぞれの産業、地域、あらゆる問題とみんな表裏一体というか、関連をしておる問題でありまして、産業を除いて個々に公害というものが一つぽつんとあるものじゃない。そういうことからみますと、私の考え方としては、やはり役所もそれはあつたほうがいいに違いないかもしれませんが、現在のところ、私はそう定員をふやさな

いという考え方も一方にありますから、必要とあれば今度のように公害課もふやすが、しかし、全体的にみると、むしろ今日のような次元の公害対策というものは、極端に言えば、県庁全体が公害対策に取り組むべき時代である。〔中略〕

そうしていま静岡県としては、当面する重点を拾ってみると、一つは田子の浦、一つは大気汚染、これも偶然富士地区が中心ですけれども……。それから産業公害、ほかにも交通公害やいろいろありますけれども、これは主として交通対策という面で考えれば、特にこの中に部をつくるということよりも、そのほうがいいと思つて特につくりませんが、とりあえず三つの部を置いて、その責任者として、田子の浦問題は土木部長、これは港湾課長や計画課長を含む当然の仕事ですから土木部長。それから大気汚染については、従来からの関係もあるから企画調整部長。産業公害については、し尿処理等の関係もあるから衛生部長と、それぞれ担当の中心を置いておきます。で、その担当が自分だけでやるというのじゃない。しばしば対策会議を開いて、おのおの連絡調整をはかると同時に、特に、当面緊急な田子の浦の問題については、土木部長のもとで、土木部次長をもつばら現地の中心事務局長的な役割りで、しばらく事務はほかのもので分けてやれ、土木部次長は田子の浦対策に専念するということに、昨日から出発をいたし、それに専門の研究班がついて、今後の実行に当たることにいたしましたわけであります。もちろん公害課もいろんな仕事がふえてきますから、漸次それに合うようにするし、公害研究所も看護婦学校ができれば、あそこに公害研究所も拡充する考えで、いろいろ手は打っております。〔後略〕

82 〔公害防止の行政機構に関する県議会質疑〕 1971・3・3

『県議会昭和46年2月定例会会議録』

○六十番（内野伊勢吉君）〔前略〕次に、公害防止のための機構等についてであります。今回、教職員、警察官を除き、従来の職員定数データ置きの方針を変更して、公害関係職員に限つて三十人の増員をはかつたことは、公害防止行政の充実が強く要望されるおりから、やむを得ないものであり、当を得た処置であると思いますが、これら職員の配置される公害防止センターの組織と機能はどのようになっておりますか。今回、予算案等において公害防止センターの設置を打ち出されていることに関連してお伺いするとともに、公害関係十四法及び今回提案の静岡県公害防止条例案によりますれば、県が処理しなければならない、知事に委任された環境上の基準の設定、類型指定などをはじめ、各種汚染物質の排出基準の設定または強化、ばい煙発生施設、特定施設及びその他公害に関連ある施設の届け出、汚染状況の常時監視と工場、事業場に対する立ち入り検査など、相当膨大な事務を行なうこととなりますが、それらに対する事務処理の見通しはどのようでありますか。

また、今回衛生部関係の予算案に、公害対策として、保健所等検査機器整備として千六十万円を計上しておりますが、これは今後行政組織上も保健所にも、公害防止行政事務の一部を担当せしめるとするものであるか。〔以下略〕

○知事（竹山祐太郎君）〔中略〕それから、公害行政については、お説のように、今回初めて例を開きまして、一般職員を三十人、公害にふやすことにいたしました。これはもつぱら、いまの公害課と公害センターを新設する、その両方で、この人たちが努力をするというふうに考えております。

部をつくるというお説もありますけれども、私の考え方では、いやしくも公害は、実をいうと各部にわたっておる、一つの部でこれは全部片づかない。政府も今度局をつくりますけれども、これでなかなか全部が片づかない。やっぱり各省をこれに協力させませんと、実際の効果があがらないということを、私は、長年政府の中を見ておりますから同じ考え方で、ただ部をやつたから、ほかのほうの部は知らぬというわけにいかない。

ですから、大体の私の考え方としては、公害課を拡充をいたしまして、これが県庁の中はもちろん、いろいろな試験研究機関ももちろん、また、民間との関係のすべての窓口にします。そして研究や調査やいろいろな実際上の活動は公害センターが当たる。大体の受け持ち、分担はだんだんに変わっていくと思いますが、まずそういう考え方であり。公害センターは、いまの看護婦養成所を全部これに充てます。〔後略〕

83 〔公害対策に対する行政機構に関する県議会質疑〕 1971・12・2

『県議会昭和46年11月定例会会議録』

○六十九番（大石 節君）〔前略〕次に、公害対策についてであります。まず第一点として、行政のあり方について伺いいたします。ともすれば企業優先のそしりを免れなかつた従来の経済成長追求型につきまして、強い反省が急速に高まり、今日の国民的感情はいわゆる福祉追求型経済への転換を望んできているのが実情であります。そのための施策として、公害対策、環境保全対策、住宅、道路、上下水道、学校、病院等の社会資本の充実など、国民福祉に力点を置く施策の強力なる推進が要請されてきているのであります。この要請にこたえるのが政治であり、それに対応できる行政の実現が今日の最大の課題となつているのであります。

特に、地域住民の福祉増進を本来の責務とする地方自治体にとって、生活環境に対する侵害である公害問題は、住民の福祉に直結する問題であるわけであり、この公害行政のより一そうの推進が必要であると考えるのであります。すでに九月県議会において、知事の考え方については言明がなされているのでありますが、ご承知のとおり国においては環境

庁が設置され、その活動に国民は大きな関心と期待を寄せているわけではありますが、公害の除去と環境の保全是表裏一体であるわけでもあります。また十数県においては、自然保護条例を制定、積極的に自然保護の施策を講ずる姿勢を示しており、環境庁においても、次の国会に自然保護法の提出を目ざし、その検討を始めているのでありますが、これらの点等も考えあわせた場合、本県においてもこれら行政の一元化をはかる必要があろうと考えるのであります。また、公害行政を強力に推進し、県民福祉の増進をはかる立場からみても、県民の要望でもある公害行政の強力な推進母体を県の行政機構の中につくり、その推進をはかる姿勢を明確にするとともに、公害の未然防止を最重点施策とすることが現在最も必要なことではないかと考えるのであります。この点まず知事の公害に対する基本的な考え方とあわせてご所見をお伺いいたします。〔以下略〕

○知事（竹山祐太郎君）〔前略〕次は公害対策の問題であります。先に自然保護条例を考えているかということであります。これは前回にもお答えをしたと思いますが、これは事から自身はたいへん大事なことだと思っております。いままでもいろいろくふうをし研究をしてみた。富士山のごみをどう処理するかということをいろいろやつてみたんですけども、どうもいまの法律制度のもとにおいて県条例をもって事を片づけるという見通しがまだ私にはない。やはり公害の一環として国の法律による基本的なものをもつた上でやらないと、せっかく苦勞しても意味がないというのが私の今日までの経験上の結論であります。政府も次の国会には、この自然保護の法律を出そうという姿勢になつておりますから、私はそれを待つて、県はこれを活用する道を考えてまいりたい。一刻を争うとはいうものの、かえつてできないことをやつて県民を迷わせないほうがいいというのが今日の考え方であります。

それから、公害対策に対する行政機構等に対するご意見につきましては、よく今後も十分検討をいたしてまいりたいつもりでおりますが、基本的にはいまの公害対策の布陣で一応やれるという確信を私はもっております。要するに技術的な問題は公害センターが一手に引き受ける。ただし原子力の問題は衛生研究所が分担するということを中心にして、行政的な方面は公害課が窓口になる。しかし、今度の個々処理の例から見ますと、公害課で全部の始末がつくわけのもんじゃあない。商工部の資金その他いろいろなものをこれへ総動員することが必要なことは当然ですから、私はこういう各部が総合的な公害対策を処理するための公害対策会議というものでこの行政をしぼつていく。ただ、新しい役所をつくりたがりませんが、つくつたからこれが全部責任が負えるような万能の役所というのはいまできるもんじゃありません。そういう考え方から、私は将来のことは別として、まず当面の公害対策の機構としてはこれでやつていく考えであります。〔後略〕

84 知事部局等の機構改革 1975・4・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第8巻、1979・3・11、103～104頁

4月1日に知事部局等の機構改革が行われた。

2月定例会において県の部設置条例の一部を改正する条例案が可決され、次いで3月31日付で 県行政組織規則の改正により知事部局の分課及び出納事務局の分課の改正などが行われた。

この機構改革で知事部局は、従来の9部1局71課2室が10部1局73課2室に変わり、また、企業局においても、課の名称変更などが行われている。

その主な改正は、従来の企画調整部、農林水産部、農地部及び職業対策部に代わって生活環境部、農業水産部、農地森林部及び労働部が設けられ、土木部から都市住宅部が分離したことである。

この機構改革について山本知事は、2月定例会における提案説明で「本庁機構を中心に、各部の規模の適正化を図るとともに、自然保護、公害防止、余暇対策等の生活環境関係の処理体制の充実と一元化、住宅、都市環境の整備、土地対策の充実、本県特産物の振興、労働福祉対策の充実等のため、所要の再編整備を行う」旨を述べ、また、機構改革の概要の新聞発表に際し「自然保護、生活環境整備に関する県民の要望が増大するなどの行政需要の変化に効率的に対応できるシステムを考えて機構改革を行った。人負は再配分によって賄い増員は行わない」と語った。

以下、今回の機構改革の概要は次のとおりである。まず、生活環境行政を強力かつ一元的に推進するため従来の企画調整部に代って生活環境部を設け、部内に自然保護課を新設し、従来の企画調整部土地対策課の自然保全事務、商工部観光課の自然公園事務、農林水産部森林保護課の鳥獣保護などの事務を所管させるとともに、新たに余暇対策に関する事務等を加えて所管させ、また、公害課を大気保全課と水質保全課に分割し、さらに、渉外調整課と水資源課を統合して水対策調整課を設け行政需要の変化に対応することとなった。

〔後略〕

85 〔地方行政運営の方向性に関する県議会質疑〕 1976・3・3

『県議会昭和51年2月定例会会議録』

○六十一番（堀江静男君）〔前略〕まず最初は、これからの地方行政の進むべき方向についてであります。〔中略〕

山本知事は昨年九月に、行財政対策委員会を、このひな壇に並んでいる優秀な官僚たち

によって組織し、その見直しを命じられました。私は、この際、率直に言わせていただきます。近代官僚制が歴史的にどのように形成され、発展してきたかということについて、著名な学者マックス・ウェーバーは「官僚制がたび完全に実現すると、それは最も打ちこわしがたい組織となる」と述べたのであります。しかしその後、行動科学者ベニスは、その著「未来の組織論」において、ウェーバーの説く「こわしがたい官僚制」はやがて凋落すると予告したのであります。現代の文明環境は脱工業化社会に入ったと言われ、その環境構造の変化の特徴として「急激な予期していない変化」を指摘しているのであります。また「職業的な専門職員によって構成される分業的な行政管理システムは、一たび確立されると急激な予期しない社会変動に対処するには、はなはだ脆弱な欠陥を内蔵している。しかも変化に次ぐ変化を特徴とする現代社会においては、官僚的アプローチは常に後手に回りかねないのであつて、そればかりか、手かせ足かせの、逆機能に陥りかねない」と述べております。さらに「組織自体の規模拡大に基づく行動のマヒ的な現象とあわせて、総体的に放漫になりかねない」と指摘しているのであります。山本知事、あなたは持論である民間人の知恵をなぜこの行財政の見直しの場に導入をしようとししないのか。どうして官僚だけで対策委員会をつくったのか。〔中略〕山本知事は、真剣に行財政の見直しについて考えていかれるのか。今後この難局を切り抜けて県政を担当して行くのに、どのようにお考えになっているのか、所信をお示しいただきたいと存じます。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）堀江議員にお答えを申し上げます。〔中略〕

第二には、行財政の内容の改善であります。社会、経済の基調の変化に即応して、内容の転換を進めていくことは、御指摘のとおり大変むずかしい問題でございます。ますます高度化し、ますます複雑多岐にわたる県民の要請に対して、地方公共団体がやらなければならぬ仕事、住民自治に任せて差し支えない仕事、そういったことの見きわめ、また地方公共団体がやらなければならぬとしても、それは受益者負担でやるべきか、あるいは県民の税金でやるべきか、あるいはその兼ね合いはどうするか、こういったことについて厳しい選択をいたしました。社会的な共通の理解を踏まえて対応していかなければならないものと考えます。このためには、将来を的確に予測し、それに向って先行的に対応してまいりますために、御指摘のとおり民間人の発想と活力が必要であり、従来の行政に特に欠けていた点であると考えるところであります。しかし同時に、社会的な共通の理解を確認していく地道な努力も必要なのでありまして、昨年議会の御意見をいただき発足いたしました県行財政対策委員会も、その審議に当たりましては、外部、民間の方々にも御出席をいただき、行財政の見直しについて各種の御提言を聞かせていただく機会を持ちましたが、なお今後とも、民間人の意見をより有効に反映さしていくような方法については検討してまいりたいと考えております。

民間人の活用につきまして、その人材をどうして見出すかということ、もう一つは、その民間人に県の行財政の仕組みや実態や、事務の流れ、そういったものについて、実は御理解をいただく時間が相当必要だと、こういうような点もございます。また、東京都のように学者を入れてやる形もございますけれども、しかし、学者を入れますと、どうしてもマクロの意見になりがちでございます。そういった点、非常にむずかしい点もございますけれども、御提言でもございますし、また私自体そういった必要を感じておりますので、十分、今後検討させていただきたいと思っております。〔後略〕

86 〔駿河湾地震説への県行政の対応に関する県議会質疑〕 1976・10・5

『県議会昭和51年9月定例会会議録』

○四十四番（佐原耕一郎君）〔前略〕第四は地震対策についてであります。〔中略〕

地震は他の災害と違って、予知と事前の対策が特に必要であります。予知は、いつ、どこで、どの程度、の三条件が基本で、いつどこでという短期予報が最もむずかしいと言われておりますが、しかしながら、予知連の萩原会長は、長期予報に基づいて数年前から一カ所に観測を集中させ、二十四時間観測を続け、地震に関する調査を総合的に行い判断をすれば不可能ではないと言っております。したがって、地震の発生を予約されたような状態にある本県としては、予知体制に積極的に参加するとともに、調査機関とタイアップして、地下水の観測、自然現象の変化など、いわゆる前兆現象の調査並びに情報収集について所要の組織づくりを行うべきであります。また事前の対策には、四十六年から調査してきた地域別地震震度図を活用して、既設建物、特に学校、公民館など大ぜいの人たちが集まる公共建物を中心としてめ事前のチェック、また海岸部では津波の事前対策を積極的に実施すべきであります。さらに地震発生後の対策としては、公的機関の活動に先立って個人や家族の対応が先決であります。したがって、家庭から隣保、町内会、自治体へと、下からの連携組織をつくり、不測のあらゆる事態に備える訓練が大切であります。県では、このため補正予算に六千四百万円の地震対策費を計上し、またこの十月一日からは地震対策班を発足させたことは、まことに時宜を得た措置であります。一日も早く具体的な課題と取り組み、県民の期待にこたえるよう、せっかくの努力を望むものでありますが、地震対策についての知事の所見を伺います。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕地震についての御指摘でございますけれども、昨日も国会で議論をされましたが、実は浅田教授の「駿河湾地震は必ず起きる」という記事が朝日ジャーナルに出ているわけであります。私は石橋助手が沼津で講演をされたのを聞きまして、非常にショックを受けておったわけでありますけれども、その後、檀原教授のお話を伺いま

すと、必ずしもあれは学会一般に承認されている定説ではなしに、一部の方の理論であり、説であると、こういう話も伺っておったわけでありますけれども、今度は助手ではなしに、東大の地質の教授がこういったものを発表しておられるわけであります。地震につきまして、予知と事前対策という問題でございますけれども、実は、予知というのは非常にむずかしい問題のようでありまして、いつごろ、どの程度の規模で地震が起こる可能性があるということまでは、これは学者によっては言える状況のようであります。

〔中略〕そういうために、地質を中心とする職員を集めて、そして予知のために民間の協力等が得られるならば、そういった協力等の結果等もしかるべき機関に提供するという形によって予知の確実さに志向する方向をとってみたいと。また、濃密な観測網等が必要であるということでありますれば、それに対して国が不十分な予算しかつけない場合、県単独でも御協力申し上げるべきではなかろうかというふうにも考えているのでありまして、地震問題について、専門的な知識を持った連中を中心に、どうしても再検討させようというのが、今回の地震対策班を設けたゆえんでもございます。

なお、予備費に五千万円を計上してございます。これは今度の予算でお願い申し上げておりますけれども、濾水器等伊豆地区だけでございます。伊豆だけに濾水器があつてよいものではございませんので、遠州灘沖地震という大変な問題も同時に抱えているわけありますから、濾水器等、県下に不公平でないようにやらなければならぬということも考えております。また、伊東市までも横浜市から起震車等を貸りて使っているようであります。地震については、正常な状況でだけ県民は考えがちでございますが、一たん起こった場合には、非常な激動の中で物をとったり子供を連れたりということができない。そういう実感を味わっていただくためにも、起震車等も考えなければなりません。そうした問題で、とりあえず五千万円を予備費として計上いたしました。これは地震対策班の意見等をまとめて、もっと必要であれば年内にも追加をさせていただく場合もあり得るかもしれないと考えているのでありまして、地震対策について本格的に県政として取り組んでいきたいということでございます。〔後略〕

87 〔財政硬直下での県行財政問題に関する県議会質疑〕 1977・3・1

『県議会昭和52年2月定例会会議録』

○二十五番（鈴木一夫君）〔前略〕次に、行財政問題についてであります。

〔中略〕次に、国がさきに発表した昭和五十二年度以降の「地方財政収支試算」によれば、五十二年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、現在の地方財政の厳しさは一時的なものではない見通しから、五十年以降実施している行財政対策委員会等による事務・事業の不断

の見直し、点検と、スクラップ・アンド・ビルドの実施の継続を強く打ち出して予算編成の指示をしておりますが、その努力の結果はどのように予算案に反映されておるのかお尋ねいたします。

次に、昭和六十年を目標年次とした静岡県総合計画も確定し、三カ年ローリングシステムの実施計画も策定されます。昭和五十三年以降も予算編成はこの計画をもとに編成されるわけでありまして、計画達成には投資計画に沿っての財源措置が必要であります。五十二年度予算編成に当たって、五十四年度までの計画事業を、伸び率を示して、その事業費総額と年次計画を提出させたのもそのためであろうと思います。高度経済成長時代には、財政計画がなくても長期計画が計画以上のテンポで進捗してきたことも周知のとおりでありますし、経済成長率も不安定のため、財政計画も立案しにくいことも確かでありました。しかし、今後におきましては、高度経済成長から減速経済、安定成長へと経済基調が変化し、しかも先行き楽観を許されない情勢も考慮に入れますと、長期計画を実現させるためにはどうしても財政計画が必要になってまいります。もちろん、現在までも財政当局は内部的には計画性を持って各年度に対処されてきたとは思いますが、また一方、県財政も公債費が前年度当初対比三一・六％増となり、五十三年度末には二百三十億円程度となり、借りる金より返済金の方が多くなる見込みであり、人件費の増高もさることながら、借金がますます財政硬直化の要因となることを考えたとき、計画的財政運営が必要であり、こうした観点からも、長期は無理としても中期的な財政計画があつてしかるべきと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせ願います。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕それから総合計画との関連についてのお尋ねでございますが、これは六十年を目標にしてあるべき姿を指し示すものでありまして、毎年度の県の行政は、その実現のための具体的な歩みであるとも言えるわけでありまして、予算編成に当たっても、当然、その目標達成のために必要な事業をできるだけ盛り込むようにする必要がありますわけでありまして。現在の、限られた財源と予測される減速経済のもとにおきまして計画と予算の整合性を確保するためには、それなりの工夫が必要になると考えております。計画策定の側といたしましても、財政的な制約を考慮しての事業規模の設定などの配慮もしてくれたようでありまして、また、今回初めての試みでありますところの第一次事業実施計画におきましても、常に実情の変化に応じて内容の手直しをしていくというローリング方式を採用することによって、この乖離をできるだけ是正していく工夫をしているわけでありまして。一方、予算編成作業におきましても、策定中でありました第一次事業実施計画の素案に見合っ、て、主要事業につきましては向こう三カ年間の事業実施計画を各局から提出をさせまして、その計画の原案と常に対比しながら 査定を進めてまいりましたので、現段階において大筋においては両者の調和は図られていると考えるわけでありまして。

いま直ちに実施計画自体が案にとどまっている段階で予算化された計画事業費を特定することは困難ではございますが、予算編成過程において実施計画に盛り込まれるであろう事業として想定したものはかなり十分に盛り込んでいるということだけをお答え申し上げたいと存じます。

また、今回の予算編成は、その前提となるべき実施計画はいまだ策定されておらず、原案にとどまっております上に、作業途中で公共投資増枠の方針等が明らかになりまして、予算編成作業の手戻り等も生じた点もあつたのでありますが、総合計画の第一次事業実施計画素案との整合性の確保につきましても、今後とも十分に工夫をこらしてまいりたいと考えております。

行財政対策委員会による見直しの結果の反映はどうかということでございますが、五十二年度予算は、一面においては県政の重点部門への投資と国の景気浮揚と呼応しての公共事業の拡大などの措置を講じてまいつたのでありますけれども、基本的には、地方財政を取り巻く環境はまことに厳しいとの認識のもとに、健全財政を堅持することを基調に置いているわけであります。したがって、行財政対策委員会での各種の申し合わせ事項、すなわち組織定数の見直し、収入の確保、行政経費の節減、補助助成制度の改善合理化、受益者負担の適正化などの事項につきましては、引き続き五十二年度予算においてもその方針を継続いたしているところでございます。新しく措置いたしたものの例を挙げますれば、蘭検定業務の一部を愛知県に委託することによって縮小いたしますとか、あるいはこども病院へのコンピューターの導入の準備をいたしますとか、あるいは県立大学・短大の入学検定手数料、入学金の引き上げ等も挙げられるかと思うのであります。さらに今後十分な見直しは続けて、効果を上げるようにしてまいりたいと思っております。〔後略〕

88 静岡県内市町村の電算利用状況〔抄〕 1978・7

県総務部市町村課・電子計算課『静岡県内市町村の電算利用状況』、3頁

概 要

(1) 利用団体は72団体で県全体(75団体)の96.0%である。

(2) 導入団体は40団体で県全体の53.3%である。

ア 単独導入団体は12市4町

浜松・沼津・清水・熱海・富士宮・富士・伊東・磐田・藤枝・掛川・御殿場・天竜・
富士川・蒲原・佐久間・福田

イ 共同導入団体は3市19町2村(組織数3)

(ア) 南伊豆総合計算センター(1市5町1村)・・・一部事務組合

下田・東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆・賀茂

(イ) 三島田行政情報センター協議会(1市8町1村)・・・・・・協議会

三島・伊豆長岡・修善寺・戸田・土肥・函南・韮山・大仁・天城湯ヶ島・中伊豆

(ウ) 島田榛原地区広域市町村圏組合(1市6町)・・・・・・一部事務組合

島田・榛原・吉田・金谷・川根・中川根・本川根

(3) 委託団体は32組合で県全体の42.7%である。

ア 他の方公共団体への委託(1市4町2村)

(ア) 沼津市へ委託

裾野・清水町・長泉

(イ) 磐田市へ委託

竜洋・豊田

(ウ) 天竜市へ委託

豊岡・竜山

イ 民間計算センター等へ委託(5市20町)

(ア) 2社へ分割委託(4市4町)

静岡・焼津・袋井・湖西

岡部・大井川・引佐・三ヶ日

(イ) 1社へ委託(1市16町)

浜北・由比・御前崎・相良・大東・大須賀・

浜岡・小笠・菊川・森・春野・浅羽・可美・

舞阪・新居・雄踏・細江

(4) 電算事務職員数 275人

(対前年比119.6%)

(5) 運営委託費

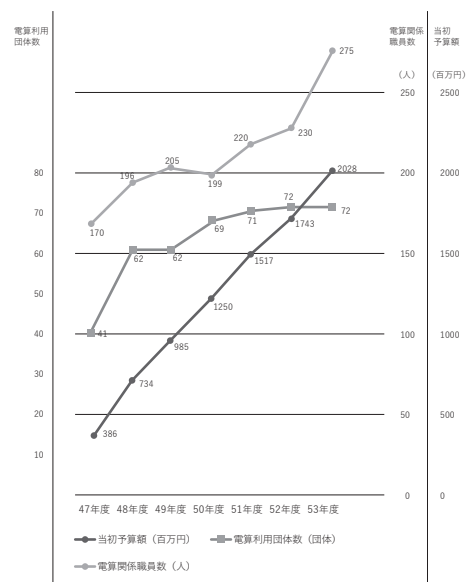
53年当初 20億2782万円

(対前年比116.4%)

(6) 未利用団体は3団体で県全体の4.0%である。

小山・芝川・水窪

電算利用状況の推移



89 〔地域振興センター構想、行財政調査班のアメリカ派遣に関する県議会答弁〕

1978・12・5

『県議会昭和53年11月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕次は、地域振興センターの構想についてであります。時代の変化に即応いたしまして、総合性、地域性を重視した県政の推進を図ることができるよう、新しい行政組織のあり方について検討を進めているところであります。県政が抱える当面の課題の一つに地震問題があるのでありますが、その取り組みに当たっては、市町村と連携を密にして、早急に対策を推進させる体制づくりが必要であり、明年四月には振興センターを全県的に設置いたしたいものと考えております。振興センターの設置内容や問題点の整理などにつきましては、内部では行財政対策委員会で十分検討を進めつつあり、また、最も関連の深い市町村長の代表の方々やコミュニティー活動の核として活動されているの方々、さらに学識経験者などにより行政組織改善懇談会を設けて、御意見を聞かせていただいているところであります。振興センターの設置に当たりましては、現在の出先機関の組織体制を原則として変更させないで、八つの——いまは七つであります、七つの財務事務所と有機的に連係させて、その機能を効果的に活用してまいりたいと考えております。この場合、特に県の事務や窓口が二重にならないように、御指摘の屋上屋を重ねることのないように、権限の配分等については十分配慮してまいりたいと考えております。振興センターが、それぞれの地域で十分その機能を発揮させるためには、配置される職員の能力及び意欲に負うところが大きいのでありまして、職員の配置には十分意を用いていくことが重要であると考えております。また、振興センターの設置に伴う必要な職員につきましては、現行の事務・事業の内容及び執行体制の積極的な見直しを行い、簡素・合理化を進めますとともに、スクラップ・アンド・ビルドの考え方のもとに、事務・事業の整理をも進めるなど、内部努力を図ることによって対処してまいりたいと考えております。税制改正は、加藤自治大臣は前向きでございましたが、新大臣はどうなるかということは問題でありますので、もし自動車保有税の税制が改正されれば、必要な人員は簡単に出てくるわけであります。これがだめだとすれば、いま言ったような形でじみちな努力をしていくつもりであります。

次に、アメリカにおける行財政の実態調査についてであります。アメリカの行財政の動向につきましては、私も、南米からの帰途、調査班と合流して、その中間報告を聞いたところであります。

カリフォルニア州に始まりました減税運動は、文字どおりタックス・リボルト——納税者の反乱と言われて、全米的な規模で問題になっておりまして、十一月の中間選挙では、十六州が減税あるいは歳出を制限する住民投票を行いました結果、いずれかが可決されたのは十二州であったのであります。年々膨張を続けてきたアメリカの地方行財政を根底から揺さぶり、その変革を迫るような大きな流れとなっているような認識を持ちました。連邦政府のゼロベース予算も、カーター大統領がみずから指示し、新年度予算には全面採用

を目指して、目下作業中であったようではありますが、そのねらいは、ゼロベースの発想で見直ししながら、行政事務の効率化と合理化を求める、あるいは機構改革を求めるというものであるように聞いております。また、行政組織や事業を、一定期間でその存続を見直すとうと。サンセット・ロー——日没法という考え方や公務員法改正の内容も非常に興味深く聞いたところであります。こうした動向は、いずれもアメリカにおける従来の行財政システムの転換を迫るような大きな転換期における大胆な試みであり、改めてアメリカの民主主義の力強さと若々しさを感じたような次第であります。これは一つの流れであるというふうに、アメリカの自治省に相当するような役所でも言っておったようでありまして、連邦政府にも、このタックス・リボルト——カリフォルニア州で始まりました納税者の反乱は影響してくるだろうという見方をいたしているようであります。〔中略〕

本県の行財政との関連についてであります。昭和五十五年度に、全国すべての県に先駆けて、青天井でありました予算要求に枠を設定いたしますと同時に、ゼロベース予算と考える方の基本を同じにするような事業別予算方式を取り入れて、従来の増分主義を全面的に洗い直しました。その後、毎年度、事務・事業の見直しの徹底を図りながら健全な行財政運営を進めてまいりましたこと、さらに、県の職員に、納税者の立場に立って、税金の持つ重みというものを常に考えよということを指示してまいりましたことなど、私たちの基本的な方向が必ずしも誤ってはいなかったということを改めて考えさせられた気がいたします。さらに、今回の調査につきましては、ゼロベース予算に関心を持ってプロジェクトチームをつくって研究いたしております神奈川県と、資料を交換するなどいたしまして、一緒に勉強してまいりたいと考えております。また、その他の調査結果につきましても、学ぶべき点、示唆される点も多いと思いますので、本県の今後の行財政運営にできるだけ参考として役立ててまいりたいつもりでございます。〔後略〕

90 地域主義への対応のために〔抄〕 1978・12

県企画調査課『地域主義への対応のために』

はじめに

最近、多様化した住民ニーズへの対応問題を背景として、明治以降100年にわたる中央集権的、画一的な行政への反省が高まりつつある。

また、高度成長期にすすめられた効率性を重視した地域開発政策によってもたらされた、自然環境の悪化をはじめとする様々な弊害から、経済成長よりも人間環境を一層重視する考え方も強まりつつある。

このような時代の変化に対応していくために、これまでの中央政府の画一的な政策から、

地域社会に密着した地方自治体をより一層重視した政策の展開が重要な課題となっている。

このためには、中央指向型の現行政治行財政制度や、市場メカニズム優先の産業経済システムの変革が必要であるが、なりよりも地域社会を構成する住民意識を、中央依存的価値観から「地域からの発想」を重視する方向へと改めていくとともに、また自治体もその政策形成について「地域」に根づいた様々な発想を最大限に取り入れた方向へと転換していくことが肝要である。

地域社会の役割の高まりに対応して、学者や地方自治体をはじめとする各分野において、現在様々な視点から「地方主義」あるいは「地域主義」といわれる地方（地域）重視の主張が提唱されている。これらの主張には、必ずしも明確に統一された概念はなく、また、それらの主張を直ちに行政に反映させていくためには、本文「地域主義推進上の問題」で指摘されるごとく、今後国レベルにおいて、解決していかなければならない多くの問題点も残されている。

本レポートにおいては、これらの主張を参考にし本県独自の「地域主義の概念」を明確にするとともに、地域主義展開の方向づけとして、

第1に住民の主体的参加に基づく「自治基盤の強化」を図ること。

第2に中央指向型の考えを改め、地域の発想に基づく新しい「地域社会を構築」すること。

第3に経済的効率から必要と安全性をより重視した「地域主体の経済システムの確立」を目指すことにした。

もとより、時間的な制約もあり、体系的にも十分整理されたものとは言い難い。この点は今後の検討に待たねばならないが、むしろ問題提起の意味で今後の県政推進に資するため、地方の時代の背景や概念および問題点を検討整理するとともに、県レベルの行政分野における「地域主義」展開の方向づけ、さらにその具体化をすすめるため、当面考えられるいくつかの施策を一つの叩き台としてとりまとめたものである。

大方の批判を仰ぐとともに、今後ともより具体の検討を深めてまいりたい。〔後略〕

91 〔地域振興センター設置等行政機構改革に関する県議会質疑〕 1979・2・28

『県議会昭和54年2月定例会会議録』

○六十二番（山崎勝二君）〔前略〕次に、新年度から実施を考えています県の行政機構改革についてお伺いをいたします。

県が去る二十日に発表しました機構改革案によりますと、その中心は、社会経済環境の変化や地震対策など、複雑化した県政の総合調整機能を充実強化するため、知事公室の制度化であり、今議会に関係条例の一部改正が提案をされております。知事公室は、新設の

地域振興課と現行の生活環境部の秘書、企画調査、広報の三課と県民相談室、さらに総務部の消防防災、地震対策の二課を加え六課一室で、新設の地域振興課は、昨年スタートした伊豆振興センターと、同じく新年度から七財務事務所に新設される熱海、東部、富士、中部、志太榛原、中遠、西部の各振興センターの本庁の窓口となるものでありますが、このほか、障害福祉行政を一元化し施策の充実を図るため民生部に障害福祉課を新設、商工部中小企業課に大店法などの改正に伴う知事権限の拡大に対応して商業対策室を設置するなど、原則として知事部局の職員数を増員することなくこのような行政機構の改革を行うこととなれば、どこかにそのしわ寄せがくるのではないか。また、地域振興課、振興センターの規模、権限等についても具体的にお伺いをいたしたいわけであります。さらに、知事は先般、市町村への権限委譲やコミュニティー対策の推進などにおいて数々の実績を上げております広島、兵庫、岡山などの行政先進県と、これに関連するもろもろのものについて視察をされたということですが、その所信についてもあわせてお伺いをするものであります。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕次は機構改革の問題でございますが、県政の推進に当たりましては、行政サービスの変化に適確に対応いたしまして、能率のよい行政を進めてまいらなければならないのでありまして、常に行政組織や職員の定数につきましても積極的に見直しを行いますとともに、事務・事業のスクラップ・アンド・ビルド、あるいは創意工夫、改善によって、職員をふやすことなしに行政サービスの維持、向上に努めてきているところであります。今回全県的に設置を予定しております地域振興センターは、地方の時代、あるいは当面の課題である大規模地震対策など、新しい行政の方向に対応させて、それぞれの地域の特性を生かした総合的な県政を推進することができるよう調整機能を充実いたそうと考えているものであります。振興センターは、財務事務所単位ごとに設置し、現在の伊豆振興センターと合わせて八カ所設置することになりますが、振興センターの機能を十分に発揮させるために、これを県内十九地区に分けまして、主幹、主査のスタッフによる地区担当を置くこととしているものであります。その中心的な機能は、広報等特定の事業を所掌するほか、各出先機関が実施する事務・事業の調整、及び市町村との連携にあるのでありますが、これらを規定上明確にいたしますとともに、予算面での工夫なども行いまして、地域において大いに信頼される生き生きした県政を実施するよう配慮してまいりたいと考えております。

また、新設を予定いたしております地域振興課は、振興センターの本庁窓口として位置づけ、地域行政を総合的に推進するための調査研究を行いますとともに、振興センターの抱える問題点を積極的に吸収し、問題点については全庁的に調整を図り、真に地域の特性を重視した総合的な県政が、計画的かつ円滑に行えるよう機能させようと考えたものであ

ります。この場合、地域振興課へは、現在市町村課が所掌しておりますコミュニティー育成事業等や、企画調査課の一部事務等に移管してまいりたいと考えております。職員は五十九名を張りつけるということになるわけではありますが、一面、職員組合等も、反対とは申しながら、地震対策、超過課税等を考えて、心情的には御協力をいただいているものと、深く感謝している次第であります。これらの規模あるいは権限等につきましては、試行錯誤を重ねながら、今後、工夫を重ねてまいりたいと思っております。〔後略〕

92 〔地方分権に関する県議会質疑〕 1979・7・4

『県議会昭和54年6月定例会会議録』

○七十六番（渡辺春太郎君）〔前略〕まず、地方分権をどう進めるかについて、知事の所見をお伺いいたします。

私たちは、今度の第九回統一地方選挙を通じて、地方の時代、それは参加、分権、自治を強化することによって真の地方自治を確立して県民福祉を増進しようと訴え、その限りでは、保革の政治的立場を異にしてもおおむね一致した主張があったように考えています。知事も、今議会冒頭、知事説明で地方分権の確立を強調しています。そこで、私は、国から地方への事務権限移譲のことについて、まず知事の見解をお尋ねします。

いま、中央では、首相の諮問機関であります第十七次地方制度調査会が持たれ、「国と地方の役割り分担」、「行政事務の再配分をすべき事例」、「補助金の整理統合」、「自治体の組織運営」などが討議されている模様であります。地方自治六団体の代表も参画しているこの地方制度調査会でありますので、知事会を通じて、この事務権限移譲について積極的な提言をすべきであろうと考えます。ことに行政事務の再配分について、自治省は、国に偏り過ぎている各種の許認可権限のうち二十一項目の具体例を示し、都道府県知事や市町村長に移譲すべきことを提言しています。〔中略〕

知事は、これらの具体例を含め、五年にわたる知事経験の中から、どのようなものが地方移譲されるべきか所見をお尋ねするものであります。さらに、いつも地方制度調査会の答申は出ても各省の厚い壁に阻まれてなかなか実現はしていないことが多いのでありますが、その辺の知事の考え方といいますか、決意があればお伺いいたしたいと思ひます。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕それでは、地方分権システムへの転換を図るためにはどういうことが必要か。今後、内需の振興を図るためにも、高度成長を通じて三大都市圏に集中した人口あるいは各種の機能を地方に分散させて、地方都市を個性のある都市として育成していくとともに、全く災害無防備の都市を災害に強い都市に切りかえていく、あるいは行政そのものは現場中心主義を原則とすることが必要であると考えます。

すなわち、分権を進めていくことが中央集権制度の従来の構造を変えていく原動力、あるいは起爆力となるべきであるという考え方であります。第二は、一つの種類の行政に国、県、市町村がいろいろの形で関与してまいりまして、行政責任の所在が不明確になっている。これらの改善と、現場感覚のある出先機関職員による総合的な判断で住民の要望にこたえられるような仕組みを実現していく、それによって行政のむだもなくなり、効率のよい行政の実現が目指される。第三には、本来地方自治は住民みずからの手で育てられるべきものであります。その意味では、受益と負担との関係について認識をできるだけ持たせるような仕組みを考えていくべきである。これには、権限と財源を地方におろし、サービスを要求すれば負担もまた自分たちにかかってくるという自治の厳しさを求めていくことが必要な時代になってきている。これらの事項が秋に予定されている地方制度調査会でどのように取り上げられ、またそれがどのような形で実現されるかにかかっているのであります。石油制約下のもとに社会経済システムの転換が幅広く必要であることが認められている厳しい情勢下には、少なくとも従来のようなおざなりな処理ではなく強い決意で答申事項がまとめられることと考えている次第であります。〔中略〕

次は、地方分権に対する知事の基本的考え方というお尋ねでございます。明治以降百年進められました中央集権的システムの反省として、最近では学会や自治体等から、「地方の時代」あるいは「地域主義」といわれる、地方をより重視した主張が打ち出されてまいってきております。〔中略〕

で、これからの新しい地域社会を実現いたしますためには、地域における総合的行政体であるところの県と市町村が一体となって、創意工夫を生かした、その地域にフィットした施策を考えていくべきである。振興センターをつくった理由もそれでありまして、昨年度は市町村との職員の交流二十四名、本年度は六十名くらいになります。来年度以降は百名以上にしていこうと。そして、県と市町村が一体になって地方の時代を築いていこうというやり方を、いまとっているところであります。このため、地方の自治の場において処理することが望ましい、そういった事務につきましては、できる限り国から地方へ移譲すべきだ。また中央のひもつきでない、一般財源を強化して、地方自治本の中で負担と受益が直結するような地方財政のシステムを考えるべきだ。住民の連帯感の高揚を通じ、自治意識に支えられた新しいコミュニティづくりを進めるための方策を確立することなどは基本的対応策となる。これらの点については、国に働きかけるとともに、県においても出先機関または市町村への今後の権限の委譲も考えてまいりたかというように思っているわけであります。〔後略〕

93 〔地方分権時代に対する知事の基本姿勢に関する県議会質疑〕 1979・12・6

『県議会昭和54年11月定例会会議録』

○二十八番（山崎篤光君）〔前略〕次に、行政関係として、第三点の、地方分権時代に対する基本姿勢についてお伺いいたします。

〔中略〕本年九月に答申がありました第十七次地方制度調査会の「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財制度のあり方」におきましても、国、地方を通じた行政の簡素化、効率化と地方分権の推進を掲げておりますが、ここにも「地方の時代」実現のための課題が色濃く打ち出されているのであります。知事は、昨日の答弁でも時代的背景としては是認されておりますし、就任以来常に職員に対し発想の転換を求めまた社会経済システムの転換を模索しているとのことと承っておりますが、こうした「地方の時代」を迎えている中であって、知事はどのような取り組みをしてきたのか、また今後どう対処しようと考えておられるのか、基本的な取り組みについて御所見をお伺いいたします。

次に、第四点の、行政改革についてであります。第一点の財政関係の際に申し上げました知事の説明要旨にもありますとおり、行政改革はいまや「地方の時代」を迎える主要テーマであり、また、第三点の行政における基本姿勢についてもお尋ねしており、表裏の関係を持つものでありますが、この際、その一、行政改革の基本的な方策についてお伺いいたします。

行政機構を抜本的に改革することは、財政逼迫、低成長下の今日における急務であります。〔中略〕国会レベルにおいて行政改革に対する提言は、一、過去の実績を前提としないゼロベース主義をとること、二、年次計画による改革を図ること、三、労使協議を前提に公務員の配置転換、再訓練を促進する、四、整理削減だけでなく新しい国民の行政需要に即応する、五、行政の公開化、地方分権の強化、国民へのサービス向上——の五原則を踏まえた具体的な提案要求を行ってまいりました。国においては、行政改革について、最近、住宅公団と宅地公団の統合計画や定員削減、機構改革等の表明があったと聞いております。本県におきましては、そのような動きをどのように受けとめ行政改革を進めようとするのか、また、ここにおいてもオータム・レビューとの関連もあわせ基本的な方策についてお伺いいたします。〔中略〕

次に、第五点の、知事の許認可事務の権限委譲についてであります。

「地方の時代」である八〇年代へ向けて、集権化、画一化された行政を、地域の主体性、独自性を生かしたきめ細かい行政へと転換していかなければならないもので、その機運は徐々に盛り上がってきています。県が行っている行政事務を見直して可能な事務権限を市町村に譲るということは、本来、行政は住民に最も身近な市町村において行われることが

望ましいもので、積極的に進められなくてはならないのであります。広島県、愛媛県を初め各県では、それぞれ年度における実施が進められておりますが、本県におきましても、昨日の知事答弁にも明らかなとおり、本年四月に十五件、本年度中に十件が実施、検討されております。この件につきましては、昨年の十一月議会におきまして、わが明政会の中村議員から権限委譲の構想について基本的な考え方を質問されております。知事は、「広島県には調査に行っているの、現在庁内で検討している。受け皿である市町村側と関係省庁とも十分検討して、市町村の実態に見合った形で考えていきたい」と答弁されております。本年度実施されたその経過と効果、五十五年度には九件と知事は言われましたが、なお今後の見通しについてお伺いをいたします。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君）〔中略〕次は、地方分権時代に対する基本姿勢であります。御指摘のように、「地方の時代」における地域づくりのためには、地方分権を進めながら地域の個性ある発展を目指して、何よりもまず、県民の自主的な責任ある参加により、真の意味での自治を確立していくことが基本であると考えております。このような基本的な考えのもとで、本年度、縦割り行政の弊害を改め、地域の課題に積極的に取り組んでまいりますために、県下七カ所に振興センターを発足させたところであります。また、「現場は最大の教師である」という考え方のもとに、あるいは市町村では、県の行政で近代的な点があったらそれを学んでくれと、こういう意味で、両方の間に相互に職員の交流を図りまして、昨年からは始めたわけではあります。本年は五十数名であります。〔中略〕

行政改革の基本的な方策でございますが、この考え方につきましては、昨日もお答えいたしましたように、現在、政府においては特殊法人や大型出先機関である地方局の一部の削減など、行政改革を重要課題の一つに取り上げて積極的に取り組んでいるところであります。県におきましては、本年八月以降、行財政対策委員会が、八〇年代の新しい時代を展望した県政の執行体制のあり方、財政の健全化を図るための行財政運営のあり方等につきまして鋭意検討を進めてまいってきておりまして、その成果は、今後の行政改革にできる限り反映させてまいりたいと考えております。

お話のありました五原則の提言につきましては、今後の行政改革を進める中で参考になる点もありますけれども、県民の幅広い要望にこたえてまいりますためには、一面、行政機構の拡大を必要とするような分野のあることも、また否みがたい事実でもあります。逆に、いわゆる減量経営の徹底は必要なことではありますけれども、余りに進め過ぎると、かえって県民の要望に沿いかねる点が生じるおそれもあるわけでありまして。こういった両者の要請には二律背反的な点があるわけでありまして。具体的な事柄につきましては、なかなか困難な問題点も多いことでありまして、加えて、日本人には「総論賛成、各論反対」という通弊のあることも事実であります。しかしながら、県といたしましては、過去十数年来、

行政機構の簡素・合理化と職員定数増を抑制してまいりました行政運営を実践してまいってきておりますだけに、さらに徹底を図ろうといたしますと、議員の皆さん方はもとより、幅広く県民の御理解と御協力をいただかなければならないことであると考えております。今後方針が決定いたしました場合は、行政改革の実を上げることができるよう、積極的に御支援、御協力のほどをお願い申し上げる次第であります。

次は、振興センターの問題でございますが、第一に、地域振興について市町村との役割り分担についての問題であります。あくまで、地域づくりの主体となるのは、言うまでもなく基礎的自治体である市町村と考えております。また、振興センターも、その地域における県の総合調整機関として広域的な問題のもろもろの調整を行い、関係する地域の振興に努めていかなければならないのであります。いずれにいたしましても、市町村との役割り分担を明確にいたしながら、連絡を密にし、手を携え、地域の振興を図ってまいりたいと考えております。〔中略〕

許認可権限の委譲につきましては、昨日も申し上げましたように、知事及び県の持つ許認可事務は、総件数千二十四件であります。数年来ずっとこの委譲を続けてまいりましたので、百二十四件を委譲いたしました。そして委譲して、本年もまた十五件を委譲し、さらにやっといこうということでもあります。これについての必要な費用については、当然、県としてもある程度の負担をしていこうということでございます。この考え方は、実は地域住民の生活に密着した行政については基礎的自治体である市町村が実施することが、住民へのサービスの向上と、それから市町村の自治意識、職員の自治意識の確立、そういったものに役立つという考え方に立って、市町村との相互理解のもとに、許認可権限の委譲をも拡大してまいりたいと考えております。宮沢発言以来、マスコミで取り上げられておりますけれども、本県は、すでに百二十四件委譲をしておったということを御理解いただきたいと思ひます。〔後略〕

94 機構改革～振興センターの新設等～ 1979

県議会事務局『静岡県議会の業績』9巻、1983・3・31、107～108頁

新しい時代の要請に応えるため、県は54年4月1日に大規模な機構改革を実施したが、その概要は次のとおりである。

- ① 知事公室の機能拡充——従来、組織上は生活環境部に属し、知事公室長が所管していた秘書課、企画調査課、広報課及び県民相談室を組織上知事公室長の所管とし、更に、総務部に属していた消防防災課及び地震対策課を移し、加えて地域振興課を新設し、合計6課1室とした。

- ② 53年度に発足した伊豆振興センターに加えて、熱海、東部、富士、中部、志太榛原、中遠、西部7振興センター（財務事務所単位）を新設し、知事公室長所管とした。
- ③ 障害福祉行政を一元化し、施策の充実を図る目的で、民生部に障害福祉課を新設した。
- ④ 県立3病院（中央病院、富士見病院、養心荘）の整備を図るため、衛生部県立病院課内に病院建設準備室を設けた。
- ⑤ 商工部中小企業課内に商業対策室を設けると共に、繊維雑貨課の名称を地場産業課に改めた。
- ⑥ 土木部管理課内に建設業室を設けた。
- ⑦ 出先機関のうち、東、中、西部各民生事務所に老人福祉課を設けたほか、その他の出先機関での課の新設、支所の廃止等が行われた。

以上の結果、県の機構としては、本庁関係が75課3室から77課6室に、出先機関は184所が191所となった。

今回の機構改革の主な狙いは、1980年代は「地方の時代」「地域の時代」であるとの認識のもとに、“タテ割り行政から総合行政へ”“中央集権から地方分権へ”の移行が不可欠であり、これに対応した機構に改めることとしたものである。

こうしたことから、今回の機構改革の目玉は、知事公室の拡充と地域振興センターの設置にあったものであるが、特に振興センターの設置については、昭和53年6月に執行された知事選挙において、山本知事がその公約の一つとして掲げたものであった。

その意図するところは、従来のタテ割りの出先機関による事務・事業の執行を振興センターの下に総合調整させ、県行政の総合化を図るとともに、市町村との連携をより密接化させ、かつ、地城活動の拠点としてのコミュニティの育成化に力を注がんとしたものである。

このコミュニティの育成を中心とした地城振興の考え方は、山本県政2期目の骨格となるものであり、「参加と分権」「地域なくして県政なし」との山本知事の基本的認識を具体化する第一弾としたものである。

また、知事公室の機能拡充の真意は、これを一つの「部」として位置づけるところにあったものであるが、これは、地方自治法を盾にした自治省の強い抵抗にあって実現に至らず、このため行政組織規則上の「部」とすることができず、「知事公室長所管」として前記6課1室がその下に置かれることとなり、実態を「部」扱いにしたものである。

即ち、地方自治法の規定では、人口250万以上の府県で設置できる部は8部とされており、本県では既にこれを上回る10部が設置されているため、自治省としても10部を超えない範囲内でやるべきと難色を示したものである。

なお、今回の機構改革により、本庁の課及び出先機関等の新設があったが、このための定員増は行わず、各部から1%の拠出をもって充てることとした。

95 「地方の時代」における行財政運営に関する県議会質疑 1980・3・3

『県議会昭和55年2月定例会会議録』

○六十番（松永清一君）〔前略〕まず最初に、行財政運営の基本的姿勢についてお伺いいたします。〔中略〕

第一点は、知事が好んで使われる「地方の時代」についての受けとめ方についてであります。中央、地方を問わず、「地方の時代」をまくら言葉にせずば国政、地方行政を語れないほどもてはやされている状況にあります。しかし、その実体はいまだ皆無であり、言葉だけが先行いたしている感がありますが、最も気がかりな点は、官製品の「地方の時代」の定着化の点であります。振興センターを強化し、県費政策経費の伸びが二三・七%と高いことをもって「地方の時代」にこたえたとは申せないのではありませんが、知事が五十五年度に向けて「地方の時代」を真正面から受けとめて県政運営をしまっている決意であるならば、どのように地域なり住民の声を県政に反映させてまいられる所存か、この際お伺いするものであります。

第二点は、県政運営のきめ細かさへの配慮と主体性の問題であります。県民の県政に対する要請はきわめて多様化しており、地域あるいは産業または社会的なハンディにより異質な要求が出されてまいることは当然のことであります。この点、当初予算編成に対するわが党の要望においても県政運営のきめ細かさ強調いたしましたのでありますが、その際、形式的な予算規模、国への政治的配慮等に拘泥する姿勢がうかがわれたところであります。当初予算に反映いたし得なかった諸点とともに、各界、各層からの要望等、今後の補正において十分なる配慮を加えられ、地域格差、産業格差、あるいは社会的弱者に対する是正なり考慮について柔軟なる姿勢をもって対処されることと思いますが、知事の御所見を伺います。

第三点は、事務・事業の見直しの問題であります。まさに全県庁組織を挙げてオータム・レビューと銘打って総見直し作業が展開されたところでありますが、その結果、事業数では全体の三分の一にも当たる千百三十三事業が見直され、九十七億円余の財源の捻出が図られたと承っております。逆の見方をすれば、それほどの事業が漫然と行われてきたとも申せるのでありますが、その中には、社会経済の転換期にあることに伴うものも相当含まれていると思うのであります。しかし、県の事業のいずれをとってみましても、県民にとって無関係のものはないはずです。県民のサービスに寄与してまいったこれら事業の廃止等の内容が必ずしも県民の前に明らかにされることなく、しかも県庁内部組織による内部検討だけをもってかくも多数の事業が見直され、廃止あるいは縮小されたことに全く疑念なしとはしないのであります。行政の合理化、新しい時代にマッチした県政への衣が

えの意気込みは高く評価するものでありますが、短期間に、しかもあらかじめ節減の目安を設定したところに、相当の無理があったのではなかろうか。コンピューターを導入して、きわめて科学的かつ冷厳に取り組んだ手法が強調されておりますが、この見直しに関する県民の合意をどのように得てまいる御所存か。また、今後においては、いわゆるサンセット方式を取り入れて、三年ないし五年ごとに見直しを実施してまいる考えも明らかにされております。常に時代に即応した県政の執行に意を用いてまいることは当然のことながら必要であり、理解できるのでありますが、その際、県民の合意を得べきと考えます。これらの点について、知事の見解を承ります。

○知事（山本敬三郎君）松永議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

〔中略〕「地方の時代」にふさわしい新しい地域づくりを進めてまいりますためには、中央集権的な諸制度や既得権益など、まことにむずかしい多くの壁を一つ一つ取り除いていく、しんぼう強く続けていく努力が必要と考えます。そうでなければ、御指摘のとおり、言葉だけが先行したり、官製品の「地方の時代」が定着化するおそれがあるわけでありま。真実の意味での「地方の時代」をつくり上げてまいりますために何よりも大切なことは何かと申しますと、地域住民がみずから意識改革を図り、基礎的な自治体である市町村またはコミュニティー等の場におきまして、責任を伴った自主性、自律性のある参加によって住民自治を確立していくことにある、と考えるものであります。そのため、振興センターの拡充強化とあわせまして、私自身も、四月からでも、県民と話し合うため全市町村をお訪ねしてまいりたいとも考えております。また家庭婦人などの活発な地域活動や行政への積極的参加を進めますために、新たに婦人対策室を設けまして、婦人の持つ積極的なエネルギーをくみ上げていく、その婦人のエネルギーと行政とが一体となっていくときに初めて、もろもろの施策が積極的に展開されるようになっていくはずだろうと、そういったものに努力をさせてまいりたいものと考えているわけでありま。〔中略〕

オートム・レビューについて、この際、御説明を申し上げます。

まず第一に、いつの時代であっても、従来から慣行となっておりまところの行財政の仕組みを変更いたしましたり、あるいは既得権に挑戦しようとするような見直しや改革には、きわめて大きな非常な抵抗が伴うということは周知の事実でもありますし、また、私も五十年のゼロベース予算のときにいやというほど思い知らされたところで、体験済みのことでもあります。そして、五十年の改革は、職員の意識改革を含めて相当な効果を上げてまいりました。今日における財政のゆとりをもたらしした要因となっているところでもあります。しかしながら、最近における国民及び県民世論の動きや地方制度調査会の提言等にも見られますとおり、行政機構の改革、簡素化、事務・事業の見直し、経費の削減、歳出の思い切った節減、合理化等は、五十年以来厳しい減量経営を続けてまいりました国民、県民の切実な

要望となって、新聞紙上その他に毎日あらわれているところでもあります。〔中略〕

見直し総額は千百三十三本、九十七億余と言われておりますが、実質は、その中には公営住宅関係三本、二十七億三千万の減があります。さらに、事業完了によるもの百五十九本、五十七億がございます。したがって、差し引きいたしますと、実質的には十三億弱が事業の廃止、縮小、併合、統合等によって見直されたものであります。この内訳等については担当の部課でマスコミの方々にもレクチャーをすでにいたしましたところでもございます。議会で、委員会等で十分御審議をいただきたいと思います。したがって、積極的に県民のコンセンサスを取りつけなければならないような大きな見直しは、本年は実質的にはなかったと言えると思うのであります。〔後略〕

96 振興センター1年の歩み〔抄〕 1980・4

県振興センター・県地域振興課『振興センター1年の歩み』、はしがき、113～119頁

はしがき

新しい地方行政を地域で展開するために、県下8地域に振興センターが設置されて1年が経過しました。

この間、関係職員は、地域における県政の総合化推進のために、市町村と協力しながら懸命の努力を重ねてきたところであります。

しかしながら、何分にも新しい分野の行政であり、因るべき基準も前例もなく、試行錯誤を重ねてきたことも事実であります。

ともあれ、満1年を経し、2年目に歩を進めようとしていますので、この際、1年間の事務事業の経過をふり返えり、今後の推進上の参考とするため、調整事例や振興事例を纏めてみました。〔以下略〕

1 コミュニティ対策

コミュニティは現在の世相の中で失われかけている地域での連帯感を取戻し、また、地域問題における住号自治の力を培うことを目的とした活動である。

行政は、このような住民の自主性及び主体性を損うことなく、しかも活発な活動が展開されるよう側面から援助することが必要であり、具体的には地域活動に必要な集会施設やスポーツ広場等のコミュニティ施設の整備や、リーダーの養成、あるいは情報や資料の提供、意識の啓発といった面での支援が望まれる。

このうち、ハードな施設整備に対する助成を行政側で直接分担し、リーダーの養成などソフトな部分を民間団体の参集によって54年8月に設立した県コミュニティづくり推進協議会を通じて進めてきた。

したがって、振興センターの第1の仕事も54年度からスタートしたコミュニティ施設整備に対する助成制度の普及宣伝と、管内の助成事業のとりまとめと調整であった。県の助成制度普及の産物として、コミュニティ施設整備に対して市町村助成の制度化が進んだことが成果としてあげられる。これまで助成制度を有するものは数市町村に限られていたが、54年10月末までに集会施設については38の市町村が、広場については18の市町が制度化するに至っている。

54年度のコミュニティ施設整備助成事業の取扱い件数は次のとおりである。

振興センター名	コミュニティ セ ン タ ー	地 区 集 会 所	コミュニティ広場 スポーツ広場 緑 化 広 場	ス ポー ツ 設 備 夜間照明施設 街 路 花 壇 他	合 計
伊 豆		3		5	8
熱 海		3			3
東 部		18	15	11	44
富 士	1	11	1		13
中 部		15	9	7	31
志太榛原	2	15	16	6	39
中 遠		10	8	15	33
西 部		9	2	20	31
合 計	3	84	51	64	202

また、この事業を進める中で、多分に形式にすぎないかもしれないが、各市町村ともコミュニティの窓口課が定められてきたことも成果の一つに数えられるだろう。

第2は、県コミュニティづくり推進協議会が行う事業に対する協力とその利用である。12月に行れた市町村職員研修会には各振興センターの職員も参加し、大いに議論を闘かわし、また、同協議会の専門委員（講師）の派遣事業を活用して次のような研修会や集会を開催し、或いは支援を行った。

振興センター名	期 日	事 業 の 内 容
東 部	11月18日	清水町親子三代ふれあい集会
中 遠	11月18日	袋井市コミュニティ研究集会
西 部	12月26日 2月14日	コミュニティ関連婦人意識調査
志 太 榛 原	2月22日	ふるさとづくり研修会
東 部	3月12日	行政の立場から考えるコミュニティ研究集会
〃	3月14日	家庭婦人の立場からコミュニティづくりを考える集い

第3には、54年度に指定をした沼津市愛鷹地区、御前崎町岬地区、袋井市東地区の3つのコミュニティ活動推進地区の指導援助である。この中で特筆されるのは、岬地区に対して振興センターとそのスタッフにより行われたコミュニティ関連事業の説明会で、地元住民には大いに喜ばれたものであった。

2 地震対策

本県は、53年6月に制定された「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化地域として、全県域が指定された。

このため、本県の地震対策は、基本的には国の体系的な大規模地震対策の一環として推進されることとなった。

地震対策の中でも重要な柱となるものは、地露火災対策と避難対策であり、これに対応していくためには、まず、自主防災組織づくりの推進とその育成、地震に対する正しい知識の普及が必要である。

本県では、昨年4月県下8ヶ所に振興センターを設置し、地域における総合的県行政の推進を図るとともに、地域における防災の拠点として位置づけた。

そこで、昭和54年度は、地震対策事業のうち次の事業については、振興センターを中心に推進することとした。

(1) 自主防災組織の育成事業

自主防災組織の活動に必要な倉庫、防災資機材の整備に対する助成

自主防災組織育成のための啓発及び自主防災組織のリーダーの育成

(2) 地域防災総合整備補助事業

市町村が行う地震防災事業で、現行補助制度の対象にならない事業についての助成

(3) 自主防リーダー研修会の開催

振興センターを中心に自主防災組織におけるリーダー研修会の開催

(54年10月下旬から11月中旬にかけて各振興センター別に開催(東部と富士は共催))
参加者延1,518人

[後略]

97 総合事務所化構想と合同庁舎化 1980

県議会事務局『静岡県議会の業績』9巻、1983・3・31、190～191頁

本県においては、昭和50年度以降徹底した行財政の見直しを継続しているが、とりわけ県の行政組織、出先機関のあり方については、地域の実情にあった総合行政の推進方策について検討がなされており、昭和53年度に下田に地域振興センターが設置され、翌54年

度には7振興センターが設置されて、県内は八つの振興センターのいずれかの管轄下におかれることになった。知事は昭和55年5月、静岡県行政組織改善委員会を設置して、県知事が委嘱した16人の委員に総合事務所化の検討を依頼し、又同年の6月及び9月県議会において、出先機関のあり方を検討していることを明らかにした。この姿勢に対しては県議会与野党ともにかなり批判的であり、9月県議会における各党の代表質問では、もっと慎重に対処すべきであるとの意見が大勢を占めた。

鈴木傑議員（自民）、千頭和鍊太郎議員（社会）、杉山正躬議員（公明）の代表質問及び協同議員（共産）の一般質問を総合するとおよそ次のとおりである。学説的な抽象論のみが伝えられ、具体的な構想が不明瞭のまま、箱物だけが先行しているが、この問題は慎重に対処すべき問題であり、早急に結論を求むべきでない。現在ある地域振興センターにしても理念と現実の行政の間にギャップがあって、例えば現在県内にあるそれぞれの出先機関の管轄区域には、その土地との永いかわり合いの問題や歴史とか経緯がある訳で、これと地域振興センターの管轄区域との整合性の問題への対応策がまったくできていない。また、関係者、議会、各種団体、市町村、地域住民のコンセンサスが得られていないのに計画だけが先行しているが、このことは住民サービスの向上を無視して、行政の効率化のみを考えている結果ではないのか。

知事はこれに対して次のように答えている。「総合事務所化については、検討すべき素案の段階であり、目下研究中である。基本的には静岡県は三大都市圏が過密化した場合の受け皿にならざるをえないので、この立場に立った時、県行政はたて割りの的でなく、一つの地域ごとに、計面的に総体的にこれに対処する必要があるという発想からきていることを御理解願いたい。一つの構想をまとめる前段階として委員会を設置したところであり、関係の方々の御理解と同意を得て慎重に進めていくつもりであり、時期についても、明年度実施をひとつの目標として進めてきたが、委員会での検討結果や、議会の判断等も慎重に検討してまいりたい。地域振興センターも相当な成果をあげていると考えているが、管轄区域の整合性もないまま実施していたので、出先機関の権限と責任をある程度集中強化させて、県民や市町村に対するサービスをより一層向上させるような執行体制に改める必要があるのではないか。その前提条件として、県の出先機関はできるだけ総合庁舎という形で一カ所に集約する方が良く考え、老朽、耐震、狭隘等の実態を考慮して、昭和54年9月県議会で、静岡、藤枝両庁舎の設計費の予算を議決してもらったところである。」

幾多の論議を呼んだ総合事務所化構想は、結局昭和56年度から突施することは不可能となったが、なお行政組織改善委員会は存続しており、国の行政改革のゆくえと相まって今後の成り行きが注目される。

総合庁舎化は着々と進行し、静岡総合庁舎は、昭和56年1月13日起工式を行い、昭和

57年7月竣功を目ざしている。建設地は静岡市有明町で、入居の出先機関は、中部振興センター、静岡財務事務所、中部民生事務所、中部農業事務所、中部農業改良普及所、中部病害虫防除所、静岡林業事務所、静岡土木事務所、中部教育事務所である。

又、藤枝総合庁舎は、昭和56年1月17日起工式を行い、昭和57年3月竣工を目ざしている。建設地は藤枝市瀬戸新屋で、入居の出先機関は、志太榛原振興センター、藤枝財務事務所、中部農業改良普及所藤枝支所、静岡西土木事務所の一部である。

第4節 環境保全に方向転換した都市計画制度

98 新都市計画法による静岡地区の区域指定 1970・7・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第6巻、1971・3・11、340～341頁

都市計画法により静岡、清水両市における都市計画市街化区域及び市街化調整区域が〔1970年〕7月1日、県告示第482号及び第483号をもって公示され、即日施行された。都市の健全な発展と秩序ある整備をはかり、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、都市計画の基本理念を農林漁業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保並びに土地の合理的利用を図るものとして、1昨年〔1968年〕6月、法律第100号をもって新しい都市計画法が公布され、昨年6月14日施行されたが、この法律は大正8年制定の旧都市計画法の全面的改正、特に都市計画市街化区域と市街化調整区域を区分しての画期的な土地利用の規制が行なわれるものとして注目された。近年、都市周辺部で急激に工場立地が進み、また住宅地需要の伸びも著しく、公共投資不備のまま、これらの工場及び宅地の開発が無秩序に進む、いわゆるスプロール現象が目立ち、不良市街地の形成、住宅と工場の混在による都市機能の低下、都市環境の悪化、農業用水の汚濁その他の公害、災害の発生、非効率で追隨的な公共投資をやむなくするなど、都市の健全な発達を阻害するもの〔が〕多い現状にかんがみ、適当な規制のもとに、これらの弊害の除去と健全な都市の形成のため土地の合理的利用をはかり、健全な生活環境と能率的な生活基盤を確保しようというのが新都市計画法のねらいとされ、都市計画区域のうち、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、住宅、商業、工業などの地域と都市施設などの都市計画を総合的に定め、必要に応じて、土地区画整理事業、ニュータウン事業などの市街地開発事業に関する都市計画を定め、また道路、公園、下水道等の公共施設整備のための公共投資を積極的に行ない、民間の行なう開発について、1,000平方メートル以上の開発行為は許可を要するが、農地転用については許可の要なく、届出をもつて

足るものとし、この区域には、公共的農林投資は災害復旧あるいは維持管理上必要な事業以外は原則として行なわないものとし、他面市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として、都市化を助長するような開発行為を原則的に抑制し、農業政策上の農地保全や農業公共投資を積極的に行なおうとするものである。昨年11月、この都市計画市街化区域と市街化調整区域の指定いわゆる線引きを必要とする都市が建設大臣によって指定され、本県においては、東部の沼津、三島の両市を中心とする地区（駿東郡清水、長泉の両町を含む）、岳南の富士、富士宮の両市、中部の静岡、清水の両市及び浜松、浜北の両市を中心とする地区（浜名郡可美村、舞阪町、雄踏町を含む）の4地区13市町村が指定されたが、県は、うち静岡、清水両市の地区をテストケースとして、先ず線引き作業を行なうこととし、昨年2月頃からその作業を進め、両市の意向を徴した素案を、本年1月両市で公聴会を開き、関係者の意見を聞いて検討、修正を行なって最終案をまとめ、5月8日から21日まで、県庁、静岡市役所及び清水市役所において、両市住民の縦覧に供し、同月29日、県都市計画審議会に諮問し、建設省の認可を経て今回の公示となったものであり、その概況は次のとおりである。

新都市計画法による静清地区区域指定概況

(単位 ha)

区 分	静 岡 市	清 水 市	計
都 市 計 画 区 域	15,200	6,970	22,170
市 街 化 区 域	5,880	3,530	9,410
同都市計画区域に対する割合	38.7%	50.6%	42.4%
市 街 化 調 整 区 域	9,320	3,440	12,760

前述のように、この指定はテストケースとして行なわれ、新都市計画法の企画するところの成果が期待されるとともに、建設大臣指定の他の地区においても同様線引き作業が行なわれ、本県都市の健全な発達と土地の合理的利用に寄与することが期待されている。

99 線引き特集 市街化区域と市街化調整区域が決まるとどうなるか 1976・9・6

御殿場市立図書館所蔵

広報広聴課『御殿場市広報ごてんば』御殿場市役所、1976・9・6、2～3頁

市街化区域と市街化調整区域（線引き）と用途地域の案については、回覧でご案内のとおり八月十六日から八月三十日まで二週間縦覧が行われました。これからは、県都市計画地方審議会が開催された後に、建設大臣の認可を受けて県知事が決定することになります。

開発許可制度

市街化区域と市街化調整区域が決定されると、宅地造成などの開発行為（建物又は特定工

作物を建てることを目的とした土地の切土・盛土（形質の変更）又は道路などによる敷地の区画の変更をいう）をするときは、県知事の許可を受けなければならないことになります。

開発許可のいらないもの

次の場合には、許可を受ける必要がありません。

- ①市街化区域内における一千平方メートル未満の開発行為
- ②市街化調整区域内における農家や畜舎などを建築するための開発行為
- ③駅舎、社会福祉施設、医療施設、学校、その他の公益建築物のための開発行為
- ④国、都道府県及び指定都市が行う開発行為
- ⑤都市計画事業
- ⑥土地区画整理事業
- ⑦公有水面埋立事業
- ⑧非常災害のための応急措置
- ⑨通常の実管理行為・軽易な行為など

市街化区域では

市街化区域は、計画的に市街化を図るところですから、開発区域の規模や予定される建築物の用途に応じて道路、公園、排水施設、給水施設などについて一定の基準に適合していれば許可されます。また、一千平方メートル未満の比較的小規模な開発行為は、前に述べたように許可がいらないことになっていますので、これまでと同様に、建築基準法による建築確認を受けるだけで建築ができます。

市街化調整区域では

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域ですから、別表に掲げるもの以外は、開発行為も建築行為（造成された土地に建物を建てることをいう）も認められなくなります。

市街化調整区域では、届出しないと権利があっても建物が建てられない

市街化区域と市街化調整区域が決定されたとき、市街化調整区域内に自己の居住又は業務用の建物を建築する目的で登記済の土地を所有（借地も含む）している人は、次の方法によって決定日から六ヶ月以内に届出する必要があります。

▽届出に必要なもの

- ①届出書
- ②位置図
- ③土地の公図の写し
- ④配置図
- ⑤農地転用の許可書の写し
- ⑥現況写真

⑦土地の登記簿謄本、公正証書

なお、貸事務所、貸店舗、貸倉庫、貸家など賃借を目的とするものや従業員の社宅、建売住宅などは、届出の対象になりません。

既存宅地の確認申請

市街化区域と市街化調整区域が決定されたとき、すでに宅地であつた土地は、既存宅地確認申請をすることができます。この既存宅地の証明を受けると、別表に掲げる以外のものも建築できるようになります。

(注)すでに宅地で会った土地とは、次のいずれかに該当するものです。

- ①市街化区域と市街化調整区域の決定時点で、地目が宅地であるもの
- ②地目が農地である場合は、線引き決定時に現況宅地であり、かつ市街化区域と市街化調整区域の決定時に農地転用の許可を得たものであること
- ③地目が宅地、農地以外のものである場合は、市街化区域と市街化調整区域決定時に固定資産税が宅地並課税されているもの(当該土地の周辺と同程度の課税がなされていること)

土地利用対策委員会では

土地利用対策委員会では、市街化区域と市街化調整区域が決定されますと、別表に示されたもの以外の事業を市街化調整区域内で行なおうとする計画は、審査しませんのでご注意ください。

企画調整課から

昭和四十九年十二月二十四日から五千平方メートル以上の土地を売買、または権利の設定に伴う賃貸借しようとする場合は、国土利用計画法により県知事への届出が必要になっていますが、市街化区域と市街化調整区域が決定しますと、届出が必要な面積が次のように変わりますのでご注意ください。

- 市街化区域内・・・二千平方メートル以上の土地
- 市街化調整区域内・・・五千平方メートル以上の土地
- 都市計画区域外・・・一万平方メートル以上の土地

農地転用の手続きは

市街化区域と市街化調整区域が決定しますと農地転用の手続きは次のようになります。

▽市街化区域内・・・従来の知事の許可制が届出制になります。(転用行為に着手しようとする日の五十日前までに農業委員会へ提出)

▽市街化調整区域内・・・従来のとおり許可制です。(開発可能なものに限る)

× × ×

線引きについてのお問い合わせは建設部都市計画建築課へ。

「別表」市街化調整区域で行うことができるもの

開 発 行 為	A 許 可 不 要 な も の	①農林漁業用建物又はこれに従事する者の住宅 ②駅舎、公民館、小中学校など公益上必要なもの ③国や公共団体などが行うもの ④土地区画整理事業又は都市計画事業として行うもの ⑤10平方メートル以内の増改築又は車庫、物置などの建築など軽易なもの
	B 許 可 を 要 す る も の	①日常生活の物品の販売、加工のための店舗、事業場 ②鉱物資源、観光資源の利用上必要な建物 ③温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域に建築することが困難な建物 ④農林漁業用の貯蔵、加工、処理に必要な建物 ⑤国や県が助成する中小企業の共同化、集団化に寄与する建物 ⑥市街化調整区域内の既存工場と密接な関連をもつ下請工場などの建物 ⑦危険物の貯蔵、処理の建物で市街化区域内に建てるのが不適当なもの ⑧区域指定の際、自己の住宅又は業務用建物を建てるため所有していた土地を6カ月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に行うもの ⑨20ヘクタール以上の開発行為で計画的市街化を図る上で支障ないと開発審査会が認めたもの ⑩市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で建築することが困難又は著しく不適当と開発審査会が認めたもの
建 築 行 為	C の も の 許 可 不 要	①A欄に掲げる建物
	D 許 可 を 要 す る も の	①B欄の1～7に掲げる建物 ②区域指定の際、自己の住宅又は業務用建物を建てるため所有していた土地を、6カ月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に建てる建物 ③市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で建築することが困難又は著しく不適当と開発審査会が認めた建物

市街化調整区域で建物を建てるまでの流れ	
建築行為 （造成された土地に） 建物を建てる場合 施工令第36条1項2号口の届出 ↓（決定の日から6ヶ月） 建 築 許 可 ↓（法第43条） 建 築 確 認 ↓ 建 築 着 手 （決定の日から5年以内）	開発行為の場合 法34条9号の届出 ↓ 開 発 許 可 （法第29条） 開 発 着 手 ↓（決定の日から5） 年以内に完了 完 了 公 告 ↓ 建 築 確 認 ↓ 建 築 着 手

100 〔静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱〕 1974・12・24

「静岡県公報」号外、1974・12・24

告 示

静岡県告示 1209 号

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱を次のように定める。

昭和 49 年 12 月 24 日

静岡県知事 山本敬三郎

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境の確保に努め、もつて県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、教育施設、体育施設、遊戯施設若しくは保養施設等の建設又は土石の採取の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施工者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 10 項に規定する施設をいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱は、次の各号の一に該当する土地利用事業については、適用しない。

- (1) 施行区域の面積が2ヘクタール（土石の採取にあつては、1ヘクタール）に満たない土地利用事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- (3) 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域若しくは市街化調整区域または同法第8条第1項の規定による用途地域内において、同法第4条第8項に規定する開発行為として行う土地利用事業。ただし、市街化調整区域内において行う土地利用事業

であつて、施行区域の面積が10ヘクタール以上となるものについては、この限りではない。

(4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業

(5) 農業、林業若しくは漁業の振興を図るため、法令の規定に基づいて行う土地利用事業又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う農業、林業若しくは漁業に係わる土地利用事業

(6) その他知事が公益上必要と認める土地利用事業
(事業者の責務)

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たつて、安全で良好な生活環境が適切に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する土地利用に関する施策に協力しなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表第1〔略〕に定める基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第6条 2ヘクタール(土石の採取にあつては、1ヘクタール)以上の一団の土地について、土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ知事の承認を受けなければならない

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第1号〔略〕による申請書を知事に提出しなければならない。

(工事完成保証人)

第7条 事業者は、前条第1項の承認の申請をするに当たつて、当該事業者の施行をしようとする土地利用事業に関する工事の完了を保証する者（以下「工事完成保証人」という。）を立てなければならない。

2 工事完成保証人は、第16条及び第18条に規定する協定の履行についても、その責めを負うものとする。

(知事の承認)

第8条 知事は、第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が別表第1に定める基準に適合しないと認めるときは、同項の承認をしないものとする。

2 知事は、第6条第1項の承認をする場合には、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くものとする。

(承認の効力)

第9条 第6条第1項の承認は、事業者がその承認に係る土地利用事業に関する工事に着手しないまま2年を経過したときは、その効力を失う。

2 前項の期間の計算方法は、承認のあった日の翌日から起算し、起算日に相当する日の属する月の末日をもって満了する。

3 法令の規定に基づく許可、認可等の手続きを要した期間又は事業者の責めに帰すことのできない特別の事業がある場合にあつて、知事の認める期間については、第1項の期間に当該期間を加算する。

(事前協議)

第10条 10ヘクタール（土石の採取にあつては、1ヘクタール以上）の一団の土地又は2ヘクタール以上の農地を含む一団の土地について、当該土地に係る所有権、地上権又は賃借権その他の使用及び収益に関する権利を有しない事業者が土地利用事業を施行しようとするときは、これらの権利の取得（対価を払つてこれらの権利を取得する場合に限る。）に関する契約（予約を含む。）を締結する前に、当該土地利用事業に関する計画について、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の協議は、国土利用計画法第14条第1項の許可の申請又は同法第3条第1項の規定による届出及び第6条第1項の承認の申請に先立って行うものとする。

3 第1項の協議の申し出をしようとする事業者は、様式第2号〔略〕による申出書を知事に提出しなければならない

4 事業者は、第1項の協議の同意のあつた日から2年以内に、第6条第1項の承認申請をすることができないときは、その理由を知事に報告しなければならない。

5 前項の報告は、様式第3号〔略〕による報告書によつて行うものとする。

6 第8条の規定は、知事が第1項の規定による同意をする場合について準用する。

(事前調査)

第11条 事業者は、前条第1項の協議の目的が別荘、ゴルフ場、研修所または遊戯施設等に関する土地利用事業であつて、次の各号の一に該当する場合には、別表第2〔略〕に定める事項について、調査しなければならない。

(1) 施行区域の面積が50ヘクタール以上のもの

(2) 施行区域の全部又は一部が、別表第3〔略〕に掲げる市町村の区域に含まれるもの
(地位の承継)

第12条 事業者が第6条第1項の承認を受けた施行区域内に所在する土地に関する所有権その他事業者となる権利を譲渡しようとするときは、様式第4号〔略〕による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の承認を受けた事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継し、承継した場合は、様式第5号〔略〕による届出書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認)

第13条 事業者は、次に掲げる事項を変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、様式第6号〔略〕による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 施行区域の位置及び面積
- (3) 工事の設計内容

2 前項の軽微な変更とは、次の各号の一に該当する変更をいう。

- (1) 施設の変更を伴わない施行区域の縮小であつて、その面積の10パーセント以内のもの
- (2) 防災施設(調整池、沈砂池、砂防えん堤等をいう。)の位置又は構造の変更を伴わない施設の変更であつて、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 道路及び水路については、起点または終点の変更を伴わない道路又は水路の中心線の変更であつて、その道路又は水路の幅員の2倍の範囲内のもの
 - イ 公園緑地については、アの変更に伴う変更であつて、その面積の縮小を伴わないもの
 - ウ その他防災上又は生活環境の保全上支障がないと知事が認めるもの
- (3) 移動土量の変更であつて、その量の10パーセント以内のもの

(届出)

第14条 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名を変更したとき。

様式第7号〔略〕

- (2) 工事施工者を変更したとき

様式第8号〔略〕

- (3) 防災工事に着手し及びその工事が完了したとき。

様式第9号〔略〕

- (4) 防災工事以外の工事に着手し及びその工事が完了したとき並びに工事を1月以上中止及びその工事を再開したとき。

様式第10号〔略〕

- (5) 工事を廃止しようとするとき。

様式第11号〔略〕

- (6) 第13条第2項の軽微な変更をしようとするとき。

様式第12号〔略〕

(関連公共施設の整備)

第15条 土地利用事業の施行に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として当該施設の所在する区域を管轄

する市町村に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、当該市町村長と事業者との協議により定めるものとする。

(災害補償等の措置)

第16条 知事は、事業者の行つた土地利用事業に起因して発生する災害に対処するため、当該土地利用事業に係る施行区域を管轄する市町村長に対し、事業者との間に災害補償等に関する協定を締結するよう要請することができるものとする。

(会員等の募集)

第17条 土地利用事業の施行によって設置される施設を他の一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を有することとなる者の募集（以下「会員等の募集」という。）は、第7条第1項の承認を受けた後でなければしてはならない。

2 事業者は、会員等の募集をしようとするときは、あらかじめ様式第13号〔略〕による届出書を知事に提出しなければならない。

(工事の施工方法等に関する協定)

第18条 知事は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、工事の施工方法、防災工事の施工を確保するための措置、工事完了後の施設の管理等について、事業者との間に協定を締結するものとする。

2 知事は、前項に規定する事項について、必要があると認めるときは、当該土地利用事業に関する施行区域を管轄する市町村長に対し、事業者との間に協定を締結するよう要請するものとする。

(調査)

第19条 知事又はその命じた者は、事業者又は工事施工者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、当該施行区域内にある土地その他の物件又は当該施行区域内において行われている工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

(報告、勧告等)

第20条 知事は、事業者又は工事施工者に対し、その施工する土地利用事業に関し、この要綱の施工のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 知事は前項の規定による勧告又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告又は助言を受けた者に対し、その勧告又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

3 前項の報告は、様式第14号〔略〕による報告書によつて行うものとする。

(公表)

第21条 知事は、事業者が第7条第1項の承認を受けずに土地利用事業を施行したとき

又は前条第1項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容を公表することができる。

附 則

- 1 この告示は、昭和49年12月24日から施行する。
- 2 この告示の施行前に静岡県土地利用対策委員会設置規程（昭和47年4月20日制定）第1条に規定する静岡県土地利用対策委員会に対してした承認の申請（静岡県土地利用対策委員会運営要領（昭和47年4月20日制定）第3条の承認の申請（以下「事前申請」という。）を含む。）に係る土地利用事業で、この告示の施行の際 現にこれに対する承認がされていないものの処理については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、事前申請の承認のあつた日から2年以内に前項の承認の申請（事前申請を除く。）をすることができないときは、その理由を知事に報告しなければならない。

101 「静岡市における国鉄東海道本線高架化事業計画（案）の概要」 1975

『静岡都市高速鉄道 高架化事業の概要（東海道本線）』

1 全面鉄道高架にあたって

静岡県民にとって待望久しかった国鉄東海道本線の全面高架化が実現し、いよいよ本年度から、高架事業が県の手によって進められることになりました。

静岡市の場合、すでに部分高架（安倍川一宝台橋）の完成をみ、その成果により南北交通に大きな転期をもたらしたことはいうまでもありませんが、八幡踏切をはじめとする国鉄各踏切の混雑は、日増しに激しくなっており、国鉄を全面的に高架化する以外に南北交通問題を抜本的に解決する方法はない現況であります。

円滑な道路交通が約束される近代都市、県都としてふさわしい静岡市にするための第1歩としてこの事業が行われるのであります。

しかしながら、この事業を進める上には、駅周辺地域にわたり、道路、広場の整備などの関連事業も行なわれ、いろいろと生ずる問題も多いと思われますので、関係方面のご理解、ご支援と市民の総力を結集して推進しなければならない大事業であります。

何とぞ、静岡市民30年来の悲願ともいえるべき本事業が早期に完成できますよう、あらためて関係の皆様方のご理解、ご支援を願うものであります。

2 鉄道高架化の方法と手順

市街地内にあって道路と鉄道が同じ平面上にあることによって生ずる弊害は日増しに増大しております。これを解消するためには、従来跨線橋または地下道といった立体交差の方式で路線毎に実施してきましたが、昭和44年9月より3箇所以上の交差を同時に

行う、いわゆる“連続立体化方式”の発想に基づく新方式が、確立されたことにより、高架化事業は今や全国的な問題として急速に進展をみるに至りました。

この新方式とは鉄道高架化事業で都市計画事業として県が行ない、実際の工事の施行区分や費用分担については建設省と運輸省（国鉄）との協定に基づいて行なうこととなっております。

なお、事業実施については、おおよそ次のような手順で行われます。

◆準備段階としての手続手順

- 計画案の作成（調査、測量、設計）
- 都市計画決定（計画案の縦覧、県都市計画審議会付議、建設大臣認可、県知事決定）47, 1.28
- 都市計画事業認可（建設大臣認可）47, 3.11
- 県と国鉄との事業についての協定締結 47,10.27

◆事業実施の手順

- 用地の確保（貨物設備等の移転、専用線の撤廃、その他支障物件の移転）
- 線路の切り替え（現線路の仮敷設）
- 新線の建設（高架橋、取付部、駅舎）
- 線路の切り替え（開通）
- 旧線の撤去（整理）

◆その後の予定

- 駅前広場の整備
- 高架下利用のための施設整備
- 駅周辺地区の道路整備など

3 鉄道高架化による利点

- 南北市街地の均衡ある発展。
- 南北交通の円滑化。
- 踏切事故の解消。
- 高架橋の沿線および高架橋下の利用増進。
- その他、都市活動、機能の一体化、高率化

4 高架化事業の概要

計 画 決 定 区 間	東静岡駅～用宗駅 延 長 約 8,140m 地表式約 4,320m 高上式約 3,820m
高 架 化 事 業 認 可 区 間 及 び 概 算 事 業 費	施行延長 約 3,120m 起点 東海道本線と新幹線交差箇所 終点 既設高架青木2丁目架道橋 概算事業費 約 95 億円
構 造 の 区 分	高架橋 約 2,580m (東町高松線～終点) 盛 土 約 540m (起点～東町高松線)
交 差 道 路	都市計画道路 7 路線 一 般 市 道 9 路線 計 16 路線
関 連 事 業	駅前広場の整備 北口広場約 10,800 m ² (現況 4,500 m ²) 南口広場約 5,500 m ² (現況 1,500 m ²) 駅周辺の道路整備 駅ビルの整備

5 高架化事業により立体交差となる道路

鉄道高架化事業により次のような道路が拡巾又は新設され立体交差となるよう計画されています。

1 鉄道と立体交差する都市計画道路

都市計画道路名	位 置	交差部巾員	桁下高	適 要
2.1.12 東 町 高 松 線	豊 原 町	21. 81 ^m	4. 70 ^m	市道
2.1.11 日 出 町 高 松 線	黒 金 町	36. 0	4. 70	主要地方道
1 (小) 2 静 岡 駅 豊 原 町 線	黒 金 町	8. 0	4. 70	市道
1 (小) 1 黒 金 町 石 田 線	黒 金 町	23. 0	4. 70	〃
2.1.14 宝 台 院 下 島 線	黒 金 町	20. 0	4. 70	〃
2.1.15 大 浜 街 道 線	馬淵1丁目	25. 0	4. 70	〃
2.2.8 橋 中 線	新川1丁目	16. 0	4. 70	〃

2 鉄道と立体交差するその他の道路

中央地下道、宝台橋が平面となり、鉄道と立体交差となるのをはじめ、御幸町柚木

旧東海道線（横田踏切）、東町有東線（小黒踏切）など市道9路線の交差が立体化されます。

6 駅前広場附近の現況と将来構想〔略〕

102 「浜松市における都市高速鉄道高架化事業計画の概要」 1975

静岡県都市住宅部・浜松市

『西遠広域（浜松）都市計画都市高速鉄道（東海道本線）』

1. 高架化にあたって

静岡県民にとって待望久しかった、国鉄東海道本線の高架化が実現し、昭和46年度から、高架事業が県の手によって進められております。

国道150号線掛塚街道をはじめとする、国鉄各踏切の混雑は日増しに激しくなっており、国鉄を全面的に高架化する以外に南北問題を抜本的に解消する方法はない現況であります。

円滑な道路交通が約束される近代都市、西遠広域都市圏の中心都市にふさわしい浜松市にするための第1歩としてこの事業が行われるのであります。

しかしながら、この事業を進めるうえには駅周辺地区の土地区画整理事業をはじめとして道路の整備、駅前広場の整備などの関連事業も行われいろいろ生ずる問題も多いと思われますので、関係方面のご理解、ご支援と市民の総力を結集して推進しなければならない大事業であります。

何とぞ、浜松市民40年来の悲願ともいえるべき本事業が早期に完成できますようあらためて関係の皆様方のご理解、ご支援を願うものであります。

2. 鉄道高架の方法と手順

市街地内にあって道路と鉄道が同じ平面上にあることによって生ずる弊害は日増しに、増大しております。

これを解消するためには、従来跨線橋または地下道といった立体交差の方式で路線毎に実施してきましたが、昭和44年9月より3箇所以上の交差を同時に行う、いわゆる“連続立体化方式”の発想に基づく新方式が、確立されたことにより、高架化事業は今や全国的な問題として急速に進展をみるに至りました。

この新方式とは、鉄道高架化事業で都市計画事業として県が行い、実際の工事の施行区分や費用分担については建設省と運輸省(国鉄)との協定に基づいて行うこととなっております。

なお、事業実施については、おおよそ次のような手順で行われます。

◇準備段階としての手続手順

○計画案の作成（調査、測量、設計）

○都市計画決定（計画案の縦覧、県都市計画審議会付議、建設大臣認可）

昭和47年2月8日決定

○県と国鉄との事業についての協定締結 昭和48年12月1日締結

○都市計画事業認可（建設大臣認可） 昭和47年3月31日認可

◇事業実施の手順

○用地の確保（貨物設備等の移転、専用線の撤廃、その他支障物件の移転）

○線路の切り替え（現在線仮敷設）

○新線の建設（高架橋、取付部、駅舎）

○線路の切り替え（開通）

○旧線の撤去（整理）

◇その後の予定

○駅前広場の整理

○高架下利用のための施設整備

○駅周辺地区の道路整備など

3. 鉄道高架化による効果

○南北市街地の均衡ある発展。

○南北交通の円滑化。

○踏切事故の解消。

○高架橋の沿線および高架橋下の利用増進。

○都市活動、機能の一体化、高率化。

4. 高架化事業の概要

計 画 決 定 区 間	天竜川駅～西浜松駅 延 長 約 6,510m 地表式 約 2,690m 嵩上式 約 3,820m
高 架 化 事 業 区 間 及 び 概 算 事 業 費	施行延長 約 5,330m 起点 浜松市子安町附近 終点 可美村東若林附近（西浜松駅） 概算事業費 約 160 億円（昭和48年協定時事業費）
事業施行予定期間	昭和47年3月31日から 昭和55年3月31日まで
構 造 の 区 分	高 架 橋（小池三島線附近～森田伊場線） 盛 土（起点～小池三島線附近、森田伊場線～終点）
交 差 道 路	都 市 計 画 道 路 9 路線 国 道（150号） 1 路線 一 般 市 道 21 路線 } 計 31 路線
関 連 事 業	●駅周辺区画整理事業（約23ヘクタール） ●駅 前 広 場 の 整 備 [北口広場 約 14,800 m ² ●駅 ビ ル の 整 備 南口広場 約 6,000 m ² （昭和38年度区画整理事業にて完了）]

5. 高架化事業により立体交差となる道路計画

高架化事業により次のような道路が拡巾、又は新設され立体交差となるよう計画されています。

1. 鉄道と立体交差する都市計画道路

都市計画道路名	位 置	交差部 巾 員	桁下高	摘 要
3.4.21 中 郡 福 塚 線	植 松 町	「メートル」 30	「メートル」 4.70	市 道
3.3.9 小 池 三 島 線	向 宿 町	20	4.70	巾員32mに変更予定 市 道
3.4.31 早 出 寺 脇 線	北寺島町	16	4.70	〃
3.4.13 曳馬中田島線	砂 山 町	34	4.70	〃
3.4.33 元 浜 米 津 線	海老塚町	16	4.70	〃
3.4.25 飯 田 鴨 江 線	〃	20	4.70	〃
3.3.4 竜禅寺雄踏線	〃	25	4.70	〃
3.3.7 浜 北 米 津 線	菅 原 町	25	4.70	国道257号線
森 田 伊 場 線	森 田 町	32	4.70	計画決定予定 市 道

2. 鉄道と立体交差するその他の道路

国道150線のほか市道21路線（うち7路線が新設）の交差が高架事業により立体化されます。

6. 駅前広場附近の現況と将来構想〔略〕

103 「静清バイパス 住民側、訴訟取り下げへ」 1987・12・27

『静岡新聞』1987・12・27、朝刊、16面

住民側、訴訟取り下げへ 市側との話し合いを評価

静岡―清水間を結ぶ静清バイパス道路の建設に反対する周辺住民約六百人が、県知事を相手取り、計画道路の拡幅などを内容とした都市計画変更処分を取り消しを静岡地裁に求めていた訴訟で、住民側は二十六日までに、来年初めにも訴えを取り下げることを決めた。

静清バイパスは、清水市興津東町と静岡市丸子を結ぶ総延長二十四・二キロ。四十六年に県が都市計画を決定、建設省が工事に着手した。五十七年三月に道路拡幅などの都市計画変更を県が決定。これに対し同年六月、住民側は変更は違法であるとして提訴した。

訴えでは、計画変更後の道路から発生する自動車騒音で付近一帯の住民の平穏な生活環境が破壊され、車の排ガスによって住民の健康が害される。都市計画案の作成に当たって、公聴

会を開くなど地域住民の意見を聴取しなかったのは手続き的に違法だ—と主張していた。

第七回口頭弁論後の五十九年三月、住民側代表と静岡市との間で、騒音や排ガスなどへの対策を講じ、環境破壊を起こさないよう行政側が努力する、とする協定が締結。その後口頭弁論は開かれず、法廷外での協議が市と住民の間で続けられていた。同バイパスは現在までに未供用部分の買収がかなり進み、十・七^{キロ}が既に道路として使用されている。

原告側の大蔵敏彦主任弁護人は「住民と行政側との話し合いが進み、訴訟を維持していく必要性がなくなったと判断した」と、取り下げの理由を話している。

第5節 高齢化社会の社会保障

104 【保険医療登録抹消請求書】 1971・5・4

静岡県立中央図書館所蔵

社団法人静岡県医師会『静岡県医師会 20 年史』、1975・12・15、295～297 頁

(a) 保険医登録抹消請求について（5月4日）

県医師会長は、5月4日、郡市医師会長に宛て、保険医登録抹消請求の記載方法と提出期限を指示した。

首題につきましては、4月30日郡市医師会長協議会において説明申し上げました通りであります、更に念のため下記にご留意頂きたいお願いいたします。

記

1. 保険医登録抹消請求書について

(1) 登録の記号及び番号（医療機関の指定番号ではない。静医〇〇〇〇となっている）

は各人記憶がなく、不明の場合は郡市医師会で調査の上記入して下さい。

(2) 保険医登録抹消請求書には一切日付は記入しないで下さい。

2. 委任状について

(1) 収入印紙をはる必要はありません。

必要になる場合は、県医師会で整備いたします。

(2) 上欄に2ヶ所捨て印を忘れないようにして下さい。

3. 復委任状（1通）は、郡市医師会長のみ発行する。記入方法は上記2によって下さい。

4. 書類一切県医師会への提出日 昭和46年5月15日までとする。

(b) 保険医登録抹消請求書等記載例

保 険 医 登 録 抹 消 請 求 書

登録の記号及び番号	○ 医 1 3 2
保 険 医 氏 名	大 山 一 郎

健康保険法第43条ノ11第2項及び第3項の規定にもとずき

昭和46年 月 日をもって保険医の登録を抹消するこ
とを請求します。

(登録抹消請求の理由)

- 健康保険法の抜本改正近代化が著しく遅延していること。
- 診療報酬が政府管掌健康保険の財政を基準にして決定されることの不合理。
- 経済成長による物価人件費の上昇を無視して医療機関に著しい損害を与えたこと。
- 診療報酬は医療の特性に対応して体系化されるものであるが、中医協メモは全く医療の本質無視である。
- 今回の健康保険法改正法案は反社会保障的であり、福祉国家を志向する政府の施策としては了解できない。

昭和46年 月 日

住 所 ○○県△△市春日町35
氏 名 大 山 一 郎

○○県知事 小 川 吾 一 殿

(注意) 日付は記入しないこと。

委 任 状

収 入 印 紙

右の者を私の代理人と定め左記事項を委任いたします。

一、健康保険法第四十三条ノ十一第二項及び第三項の規定にもとずき保険医の登録抹消を請求するにあたりとられるべき手続きに関する件

一、右事項に関する復代理人選任の件

昭和 年 月 日

住 所 ○○県△△市春日町三五
医 師 会 長 △△市医師会
青 山 茂

委 任 者 大 山 一 郎

105 〔保険医辞退及び当面の暫定措置〕 1971・6・1

静岡県立中央図書館所蔵

社団法人静岡県医師会『静岡県医師会 20 年史』、1975・12・15、298～299 頁

県医師会長は6月1日会員にあてて「保険医辞退及び当面の暫定措置」を通知した。

保険医辞退及び当面の暫定措置について

1. 貴殿からご提出、委任されました「保険医登録抹消届」は、5月31日保険課を経て、竹山知事に提出いたしましたので、ここに報告いたします。

これにより7月1日より「保険医」としての身分は消滅し、完全に健康保険法に基づくすべての拘束から離脱することになりますので、かねてより医師会主張の自由経済社会における原則にもとづき設定せられた「診療料金の例」を基準とせられ、自由診療を行われるよう通知いたします。(この料金の例は後送します。) この自由診療の方法は、

- ◎ 組合健保所属の患者に対しては、前記の日医の「診療料金の例」を基準として、新しい医療料金により自由診療を行う。

◎ 政管、日雇、船員、共済（国鉄を含む）の患者に対しては、現行健保点数表（乙表）を基準として、患者の経済状態を考慮しながら自由診療を行う。したがって患者中にはこの政管或は共済の所属者といえども明らかに高所得者であると認められる場合には、医師自ら決定し、現行点数表による場合よりも上廻る総額となることも当然である。

なお国保は辞退をしないので、従来通り国保診療担当医として保険診療を行い、患者よりの窓口負担金徴収額等も従前通りであるので、念のため申し添えます。

2. この保険医辞退に対し、厚生省は「国民に迷惑を及ぼさぬよう」との理由により、知事、衛生部長、民生部長或は保険課、社会保険事務所等の出先機関を通じ各医師に対し「辞退を撤回するよう」直接個別に各種方法をもって申し入れして来ることが明らかとなっておりますが、これは行政官庁として国民向けの常用文であり、常用方法でありますので、すでに保険医を辞退したわれわれとしては全く意に介することではありません。これをあやまって、表面文面にとらわれ、動揺することのないよう、初期の目的にまい進されんことを要請いたします。

保険医としての身分上の問題に関しては、県医師会長が一括、全責任を負い処理いたしますので、ご承知おき下さい。

万一辞退届を撤回するが如きことあらば、5月30日新聞報道に見らるるが如く、保険官僚は今後保険医を辞退することが永久にできないよう規定することを準備中との情報でありますので、悔を子孫百年に残さざるよう団結の上、行動にご協力下さいますようお願いいたします。

3. 経済面について、税特別措置28%は、辞退分については当然自然消滅することになりますが、「日医の例」を基準として、自己の自由決定により自由診療を行うことになりすまので、利己的ダンピング的低料金としない限り、28%が適用されなくとも減収とならないように、医療経済研究班においてマクロで研究済みでありますので、これをご利用、更に各自ご研究下さい。

（以下略）

106 【ポスター・チラシの配布】 1971

静岡県立中央図書館所蔵

社団法人静岡県医師会『静岡県医師会20年史』、1975・12・15、299～300頁

- ① 日医により配布されたもの
 - 窓口用（7月1日より保険医を辞退します）
 - 診察室、医師用（健康保険制度の近代化とは…）
 - 壁用
 - 保険医辞退をつづけます
 - 組合健保の皆様へ
- ② 県医により配布されたもの
 - チラシ 青刷「患者の皆さんへ」
 - チラシ 黒刷「保険医辞退について」
 - 待合室用ポスター
 - 「当院は保険診療は取扱いません」
 - 国民健康保険は従来通り

< チラシの一部> - その1 -

保険医辞退について

私共今回の行動は、自由国家としての新憲法の下、帝国主義的戦前の健保法の抜本改正に取り組むことを目的としたものであります。今や日本の経済成長のひずみは、公害という形において国民の健康の脅威と自然破壊とによって日本全土をおおってしまいました。

健保法の中で最も大きいこのひずみを申し上げれば、組合管掌健保は独占資本、大企業を主体とし、1年に500億円の黒字を計上し、その組合員に対しては還付金品を与え、なおその上に国家予算にも匹敵する4兆円もの資産を持つと言われております。

一方政府管掌健保は、弱体所得層を対象とし、年間400億円の赤字さえも来年から補助しないと政府は言明し、その制度の矛盾を解決しようとしません。このままで参りますと政府管掌健保は、来年自然崩壊をいたしてしまいます。

この制度の矛盾は、昭和36年にも私共医師会は国民の代弁者として、政府に強い要請をし、政府は文書による公約をしておきながら、10年後の今日においても全くその誠意が認められません。

私共は同じ日本国民でありながら、貧乏人は死ねという、この非社会保障的政府の態度を医師の責任として、もはや放置するわけには参らないのであります。

患者の皆さんには、しばらくの間ご不便をおかけしますが、政府に反省と解決の用意ができるまで少しくご協力を戴き、日本国民を真に一億一体とした社会保障の方策を実行にうつすために、自から最大の犠牲を覚悟しつつ、重大なこの保険医辞退を決意した次第であります。

福祉国家を目指す日本の医療向上のために患者の皆様方には大変ご迷惑をかけますが、ご理解と協力をお願いする所以であります。

昭和46年6月

静岡県医師会

＜チラシの一部＞ - その2 -

患者の皆さんへ

現在の健康保険制度には、いろいろの種類の健康保険が、それぞれの立場で設立されて雑居しております。

政管健保のように静岡県は黒字であります、大多数は赤字で、これを中央に集計しますと大きな赤字となるものもあれば、大企業の組合健保のように膨大な黒字を保有しているものもあります。

昭和44年度の決算をみますと（社会保険庁調査）政管健保は、その収入の90%を医療給付に使用して赤字93億円、組合健保はその収入の65%しか医療給付に使用せず、その他支出35%を使って、なお黒字423億円となっています。

医療費は赤字の政管健保を基準として算定するため、無理に押さえつけられ、時々刻々変ってゆく医学医術の進歩に応じた十分な診療もサービスもできなくなってきました。

医師会は昭和36年から各種保険の統合の上に明朗な診療を訴えてきましたが、言い分はとうとう10年間全く放置されたままでした。

私共は皆様と共に明るい健康社会を作るためには、もうこれ以上今のままの非社会保障的保険には甘んじているわけにはいなくなりました。

将来のより良い社会建設のため、皆様には大変ご迷惑をかけますがご協力をお願いする次第でございます。

昭和46年6月

静岡県医師会

107 〔県民福祉向上計画〕 1972・3

『第8次静岡県総合開発計画』、1972・3、195～199頁

Ⅲ 県民福祉向上計画

〔1〕総説

1 経済成長に対応した高福祉社会の建設

福祉の前提条件は、県民のひとりびとりが社会的に均衡のとれた、健康でかつ文化的な生活、すなわち心豊かな生活を享受することにある。

戦後20有余年、わが国の経済は、めざましい発展を遂げたが、このことは、われわれ県民の生活を質・量ともに向上させた。

都市化、情報化、余暇の増大、消費生活の多様化など、一連の社会変動要因は、必然的

に人間の価値観や生活態様を大幅に変容させている。

そればかりでなく、各種公害、交通事故、職場環境の変化、消費者物価の恒常的な上昇、医療需要の増大など、多くの問題が発生している。

また、いわゆる過疎地域の住民や、老人、心身障害者など、とかく繁栄にとり残されがちな人々たちに対する問題も増大しており、これら経済発展の成果を十分に享受できない人々たちに対しては、いっそうの配慮が払われなければならない。

福祉の問題は、単に国や県など公共団体ばかりでなく、基本的にはより高次の福祉社会建設への県民ひとりびとりの自発的な意欲と行動に期待するところが多い。この考え方のうえに立って、今後、予想される社会経済の激しい変動が社会的側面に及ぼす、さまざまな悪影響を未然に防止し、成長と福祉の不均衡を克服するとともに、総合的施策の推進と、さらに長期的ビジョンに立脚して、多様化し、高度化する県民の欲求に対処した、いっそうきめ細かな積極的福祉の推進をはからなければならない。

2 福祉の向上と保健、医療などの充実

2-1 児童の健全育成

(1) 心身ともに健全な児童の育成

児童の健全な育成のためには、物心ともに良好な環境の確立が必要である。

そのため、教育の振興により保護者や地域住民の自覚と社会連帯意識の高揚に期待すると同時に、母子保健、学校保健の充実を推進するほか、家庭児童の相談指導体制の確立、児童手当制度の普及充実をはかる。

さらに、児童の健康増進、情操の陶冶をはかるとともに、非行化や不慮の事故などを防ぐために、子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団などの育成指導をすすめる。また児童館、児童遊園、交通安全施設、有害な図書・興行の指定など、児童をとりまく社会環境の整備と浄化を積極的に推進する。

(2) 要保護児童に対する援護対策の充実

保護を必要とする児童に対しては、その多様な需要に対応した援護対策が充実されなければならない。

母親の就労、疾病、出産などの理由による保育需要の増大傾向に対処して、保育所とくに乳児保育施設の整備を促進する。

心身障害児に対しては、相談体制の確立、扶養共済制度の充実および一日保育制度、母子レクリエーションの普及などをはかり、収容保護を必要とする障害児に対しては、障害の態様、地域の需要に即した施設整備をはかるとともに、施設従事者の質的向上と待遇改善を促進する。

そのほか、教護院、養護施設の近代化をすすめる。

2-2 老人福祉の充実

(1) 高齢人口の急増に対処した施策の推進

わが国の高齢人口は、世界に類のない速さで急増し、老人問題は、もはや個人的に処理できるものでなく、社会全体の問題として長期的、総合的な視野に立って施策の有機的な連関をはかる必要に迫られている。社会経済の発展は、これら老人に対して多くの問題を投げかけている。当面の対策として、豊かな老後生活を目途に、老人を孤独感から解放し、老人の社会的に役立っているという意識、つまり社会的有用感、生きがい、および生活の安定を確保するため、家族間の暖かい心の交流の回復、敬老精神、扶養意識の発揚につとめる必要がある。このため、老人クラブや老人社会奉仕団の育成をすすめるとともに、老人医療の無料化の実現をはかる。また、老人の欲求に対応した住宅や老人福祉センター、憩の家などの施設整備を推進する。

(2) 要保護老人対策の促進

現在、5,000人と推定される寝たきり老人に対して、老人家庭奉仕員の充足、特殊寝台の貸与拡大、健康診査の普及向上をはかると同時に、機能回復訓練体制の整備を推進する。とくに、ひとり暮らし老人には、地区の民生委員の協力のもとに、老人介護人を新たに設置し、日常生活の世話を行なうこととした。また、孤独感の解消と不測の事故を防止するため、近隣の協力を得て、インターホーン、ベルなどを設置する。さらに収容保護を必要とする老人のため、特別養護老人ホームなどを整備し、老人世話ホーム設置の検討をすすめる。

2-3 心身障害者福祉の推進

心身にハンディキャップをもった障害者に対する援護は、とくに、社会の深い理解と協力を基本とし、社会復帰のための施策を推進する。

(1) 精神薄弱者福祉

職場などにおける定着性のきわめて低い精神薄弱者の雇用については、理解のある企業の開拓、職親委託制度の活用を促進するほか、各種相談指導体制の確立と保護者死亡後の生活安定のための扶養共済制度の普及充実を推進する。

福祉施設については、精神薄弱者訓練センター、通園授産施設、通勤寮の整備とともに、対象者の高齢化に対処した施設設置について検討をすすめる。

(2) 身体障害者福祉

身体障害者が、積極的に社会参加し、生きがいのある生活を確保するため、雇用を促進し、スポーツ大会、各種研修会、レクリエーションなどの活動の普及徹底をはかると同時に、訓練用特殊自動車の増設、手話および点字奉仕者の育成を推進する。

在家庭の障害者に対しては、家庭奉仕員の充足と介護人の設置、とくに重度障害者

には、医師の訪問診査、日常生活用具の給付を拡大する。今後、収容保護対象者の障害程度の重度化、多様化に対応して、既存施設の近代化と体系化をすすめるとともに、重度障害者を対象とした福祉工場、授産施設、療護施設など、需要に即応した施設整備を推進する。

2-4 低所得者層対策の促進

本県の生活保護世帯、人員は県勢の伸張と豊かさを反映して近年著しく減少し、全国平均を大幅に下回っている。しかし、被保護世帯ではないが、毎日の生活に不安と窮乏を感じているいわゆるボーダーライン階層は、なお1万4,000世帯存在している。

これらの人たちに対しては、所得の向上、社会保障制度などの充実とともに自立助長策の推進が必要である。

公的年金、公的扶助、医療保障制度などの改善については、国の施策にまつものであるが、県の施策としては、一時的特別需要に対して、緊急援護資金、小口貸付資金、世帯更生資金、育英資金など各種資金の充実強化と低家賃住宅の整備を推進する。

また、環境不良地区の解消については、一般地域住民の理解と協力にあわせ、道路、用排水路、共同作業場など環境不良地区改善整備事業を計画的に促進する。

2-5 社会保険の充実

今後、予想される社会保険制度に対する県民の期待と需要の増大に対処して、民間地区組織などを育成強化し、制度の普及徹底と加入の促進をはかるとともに、給付もれの防止、受給権の確保を推進する。

また、県民の医療の充実と健康の保持増進を期するため市町村保健婦の充足と、その協力組織の育成および健康相談室の質的充実を促進し、地域に密着した保健活動を展開する。

なお、医療に恵まれない地域における住民の健康管理体制の充実を強力に推進する。

2-6 保健衛生の向上

県民の健康が当面する問題は、脳卒中・がん・心臓病などの成人病および交通事故などによる死亡、疾病の増大であり、これらは、年齢構造、生活環境の変化により、いっそう増加すると考えられる。このような問題をなくして、県民の寿命をよりいっそうのばし、活力に満ちた生活の維持をはかるためには、生活環境の整備などとともに、まず県民による自主的な健康生活の実践、ついで保健サービス活動の充実、さらに早期発見と早期の徹底した治療の実施、リハビリテーションなどの強化と、これらの一体的な推進が必要である。このため保健所、市町村、学校、医療機関など、関係機関の拡充と連携の強化をはかる。

医薬品、食品などの使用量の増大および新製品の出現、環境衛生関係営業などの増加は、薬物中毒・公害、食品汚染・中毒など、人体、環境への重大な影響をもたらしている。これら医薬品などの安全性を、関係施設などへの立入、収去検査による常時監視および営業

者、消費者教育などを推進することにより確保する。このため保健所、公衆衛生検査センターなど、検査・指導体制の強化をはかる。

一方、温泉利用者が増加しているが、湧出量は減少しており、温泉の枯渇がみられる。この温泉資源の保護・活用のため、総合的・科学的調査を実施する。

2-7 医療の充実

本県の受療者は、入院、外来とも大幅に増加しているが、これを受け入れる側の施設、医療技術者の増加はわずかである。また、この施設や従事者の人口当たりの数は、全国水準と比べ著しく低い。

県民はすすんだ医療により診断、治療を受けることを望んでいるが、本県の医療の現状は、必ずしも県民の期待にこたえるものとはなっていない。

これらの問題の解決のためには、医療機関の整備と適正な配置により、県民医療水準の向上をはからなければならない。そのための医師など医療技術者は、国立医科大学誘致など養成施設の強化や修学資金貸与制度の拡充などにより確保する。また、成人病・救急医療施設の拡充は、県立病院をはじめとする公立・公的病院などを中心として行なう。さらに、薬局体制、輸血用血液確保の強化をはかる。

(後略)

108 静岡県の医療 1972

県議会事務局『議会資料』No. 2 1973年6月号、1～4頁

第1 医療の概況

我国の医療水準は、世界的にみてかなり高い水準にあるといわれている。とくに、近年における化学療法の進歩、電子工学、高分子化学等新しい技術を活用した医療技術の開発等に伴って、診断、療法が高度化され、従来の難治疾患に対する明るい見とおしが次第にもたらされ、保健福祉の向上に大きな貢献をなしてきている。

しかしながら、人口構造の変化、社会環境の変化に伴って疾病構造に変化を生じ、がん、高血圧、心臓病などの成人病、交通事故傷害、精神疾患の増加が目立ってきており、このような医療需要の変化に対処するため、がん、その他の成人病対策、救急医療対策、精神病対策、医学的リハビリテーション対策等、また医師をはじめとする医療関係者の養成、研修等の推進が重要な課題となってきた。

1. 医療施設

(1) 病院

ア. 病院数

昭和46年末現在の全国の病院数は8026施設で、前年末の7974施設に比べ、52施設0.7%の増加で引き続き増加はしているが、その割合は鈍化した。人口10万対の病院数は7.6施設、1病院あたりの人口は1万3083人である。

人口10万対の病院の分布をみると高知県の16.5が最も高く、ついで鹿児島県15.0、宮崎県14.9が高率で、低い県は本県の4.2、山形県4.7、神奈川県4.8などである。

これに対し本県の状況をみると、42年123施設、43年126施設、44年127施設、45年134施設、46年132施設で、45年に大巾な増加を示したが46年には2病院が減少した。人口10万対の病院数は4.2施設、人口10万対順位は46位である。

昭和47年末現在における本県の病院数を、東部、中部、西部の別にみると東部が62、中部が36、西部が36で、人口10万対の病院数では東部5.9施設、中部3.3施設、西部が3.5施設となっており、東部が最も多く、ついで西部、中部の順になっている。公的病院については東部14、中部20、西部16で、人口10万対病院数では中部が最も高く、ついで、西部、東部の順で、ちょうど総数比較の逆の配列となっている。

〔中略〕

(2) 一般診療所（医療施設調査）

ア. 診療所数

昭和46年末の一般診療所数をみると、6万9857施設で、前年より860施設1.2%の増加である。人口10万対では、66.5施設、1診療所あたりの人口は1503人の割合である。人口10万対診療所の分布をみると、京都府が95.4施設で最も高く、ついで東京都91.8、島根県83.1が高率で、低い県は埼玉県44.1、茨城県46.3、千葉県48.8の順になっている。

本県の診療所数は昭和46年末現在1767施設で、前年より55施設3.2%増加した。人口10万対では56.3施設、全国順位は37位、1診療所あたりの人口は1776人である。

昭和47年末における診療所数は1837施設で、前年に比べ70施設4.0%の増加で、人口10万対57.9施設で、1施設あたり人口は1727人となっている。つぎにこれを東、中、西別にみると、東部667、中部623、西部547で人口10万対では東部が63.3で最も高く、ついで中部、西部の順になっている。

〔中略〕

2. 医療関係従事者

(1) 医師

昭和46年末における全国の医師数は12万3178人で前年に比べ4188人3.5%増加し、人口10万対医師数は117.3、医師1人あたりの人口は852人となった。

次に医師の分布状況をみると、実数では東京都の1万6707人が最も多く、ついで大阪府

の1万0587人、福岡県6227人、愛知県6004人が多い。少ないのは山梨県715人、福井県732人である。さらにこれを人口10万対率でみると、京都府の177.7が最も高く、ついで鳥取県の159.8、徳島県の157.5が高率である。低い県では埼玉県が69.0で最も低く、ついで茨城県77.4、栃木県85.1と低い率になっており、高率の地域と低率地域との間にかなりの格差が認められ、一般的にみると東京以西の西日本に高率県が多く、関東以北の県は低率となっている。

昭和46年末における本県の医師数は2901人で前年に比べ106人3.8%増加した。人口10万対率は92.4で、全国平均の78.8%、全国順位39位で、医師1人あたりの人口は1082人となっている。

昭和47年末における本県の医師数は2887人（届出数）で、前年（届出数）に比べ10人、0.3%増加した。人口10万対率は91.0で、医師1人当りの人口数は1099人となった。さらにこれを東、中、西別に分布状況をみると、東部973人、中部1047人、西部867人で、人口10万対率では東部92.3、中部95.2、西部84.7となり、中部が95.2で最も高く、ついで東部、西部の順となっている。

〔後略〕

109 児童手当制度 1972・1

県議会事務局『議会資料』No. 5 1974年6月号、215～217頁

児童手当法は所得保障と児童福祉の社会保障的な制度として46年5月に児童手当法が公布され、47年1月から実施されることとなった。

児童手当制度は全国民を一つの制度に包括するとともに、支給要件、給付内容等も、被用者、自営業者の別なくまったく同一とし、認定及び支給も公務員グループを除いては市町村長を通じ一元的に行われている。

次に費用面においては国、地方公共団体の負担のほかに、事業主からの拠出を求めている点に特色がある。また、拠出金の徴収は、事業主の便宜、事務の簡素化の見地から厚生年金保険等の一連の被用者年金保険制度の徴収機構をそのまま活用し、賦課標準等もこれらと同一とし、実際には、被用者年金保険の保険料等に上乗せした形で行われている。

なお、従来この種の制度には、地方公共団体の負担のないのが通例であったが、児童手当制度においては、児童福祉施策の一環として、地域住民の福祉にもつながるものとして、地方公共団体にも相応の負担を求めることとしている。

児童手当制度は、他の公的給付にかかわりなく児童を一定数以上養育している者について等しく給付を行うものであり、しかも相互間の給付の調整はなくすべて併給するという

考え方に立っている。したがって、たとえば、生別母子世帯を対象とする児童扶養手当とも併給するとともに、生活保護との関係についても、児童手当の額がそのまま受給者の所得にプラスされる扱いとなっている。児童手当は義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童を監護し、かつ、これと一定の生計関係がある者に対して児童1人につき月額3,000円が支給される。

なお所得要件として受給者本人の収入による支給制限があり、扶養親族等5人の場合233万円となっている。本県における受給者数、児童数及び支給状況は次のとおりである。

(中略)

第51表 児童手当受給者数調

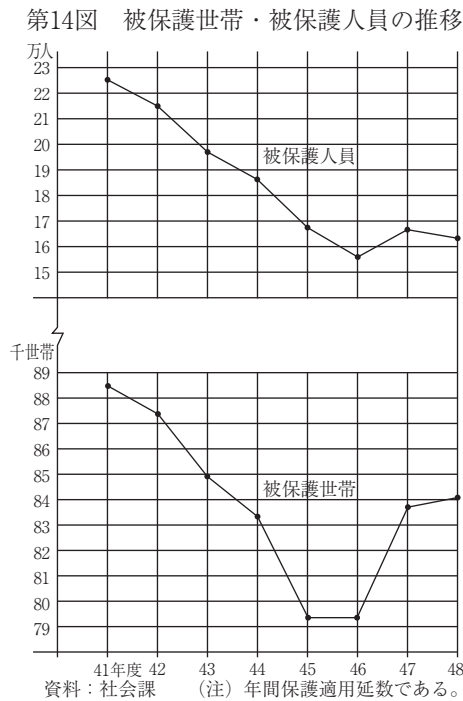
区 分		46年度 47年3月末	47年度 48年3月末	48年度 49年3月末	49年度 49年4月1日
被 用 者	受給者数	14,639 人	18,519 人	28,611 人	31,226 人
	児 童 数	15,430	19,710	31,279	34,516
非被用者	受給者数	15,167	18,949	29,580	32,465
	児 童 数	16,334	20,749	33,645	37,482
計	受給者数	29,806	37,468	58,191	63,691
	児 童 数	31,764	40,459	64,924	71,998

※ 46年、47年度5才未満、48年度10才未満、49年度義務教育終了まで

110 本県の生活保護の現状 1972

県議会事務局『議会資料』No. 5 1974年6月号、474～477頁

(1) 被保護世帯、人員及び保護率



生活保護をうけている世帯数及び人員は昭和47年度で延べ8万3,675世帯、16万5,967人であり、保護率（人口1,000人対）は4.4となっている。これを昭和46年度と比較してみると、世帯数で4,517世帯、被保護人員で7,494人増加し、保護率で0.1増加している。しかし、昭和40年度以降の推移をみると昭和46年度までは毎年減少しており、（ただし昭和47年度は第14図にしめすとおり、わずかに上昇した。）長期的にみた場合、一般的に生活保護世帯（人員）の変化が、その時期における社会経済情勢によって大きく影響をうけ、経済情勢の変化に対応して推移するものであろうから、この減少傾向は、わが国の長期経済成長による生産活動の活発化が反映していたものと思われる。

被保護層の動向をみると、生活保護の開始理由の最も多いものは傷病によるもの（うち交通事故によるもの第188表のとおり）で、一方廃止の理由では稼動収入の増加によるものが多数をしめている。（第187表参照）また生活保護世帯類型をみると、単身者、複数〔ママ〕者世帯ともに傷病・障害者世帯が最も多い（第189表参照）ことから生活保護をうける人びとの階層に変化があらわれているといえよう。すなわ

第187表 生活保護の開始・廃止原因

年 度	開 始					廃 止				
	世帯数	理 由				世帯数	理 由			
		総 数	傷 病	収 入 減 少	その他		総 数	傷 病 治 癒	収 入 増 加	その他
40	2,939	7,557 ^人	5,353 ^人	578 ^人	1,626 ^人	3,035	7,632 ^人	2,486 ^人	3,100 ^人	2,046 ^人
41	2,905	7,313	5,220	472	1,621	2,798	6,810	2,139	2,432	2,239
42	2,595	6,294	4,593	287	1,414	2,816	7,178	2,300	2,494	2,384
43	2,524	5,851	4,274	287	1,290	2,570	5,928	1,721	2,170	2,037
44	2,241	5,099	3,739	181	1,177	2,537	5,864	1,490	2,330	2,043
45	2,228	4,894	3,549	416	1,210	2,508	5,973	1,631	2,527	1,815
46	2,568	5,586	3,945	334	1,307	2,237	4,830	1,196	1,897	1,739
47	2,624	5,787	4,109	246	1,432	2,368	4,960	1,309	1,842	1,809
48	2,355	5,132	3,506	245	1,381	2,401	5,132	1,111	2,149	1,872

資料：社会課

第188表 交通事故による保護開始状況

年度 区分	47	48 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	49 1月	2月	3月	48
世帯数	21	1	3	0	1	0	2	0	0	1	1	0	3	12
人員	71	5	5	0	4	0	3	0	0	4	3	0	9	33

資料：社会課

ち戦後から昭和30年代中頃までの失業世帯がかなりウエイトをしめていたのが、最近では身体障害者ついで老人などに重心が移ってきている。さらに、郡部と市部とを対比してみると、市部の方

が保護率が低いという現象があらわれており、概説的には、社会構造や産業構造による地域の格差があらわれ市部およびその周辺地域などの産業が高度化している地域では保護率が低く、農山漁村では高いという傾向があらわれている。

(後略)

第189表 世帯類型

年度	単身者世帯			2人以上世帯				ねのたいきり老人帯	要る介護者の世帯
	高齢者	傷病障害者	その他	高齢者	母子	傷病障害者	その他		
46	18,307	21,095	4,654	4,263	8,405	11,968	9,908	1,093	1,142
47	18,644	23,234	4,169	4,972	9,045	13,357	8,822	866	1,622
48	18,798	25,311	3,082	5,023	8,981	13,707	7,462	753	1,747

(注) 年間保護適用延数で保護停止中のものは含まない。

年度	単身者世帯			2人以上世帯			
	単身高齢者	単身傷病・障害者	単身その他	母子	2人以上傷病障害者	2人以上その他	2人以上その他
46							
47							
48	22.8	30.7	3.7	6.1	11.0	16.6	9.1

資料：社会課

111 〔老人医療費支給制度〕 1973

1974年6月号『議会資料』No. 5、236～240頁

ア 老人医療費支給制度

第77表 年齢階級別有病率・受療率（100人当たり）

	有 病 率	受 病 率
総 数	110.3	60.8
0歳	9.65	8.76
1～4	9.24	6.92
5～14	6.30	5.32
15～24	4.14	4.36
25～34	6.85	5.12
35～44	10.19	5.71
45～54	16.05	6.92
55～64	24.15	8.83
65～74	31.42	10.19
75～	32.64	9.46

資料：厚生省の指標、国民の福祉の動向
昭和48年特集号
(有病率) 46年度国民健康調査
(有病率) 46年患者調査

第77表のとおり老人の受療率が、若いものとさしてかわらず老人の受療が低いことが指摘されている。

老人の医療費の経済的負担をなくし、老人に受療しやすくするために発足したのが昭和48年1月1日からはじまった老人医療費支給制度である。

これは、医療費の自己負担分である国民健康保険の場合の30

パーセント、被用者保険の被扶養者の30パーセントについて、70歳以上の老人と65歳～69歳のねたきり老人で本人や扶養義務者等の所得が一定水準以下のものを対象に実施されている。

昭和48年2月1日現在で全国の70歳以上の老人人口、492万1,000人の79パーセントにあたる387万4,000人が老人医療費受給者証の交付を受けているといわれるが、県内でも昭和48年末で13万1,953人が受給者証の交付を受けている。

(後略)

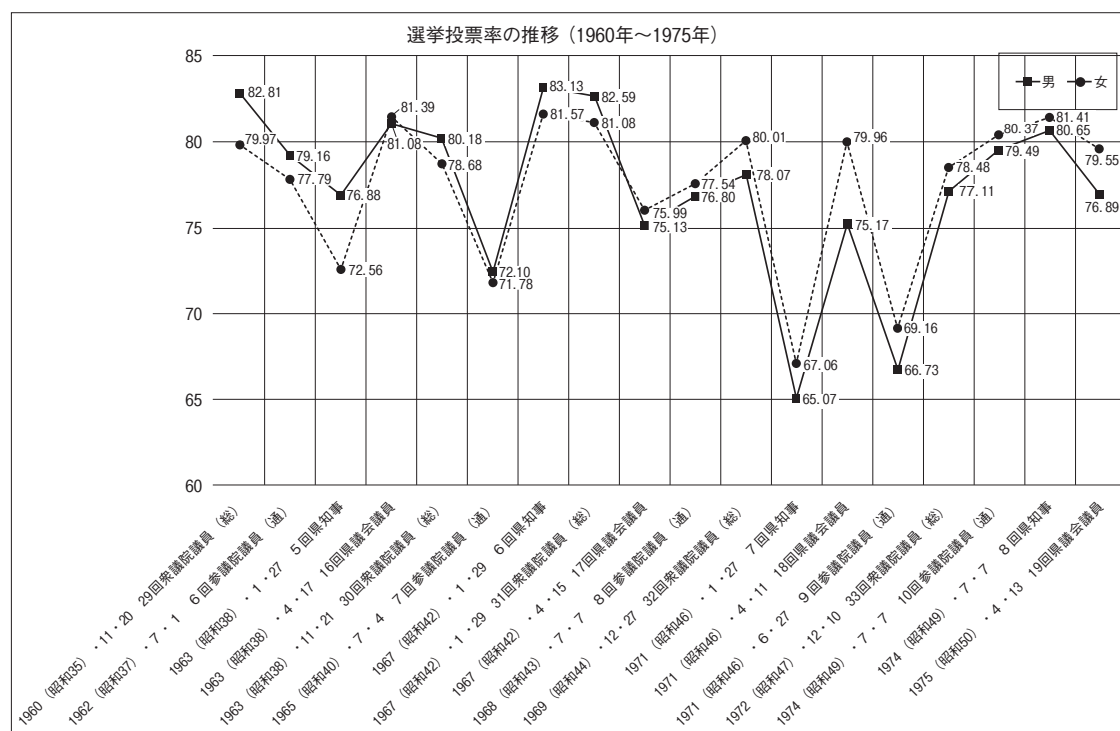
第3章 選挙と政党（1960～1970年代）

第1節 総選挙、参議院選挙、知事選挙、県議会選挙

112 〔1960年～1975年各級選挙・男女別投票率推移〕

県選挙管理委員会所蔵

静岡県選挙管理委員会『平成8年 選挙結果調』、1997・1、巻頭頁



113 〔1960年11月衆議院選挙〕選挙戦を現地に見る④ 東海・山静 1960・11・9

『読売新聞』1960・11・9朝刊、2面



114 〔1962年7月参議院選挙〕戦跡をかえりみて 参院選本県地方区 1962・7・3

『静岡新聞』1962・7・3朝刊、3面

鈴木万平氏の安定感 広い支持層獲得 栗原氏、若さと闘志で

▷…参院選本県地方区は自民党の二候補が圧勝し、三年前の参院選と同様に社会党候補が苦敗を喫した。ちょうど六年前に松永氏が当選し、始めて参院に本県地方区から社党議員をおくり出してから社会党は三分の一の壁を破り二分の一に近づいたとし、地方政治の闘争の上に士気を高め、活を入れたものだが、その実績は今回はかなくも消えて行った。二度の連敗で社会党が今後一参議院議員のイスを獲得する道はますます厳しくなったと言える。自己批判と反省の上にたつての今後の進路は？…。

▷…自民党の勝因は、何んといっても最近の県民のふところ具合が暖かくなったことと本県下における自民党の実績からして自民党の政権に依存する潜在的な気分が本県には充満していることが挙げられる。二候補が保守同士で白熱した戦いを行ない、これが結局両氏当選に通じた。鈴木氏は良識の府参院におくるには全く格好の実業人であり、その安定感、信頼感が広い支持層を勝ち得させた。党の県連会長としての功績も党本部、県連の強力な支援を得る因となり、中盤戦の一時には上すべり選挙で苦境に立ったがよく陣営を再建した。まず実力というところであり、今後政治力を身につけての活躍が期待される。

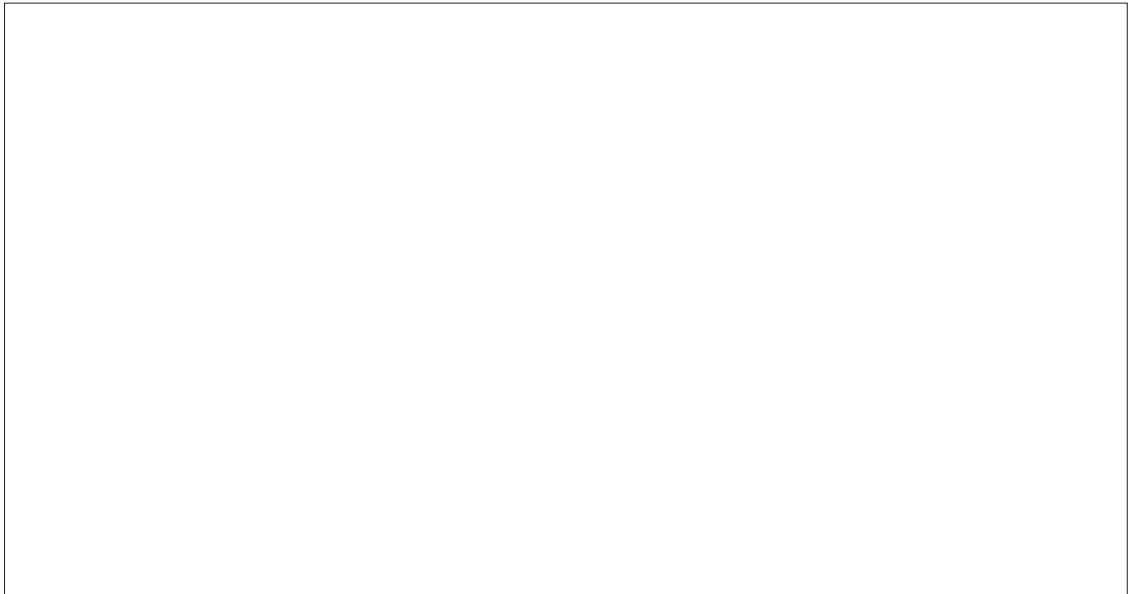
▷…栗原市は幸運児…。昨年の入党、公認問題時には逆境に立ち正月には森田氏を亡くし一時は断念すべきかどうかまでの岐路に立ったが、若さと闘志で勇躍踏み切り、深慮遠謀をもって農協組織を固めた。幸運児たるゆえんは、青年部、婦人部の活動で目ざめた農協が火の玉となって選挙戦に突入し、この下部からの盛り上がる力の組織に乗りえたことだ。農協は面目にかけて戦った。この勢力は中小企業方面にも逐次浸透し、都市部でも予想以上の得票をあげた。翌日開票の五市で松永氏との水は少しも縮められなかったほどの健闘だった。県下の農協はこの一カ月間全く活動を休止し選挙に没頭した。農協自体はこの選挙を通じて得たものを今後の農協活動、農協運営、農政にいかにかし公約通り農民の真の味方になるかが新課題となった。またそのような目ざめと自信、内部改造の機運がおきている。

▷…松永氏は敗れるべくして敗れたといえる。六年前は革新陣営唯一候補者だったが、今回は民社に六万余票、共産に三万数千、合わせて約十万票の票をさらわれたその中には保守票分もあろうがまず第一の痛手だった。作戦としてねらった農村の兼業農家、農家の二、三男は栗原陣営の堅い壁におつかって不如意。全部でいずれも前回を一割下回る始末だった。都市の浮動票獲得活動も、六年前の現役教組委員長当時のように組織が動かず、署名運動、人海戦術も効率が上がらなかった。前回の神成候補の苦杯といい、上からの命令だけでは末端組織は動かない実情となっている。〔後略〕

115 〔1963年1月知事選挙〕 斎藤氏、苦戦の末の勝利 静岡県知事選 1963・1・28

『朝日新聞』1963・1・28夕刊、1面





116 〔1963年4月県議会選挙〕県議選 目立つ新旧の交代 半数代わり新人 30名 保守系は七名減る 1963・4・18

『静岡新聞』1963・4・18夕刊、1面

県議選の開票は、十八日午前五時十五分の静岡市を最後に全部無事終了した。今後四カ年の県政を方向づける県民代表七十一新議員が決まった。現役議員十四氏が落選しその中には当選四回元議長古郡氏、現副議長の真野氏などの古豪があり、選挙は水ものを今さらながら物語り、また社会党四人、革新系無所属三人増勢。清水市加藤とよさんの初の婦人議員誕生、創価学会の公政連二候補の十割当選などの波乱があり、結局七十一議席中現職の再選は三十五人と半数を下回り元議員のカムバック六人、新人三十人という新旧交代の現象を示した。〔中略〕

党派別得票数をみると「別表〔略〕」の通りで、自民党が過半数を制し、いぜん本県の保守勢力の強いことを示したが、実質は社会党の進出が目立ち、自民党は後退している。保守系無所属（鈴木氏、北井氏）二人を加えても四十九人であり、前回（四年前）の五十六人より七人減っている。しかも定員二人が増加している中でである。

社会党は四人増加し、革新系無所属三人（早川、加藤、一藤木各氏）を加えると十九人にもなる。公政連二人の初当選も県政界に新風を吹き込むものと注目される。〔中略〕

党派別得票数をみると自民党七十五万七千五百四十四票一六二・四三％（前回七十六万二千余票一六七・七〇％）で五％下回った。

社会党は二十四万九千八百八十三票—二〇・五三%（前回十五万九千余票—十四・一七%）で六%上昇している。

民社党は一万二千二百一票—一・〇%（前回〇）

共産党は一万九千六百七十四票—一・六%（前回九千六百七十二票—〇・八五%）で率は倍増した 公政連は三万四千二百八十一票—二・八%（前回〇）保守系無所属は五万八千八百八十八票—四・八%、革新系無所属は八万二千二百九十一票—六・七八%である。（なお前回無所属は十九万四千余票—十七・二六%だった。）〔後略〕

117 〔1963 年 11 月衆議院選挙〕新旧交代期の到来 県下木部、大石、竹本氏当選

1963・11・23

『静岡新聞』1963・11・23 朝刊、1 面

本県下八十六市町村の総選挙の開票は二十二日午後五時、静岡市を最後に無事終了し、新たに十四代議士が誕生し、今後（任期は四年）の国政参与権を委ねることになった。自民党は第二区で石橋元首相を落とし、第三区で当選五回の強豪足立氏を惜敗させ佐藤虎次郎氏の空席一を埋めても一議席減の九議員となった。社会党は変わらず四議席、民社党は第三区で竹本氏を四度目の正直で当選させ初議席を獲得した。しかも一区では大石氏、二区では木部氏、三区では竹本氏の三新人が当選し、今春の地方選にひきつづき衆院選でも新旧交代期の到来を如実に示した。以下は各区の戦跡展望である。

〔一区〕 西村氏は静岡市の四万票、清水市の一万九千票を始め各地でいずれも着実に票を増し、選挙上手そのままに最高点当選した。大石は前回の雪辱を期し、準備おさおさおこたりにく、新人ムードに乗り農協組織の支援の下に二位当選地元榛原では前回のような松岡嘉兵衛氏といった強力なとも食い相手がないことが最大の勝因で三万二千票をさらい、兄弟郡の小笠、掛川でもゆうゆう当選した。こんご政治家としてのその実績いかんがその将来をこれから決定づけるわけだ 三位の高見氏はあぶないといわれて何回も当選する幸運児、今回もそのような声の中で西部で現状を維持し市長選の波に乗って静岡市清水市で増票し着実に当選した。

四位の神田氏はその布陣からして伸びるはずの西部地区と清水地区で足踏み。地元静岡市でなんとか三万八千票を得て当選したが、浮動性、不安定な票は選挙ごとにその心胆を寒からしめている。

社会党の勝沢氏は七万九千票で最下位当選だったが、初めて僚反〔友カ〕相川氏と一緒に立ち、地盤の一部を譲りながら前回は三千票上回った。相川氏は健闘したが地元静岡市以外は顔を知られず次点に終わったが五万三千七百票を得た。両社党候補の得票は

十三万二千票で前回の勝沢氏一人の票より五万七千票増し、同党の参院選全国区候補の第一区での得票十二万票より一万票多く、党勢拡張の点で成功だった。ただし、勝沢氏が庵原、清水市で佐藤氏なきあとの地元候補となり、相川氏が静岡市選出の前県会議員で地域票が相当加わった点も味方している。〔中略〕

一区の票を党派別にみると、自民党は六四・五％で前回の八〇・八％を大幅に下回った。前回は公認五人、党籍証明一人だったが今回は公認四としぼった点もあるがこの現職優先、公認第一主義の戦法は批判研究の対象となり社会党の積極的な戦法とも比較されよう

二人を擁立した社会党は前記の通り十三万票をとり、前回の十四・三％が二四・七％と得票率が伸びた。共産党も一・三％が二・一％に伸び、無所属の票がふえたのは花園氏（自民党系無所属）の得票にうるもの。

〔三区〕新人木部氏の最高点当選、元首相石橋氏の落選となった。木部氏は河野一郎派の新人で河野氏による東部地域開発というご利益期待と新人ムード、栗原、野知参議院議員らの支援で各地で予想以上に強く見事七万八千票を獲得した。未知数のこれからの人物。

石橋氏は老齢と健康状態、地元との没交渉でその後援組織湛山会が崩壊状態にあり、吉田元首相と同様の不出馬説が高まった。事実引退をすすめる向きもあったが乃公（だいこう）出でずんばの気概でもって打って出た。急遽組織のたてなおしを図ったが、ときすでに遅く、組織の弱体化そのままに各地でいずれも減票し次点の憂目にあった。これに比べ遠藤氏は後援会組織が各地に厳存し、良い参謀の下で活動したので安定した票を出し楽勝した。

社会党の勝間田、久保田両氏は地域割り票割りの理想的な票を出し、手なれたおしどりコンビよろしく再び二議席を確保した。山田氏は伸び悩んでいたが、熱海市で畠山氏なくて大勝し、沼津、富士地区へも手をのばしたことが最後の勝利に結びついた。民社の岩崎氏も前回並み、民社組織をもっと結集し、伸ばせるはずのものだったが今回もその点不甲斐なく終わった。石井氏は千票伸ばした。〔中略〕

政党別に得票をみると自民党は五一・四％が五八・七％に伸びた。これは前回の三公認が今回は四公認にふえたことによる。社会党は前回の三二・九％が今回三一・五％と少し落ち民社党も九・三％が七・四％と減った。共産党は二・二％が二・四％と微増。

〔三区〕二十二日午後二時、遂に竹本氏が足立氏を追い抜き逆転勝利をとげた。足立氏は浜松市を除いたところの即日開票で竹本氏を二万票追い越していた。浜松市でも斎藤知事、平山市長らの手こ入れで知事選にからむ竜東の減票をカバーし二万票は堅いといわれていたが浜松市では一万四千票どまりに終わり、同市で三万九千八百票の大量を獲得した竹本氏のため一敗地にまみれた。竹本氏は苦節十年四度目の選挙。これが最後の政治生命をかけ、党の超重点候補として戦ったが、その人柄、実績からして市民の同情が高まり、今度は当選させてやりたいという感情がこの票になって現われた。

本県労働界にも一転機をもたらす当選である。

また終盤に散布された怪文書が足立氏を不利にしたともいわれる。竹山氏は信者的な支援票、長谷川氏は遠労の堅い組織で着実に票をかせぎ一、二位当選した。一位から次点までそれぞれ二―四千票差という大接戦であり、総選挙の白眉だった。

太田氏は無所属のうえ、父親正孝参議院議員らの活動も離党勧告問題などでおさえられ二万二千七百票で終わった。飛び入りの新人ではまだ強豪に太刀打ち出来ないことをはっきり示した。また二年先の参院選挙では太田正孝参議が、今回落選した足立氏を始め竹山、中村の両代議士を敵に回した形となったので、不利な情勢に自らおち入ったことが注目され、県西部の次の参院地方区候補の動きはけだし今後の見ものとなった。

共産の協氏は二千票伸ばした。この区の得票を政党別に見ると自民党は前回の五九%が今回は五五・四%と減じ、社会党は現状維持の一八・六%、民社党は竹本氏の七万票獲得で一四・八%が一八・二%と伸びた。

第一、第二、第三区を合計した県全体の得票と率をみると別表〔略〕の通りである。自民党は前回六五・九%、今回六〇・一%と四・八%の減少。社会党は一区が増伸して二一・一%が二五・一%となり、民社党は第一区で得票なしのため全体では八・二%が七・六%と減った。共産党は一・七%が二・一%とふえた。

118 〔1965年7月参議院選挙〕自民、辛くも面目保つ 今後は「二公認候補」が課題

本県地方区 1965・7・6

『静岡新聞』1965・7・6朝刊、1面

参院選挙本県地方区の開票は、前日の即日開票に引きつづき五日午前七時から静岡、浜松、清水、沼津の四市が翌日開票として行なわれ、午後五時半の浜松市を最後に全部完了した。小林武治氏（自民）松永忠二氏（社会）の当選が即日開票分だけで決まったので、この四市の開票では、自、社共産三党の票の出方、その差が注目されたが、結局小林はお膝元の静岡、清水両市でまずまずの票を出し、合計六十三万八千百三十六票（投票率五三・六六%）をあげ、ようやく六十万票台は確保し松永氏を十七万六千四百八十三票引き離し、からくも自民党の面目を保った。

社会党の松永氏は四十六万一千六百五十三票で、自民党に一アワ吹かせると気負い込んだ五十万票台にはわずかに達しなかったが、各地で善戦し、三八・八二%という得票率を挙げ、従来の社会党に付けられた三分の一勢力ラインを突破した。特に前日の即日開票では石油化学コンビナート関係の三島市と富士市、富士郡および候補者の地元の藤枝市では逆に小林氏をしのぎ翌日開票の四大市では沼津市において、小林氏にわずか二百六十六票

劣るという線に、肉薄し、来たる十一日執行の沼津市長選挙の前途に大きな波紋を投じた。

共産党の中村氏は自民、社会両党の楽勝ムードの間げきをついた点もあるが前回の三万六千票をはるかに上回る八万九千四百二十九票（得票率七・五二％）をあげ、二・五倍の増票振りを示した。

今回の自、社両党の得票率を過去三回の参院選挙と比較してみると・・・今回は自民党が小林氏ただ一人しか立て得ず、従って、従来のような二候補を擁立して二議席独占をねらい保守同士でも激突して票をとり合った選挙戦とは事情は大いに異なるが、次の通りの得票率となる。

▷今回の十七回通常選挙

自民（小林） 五三・六六％

社会（松永） 三八・八二％

▷三十七年七月の第六回通常選挙

自民（鈴木、栗原） 六三・五％

社会（松永） 二八・〇％

▷三十四年六月の第五回通常選挙

自民（太田、小林） 六八・六％

社会（神成） 二七・八％

▷三十一年七月の第四回通常選挙

保守（鈴木、河合） 六四・一％

社会（松永） 三五・九％

すなわち社会党は第四回において初めて三分の一ライン（三三％）を突破し、松永氏が当選したが、それ以降の二回の参院選はいずれも三分の一ラインを割り、自民党の二議席独占を許して来た。（それ以前の第一回－第三回においても同様だった）

今回は三五・九％の得票率をあげ、二議席のうち一議席は社会党がとるという「数字」を出したのだった。逆に自民党にとっては単に議席の上だけでなく、党勢拡張の上からして二議席に対しては二公認候補を立てて戦うべきことが今後の課題としてきびしくのしかかって来る反省材料を、ここに与えられた選挙だった。

119 〔1967年1月衆議院選挙〕第三区で 新旧交代示す 衆院選

県下は自民党八氏 1967・1・31

『静岡新聞』1967・1・31 朝刊、3面

県下の衆院選の開票は、富士宮市の三十日午後四時二十五分を最後に無事終了し、十四

人の新しい代議士が誕生した。党派別にみると自民党が第二区で一議席（山田前代議士落選）を失い、前の九議席より一つ減った八代議士となり、代わって第二区で前知事の斎藤寿夫氏が知事十六年の実績の強みを発揮して堂々と当選し、無所属議員一人が出現した。

社会党は第二区が故久保田代議士に代わって出馬した渡辺芳男氏が接戦のすえ初当選して同区の二議席を確保し、第三区でも引退した長谷川前代議士に代わって打って出た斎藤正男氏が初陣をかざり組織の強みをみせたが、第一区では渋谷氏が、社党の勝沢氏に清水市で譲ったため、きわどい接戦で敗れて返り咲きはならず、全体では結局前の四議席維持に止まった。

民社党は第三区で竹本氏が浜松市で強みを発揮し予定通り再選したが、第二区の新人渡辺朗氏は地元になじみが薄く破れ一議席の現状維持だった。

公明党は衆院進出を目ざし、第二区に丸山氏を立てて必勝を期したが僅差で惜敗し、目的を達せられなかった。

共産党も各区に計三候補をたてたが善戦むなくいずれも敗れた。すなわちこれで県下の十四議席は自民八、社会四、民社一、無所属一に落着いた。〔以下略〕

自民・社会とも前回を下回る 衆院選・党派別得票数

衆院選の党派別得票数と率は別表〔略〕のとおりで、一、二、三区を合計した県計をみると、自民党五二・四％で、前回の六〇％を七・六％、社会党は二二・三％で前回の二五・一％を二・八％それぞれ下回った。民社党も六・九％で前回の七・六％にくらべ〇・七％の減となったが、共産党は二・四％で前回の二％を上回りはじめて候補者を出した公明党は三・七％。二十五候補中無所属は四人、前回よりも一人ふえた（しかも前知事の一人が当選）関係で一一・三％と前回の五・一％にくらべて倍増した。選挙区別にみると次のとおり

第一区 自民党は六六・七％、公認全員当選で前回にくらべ二・二％増、社会党は渋谷氏の善戦で前回の二四・六％を今回は二六・一％に伸ばした。共産党は二・四％で、前回比三〔0.3〕％伸び、無所属は四・八％で前回比ほぼ半減した。

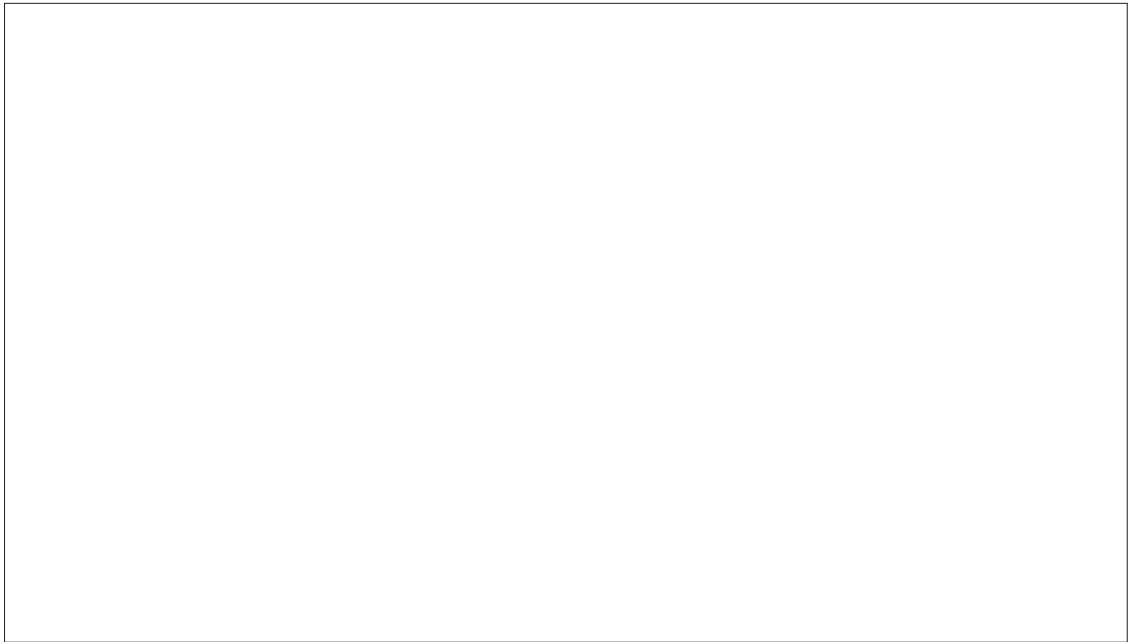
第二区 自民党は強力な新人の進出で党籍証明一人を落とし得票率は三四・八％で、前回の五八・七％を大幅に下回った。社会党は二六・一％でこれも前回より減ったが二人当選で減り幅は少なかった。公明党は一一・四％、共産党二・二％で共産の得票率は前回よりやや減った。無所属は斎藤前知事の当選などで一九・三％を占めた（前回は無所属なし）。

第三区 自民党は五二・八％で前回比二・六％の減、社会党は一六・三％でこれも前回比一・九％の減、民社は一七・三％で前回比〇・九％の減と軒並み減ったが、これは一〇・九％をとった無所属坂井氏が善戦したため。共産党は二・七％で、前回比一％を伸ばした。

120 〔1967年1月知事選挙〕話題の知事選 影薄い政界浄化

専ら地域の利害で争う 1967・1・19

『朝日新聞』1967・1・19朝刊、5面



121 〔1967年4月県議会選挙〕議長問題などが焦点 来月10日ごろ組織県会

〆竹山県政、安定感をます 1967・4・17

『静岡新聞』1967・4・17朝刊、1面

〔前略〕恒例によると十日ごろ、会期は一日で招集、議席を決め、県会議長、常任委員長など県議会の役員の選出を行なう。次いで新議員による定例県会は六月末開会する。

新しい県会の勢力分野は夕刊既報の通り決まり、新定員七十三のうち自民党は四十四議席を占め（知事選の分党前の保有議席は四十三だった）、また今後、保守系無所属十二議員のうち純無所属四―六氏の自民党入党問題が近日中にでも必然化するものとみられ、その場合五十議席到達もじゅうぶんあり得るので、竹山新知事とともに、自民党による安定した県議会運営が予想される県政となった

自民党は二十二日には当選者の初会合を開き、市町村選挙対策とともにこれらの問題を協議する。また県会議長候補選考問題もスケジュールに乗ってくる。〔中略〕

県議会の新分野

	現	元	新	計
自 民	22	2	20	44
社 会	10	1	3	14
民 社				
公 明	1		2	3
共 産				
無 所 属	3	2	7	12
計	36	5	32	73

一方、社会党も近く市町村選挙対策と検討会を開くが、一月の衆院選前の保有勢力十八議席が今回十四人と四人も減員する後退ぶりなので、執行部体制の立て直しとともに党の体質的改善が検討されよう。県議会で全滅した民社党は市町村選挙でいかに党勢をばん回するか、共産党は惜しくも小差で県議会の初議席獲得を逸しただけに次の市町村選挙に対する熱と力の入れ方は倍加しよう。

**122 〔1968年7月参議院選挙〕貫禄示した栗原氏 社党衰退ムードに乗った青木氏
山本氏、立ち後れ取り戻す 1968・7・8**

『静岡新聞』1968・7・8夕刊、1面

参院選本県地方区は自民党が二議席を独占、社会党は前々回、三十七年選挙同様、苦杯をなめる結果に終わった。

昭和三十一年に行なわれた参院選で松永忠二氏が緑風会の河井弥八氏を破って初当選してしまい、同党は支持率が三分の一のカベを破り、いよいよ自民党との対決の色を深めたが、その後、三十四年三十七年には自民に二議席を奪われ、そして今回も一議席必勝の夢はむなしく消えた。

特に今回の選挙では民社、公明党候補が地方区に立候補しないため社会党としては千載一遇のチャンスだったともいわれていたうえ自民の山本氏の立ち後れもあって絶対有利な条件にあったのだが…

栗原氏の当選は、農協組織、都市においても商工業者の厚い支持を得たことによる。また六年間の議員生活を通じての活躍、特に通産政務次官として県西部地方の繊維業界に残した貢献度も高く評価され、加えて現職という強みを十分に発揮させた。〔中略〕

一方、山本氏は立ち後れを取り戻して初陣をかざった。自民党県連の強力なテコ入れと精力的な働きによって、ついに初出馬初当選の栄冠を得た。

八年間の県議生活というだけで知名度に欠ける欠点をあらゆる面で補い、自民党支部をあげての強力な応援で幅広い支持が得られたことも勝因の一つ。とくに地元の賀茂郡では圧倒的な支持が得られ都市部での浮動票が得られたことも大きい。

これに対して青木候補は有利を伝えられながらもついに敗北した とくに今回は本県出

身の勝間田社会党委員長就任後の初の選挙、それだけに面目をかけての戦いだったが、社会党衰退ムードに乗ってしまった。

この原因は知名度もさることながら、同氏の出身が全通という国鉄、教組に比べると組合員数が少ないうえ、国鉄、教組の動きがにぶかったことも大きな敗因。さらに未組織勤労者層からの支持が得られなかったこと、投票率が高く保守候補に有利になったことがあげられる。今後は末端の勤労者の掌握という課題を残した選挙でもあった。〔後略〕

123 〔1969年12月衆議院選挙〕得票率は下回る 自民 社会 県下の党派別支持状況

1969・12・28

『静岡新聞』1969・12・28夕刊、1面

〔前略〕本県三選挙区の定員合計十四、立候補者二十五人中、自民党は十人の公認候補を立て八十五万二千票をとって九人を当選させた。党派別得票率も五三・四％と過半数を占めたが、立候補十人、当選者八人の前回（四二・一・二九総選挙）における得票率五七・六％を下回った。

社会党は今回、前回ともに五人の候補者を立てて戦ったが、党派別得票率は前回の二三・三％から二一・七％にダウン、第一区では公明党の追撃をかわして逃げ切ったが、第二区で一議席を失った。

民社党は今回も前回と同様、公認候補の出馬は二人だが、二区わたなべ朗候補の善戦で党派得票率は前回の七・〇％から七・八％に上昇させた。

公明党は前回の公認候補一人を今回は各選挙区各一、計三人に増して戦い、一議席をものにした。党派得票率も前回の三・七％から今回の一三・一％へ、大幅に躍進した。

共産党は前回と同様、各選挙区一人の公認候補を立て、党派得票率を前回の二・三％から三・一％へ伸ばした。各選挙区別の党派別得票状況は次のとおり。

【第一区】今回、前回とも五議席を八候補が争った。自民党は獲得議席数も当選者も同じ顔ぶれだが、得票率は前回の六六・九％を下回る六二・三％となった。

社会党二候補の得票率も前回の二五・三％から今回は二二・三％に落ちた。勝沢候補は辛うじて公明党やぶなか候補を退けてスベリ込みはしたものの、渋谷候補が前回並みに善戦していたら当然共倒れのケースだった。

はじめて出馬した公明党の得票率は一・七％、共産党は前回の三％を三・七％に伸ばした。

【第二区】五議席をめぐる前回には十候補が戦ったが、今回は九候補となった。この選挙区では公明党丸山候補の初当選と民社党わたなべ候補の善戦で、社会党のひとりを追いつ

とし、社会党の前委員長を最下位当選に追い込んだ。

自民党の党派得票率は前回の五〇・九％から今回四六・四％と遂に大台を割った。社会党も前回の二六・一％から今回は二四・六％に後退。公明党は前回の一一・四％から一五％へ、民社党は六・九％から一〇％へ、また共産党は一・四％から二・二％へとおどろくべき伸びを示した。

【第三区】 四議席を前回は七候補、今回は八候補が争った。この区で目立つことは諸派、無所属の候補が前回の得票率一〇・九％に対して今回は一・二％と振るわなかったこと、県下三選挙区合計の社会党得票率がダウンしたにもかかわらず、第三区だけは前回の一六・三％から今回一七・五％へ上昇したことだ。これは長谷川保前代議員ираいの遠労働会議の結束の力をみせた結果である。

自民党は公認候補中ただひとりの落選者をこの区で出し、得票率は前回の五二・六％から今回は四九・四％とこれも大台を割った。

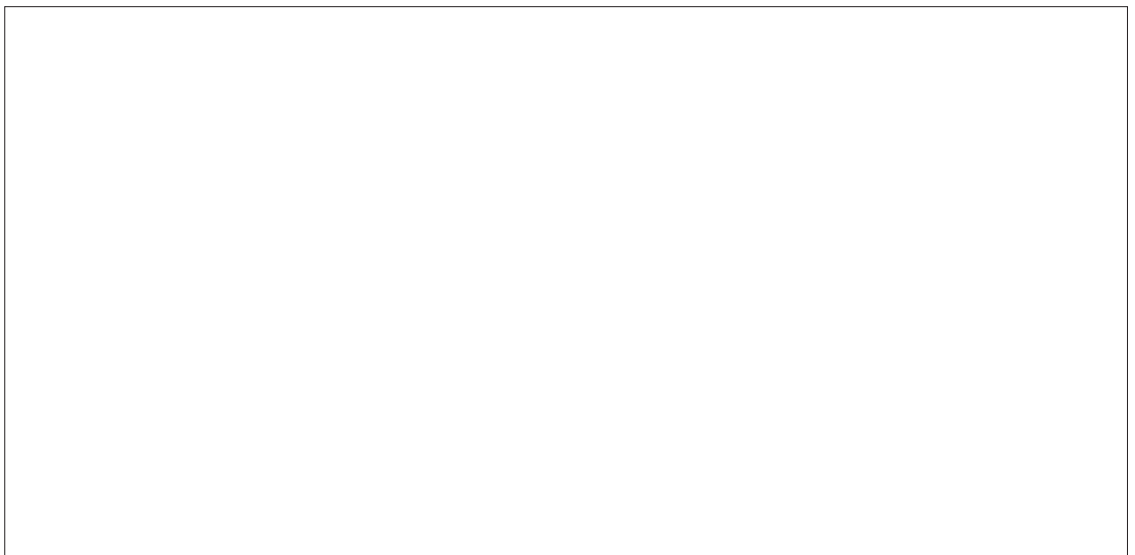
民社党の竹本候補はくしくも前回と一票も違わぬ七万二千五百四十七票をとって当選したが、党の得票率は前回の一七・三％から今回は一六％にダウンした。

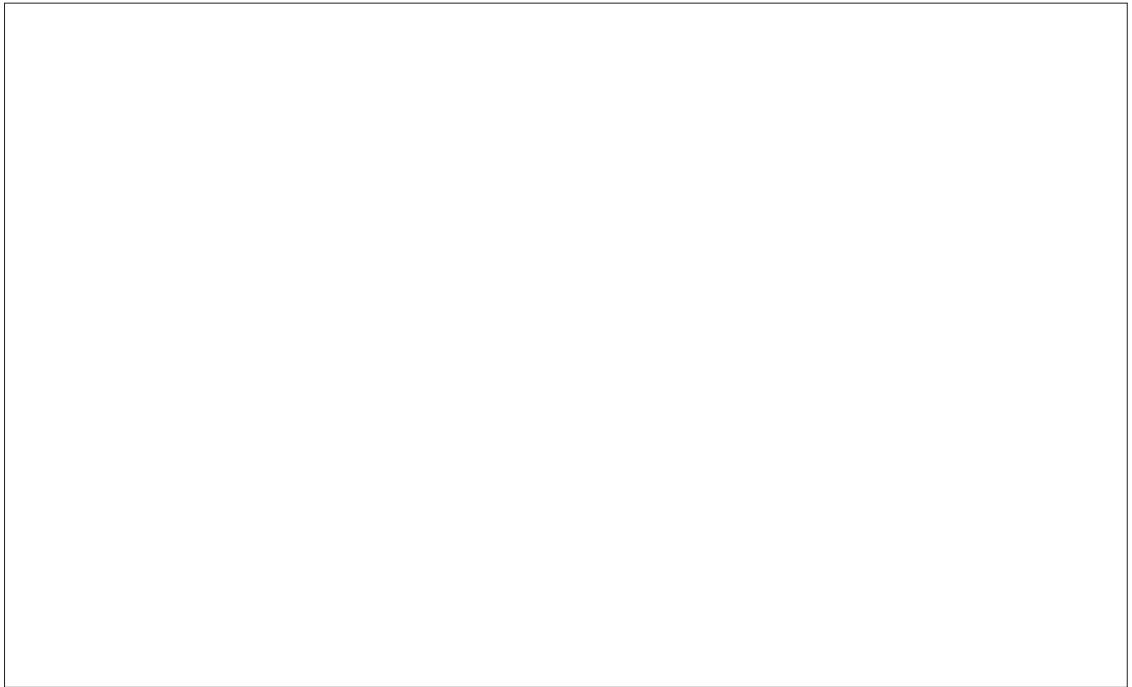
公明党は当選をのがしはしたが得票率一二・六％で、第一区を上回った。共産党は前回の二・九％から三・三％に増加した。

124 〔1971年1月知事選挙〕かみ合わぬ ヘドロと知事選 静岡 抵抗の漁連

旗を収める 富士市民協も動けぬ事情 1971・1・10

『朝日新聞』1971・1・10朝刊、19面





**125 〔1971年4月県議会選挙〕自民が六〇・四% 百四十万票の行くえ 共産七・五%で
第三党 1971・4・12**

『静岡新聞』1971・4・12夕刊、2面

昭和四十六年県議選は十一日、二十五選挙区で投票が行なわれ、即日開票の結果、百四人の候補者のなかから六十五人（無投票当選の八人は除く）の新県議が誕生、県民審判のきびしさを味わった各候補者の悲喜こもごもの表情のうちに、県議会の新分野が決まった。十一日投票された百四十万票の党派別得票の行くえを調べてみると、自民党は保守系無所属候補の得票数を含めると過去三回の県議選で最高となり、社会党は三議席を失なったばかりでなく得票率でも二〇%の大打を割り込む痛手を負った。これに対して共産党の得票率は前回選の二・七倍にあたる七・五%となり、ゼロから一挙に四議席を獲得し公明党を追い抜いて第三党となった。公明党は「政教分離」のハンデを克服して得票率をあげ、民社党は前回と同じ得票率だったが、四年ぶりで一議席をとりかえした。

自民党の公認五十八候補は、有効投票百四十万票の六〇・四%を占める八十四万八千二百二十四票を集め、四十三人（七四%）が当選した。

自民党は三十八年県議選で六二・五%、四十二年県議選で四九・七%の得票実績を残している。四十二年選挙の得票率が落ちているのは県知事選挙にからんで同党が分裂した結

果である。従って公認候補数の制限その他の事情でやむを得ず自民党を名乗れず、保守系無所属として出馬した人の得票を合算した事実上の自民党得票率は三十八年が六七・三%、四十二年が六七・四%、今回選挙では六八・七%で過去三回の県議選では最高の支持率を得た計算となる。

次に社会党の公認十六候補の合計得票は二十四万二千六百八十四票で、党としての得票率は一七・三%だった。

三十八年県議選は二十四万九千八百八十三票で二〇・五%の得票率 四十二年県議選では二十八万四千四百三十票で二一・三%の得票率をあげた実績に比べると、大幅な後退である。四十二年県議選では自民党の分裂に乗じて二十六人を公認、十四人当選（五四%）させた。今回は十六人を公認、前回にくらべ四議席減の十人当選（六二%）となった。

社会党は三十八年選挙の十七人が四十二年に十四人（任期中途中で渡辺彦太郎氏は富士市長となる）となり、今回十人に減った。県議会において自民党県政と対決する野党の姿勢が弱いこと、日常の世話活動などにおいて支持層に対するアピールに欠けたことなどが批判された結果といえる。

県議会第三党に躍進した共産党は公認十二候補が合計十万五千九百四十八票の支持票を集めた。得票率は七・五%で、三十八年県議選の一・六%（一万九千六百七十四票）に対してザッと五倍、四十二年県議選の二・八%（三万七千八百五票）に対して三倍近い得票をした。〔中略〕

公明党は公認三候補が五万五千五百六十一票を集め、三人全員が当選した。得票率は四%である。

三十八年県議選で公明党は三万四千二百八十一票（得票率二・八%）を集めて初めて二人を県議会に送り、四十二年選挙では四万三千二百六十九票（得票率三・三%）で一議席増の三人とした。今回の得票率四%は過去の実績に比べ順調な伸びといえるが、公認候補は当選第一主義で三人にシボリ手がたい選挙戦を行なった。

民社党は三人の公認候補を立てこのうち浜松市の選挙区で善戦した内野氏が四年ぶりで県議会の議席を占めることになった。

三人の合計得票は二万九千三百四十三票、得票率二・一%である 民社党は三十八年県議選で一万二千二百一票（得票率一・〇%）で同党県連の飯田仲治書記長を当選させたのに、四十二年選挙では二万八千八十六票（得票率二・一%）と伸ばしながら三人の候補者がまくらを並べて討ち死した。今回の得票率は前回と同率である。〔後略〕

**126 〔1971年6月参議院選挙〕本県地方区をふりかえって 新風求めた有権者
根強かった婦人・農協の票 川野辺氏 全国区候補との提携成功 松永氏**

1971・6・29

『静岡新聞』1971・6・29朝刊、3面

【解説】参院選本県地方区は自民党の二議席独占か、社会党の一議席死守かで注目されていたが、結果は社会党の悲願が実った。〔中略〕

今回の参院選本県地方区は二議席に対して自民二、社会、共産、諸派各一の計五候補によって争われたが、実質的には自民党の二議席独占か、それとも社会党の一議席死守かが焦点だった。〔中略〕

つまり本県の保守票はうまく二分できれば常に二議席を獲得できることを裏付けており、当然、今回選でも小林武治、川野辺静両候補で二議席独占をねらった。

小林、川野辺両陣営を均等化するため、小林陣営には西村直己、遠藤三郎、斉藤滋与史、山本敬三郎の衆参両院議員と五十人の県議中六割の勢力、また川野辺陣営には神田博、足立篤郎、大石八治 木部佳昭、塩谷一夫、それに栗原祐幸の国会議員と県議の四割を陣営に配置した。

これに対して社会党も春闘共闘の二十万組織を主軸としてこの自民党の一角を切りくずそうと布陣 自民、社会三候補入り乱れての激戦となった。

しかし結果は社会党が一議席を守り抜いて自民党議員の新旧交代に終わった。〔中略〕

過去三回当選一八年間のキャリア、大臣経験者の肩書きから県下の有力者、権力者を背景にした大型組織で布陣、当初は圧倒的大量得票という見方が強かったが、低投票率、それに放言問題も災いして予期せぬ落選を招いた。〔中略〕

これに対して川野辺静さんの勝因は数多い。

昭和二十一年の第二十二回衆議院選で本県から初の女性国会議員候補・山崎道子さんが初当選してiraいの国会議員という新鮮さは大きなプラス材料。いわば二十五年ぶりの婦人参政意識の高揚で女性の圧倒的支持を得た。

低投票率が伝えられるなかで、女性の投票率が三％近く上回ったことも女性支持の根強さを裏付けている。

また三十年間も医師として貢献してきた実績は、保険医総辞退という医師のイメージダウンのなかでも見事にはね返す力を備えていた。

さらに特筆すべきは農協の支持を得たこと。医師として農村の保健についての政策協定を結んで婦人会、医師会などの支援団体に農協組織を結びつけて組織をより強固なものにしたことも勝因のひとつ。都市、農村といわず老人から若い世代にいたるまで、まんべん

なく得票したことがこれを物語っている。

一方、社会党の松永陣営だが、小林候補とのきん少差の得票が示すように数多くの悪条件を克服しての「三選」だった。

昭和三十一年の参院選でデビューした松永忠二氏は緑風会の河井弥八氏を破って花々しいスタートを切ったが、六年後の改選では自民党の栗原祐幸、鈴木万平両氏に敗れ、前回選（四十年）は自民党候補が一人だった関係から実質的には無競争（共産党は出馬していたが…）に近い状態で当選している。

いわば松永氏は昭和三十一年の参院選だけが過去における実質的当選であり、十年後の今回選と比較するといくつかの悪条件があった。

まず第一は社会党の衰退ムード 四十四年暮れの衆院選で本県二区で一議席減を招いた同党だが、ことし一月の知事選は共産党と共闘、結果は惨敗に終わっている。

またさる四月の統一地方選では四年前に獲得した十四議席の県議をわずかに十議席保持するのが精いっぱいの状態。共産、民社の議席増という結果を招いている。

この衰退ムードのばん回の責務を負った松永氏だったが、出身単産の教組から同じく栗田みどりさんが共産党から出馬、高教組静教組とも十五年前より大幅に足並みが乱れた。

しかしこの悪条件を見事に打ち勝っての当選の裏には、社会党が前回の完全地域割り方式と異なった、タテ割りの全国区選挙方式を採用したことがあげられる。〔中略〕

この社会党の人気ばん回策とは関係なく、共産党の栗田みどりさんは前回選の中村義雄票をおよそ五万票伸ばし、全県的選挙で初めて得票数を六ケタに乗せた。

政治無関心の声のなかにも清新さを求める声なき声の感じとれた選挙だった。

127 〔1972 年 12 月衆議院選挙〕衆院選 県下の党派別得票数 自民は前回比〇・六%減

共産急増、社会はついに二〇%割る 1972・12・12

『静岡新聞』1972・12・12 朝刊、3 面

〔前略〕本県は一区が五、二区五、三区四の計十四人が定員。この定員に対し一区九人、二区十人、三区五人の計二十四人が立候補。三区を除き、一、二区とも各党候補者を立て激しい選挙戦を展開した結果、自民は九人の公認候補で八十七万四千七十七票を獲得したが、一区で一議席を失った。

党派別投票率は自民党が五二・八%と、前回（四十四年十二月）より〇・六%とわずかながら減少、保守王国といわれながらその支持率は年々下降線をたどっている。

社会党は、一区を一人にしほり、四人の候補を立てて戦ったが、前回同様三議席にとどまった。得票率は一九・三%とついに二〇%の大病を割った。

しかし、二候補を立てた二区だけは二五・〇%と一、三区の支持率を大きく上回った。

民社党は、十二年ぶりに一区で候補者を立て各区一人計三候補で臨んだが一議席と現状にとどまった。

立候補が増えたことから得票率は前回の七・八%から九・六%と一・八%も増えた。

公明党は、前回の各区一人計三公認候補から三区を断念。一、二区に一人計二候補を立て万全を期したが、一区の議席獲得はできなかった。

得票率は前回の一三・一%から八・七%と大きく後退しているが、これは、三区の出馬を見送ったことによるもので、一区では一一・五%、二区は一二・〇%だった。

共産党は、これまでどおり各選挙区一人の公認候補を立てたが、得票率は前回の三・一%から八・七%と二・八倍の急増ぶりをみせた。

選挙区別の党派獲得状況は次の通り。

【第一区】 自民党は五五・二%と六〇%の大半を割った。

大石千八候補が、病床に倒れた父八治氏の跡を継いで立候補したほかは前回と同じ顔ぶれ。ヤングパワーに支えられ、大石候補が大きく票を伸ばしたにもかかわらず、得票率が減ったのは、新旧交代ムードのあらわれとみられる。

社会党は、前回の二議席を一議席にしばったことから二二・三%が一四・一%と大きく落ち込んだ。

共産党が前回の三・七%を一三・二%と四倍以上に得票率を伸ばしたのは、社会党の低下と大きな関係があるようだ。

民社党は、十二年ぶりの立候補だったが、空白期間が長過ぎてなかなか埋め切れなかった。知名度の低さもあって四・二%にとどまった。

前回に続いて出馬した公明党は、一一・五%の得票率。前回より〇・二%下回り、雪辱戦を飾ることはできなかった。

【第二区】 五議席を十候補で争った。参議院から栗原祐幸候補が衆議院に回り、自民党同士でも激しい票争いとなった。

このため、四九・三%と前回より二・九%得票率を伸ばした。〔中略〕

【第三区】 四議席に五候補、当初から当落がはっきりしていたこともあって、投票率が最も低かった。

自民党は、足立篤郎候補が現職農相とあって大いに票を伸ばし、得票率は五三・八%と前回は四・四%上積みした。

社会党は、一九・八%（前回十七・五%）、民社党一七・七%（一六・〇%）、共産党八・七%（三・三%）と、それぞれ得票率を向上させているが、これは公明党の出馬がなかったことによる。

〔後略〕

128 〔1974年7月知事選〕“組織力”示した自民 永原陣営の潜在力見事 知事選

1974・7・9

『静岡新聞』1974・7・9朝刊、5面

大激戦の知事選。差は「四千二百八十一票」—山本、永原両陣の七カ月間にわたる死闘の決着にふさわしい僅少差。この小差で涙をのんだ永原陣営はもとより、勝ったとはいえ自民党県連にとっては手放しで喜べない結果だった。

もともと今回の山本・永原両陣営の戦いは「組織力の山本、潜在力の永原」と呼ばれ、全国の自民党支部のなかでは東京につぐ実力を持つ県連組織、四万数千人を号令ひとつで動かすことのできるマンモス集団だが、この強力な相手とがっぷり組んで互角の勝負をした永原陣営の潜在力も見事だった。

永原氏が副知事を辞任して県知事選への出馬をはっきりさせたのが昨年十二月。当初は自民党員のなかにも永原支持を打ち出し、脱党してでも支援するとの信奉者もかなりみられたが、結果的には党のきつい締めつけで表面的な支援者は影をひそめた。

党員に限らず、事業所、団体のなかにも、またイデオロギーを超えて永原支援の潜在的な力となるものが出た。〔中略〕

永原候補が県民総参加の県政を標ぼうして、一党一派に偏らない県政の実現、を訴えたのに対し、山本候補は自分が自民党公認の知事候補であっても、当選後は一党に偏しない県政を実現させる—と反論的政策を発表。また公約、政見のなかでも永原候補との対抗上、社会教育、福祉などの面でユニークな施策を打ち出している。

これらは明らかに争点の乏しかった今回知事選から得た県民の収穫である。

それとともに保革という選挙組織を選んだにしろ、永原陣営が保守県政に一石を投じ、八十万票の重みを知らせた意義は少なくない

129 〔1974年7月参議院選挙〕参院選 自民、党内の乱れで後退 1974・7・9

『静岡新聞』1974・7・9朝刊、5面

参院選本県地方区は自民が二議席を確保して保守王国の体面を保つか、あるいは革新候補が自民の二議席独占を阻止するかが最大の焦点となっていたが、結果は社党の青木薪次候補が見事な得票で当選し、本県における参院勢力を自民二議席、社会二議席のタイにこぎつけるという永年の悲願をついに達成した。

今度の参院選は自民にとっても、また社会にとっても、まさに正念場の選挙だった。自民としては四十六年の前回選挙で社会の死守する一議席を奪回することが出来なかったあ

とだけに、今回は一步も引けず、おまけに参院勢力の`保革逆転、のカド番とあっては、全国屈指といわれる保守王国の名にかけても二議席確保を果たしたいところ。一方、社会としては、これまでの同選挙で同党を支持してきた公明、民社両党が独自の候補を立てるという苦しい立場に置かれ、社党勢力の真価を問われる場となった。

そうした背景の中で自民は新人、ベテランと対照的な二候補を立て二議席独占を期した。その結果は新人の戸塚進也候補が予想通り圧倒的な強さを示して一位当選を飾ったものの、ベテランの斉藤寿夫候補は全県的に伸び悩み、一議席を青木候補にさらわれた。〔中略〕

一方、自民後退の原因の一つが知事選候補問題をめぐる党内の乱れにあったことは、結果的にみて否定出来ない。この結束の乱れは、二議席独占を果たす条件とされた保守票を二候補に二分することを困難にし、それが現実のものとなった。つまり保守票が新人の戸塚候補に偏り過ぎたため、斉藤候補は地盤の静岡市をはじめ全地域で票が伸び悩む結果となったのである。さらに`狂乱物価、批判が新人の戸塚氏に向けられず、斉藤候補に大きくマイナスした点も考えられることで、このプラス、マイナスが青木候補に十万票の大差をつけられるところとなった。

130 〔1975年4月県議会選挙〕県政にどう響く新県議地図 公明旋風 一挙に議席三倍増

1975・4・14

『静岡新聞』1975・4・14夕刊、1面

県議会議員選挙は十四日未明、七十五議席の勢力分野が決まった。自民党は現有議席より八議席落ち込んで四十四議席。社会、共産両党は一議席ずつふやして社会十一議席、共産五議席とした。公明党の進出はめざましく二議席をいっきょに三倍増として六議席 共産を抜いて県議会の第三党にのし上がった。この選挙結果が、今後の県議会運営にどのような影響を与えるか。

自民 無所属入党に期待

特に激戦の静岡市では公明が宿願の初二議席を獲得。浜松でも四十二年の前々回選について二議席を獲得、政教分離のハンディをよそに公明ブームを巻き起こした。

この公明旋風をもろに受けた静岡、浜松両市選挙区では自民が一議席を失ってそれぞれ五議席、保革勢力が互角となった。

さらに静岡市では共産が票をうまく二分したこともあって、社会党の千頭和鍊太郎氏（県本部書記長、連続三期）鈴木重郎氏（元党県本部書記長、三期）がくつわを並べて落選。浜松市でも民社の内野広二氏（党県連書記長、一期）が落選した。

現職出馬六十四人のうち十一人が落選、新人二十一人（無投票当選者を含む）が県政に

新風を送り込むことになったが、女性議員は従来の一人から静岡市の一人を加えて二人となった。

まず県議会多数党の自民党は、今回選で公認候補五十五人、党籍証明二人の計五十七人を出馬させたが、結局は四十四議席にとどまった。

前回選（四十六年四月施行）は六十三人（党籍証明五人）で四十八議席を獲得。その後、無所属当選者の入党があつて改選前の現有議席は五十二となっているが、今回も無所属の入党で議席増が見込まれ、保守県政の推進にはまず支障があるまいとの見方。〔中略〕

しかし、静岡、浜松両市は戦後一貫して過半数議席を維持していたところだけにショックはかくし切れず、都市部における革新勢力の台頭に警戒心を強めている。

一方、社会党は三十八年選で十六。前々回が十四、前回十議席とジリ貧だっただけに、例え一議席増でも歯止めになったと喜びはかくせない。

現役十人のうち静岡二、湖西一で計三議席失ったが、逆に富士宮・富士郡、藤枝、浜松、静岡で四人の新人を当選させた。

特に静岡市では三候補全員当選可能な四万三千票をとりながら票の配分がまずく一議席にとどまるという失策がなければさらに議席数はふえたはず。同市で共産が二万四千票で二人当選させていることから重要な失点。しかも党県本部の二本柱を失っただけに大きな打撃となった。〔中略〕

共産党は十七選挙区に十八人を立候補させ前進をもくろんだが、静岡市では二候補の組織をうまく割り一議席増につないだ。しかし、楽勝が伝えられた伊東市での現職は追上げられ苦しい戦いをしいられ、前回のような迫力はみられなかった。

民社党は浜松、富士、清水の三市に現職二、新人一を立てたが、浜松市では前回票を伸ばしながら僅少差で次点。富士は現職で一議席を獲得した。両市とも同盟票の多いところで有利とみられていたが一角が崩れたショックは大きい。

しかし、前回破れた清水市では一万五千ラインを超して新人が当選。ようやく現有の二議席を確保した。

第2節 政党

第1項 自由民主党

131 〔昭和41年度自由民主党静岡県連大会組織委員会報告〕 1966・5・23

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和41年度自由民主党静岡県連大会』、17頁

（8）昭和四十一年度組織委員会活動方針と昭和四十年度の報告

昭和四十一年度組織活動方針（案）

一、現況と方針

〔前略〕支部の現況は、県下八十五の市町村に党支部が結成されておるのが七十五あり、党员二六、九一二名を数える段階であるが、年度党費を納入した登録党员は九、八五三名に過ぎず、その納入率は僅か三六・六％に過ぎず、党员たる使命感の稀薄さが窺われる現状である。

先きに県下一斉に年度支部総会を開催したが、概観的には地域による支部の強弱が甚だしく、規約に明記してあり乍ら支部総会は放てきされておる支部もあり、青年部の体質改善、婦人部の活動意欲の喪失、年度党費納入の渋滞、支部運営費の財源難等が著しく目立ってきている。〔後略〕

132 〔昭和42年度自由民主党静岡県連大会党情報告〕 1967・6・5

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『67 自由民主党静岡県連大会』、2～5頁

党情報告

幹事長 江藤 栄

〔前略〕しかしながら今静かにこの戦跡を顧るとき、知事、衆議院の同時選挙であつたため、まことに容易ならぬ戦いでありました。党员諸君が県連興敗をかけて、民主政治の危機克服という強い使命感、責任感に燃えつつ打つて一丸となり善戦健闘された結果、知事選挙に於ては、一部地域を除いて、全県下各市町村あまねく圧倒的得票を得、正に九十三万五千六百八十票という世紀の得票ともいふべき圧勝をなし遂げたのであります。衆議院選挙に於ては、九名公認候補のうち八名の当選を確保することができこれ又概ね所期の目的を達成した次第であります。〔中略〕

又統一地方選挙における県議会選においては、五十七名の立候補者に公認並びに党籍証明を交付して選挙戦に臨み内四十四名の当選を見、その後無所属当選者七名の入党となり、計五十一名の現有勢力となりました。〔中略〕

つぎに組織の現況について申し上げます。現在の市町村支部は七十六支部、党员数一万三千二百九十二名で、曾ての登録党员三万余名に比して半減したことの事情については、慎重検討の必要を反省するものであります。〔中略〕

なお、この機会を借りまして財団法人国民協会についてお礼を申しのべたいと存じます。

県内各財界、産業界をはじめ各層の方々から、わが県連に対して、多大なご支援を賜つ

ておりますことは、まことに感謝に堪えません。昨年は知事選挙に端を発し、誤解もあり一部専断行為もあつて、会費の凍結、不納運動等にまで発展し、県連への還付金も一時不収入の状態に陥つたことは誠に遺憾の極みでありましたが、幸に良識ある財業界の重鎮の方々による再建案が確立され新陣容によつて再発足することになり、今後に期待されることのでき得ることはまことに感謝に堪えないことで本大会を通じて厚く御礼申し上げます。
〔後略〕

133 〔昭和 43 年度自由民主党静岡県連大会党情報告〕 1968・4・2

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 43 年度自由民主党静岡県連大会』、2～4 頁

党情報告

幹事長 佐野嘉吉

〔前略〕さて、昨年七月二十四日開催された臨時代議員会でご報告申し上げた以降の党務についてその概要をご報告いたします。

第一に、党員拡充強化と市町村支部組織の整備の問題ですが、〔中略〕県下各市町村支部各位の旺盛な党意識によるご支持ご協力をいただき、極めて優秀な成果を挙げ、党本部より示された目標を越えて本日現在既に一万八千九百二十九名となり、全国第一位の登録党員数に達した次第でありまして、市町村支部各位のご労苦に対し深く感謝とお礼とをこの際申しのべる次第であります。〔中略〕

次に広報活動は、青年部、婦人部ともそれぞれ中央において有名学者、評論家を中心講師団とする研修会、また県議会議員、市議会議員、町村議会議員の研修会を開催する等、専ら来る安保改定にそなえての勉強に重点をおいて研修活動を行なつたのであります。

なお党機関新聞の「自由新報」に月一回、毎月五日号に静岡県版を発行することにいたしました。これも全国各都道府県版を発行するというのではなく、静岡、愛知の党員数の多い優良県のみとなつておりまして、新聞に郷土色をもたせ、近親感を拘（〔抱〕）かせることといたしましたのでご報告いたします。

次に政調活動は、市町村支部からの要望を聞く会を、東・中・西ブロック別に行ない、併せて各友好団体、機関からの要望、陳情等を審議調査し、与党として県政にこれを織り込む等党活動としての政調活動に重点をおいて精力的に活動を行ない、党勢拡張に多大な寄与と成果を挙げております。

またここに特に取り上げたいことは、中部電力が小笠郡浜岡町に所謂「第三の灯」である原子力発電開発の計画を発表したことであります。もちろん一部業界に及ぼす公害的

大な影響は考えられないが、既存権利に対してはこれが補償的解決の方途は十二分に考えるとして、原子力開発が本県に及ぼす影響を考え誘致と成功に努力をつづける次第であります。〔中略〕

次に参議院議員地方区選挙についてであります、昨年七月二十四日の代議員会において決定をいただきました鈴木万平先生が、健康の理由によつて本年二月十日立候補辞退の申し出がありましたので、それぞれの機関を経て去る 二月十八日選挙対策委員会を開催し、これを承認いたしました。何れ後刻の日程において議案として提出してありますので、その際ご審議をいただくことにいたします。

そこで県連は、時を移さず後任の選考に入り、〔中略〕最終的に元県議会議員、静岡県道路公社理事長、県信連理事の賀茂郡西伊豆町出身で現在静岡市内に居住されている山本敬三郎君に懇請をし、去る三月二十三日受諾の回答を得たのであります。〔中略〕

わが党は、昨年県知事選挙以来連戦連勝を重ねて来ています。この余勢をもつて一挙に革新勢力を撃砕しなくてはならない。殊にこのたびの参議院選は、わが党が参議院において過半数を得るか否か即ち単独政権が得られるかどうかの瀬戸際に立っている未だ曾つてない重大な選挙であります。それはひいては、わが国運の岐路に立っているともいうべきであります。〔後略〕

134 〔昭和 44 年度自由民主党静岡県連大会党情報告・組織委員会報告〕 1969・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 44 年度自由民主党静岡県連大会
平和と安全と繁栄をめざして』、3～5、12～13 頁

党情報告

幹事長 江藤 栄

〔前略〕つぎに昨年七月定期党大会以降の党情について報告いたします。〔中略〕

第二に八月二十七日全国代表者会議の席上において、組織の優秀なる所以をもつて、これまた佐藤総裁から表彰状を贈与されました。党本部が四十四年度末を目標に五十万党員の獲得を樹てましたが、わが県連は既にこの目標を突破したのみならず、その組織活動において全国一位を誇るに足るものがあることを自負しております。〔中略〕

第三に政務調査会活動であります、〔中略〕さきに県連は、県内市町村支部政調会長会議を開催してその要望を承り、これを可能な限り予算に反映して要請に応うべく、その執行を督励致してまいりたいと考えておりますので、今後も市町村支部を通じて県連と充分打ち合わせのうえ、知事、執行部局と緊密な連繋をとりつつ、いわゆる市町村行政と県連

と県政の一貫したパイプによる一体的政治を行なつてゆきたいと考えております。

第四に広報活動、とくに党機関紙「自由新報」が週刊に改められ、毎月第一回発行紙に「静岡県連版」が掲載発行されて、いずれも黨員には無料配布をしております。情報革命時代といわれる今日に即応して、組織・広報活動の進展こそ、党の近代化、党勢拡張の基盤であると考えたものであり、一層の強化を図りたいと考えております。〔中略〕

最後に一言いたします。わが県連は一応諸般の形態を整えつつあることは自ら認めるものでありますが、その内容においては充分考慮すべきは今後における各種地方首長等の選挙であります。折角今日まで、如上の血のにじむ努力を積み重ねてきた地方組織も、一度党内不統一、内部抗争等を起さんかこの組織も一朝にして、あえなく崩れ、遂には、わが党公認候補が惨敗するというが如き、醜を天下にさらすことなしとしないことであります。

〔以下略〕

組織委員会活動方針（案）

一、現況と方針

厳しい内外の諸情勢の中で、前進を続けてきた静岡県連の組織体は、昨年七月執行された参議院選挙では、全機能が総力をあげて展開し、二議席確保の至上命題を達成することができ、保守党の伝統的な基盤を維持したが、反面、市長選挙において党公認候補が敗れるという厳しい事態にも直面し、深く反省しなければならない問題にも逢着した。

支部の現況は県下七十六市町村に党支部結成が七十三支部におよび、昭和四十三年度登録黨員数三〇、八二九名（本部割当は四十四年度末一四、六〇〇名）を数えるに至り、全国四十六都道府県中、東京都に次いで第二位の黨員数を獲得したことは、とくに評価すべきことであつたといえよう。

〔中略〕地方選挙の経過において、わが党の最も遺憾とするところは、黨員の権利・義務および黨員意識の問題、指導者の組織についての価値認識の欠如、個人的派閥間の対立、絶対に理解提携しない前提に立つと思われる積明的言辞の展開等によつて、組織の分裂を示したことであつた。〔後略〕

135 〔昭和45年度自由民主党静岡県連大会組織委員会活動方針（案）〕 1970・3・28

自由民主党静岡県支部連合会所蔵
自由民主党静岡県支部連合会『昭和45年度自由民主党静岡県連大会
明るく 住みよい社会をめざして』、12～13頁

組織委員会活動方針（案）

〔前略〕

一、現況と方針

〔前略〕こうした進展する社会情勢下にあつて、昨年末執行された第三十二回衆議院議員総選挙には、沖縄の七二年核抜き本土並み返還という歴史的外交成果と安保堅持大学問題、内政問題解決を公約に七〇年代の方向を決めるこの選挙にわが党は必勝の自信でのぞみ、県連組織体はそれぞれの地域分野において総力をあげて展開し、現有九議席を確保した。

しかし、この選挙戦をかえりみてわが党がこの際とくに反省しなければならない点は、得票数が前回より若干伸びたものの、得票率が四・二％減少し、五三・四％になったことである。続いて行われた大井川・富士両首長選挙において、顕著になった多党化現象のもととはいえ、党公認候補が敗れるという厳しい事態に直面し、全党的立場から深く反省しなければならない問題にも逢着した。

県連組織の現況は県下に七四支部、登録党員三六、〇七〇名を数えるにいたり、全国四七都道府県中（沖縄県連を含む）東京都に次いで第二位の党員数を擁している。

七〇年代に向けてたくましい前進をとげようとしている県連組織体は、一昨年来目標としてきた党員構成に占める青年部・婦人部各々三割という方針は婦人部においてはほぼ達成されたが、青年部は困難をきわめている。

本年は、党本部・県連・市町村支部・部落または町内会を単位とする分会にいたる系統組織を整備充実し、全党員が自覚と誇りをもって日常活動が展開できる近代的組織政党の確立に力点をおくとともに、わが国の人口構造は明治・大正生れが二七％、昭和生れは七三％であり、わが党の党員構成はこれとは逆に高年令層に偏していることを率直に認め、今後はこの欠陥を是正し、新しい世代をして行動力ある党活動の源泉たらしめる努力をしていかなければならない。〔後略〕

136 〔昭和46年度自由民主党静岡県連大会党情報告・組織委員会報告〕 1971・5・27

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和46年度自由民主党静岡県連大会 新時代への躍進』、
2～3、15頁

党情報告

幹事長 長友 喜作

〔前略〕これより去る三月十二日の代議員大会でご報告申し上げた以降極めて短日月であります。今日までの党情についてご報告いたします。

今回は県議会を始めとして統一地方選挙の概況でございます。

県議会議員は公認候補五八名のうち四六名当選、党籍証明五名のうち二名当選という結

果は決して成功とはいえないものであります。これは立候補に対してご批判もあろうかと存じますが、わが党としては戦う自民党の姿勢を堅持して、飽くまで消極的守勢に廻らず、進んで攻撃的態勢をもって、定員を満たす候補者をもってした結果多少の無理を承知で戦ったことの立場をご諒解いただけると存じます。〔中略〕

ここで今回の選挙の特色は共産党の著しい伸長と社会党の衰退の甚しいことと県議会においては特に無所属議員の多いことであります。これらはわが党が、このたびの選挙を通じて大いに反省させられるものであると存じます

まづ明治生れの減少、大正生れの先き細りのなかで、有権者の六〇％が昭和生れであること。青年、婦人の政治意識は、身近かな生活環境への視点から出発しており、都市住民のあいだには特に物価、公害、住宅などの問題で、共同意識の高まりが目立っている。その権利意識には鋭いものがあると思はれます。

また農山村地域における人口の減少、過疎化の進行のなかで農民生活意識や生活感情はテレビなどのマスコミを媒介として急速に都市化されつつあります。特に青年、及び男女中高年令者の農閑期における会社、工場への出稼ぎの激増と労働感覚を身につけてきたことと、総合農政の停滞に不満をもつ農村地帯の声に相乗作用している。その結果、在来の集票機能が衰えはじめていること等は最も考えさせられる問題と思はれます。〔以下略〕

組織委員会活動方針（案）

一、現況と方針

〔前略〕今日の如く急変する社会を背景としながら多様化する国民の要求に的確にこたえる清新にして撥刺たる近代政党に脱皮することが、責任政党であるわが党の重大な使命であると思う。こうした社会情勢下にあつて本年一月執行された知事選挙においてわが党公認の竹山知事が圧倒的勝利を収め、続く統一選挙において、わが県連は一応の成果を挙げることが出来た。とはいえ県議会に共産党が一举に四議席を獲得するという現実を見逃してはならない。

県連組織の現況は、県下に七四支部、登録党员三八、六〇七名を数えるに至り、全国四七都道府県中（沖縄含む）東京都に次いで第二位の党员数を擁している。〔後略〕

137 〔昭和47年度自由民主党静岡県連大会党情報告〕 1972・3・25

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和47年度自由民主党静岡県連大会

住民との対話の輪を上げよう』、2～3頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 柳原清治

〔前略〕さて、昨年五月の党大会以降の党情について、その概要を御報告申し上げます。

昨年参議院議員の選挙については、既に御承知の通り、県連は現職の、小林武治先生、新人の川野辺静先生を公認候補者に推薦、県下各市町村支部及び友好団体等の御協力を得て、必勝を期して選挙戦を闘いましたが、二議席獲得の宿願と使命が達成出来なかったことは、誠に残念至極で、深くお詫び申し上げると共に、戦術的にも一考すべきものが多々ありました事を強く反省し、今後再びこの轍を踏まないよう検討いたしておる所であります。〔中略〕

党勢の拡張については、各市町村支部で常々御尽力されておられるところで、厚く感謝いたします。

県下七十六の全市町村に、支部の結成をと念願してここ数年来努力して参りましたが、昨年十月四日可美村支部が結成されて、七十五支部となり、あと由比町だけとなりました。

由比町に於いても近く結成するよう準備をすすめております。

現在の県連所属の党員数は、青年部四、一五四名、婦人部一二、〇五二名、一般二二、一三八名、計三八、三四四名で、実に全国第二位の党員数となりました。

一部の支部に於いて、青年部、婦人部の党員数が過少なところがありますが、青年、婦人、一般党員数を三、三、四の好ましい比率に近づけていただくことと、或は保守分裂状態のままのところがありますが、大同団結していただくこと、更に活発な支部活動等をお願いする次第であります。〔後略〕

138 〔昭和47年度自由民主党静岡県連大会党情報告〕 1972・7・1

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和47年度自由民主党静岡県連大会』、3頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 柳原清治

〔前略〕次に青年部の大会は、出席200余名、国会県会の議員多数の御来会を頂き、本会議、分科会、講演会と熱気溢れる雰囲気の中に終始し、時代の動向に鋭敏な青年諸君が多大な成果をおさめられたことでございます。

次に婦人部の大会は、出席250余名これまた国会、県会の議員多数の御来会を頂き、盛大に開催されました。

党勢の消長は、かかつて婦人部の動向にかかると言われる今日、全国一を誇る本県婦人部の偉容に接し、洵に心強く感じた次第でございます。〔後略〕

139 〔昭和48年度自由民主党静岡県連大会党情報告・組織委員会報告〕 1973・4・7

自由民主党静岡県支部連合会所蔵
自由民主党静岡県支部連合会『昭和48年度自由民主党静岡県連大会
福祉と安定と輝かしい未来を!』、3～5、29頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 佐野嘉吉

〔前略〕衆議院議員選挙は、外には、国民待望の、日中の国交を恢復し、内には、清新にして大胆な政策をかけた、国民の期待を一身に集めた田中総裁を県下に迎えて、大演説会を開いて県民の関心を昂揚し、各種友好団体の御支援のもとに全組織をあげて闘ったのであります。しかし乍ら、共産党の進出を許す結果となり、県連執行部としては、遺憾の意を表明すると共に、深くお詫び申し上げる次第でございます。〔中略〕

昨年の衆院選に於ける、共産党の進出に対し、これを野党内の変化と見て与野党間には、大きな勢力の消長はなかったと言うむきもございます。亦例え、共産党の躍進があつたにしても、共産主義者や、その同調者が、にわかに急増した結果とは考えられない、一時的現象と分析する論者もあります。或は地方における知事、市長選等に於ける革新系の進出と併せ考えて、国民の政治意識の大きい変化と見る者もございます。いづれにしても、この結果を生んだ有権者の政治意識に対しては、充分な対処の方針を打ち出す必要が痛感され、中央、地方を問わず、その解析に努力が集中されております。〔以下略〕

組織委員会活動方針（案）

一、現況と方針

〔前略〕県連組織の現況は、県下に七五市町村支部（未結成は由比町のみ）、毎年継続党費を納めている登録黨員四五、六五一名（内青年部四、三四八名、婦人部一四、一五六名）を数え、全国四七都道府県中東京都に次いで依然第二位の安定した黨員数を擁しているであります。〔後略〕

140 〔昭和49年度自由民主党静岡県連大会党情報告〕 1974・3・27

自由民主党静岡支部連合会所蔵
自由民主党静岡県支部連合会『昭和49年度自由民主党静岡県連大会』、2～4頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 佐野嘉吉

〔前略〕昨年七月二十日、竹山知事と県選出国會議員との定例懇談会において、竹山知事

から来年は参議院選挙があり、その半年後には、知事選も行なわれる事になっているが、僅か半年間に二度も全県的な大選挙をやることは、現在の政情から判断しても、また県民の立場から考えても好ましいことでない。特に名古屋及び神戸の市長選の情况等から判断するに、私が任期に先だって辞任して同時選挙にするのが最善の道と考える。関係の皆様において十分に御検討を願ひ度いという趣旨の発言がなされ、翌日県連三役に対しても同趣旨の御申し出がありました。

県連としましては、この御申出を受けて全県下の支部代表の御参集をいただくこと二回、機関の会合を開くこと二十余回、検討を重ねて九月十四日に皆様の満場一致の御賛成をいただいて山本敬三郎君を次期知事選挙の候補と内定、十月十二日総務会の議を経て本部に推薦を致したのでございます。

然し、党本部では更に慎重を期せられ、県選出国會議員全員と協議し、その諒承のもとに、十二月七日に公認決定に致った次第でございまして、此の間実に前後五ヶ月の日時を経たものであり慎重に審議を尽くしたものと申し上げて差支えないと確信致しております。〔後略〕

141 【昭和 50 年度自由民主党静岡県連大会党情報告】 1975・5・17

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 50 年度自由民主党静岡県連大会』、4～5 頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 佐野嘉吉

〔前略〕去る四月十三日実施されました四四道府県會議員の選挙結果について申し上げます。本県の新議席は七五、我が党の獲得せる、議席は四四で前回比八議席減であります、議席占有率は五八・七％と過半数に変わりありません。社会党及び共産党は各一議席増、公明党は四議席増、民社党には変化なく無所属は四名増の七議席となりました〔中略〕

此れを要するに県会の議席占有率が、全国は五三・三％に比し、本県は五八・七％と依然保守王国を誇れるものでございます。〔中略〕

野党は常に、自民党の時代は去ったとか、政治の流れは激変しているとか、呼号しておりますが、実際は決して左様なものでなく、地方政治の核心たる県議会に於て、野党四党の議席占有率は先に申し述べた如く三〇・三％を動いておりません。此の三〇％の中で、公明党の躍進を特長とする野党間の消長があるにすぎません。国民の信頼は断じて我党にあるものと、確信いたしておるものでございます。〔後略〕

第2項 日本社会党

142 〔日本社会党県連活動の概要〕 1958・1・12／1・13

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県支部連合会「第十五回県連定期大会報告書」

県連活動の概要

書記長 神成昇造

〔前略〕

(三) 組織の確立について

〔前略〕

2 党員数は、昨年一月の大会当時六二〇名であつたが、現在の登録党員は七三六名で、三十二年度における離党者五六名、二月末労農党を解党して久保田豊代議士以下一八名の入党を見た それを加えて新たに入党したもの一七二名、計差引一一六名の増加があつた。その増加率は余り香しいものとは言えない。但し、その中で夫々一〇名以上の党員を増加せしめた顕著な支部は、三島・御殿場・沼津、静岡の各支部である。〔以下略〕

3 支部に就いては新たに支部準備会より支部に昇格（十名以上）したもの吉原・掛川の二支部、支部を結成したもの竜山の一支部、支部準備会を結成したもの下大見、周智の二支部準備会であり、町村合併の結果、北郷支部が小山支部に合流して現計三六支部及支部準備会であり、之を現在の市町村数一〇五に比べると、その組織率は三五％であつて、未だ未だ一市町村一支部の目標には程遠いものが感じられ、全然組織されていない郡市もあることは極めて遺憾であると言わざるを得ない。〔後略〕

143 昭和卅三年五月 衆議院選挙自己批判 1958・10・5

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県支部連合会「第16回臨時大会」

= 県連提出議案 =

昭和卅三年五月 衆議員選挙自己批判

衆議院選挙の結果、現有勢力を維持し四名の当選を得た。

党の得票数三十万九千七百四十二票、得票率二五・四二％で前回昭和卅年の衆議院選挙の得票数よりも三万八千余票を増加し、得票率で一・二六％を増加した。〔中略〕

全国は得票増が百九十万票、得票率三・七％であるが、これと比較するとき、全国の党の得票率の成長に比較して劣っている。〔以下略〕

I 得票について

（1）組織票について

党員八一三名、組織労働者一六五、四一五名（県評傘下七一、六五一名、全労一九、五九四名、中立七四、一七〇名）であることを考えると、一人二票の得票が優に本県社会党の得票を上廻ることを考えてみると組織票が限界にきているということとはできない。しかし、現実には三十一万票しかとることはできないし、党員や各労働組合が選挙戦に真剣にとりくんでいる姿を見ると、現在とりうる組織票は、相当高度にでてきて居りいるという事も考えられる。従って現在の様な方法による選挙戦で取り得る組織票は限界的に近ずきつつあるということも考えられるのであって、組織票を掘り下げる意味の十分な日常組織活動がとられない限り今後の目に見えるような組織票の伸びは考えられないと思う。

（2）浮動票について〔略〕

II 選対の活動について〔略〕

III 日常活動について

1 政策について〔略〕

2 市町村議員選挙対策について

逆ピラミッド、足のない社会党は衆議院選挙に甚大な影響をもつ。本県に於ても党又革新系議員数は国会議員二六・七八%、県会議員一〇・四四%、市会議員九・二五%、町村会議員三・二%である。

市町村議選挙の対策について計画的にとりくむ必要が痛感される。

日常の活動においても、選挙協力の面がもっと考えられていかななくてはならない。

144 1962年度日本社会党静岡支部連合会活動報告書 1963・3・14／3・15

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県支部連合会「第23回定期大会 1963 3／14～15 静岡遺族会館」

活動報告書

書記長 神成昇造

〔前略〕

知事選挙についての総括

一、選挙結果

当選	五一〇、七四一	斎藤 寿夫（自民）
	四七〇、〇六五	佐藤虎次郎（無）

二四七、三四六 塩谷 一夫（無）

六、八八九 香川香三郎（無）

であり、反斎藤統一戦線たる「県政をよくする会」を基盤として立候補し、社会党推せんの佐藤虎次郎氏は、善戦敢闘したがわずか、四〇、六七六票の差をもつて惜敗した。

〔中略〕

四、総括

1 候補者決定に至るまでの経い〔ママ〕については種々と論議が行われ、相当日時がかゝり、又反斎藤統一戦線が、民社、塩谷派が脱落して完全なる統一戦線を結成することが出来なかつたが、しかし、社会党、県評、共産党、明静会を中心として最後まで統一戦線を守り選挙戦を闘つたことは現段階に於ける知事選挙のあり方としては敗れたりとは言え統一戦線の成果を大きく評価すべきである。〔後略〕

145 社会党静岡県本部ブロック討論集会の記録 1968・7・28～30

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「第31回臨時大会 一九六八・九・八」

〔前略〕

I 得票結果について

第1に与党、野党のバランスがかわらずに自社がへつて公明、民社、共産がふえている。社会党の立候補者に対する当選率は45.1%、公明党93.1%、自民党74.2%についている。こんどの選挙の結果で、野党連合でいけば勝つ県が10ある。共産党とくめば最高位当選になる。第2に、得票率では全国的に負けたといえる。静岡県の場合にS 37に比べて0.7%の伸びであった。

県下の場合に、公明、民社の票は、自民党の全国区の票が〔ママ〕票で、地方区の票〔ママ〕票から分かるように自民党に流れた。（中村・松永）

第3に、全国区の場合に、県下で70000票がみだれた。

第4に、自民党の過去3回の選挙について、全国区の票を比較すると自民党の票が公明、民社に行っているとはいえない。（松永）

第5に、焼津、藤枝の票は社会党が減った分だけ、共産党がふえている。

第6に、田方の場合に、地方区、全国区がトントンである。東洋じょう造がよくやってくれた。（渡辺）

藤枝もトントンでよく統一されていた（松浦）

第7に、共産党が4～5万とみていたが、90,000票で、社会党勢力がだいぶそちらにまわっ

た（渡辺）

〔中略〕

Ⅳ 欠陥を克服し、党の活動をどう前進させるか。

〔前略〕

2 党と労働組合の関係について

- 1 歴史的に見て、以前は、社会党の候補は、社会党の党勢の拡大のために自分の財産を売って、あとは党の資金カンパでやった。それは当選するためにではない、社会党の政治宣伝とやがて勝つための支持勢力の拡大のためにである。そうして財産をなくし、党の役職をしりぞいて、苦勞した人は何人かいる。ところで、松永さんがでてから転機になった。こんどは勝ちめのある選挙には組合が候補者もだす金もだすという選挙になった（中村）

たしかに、以前は、ポスターとハガキを党本部がだす、あとは、それぞれ地域でカンパでまかなうというやり方であつた。しかし、トラさんの選挙から、議員や活動家に金をださないと動いてもらえないという選挙になった。いま、その反省期にきている（松永）

- 2 私はS 33年に立候補した。その時に国労は第2組合が生れて日が浅かつた。その時、私は国労の代表として闘つた。私は日常の闘いの成果として勝った。

こゝに、政党と組合の関係のイロハがある。イロハからやつていくことである。（勝沢）

- 3 私の地区の民間労組は、共の民青が勢力をはっていて社会党の選挙にならなかつた。

しかし駿遠運送の中に党員が一人できたら、その人が中心になつて、動員や職場集会、原水禁のバッチ売りなど実に成果をあげている。

要は職場に党員をつくることである。いるかいなかゞ決定的である。（藤枝）

- 4 職場の中で党員が日常活動を行うことである。党員が組合員の政治教育に責任をもつことである。（静岡）

組合の幹部党員の社会党批判が多い。この人たちも党員なので党を愛し、党活動を行え。

職場支部に関する県本部の考え方をあきらかにすることが、職場の実状、他党の関係からいつて必要である（浜松）

- 5 現在、党の80%が労組党員だ。役員は議員と労組役員だ。だから労組の同意なくして何もできない。しかし構成がどうあろうと、党の執行部の指導力で、選挙でも党員が率先して動員に応ずるようしていけば労組の党に対する見方をかえることはできる。

選挙の方針を地域割の選挙にしていくことである。（静岡）

- 6 労働組合の社会党一党支持について

政党支持の自由は憲法に保障されたものだ。いまのような社会党なり労組なら社会党一本支持ができないのもやむをえない。しかし、社会党一本支持で斗ってきた成果を見失ってはいけない。

一党支持だから、労組に依存するといわれる。社会党が労組に依存しなくてどこに依存できるか。労組とはたよったり、たよられたりという関係だ。

社会党一本支持は、そもそも社会党の側からでたものであつた。憲法に保障された政党支持自由は無視できない。他党と競争していく以外にない。こんどは組合の方から一党支持をだすことである（杉沢）

政党支持が自由になれば、社会党が動員もカンパもやることになる。職場では、最初どちらにも入らない人が多い。しかし、社会党の後援会は他に比べて多いだろう。⑧は党首をつれてきて職場の中でもバリバリやるだろう。社会党がいまのようなことなら社会党の動員にもぶるであろう。しかし、後援会の人たちとやつていくことである。〔後略〕

146 〔明るい民主県政をつくる会 知事選斗争の総括〕 1971・2

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「委員会 一九七一・五・二三」

知事選斗争の総括

今回の知事選挙は、『松本広』氏を革新統一候補として、社・共両党、県評・中立組合・学者文化人・社青同 民青・婦人会議・新婦人の会及び革新諸団体の参加を得て『明るい民主県政をつくる会』を結成し、本会を軸として革新県政樹立を目ざして斗かわれました。

この事は、従来の知事選挙には経験したことのない保守対革新の斗いでありましたが、選挙の結果は得票面から見ますと成功いたしませんでした。

以下知事選挙の経過について、特徴的なものをあげれば次の通りであります。

一、今回の知事選挙は県段階で『明るい民主県政をつくる会』が組織され更に県下二六市町村に共斗組織が作られ積極的な共斗活動が進められたことは県下の民主勢力の結集した斗いとして大きな意義をもつものであります。

しかし共斗の指導部は、ヘドロ公害を始め情勢の有利さを過大に評価する反面、根強い自民党の政治の支配の力を過小評価し、安易な態度があつて、選挙戦での取り組みで全体の力を引き出す努力に欠けていたことは反省しなければなりません。

二、革新統一知事候補の決定をみたのが十二月の中旬という選挙戦の始まる直前であつたために、選挙体制整備の立ちおくれがあつた事は否定できません。

三、今回の知事選挙では、かつてない程の大量の『明るい民主県政』の機関紙を発行し政策宣伝を行いました。この社会福祉の政策が県民に好評であつたにも拘らず得票と結びつかないうらみがありました。〔中略〕

以上

一九七一年二月

明るい民主県政をつくる会

147 県知事選挙について 1974・1・26

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「四三臨時大会 一九七四、一、二六」

県知事選挙について

1. 経過

県本部は七月二十五日・第六回執行委員会を開催して、

竹山知事が来年の参議院選挙にからませて辞任することは、伸長する革新自治をはばもうとする党利党略であり、県政を私物化するものである。

よつて、わが党は反自民・反独占の立場で全野党ならびに革新勢力の結集と広く県民の参加を呼びかけて、統一政策と革新統一候補の実現を期して最大の努力をするとの態度を決めて声明書を発表すると同時に、知事選挙対策特別委員長に勝間田代議士、事務局長には湯山県議団長をあて、委員として県選出の国会議員全員と党書記長・選対委員長・県評代表をもつて構成することを決定、ただちに発足させた。〔中略〕

十一月二十六日・第十二回執行委員会において、知事選に対する共産党からの共斗申し入れに対し、現在、知事選対策特別委員会において候補予定者について選考中であるので、これが見透しのついた段階で、政策・組織・候補者の三者を一体として他党・他団体との協議の場につく方針である旨を文書で回答した。

一方、知事選挙対策特別委員会は、勝間田特別委員長を中心に、中央、地方を通じて、全野党の統一候補にふさわしい候補者の選考に鋭意努力を重ねてきたが、去る七日、副知事 永原稔氏の辞任にともない、十二月八日、知事選対策特別委員会、十一日、選対委員会ならびに執行委員会をそれぞれ招集し、協議の結果、それぞれ今日までの経過を了承すると共に今後の方針として、一、執行部として永原氏と接しよくし、党の考え方、政策を提示し、協議する。二、全野党共斗を推進する。三、党内論議をおこし意志統一をはかる。そのため直ちに県委員会を招集すると共に次期臨時大会で最終決定することとし、十二月二十四日・県委員会を開催して経過の了承を求めると共に次の方針を決定した。

- イ、県知事選の勝利を目指して先に決定した反自民・反独占の立場で全野党の結集と広く県民の参加する県民連合で闘うという方針にもとずき、自民党竹山県政を打倒してその亜流を阻止するために、統一候補予定者の擁立に努力してきた今日までの経過を承認し、今後、政策・組織協定の成立を前提として、永原稔氏を統一候補予定者とする。
- ロ、右の方針にもとずいて政策・組織・候補者を一体とした全野党共斗の方針と一致する公明・民社両党に対しては、今後積極的に共斗態勢の確立について話し合いを進める。
- 一方、永原氏を不適格とし、先ず政策・組織について共斗の話し合いをと主張する共産党に対しては別個に話し合いを継続する。
- ハ、以上の方針にそつて全党的に集中的にとりくみ、一月二十六日開催の県本部第四十三回臨時大会において最終決定する。
- 以上の方針にしたがつて今日までそれぞれ鋭意取り組んできた次第であります。〔後略〕

第3節 基地問題と県行政

148 〔静岡県知事立会による防衛庁・調達庁・東富士農民再建連盟による覚書〕 1959

県庁所蔵

県畜産課「東富士演習場周辺畜産事業 諸規定等綴No. 2」

覚 書

- 一 昭和三十四年一月十六日付閣議了解「静岡県東富士演習場返還に伴う措置」については、その実現に努力すること。
- 二 未処理の被害立木の補償については充分調査のうえ、遺漏なきよう措置すること。

昭和三十四年六月十六日

防衛庁事務次官	今井 久	⑩
調達庁長官	丸山 侑	⑩
東富士演習場地域農民再建連盟委員長	勝又 春一	⑩
立 会 人		
	静岡県知事 齊藤 寿夫	⑩
	勝間田清一	⑩

149 第1次使用協定成立に関する合意議事録 1959・6・24

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、451～453頁

合意議事録

会 議 名 東富士演習場現地協議会

開催日時 昭和34年6月24日

昭和34年1月16日閣議了解「静岡県東富士演習場返還に伴う措置について」および昭和34年1月24日富農連第59-10号東富士演習場地域農民再建連盟文書「静岡県東富士演習場返還に伴う措置についての政府案に対する態度表明並に申入れについて」に基づいて、現地協議会を昭和34年6月24日御殿場市御殿場小学校会議室において開催した結果、各当事者および関係者は、別紙のとおり合意に達したのでこれを議事録として確認する。

第1 東富士演習場の返還について〔略〕

第2 米軍使用中の未解決事項の処理について〔略〕

第3 農業再建整備について

次の事項により、東富士演習場周辺農業整備事業を実施する。

1. 農地の増加のために、国有地560町歩を払下げる。ただし、農地増加分420町歩は、開田可能地とする。
2. 実質的耕地面積拡大のために、新たに、947町歩の水田を造成する。

〔中略〕

第4 演習場返還後における自衛隊の使用について

1. 自衛隊の使用について、東富士演習場地域農民再建連盟または演習場内土地等に直接依存関係を有する者および土地所有者と防衛庁との間にあらかじめ次の協定を締結する。
 - イ. 東富士演習場使用協定
 - ロ. 東富士演習場内国有地における入会についての協定
 - ハ. 東富士演習場内印野山入会地における入会についての協定
 - ニ. 東富士演習場内西沢入会地における入会についての協定
 - ホ. 東富士演習場内須走山入会地における入会についての協定
 - ヘ. 東富士演習場関係水利権協定
2. 将来設けられるべき東富士演習場運営委員会の構成および運営に関しては、現地協議会で協議する。

第5 「国立中央青年の家」について〔略〕

第6 演習場が返還になるまでの間の自衛隊使用に関する臨時措置について〔略〕

第7 現地協議会の存続について

この現地協議会は第4-1、のイの東富士演習場使用協定が発効する日まで存続するものとする。

昭和34年6月24日

議事録署名人	斉藤寿夫
	大森頼雄
東富士演習場地域農民再建連盟	
	勝又春一
御殿場市長	勝又春一

150 東富士演習場使用協定 1959・6・24

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、453～457頁

東富士演習場使用協定

東富士演習場を自衛隊が使用することについて、東富士演習場地域農民再建連盟委員長（以下甲と略称する。）と防衛事務次官（以下乙と略称する。）との間に次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

第1条（名称）この演習場は、東富士演習場という。

第2条（目的）この協定は、東富士演習場を自衛隊が演習および実弾射撃訓練に使用するについて、甲および乙の利害関係を調整し、相互の便宜を図ることを目的とする。

第3条（区域）第1条の演習場の区域は、別図第1〔略〕のとおりとする。ただし、当該区域内にある御殿場口登山道、須走口登山道および御殿場から須山間の県道は、演習場に含めない。

第4条（演習場運営委員会の設置）この協定を実施するために、東富士演習場運営委員会（以下単に委員会という。）を設置する。

2. 前項の委員会の構成および運営に関しては、別に定める。

第5条（第3者の使用制限）乙は、自衛隊以外の第3者にこの演習場の一部または全部を使用させようとする場合は、甲の同意を必要とする。ただし、乙がアメリカ合

衆国軍隊に自衛隊と同一の使用状態において使用させる場合は、甲はこれを認める。この場合、乙は、事前に甲に連絡するものとする。

第2章 土地使用の原則

第6条（国有土地）乙は、国有土地を行政財産として管理使用する。ただし、当該土地に入会関係を有する者との間に、別に協定を締結する。

第7条（民、公有土地）乙が、民、公有土地を使用することについては、賃貸借契約による。

2. 前項の民、公有土地に入会関係がある場合は、当該入会行為者と乙との間に別に、協定を締結する。

第3章 演習計画

第8条（兵器）自衛隊の持込または使用する兵器は核兵器、毒瓦斯、爆弾（爆発しない投下物は除く。）を除く別表にかかげる兵器とする。ただし、ジェット機による銃撃訓練および500 匁以上の火薬類の一時爆破は、しないこととする。

2. 前項に定める以外の兵器を持込または使用するときは、事前に甲・乙協議してこれを決める。

第9条（演習種別による使用区域）演習種別による使用区域は、別図第2〔略〕のとおりにする。ただし、自衛隊において変更を必要とする場合はあらかじめ協議する。

第10条（演習通報）乙は、自衛隊の演習計画を一週間前に通報する。

第11条（通報の徹底）乙は、自衛隊と甲の間に専用電話を架設して、演習通報の徹底を図る。

2. 甲は、自衛隊から通報を受けた場合は、有線放送施設により遅滞なく甲の構成員に周知徹底せしめるものとする。ただし、当該有線放送施設費のうち、個人受話器を除き、その余は乙負担とする。

第12条（危険防止の方法）自衛隊は、実弾射撃の開始終了にあたって、前条に定める甲の有線放送によるほか、所定の場所において打上煙火による合図を行なう。

2. 自衛隊は、射撃演習実施に伴う危険区域を演習通報に明示するほか、その実施中は所定の場所に赤色の「吹流し」を掲流し、甲の構成員は当該危険区域内に立入らないものとする。

3. 前2項にいう所定の場所は、別図第2〔略〕に示す。

4. 自衛隊は、演習場の内外に不発弾、その他危険物を遺棄しないように注意するとともに、演習終了の都度これを処理するものとし、未処理のものについては、その地点または区域を赤色旗で表示する。

5. 甲の構成員は、前項の不発弾その他の危険物に近寄らないように注意するとともに、不発弾その他の危険物を発見した場合には、その存在する地点を、ただちに自

衛隊または警察官署に通知するものとする。

第13条（区域外演習の行為規則）自衛隊は、演習場外で、地元民に危険を感じしめまたは迷惑をおよぼすような演習行為をしない。

第14条（騒音防止）自衛隊は、別図第3〔略〕に示す区域の上空においての航空機演習および当該区域の近接地において砲弾演習を実施しない。

第15条（演習に必要な新たな施設の構築）自衛隊の必要により、演習場内に道路または水路若しくは工作物を構築する場合は、乙は、甲に事前に協議する。

第4章 立入日数および条件ならびに生業行為

第16条（立入日数およびその条件）甲の構成員が生業のために立入りできる日時およびその条件は、次の各号にかかざるとおりとし、自衛隊は、この期間中実弾射撃を伴う演習を実施しない。

1 通条〔通常〕立入日 毎週土曜日の午後および日曜日

2 特別立入日 毎年

5月 15日から7日間 (全域)

6月 1日から7日間 (同上)

7月 15日から7日間 (同上)

8月 10日から10日間 (同上)

11月 20日から10日間 (同上)

12月 1日から10日間 (印野地先の萱刈場)

〔中略〕

第17条（植林等）防災林および水源涵養林を除くその他の植林地域は、別図第4〔略〕に示す地域とし、その余は植林禁止地域とする。

2. 乙は、自衛隊の演習に支障のない地域に、甲の構成員が入会慣行に基づき灌木、牧草、桑、茶、芝等を再編することを認め、その地域の選定については現地で協議する。

〔中略〕

第35条（有効期間）この協定の有効期間は、発行の日から10年とし、当該期間中といえども甲、乙当事者間の合意により、この協定を終了させることができる。ただし、甲、乙双方協議の上、当該期間を更新することができる。

附則

1. この協定は、東富士演習場が、アメリカ合衆国から返還されたときに効力を生ずる。
2. この協定事項の変更については、甲、乙当事者間の協議によるものとする。
3. この協定書は、甲および乙ならびに立会人において各一通保有する。

昭和34年6月24日

甲	東富士演習場地域農民再建連盟委員長	勝又 春一 (印)
乙	防衛事務次官	今井 久 (印)
立会人	静岡県知事	斎藤 寿夫 (印)
同上	御殿場市長	勝又 春一 (印)
同上	小山町長	鈴木 繁 (印)
同上	裾野町長	渡辺 義夫 (印)
同上	衆議院議員	勝間田清一 (印)

東富士演習場使用協定第8条別表

使用兵器

拳銃、手榴弾、小銃、機関銃、迫撃砲、火砲、地雷等爆発物（火炎放射機〔器〕を含む）、航空機、飛しょう体（小型ロケット等）、特車、各種車両、化学加工品（発煙筒、照明筒等）

151 全面返還等議事録 1960・6・10／6・11

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、484～487頁

議事録

会議名	東富士演習場現地協議会		
開催日時	第1日 昭和35年6月10日 自午後1時35分 至午後5時20分		
	第2日 昭和35年6月11日 自午前10時45分 至午後2時30分		
開催場所	御殿場市林業会館		
司会	静岡県		
出席者	防衛庁	経理局	平井氏
		陸幕	岸氏
		建設本部	下永田氏
		東部方面総監部	植松氏 加藤氏 岸多氏
		自衛隊富士学校	小長谷氏
		自衛隊駒門駐屯地	竹内氏
調達庁	連絡調査官	真殿氏	
	不動産部	西畑氏 岩坂氏	
	横浜調達局	久野氏 浜田氏	

	富士調達事務所	佐々木氏 大村氏
農林省	農地局	根本氏
静岡県	企画調整部	さぎ坂氏 武田氏 遠藤氏 島田氏
	農地部	松井氏
	東富士補償工事建設事務所	村田氏
	県議	湯山氏
御殿場市		福島氏
裾野町		鈴木氏
東富士演習場地域農民再建連盟	委員長以下 43 名	
議長	第1日	武田氏
	第2日	さぎ坂氏
書記	再建連盟事務局書記	

1. 東富士演習場の返還について

イ. 状況

昭和34年7月。日米合同委員会施設特別委員会に対し。〔ママ〕東富士演習場の全面返還について、調達庁より提議、以来、今日まで交渉してきたが、目下の処、返還の時期は不明である。

自衛隊の施設用地として、格納庫、だん薬庫、燃料庫等に必要な国有地について、昭和35年3月14日、日米合同委員会施設特別委員会において、部分返還が決定した。

ロ. 確認事項

- 1 全面返還の原則は、変更しない。
- 2 自衛隊のみに必要な部分返還措置はとらない。
- 3 返還の決定した土地については、今後国有財産審議会においてその使用方法を決定する。

2. 国有地の解放について

イ. 昭和34年1月16日閣議了解事項ならびに同年6月24日現地協議会決定事項に基づいて、開田、植林に必要な国有地を早急に開放する様措置する。

特に再建連盟は、年内開放を希望する。

ロ. 開田に必要な国有地の適地調査を次により実施する。

- 1 調査期間 昭和35年7月1日から2ヶ月間
- 2 調査担当 静岡県
調査作業協力者として再建連盟
- 3 参画者 農林省、防衛庁、調達庁（必要により大蔵省）

〔中略〕

4. 自衛隊の臨時使用について

イ. 演習場の全面返還、民生安定方策の推進等との関連において、現地協議会で結論を出しえないので、静岡県知事のあっせんにより、使用協定締結当事者と立会人との重要会談を行ない、当面する諸問題打開のための、高度の政治判断をもとめることとする。

重要会談の開催時期は、来る6月24日までとし、その方法等については、静岡県知事に一任する。〔後略〕

152 東富士演習場返還に伴う措置について要請 1960・6・14

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、488頁

振第 669 号

昭和 35 年 6 月 14 日

農林大臣 殿

防衛庁長官 殿

調達庁長官 殿

静岡県知事

東富士演習場の返還に伴う措置について

東富士演習場の使用については、御承知の通り昭和34年1月16日の閣議了解事項としての「東富士演習場返還に伴う措置について」に基づき、昭和34年6月24日国と地元の当事者間に於て、東富士演習場使用についての協定の成立を見た次第であります。その後1ヶ年を経過した今日の実状を見ますに、基本的課題である全面返還は当初国の判断により6ヶ月以内が予見されたにも拘らず少しの進展を見ず、また協定の最重量要問題である民生安定事業としての国有地の解放をはじめ、防災林、水源林計画、入会計画、有線放送電話施設計画等についても、未だ事業の着手を見ない現状にあります。

然るにこの間、自衛隊の演習場使用は計画に基づき依然として継続されつつあるばかりか、最近に於て防衛庁は演習場内に新しい施設を設けるため、地元になんとか協議することなく、合衆国より一部返還の手続きを行ない、更に他の施設をも計画の由を聞き及び地元農民もこれ等防衛庁の態度に対し極めて不可解であるとし、昭和35年6月10、11日の現

地協議会に於て、演習場の全面返還及び自衛隊の臨時使用問題について、別紙の通り静岡県知事幹旋のもとに政府関係各機関と正式な会談を行ない、善処方の強い要望があったのであります。

ついては、事態の緊急且つ重要性に鑑みまして、小職今月20日頃貴省（庁）に参上の上懇と協議申上げたい所存でありますから、宜しくお願い申し上げます。

なお当面の重要課題は、下記の通りでありますから申添えます。〔後略〕

153 演習場対策促進申入 1961・4・26

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、510～511頁

昭和36年4月26日

防衛庁長官殿

静岡県知事

東富士演習場対策の促進について

東富士演習場の自衛隊使用については、昭和34年1月16日閣議了解事項「東富士演習場返還に伴う措置について」に基づき、昭和34年6月24日国と地元の当事者間において演習場の使用について協定の成立をみた次第であるが、その後2年数ヶ月を経過した今日、基本的課題である全面返還および民生安定事業について、政府は最近の国際情勢等を理由に極めて困難である旨の態度を表明し遅延として進捗を見ず、ために地元農民は政府の態度に強い不満と不信を抱くに至り、現地において不穏の気がみなぎり、演習場の全面的使用中止等の幹旋方を県に申入れる等の次第もあり、このまま放置するときには不測の事態をも予測されるに至ったので、昭和34年6月の使用協定立会人として次の各事項を強力に申し入れるものである。

記

1. 東富士演習場の返還について

昭和34年1月16日の閣議了解事項に基づいて、昭和34年6月24日「東富士演習場使用協定」の成立を見たが、これは東富士演習場を米側より返還し引続き自衛隊の使用を前提とするものであったが、その後2ヶ年余りの歳月を経た今日、政府は米軍側の情勢の変化を理由に、返還の見透しの困難性を表明するに至ったが、この事実は昨年8月における北富士、東富士演習場の米軍演習阻止のための農民の強行立入紛争時における江崎防衛庁長官の『全面返還は責任をもって年内（昭和35年度）に実現する』旨の発

表等の経過もあり、政府の見解は全く一貫性を欠き現地農民は政府に対する信頼を全く失い、協定不履行に基づく責任を強く追及せんとしている現況に鑑み、演習場の使用は自衛隊の使用をも含め即時中止されたい。

2. 演習場周辺農民の民生安定策について

（1）固有地の解放について

昭和36年3月24日池田総理大臣の発表によると、演習場返還については米軍の本演習場に対する必要性が著しく強まり、更に現在の演習場の規模は演習場を有効にするための最少限度のものであり、これを縮小するにはすこぶる困難である意向が米側から強く表明されたこととされているが、これは昭和34年1月16日の閣議了解事項が全面的に破棄されることで、特に第3項の民生安定策は全く無視されたことに解釈され、国有地解放560ヘクタール（演習場内360ヘクタール、場外200ヘクタール）については、昭和35年7月より2ヶ月間に亘り開田適地の調査が行なわれ解放計画の実態調査もすでに米軍をはじめ、政府にも提出済であるが、その後の経過を明示されたい。

（2）農業再建整備事業について〔略〕

（3）民生安定事業遅延に伴う特別措置について〔後略〕

154 第2次閣議了解 1961・9・5

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、519～520頁

昭和36年9月5日

閣議了解

東富士演習場返還に伴う措置について

静岡県東富士演習場が将来米軍から返還された場合、引続いてこれを自衛隊の演習場として使用する際における措置は、昭和34年1月16日閣議において了解されたところであるが、その後の客観状況の変化等により一部を変更して次のとおり措置するものとする。

1. 静岡県東富士演習場が将来米軍から返還された場合は、引続き自衛隊の演習場として使用し随時米軍に使用させるものとする。
2. この演習場が米軍から返還された場合における土地の原状回復の補償等については、自衛隊の使用が必要でなくなったときにおいて行なう。
3. この演習場を使用するに際しては、演習と地元民生の安定とが両立するよう措置する。
4. 前記3の民生安定の方策として演習場周辺の関係農民に対しては、農地の増加、水田化、

畜産振興および植林事業の実施を中心として次の措置を講じる。

〔中略〕

附記

1. 水田造成および畜産振興についての静岡県案は、水田造成目標 600 ヘクタール、畜産振興総事業費約 9 億円、うち国庫負担額約 5 億 2 千万円である。
2. 政府は上記静岡県案を尊重し、本計画の経済効果をも考慮しつつ県と協議の上具体的計画を樹立し、実行に移すものとし、差当り畜産振興事業については、本年度約 1 億円を支出するものとする。
3. 水田造成事業または畜産振興事業が所期の目標に達しない場合においては、その未達成分に替る民生安定の事業について更めて県と協議して決定するものとする。
4. 水田造成事業に対する国庫補助は、現行方式によるものとする。

155 米軍使用条件大綱案 1962・5・8

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』

御殿場市役所、1982・5・31、527～529 頁

富士演習場を米軍に使用させる場合の使用条件の大綱（案）

昭 57〔37〕. 5. 8 富士演習場特別委員会

1. 富士演習場（東及び北富士両演習場を含む）が米側から解除された後は、別添図面〔略〕の区域を防衛庁の管轄管理の下で演習場とする。
 - （1）米軍には必要とする一定期間使用させる。
 - （2）本区域は日米両政府間で同意がなければ変更しない。
 - （3）自衛隊富士学校滝ヶ原分屯地の南部地区約 300 エーカーは解除を保留され、地位協定 2 条 1 項の施設として引続き提供する。
 2. 本区域を米軍に提供し使用させる際は
 - （1）使用期間中は地位協定上の施設及び区域として取扱われる。
 - （2）本区域への進入路の必要な使用が許される。
- 〔中略〕
6. 本区域は歩兵、砲兵、車輛隊、機械化部隊及び空陸合同訓練の演習場として、又上記部隊が通常装備する兵器の射撃訓練地区として使用される。但し、核兵器、毒ガス、500 キログラムを越える火薬物は使用しない。
 7. 本区域の使用計画は、日本政府にあらかじめ通報し、予定の演習が取消、中止又は延

期された場合は米軍は迅速に防衛庁に通報する。

8. 北富士観光地近くの騒音を少なくするため、7、8、9月は砲撃をできる限り制限する。
9. （1）不発弾その他危険物の処分には適切な処置をとる。
（2）実弾射撃中は赤色吹流し及び赤旗を掲げる。
10. 採草、採木及び類似の生業目的のための立入の慣行は演習に支障のない限り尊重する。
（1）東富士演習場を別添図面に示す地区に分け、各地区毎に6、7、8月及び11月の各月に連続4日間、12月に印野地先萱刈場地区に連続7日間の立入を認める。〔後略〕

156 東富士演習場の使用転換に関する協定 1966・3・1

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 上巻』
御殿場市役所、1982・5・31、582～583頁

東富士演習場の使用転換に関する協定書

防衛庁長官松野頼三と静岡県知事斉藤寿夫は、東富士演習場の使用転換について、次のとおり協定を締結する。

第1 国有地の解放および米軍の返還留保区域について

1. 演習場内国有地の解放面積は、約200ヘクタールとし、その開放予定地は、地元側の要望にもとづき、静岡県が調整した区域とし、米軍と折衝して実現に努力する。
2. 国（防衛庁）は、将来、米軍が本演習場を必要としなくなったときは、その時点における客観的情勢を考慮して、場内国有地の解放範囲を改めて検討措置するものとする。
3. 米軍が専用を希望する陸上自衛隊富士学校滝ヶ原分とん地南部地区約300エーカーの区域の返還は確保されることになるが、国は地位協定第2条第3項の精神に則り、引きつづき当該区域の返還に努力する。

第2 米軍使用条件大綱の取扱いおよび、演習場返還について

1. 演習場の返還および使用転換を昭和41年度中に達成することを目途とするが、第1、1の国有地の返還を、演習場の返還以前に繰り上げて行なうこととし、農地等の用途に共する土地として返還をうける場所、面積を昭和41年6月末日までに確定することを目途とする。
2. 返還後、米軍が本演習場を使用する場合における日米両国間の協定は、「東富士演習場を米軍に使用させる場合の使用条件大綱」および「米軍使用条件大綱の運用および解釈（40.11.11現地協議会合意事項）」による。

第3 民生安定施策について

1. 現在実施中の演習場周辺関係農民に対する民生安定事業（農地の増加・水田化・畜産振興等）の一層の推進をはかる。
2. 演習場内外の国有地で、地元農民に売り渡しを予定する土地については、静岡県知事が売り渡しをうけようとする地元農民の間において、農地法で定める配分関係について、完全な調整がととのったことを確認した時点において返還をうけ、地元民に売り渡すものとし、国は地元公共団体の協議をうけ、実施の促進をはかる。

第4 地方財政問題について

演習場が存在することによって、関係地方公共団体の財政が圧迫されている特殊事情にかんがみ、防衛庁は、これが援助措置について関係省庁と協議し、この実現に努力する。

第5 本会議の決定した方針にもとづき、早急に東富士演習場現地協議会を開催し、合意議事録を作成する。

附 則

1. この協定は調印の日より効力を生ずる。
2. この協定書は前記両者および立会人において各1通宛保有する。

昭和41年3月1日

	防衛庁長官	松野 頼三
	静岡県知事	齊藤 寿夫
立会人	防衛施設庁長官	小幡 久男
同 上	御殿場市長	勝又 藤男
同 上	東富士演習場地域農民	
	再建連盟委員長	勝又 藤男
同 上	衆議院議員	勝間田清一
同 上	静岡県議会議員	江藤 栄

157 使用協定改定につき防衛庁から静岡県に対する依頼 1969・6・7

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 下巻』

御殿場市役所、1983・3・11、8～9頁

写

防経施第 1134号

昭和44年6月7日

静岡県知事 殿

防衛事務次官

「東富士演習場使用協定」改定問題について（依頼）

東富士演習場をめぐる諸問題については、かねがね貴職のご高配を忝くし、深謝にたえないところであります。

さて、昭和34年、貴県関係各位のご支援ご協力の下に締結された同演習場使用協定の有効期限満了の日が目前に迫りつつあることはご承知のとおりであります。

申すまでもなく、同演習場は当庁にとって重要な演習場であり、当庁としては今後とも引続きその安定的使用を切望いたしております。このためには全般の使用協定改定問題の円満解決を図る必要があり、当庁としてはかねてより鋭意努力を重ねてきたところでありますが、諸般の事情から問題解決を見ないまま今日に至っております。

本問題の速やかな、且つ円満な解決のためには、貴職の格別なご協力ご尽力にまつほかにはないと思料されます。ついては用務ご多忙のところ誠に恐縮ながら、この際貴職の格段のご協力ご尽力を賜りますようお願いする次第であります。なお、本問題に対する当庁の処理方針は別添のとおりでありますので、何分よろしくお取り計らい下さい。

添付書類：「東富士演習場使用協定」改定問題の処理方針について〔後略〕

158 〔昭和45年における沼津海兵訓練場の使用転換に伴う清水港使用要求〕 1970

県庁所蔵

県交通基盤部港湾局港湾企画課「米国軍艦「カッシング」の清水港入港」

米軍の清水港使用要求について

1 経緯

（1）昭45. 8. 27 在日米軍司令部から日本政府に要求

- ・背景：沼津海浜訓練場を米軍施設（2-1-a）から自衛隊施設（2-4-b）に使用転換し、富士演習場に追加指定する。
- ・要求理由：使用転換を条件に清水港の使用を要求
- ・使用目的：米軍人、装備及び補給品の積込、積下し
- ・使用範囲：約183mの埠頭と約1,120㎡の荷揚場
- ・使用条件：最小限24時間の事前通告の優先使用

（2）45. 10. 6 防衛施設庁長官から知事に協力要請

（3）45. 11. 7 横浜防衛施設局長から知事に関係者の意見の取り纏めと回示方を要請

（4）45. 12. 16 県企画調整部長から清水市長に意見回示方依頼

（5）46. 1. 11 清水市長から県企画調整部長へ回答

〔中略〕

(6) 46. 3. 26 知事から横浜防衛施設局長あて回答

2 知事回答要旨

米軍の清水港使用要求については、港湾施設の整備状況及び利用状況からみて、限られた時間内に特定施設を米軍に優先使用させれば、滞船、滞貨、抜港等の状態が発生し、港湾機能を著しく減ずるばかりでなく、ライナーポートとしての信用も失い、本県経済に大きな影響を与えるため同意することは困難である。

〔中略〕

米軍の清水港使用要求について

1 経緯

(1) 昭 38. 6. 10 在日米軍司令部から日本政府に要求

- ・ 要求理由：沼津海浜訓練場（米軍施設）の代替として要求
- ・ 使用目的：米軍人、装備及び補給品の積込・積下し
- ・ 使用範囲：約 183 m の埠頭と約 1,120㎡ の荷揚場
- ・ 使用期間：継続使用
11 月～3 月までの毎年 2 回位
作業は 24 時間～36 時間
- ・ 使用条件：最小限 24 時間の事前通告の優先使用

(2) 38. 7. 11 防衛施設庁長官から知事に協力要請

(3) 38. 9. 2 知事から防衛施設庁長官（横浜防衛施設局長経由）あて回答

2 知事回答

(1) 清水港の米軍使用は、清水港の商業港としての機能が著しく阻害され、本県経済に影響するところも少なくないため極めて困難。

(2) 港湾施設の現状から船舶数、貨物量に追いつかず滞船が多い。

また、陸上施設も狭隘で埠頭全域の運営管理に影響がある。

(3) 清水港から沼津間の道路交通は、既に交通容量を大幅に上回り、民生及び経済に及ぼす影響が大きい。又、交通量や道路、橋梁の幅員・荷重限度から大型トレーラー等の通行は極めて困難。

3 県議会等の対応

(1) 県議会：米軍の清水港使用反対に関する意見書を総理大臣等に提出

(2) 清水市議会：在日米軍の清水港使用に反対する決議

(3) 清水市長・清水市議会議長：在日米軍の清水港使用要求阻止についての陳情

(4) 自民党清水支部：米軍使用反対についての市民への協力呼びかけ

159 沼津海浜訓練所の使用転換等について 1970・12・15

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 下巻』
御殿場市役所、1983・3・11、97～98頁

御総開第 192 号

昭和45年12月15日

静岡県企画調整部長

上原三之 様

御殿場市長 鈴木勝巳

沼津海浜訓練所の使用転換等について（回答）

このことについて、昭和45年12月16日付調第33号をもって意見の回示方通知がありましたので次のとおり回答いたします。

記

沼津海浜訓練場（F A C 3154）を米国政府より使用転換された後における米軍の継続使用に関する諸条件の内、本訓練場を富士演習場（F A C 3183）に統合することについては賛成できないものである。

理 由

1. 東富士演習場は本年4月演習場使用協定が成立し、現在使用、運営が漸く緒についた矢先に、斯る統合問題が惹起することは、現在富士演習場使用協定に本質的な影響を与えることになるので絶対に回避いたしたい。
2. 沼津海浜訓練場は東富士演習場とはその使用目的、使用形態が基本的に異なるものであること。
なお、管理形態も相違すると推測されるものである。
3. 沼津海浜訓練場は東富士演習場とは地理的に遠隔地にあること。

以上

調 第 333 号

昭和45年12月16日

御殿場市長 様

静岡県企画調整部長 印

沼津海浜訓練場の使用転換等について

このことについて、横浜防衛施設局長から別添のとおり意見回示方の依頼がありましたので貴職におかれてはご検討の上ご意見をご回示願います。

160 防衛施設庁重要会談協議録 1980・3・31

県立中央図書館

東富士演習場重要文書類集編集委員会

『東富士演習場重要文書類集 下巻』御殿場市役所、1983・3・11、369～372頁

防衛施設庁重要会談協議録

開催日時：昭和55年3月31日15時より

開催場所：防衛庁大講堂

議長：森静岡県生活環境部長

出席者

国側：古賀防衛施設庁次長 外

地元側：御殿場市、裾野市、小山町、東富士演習場地域農民再建連盟、権利協定当事者

立会人：衆議院議員 勝間田清一氏

議題：昭和55年3月31日行政・土地・入会協定当事者協議会で指定した次の事項

〔中略〕

第5議題：国有入会地使用協定における文言「入会慣行」を「入会権」と読み替えることに関する事項

（要点）

1. 入会地の整備について

2. 東富士固有入会地における入会権問題に関する調査研究について

（国の見解）

1. 入会地の整備について：国と地元が協力して、入会地の緑化のために草生改良事業を昭和55年度から実施することを始め、入会補償における対地集団方式の問題、防災林等の管理協定の問題及び入会道の保全などの諸事項に関し、入会地における現実的な内容の整備に努める。

2. 東富士国有入会地における入会権問題に関する調査研究について、3次協定の締結に際して開催された大臣会談で、昭和48年3月13日最高裁判決において、大正4年3月16日の大審院の判例が変更されたことにより、国有地上の入会権に関する客観情勢が変化したことを確認した経過に基づき、国及び地元が双方協議するところにより、学識経験者を選定のうえ、その参加を得て、速やかに共同で調査研究し、入会権と表示するこ

との条件が確認されたときは、協定にいう入会慣行を入会権と読み替えるものとする。
（関連事項）連盟は、国の見解に対して、更に、次の事項を意見として申し入れた。

1. 入会地の整備においては、草地改良、造林などをもって、富士山麓の大緑化運動の展開を期待する。
2. 入会権確認調査のための学識経験者の選定については、国側と地元側が等数を推挙し、所要費用は国費をもってする。〔後略〕

第4章 臨調行革と地域自治体

第1節 第二臨調行革・臨時行政改革推進審議会と県計画

161 〔県新総合計画の骨子〕 1987・1・29

『静岡県新総合計画 豊かな心と活力ある社会をめざして
—21世紀へのみちづくり—』、1987・3、はじめに～41頁

はじめに

県民だれもが、健康で生きがいにみちた、幸せな毎日を送ることは私の最大の願いです。

21世紀が目前に近づいていますが、国際化、情報化、技術の高度化、高齢化など私達を取りまく社会経済環境は大きく変わろうとしています。

こうしたなかにおいて、私達は、豊かで活力ある静岡県づくりを進め、本県の一層の発展を図っていかねばなりません。これからの10年間は、このための大変貴重な期間であると考えられます。

このため、県では、静岡県総合計画審議会の答申に基づき「豊かな心と活力ある社会をめざして—21世紀へのみちづくり—」を基本目標とした静岡県新総合計画を策定いたしました。

この計画は、21世紀へ向けての新しい静岡県づくりを進めるにあたってのこれからの10か年間の指針となるものであります。この計画の実現に向けて、県民の皆様をはじめ、国や市町村のご理解を得ながら最善を尽くしてまいり所存でありますので、一層のご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたりまして、多大なご協力をいただいた総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に対し厚くお礼を申し上げますとともに、今後も引き続きご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

昭和62年1月

静岡県知事 齊藤滋与史

序章 計画の策定にあたって

〔前略〕

4 昭和70年の基本指標

〔前略〕

（４）土地利用

昭和50年代においては、県土の有効利用を図るため、国土利用計画（静岡県計画）や静岡県土地利用基本計画を策定するなどにより、計画的、効率的な利用の推進に努めてきたところである。

県土の利用状況は、昭和57年において、農用地 993km²（12.8%）、森林 5,036km²（64.7%）、宅地 488km²（6.3%）、水面・河川・水路 318km²（4.1%）、道路 294km²（3.8%）等となっている。

今後10年間ににおいては、引き続き人口の増加が見込まれ、都市化の進展、経済社会活動の拡大が見込まれるので、土地需要の適切な調整により県土の有効利用を図っていく必要がある。また、利用度の低い土地や未利用地については、地域特性に応じた適正な土地利用を進める必要がある。〔以下略〕

第1章 基本構想

第1節 静岡県の現況

〔前略〕

（２）社会基盤

本県は、東海道メガロポリスのほぼ3分の1の長さを占め、東西の物資や文化の交流の拠点としての地域特性を活かしながら、独自の社会的、経済的諸活動を展開している。海岸部に近い平野部には、沼津、富士、清水、静岡、浜松の中核的郡市を中心に帯状型に都市群が成り立ち、その周辺には、特色ある産業活動を展開する農山村が形成されている。また、本県は、自然的、社会的諸条件から、東部、中部、西部の3つの圏域にわかれ、それぞれ地域特性を活かしながら、均衡のとれた発展を続けている。しかしながら、農山村地域のなかには、地形や交通条件などから経済活動等の面での制約を受け、過疎問題が生じているところもある。

社会基盤のうち、交通体系の整備状況をみると、東名高速道路及び東海道新幹線の高速交通網をはじめ、国道1号、東海道本線など東西交通幹線が早くから整備されてきた。しかしながら、近年における生活圏の拡大や交流の活発化に伴い、それぞれの整備拡充が急がれている。また、都市と農山村地域を結ぶ道路の整備も求められている。

さらに、本州の内陸部や日本海沿岸地域と本県を結ぶ中部日本横断自動車道や三遠南信道路構想とともに、空港整備構想の推進など新たな高速交通ネットワークづくりも課題となっている。

清水港、御前崎港、田子の浦港などの港湾については、地域特性を発揮した物流拠点としての整備を進めることが望まれている。

次に、生活環境についてみると、それぞれの地域で活力と個性あるまちづくりが進めら

れているが、全国的水準からみて低位にある下水道、都市公園の整備拡充と併せて、新しい都市拠点の整備や都市景観を美しくするための施策の展開等が求められている。

また、広大な森林地域や海洋空間について、多面的な利用を検討していくことも、21世紀に向けての課題となっている。

一方、昭和51年に東海地震説が発表されて以来、県民総ぐるみの地震防災対策が進められてきたが、今後とも一層の強化を図っていく必要がある。〔以下略〕

第6節 計画の推進のために

（1）開かれた県政の展開

この計画を着実に進め、21世紀に向けて活力ある静岡県を築いていくに当たっては、県政に対する県民の理解と積極的な参加を得、県民と行政が一体となった取り組みが必要である。

また、県民にとってより良い魅力ある地域社会を形成していくには、県民の声を十分に聴き、地域の実情に即した効果的な施策展開を図っていくことが必要である。

さらに、著しく変化する社会経済環境に的確に対応した県政を進めていくためには、県民の知恵と活力を最大限に活かすことが求められている。

このため、開かれた県政を積極的に推進していくこととし、次のような課題に取り組んでいくこととする。

- ・県民の県政への理解と信頼を増進するため、昭和64年度を目途に、「情報公開制度」の実施に向けて準備を進める。
- ・県民と行政が話し合う機会や県民が県政へ参加する機会の拡充に努める。
- ・県政の広報・広聴機能の充実を図る。

（2）効率的な行財政運営の推進

地方行財政を取りまく環境は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれるが、行政に対する県民のニーズは多様化、高度化していくものと予想される。

これらに適切に対応するため、財政状況を的確に把握し、費用と効果を検討するなかで、緊急度、優先度の高いものから事業内容の具体化を図っていくこととする。

また、各種の施設整備に当たっては、その適正配置や機能の複合化等についても配慮するものとする。

さらに、行財政運営について絶えず見直しを行い、行政組織の改善や事務の簡素、効率化に努めるものとする。

（3）国・市町村等との連携

県づくりを効果的に推進していくためには、県民生活に最も身近な行政を行う市町村や

広域市町村圏と県とが適切に機能を分担しながら、相互に連携協調し、一体となって行政を進めることが必要である。

また、基幹交通網の整備が進み、県域を超えた住民の交流が活発になっており、隣接県や関係市町村との緊密な連携を図ることも必要である。

さらに、国と十分に連携を図った政策運営を進めるため、国と県との役割分担を明確にしつつ、国に対し、県土の実情に即した政策、制度の運営を求めるとともに、県づくりのための積極的な支援協力を要請することとする。

(4) 民間活力の活用

厳しい行財政環境のもとで多様な県民ニーズに対応していくためには、社会資本の整備や教育、福祉などさまざまな分野で民間の活力や創意工夫を積極的に活かしていくことが必要である。

この計画に盛り込まれた諸施策を推進していくに当たっては、このような民間活力の活用配慮するとともに、それが十分に発揮されるよう規制の緩和等について国への要請を行うなど、その環境づくりを進めていくこととする。〔後略〕

162 『静岡県新総合計画中期発展プラン』〔抄〕 1992・1・28

『静岡県新総合計画中期発展プラン 豊かな心と活力ある社会をめざして
—21世紀へのみちづくり—』、1992・3、10～43頁

第1章 基本構想

1 静岡県を取り巻く社会経済環境の変化

新総合計画の策定時に想定した基本指標を見ますと、人口が予測をやや下回る伸びとなっていますが、経済、土地利用は、おおむね予測に沿った動きを示しています。

また、21世紀に向かっての社会経済環境の変化については、国際化、情報化、技術の高度化、経済構造の変化、高齢化が策定以後も引き続き進展しているほか、環境問題への関心の高まりや女性の社会進出、県民意識の多様化が顕著になってきています。

さらに、活力に満ちた地域づくりの活発化や本県における各種大規模プロジェクトの具体化など、新たな動きも生じています。

(1) 基本指標の動向

本県の人口動態は、昭和40年代から続いていた社会動態の減少傾向は増加に転じたものの、昭和60年に4万4千人であった出生数が平成2年には3万7千人になるなど、自然増加の低下傾向は依然として続いています。

このため、総人口の増加率は、昭和60年以降低下傾向にありましたが、最近の外国

人の急増により、その傾向に変化が見え始めています。

労働力人口は、女性の社会進出などに伴って着実に増加傾向が続いており、産業別の就業者数では、第3次産業従事者の増加が目立っています。

また、本県経済の動向をみると、昭和60年度から平成元年度までの実質経済成長率が、国を上回る高い水準で推移するなど、民間設備投資と個人消費支出に支えられて景気の拡大が進んできましたが、ここにきて、先行きが不透明なものとなっています。

〔以下略〕

(2) 新総合計画で示した社会経済環境の変化

新総合計画において、21世紀に向かった社会経済環境の変化として示した国際化、情報化、技術の高度化、経済構造の変化、高齢化は、ますます顕著になってきています。

わが国の国際的地位が向上し、同時に国際間の依存関係が一段と緊密化する中で、産業をはじめとする多様な分野でグローバル化が進展し、国のレベルはもとより地域における国際交流もますます活発化してきています。本県においても、外国人登録者数が、昭和60年の約1万人から平成3年末には、3万9千人となるなど、国際化は確実に進展しています。〔中略〕

一方、高齢化については、老年人口比率が、昭和60年の10.3%から、平成2年には12.1%に上昇しています。また、出生率の低下など高齢化の進行を加速させるような状況も顕在化してきており、今や、高齢化は単なる福祉の問題としてだけでなく、社会全体のあらゆる分野にわたる重要な課題となってきています。

■グローバル化

経済、金融などが、世界的規模で有機的に結合し同質化すること。

(3) 最近の社会経済環境の動き

1 県民意識・ライフスタイルの変化

近年、物的な豊かさよりも精神的な豊かさを志向する傾向が強まってきている中で、県民の意識やライフスタイルも、心の豊かさをより重視する方向への転換が進んでいます。

(ゆとりとうるおいのある生活の重視)

ここ数年来、経済規模の拡大にもかかわらず、進まない都市生活基盤の整備、労働時間の長さなどから、生活に「豊かさの実感」が伴わないといわれるようになってきました。

本県においても、下水道や公園など日常の生活と関わる社会資本の整備を望む声が強まってきました。

また、週休2日制の導入などによる自由時間の増大に伴い、県民の文化・学習活動、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動等への参加や高齢期における生きがいを模索す

る動きも活発化してきており、今後、生活面では、レジャー・余暇生活に力点を置きたいと考える県民が増加しています。〔中略〕

（環境問題への関心の高まり）

オゾン層の破壊や酸性雨による森林の被害など地球規模で環境破壊が進み、人類の生存基盤に対し、深刻な影響を与えつつあります。

また、身近な生活の中でも、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、自動車の騒音や排出ガス、生活排水による河川汚濁など都市・生活型公害が増大し、里山、水辺などの身近な自然の減少も目立ってきています。〔中略〕

（子どもを取り巻く環境の変化）

教育や住宅事情などによる経済的、精神的負担の回避、女性の晩婚化などを背景に少子化傾向が進み、本県においても、昭和60年に1.84であった合計特殊出生率[■]が、平成2年には1.60にまで低下しました。

〔中略〕子供が成長する過程で学んでいく、思いやりの心や自然を愛する心、連帯感などをかん養するための環境整備が大きな課題となってきたほか、長期的な観点からの出生率の低下への対応が求められています。

■合計特殊出生率

その年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数。一人の女性が一生に生む平均子供数とも考えられる。

（女性の社会進出）

女性の高学歴化、育児期間の短縮などにより、女性の社会に対する意識、行動の変化が進み、精神的にも社会的、経済的にも女性の自立性が高まっています。

これに伴い、女性の就業者は増加を続け、これまで男性中心とされてきた職種への進出、地域活動、生涯学習への積極的参加が目立っており、とりわけ経済活動や日常生活において、商品、サービスなどに対する女性のソフトで多彩な感覚が、新たな社会生活や消費生活をリードする時代を迎えております。〔以下略〕

2 活力に満ちた地域の形成

〔前略〕

（個性ある地域づくりの進展）

昭和50年代後半からの東京圏への高次都市機能の一極集中と人口の再集中は、60年代に入り、東京圏における地価の高騰をはじめとする諸問題を改めて顕在化させる一方、地方の活力の相対的な低下という大きな問題をもたらししました。〔中略〕

（首都機能分散の動きと受け皿づくり）

人・もの・情報などの東京への一極集中により生じた、地価の高騰、東京圏と地方の格

差の拡大など様々な問題に対応するため、政府機関や国会の地方移転についての決議など、首都機能分散のための検討が始まっています。

本県では、利便性の高い交通アクセス、恵まれた自然条件などを背景に、これまでも富士山麓や浜名湖周辺地域が首都機能移転の候補地として提唱されるなど、移転先にふさわしい社会的、自然的条件を備えています。〔以下略〕

2 21世紀初頭のしずおか

〔前略〕

(1) 21世紀初頭における本県の望ましい姿

〔前略〕

くらし・文化 “生涯しあわせ県しずおか”の実現

生活全般の豊かさを経済成長の成果が支える中で、真の豊かさを実感できる社会の形成、うるおいにあふれ、安心して暮らせる生活環境の整備、健康づくり・福祉施策の充実、静岡文化の創造などが進み、県内のどの地域においても、県民すべてが豊かで、質の高い生活を享受できる“生涯しあわせ県・しずおか”が実現します。〔中略〕

産業 “創造的新産業県しずおか”の実現

多彩な産業の展開や新たな技術の導入を背景に、産業と本県の持つ豊かな自然空間、歴史・風土、文化の融合が図られ、国際的にも通用する「しずおかブランド」の確立、創造的技術開発拠点の形成、生活文化に根ざした新たな産業の集積などが進展し、世界に誇りうる“創造的新産業県・しずおか”が実現します。〔中略〕

基盤 “交流中枢県しずおか”の実現

空港の開設、東西を結ぶ交通幹線と南北方向の幹線道路の建設による「格子型ネットワーク」の形成、さらに、港湾機能の整備・充実、都市と農山漁村が融和した地域づくりなどにより、東京圏、関西圏、名古屋圏に次ぐ独自の圏域の構築が進み、国内外における人・もの・情報の交流の中核となる“交流中枢県・しずおか”が実現します。

〔以下略〕

3 21世紀に向けての本県の課題と対応

本県が、恵まれた自然的、地理的、社会的な条件を活かして立地優位性の維持向上を図りながら、一層の発展を目指していくためには、21世紀初頭の本県の望ましい姿をイメージし、その実現に向けて、社会資本の整備はもとより、産業、福祉、医療、教育、文化など幅広い分野において多様な施策を展開し、国内外に開かれた「21世紀のモデル県」となるような県づくりを進める必要があります。

このような視点に立ち、同時に、これまでに示した国際化、情報化、高齢化、県民意識・ライフスタイルの変化など本県を取り巻く社会経済環境の変化なども踏まえながら、豊か

で活力ある県づくりを進めるため、ここでは、21世紀に向けて、本県がとくに重点的に取り組むべき課題と対応の方向を提示します。〔以下略〕

I ゆとりあるライフスタイルづくり

〔前略〕

①新しい静岡文化の創造

県民が身近なところで、気軽に美術、音楽、映画、演劇などの芸術と接する機会の充実や県民自らが創作に携わる場の整備、さらに本県の歴史、風土、伝統等に根ざした、暮らしに息づく文化の醸成と次代への伝承などが大きな課題となっているほか、全国レベル、国際レベルの多様な文化芸術活動を展開する拠点の整備も急がれています。

このため、静岡県文化財団の充実、各種文化事業の振興、伝統工芸・芸能の保存、振興などを図るとともに、若手芸術家の育成、県民一人ひとりの文化活動の支援などを推進します。

また、県民文化創造のシンボルである音楽公園の整備、ロダンの彫刻作品を展示する美術館分館の建設をはじめとする県立美術館の充実、博物館や茶文化の拠点、能楽堂など、だれもが自由に質の高い文化に触れ、創造に参加できる場の整備に努めます。

さらに、職、住、遊など様々な生活領域で、より良い生活を求める県民のニーズに応え、より質の高い生活文化の実現に努めるとともに、文化産業の育成や文化の視点を重視したまちづくりを進め、新しい静岡文化の創造を目指します。

②全県“居ながらリゾート”の形成

自然環境の保全との調和を図りながら、本県の持つ豊かな資源を活かした多様なリゾート地づくりが求められています。また、県民が身近に気軽にスポーツを楽しむことのできる環境の整備やスポーツ王国静岡の実現を目指した競技スポーツ拠点の整備なども課題となっています。

このため、「にっぽんリゾート・ふじの国」構想、「伊豆観光21世紀プラン」などの推進を図りながら、全県にわたって多彩なリゾート・レクリエーション機能の整備を進めるとともに、これらのネットワーク化を図ります。〔中略〕

③生涯学習活動への参加促進

自己啓発、趣味、技術革新に対応した知識・技術の習得など、県民の学習意欲は、今後、ますます高まっていくものと予想され、これに対応して、県民がいつでも、どこでも、必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

このため、学校教育の一層の充実を図るとともに、高等教育機能の充実、高等学校・大学の開放、生涯大学の充実など学習機会の拡充や生涯学習センター、生涯学習情報提供システムの整備などを進めます。

④自由時間の拡大の促進

わが国の労働時間は、依然として欧米先進諸国を大幅に上回っており、生活の豊かさを実感できな〔い〕要因の一つとなっています。労働時間の短縮は、生活のゆとりを生みだし、多様性に富んだ創造的な県民生活の実現を目指すためにも必要です。

このため、経済基盤の充実を進めながら、自由時間拡大に対する県民の合意形成を図る中で、週休二日制、長期休暇制度などの拡大を積極的に促進します。

⑤個性豊かな消費生活の確立

身近に“もの”が溢れ、商品、サービスがますます個性化、多様化する中で、商品の安全性、販売方法をめぐるトラブル、内外価格差などの問題が発生しています。また、環境問題への関心の高まりとともに、リサイクル活動など省資源・省エネルギーに対する消費者の自発的活動は、今後、一層活発化していくものと思われます。〔中略〕

⑥男女共同参画型社会の形成

社会が成熟化する中で、女性の社会全般への関わりはますます増大し、今後、産業分野はもとより、生涯学習、ボランティア活動などあらゆる分野へ女性が積極的に参加していくことが予想されます。

このような中で、従来の固定的な男女の役割分担や行動に対する意識の是正を迫られており、女性が性によって差別されることなくその個性と能力を十分に発揮し、男女が共に自立し、協力し合う社会づくりが急がれています。

このため、男女平等観に立った学校教育の推進、県民の意識の啓発、育児休業制度の普及など働く女性のための環境づくり、政策決定の場への女性参加を進めるとともに、婦人のための総合センターなどを拠点とした女性の社会活動の支援、公的活動への参加促進を図ります。

Ⅱ いきいきと暮らせる健康・長寿社会づくり

〔前略〕

④福祉・保健医療基盤の整備

地域福祉や在宅福祉の充実とともに、要援護者の福祉の向上のためには、社会福祉施設、保健医療施設の整備・充実を図ることが重要です。

このため、援護を必要とする人々の動向や地域的バランスに配慮しながら、特別養護老人ホーム、在宅介護支援地域センターなどの社会福祉施設の整備を推進します。

また、県立総合病院、県立こども病院などを中心とする医療機関、高度医療設備、救急、へき地医療体制の整備を進めるほか、県民総合健康センター（仮称）、市町村保健センターなど保健基幹施設を計画的に整備し、福祉と保健・医療が一体となった地域サービスネットワークの形成に努めます。

さらに、福祉、保健・医療サービスを支えるホームヘルパーや看護婦等医療従事者などマンパワーの確保、育成を推進するとともに、福祉と保健・医療面の強化を図るため、医療福祉系の短期大学など高等教育機関の整備・充実を進めます。

■マンパワー

労働力、人的資源のこと。

Ⅲ うるおいのあるまちづくり

〔前略〕

③水と緑の有効活用

（水辺の整備）

近年、水辺の持つ価値が再認識されており、今後はまちづくりにおいても、都市住民にうるおいとやすらぎをもたらす空間として、水辺を積極的に活用していく必要があります。

このため、治水機能の充実を図りながら、河川、海岸環境の整備を進めて、うるおいとやすらぎのある水辺空間づくりを推進するとともに、下水道整備と併せ、河川、湖沼などの水質浄化や地下水・湧水の保全に努めます。

とくに、本県の貴重な財産である浜名湖については、水辺の整備、資源の活用、良好な環境の保全、さらに快適な環境の創造のため、財団の設立や水産試験研究機関の整備などを行いながら、浜名湖を総合的に研究する体制づくりの検討を進めます。

（公園等の整備）

うるおいあふれるまちの実現を図るには、公園や緑地などの緑の環境づくりが重要です。

このため、引き続き、愛鷹広域公園、遠州灘海浜公園などの広域公園や自然公園、森林公園の充実を図るほか、新たな公園として、こどもの国や大規模スポーツ公園、音楽公園などの整備を推進します。また、国際交流、科学技術など新たな視点を取り入れた公園の整備についても検討を行うとともに、市町村における特色ある中核的公園整備の促進、県民が身近に利用できる公園や広場の充実、都市近郊の山林を利用した公園や散策路の整備などを進めます。

④下水道等の整備

健康で快適な生活を確保するとともに、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで欠くことのできない下水道については、今後とも、その整備を積極的に推進する必要があります。

このため、静清、西遠などの流域下水道の整備、市町村が行う公共下水道整備の促進、さらに、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及などに努めます。

Ⅳ 21世紀の静岡を担う人づくり

〔前略〕

①家庭、学校、地域の教育の充実

社会経済環境の変化が進展する中で、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人材の育成が大きな課題となっており、個性を重視し、創造性と思いやりの心を育む学校教育や、人格形成の基礎を身につけるための家庭教育の充実が求められています。

このため、基礎的、基本的な学習内容の定着、ゆとりある教育、多様な学習方法の開発などを進めるとともに、家庭教育の充実を図るほか、地域社会の一員として社会的な役割を果たすことのできる人材の育成に努めます。〔中略〕

②特色のある高等教育機関の整備・充実

大学などの高等教育機関は、人材の育成はもとより産業技術開発や地域づくりなどにも貢献し、地域からの期待も大きいことから、今後はますます地域との連携を図っていくことが重要です。

このため、大学・大学院の整備・充実に努めるとともに、新たな大学への対応を図るなど、新しい時代にふさわしい、個性豊かで特色のある高等教育機関の整備・充実に努めます。

また、産・学・官が共同した研究体制の充実や県民の旺盛で多様な学習意欲の高まりに対応した大学の地域への開放などを進めます。

③生涯学習活動の環境整備

〔前略〕人生の初期段階の乳幼児期の教育や学校教育の一層の充実をはじめ、学校開放、生涯大学の開催などによる多様な学習機会の充実、図書館、美術館などの整備を進めるとともに、生涯学習情報を提供するシステムの整備や職業能力開発の場の整備を進め、人生のあらゆる段階で学習活動ができる環境を整備します。

④国際性豊かな人づくり

〔前略〕学校教育をはじめ、自主的な学習活動などあらゆる機会を通じて、日本や諸外国の歴史、伝統、文化について学ぶとともに、意思の疎通を向上させるための語学力、表現力などを身につける国際理解のための教育を推進します。

また、県立大学の活用による人材の育成、青年や婦人の海外派遣研修など研修機会を通じて、国際性豊かな人づくりのための地域のリーダーを養成します。

⑤産業を担う人材の育成

（次代の農林水産業を担う人づくり）

本県の農林水産業は、産地間競争の激化、市場開放、次代を担う後継者の不足など厳しい局面を迎えています。

このため、特色ある産地づくり、新技術の開発と導入などによる農林水産業の高付加価値化や競争力の強化に努めるとともに、各種の試験研究機関や後継者養成機関の一層の充実に努め、産地を担う経営感覚に溢れた人材の育成を図ります。

（企業家の育成）

産業技術の高度化、経済のボーダーレス化が進展する中で、本県の多彩な産業を育てていくためには、旺盛なチャレンジ精神に溢れ、時代感覚を備えた経営理念を持つ企業家が求められています。

このような企業家を積極的に育成するとともに、官民が共同して、将来の県の産業をリードする企業の誕生から独り立ちまでを支えるインキュベーター機能の充実などを進めます。

（総合的な人材確保対策の推進）

最近、本県では入手不足が深刻化していますが、出生率の低下に伴い、若年労働力の確保は、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

このため、“職、住、遊、学”が一体となった魅力ある地域づくりを進めるとともに、Uターン希望者への情報提供体制の整備など総合的な雇用情報サービス体制の整備、産業技術の高度化などに対応できる新しい技術の提供や職業能力の開発に努め、優れた技能を持つ人材の確保・育成を図ります。

■ボーダーレス

人、マネー、情報等が、国境にとらわれることなく、自由に移動すること。あらゆる面で国境がないこと。

■インキュベーター

研究開発企業等に対し、資金、施設などを援助し、新たな産業創出を図ること。本来は、ふ化器、保育器の意。

V 地球にやさしい環境づくり

〔前略〕

①自然環境の保護・保全と復元

〔前略〕本県には、わが国のシンボルである富士山をはじめ、南アルプス、浜名湖、海岸線などの優れた自然環境が豊富に存在しています。これらは、次代に引き継ぐ極めて貴重な自然資源です。

このため、自然環境保全のモデル県を目指して、自然環境保全地域の指定などにより、その保護・保全に鋭意取り組みます。

〔中略〕

④省資源・省エネルギー対策の推進

〔前略〕資源、エネルギーの消費を極力抑制しながら、エネルギーの安定的な確保を図るとともに、太陽熱などのクリーンエネルギーの利用、廃棄物や下水処理水の再利用、建設工事からの発生土や建設廃材等の活用、都市廃熱等の未利用エネルギーの有効利用を推進するなど、県民、企業、行政が一体となり、地域における生産、消費活動を循環的なシステムに転換していくよう努めます。

■都市排熱

ビル、地下鉄、工場、ごみ焼却場などから排出される未利用の熱。その有効活用の必要性が高まっている。

⑤地球環境保全のための国際協力体制の充実

〔前略〕本県としても国との連携を図りながら、地球環境問題に対する調査・研究体制の充実を図るとともに、開発途上国からの技術研修生の受入れや技術者の派遣などを進めます。〔中略〕

Ⅵ グローバリゼーションに対応した創造的産業県づくり

〔前略〕経済の国際化への的確な対応、多彩な産業を支える基盤づくり、新たな先導産業の育成、創造的な技術開発の振興、産業間の連携強化などに積極的に取り組みます。〔中略〕

③創造的技術開発の推進

〔前略〕科学技術振興財団の充実、工業技術センターや農林水産関係の各種試験研究機関の整備・充実、民間研究開発機関などの誘致、技術研究開発への支援、産・学・官の技術開発交流、異業種交流、海外をも含めた地域間交流などを推進し、本県産業の技術力の向上を図ります。

また、新分野の開拓に対する積極的な支援に努めながら、新たな産業を創造する環境づくりを進めます。

さらに、第1次産業から第3次産業までを含めた試験研究、調査研究機関相互の有機적連携を深め、産業を支える頭脳のネットワーク化を推進します。

■産・学・官

産業界と大学、行政が緊密な関係をもって研究開発などを行う場合に、それぞれの主体を一括する呼称。

④産業の基盤づくり

技術の高度化、情報化、国際化などが急速に進展する中で、地域の特色を活かした産業の高度化、高付加価値化が求められています。

（農林水産業）

〔前略〕先進的経営体や生産組織の育成、消費者ニーズに対応した生産加工流通体制の整備、需要拡大と販売体制の整備などを進めます。

水産業については、国際漁業規制の強化などの環境変化に対応して、漁港施設や漁場の整備、つくり育てる漁業の推進、生産加工流通体制の整備などを進めるとともに、試験研究体制の充実に努めます。

（商工業、その他の産業）

「浜松地域テクノポリス」、「富士山麓研究産業集積ゾーン」、「遠州田園地域産業集積ゾーン」など高付加価値型産業集積地づくりを進めるとともに、国際的な総合流通拠点の整備など、物流機能の強化、交通・情報通信ネットワークの充実に努めます。

サービス産業については、情報処理産業におけるシステムエンジニアや観光産業を支え

る人材の育成機能の強化や、国際化、情報化に対応した産業基盤の整備などを進めます。

■システムエンジニア

コンピューターのシステム分析やシステム設計をする人のこと。

⑤産業と文化の融合化

〔前略〕茶、花、食などの文化の振興と結びついた農林水産業の育成、地域に根ざした伝統工芸産業の振興、魅力あるまちづくりの視点を重視した商業施設の整備を進めるとともに、地場産業の発展の拠点となるデザインセンターやファッション・コミュニティセンターへの支援体制の拡充を図ります。

Ⅶ 国内外に開かれた交流基盤づくり

〔前略〕

④港湾の整備

国際化、産業構造の変化などに伴う物流構造の変化や船舶の大型化が進展しており、清水港、御前崎港、田子の浦港の港湾機能の充実に努める必要があります。

清水港については、国際港としての地位を確保するため、早急に拡張整備を行います。また、開発余地が残されている御前崎港を国際貿易港として整備し、清水港などと併せ駿河湾全体の物流容量の拡大を進めます。

さらに、「空と陸と海」の総合的な交通体系形成の一環として、他圏域からの本県へのアクセスを含む駿河湾を中心とした新たな海上交通ルートの整備を進めるとともに、近年、ウォーターフロント[■]の有効活用が求められていることから、フィッシャーマンズワーフ[■]等の商業施設や、マリーナ、緑地の整備などを推進します。

■ウォーターフロント

河川や海岸線のことで、近年、水と親しめる空間に開発することが進められている。

■フィッシャーマンズワーフ

マリンレジャー施設、レストラン、宿泊施設などを岸壁付近に整備した漁港。本来は、漁師の波止場の意。

⑤物流拠点の整備

〔前略〕本県においても、静岡空港や第二東名自動車道等の高規格幹線道路、清水港などの港湾を中心とする交通ネットワークの整備との連携を図りながら、既存の物流拠点の高度化や交流結節点に新たな拠点づくりを進め、国際的な物流機能の強化に努めます。

〔中略〕

Ⅸ 特色あるふるさと農山漁村づくり

〔前略〕豊かな自然空間や地域の特性を活かした施策を積極的に推進しながら、農山漁村の生活環境基盤の整備に努めるとともに、都市と農山漁村の交流を促進します。

①快適で個性豊かなふるさとづくり

第四次全国総合開発計画が打ち出した多極分散型国土の形成に呼応して、近年、市町村や地域住民の自主的な組織が、地域経済の活性化や個性的な地域づくり、郷土意識の醸成に積極的に取り組む動きが強まっています。

こうした動きを踏まえ、産業・文化・歴史資源などそれぞれの地域の特性を活かし、全国に向かって魅力的な地域固有の情報を発信できるような地域づくりを支援するとともに、そのためのリーダーの育成に努めます。

また、都市との交通ネットワークづくり、地域の特色を活かした産業の振興、生活環境基盤の充実などを引き続き進めます。

②都市と農山漁村の交流促進

〔前略〕農業公園や森林公園、海浜公園などの整備を計画的に推進するとともに、市民農園の整備、朝市など、都市住民と農山漁村住民との多様な交流の場づくりを推進します。

また、自然環境の保全に努めながら、伊豆、富土地域などで、良質なリゾート空間の整備を促進します。

③過疎地域、半島地域の振興

〔前略〕生活・交通・産業基盤の総合的な整備を図るとともに、地域を担う人材の育成や都市住民との交流の促進に努めるなど、地域資源や伝統文化を活用した振興に取り組みます。

④地域経済の活性化

〔前略〕主要産業である農林水産業の展開や、いわゆる1.5次産業の育成、計画的な工業導入など、地域の特色を活かした多彩な産業の展開を図るとともに、首都圏に近接しているという本県の優位性を活かし、各種研究機関の立地の促進などに努めます。

X 豊かな資源の活用と安全な県土づくり

〔前略〕総合的な土地対策、水資源の確保対策を進めるとともに、海域や森林など未利用空間の有効活用に努めます。

また、「安全な日常生活」の確保は、いつの時代にあっても県民共通の願いであり、引き続き、地震・火山対策、県土保全対策、交通安全の確保、犯罪の未然防止などを図ります。

〔中略〕

⑥災害に強い県土づくり

〔前略〕森林の保全など地域の特性を踏まえた適正な土地利用の誘導を図るとともに、治山や砂防事業による土砂災害の防止、ダムの建設、河川の改修による総合的な治水、海岸保全施設の整備など、県土保全対策を積極的に実施します。

⑦地震・火山対策の充実

〔前略〕防災訓練の実施など県民の防災意識の高揚を引き続き図るとともに、地震対策緊急整備事業による防災基盤の整備、国の予知観測への協力や観測機器の設置・更新など予知観測体制の強化、防災情報ネットワークの充実などを積極的に推進します。

⑧安心して暮らせる県民生活の確立

（交通安全の推進）

〔前略〕歩道や自転車道、照明灯など交通安全施設の整備、交通管理計画の導入、駐車場の整備、案内情報の提供など、多様な交通安全確保対策を進めるとともに、交通管制システムの充実による交通秩序の確立を図ります。

また、県民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、相手の立場を尊重することが重要であり、安全思想の一層の普及を積極的に推進します。

（防犯体制の確立）

〔前略〕とくに暴力団による犯罪の未然防止、発生した犯罪の早期解決、さらに、犯罪防止の基盤となる県民一人ひとりの防犯意識の啓発などに努めます。〔後略〕

第2節 自治体経営

163 〔静岡県の実行政改革への取り組み〕 1983・3・31

県議会事務局『静岡県議会の業績 第9巻』、285～287頁

県の行政改革推進

高度成長時代には、本県は、比較的税収入に恵まれた中で行政運営がなされてきたが、昭和48年秋のオイルショック後、深刻な財政危機に直面し、行政運営の質的転換が迫られ、行政の全面的改革が必要となった。

こうした中で、本県における行政改革は、昭和50年度から現在まで着実にその推進がなされてきているところである。

行政改革を推進するにあたり、昭和50年10月、副知事を会長として「静岡県行政対策委員会」が設置された。この委員会の委員には、各部長、教育長及び警察本部長となり、具体的事項の審議には、行政、財政、節約の3部会からなる幹事会を設け、各部長が構成員になっている。

3部会の内容は、組織定数、事務配分などは行政部会、予算、事業などは財政部会、経費の節約対策は節約部会で、それぞれ検討することとなった。（節約部会は、54年度まで検討を行った）

こうして、55年度までには、本庁、出先機関の再編成、振興センターの全県設置（8カ所）、

さらには、事務事業の見直し等が行われてきたのである。

国においては、56年3月、第2次臨時行政調査会が発足し、本格的な行政改革への取り組みが行われ、7月10日には、第1次答申として、財政再建のための緊急課題に対する答申が、また、57年2月10日には、第2次答申として、許認可等の整理合理化に関する答申が出され、さらに、7月には基本答申、58年3月には、最終答申を行う予定となっている。

本県においても、このような国の動向に呼応し、従来からの行財政対策委員会の活動を充実することとなった。臨時行政調査会を中心とする国の行財政改革に対応した幅広い検討を行うため、56年10月、6つの特別部会を設けると共に、これらの部会を連携し、現場の見直し改善を徹底するため、各部局に分科会を設けた。

それぞれの部会の内容は、次のとおりである。

特別部会	取りまとめ課	担 当 事 項
第 1	財 政 課	国の行財政改革の本県への影響評価と、分析、検討
第 2	人 事 課	許認可事務等の権限委譲及び移管、整理の検討
第 3	電子計算課	コンピューターの活用など職場事務の合理化、効率化の検討
第 4	人 事 課 財 政 課	施設管理業務等の外部委託適応業務の抽出と委託化の検討
第 5	学事文書課	審議会のあり方と改廃整理の検討
第 6	市 町 村 課	国及び県の行財政改革の情報伝達と市町村の改革支援

56年度において、見直し改善した主なものは、行政組織等の改善については、県民相談室、消費生活センター、公害防止センター、衛生研究所を、東・中・西の県民サービスセンターと衛生環境センターに再編成するなど、1室8出先機関を廃止し、1室6出先機関を新設した。また、各部局職員定数の一律1%削減を行い、新しい行政需要に対処すると共に、審議会についても3機関を削減することとした。

事務事業の見直しについては、国の行財政改革関連によるもの26件（県負担減936百万円）、県独自の見直しによるもの135件（県負担減837百万円）、合計161件を見直したほか、一般事務費の一律5%カット分を合わせると、総額で2,150百万余円の歳出節減となった。

また、条例規則についても見直しを行い、2条例1規則を廃止し、許認可事務権限の市町村移譲を推進し、さらに、財務会計事務の電子計算処理を出先機関分にまで拡大すると共に、基金管理業務など9つの新システムを開発するなどオフコンの積極的導入を含め、事務処理の機械化、簡素合理化を推進することとなった。

164 昭和50年度以降の行財政改革の概要 1985

県庁所蔵

県総務部財政課「静岡県行政改革大綱」

1. 事務事業の見直し

簡素で効率的な行財政システムの確立を図るため、事務事業全般について必要性、緊急性、効率性、妥当性等の観点から見直しを進めてきた。

毎年職員の創意工夫により改善を重ねてきた結果生み出されてきた財源は、時代に即応した新しい施策を展開するための財源に振向けている。

(1) 見直しの成果 (50～59年度)

ア	行財政改革の結果生み出された財源	2,096 億円
イ	生み出された財源の使途	
	基金積立増強	684 〳
	大規模施設充実	1,617 〳
	超過課税事業	960 〳

ウ 静岡県の財政運営及び基金の積立状況 (資料 P 1～2 [資料なし、以下同じ])

(2) 主な改革手法

ア 厳しい予算要求シーリングの設定

他の都道府県に先駆けて50年度より実施し、従来の青天井要求方式を改め、55年度には、マイナスシーリングを行った。

60年度の要求枠	投資的経費	0.95
	その他の経費	0.90

ただし、義務的経費、国庫関連経費、事務改善経費や県政の重点事業については必要額を要求できることとした。

(資料 P 3)

イ スクラップ・アンド・ビルドの徹底

3000余の個別事業の総てに、事業終了期限を設け、その都度、事業の見直しを行うとともに、各部局単位で一定数の事業廃止を義務づける等、高度成長時代に肥大化した事業を見直し、新しい行政需要への対応を図った。

㊦ 完了事業	116 本
廃止 〳	318 本 (各部局 20 本以上義務づけ)
新規 〳	369 本

(資料 P 4)

ウ 補助金等の整理合理化

- (ア) 零細補助金の整理
- (イ) 補助対象、補助率の適正化
- (ウ) 国庫補助への県単独付け増し助成の見直し
- (エ) 市町村の財政力を加味した助成制度の導入
- (オ) 融資制度への移行
- (カ) 補助金等の事務手続きの簡素化
- (キ) 統合、メニュー化または総合化の推進

(資料 P 5～7)

エ 新しい税財源の確保

- (ア) 法人県民税の超過課税の実施 (51 年 2 月)
 - ⑤⑥ 超過課税収入 254 億円
 - 社会福祉、保健衛生、中小企業、交通安全対策の財源に充当
- (イ) 法人事業税の超過課税の実施 (54 年 4 月)
 - ⑤④～⑥⑥ 超過課税収入 594 億円
 - 県及び市町村の地震対策事業の財源に充当
- (ウ) 核燃料税の実施 (55 年 4 月)
 - ⑤⑤～⑥⑥ 核燃料税収入 35 億円
 - 原子力安全対策事業に充当

オ 受益者負担の適正化

- 行政サービスと負担の公平化を図るため使用料、手数料については、3 年ごとにコストを見直すことをルール化した。
- ⑥⑥ 使手数料の改定 28 事業

(資料 P 8～9)

カ 経費節減の徹底

- (ア) 旅費の節約とグリーン料金の廃止
 - (イ) 県有自動車の 10%削減
 - (ウ) コスト意識の徹底
 - (エ) 省資、省エネ対策の推進
- 〔以下略〕

165 〔静岡県行財政改革大綱策定に関する県議会知事答弁①〕 1985・2・28

『県議会昭和 60 年 2 月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕次は、行政改革についてであります。本県におきましては、昭和五十年にいち早く行財政対策委員会を設置いたしまして以来、毎年度同委員会の検討結果を中心として、行政組織の簡素化、職員定数の適正化、事務・事業の見直しや民間委託等を行いまして、簡素で効率的な行財政の確立を図ってまいったものであります。職員定数を例に挙げますならば、本県の定数管理は自治省の示しておりますところのモデル定数と比較しても、極めて良好な状況でありまして、これまでの対策はそれなりの実績を上げてまいってきているところであります。今回示された行革大綱は、地方の行財政改革推進のガイドラインとなるものと理解いたしておりますが、その内容は、五十年から本県が実施し、または目標としてまいりました方向と基本的には一致いたしておりますので、従来の方針を堅持し、これをさらに積極的に推進していけばよいと再認識いたしているところであります。しかしながら、本県の行革をさらに推進し、真に実効あるものとするためには、国の関与や規制を排除することはまず不可欠でありまして、こうした改善がなされない限り、おのずから限界があるものと考えております。

推進体制の整備につきましては、議会の積極的な役割を期待しながら、民間有識者等から成る委員会を設置することが要請されているわけでありましたが、このことにつぎましては、県議会の御意見も伺いながら、よりよい現実的な方式について早急に検討してまいる所存であります。〔後略〕

166 〔静岡県行財政改革大綱策定に関する県議会知事答弁②〕 1985・7・3

『県議会昭和60年6月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕次は、地方行革大綱と県の取り組みについてであります。本県におきましては、常に行革という精神で、国に先駆けて昭和五十年に行財政対策委員会を設置いたしまして、行財政運営の簡素効率化、健全化等に努め、行財政改革を推進し、大きな実績を上げてきたところであります。

行財政改革を推進する二つの組織の役割と内容についてでありますけれども、行財政対策委員会につきましては、私自身が会長となりまして、副知事及び出納長を副会長、各部長を委員とする全庁的な組織に改組いたしまして、自治大臣通達にいうところの行革推進本部としての機能を持たせてまいりたいと考えております。また、今後この場を通じて、行革大綱の制定を初め、本県行財政改革の一層の推進について検討していく予定であります。また、新たに設置いたしました県行財政改革推進懇談会は、民間の有識者十六名の委員をもって構成いたしまして、行革大綱を策定するに当たりまして、真に県民のための行革が行えるよう、広く県民各界の御意見を伺うために設けられた組織でありまして、大綱

策定後もおおむね三年間くらいにわたりまして、本県行財政改革の推進につきまして自由で活発な御意見や御提案をいただいてまいりたいと考えております。

行革大綱に盛り込む内容につきましては、大綱方針に示されました、一、事務・事業の見直し、二、組織機構の簡素化、三、給与の適正化、四、定員管理の適正化、五、民間委託、オフィスオートメーション化等事務改革の推進、六、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化等の六項目の重点事項を中必に、県行財政改革推進懇談会の御意見を踏まえて、国の規制緩和等も含め、昭和六十年度から向こう三カ年間の行財政改革の基本的な事項を、大綱として八月末を目途に策定してまいりたいと考えております。

次は、各種規制の見直しと民間活力の推進についてであります。我が国が二十一世紀に向かって活力を維持してまいりますためには、国際的な協調関係を重視した対外政策の推進とともに、今後の厳しい社会経済情勢の変化に対応できるように、民間活力の一層の発揮が極めて重要であります。そのために民間の活動を阻害している規制を緩和することが不可欠であると考えております。私は、このような観点から、昨年の政府主催の全国知事会において、中曽根総理に対しまして、民間企業における経済活動に対する規制を緩和し、内需の拡大を図る必要があることを強く提言してまいったところであります。規制緩和は、多くは国政レベルの問題でありますけれども、行政の現場を担当し、民間の実態をより知り得る立場にありますところの県、市町村においても検討する問題も多いと考えまして、既に全庁的に検討を指示いたしているところであります。何といっても既に現状に合わないものがたくさん見られる法律あるいは政省令等五千数百本、それから機関委任事務、数えようによれば五百幾つ、細かく分けると千五百、許認可事務一万二千五百、それでも金縛りに縛りつけられているんです。手と足を縛ってクロールで泳げというようなことでやれるわけではない。こういったことを大胆に見直してもらいたいというふうに考えまして、実は庁内でそういった問題点を煮詰めさせているところであります。その結果を取りまとめまして、議論を重ねた上で、国に対しまして知事会を初めあらゆる機会を通して強く希望してまいりたいと考えております。〔後略〕

167 〔静岡県行財政改革大綱策定に関する県議会知事答弁③〕 1985・10・2

『県議会昭和60年9月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕次は、総合事務所化構想についてであります。従来行ってまいりました農林事務所や民生事務所などの出先組織の再編整備や、振興センターの管轄区域への整合化等は、県民サービスの向上、事務の簡素効率化を図るとともに、地域における特色ある農林業施策や福祉施策などを総合的ににバランスよく展開するため、それぞ

れの必要に応じて行ったものでありまして、行財政対策委員会において十分検討を重ねた上で、議会や関係方面の御理解を得て進めたものであります。したがって、総合事務所化をなし崩しに進めているというものではないというふうに御理解をいただきたいと思います。また、振興センター機能の強化につきましては、大規模地震等の非常時におきまして、迅速、的確な地域対応を行うために、権限を委譲せざるを得ないものであります。総合事務所化構想につきましては、現在進めております合同庁舎化の進捗状況や、行革大綱の具体化を勘案しながら、今後適切な時期におきまして、行財政改革推進懇談会を開催しながら検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、県政上大きな課題でありますので、具体的な検討に当たりましては、議会の御意見を十分伺いをいたしながら、進めてまいらなければならないものと考えているところであります。

次は、保健所の支所化に伴う対応についてであります。対人保健サービスの強化を図りますために、保健婦の増員や、許認可事務を円滑に遂行するために、窓口業務の手引書を作成するなど、行政サービスの低下を来さないよう努めてまいったところであります。さらに本年度は、特に全支所におきまして、衛生部長と職員と話し合う会を開催するなどいたしまして、本庁を初め、本所、支所間との密接な連携を図り、円滑な業務の推進に努力いたしているところでありまして、現時点におきましては、特に行政サービスの低下が生じているということは考えてはおりません。今後とも保健所の運営につきましては、保健所運営協議会等を通じまして、関係者の意見を拝聴し、行政サービスの向上に努めてまいりつもりでございます。ただ、職員が行ったり来たりと、御指摘の点は確かにあるようであります。これらにつきましては、昨日お話し申し上げましたニューメディアを使うことによって、いろいろな書類の電話による交換という形を検討させてまいれば片づく問題であろうというふうに思っており、そういう勉強もさせているところでございます。既にキャプテンシステム等で行われているのでありますから、静止的な活動であれば全然、今の電話線を通じて交流できるんです。そういうシステムの検討もいたしているところでございます。

次は、許認可事務の整理合理化についてでございますが、許認可事務の整理合理化のうち、法令や通達の改正を要するものにつきましては、全国知事会及び政府主催の全国知事会議の場などにおきまして、国に要望してまいりました。昭和五十八年十二月、行政事務の簡素合理化法が成立いたしました。この中では改善を要望していた事項のおよそ二割に当たる三十一件しか取り上げられておらないのであります。また、国の臨時行政改革推進審議会は、本年七月、許認可等の規制緩和を答申し、これを受けて、政府は九月に行革大綱を閣議決定をいたしましたのでありますが、その内容は、既に形骸化したものや軽微なものが多いのが実情であります。したがって、地方行政の自主性の確保のためにも、地方の権限を強化することにつながる実効性のある改善を進めるよう、今後も積極的に国に働き

かけてまいる所存であります。一方、県独自で改善いたしましたものは百十八件あるの
ありますが、そのうち六割五分に当たる七十七件でありまして、その内訳は、県内部の
出先機関への委譲が六十九件、市町村への委譲が八件であります。いずれにいたしまし
ても、許認可事務は県民の生活に直接かかわるものでありまして、県民の利便を第一に考
えますとき、今後とも県民の身近なところへ委譲することが望ましいと考えておりますので、
特に市町村への権限委譲につきましては、市町村の事務処理体制の整備状況や、経費負担
の問題等につきまして配慮をいたしながら十分協議いたしまして、相互理解のもとに進め
てまいりたいと考えております。〔後略〕

168 〔静岡県行財政改革大綱策定に関する県議会知事答弁④〕 1985・12・3

『県議会昭和60年11月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕行財政改革推進審議会の設置の問題についてであります
が、地方行財政を取り巻く環境は今後も一段と厳しくなっていくものと予想されますこと
から、さらに行革を推進していく必要があるわけであります。このため、国の臨時行政改
革推進審議会のような機関を設けるべきではないかという御提言であります。本年六月
に設置いたしました県内各界各層を代表いたしますところの委員十六名の方々から成る行
財政改革推進懇談会は、九月の意見書以後も解散することなく、引き続き県の行財政改革
大綱の実施について、進捗管理をしていただくことになっております。したがって、この
懇談会がいわば本県版行革審でもあり得ると考えているわけでありまして、今後この懇談
会に逐次本県行革の推進状況等を御報告いたしますとともに、その都度新たな御提言を
いただけるものと期待しているところであります。

次は、大綱の具体的な推進策についてのお尋ねであります。厳しい財政状況のもとで健全
財政を堅持してまいりますとともに、複雑、多様化する行財政事情に対応した施策を推進
してまいりますためには、引き続き既存の事業につきまして徹底した見直しを行い、行財
政の効率化、合理化を図ってまいることが必要であると考えております。このような観点
に立ちまして、六十一年度予算の見直し基準を策定したもので、特に民間活力の導入を重
点項目といたしまして、民間の経営手法や発想を取り入れるための工夫を求めることとい
たしておるわけであります。また、目標水準と進捗率との隔たりが大きい事業につきまし
ては、試行的な凍結や、休止等の見直しを図ることといたしております。

次に、事務・事業の廃止を行う場合には、歳出規模に制限をつけないで、その事業本数
まで県民のサービスの充実強化のための新規事業について要求できることといたしますな
ど、六十年度に比較いたしまして、かなりの積極性を求めたところであります。なお、行

政組織や職員定数など予算関係以外の改革事項につきましても、行財政対策委員会の行政部会で六十一年度の実施基準等を定めてまいりますとともに、これらを組織・定数の管理方針に盛り込み、各部局に通知したところでありまして、関係部局において具体的に改善策の検討を進めているところであります。

次は、総合事務所の問題であります。従来実施してまいりました農林事務所などの出先機関の再編成は、県民サービスの向上と事務の簡素効率化を図りますとともに、地域における特色ある農林業施策などを総合的に推進するために行ったものであります。また、振興センターにつきましては、各出先機関が縦割りで行う事務・事業を横断的に調整いたしてまいりますとともに、市町村との連携を深めてまいりますために設置いたしましたものであります。本年度は、今後予想されます大規模地震等の非常時に、迅速、的確に地域対応ができるようにいたしますために、権限を強化してまいりましたものであります。これらの措置は、いずれも行財政対策委員会で十分検討を重ねました上で、議会や関係方面の御理解も事前にいただいて進めたものでありますので、総合事務所化をなし崩しに進めていくというものではないということを御理解いただきたいと思います。総合事務所化の問題につきましては、現在進めております合同庁舎化の進捗状況や、行革大綱の具体化を勘案しながら、今後適切な時期におきまして行財政改革推進懇談会にお諮りしながら、検討してまいりたいものと考えております。いずれにいたしましても、県政上大きな課題でありますので、具体的な検討に当たりましては、議会の御意見を十分お聞きしながら進めてまいらなければならないものと考えております。

なお、定数につきましては、新たな行政需要に対しても増員することなく、事務・事業の見直し、OA化及び民間委託等を積極的に進めてまいりますとともに、職員の適正再配置によりまして対処してまいりまして、定数削減に努めてまいったわけではありますが、今後ともこの基本方針を堅持しながら、行革大綱に基づきまして、職員の適正再配置の手法としての一律一％削減及び再配当等を引き続き行い、適正な定数管理を確保してまいる所存であります。〔後略〕

169 『静岡県行財政改革大綱』〔抄〕 1985・9・24

県庁所蔵

県総務部財政課「静岡県行政改革大綱」

第1 静岡県の行財政改革について

社会経済情勢の変化に対応しつつ、厳しい財政状況のもとで、地方行政の自主性を発揮し、複雑多様化する行政需要に応じていくためには、地方公共団体自らが常に行財政のあ

り方を検討し、長期的な展望に立った県政の展開が必要である。

このため本県では、「常に行革」の精神で、過去幾度となく行財政改革を実施し、時代の要請に応えるべく改革をしてきた。特に、昭和50年10月に「静岡県行財政対策委員会」を設置し、行財政の体質改善及び職員の意識改革を重点課題として全庁的、組織的に強力に行財政改革に取り組むこととした。そして、今日まで、より一層の県民福祉の向上を目指した効率的、効果的な新しい時代にふさわしい行財政の機構、制度を構築するための多様な改革措置を構じ、本県行財政運営の健全化、簡素合理化、効率化を図ってきたところである。

（昭和50年度以降の主な改革措置）

- 厳しい予算要求シーリング措置（予算要求枠の上限設定）
- 事務事業及び組織機構のスクラップアンドビルドの徹底
- 補助金等の整理合理化（廃止、統合、メニュー化）
- 受益者負担の公平化（使用料、手数料の改定）
- 経費節減の徹底
- 地域の総合行政の推進（振興センターの設置、合同庁舎化）
- 出先組織の統廃合（福祉行政、農林行政の総合化）
- 出先機関の管轄区域の整合化（振興センターの管轄区域との整合化）
- 給与水準の適正化
- 職員定数の抑制（一律1%削減の実施）
- 職員の能力開発、意識改革のための制度の創設（職員提案制度、共同研究グループ活動制度、県と市町村との人事交流制度等）
- 民間委託等の推進
- OA機器の導入による事務改革
- 許認可事務の整理合理化（権限の委譲）

第2 静岡県行財政改革推進の基本方針

本県は、国や他県に先駆けて行財政改革を積極的に推進してきたが、今後の県政は、技術革新、情報化、高齢化の進展、余暇時間の増大、国際化社会への移行など社会経済の大きな変化に機敏に対応し、地域社会における先導的役割りを果たしながら、地域の活性化、県民福祉の増進を図る必要があるため、①事務事業の見直し、②組織機構の簡素合理化、③給与の適正化、④定員管理の適正化及び⑤民間活力の活用を重点事項として行財政改革を推進するものとする。

行財政改革の推進にあたっては「静岡県行財政改革推進懇談会」の提言を尊重し、「静岡県行財政対策委員会」を中心に、全庁が一体となって取り組むとともに、県議会、県民を

はじめとする関係方面の理解と協力を得られるよう努めるものとする。

行財政改革については、次に掲げる諸点を基本事項とする。

○ 行政の適切な機能分担

県民福祉の向上のために行政の果たす役割は極めて大きいことから、行政の役割の中で国、県、市町村の役割を明確にし、それぞれの果たすべき機能分担を適切に行い、計画的、効率的な行政執行に努めるものとする。

○ 地方の自主性の確保

地方における特色ある行政を行うためには、静岡県のもつ地理的、社会的、経済的な特性を十分活かしたきめ細かな対応が必要であるが、事務事業の見直しを妨げる国の補助金制度や、自主的な組織、機構の設置を阻害するような国の関与があり、地方の自主性が損なわれる場合もあることから、国に対し

① 法令等によって義務付けられている行政機関、附属機関の設置や職員の配置基準の見直し

② 地方公共団体の行政になじむ事務の地方公共団体への委譲と委譲に必要な財源措置及び機関委任事務の見直し

③ 地方公共団体が行う事務に対する国の許認可の見直し

などの是正措置を更に強く要望していくものとする。

○ 民間活力の活用

県政を活力あるものにするためには、公共と民間の有する人的、物的資源を社会資本の整備に効果的に配分するシステムを構築していかななくてはならない。

このためには、行政の行うべきことと民間の活力を有効に活用することとお互いの守備範囲を見直し、公共と民間との役割分担を明確にするものとする。また、民間の経営能力や資金と行政の公共性を調和させた事務事業の共同実施や、民間で処理することがふさわしい事務事業の民間委託等の施策を積極的に推進するとともに、その障害となる公的規制の見直しを行うものとする。

○ 県民参加による県政の推進

県政の政策決定、意思決定過程において県民の意見を反映させ、県民の創意や活力を活かした行政を行うため、県政懇談会、県民と語る会、県政モニター制度及び審議会の活用等県民が積極的に県政に参加できるよう努めるものとする。

○ 職員の意識改革

行財政改革を推進するためには、職員の創意工夫、決断力、実践力を十分に発揮させることが大切であり、行財政運営の問題点や改善の方向を把握しやすい立場にある管理職をはじめとする総ての職員の意識改革に更に取り組むものとする。〔以下略〕

170 〔斉藤知事就任後の行革に関する県議会知事答弁①〕 1986・10・7

『県議会昭和61年9月定例会会議録』

○知事（斉藤滋与史君）〔前略〕次に、行政改革につきまして、今後の取り組みについての御質問がございました。行財政改革は短期間で完了、終えんさせるものではなく、平素から簡素で効率的な行財政の運営に努めることが必要と考えております。本県におきましても、従来より常に行革の精神のもとに、国や他県に先駆けて行財政の見直しに着手し、健全な行財政の堅持に努めてきたところであります。また、行財政改革推進懇談会の答申に基づき、県行財政改革大綱を策定し、現在大綱の実現に鋭意努めているところであります。今後とも、社会経済情勢の急速な変化や、国、地方を通ずる厳しい財政状況のもとで、活力ある明るい静岡県を目指し、県民のニーズに的確にこたえていくためには、時代の変化に対応した行財政改革を推進していく必要があります、議会や広く県民の方々の御意見等をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、行政改革につき、民間経営手法の導入という御意見とともに御質問がございました。私も、先生御指摘のように、行政も民間における経営感覚で行う必要があると考えております。特にこれからは、民間のすぐれた発想や自由な行動力を活用する民活の時代でもあると承知します。公務という制約もあると考えられますが、民間の知恵やノーハウ、先生御指摘の経営手法をでき得る限り行財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さらに、行革推進組織の設置についての御質問でございます。今後の行革大綱の具体化や、急速に進む社会経済情勢の変化に対応をした行財政改革の推進に当たっては、議会を初め、県民各層の幅広い御意見、御提言をいただく必要がありますので、行財政改革推進懇談会委員の選任を急いだ上、各委員により検討をしていただきたいと思いますと考えております。

〔後略〕

171 〔斉藤知事就任後の行革に関する県議会知事答弁②〕 1987・7・2

『県議会昭和62年6月定例会会議録』

○知事（斉藤滋与史君）〔前略〕組織機構の見直しについてであります。御指摘のとおり、社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化などに的確に対応していくためには、常に新たな視点に立って行政組織の見直しを行う必要があります。このため、本県においても毎年度組織機構の見直しを実施し、効率的な行政執行体制の確保に努めており、本年度においても、本庁を中心に、国際化への対応や婦人、青少年対策の充実、新たな行政需要への対応等の見地から、機構改革を実施したところであります。

また、各部局間等にまたがる業際の業務への対応についても、プロジェクトチームの編成やスタッフ職の配置、兼務任命制度の活用のほか、交通、文化、婦人対策等の横断的組織の設置、各部局を包摂する対策委員会の活用など、種々改善方策を講じておりますが、さらに適切な執行体制について検討を加えてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、行財政改革は継続して行う必要がありますので、今後とも行財政改革推進懇談会等を通じ、広く各方面の御意見も伺いながら、時代の変化に対応した執行体制の確立に努めてまいり所存であります。

また、本県においては、現在若手や中堅職員を中心としたQ C A活動や、自主的な共同研究活動などが活発に行われているほか、市町村との交流や海外派遣の充実に努めておりますが、今後ともこれらの自主的な活動を助長するとともに、新たに整備される総合研修会館を有効に活用して、職員研修制度の充実強化を図るなど、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、O A化の推進についてであります。本県におけるコンピューターの利用は昭和四十二年に始まり、税務事務、統計事務等の大量事務からシステム化を進め、この間、行政需要の増大への対処、職員定数の抑制等に効果を上げてまいりました。この四月にも県庁内を結ぶ情報ネットワークシステムである「シャイン」の運転を開始し、行政情報の高度利用が図られることとなりました。私は、事務処理のO A化は、単なる省力化や経費の節減だけでなく、事務処理の正確化、事務の高度化、ひいては県民サービスの向上につながるものと考えております。特に、最近における厳しい財政環境の中では、行政コストの引き下げを図りつつ、簡素で効率的な行政サービスの実現を目指していく必要があります。また、情報化の進展に伴い、情報がより大きな価値を生み出すような社会の仕組みに変化することが予想されております。このような中で、ハードウェア、ソフトウェア、通信技術の飛躍的な進展により、さらにO A化に取り組みやすい環境が整いつつあると考えられます。したがって、今後とも事務のO A化に当たっては、御指摘のように費用と効果を検討することはもとより、政策判断、支援等の事務の高度化、県民サービスの向上などを十分に勘案し、計画的で適切な推進を図っていく所存であります。

なお、この際申し上げておきたいのは、行政需要の増大と職員の労働環境の問題であります。御案内のように本庁は非常に狭隘であり、繁雑、そして複雑な事務環境の中に職員は置かれております。いろいろと諸先生方の御提案もございまして、何とか職務環境の整備を考えておるところでございます。そうした中におけるO A機器等々、能率主義的なソフトウェア等々の整備を進めているわけで、その点いささか気にしておるところでございますが、相なるべくは諸先生方の御理解をいただき、県人材職員が明るく、そして気持ちよく、増大する県民サービスに対応できるような環境づくりのために、ぜひ精神的に

もいろんな面で御協力、御指導賜りますればありがたい限りでございます。

次に、県と市町村との人事交流についてであります。この制度は、お互いに立場を変えることにより、実践的な問題解決能力を養うとともに、相互理解を深める上で効果的なものであると考えております。制度が発足し十年目に入っておりますが、この制度の定着化に伴い、近年特定の技術関係部門への希望の集中や、県、市町村間で交流希望職員数にずれが生じてきていることなど、発足当時に比べ、交流に関するニーズ等に変化が見られるところであります。このため、県といたしましては、熱意ある市町村の希望をできる限り実現できるような職員派遣制度の拡充や、研修ニーズの多様化に即応した研修機関や交流形態についても検討してまいりたいと考えているところであります。また、新しい地域づくりを推進する上で、市町村間の人事交流は重要であると考えております。既に一部の市町村において、幼稚園教諭や消防職員の人事交流が実施されておりますが、県といたしましても、今後より多様な分野における交流が展開されるよう、現在の交流制度の経験を生かしながら、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。〔後略〕

172 〔斉藤知事就任後の行革に関する県議会知事答弁③〕 1988・3・1

『県議会昭和63年2月定例会会議録』

○知事（斉藤滋与史君）〔前略〕次に、機構改革のうち、特に県民生活局の位置づけでございますが、御指摘のとおり、企画調整機能の充実を図るため、従来知事公室、総務部、生活環境部で分掌していた事務の再編整備を行おうとするものであります。これは御案内のように、とかく役所的な行政機構というものは縦割りでありまして、横への機能性が非常に欠けている。県民サイドの御要望を総合的な判断で計画調整するという面が欠けているということを、私、就任以来痛切に事実的に考えておりましたので、効率化の中に機能性ということも加えて、諸賢の御意見等もございまして、こうした機構を図ったところでございます。要は、いかに機構をつくろうとも、私たちが行政の直接担当者がいかにそれを受けとめて、県民サイドでその組織を動かすかということに尽きるわけで、幸いに県職員、人材多うございますので、新しい機構改革の中で所掌事務等々を、広範多岐にわたろうとも、県民サイドで立派な行政をやっていききたいというように考えるわけであります。特に県民生活局というのは、やはり先ほど午前中に申し上げましたように、わかりやすい名称というようなことで、あえて県民生活局というような名前にさせていただいたということでもあります。

なお、関連したということでしょうか、振興センターのあり方につきましても御意見、御指摘がございました。十年経過いたしておりますが、当初、お話のように屋上屋とか、あるいは地方の時代に、地方自治の権限に及ぶような、県政がそこまでやるのはいかがで

あろうかということも私仄聞いたしておりますが、要は組織、機能と同じように、いかに県民サイドに立って県政が機能するか、効率的に行政が行われるかということに尽きるわけでありまして、なお御批判は御批判として、御指摘でもございましたので、県内九地区に設置しておりますこの振興センターにつきましては、なお今後の問題として効率化あるいは機能化を図りながら、直接県庁、本省との連携を保ちながら、なおかつ地方自治体の権限を侵さないというようなことで検討を進めてまいりたいと、このように考えますので、なお一層、直接的な議員諸賢におかれましては、いろんな面でひとつ御指摘、御指導、御鞭撻をお願いを申し上げる次第でございます。

次に、職員定数でございますが、毎年度全庁的に事務・事業の見直しを行い、事務量的変化に応じた職員の適正配置を行ってはいるところでございますが、来年度につきましては、公共事業等の事務量の増加が見込まれることから、御指摘もありました土木部等を中心に事務量を考えつつ、重点的な職員配置を行うよう検討しておるところでございます。なお、職員の適正配置、また行政組織の活性化を図るためには、申し上げましたように、すぐれた人材を適所に登用し、十分に能力を発揮してもらうことが肝要でございます。このために、職員には研修の充実やら自己啓発の奨励などをお願いし、資質の向上に努めるとともに、今後とも広く人材を求め、適材適所による人員配置に留意していきたいと考えておりますが、御案内のように、当本庁各事務等の環境をごらんになりますと、非常に狭隘の中で、このごろ新しいOA機器等の事務機が入りますと、それだけスペースが狭められて、私もよくこんな暗いところで、このごみごみした混雑の中で仕事ができるかと、同情を禁じ得ないくらい環境が厳しくなっております。将来やはり本庁の増設等を考えなきゃならぬような時期に来ておるのではなかろうかとも考えますけれども、まずまず県民サイドのニーズを満たすことが先だというようなことで、若干計画を延ばしておりますけれども、いずれの機会にはまた議員諸賢をお願いして、この問題につきましてはよりよい人材が、すばらしい機能を発揮できるような環境づくりを、機器の充実とともに図ってまいりたいと、このように考えておりますので、せっかく一層の御指導を賜りたいと思います。〔後略〕

173 〔齊藤知事就任後の行革に関する県議会知事答弁④〕 1988・3・7

『県議会昭和63年2月定例会会議録』

○知事（齊藤滋与史君）〔前略〕まず、機構改革についてであります。

企画調整部の調整機能についてであります。新総合計画の総合的な推進を図り、社会経済の変化に伴い、複雑多様化している行政需要に的確に対応していくためには、各部局間にまたがる事務・事業を調整し、施策の総合性を確保する必要がありますため、このた

び企画調整部を設置し、企画調整機能の一元化とその充実強化を図ったものであります。新たに設置される企画調整部につきましては、今後県政運営の指針となる新総合計画を初め、総合交通体系やエネルギー対策など、相互に密接な関連がある企画調整機能を担当する部門が集約されることとなっておりますので、今後の県政の運営において、施策の整合性とその円滑な推進が、より一層確保されていくものと期待しております。また、調整室についてであります。企画調査課が担当する業務が多岐にわたっているため、新総合計画の進行管理や特定の重要事項の調整などを所掌させるため設置するものであります。

次に、国際交流関係の一元化についてであります。国際交流室は、各部にまたがる国際交流施策を総合的に調整するとともに、県における諸外国との交流窓口とするため設置したものであります。一方、商工部の国際化対策室は、産業経済の国際化の進展に伴い、県内中小企業の国際化への対応を支援するため設置したものであります。御案内のように、国際化の影響は、県政の各分野に及んでおり、関係する部門においてそれぞれ対応しているところではあります。円高対応等中小企業における影響は特に大きく、県政において対応を要する業務も多いため、商工部については特に専任の組織を設置したものでありますので、御理解をいただきたいと存じます。なお、今後の国際化への対応のあり方につきましては、御提言をいただきました点につきまして、十分検討に値するものでありますので、適切に対処してまいりたいと思います。

要は広範な国際化に対応する問題であります。若干、県における国際化の対応はおくれているというようなことから、対策室あるいは交流室というような形になっておりますが、将来はスケールをもう少し広げて、直接的にも間接的にも国際化の流動の中におくれないようにしていくには、先生御指摘のような形が、一元化にすることの方が、非常に対応的にはよろしいのではなかろうかと、私自身将来の問題として考えているところであります。要は、先ほどの企画調整部もそうでありますけれども、機構が先か人が先かということになりますか、まず有効適切に人材が活躍し得る環境づくりをするということに伴って、県民の要望、要請に対して、わかりやすく迅速に親切に対応できるのはいかなる形がいいかということでもあります。

私自身、かつて富士の市長をやった折に、台風被害で田子の浦周辺が非常に人災とともに大変な被害を受けましたときに、時の佐藤総理に陳情いたしました。それは、各省がいわゆる役所の縦割りというものの最も悪い例になったわけで、その災害対策の対応が各省ばらばらなんです。防災堤防がみんな高さが違うというような状況で、私はこれは捨ておけませんので、佐藤総理に直訴しまして、一元化を図って、総理府というものができたようにも私は自負しておるわけであります。自分が就任して、やっぱり県政においても、今までのような縦割りのような機構では、県民の複雑多様化した高度等々のニーズにこたえ

得るには、もっと有機的に効率効果を上げるためには、機能的に、有機的にやるということが大事というようなことで、就任以来考えておったのが、ようやくこういう形にさせていただくということでお諮りをしておるわけであります。諸先生方からも、そうした面におきまして、多くの御意見等を伺っているところでございます。

室の制度につきましては、なお細部につきまして関係部長から答弁をさせていただきます。

なお、関連して国際化への対応についてであります。

県海外駐在員事務所についてであります。本県の中小企業が、国際化に対応して今後とも発展を続けるためには、何よりも世界各地域からの生きた情報を迅速に、確実に吸収し、それを活用することが重要であると考えております。そうした関係で、現在ある北米事務所及びことし六月に開設する東南アジア事務所の機能を積極的に生かして、対応を図ってまいりたいと考えております。また、御提言のありましたヨーロッパにつきましては、六十一年度から英国、西ドイツの民間企業の海外駐在員に委嘱して海外情報の収集を行い、それぞれ県内中小企業に積極的に提供しているところであります。ヨーロッパ事務所の設置につきましては、せっかくの御提案でありますので、静岡県貿易振興会に来年度から設けられる予定の、県内有力企業の経営者で構成する静岡県国際経済政策懇話会で御議論をいただくとともに、県内中小企業の動向等を確認しながら、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。これだけの国際化、世界的理解、世界観のもとに、静岡県もいよいよもってそうした次元で国際化を考えなければならぬ時期であろうかと思っております。まさに至言を得た土屋先生の御指導でありますので、今後とも何かと御指導を賜りたいをお願いいたします。〔以下略〕

○総務部長(斎藤孝彦君) 機構改革につきまして、室制度についてでございますけれども、複雑多様化する県民のニーズに的確にこたえていきますためには、以前にも増してきめ細かな行政対応が求められていることでございます。こうしましたことから、本県では、県立大学の建設、テクノポリスの建設等、一定の期間に事業の完了する大規模プロジェクトを推進する、これらのためには、時限的なものとして室を設置をいたしております。また、国際交流、生活文化、都市政策等、新たな行政課題に第一段階としての取り組みをする必要があるもの、あるいは建設業、工事検査等、既存の課の業務と関連性がありますものの、これらの業務とは切り離して専門的な対応が求められるものなどで、規模的にも一つの課とするまでに至らないものにつきまして室を設けているところでございまして、その設置につきましては、行政需要の動向に合わせまして弾力的な考えをとってきたものでございます。したがいまして、御質問の室の将来につきましては、御指摘のように、時限的に設置しました室につきましては、事業の完了等をもちまして廃止されるものであり、また新規課題を伴って設けた室は、その事業対象の展開によりまして、さらに検討していくべき

ものというふうに考えているところでございます。〔後略〕

174 〔1988年における県の組織改革〕 1991・3・31

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、190頁

行政組織の改正

県は、昭和63年4月1日——新総合計画を具体化するための効率的な執行体制と県民にわかりやすい組織・各称の見直し——を基本方針とし、本庁の企画調整機能の充実強化を図ることを重点においた機軸改革を実施したが、その概要は次のとおりである。

- ① 知事公室長所管、総務部及び生活環境部を再編整備した。知事公室長所管及び生活環境部を廃止し、新たに「企画調整部」を設置して企画調整機能の充実強化を図るとともに、県民生活に密着したよりきめ細かい生活関連行政を行うため「県民生活局長」を配置した。
- ② 総務部には、県民の防災意識の高揚及び地震防災対策のより一層の推進を図るため消防防災課及び地震対策課を統括する「防災局長」を配置した。

また、学事文書課及び私学振興室の所管事務を再編整備し、「文書課」「学事課」を設置した。

- ③ 企画調整部には、秘書課及び広報課を統括する「知事室長」を配置した。また、企画調整課を「企画課」に改め、課内に県政の重要施策の調整や知事会議等を通じた国や他県等との連絡調整を所掌する「調整室」と空港建設を推進する「空港対策室」を新設した。

このほか同部に地域振興課、交通対策課、資源エネルギー課、情報管理課、統計課及び大学建設室を配置した。

- ④ 県民生活局の業務を分掌する課室の再編により、県民生活課を廃止して新たに設置された「消費生活課」のほか、生活文化室、国際交流室、婦人課、環境企画課、環境保全課及び自然保護課を配置した。
- ⑤ 経済のソフト化、サービス化に対応するため、商工部商業対策室を改組し、「商業サービス産業振興室」を設置した。
- ⑥ 県民にわかりやすい名称とするため、農地森林部の水利整備課を「農地整備課」に、開発防災課を「農地保全課」に変更した。
- ⑦ 林材業を中心とした県民の相互交流と技術情報の中核拠点となる試験研究機関として「林業技術センター」を新設し、林業試験場は廃止した。
- ⑧ 名称が類似する技術専門校、高等技能専門校、技能開発専門校に所在地をつけて「沼津技術専門校」「清水高等技能専門校」「浜松技能開発専門校」と改称した。

第3節 バブル景気に対応した都市計画

175 『静岡県景観形成ガイドプラン』〔抄〕 1988・3

県立中央図書館所蔵

静岡県都市住宅部計画課都市政策室

『美しいふるさとしずおかをつくる「静岡県景観形成ガイドプラン」』、1～16頁

はじめに

都市の美しさや快適さに対する関心が、年々高まってきております。良好な都市景観を形成するためには、地域の特性をふまえた上で景観形成に関するプランを作成することが重要であります。しかし、景観は個々の市町村区域内だけでとらえるものではありません。富士山や浜名湖などのように、広域の都市景観として、また県全体の景観として認識しておく必要があります。

このガイドプランは、美しくうるおいある県土づくりを進めるために、県土全体から見た骨格的な景観形成の課題や指針などについて、取りまとめたものです。また、県としての景観形成の取り組みや、市町村の景観形成を検討する上での指針として、さらには県民の方々にこれからの静岡県の景観形成へのご理解とご協力をいただくために作成したものです。作成に当たっては都市景観モデル調査委員会のご指導を受け、また土木部や市町村等のご協力も戴きました。

このガイドプランが今後、県民の方々や市町村の協調のもとに、美しくうるおいある県土づくりの共通指針として役立つことを期待しております。

昭和63年3月

静岡県都市住宅部長

塩川 理一郎

〔中略〕

序〔略〕

I. 県土における景観の基本的な考え方

昭和62年3月にまとめられた静岡県景観懇談会の提言をふまえ、まとめたものであり、静岡県における景観の状況を今後の景観形成の目標と指針をまとめている。

1) 景観形成の必要性

昭和30年代後半からの都市への急激な人口・産業の集中により、本県においても著しい都市の拡大があった。その過程では、都市化の進展が急なあまり、都市基盤の整備が追いつかず、また、各種の都市問題が生じたところである。その一つが都市環境におけるうる

おいやゆとりの喪失であった。

一方、経済の安定成長期への移行に伴い、県民の意識も、例えば「心の豊かさやゆとりある生活に重きを置きたい」、「公園や緑が多く、街全体が美しく清潔であってほしい」など、物から心へ、量的充足から精神的充足を求める方向へ変化している。人々の意識や生活の変化により都市環境に対するニーズも変わりつつある。

また、技術革新を背景とした高度情報化社会への移行、経済の発展による国際化時代への突入、余暇時代の実現、さらには、急速な高齢化社会の到来など、21世紀に向けての潮流に対応した都市構造・都市環境が求められている。

このような時代の趨勢に伴い、都市整備においても従来からの機能性、効率性の追求に加え、快適性を一層重視することが重要な課題となっている。静岡県は、恵まれた自然の下、特色ある発展を遂げているところであるが、将来に向け、さらに豊かな人間生活のために、現存する自然環境など恵まれた条件を十分に活かし、来たるべき21世紀に向け、積極的に快適な都市環境の形成を図ることが急務である。

静岡県新総合計画においては、「豊かな心と活力ある社会づくり」をめざし、その一つとして快適で安全な県土を築く目標として、「魅力ある環境づくり」を掲げている。そして、総合的な都市政策を推進する中でうるおいややすらぎのある都市環境の整備をめざすこととしている。

また景観は単一の部局を越え、総合的に取り組む必要性の高い課題であり、単に知事部局内の連携だけでなく、幅広く県関連団体までを含めた取り組みが望まれるところである。また具体的な施策の展開にあたっては、市町村との協調が不可欠である。このような都市づくりにとって、良好な都市景観の形成は極めて重要な施策であり、長期的視点に立ち、総合的な諸施策を積極的に展開すべきである。

2) 景観の枠組み

景観の内容は多岐にわたっている。このため、提言で扱う景観の枠組みを以下のとおりとする。

①対象区域

都市景観を検討する対象区域は、都市計画区域を主とするが、区域外でも海面、山地、丘陵地等景観形成に重要な影響を与える要素の範囲は対象とする。

②景観区分

景観の区分は、空間の広がりにより広域景観・都市景観・地区景観の3種に区分する。

広域景観

景観的なまとまりを有する広域都市計画区域、又は複数の市町村の区域

都市景観

1 市町村の区域内の景観

地区景観

1 近隣住区内の景観

③景観を構成する要素

景観を構成する物的要素としては、地形、動植物、土地利用、都市施設、建築物、ストリートファニチャー等が主となる。このほか、都市活動、歴史、文化、あるいは大気、水等の環境要素の他、気象など景観に大きな役割を果たすものもあり、人々や自然の営みも検討対象とする。

④景観形成に関連する主体

景観形成は、本来多くの主体に係わる課題である。従って県、市町村など公的主体のみで行うものではなく、県民・各種団体・企業等と一体になった取り組みが必要である。また県についても知事部局のみならず、関連機関・団体まで含む連携が必要とされる。あるいは公的主体の中で、国や県、市町村の協調が必要とされる。このため、官民それぞれにおける取り組みを前提とした諸施策を検討する。

⑤景観形成の考え方

景観形成に関しては、次のような考え方がある。

- －守る景観：既にある自然・歴史景観等の保全
- －活かす景観：富士山などの遠景、良い眺望などを活かすこと
- －育てる景観：住民による美化・緑化活動、個々の家の緑化・修景など
- －創る景観：道路整備や再開発等あるいは公共建造物などによる新たな景観を創出すること
- －わかる景観：地域の景観の中で“めじるし”“軸”“拠点”“区切り”又は“縁どり”“まとまり”を明確にし、わかりやすくすること
- －楽しむ景観：祭りやイベント、レクリエーションなど活動に伴う景観を享受すること

⑥景観に関する施策

景観に関する施策は、保全・修復・創造といった視点から、土地利用、都市施設、建築物等に関する諸施策に加え、県民意識の啓発等も含めることとする。

3) 県土における景観の特徴と課題〔略〕

4) 都市景観の形成の目標と方針

1. 都市景観形成の目標

「あおい海、あふれる光と緑、あおぐ富士」

- －美しい明日の静岡をめざして
- －恵まれた自然を活かし
- －地域の歴史・文化を守り育て

- －親しみやすく、わかりやすく
- －住む人、訪れる人が魅力を感じ
- －世界に誇りうる

美しい都市を育てることを目標とする。

2. 都市景観形成の方針

上記の目標をふまえ、県土における都市景観形成の方針を以下のようにまとめた。これに基づき市町村の誘導、あるいは市町村との協調を図りつつ積極的な推進を図るものとする。

① 静岡らしさの再認識と
イメージアップの推進

国内外に対し本県を象徴しうる代表的な景勝等を再確認し、これらを活かした広域や地域の景観形成を推進することにより、静岡県らしさを備えたイメージアップが可能となる。具体的には、以下に示す事項が考えられる。

- ア 3,776mの標高と506kmの海岸線を活用する

本県は我が国の最高峰である3,776mの富士山と延長506kmに及ぶ海岸線を擁し、雄大でかつ変化に富んだ自然景観を有しており、浜名湖、日本平、三保松原、千本浜、伊豆海岸等などの景勝地にも恵まれている。

本県の景観を代表する景勝地の保全・修景を図ること、及びこれらを都市景観の中で活かすことがイメージアップの基本となる。
- イ 温暖な気候を享受する

本県の代表的な特徴の一つである温暖な気候を享受しうる市街地環境のあり方を追求することが、静岡県らしさをあらわす都市景観形成につながる。
- ウ 東海地震をデザインする

本県において、地震防災対策は都市環境整備の重要課題であり、避難地・避難路・防潮堤等の防災施設、あるいは耐震性を重視した建築物の整備が進められている。これらは地域景観に与える影響も大きく、個々の整備に際しては景観的・形態的配慮を加えること、さらには静岡県独自の環境デザインを実現することが重要である。
- エ 地域の“顔”づくり

来訪者を迎える“玄関”となる場所、通過客の多い場所、居住者の拠点となる場所などの景観は、地域イメージの形成に重要な役割を持つ。

県レベルでは新幹線停車駅、県庁等の周辺、地域レベルでは鉄道駅、インターチェンジ、主な官公庁施設等の周辺がある。これらにおける修景的配慮を重視し、地域のイメージアップを図る。
- オ 景観ベルトを形成する

国土レベルの幹線沿線に連たんする市街地景観を景観ベルトとして捉え、地域の特徴を活かしつつ、静岡県独自の個性と美観をアピールしていくことも重要である。

② 快適性を反映した
都市づくりの推進

今後の都市整備においては、安全性・保健性・利便性ととともに、快適性を重視することが望まれている。このためには総合的・長期的観点から、良好な社会資本の充実を図ることが必要であり、この一環として景観形成を位置づける必要がある。またその過程で、本県の有する自然環境等の特性を反映したものとすることが重要である。具体的には以下の通りである。

ア 総合的な都市環境整備の中で景観を重視する

従来の都市施設整備は、道路は交通の観点から、河川は防災・排水の観点から、個別に整備されるのが一般的であった。今後は単一の施設の有する複合的な機能に配慮し、地域の総合的な環境の向上に資するよう、整備を進める必要がある。

また、隣接する他の都市施設や建築物等との関係を配慮した整備、さらには街を美しく保つため、放置自転車や電柱等景観の阻害要素を取り除くことなど、街維持・管理・運営と一体化した整備を考慮する必要がある。

都市景観形成をこれらの総合的かつ体系的な都市環境整備における一つの重要なテーマとして位置づけ、推進する必要がある。

イ 地域における“風景”を見直す

本県は、“風景の博物館”といわれるように、多様な自然環境、自然景観に恵まれている。これらを、地域における景観の向上に資する形で取り込むことが望まれる。この点、借景等昔からの景観手法等を活用することにより、都市環境と自然的景観の接点を新たな風景として見直し、都市・地区景観の向上を図ることが重要である。

ウ 緑と水の取込み

市街地に近接する山や海、市街地内の緑地や水流、いずれも本県の市街地環境を特徴づける大きな要素である。街の中でこれらを保全し、あるいは顕在化させ、市街地景観の重要な要素として適切に位置づけていくものとする。

エ 土地条件に適した市街地景観を形成する

本県には条件の良い平地が比較的少なく、近年の市街地は徐々に都市的土地利用の難しい地域へと拡大している。

台地・丘陵地、扇状地、低湿地等、今後の市街地形成の際、それぞれの土地条件を活かした市街地整備のあり方を検討し、適切な市街地景観の形成を推進する。

オ 21世紀に向け、良好ストックを形成する

長期的観点に立ち、うるおいやゆとり、美観等質の高い快適性を備えた都市整備を推進することが必要である。またこの観点から、既成市街地におけるストックの改善、新市街地における良好ストックの形成の一環として、美しいまちづくりを推進する。

③ 歴史・伝統の継承と
新たな魅力の付加

都市環境の整備は、土地の自然や歴史等の条件に規定されつつ行われる。その際、在来の環境にある良好な要素を最大限活かしつつ、新たな景観を創出していくことが望まれる。

— ア 東海道文化
を再生し、地
域固有の歴
史景観を重
視する

県内の都市文化の共通基盤として、江戸期の東海道において形成された街道にまつわる文化がある。県内の都市景観を体系的に見直す一つの視点として重要であり、これらの保全・再生を推進する。

また、地域固有の歴史・伝統を適切に継承し、都市景観の要素として適切に位置づけ、更に質の高いものとしていく必要がある。城郭、寺社、歴史的街並、古道等を新しい都市環境において、適切に取り込む配慮が必要である。

— イ 生活文化の
伝統に学ぶ

現在の市街地周辺の集落景観は、概ね江戸時代における先人の営為により形成されたものが基本である。これらの集落配置や家屋形態には、周辺の自然環境に対応した住まい方の工夫が込められており、土地と一体となって優れた景観を呈しているものも多い。これらの中には、現在の都市環境に取り込みうるものも少なからずあり、これらを学び、新たな都市景観形成における活用を図る。

— ウ 地場産業の
景観を形成
する

市街地内の地場産業集積ゾーン、市街地周辺の田園地帯あるいは漁港など地場産業と景観の結びつきは深く、また特産品などは地域の特徴を構成する大きな要素である。しかしながら、農地などオープンスペースは別として、地場産業に係る施設が景観を阻害している状況もある。今後は地場産業と地域社会のより密接な関係を求めるなかで、地場産業関連施設における地域景観への配慮、地場産業を活かした地域景観の形成を推進する。

— エ 新たな都市
空間を創出
する

都市は人々の生活意識、ライフスタイルなどに応じ変化してゆく。都市の一部ではこれらを意図的に進め、都市景〔ママ〕境の活性化を図る必要もある。

従って、都市景観は全体の美観と調和を目標とした端正なものだけを目指すのではなく、多様な要素が入り交じり、活気とにぎわいにあふれた街角をも含めて考えるべきである。

また、例えば都心部での商業・業務拠点開発、周辺部での工業・リゾート開発など今後の新しい動きに対応し、周辺環境との調和に留意しつつ、積極的に新たな魅力を持つ質の高い景観形成を促進する。

〔後略〕

176 〔浜松市〕「東地区土地区画整理事業」〔抄〕 2006・3

浜松市都市計画部、東地区土地区画整理事務所「東地区土地区画整理事業」

「技術と文化の世界都市・浜松を」目指して

〔前略〕

事業の概要

東地区は、浜松駅に近接し古くから市街地が進んだ地区ですが、戦災により全域が焼失し、戦災復興土地区画整理事業区域に編入されながら諸事情により未着手のまま区域から除外され、戦前の道路構成のまま今日に至っているため、都市的発展が阻害されています。

このため、地区の健全な発展と活性化を目的として東第一地区と東第二地区に分けて土地区画整理事業を施行していますが、この内東第一地区は、官公庁街区や幅員40mのシンボル道路を中心として商業業務地区や都市型住居地区の形成を、また、東第二地区は、新四年生〔制〕大学を含む教育文化ゾーンを中心とした商・住複合地区の形成を目指します。

東第一土地区画整理事業

■事業の名称／西遠広域都市計画事業東第一土地区画整理事業

■施行者の名称／浜松市

■施行地区の区域／浜松市中央一丁目並びに浜松市中央二丁目、中央三丁目及び板屋町の各一部

■平均減歩率／30.40% (21.87%) * () 内は減価買取後の数値

■公共施設の整備

①都市計画道路／有玉南中田島線（幅員36m）・国吉蜷塚線（幅員27m）・松江板屋線（幅員16m）・野口板屋線（幅員20～25m）・植松和地線（幅員30m）・馬込住吉線（幅員40m）・東1号線（幅員40m）・東2号線（幅員18m）・東3号線（幅員18m）・東4号線（幅員12m）・東5号線（幅員12m）を整備します。

②区画道路／すべての土地が道路に面するように、8～12mの道路を基準として適正に配置します。

③特殊道路／幅員4mの歩行者・自転車専用道路を1本整備します。

④駐車場／都市計画道路・馬込住吉線地下に収容台数196台の駐車場を設置します。

⑤公園／（仮称）東ふれあい公園として5,385㎡を整備します。

■供給処理施設の整備／上・下水道・電気・ガス等の供給処理施設を道路整備に合わせて再整備します。

■計 画 人 口／4,000 人（施行前人口 2,000 人）

■地 区 面 積／25.9ha

■事 業 施 行 期 間／昭和 62 年度～平成 22 年度

■総 事 業 費／652 億 9 千 1 百万円

■ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業/ 地区指定（S63. 2. 1）承認（H10. 7.27）

◎地区内の主な公益施設

●シビックコア地区（官公庁施設）

東第一地区の都市機能の充実と活性化を図るため、地区の中央に官公庁街区を核としたシビックコア地区が計画されています。

・都市計画の名称 東第一一団地の官公庁施設（H 4.10. 9）

・浜松市シビックコア地区整備計画承認（H10. 4.10）

●地下駐車場（特定交通安全施設整備事業）

・都市計画の名称 浜松市東田町地下駐車場

・駐 車 台 数 196 台

・構 造 形 式 地下 2 階機械式

・総 事 業 費 約 35 億円

東第二土地区画整理事業

■事 業 の 名 称／西遠広域都市計画事業東第二土地区画整理事業

■施 行 者 の 名 称／浜松市

■施 行 地 区 の 区 域／浜松市松江町、新町、馬込町、野口町、船越町、東田町及び板屋町の各一部

■平 均 減 歩 率／33.64%（21.87%） *（ ）内は減価買取後の数値

■公 共 施 設 の 整 備

①都 市 計 画 道 路／馬込住吉線（幅員 40 m）・国吉蛸塚線（幅員 27 m）・早出寺脇線（幅員 25 m）・野口板屋線（幅員 25 m）・植松和地線（幅員 25 ～ 30 m）・東 3 号線（幅員 18 m）・東 6 号線（幅員 20 ～ 40 m）・東 7 号線（幅員 17 m）を整備します。

②区 画 道 路／すべての土地が道路に面するように、8 ～ 12 m の道路を基準として適正に配置します。

③特 殊 道 路／中田島上島線及び幅員 4 m の歩行者・自転車専用道路を整備します。

④公 園／野口公園を再整備するとともに、新たに馬込川公園を整備します。

■供給処理施設の整備／上・下水道・電気・ガス等の供給処理施設を道路整備に合わせて再整備します。

■計 画 人 口／4,000 人（施行前人口 2,680 人）

■地 区 面 積／27.2ha

■事 業 施 行 期 間／平成4 年度～平成 19 年度

■総 事 業 費／466 億円

■ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業／地区指定（H 9.12.26）承認（H11. 8.13）

◎地区内の主な公益施設

- ・地区の北側に静岡県が主体となって設立した静岡文化芸術大学を核とし、小学校・公園を配置した教育文化ゾーンの整備が計画されています。

●静岡文化芸術大学

- ・開 学 平成 12 年 4 月
- ・設置運営方式 県が主体となって設立した学校法人
- ・定 員 2 学部 6 学科 1,200 人（300 人／学年）

浜松市シビックコア地区

「浜松市シビックコア地区」は、都心地区の J R 浜松駅の北側にあり、現在、国際的な音楽文化・情報の交流拠点であるアクトシティと連携した都心型複合商業業務地を目指して、土地区画整理事業により都市基盤の整備が進められています。

こうした中、官公庁街区が立地する「東第一地区」は、シビックコア地区整備計画に基づく官公庁施設や広幅員（40 m）の東西軸及び南北軸のシンボル道路などの創出により、これらをまちづくりの核として位置づけ、安全で快適な利便性の高い総合的なまちづくりを図ります。

◆シビックコア地区の核となる官公庁施設

国施設	国浜松地方合同庁舎（計画中） [行政棟] ・自衛隊静岡地方連絡部浜松出張所 ・横浜防衛施設局浜松防衛施設事務所 ・静岡地方法務局浜松支局 ・静岡保護観察所浜松駐在官事務所 ・名古屋入国管理局浜松出張所 ・静岡地方検察庁浜松支部・区検察庁 ・浜松西税務署 ・浜松統計・情報センター ・浜松労働基準監督署 [裁判棟] ・静岡地方裁判所浜松支部 ・静岡家庭裁判所浜松支部 ・浜松簡易裁判所 ・浜松検察審査会
県施設	静岡県浜松総合庁舎 [本館]
市施設	浜松市地域情報センター
	クリエート浜松
	まちづくりセンター
	市役所別館

教育文化ゾーン

優れた人材の育成・学術文化・産業発展の振興はもとより、若年人口の確保と定着化による地域の活性化を図るため、静岡県「新大学整備基本構想」に基づき平成7年度には都心型の新四年生〔制〕大学の設置が、正式に第二地区内に決定したことにより、既存の小学校・都市公園と一体的に整備を図り新たな都心部拠点として教育文化ゾーン（約5.5ha）を区画整理事業に併せて創出する。

◆静岡文化芸術大学〔略〕

◆東小学校〔略〕

街づくり協議会の活動

■活動内容

東地区では、土地区画整理事業による都市基盤整理に併せて「活気があり、快適で安全、利便性の高い街づくり」を目指して、地区内を仮換地街区の単位に区分し、街づくり協議会が設立されている。

21世紀に向けた地区の将来像について明確にし、再開発事業等の共同化及び都市景観の形成に配慮した「魅力的な街」づくりのため調査・研究を行っている。

【第一地区】 ・ 設立月日 昭和63年度（当初は自治会単位で区分）

【第二地区】	組 織 名	東第一北ブロック街づくり協議会（1 B L～9 B L）
		東第一中ブロック街づくり協議会（10 B L～18 B L）
		東第一南ブロック街づくり協議会（19 B L～30 B L）
	・ 設立月日	平成6年度（当初は自治会単位で区分）
	組 織 名	東第二中北ブロック街づくり協議会（1 B L～17 B L）
		東第二南ブロック街づくり協議会（18 B L～29 B L）

■コーディネート制度

仮換地の土地利用について、より豊かな生活再建や安定収益の確保及び都心地区に相応しい土地利用の選択が地権者に自発的意思に基づいてなされるように、地権者の相談に乗るとともに土地活用の情報提供を行う街づくり専門家（コーディネーター）を仮換地指定後に街区単位に派遣し、個別相談・街区別勉強会・全体講習会・先進地視察等を実施している。

●東地区街づくり会議の組織体系（平成12年11月設立）〔後略〕

第4節 社会保障の再編期（1980年代）

177 母子家庭等医療費助成事業開始 1980

県議会事務局『県議会の業績』第9巻、1983・3・31、184頁

母子家庭等の生活安定の一助として、医療費の無料化が4月1日から実施された。制度の対象者は母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、両親のいない児童で、児童については18歳未満に限られている。また、助成される額は、健康保険法に規定される療養に要する費用から社会保険各法による給付を控除した額（自己負担額）となっており、それを県が1/2、市町村が1/2それぞれ負担することとなるので、実質的に無料化されたものである。

本制度が実施に至るまでには、52年11月と54年2月の各本会議において、県の母子家庭への医療費無料化への対応が論議されており、また、母子家庭に対する医療費助成の陳情書も県議会議長あて提出されている。このようなことから県では、母子家庭等の窮状、他県の実施状況等も考慮して、55年度から、県単独事業として実施することになったものである。

ちなみに、53年度に実施された母子家庭等の実態調査による県下の母子世帯数は17,100世帯であり、父子世帯数は2,672世帯であった。

また、55年度の医療費助成の認定件数は8,214件で金額は40,557,345円の支給実績となっている。

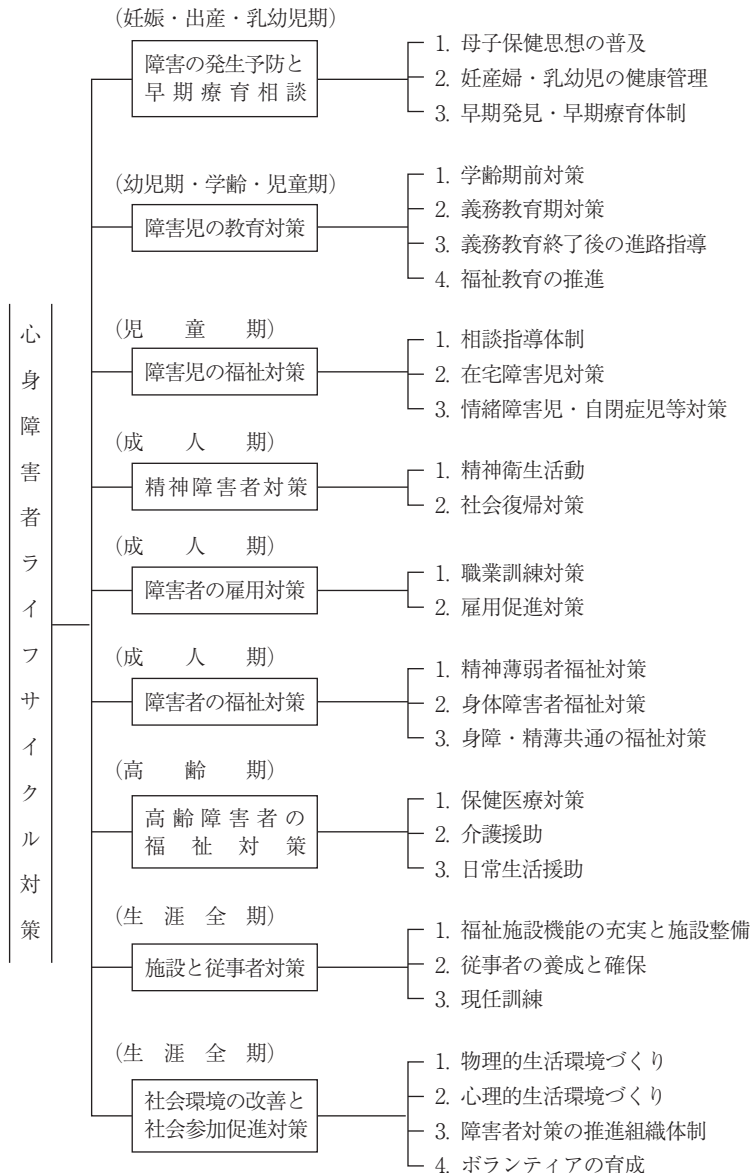
178 【国際障害者年への対応】 1982

県立中央図書館所蔵

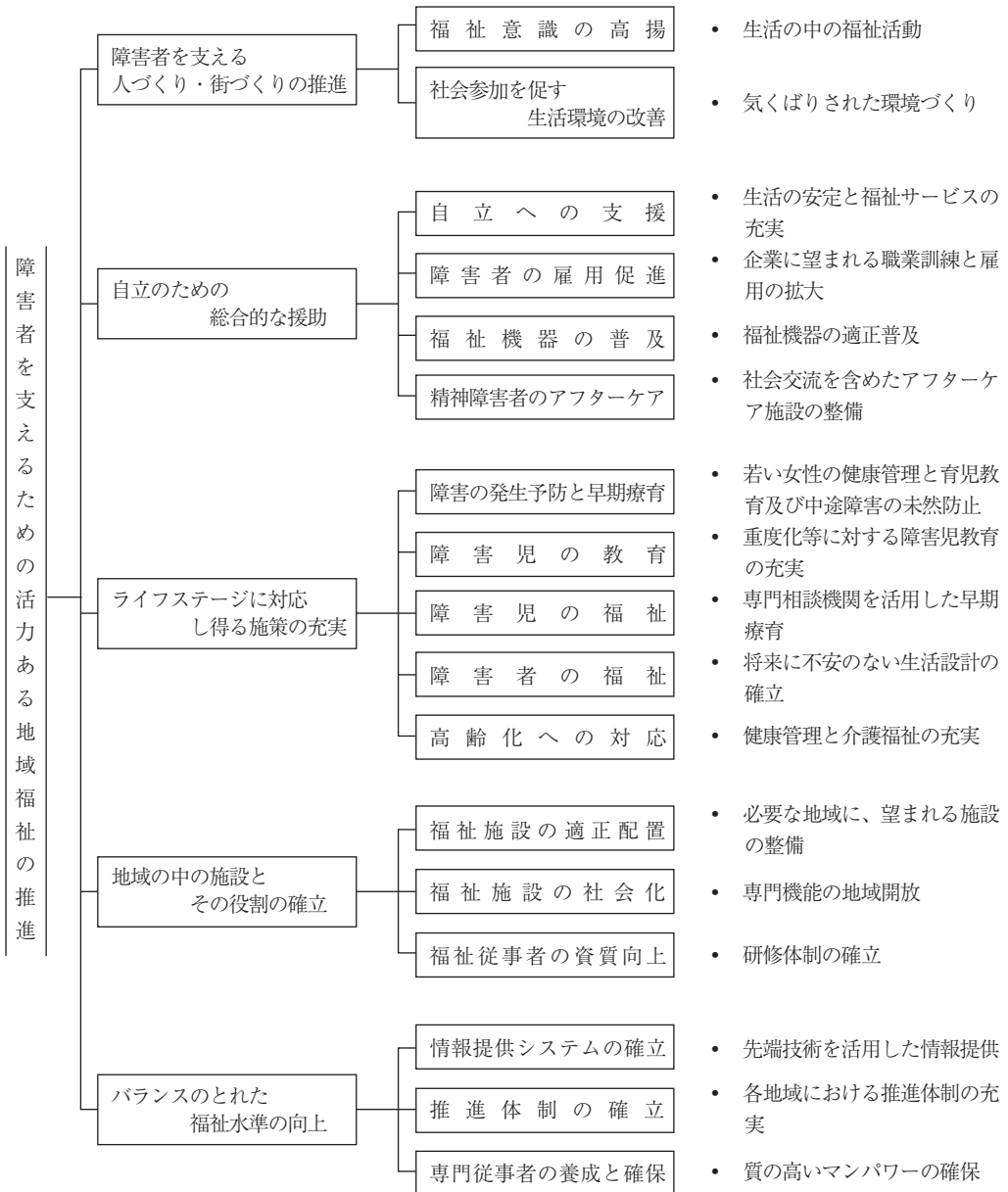
県『国際障害者年静岡県行動計画（後期重点対策）障害者対策の総合的推進方向
－共に生きる目標を見つめて－』、5～6頁

2. 前・後期推進項目の対比

（前 期）



(後 期)



179 『高齢化社会への考え方と基本方向』〔抄〕 1982・3

県『高齢化社会への考え方と基本方向－活力ある豊かな福祉社会－』、25～26頁

第2部 基本目標と施策の方向

第1 目標と施策の方向

1 目 標

高齢化社会に対応するためには、経済社会をとりまくさまざまな環境の変化に応じた総合的で長期的な行政施策がすすめられなければならない。

このための目標を「活力ある豊かな福祉社会」とした。

2 施策の方向

目標である「活力ある豊かな福祉社会」をふまえて、つぎの4つを基本方向とする。また、これを体系化すれば別図〔略〕のとおりである。

(1) 生活の安定をはかる

豊かな生活を営むことは、中高年齢者・高齢者のだれもが望んでいるところである。

このため雇用の場、年金の確保さらには農林水産業、商工業の振興に努め生活の安定をはかることとした。

(2) 健康の保持・増進に努める

「年相応に健康に生きる」ことは、高齢者のみならずだれもが望むところであり、この健康は「自らが守る」ことが基本である。このため病気になったときは、適切な治療が受けられるよう医療水準の向上をはかることはもとよりスポーツ・レクリエーションの普及をすすめ、さらには保健対策をより充実することによって、健康の保持・増進に努めることとした。

(3) 福祉の充実をはかる

高齢者が充実した家庭生活を送り、できるだけ社会参加をすることは、福祉社会の基本である。

また、安全で快適な生活環境は、高齢者にとって、やすらぎとうるおいのある生活を営むうえで大切なことである。

このため、家庭基盤の充実と家庭生活の維持や介護が困難な人々に対しては福祉施設の充実をはかることとした。また良好な家庭生活を送るうえで三世代住宅、都市公園などの生活環境の整備をすすめることとした。

(4) 生きがいの確保対策をすすめる

高齢者の主体的な参加をすすめ、人間味あふれる生きがいのある生活を確保することは、高齢者の人生にとってしあわせなことである。

このため、高齢者の就労の場づくりをすすめ、さらには高齢者の余暇を活用した生活文化活動や地域学習に努めるとともに、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に参加することのできる生きがいの確保対策をすすめることとした。

〔後略〕

180 『ひとりぐらし等の老人実態調査報告書』〔抄〕 1984・12

県立中央図書館所蔵

県・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会・静岡県民生委員児童委員協議会
『ひとりぐらし等の老人実態調査報告書』、3～7頁

Ⅱ 調査結果の概要

1. 要援護老人数と発現率

(1) 要援護老人総数と発現率

今回の調査において、在宅の援護を必要とする老人は、総数で18,705人と把握され、県の65歳以上人口352,554人における発現率は5.30%である。対象老人別では、ひとりぐらし老人が11,929人、ねたきり老人が5,200人、虚弱老人が1,576人で、発現率は、それぞれ、3.38%、1.47%、0.45%となる。

また、調査対象者のうち、調査に回答が得られた実数は、17,592人(94.0%)であり、対象老人別では、ひとりぐらし老人が11,214人(94.0%)、ねたきり老人が4,965人(95.5%)、虚弱老人が1,413人(89.7%)であった。

(2) 性別要援護老人数と発現率

男性では、ひとりぐらし老人が2,196人、ねたきり老人が2,111人、虚弱老人が738人で、65歳以上の男性人口146,239人における発現率は、それぞれ、1.50%、1.44%、0.50%である。一方、女性については、男性と同様の順で9,733人、3,089人、838人となっており、65歳以上の女性人口206,315人における発現率は、4.72%、1.50%、0.41%である。

発現率について、男女の比較をすると、ねたきり老人と虚弱老人については、目立った差が無いが、ひとりぐらし老人については、その無〔差〕が大きくなっている。また、実数においても、ひとりぐらし老人では、女性が男性の4.4倍以上となっており、65歳以上人口のうちに占める女性の割合が58.5%であることを考えると、その開きは大きい。

(3) 市郡別要援護老人数と発現率

市部については、ひとりぐらし老人が8,820人、ねたきり老人が3,577人、虚弱老人が1,042人であり、65歳以上の市部人口254,584人における発現率は、それぞれ、3.46%、1.41%、0.41%であり、郡部については、市部と同じ順で3,109人、1,623人、534人となっており、65歳以上の郡部人口97,970人における発現率は、3.17%、1.66%、0.55%である。

いずれの老人についても、発現率においては、市部と郡部とで大きな差はみられない。

2. 在宅要援護老人の実態と今後の福祉対策

(1) 在宅介護

ねたきり老人の介護者の85.6%が、将来とも家庭で介護を続けたいとし、虚弱老人の81.7%が、将来は家族の介護を希望しているという結果が出ており、今後、なお一層、在宅福祉の充実を図る必要がある。

ただ、将来的には施設に入所させたい、または、入所したいと希望する者が、ねたきり老人の介護者では6.2%、虚弱老人では4.7%おり、施設の整備も、引き続き推進する必要がある。

(2) ねたきりや虚弱となった原因

ねたきりや虚弱となった原因のうちで、循環器系の疾患が、ねたきり老人では53.5%、虚弱老人では44.4%を占めている。従って、これらの疾患を予防することが、ねたきりや虚弱となることを防ぐ有効な手段の一つであり、福祉対策を講ずるにあたって、保健・医療との連携が、極めて重要であることを示している。

(3) 日常生活動作で困っていること、介護をするうえで大変なこと

ひとりぐらし老人が日常生活で困っていることは、「買物・外出」、「掃除・洗濯」、「布団のあげおろし」、「食事」が第1位から第4位を占めており、「移動」、「入浴」、「排泄」がその次に位置している。一方、ねたきり老人の介護をするうえで大変なことは、「入浴」、「排泄」、「移動」が第1位から第3位を占めており、虚弱老人が日常生活動作で困っていることも、「排泄」と「移動」の順位が入れ替わっているだけで、三つの項目に変化はない。

以上のように、ひとりぐらし老人の日常生活の状況と、ねたきりや虚弱の老人のそれには差異があり、今後とも、それぞれの特性に応じたきめ細かな福祉サービスを提供していくことが必要である。

(4) もの忘れと異常な行動

ねたきり老人のうち、もの忘れがあるとする者は、75.1%であり、また、痴呆老人にみられる異常な行動があるとする者は、30.4%であって、これらの割合は、高年齢になるほど高い。

将来の介護についての意向と重ね合わせてみると、異常な行動が、「ほとんどない」から「すこしある」へ、さらに、「かなりある」へと移るにつれて、施設へ入所させたいとする介護者が、4.9%、7.8%、11.0%と増加しており、重度になるに従い、家庭で介護を行うことが困難であることを裏づけている。

今後、さらにこの困難性を軽減又は除去するための在宅福祉サービスを検討するとともに、施設の整備と処遇内容の充実についても、併せて検討する必要がある。

(5) 老人の求めているもの

いずれの老人においても、「テレビ・ラジオ・娯楽」が楽しみと答えている者が最も

多い（ひとりぐらし老人 51.5%、ねたきり老人 49.2%、虚弱老人 60.2%、いずれも複数回答）。これに「子供・孫との交流」、「友人・知人との交流」、「家族との団らん」などが続いている。これをみると、老人は、身近なテレビ・ラジオなどに毎日の楽しみを求める一方で、人とのふれあいを求めており、この欲求が満たされない者に対しては、何らかの対策を検討する必要がある。

（6）安否の確認

ひとりぐらし老人 11,929 人のうちの 79.5%は、健康であると回答しており、日常生活動作についても、78.0%の者は、特に困っていることがないと答えている。しかし、病気などのときに、介護者がいないと回答した者が 8.4%おり、緊急時の連絡手段を持っていないと答えた者も 10.0%いる。また、希望する福祉サービスとして「安否の確認」をあげる者が 9.3%（複数回答）おり、調査員がひとりぐらし老人に対して必要と考える福祉サービスについても、21.5%（複数回答）が「安否の確認」をあげている。今後、これらの点を十分に検討する必要がある。

（7）老人クラブへの参加

よく参加したり、または、参加したい団体や集まりとしては、ひとりぐらし老人の 40.7%（複数回答）が、また、虚弱老人も 15.7%が「老人クラブ」をあげている。従って、現在の老人クラブは、健康老人を主体とした集団から、要援護老人までを対象とした開かれた組織として発展を図るとともに、その活動を一層充実させる必要がある。

（8）有料福祉サービス

いずれの老人にあっても、3人に2人の割合で、将来有料福祉サービスを利用するかどうか「わからない」と回答している。今後、有料福祉サービスを積極的に取り入れるにあたっては、意識の啓発を行うとともに、需要に応じた福祉サービスを用意して、アピールする必要がある。

（9）現行の福祉サービス

今回の調査の特色として、それぞれの対象老人に対して、どのような福祉サービスが必要であるかについて、「調査員」に回答を求めたところ、老人本人や、介護者が希望する福祉サービスと概ね一致する結果が得られた。このことは、現行の老人福祉対策が、基本的には、ニーズに合致していることの裏付けとなろう。

また、必要なあるいは希望する福祉サービスが特にないと答えた者がかなりあることは、家庭機能の働きが十分であることを証明するものであると考えられる。しかし、在宅要援護老人の処遇の向上と介護者の負担の軽減をはかることは、予測されるこれらの老人の増加に対処するために必要であり、今後も、きめ細かな福祉サービスの提供に、努力しなければならないものであると考える。

(10) 老人問題は、女性の問題

ひとりぐらし老人にあっては、男性が2,196人であるのに対し、女性が9,733人であり、女性は男性に比べ、数のうえで4.4倍以上となっている。また、県の性別の65歳以上人口における発現率も、男性が1.50%であるのに対し、女性は4.72%であり、3倍以上の開きがある。一方、ねたきり老人の日常生活には、何らかの介助を必要とするが、介護者の80%以上は女性であるという結果が出ている。

「老人問題は女性の問題である」とよくいわれるが、今後、女性にポイントを置いた施策の検討も必要とされるであろう。

〔後略〕

181 『静岡県新総合計画』〔抄〕 1987・1・29

『静岡県新総合計画 豊かな心と活力ある社会をめざして
－ 21世紀へのみちづくり－』、1987・3、131～139頁

第1節 高齢化社会総合対策の推進

I 現状と課題

○急速に進む人口の高齢化

本県における人口の高齢化は急速に進んでいる。昭和40年の高齢者人口（65歳以上人口）は19万人であったが、昭和60年には、37万人へと急激に増加した。

高齢者人口は、これからも急速に増え続け、昭和70年には54万人に達し、21世紀前半（2025年）には県民のほぼ4人に1人が高齢者という社会が到来すると予測されている。

○高齢化社会への対応

高齢者の増加に伴い、年金や医療等社会保障の負担のあり方、労働力人口の高齢化、社会の活力の維持など、これまでの社会の仕組みでは、十分に対応できない問題が生じてくると考えられている。

このため、本格的な高齢化社会の到来に備え、これまでに形成された年金制度や医療制度等の見直しなどとともに、家庭、職場、地域等あらゆるところで高齢者の豊かな知識や経験を十分に活かしながら、社会の活力を維持していく仕組みと環境を県民みんなでつくりあげていくことが課題となっている。

○地域における高齢化への対応

高齢者の比率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、地域により大きく異なっている。

都市部及びその周辺部においては、高齢者の比率が10%前後の市町村がある反面、過疎化の進みつつある地域などでは、既に20%前後にまで及んでいる町村があるなど、地域により大きな差がみられる。

そのため、地域の特性を活かしたきめ細かな対応が求められている。

〔中略〕

高 齢 化 社 会 総 合 対 策	生活の安定	豊かな高齢期を過ごせるよう、若い時からのライフプランづくりの啓発や高齢者の知識、経験を活かした働く場の確保を図る。	・若いときからのライフプランづくりの啓発 ・高齢者の知識、経験を活かした働く場の確保 ・農林水産業等における高齢者の役割開発の促進 など
	生活環境の整備	高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、安全で快適な生活環境の整備を図る。	・隣居、近居等多様な居住形態に対応した住宅の確保 ・高齢者等に配慮した都市施設等生活環境の整備促進 ・身近な自然を活用した、やすらぎ、散策の場づくりの促進 など
	健康の保持・増進	生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、若いときからの一貫した健康の保持・増進体制の整備を図る。	・生涯を通じた健康づくり対策の推進 ・地域保健医療計画に基づいた総合的な保健医療体制の充実 ・スポーツの普及促進 など
	福祉の充実	高齢者があたたかなふれあいの中で暮らしていけるよう、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図る。	・日常生活の場で必要な介護等が受けられる在宅福祉サービスの拡充 ・適切な専門的サービスを受けられる施設福祉サービスの充実 ・地域に開かれた施設づくりの促進 など
	社会参加の促進	高齢者が健やかに生きがいのある生活が送られるよう、その希望と能力に応じた社会参加のできる条件の整備を図る。	・生涯を通じた多様な学習機会と場の拡充 ・高齢者と若い世代との交流促進 ・地域活動や各種ボランティア活動の促進 など

第2節 社会福祉の充実

(1) あたたかな地域福祉の推進

I 現状と課題

○高まる地域福祉の必要性

県民は、基本的な日常生活の場である家庭や地域社会のなかで、日々ふれあいとや

すらぎに満ちた暮らしが営めることを望むとともに、福祉サービスが必要な状態になった場合にも住みなれた家庭や地域で介護を受けることを強く望んでいる。

こうしたことから、これからの社会福祉は、公的な福祉サービスに加え地域を軸とした福祉サービスを展開していく必要があるが、都市化の進展、核家族化の進展、家庭婦人の職場進出などにより、家庭の扶養機能や地域社会の相互扶助機能が十分発揮できにくい状況もみられる。

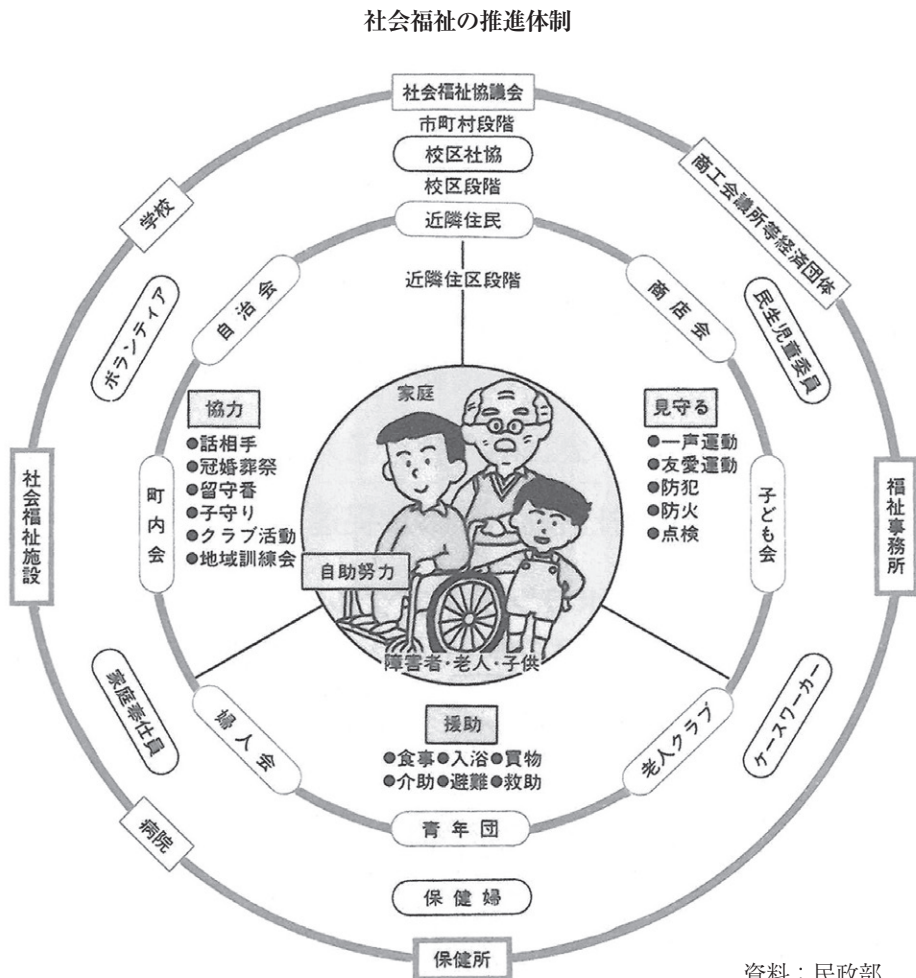
このため、家庭本来のあり方について見直すとともに、公的な福祉サービス機能を体系化し、家庭の扶養機能や地域の相互扶助機能を助長し、支援することが要請されている。

○急がれる一体的な推進体制の整備

援護を必要とする人々のニーズは、ひとり暮らし老人、ねたきり老人、痴呆性老人等の増加、また、離婚等による母子・父子家庭の増加、非行児童、登校拒否児の増加等児童・生徒をめぐる問題の深刻化、さらには、障害者の高齢化・重度化などに伴い、これまでの高齢者福祉、児童母子福祉、心身障害者福祉の範囲を超えて多様化、複層化している。

こうしたことから、これまでの経済的援助や施設を中心としたものに加え、心のふれあいなど精神的な援助、入浴・給食等のデイ・サービス、自立のための機能回復訓練などの人的サービスや専門的な援助など福祉サービスのあり方も大きく変化しつつある。

このため、県民の多様で複層化する福祉ニーズを的確に把握するとともに、家庭、学校、地域、職場、行政などがそれぞれもっている福祉、健康、教育などにかかわる社会的な機能と役割が十分発揮できる、一体的な地域福祉推進体制の整備が急務となっている。



〔後略〕

182 日本一健康県めざして「ふじさん運動」 1991・3・31

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、115～116頁

日本一健康県をめざして、本年4月、衛生部保健予防課内に健康対策室を設置した。

幸福の基本であり、県民共通の願いである「健康」について、県民一人ひとりが考え、良い生活習慣を身につけるために、日本一の富士山にちなんで「ふじさん運動」と名付け、普段から実行しよう3運動(①進んで健診 ②運動と休養 ③正しい食習慣)を推進するため、毎年9月から11月までの3ヵ月間を中心に「日本一健康県づくりキャンペーン」を展開する。

また、11月1日から毎月1日を「県民健康の日」と定め、県民一人ひとりが、健康につ

いて家庭や職場で、いつでも、どこでもできる身近なものから考え、自覚し、実践するための「日」とし、県民総ぐるみで日本一健康県を目指して健康づくり推進を図っている。

※健康宣言

『健康』は幸福の基本であり、わたくしたち静岡県民の共通の願いです。

わたくしたちは、わたくしたちの愛する郷土静岡県を、きたるべき21世紀に向けて、豊かな心と活力ある社会に大きく発展させるうえで、健康についても日本一を目指し、今後毎月一日（ついたち）を『県民健康の日』として定めるとともに、ここに、県民こぞって『日本一健康県づくり』に邁進^{まいしん}することを宣言します。

県民のみなさん、これを機会に、日本一の富士山に因んで、『ふじさん運動』…普段から・実行しよう・3運動…すなわち、1に、すすんで健診 2に、運動と休養 3に、正しい食習慣…を実践し、みんなで健康づくりにはげみましょう。

以上、宣言します。

静岡県知事 齊藤滋与史

※合い言葉 ふじさん運動 ふ じ さん運動

- 普段から 実行しよう 三運動
- (1) 進んで検診
 - (2) 運動と休養
 - (3) 正しい食習慣



※シンボルマーク

○県民が自ら健康づくりに取り組む目標として

- (1) 赤ハートは進んで健診
- (2) 白ハートは運動と休養
- (3) 緑ハートは正しい食習慣

183 〔静岡県地域保健医療計画の策定〕 1988・7

県立中央図書館所蔵

県『静岡県地域保健医療計画すこやかしずおか—日本一健康県づくり—』、1～27頁

I 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本県は、温暖な気候と豊かな産物、さらには、富士山をはじめとする美しい景観が豊富に見られるなど、県民が快適な生活を送るために必要な自然的条件に恵まれている。加えて、医療技術の進歩や、各種保健・医療施策の着実な進展と関係者の努力等もあって、県民の平均寿命は長く、死亡率の低さも全国的にみて優位な位置にある。

しかしながら、本県における最近の保健医療をとりまく社会的な環境は、全国と同様、人口の急速な高齢化、がんや循環器疾患をはじめとする慢性疾患の増加等疾病構造の変化、医学・医療の進歩による医療の高度化、専門化、さらには、めざましい技術革新とそれによる情報化の進展等、大きな変化を見せている。

こうした中で、県民の生活水準も向上し、健康に対する関心は一層の高まりを見せ、保健や医療の需要そのものが增大するとともに、その方向も多様化、高度化するなど量的・質的变化が一段と進んでいる。

一方、国においても今後の医療供給体制の整備充実を図るため、医療法を改正し、都道府県に医療計画の策定を義務づけたところである。

このため、本県におけるこれからの保健医療は、こうした環境変化に対応し、県民がいつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスが受けられるような体制を確立していくことをその基本的な方向として、「静岡県地域保健医療計画」を策定した。

第2節 基本理念

健康は幸福の基本であり、県民共通の願いである。

本格的な高齢化社会が到来する21世紀を展望したとき、全ての県民が生涯を通じて健康で快適な生活をおくることができるよう、保健・医療・福祉さらには、県民の生活を取りまく諸条件を改善整備し、それぞれの機能が有機的な連携のもとに十分発揮されるよう地域ごとにバランスのとれた保健医療サービスのシステムを確立することが課題であり、地域保健医療計画は、こうした課題を解決することにより、真に健康で活力ある県づくりを究極の目標としたものである。

このため、県民の健康度をさらに高めるための施策を積極的に展開し、併せて、地域の実情に即し、保健医療資源の効率的な活用と適正な配置を図るとともに、関係施設間の機能分担と連携を図り、そのシステム化を推進するなど、時代の変化に対応して健康増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の整備を図らなければならない。

そして、その実現に当たっては、「自分の健康は自分で守る」といった自助努力の精神を基調として、県民の理解と協力の下に県、市町村をはじめ、保健、医療、福祉に関する機関、団体等が一体となって目標達成に向け、努力を積み重ねて行くことが必要である。

(中略)

第2章 保健医療圏

第1節 保健医療圏設定の基本的考え方

県民の保健医療サービスに対する需要は、人口の高齢化や、疾病構造の変化等に伴い、質的に多様化しつつ、量的にも増大している。

そして、これらの保健医療需要は、人口構成をはじめとした地域特性から地域毎に異なり、また、保健医療サービスを提供するための資源も地域において質的、量的な差がみられる。

このような中で、保健医療資源の効率的な活用を図り、県民に適切な保健医療サービスを提供するためには、県民の生活行動の実態等をふまえ、適切な広がりをもった圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた保健医療サービス機能を整備充実し、その供給体制の整備を図る必要がある。

このため、日常的な保健医療から、高度保健医療に至るサービス機能に対応した段階的な保健医療圏を設定するものである。

ただし、保健医療圏を設定することにより、県民の医療機関の選択の自由や、医療サービス供給側の医療活動及び既存の保健医療関係機関・団体の管轄区域における活動の自由が制限されるものではない。

なお、保健医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び入院・外来受療の動向、保健医療資源の状況、交通事情、行政機関・関係団体の管轄区域等社会的条件を考慮する。

第2節 保健医療圏の設定

1 保健医療圏の区分

(1) 1次保健医療圏

県民の日常生活に密着した頻度の高い保健医療サービスを提供する圏域である。

この圏域では、住民自らが健康づくりに取り組むとともに、市町村・保健センター等を中心に健康教育、保健指導、健康診査等保健サービスを推進する。また、住民の日常的疾病や外傷等の診断、治療、疾病の予防、健康管理などを推進する。

(2) 2次保健医療圏

特殊専門的保健医療サービスを除き、比較的専門性の高い保健医療サービスを提供する圏域である。

この圏域では、保健所、関係団体、病院等が連携して、1次保健医療圏で実施される保健医療活動を支援するとともに、入院医療や専門的技術を要する医療サービスを推進する。

また、母子・老人・精神保健等で専門的広域的な保健サービスについては、保健所所管区域単位で推進する。

(3) 3次保健医療圏

高度で特殊な技術・設備を必要とする保健医療サービスを提供する圏域である。

この圏域では、特殊専門的な保健医療サービスに加えて、医学・医術に関する調査研究、保健医療従事者の養成研修、総合的な保健医療情報の管理等を推進する。

2 保健医療圏の設定

(1) 1次保健医療圏

市町村の区域を1次保健医療圏とする。

(2) 2次保健医療圏

医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づき設定する区域は、次のとおりとする。

圏 域 名	保 健 所 名	構 成 市 町 村 名
伊 豆	下 田	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村
熱 海 伊 東	熱 海	熱海市、伊東市
駿 東 田 方	修 善 寺	修善寺町、戸田村、土肥町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	沼 津	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆長岡町、函南町、菰山町 清水町、長泉町、小山町
富 士	富 士	富士市
	富 士 宮	富士宮市、芝川町
清 庵	清 水	清水市、富士川町、蒲原町、由比町
静 岡	静岡市中央 静 岡 市 南	静岡市
志 太 榛 原	藤 枝	焼津市、藤枝市、岡部町、大井川町
	島 田	島田市、御殿場町、相楽町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町 中川根町、本川根町
中 東 遠	掛 川	掛川市、大東町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町
	磐 田	袋井市、磐田市、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、森町
北 遠	天 竜	天竜市、豊岡村、竜山村、佐久間町、水窪町、春野町
西 遠	天 竜	浜北市
	浜 松 市	浜松市
	浜 名	湖西市、可美村、舞阪町、新居町、雄踏町
	三 ケ 日	細江町、引佐町、三ヶ日町

(3) 3次保健医療圏

医療法第30条の3第2項第2号の規定に基づき設定する区域は、静岡県全域とする。

第5節 臨調行革下の県財政（1980年代）

184 浜岡原子力発電所の安全対策と核燃料税の創設 1980

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、183～184頁

小笠郡浜岡町に設置されている中部電力㈱浜岡原子力発電所は1号機（出力54万KW）が昭和51年3月、2号機（出力84万KW）が昭和53年11月にそれぞれ完成し、営業運転を開始している。現在浜岡原子力発電所は、本県の発電用施設のほぼ2分の1を占め、電力供給に主要な役割を果たしている。

原子力発電所の立地にとっては、何よりも安全性の確保が絶対条件であり、周辺地域住民の安全性確保に万全を期するため、地元関係3町（浜岡、御前崎、相良）とともに中部電力との間に「原子力発電所の安全確認等に関する協定書」を結び（昭和46年12月）周辺環境放射能の監視、発電所に於ける運転状況の把握、異常時の立入調査等を行ってきた。また県においては、「災害対策基本法」に基づき、万一の原子力災害に備え「県原子力災害対策計画」を策定（昭和49年6月）している。

しかし、昭和54年3月米国ペンシルバニア州スリーマイル島の原子力発電所において発生した事故は、放射性物質が周辺環境に洩れ出し、一部住民の避難が行われる事態にまで至った。このことは、県としても浜岡原子力発電所周辺地域住民の安全性確保を考えるうえで重要なものと受けとめ、国や中部電力に対し、事故原因の詳細解明、原子力発電所総点検の実施、運転員の再教育訓練の徹底など安全性確保の措置について要請を行い、各々の項目について対応が図られることとなった。更に、周辺住民の意向をふまえ、県においても、周辺監視体制の一層の強化と防災対策の見直し整備を図ることとし、次の対策をとることとなった。

1. 環境監視体制を強化するため、衛生研究所放射化学部門を浜岡町に移し整備する。
2. 県原子力災害対策計画を国の防災対策に関する専門的技術的事項の結論をふまえて見直し、整備を図る。
3. 周辺安全対策等の財源として、法定外普通税である、核燃料税の創設を行う。

核燃料税の創設を決めたことにより、54年9月浜岡原子力発電所周辺対策に要する経費をとりまとめ、10月から自治省と協議を進めてきたが、55年2月9日内諾を受けたので、核燃料税条例案を55年2月県議会定例会に上提し、審議のうえ、3月19日可決するに至った。また、3月29日自治省から許可され、55年4月1日核燃料税条例を施行することとなった。

核燃料税の概要は次のとおりである。

1. 課税標準……発電用原子炉にそう入した核燃料の価格
2. 税率……核燃料価格の100分の5
3. 納税義務者……中部電力㈱
4. 課税期間……55年～59年度（5ケ年間）

5. 税収見込額……26億5,800万円

環境放射線監視センター 原子力防災用通信施設 避難用道路、沿岸漁場等の整備

6. 財源需要額……58億5,400万円

185 新過疎地域特別措置法の施行 1980・4・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、186～187頁

昭和45年4月に施行された過疎地域対策緊急措置法が昭和55年3月で廃止され、同4月1日過疎地域振興特別措置法が施行された。

旧過疎の施行と同時に過疎地域に指定されたのは、賀茂郡南伊豆町、田方郡中伊豆町、土肥町の伊豆3町と周智郡春野町の4町、人口減少率が5年間で10%以上（国勢調査ベース）かつ財政指数の前3年度平均が0.40未満という指定要件を最初から満たしているため、51年4月には、この指定要件を満たした磐田郡水窪町が新たに過疎地域に指定された。春野町に次ぐ北遠地域の過疎化が進んだといえる。

代わって登場した新過疎法では、過疎地域の指定要件が①人口減少率が過去15年間で20%以上（国勢調査ベース）②財政力指数の前3年度平均が0.37未満と、財政力指数の条件が厳しくなっている。これに伴い、伊豆3町がいずれも過疎指定から外された半面、新たに榛原郡川根町が指定となった（春野、水窪両町は引続き過疎指定）。ただ、指定から外れた伊豆3町は、経過措置適用団体として、通減方式により過疎債の適用が受けられるなど、4年間の激変緩和措置がとられ、この間は準過疎地域として扱われる。

この法律の施行に伴い、県は8月6日過疎地域振興計画を決めた。計画では過疎地域（春野、水窪、川根の3町）には55年～59年度の5年間に180億5千百万円、準過疎地域（南伊豆、土肥、中伊豆の3町）には55～58年度の4年間に191億3千4百万円、合わせて371億8千5百万円の事業費が投じられ、交通通信面の整備や教育文化・産業振興施設の整備が進められる。

県計画の主な事業は道路関係では国道136や362号の改良舗装、125号の災害防除事業の実施と県道袋井春野線、金谷中川根線、下田石廊松崎線など10路線の改良舗装が中心、港湾漁港関係としては土肥港、手石港（南伊豆町）に防波堤を整備、妻良漁港も改修する。このほか南伊豆町に伊勢エビのための大型魚礁づくり、春野町への高校生集団宿泊施設の整備をすることとなっている。

町計画の主な事業は過疎地域では中学校3校の改築、林業近代化施設の建設（春野町）、山村開発センター整備（水窪町）、保健センター整備（川根町）など。

また準過疎地域では小学校2校中学校1校の改築〔築カ〕と漁港整備（南伊豆町）、公共下水道の建設（土肥町）、小学校2校の増改築と資料館建設（中伊豆町）などとなっている。

過疎地域振興計画・町計画 （百万円）

県 計 画	過 疎 地 域	8,211
	準過疎地域	6,642
	計	14,853
町 計 画	春 野 町	4,977
	水 窪 町	2,322
	川 根 町	2,541
	南伊豆町	5,784
	土 肥 町	4,794
	中伊豆町	1,914
	計	22,332
	合 計	37,185

186 県の行財政改革推進 1981

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、285～287頁

高度成長時代には、本県は、比較的税収入に恵まれた中で行財政運営がなされてきたが、昭和48年秋のオイルショック後、深刻な財政危機に直面し、行財政運営の質的転換が迫られ、行財政の全面的改革が必要となった。

こうした中で、本県における行財政改革は、昭和50年度から現在まで着実にその推進がなされてきているところである。

行財政改革を推進するにあたり、昭和50年10月、副知事を会長として「静岡県行財政対策委員会」が設置された。この委員会の委員には、各部局長、教育長及び警察本部長となり、具体的事項の審議には、行政、財政、節約の3部会からなる幹事会を設け、各局主管課長が構成員になつている。

3部会の内容は、組織定数、事務配分などは行政部会、予算、事業などは財政部会、経費の節約対策は節約部会で、それぞれ検討することとなった。（節約部会は、54年度まで検討を行った）

こうして、55年度までには、本庁、出先機関の再編成、振興センターの全県設置（8カ所）、さらには、事務事業の見直し等が行われてきたのである。

国においては、56年3月、第2次臨時行政調査会が発足し、本格的な行政改革への取り組みが行われ、7月10日には、第1次答申として、財政再建のための緊急課題に対する答申が、また、57年2月10日には、第2次答申として、許認可等の整理合理化に関する答申が出され、さらに、7月には基本答申、58年3月には、最終答申を行う予定となっている。

本県においても、このような国の動向に呼应し、従来からの行財政対策委員会の活動を充実することとなった。臨時行政調査会を中心とする国の行財政改革に対応した幅広い検討を行うため、56年10月、6つの特別部会を設けると共に、これらの部会を連携し、現場の見直し改善を徹底するため、各部局に分科会を設けた。

それぞれの部会の内容は、次のとおりである。

特別部会	取りまとめ課	担 当 事 項
第 1	財 政 課	国の行財政改革の本県への影響評価と、分析、検討
第 2	人 事 課	許認可事務等の権限委譲及び移管、整理の検討
第 3	電子計算課	コンピューターの活用など職場事務の合理化、効率化の検討
第 4	人 事 課 財 政 課	施設管理業務等の外部委託適応業務の抽出と委託化の検討
第 5	学事文書課	審議会等のあり方と改廃整理の検討
第 6	市 町 村 課	国及び県の行財政改革の情報伝達と市町村の改革支援

56年度において、見直し改善した主なものは、行政組織等の改善については、県民相談室、消費生活センター、公害防止センター、衛生研究所を、東・中・西の県民サービスセンターと衛生環境センターに再編成するなど、1室8出先機関を廃止し、1室6出先機関を新設した。また、各部局職員定数の一律1%削減を行い、新しい行政需要に対処すると共に、審議会についても3機関を削減することとした。

事務事業の見直しについては、国の行財政改革関連によるもの26件（県負担減936百万円）、県独自の見直しによるもの135件（県負担減837百万円）、合計161件を見直したほか、一般事務費の一律5%カット分を合わせると、総額で2,150百万余円の歳出節減となった。

また、条例規則についても見直しを行い、2条例1規則を廃止し、許認可事務権限の市町村移譲を推進し、さらに、財務会計事務の電子計算処理を出先機関分にまで拡大すると共に、基金管理業務など9つの新システムを開発するなどオフコンの積極的導入を含め、事務処理の機械化、簡素合理化を推進することとなった。

187 〔近年にない緊縮抑制型予算〕 1982・2・23

『県議会昭和57年2月定例会会議録』

○知事（山本敬三郎君）〔前略〕本県におきましては、いち早く県行財政の効率化に向けて

厳しい事務・事業の見直しに取り組み、生活を優先する福祉県政の旗印のもと、新たな地方の時代に向けて、八つの振興センターを核とする地域に密着した県政の推進、商工業、農林水産業を通じた先端技術の導入などによる地域経済の活性化、県立総合病院、総合社会福祉会館、県立美術博物館等の建設による地域福祉、地域文化の向上、高校生急増対策としての公立・私立高校の計画的整備、東海地震対策についての法制度の確立と地震対策緊急整備事業の推進などに取り組んでまいったところであります。

私は、このような課題に対処する上で、率先して困難に立ち向かう気概と積極的に県民と対話する率直さを職員に求めるとともに、私みずからも、市町村長、各界各層の代表の方々を初め多くの県民の皆さんと数多くの場を設けて話し合い、これらの中から多くの知恵を学び、これを県政に生かす努力を重ねてまいりました。

いまやわが国は、財政赤字の累積、対外経済摩擦の高まりなど、内外ともにむずかしい局面に立ち至っております。これを乗り越え、脱工業化社会、情報化社会と言われる二十一世紀を視野に入れながら、県民のエネルギーや県土の可能性を十分に発揮させ得る県政の展望を確かなものとし、「分散の時代」に対応し、静岡県という地域にふさわしい、個性を持った都市づくり、人づくりを進めていく必要があります。厳しい時代の中にあって、二十一世紀に向かう静岡県の将来を切り開いていくことは容易なことではありませんが、幸い、新しい流れに沿った県政展開の道が広く県民の御理解を得られつつあると感じております。今後とも、県議会を初め、市町村長並びに県民の皆さんの温かい御理解と御協力を得ながら、県民の心を心として、活力ある県づくりに全力を傾注してまいりたいと考えております。

厳しい財政環境の中で、本県の五十七年度当初予算は、五十六年度当初予算に対して四・六％の伸びという近年にない緊縮抑制型予算となっております。しかし、本県は五十五年度以降行財政の総点検をじみちに続けてまいり、その成果の上に立って関係者の創意と工夫を生かした予算づくりを進めた結果、県民福祉の充実向上のための県単独事業の積極的な展開や、県民主導による県勢飛躍の基盤づくりなど、内容的には充実した予算編成ができたものと考えております。

予算編成の重点といたしましては、第一に、厳しい環境下で行財政を見直し、緊縮抑制型予算を編成いたしました。すなわち、国の行財政改革を受けとめ適切な対応を図るとともに、県独自の事務・事業の見直しを継続して進め、中長期的視点に立った財政運営に留意したことであります。

第二は、緊縮基調のもとで県単独施策の積極的な展開に努めたことであります。

公立・私立高校の計画的な整備のための高校生急増対策事業、高度医療機関として県下の公的医療機関の中核となる県立総合病院、先端技術の県内への普及の中心となる工業試

駿場、県民の文化活動の拠点となる県立美術博物館の建設、総合社会福祉会館を初め、警察署、合同庁舎等の大規模施設の計画的整備など懸案の諸事業については、財源の活用に努め、所期の予定どおり予算化を行うことといたしました。また、道路、河川、交通安全施設等県民に身近な生活環境整備のための枠設定単独事業につきましても、県単独事業全体のバランスをとりながら計画的に実施できるよう予算化に努めました。三年続きで公共事業の伸びがとどまっている現在このように単独事業の拡大を図ったことは、長い目で見ますと県民自身の選択による地域に立脚した施策が行われることとなり、地方の時代における公共投資のあるべき姿に近づいたものであり、ひいては行政改革の目指すところと合致するものと考えます。

第三は、県民の活力を導き中長期の展望に立った県勢発展のための基盤づくりを行うこととであります。

地域づくりとしては、新広域市町村圏計画に基づく事業への助成を拡充するとともに、近づきつつある高齢化社会への円滑な対応に配意し、資源エネルギー問題に対処して県としてなし得る努力を積極的に進めるほか、特に本年度はテクノポリス開発構想の具体化を推進するとともに、技術先端産業の育成と技術革新を促進するための産学官共同研究開発事業を中核として、県内中小企業、農林水産業等の活力ある産業の振興を図るべく、工夫をこらし、予算化しているところであります。

安全な県土づくりの基盤であります地震対策事業につきましては、厳しい状況下であります。緊急整備事業計画などに従いさらに積極的に進めてまいることといたしております。

なお、総合計画につきましては、昨年度の中間検討結果を踏まえて各界各層の意見等を求めながら、新しい時代に適合する計画推進を図ってまいりたいと考えております。

このような編成方針のもとに御提案をいたしました昭和五十七年度の一般会計予算は六千三百六十三億円で、五十六年度の当初予算に対して二百八十億五千万円の増となっております。

〔後略〕

188 テクノポリス構想とその対応 1982

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、345～346頁

1 テクノポリス構想と国の対応

55年3月17日、産業構造審議会（会長 土光敏夫）は「80年代の通商産業政策ビジョン」を通産省に答申した。この中で資源の乏しい我が国の将来の進むべき方向を考えたとき、新しい技術開発によって克服していくしか道はないとし、日本経済の方向を技術立国に求

めテクノポリス（高度集積都市）構想が初めて提言された。そして同年5月、テクノポリス90建設構想委員会（委員長 石井威望）は、技術と文化の高度に集積した「まち」づくりを基本理念とした90年の未来都市として「テクノポリス90建設構想」を発表した。

このテクノポリス90建設構想とは、来たるべき90年代を目指した新しい定住実験で、産（エレクトロニクスなど先端技術分野の企業）、学（各種研究施設、工学系大学）、住（人間再生）の各分野を有機的に結合し、しかも地域社会の豊かな伝統と美しい自然に調和をとりながら溶け込ませるといった、これまでにない新しい発想のもとに進める都市づくりの戦略である。具体的には、人口20万人～30万人の既存の地方都市を母都市として、これに近接し母都市と一体的な生活圏の中に人口4万人～6万人、敷地面積1,500～2,000haのテクノポリスを立地するもので、この中には、半導体、コンピューター、情報、通信などの先端技術産業、工学系大学、医療福祉施設、国際会議場、計算センター、大型ショッピングセンター等を誘致、再配置するほか、高層住宅団地を造成するといったものである。

56年5月、通産省はテクノポリス建設の構想から完成までに至る実施手順を発表した、それによると、56年5月末に通産省がテクノポリス建設構想調査地区を選定し、選定候補地をかかえた各自治体は、56年度中に基本構想、57年度中に開発構想そして58年度中に事業実施基本方針を策定するものとし、これを受けて国は59年度に建設地を数地域選んで指定し、65年度中に順次完成させるというものである。

まず、56年6月8日、通産省はテクノポリス建設構想調査対象地区として函館、秋田、宇都宮、長岡、富山、浜松、西播磨、吉備高原、広島中央、宇部、久留米、北国東、佐世保、熊本、宮崎及び国分準人の16地区をきめ、更に青森、御坊、香川県西部及び鳥栖の4地区を準調査地域として小規模の調査を実施することを発表した。そして、57年4月30日、これらの建設候補地に指定された20地区から出された基本構想が発表され、8月4日、全地区が開発構想策定地域に指定された。

2 県及び浜松市等の対応

浜松地域は優れた技術の集積を有し、また、産業が活発でテクノポリスを建設する上で有力な基盤を既に形成している環境にあり、55年8月いちはやく浜松市は通産省等関係方面に対してテクノポリス建設候補地指定の要望書を提出し積極的な姿勢を示した。一方、県においても55年12月の県議会本会議でテクノポリスに関する質疑が行われ、この中で知事は「テクノポリスは本県産業を活性化し、高度化し、同時に雇用を場を確保するために有効な手段である」として積極的な姿勢を示し、同月通産省に対して浜松市がテクノポリス対象地域に選定されるよう要望書を提出した。

こうした中で、前述したように56年6月8日浜松地域（浜松市、浜北市、細江町、引佐町）がテクノポリス構想の調査地区に指定され、これを受けて浜松市、浜北市、細江町、引佐

町の2市2町は6月12日、3年後と言われる本指定に向けて浜松地域新技術産業都市構想推進協議会（会長栗原勝浜松市長）を発足させ、テクノポリス建設基本構想の策定作業を開始し、57年4月12日「浜松地域テクノポリス建設基本構想」を完成して通産省に提出した。そして、8月4日通産省から開発構想策定地域に指定された。

県では、56年度に初めてテクノポリス推進事業費として250万円を計上し、①県行政におけるテクノポリスの位置づけ、②テクノポリス構想についての基本的研究、③本県におけるテクノポリスの必要性と波及効果等の調査研究を行い、地元、国と協調してテクノポリス建設構想の推進を図った。

さらに、57年度においては4月1日付けで県商工部内に「テクノポリス推進対策室」を発足させ、浜松地域テクノポリス開発構想の策定に対して全面的に支援する体制をととのえた。具体的には、開発構想及び構想推進上の諸問題について、各分野の有識者から助言を得るため「テクノポリス懇談会」を設置した。また、庁内の関係部局長で構成する「テクノポリス推進本部」、同本部の幹事会として関係各課長等で構成する「テクノポリス庁内連絡会議」を設置し、テクノポリス基本構想において検討した各種の地域機能を現実の地域に適用したマスタープランづくりと、そのフィージビリティスタディ（実現可能性の検討）を行った。

189 公共工事の入札をめぐる問題 1981

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1983・3、287頁

公正取引委員会は、昭和56年9月28日、県内の一部建設業協会等を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独禁法」という。）に違反している疑いがあるとして、立ち入り検査を実施した。

9月25日開会された県議会9月定例会においても論議がかわされ^{〔ママ〕}ち。

県は、9月29日以降の工事入札を一時止め、公正取引委員会と連絡をとりながら状況^{〔ママ〕}を把握に努めた。

又、県内外における「公共工事をめぐる諸問題」についても、新聞、テレビ等で、いくつか報道され、「独禁法と公共工事」、「入札制度問題」等が、社会的にも、注目される問題となった。

こうしたなかで、県は、10月14日県内各建設業協会長あてに、又11月27日には、県建設産業会議所会頭あてに、土木部長通達「団体の適正な運営に関する要請について」を出して、業界の指導にあたりると共に、請負契約制度全般にわたり検討を加えることとして、「請負契約制度検討委員会」、「請負契約事務研究会」を発足させた。

その概要は、次のとおりである。

○静岡県請負契約制度検討委員会

- (1) 設置目的 公共工事の施行に関し、請負契約の適正かつ効率的な執行を図るため
- (2) 構 成 員 副知事を委員長とし、委員は関係 10 部局長等
- (3) 設置年日 昭和 56 年 12 月 25 日

○請負契約事務研究会

- (1) 設置目的 競争入札参加基準、発注基準など請負契約事務のあり方について、不断の検討見直しを行うとともに、事務運用の簡素合理化を図るため
- (2) 構 成 員 土木部建設業室長を座長に、関係部局事務責任者レベルの者
- (3) 設置年月日 昭和 56 年 12 月 21 日

一方、建設省においても、昭和 56 年 11 月 27 日、建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会に^(ママ)し、「建設工事の入札制度の合理化対策等について」諮問するなど、「公共工事の入札をめぐる対問題」に取り組むこととしているのをはじめ、全国の都道府県、市町村等においても「公共工事の入札制度等」について検討を加える気運が高まった。

190 静岡建設業協会など三団体に独禁法違反の審決 1982・8・6

県議会事務局『静岡県議会の業績』第9巻、1987・3、370～371頁

昭和 56 年 9 月 28 日、公正取引委員会はいわゆる談合による独占禁止法違反の疑いにより県建設業協会、静岡建設業協会、清水建設業協会、清風会などを立入検査した。これを契機に県は請負契約制度の問題点を検討をすると共に、建設業協会等に対し、「団体の適正な運営について」指導を強化するなど請負契約事務の厳正な執行に努めてきた。

又、公正取引委員会では、立入検査にはじまる一連の調査により事実の確認を実施し、昭和 57 年 8 月 6 日社団法人静岡建設業協会、社団法人清水建設業協会及び社団法人沼津建設業協会会館内清風会の 3 者に対し、独占禁止法第 48 条第 2 項の規定に基づく勧告をした。

主な内容

3 者は、県などの発注する建設工事に関し、会員に「話し合いにより受注予定者を定めさせること」を決定し、これを実行した。しかしこのことは、建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するものである。したがって、それらに関する内規等を破棄すると共に、話し合いにより受注予定者を決定させていた行為をやめることを求めるものであった。

これに対し、各協会等においては、それぞれ勧告への対応を協議したがこれに応諾する

ことをしたので、公正取引委員会は昭和57年9月8日に勧告と同趣旨の審決をした。

審決が出されたことにより、今後の処理手続きは、課徴金の納付命令が、どのような内容で出されるかに移っていった。

191 静岡県大規模地震災害対策基金の設置 1984

県議会事務局『静岡県議会の業績』第10巻、1983・3、182～183頁

本県の地震対策は、昭和51年8月に東海地震発生説が発表されて以来、地震災害から県民の身体、生命を保護し、財産を守ることを基本に、県の最重点事業として実施されて来た。この結果、県内には他県に例を見ない規模の予知観測施設が配置され、通信施設や道路、海岸、港湾等の防災施設が整備され、また、自主防災組織が県下全市町村で組織されるなど防災体制の充実が図られた。更に、引続き避難地避難路や公立学校等の耐震対策などの緊急整備事業を中心とした防災事業等が促進されている。

こうした中で、県では、大規模地震発生直後の被災者の救援や応急復旧、その他の災害対策の推進を図るための資金を確保するため、「静岡県大規模地震災害対策基金条例」を、昭和59年2月県議会定例会において可決された。この基金は、積立て総額を700億円として緊急時に備えることとしており、この額は、県及び市町村の大規模地震災害の応急復旧等に充てるための経費として県民1人当たり3万円を積立て、その内、県が2万円を積立てておくという考えに基づくものである。

また、静岡県庁舎建設基金条例、静岡県土地開発基金条例、静岡県財政調整基金条例及び静岡県県債管理基金条例もそれぞれ改正して、大規模地震災害の応急対策、災害の復旧等の静岡県大規模地震災害対策基金条例の設置目的にあると認められる場合には、それぞれの基金の設置目的を損わない範囲内で基金を処分して静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れて使用できることとした。これらの資金を大規模な地震による災害から県民が、一刻も早く立ち直るための有効な施策を進めるために活用することができることとした。

192 浜岡原子力発電所3号機の起工式と周辺地域の整備計画 1983・3・18

県議会事務局『静岡県議会の業績』第10巻、1987・3、104～105頁

3月18日、中部電力㈱浜岡原子力発電所3号機建設の起工式が挙行された。

この3号機は、沸騰水型載水所、電気出力110万KWであり、総建設費約42,000億円を投じ、昭和62年9月に営業運転開始を予定している。

なお、今回の起工式に至るまでの経緯は次のとおりである。

- 52年 6月 8日 3号機増設の申し入れ〔中部電力→県、浜岡町、関係7漁協〕
- 53年 10月 27日 国から「電源開発調整審議会」の審議に先立ち知事意見を求められたが「電源確保のため異存ない」旨、回答するとともに、地元安全確保措置5項目を要請
- 53年 10月 31日 第76回「電源開発調整審議会」で、国の電源開発基本計画への組入れが決定
- 〃 12月 18日 3号機「原子炉設置許可」を申請〔中部電力→国〕
- 54年 1月～ 通産省の「安全審査」実施
- 55年 12月 12日 通産省の審査終了〔→原子力安全委員会及び原子力委員会へ諮問〕
- 56年 3月 19日 公開ヒアリングの開催（浜岡町民会館）
〔意見陳述人21名、傍聴人487名、特別傍聴人47名出席〕
- 〃 10月 29日 原子力安全委員会の安全審査終了
- 〃 11月 6日 原子力委員会の安全審査終了
- 〃 11月 16日 原子炉設置許可〔通産大臣→中部電力〕
- 〃 12月 4日 電気工作物設置変更許可〔通産大臣→中部電力〕
- 〃 12月 5日 工事計画認可申請〔中部電力→通産大臣〕
- 57年 6月 14日 工事計画認可〔通産大臣→中部電力〕
- 〃 8月 10日 原子炉建屋等に係る建築の認定〔建設大臣→中部電力〕
- 〃 8月 20日 建築確認〔県→中部電力〕
- 〃 8月 22日 浜岡町着工同意〔浜岡町は中部電力と3号機建設協力にかかる「協定書」を締結〕
- 〃 11月 18日 榛南5漁業協同組合が漁業補償の仮協定書に調印
- 〃 11月 18日 3号機着工
- 〃 12月 28日 遠州2漁業協同組合が漁業補償の協定に調印
- 58年 3月 7日 榛南5漁協と漁業補償の協定の調印
- 〃 3月 18日 起工式

また、この3号機建設に伴う周辺地域の整備をするため、県は、電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法）に基づく交付金を受け、81年3月末に国の承認を得た。

この整備計画は、81年度から86年度にかけて公共の施設を整備するものであり、浜岡町及び周辺4町において行われるものである。

なお、公共施設の整備計画等は次のとおりである。

第1編 「日本型福祉国家」と地方政治の展開

公共施設名	町 区分	浜岡町				隣接4町				計			
		件数	事業費 千円	交付金 千円	構成比 (交付金) %	件数	事業費 千円	交付金 千円	構成比 (交付金) %	件数	事業費 千円	交付金 千円	構成比 (交付金) %
道 路		13	898,800	630,800	13.7	16	759,340	659,300	14.3	29	1,658,140	1,290,100	14.6
都 市 公 園		1	60,000	55,000	1.2	-	-	-	-	1	60,000	55,000	0.6
水 道		4	546,700	476,500	10.3	3	453,000	410,000	8.9	7	999,700	886,500	9.6
通 信 施 設		1	266,500	159,000	3.5	1	49,500	23,000	0.5	2	316,000	182,000	2.0
スポーツ又はレクリエーションに関する施設		3	1,670,000	1,392,000	30.1	7	891,490	784,570	17.0	10	2,561,490	2,176,570	23.6
環 境 衛 生 施 設		3	85,000	75,100	1.6	7	568,369	454,600	9.8	10	653,369	529,700	5.7
教 育 文 化 施 設		2	757,000	669,000	14.5	10	1,272,124	1,095,190	23.7	12	2,022,124	1,764,190	19.1
医 療 施 設		1	150,000	147,000	3.2	1	150,000	103,000	2.2	2	300,000	250,000	2.7
社 会 福 祉 施 設		1	160,000	140,000	3.0	3	523,840	420,000	9.1	4	683,840	560,000	6.1
消防に関する施設		2	44,460	38,000	0.8	1	12,760	11,600	0.3	3	57,220	49,600	0.5
国 土 保 全 施 設		-	-	-	-	6	298,300	260,500	5.6	6	298,300	260,500	2.8
農林水産業に係る 未 計 画 分		20	900,000	837,600	18.1	1	23,500	23,500	0.5	21	923,500	861,100	9.3
共 同 利 用 施 設		-	-	-	-	-	-	374,740	8.1	-	-	374,740	4.0
合 計		51	5,531,460	4,620,000	100.0	56	5,002,223	4,620,000	100.0	107	10,533,683	9,240,000	100.0

(注) 継続事業は1件として計算。

193 法人県民税の超過課税延長見合せ 1985・11・11

県議会事務局『静岡県議会の業績』第10巻、1987・3、285頁

法人県民税の超過課税は昭和61年1月31日に課税期限が到来するが、県は11月11日再延長を当面見合わせることを決定した。

法人県民税の超過課税は昭和51年2月にスタートし、56年に延長され、2期10年間にわたって実施された。対象法人は資本金1億円超か資本金が1億円以下で法人税割の課税標準となる法人税額が400万円超の法人で、5%の標準税率に1%を上乗せ課税している。この間の超過課税収入は256億9,500万円に上った。この貴重な財源は、社会福祉対策をはじめ、県民医療、交通安全対策、中小企業の振興に充当され、あしたか太陽の丘、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、社会福祉会館、福祉エリア等の整備、さらに救急医療体制の整備等に活用された。

今回の措置は、①最近の急激な円高は本県経済に大きな影響を与えるものと予想される。特に、輸出関連企業はその打撃から立ち直るのに暫くの時間が必要となる。②地震対策事業を進めるため、別途に法人事業税の超過課税を実施している。③標準税率による課税の原則から可能な限り本来の姿であるべきこと等、諸般の事情を考慮して決定したものである。

しかしながら、高齢化社会の進展に伴い福祉、医療、雇用あるいは生きがい対策等の充

実を求められているが、今後は行財政改革の一層の推進を図るとともに、基金果実の有効活用等によって対応していく方針である。

194 空港建設予定地の決定 1987・12・16

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、1991・3、139～140頁

知事は、〔昭和62年〕12月16日、静岡県の空港建設予定地を、榛原（島田）に決定したことを県議会各会派代表者会議に報告した後、記者会見し発表した。知事発表の内容は次のとおりである。

「12月14日に空港建設検討委員会から審議結果のご報告をいただきましたので、県議会のご意向も十分にふまえて慎重に検討しました結果、静岡県が建設する空港の予定地は、榛原（島田）に決定させていただいた次第であります。なお、浅羽については、空港建設検討専門委員会のご見解もあり、今後、空港立地について研究調査したいと考えております。……空港建設は、本県が初めて経験する大きなプロジェクトであります。本県の将来の発展に大きく寄与すると同時に、地域に対しても大きな影響を及ぼすものであります。……今後とも、県民のみなさまのご理解とご協力をいただき、空港の実現に努力してまいる所存であります。」

本年1月に策定された静岡県新総合計画の中において、空港建設構想の早期策定は最重要課題として掲げられた。知事の「昭和66年度からの、国の第6次空港整備5カ年計画に間に合うよう、年内にも候補地を決定したい。」という意向により、4月に空港建設構想の基本方針などを定めるため関係部長で構成する「空港建設推進会議」を設置した。また、5月には、学識経験者や航空行政の専門家等からなる「静岡県空港建設検討専門委員会」（委員長・岡田清成城大学経済学部長、運輸政策審議会委員）を設置し、空港建設構想を専門的、技術的な面から検討してもらうこととした。

空港建設検討専門委員会は、まず、6月の初会合で県が提示した45カ所の空港候補地から、ジェット機就航の可能な2,500m程度の滑走路用地があるなどといった空港立地可能地区14カ所を、7月には5カ所を選定し、9月初旬現地視察の結果、浅羽、掛川、榛原（島田）の3地区に絞り込んだ。

一方、県の空港建設予定地選定が本格化したことから、県下各地の自治体や経済界の動きが盛り上がってきた。特に、中部・西部においては、空港設置の協議会などが設立され、熱のこもった誘致活動が展開された。その反面、候補地とされた地区の地権者などによる空港反対運動も動き出した。11月に入るとこれらの動きは、専門委員会の最終答申が12月に提出されるということもあって一層活発化し、関係団体の陳情の増加とともにいくつか

の市町議会においても空港設置に関する意見書や決議が議決された。

空港建設予定地決定の最終段階を迎え、知事は、11月11日候補地として残っている3カ所をヘリコプターで視察した。また、事務当局も候補地に関係する市町長と、地元の情勢などについての意見交換を中旬に実施した。県議会側としても、14日、環境企業委員会と総合交通対策特別委員会が合同して現地視察し、12月6日、両委員会による連合協議会を開催し、選定基準、建設費、県議会としての意見などについて論議した。

このような県内の諸情勢を背景に、空港建設検討専門委員会は12月12日に続き、14日第5回の会合を開催し、静岡県空港建設地は、島田（榛原）、浅羽が適地であるとの審議結果を知事に答申したものである。

なお空港建設構想推進のため、県は、昭和63年度から気象調査や環境影響調査、地質調査などを実施することとなった。

195 「富士・伊豆国際リゾート」構想の策定始まる 1988・5・30

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、1991・3、196～197頁

県は、〔昭和63年〕5月30日、総合保養地域整備連絡調整会議を開催し、総合保養地域整備法（リゾート法）の候補対象地域について検討した結果、富士山ろく地域に伊豆北部地域を加えた、19市町を選定することに決定した。

今後、基礎調査を行い、重点整備地区などリゾート開発の基本構想を策定し国の承認を受ける方針である。

1 対象地域について

- (1) 地域名 富士・伊豆国際リゾート地域
- (2) 対象市町 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、蒲原町、由比町、（ただし、東富士演習場の区域を除く）
- (3) 地域の面積 約16万5,000ha

- 2 選定理由
 - ①日本のシンボル富士山と国際観光温泉文化都市、熱海・伊東市を有し、国際的なリゾート地域となる可能性を有すること。
 - ②首都圏に近接し、高速道路や新幹線等の高速交通機関も活用できることから多くの利用客が期待できること。
 - ③豊かな自然環境、温暖な気候に恵まれ、四季を通じ快適なリゾートライフをエンジョイできる地域であること。
 - ④民間事業者によるリゾート開発計画が多く、リゾート地域としての整

備が確実に見込まれること。

⑤民間の未利用地が多く開発の余地も大きいこと。

- 3 推進体制等 ①基礎調査や基本構想の原案作成に当たり、地元市町や関係団体、国の出先機関等との連絡が必要であることから、県、関係市町長等46名で構成する「富士・伊豆国際リゾート構想推進協議会」が10月20日に設立された。
- ②12月15日、沼津市において、県内外の有識者約500名が集まり、リゾートシンポジウムが盛会裡に開催された。

196 〔四全総推進の中でのリゾート地域整備等県内情勢〕 1988・6・24

『県議会昭和63年6月定例会会議録』

○知事（斉藤滋与史君）ただいま提出いたしました議案の概要を御説明申し上げますとともに、あわせて、諸般の報告と当面する県政の課題につきまして所信の一端を申し述べたいと存じます。

豊かで活力ある静岡県を目指した新総合計画は、その第一歩を踏み出したところでありますが、行く手には、高齢化、価値観の多様化、国際化、あるいは高度情報化への対応など、さまざまな課題を抱えております。また、調和ある対外経済の均衡のため、社会経済構造の変革を伴う積極的な取り組みが強く求められる国際環境など、時代の変化はまことに激しいものがあると感じております。

このような時代の変化に対処して、豊かで活力ある県づくりを一層確実にしていくためには、本県の持つ地域特性や潜在的な発展の可能性を十分に生かし、時代の変化を三百六十万県民のものとしていくための諸施策を積極的に推進していかなければならないと、常々考えているところであります。

このため、去る三月、新総合計画の具体化を進めるため、昭和六十三年度から六十五年度までの三カ年を計画期間とする第一次推進計画を定め、計画推進の基本方向、主要な施策や事業の実施目標などを明らかにしたところであります。

一方、さきの国会におきましては、四全総を強力に推進するため、人口及び行政、経済、文化等の社会的機能が過度に集中している地域から、これらの機能を分散し、地方の振興開発を図るとともに大都市地域の秩序ある整備の実現を期するため、多極分散型国土形成促進法が成立いたしました。この法律は、国の行政機関等の地方への移転のほか、地域の特性に即した各種の機能を集積させた、広範囲な地域振興の拠点となる地域の開発整備を促進することなどを内容といたしております。今後、県勢発展の基礎的な条件整備が図ら

れるものと大いに期待し、国の動向を十分に見守りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、本県の当面いたします各般の事項について御報告いたします。

〔中略〕

次に、総合保養地域、いわゆるリゾート地域の整備についてであります。

自由時間の増大や余暇活動に対する国民のニーズの高まりとともに全国的に地域間の競争が活発になっていく中で、本県の今後一層の発展を図っていくために、新しい時代に対応した特色あるリゾート地域の整備を進めることは、地域の発展を図る上で極めて有効な手法であると考えております。

このため、総合保養地域整備法に基づいたリゾート地域の整備を積極的に進めるべく、去る五月三十日、基礎調査を実施する地域を富士山ろくから伊豆北部に接続する十九市町、面積約十六万五千ヘクタールとすることと決定させていただきました。

今後は、関係の市及び町の御協力をいただきながら、国の承認に向けて基礎調査の実施及び基本構想の作成を進めていくこととなりますが、日本のシンボルである富士山を中心とした地域にふさわしい個性的な国際的リゾート地域の形成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、県内には数多くのすぐれたリゾート適地がございますので、総合保養地域整備法の対象地域以外の地域につきましても、それぞれの地域計画に基づき、既存の諸制度を活用するなどして積極的に整備を進めてまいりたいと考えております。

〔後略〕

197 リゾート構想原案を決定 1989・10・23

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、1991・3、289～290頁

県は、〔平成元年〕10月23日、総合保養地域整備法（リゾート法）に基づく、基礎調査を国へ提出した。

（基礎調査の概要）

- 1 構想名 「につぼんリゾート・ふじの国」
- 2 対象地域 富士山麓から伊豆北部に接続する19市町
沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、蒲原町、由比町（ただし、東富士演習場の区域を除く。）
- 3 地域の面積 約16万5,000ha

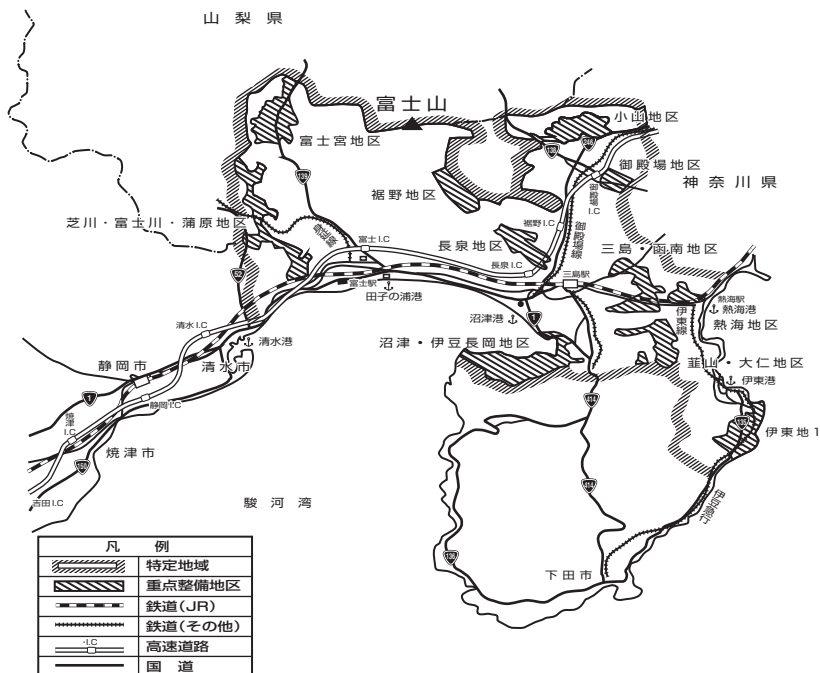
- 4 構想の目標 (1) 我が国を代表する日本型リゾートの実現
 (2) 国際性豊かな文化リゾートの創出
 (3) 総合健康基地の形成

5 重点整備地区 11 地区

地区名	基 本 テ ー マ
小山	東富士ビジネスリゾート
御殿場	乙女フォレストリゾート
裾野	十里木高原リゾート
長泉	愛鷹の森文化リゾート
富士宮	朝霧高原パストラルリゾート
芝川・富士川・蒲原	富士川ふるさとリゾート
沼津・伊豆長岡	サン浦みかんの丘マリニリゾート
三島・函南	箱根西麓ファミリーリゾート
韭山・大仁	伊豆スカイライン・スポーツリゾート
熱海	熱海コースタル・クアリゾート
伊東	伊東フラワー・マリニリゾート

* 今後のスケジュール

- (1) 国土庁他関係6省庁との協議・調整
 (2) 国へ基本構想提出、関係省庁との協議
 (3) 基本構想の国による承認
 (4) 事業実施



198 空港基本計画を公表 1989・12・15

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、1991・3、306～307頁

県は、〔平成元年〕12月15日、空港基本計画案をまとめ、概ねの全体像を発表した。

（基本計画案の概要）

- 1 設置者 静岡県
 - 2 飛行場の名称、位置及び標点の位置
 - （1）名称 静岡空港
 - （2）位置 榛原町・島田市
 - （3）標点の位置 北緯 34 度 47 分 34 秒
東経 138 度 11 分 34 秒
 - （4）標点の高さ 132m
 - 3 飛行場の種類、等級 陸上飛行場 3種B級
 - 4 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び型式
DC-10型（大型）、B767型（中型）
MD-87型（小型）旅客機等
 - 5 飛行場の施設の概要
 - （1）管理面積 約190ha
 - （2）滑走路 長さ2,500m、幅60m
 - 6 開港予定 平成10年頃
 - 7 概算工事費 約400億円
(用地取得費、物件補償費、国が設置する無線施設・管制塔・
通信施設・気象施設、民間が設置するターミナルビル等を除く。)
 - 8 その他
 - ① 平成12年度の静岡空港の航空需要は、175万人に及ぶものと見込まれる。
 - ② 首都圏及び名古屋圏の補完・代替空港の機能も期待される。
- * 今後の取り組み

県議会、関係自治体や地元住民の理解を得ながら、平成3年度から始まる第6次空港整備五箇年計画への採択を国へ要望していく。

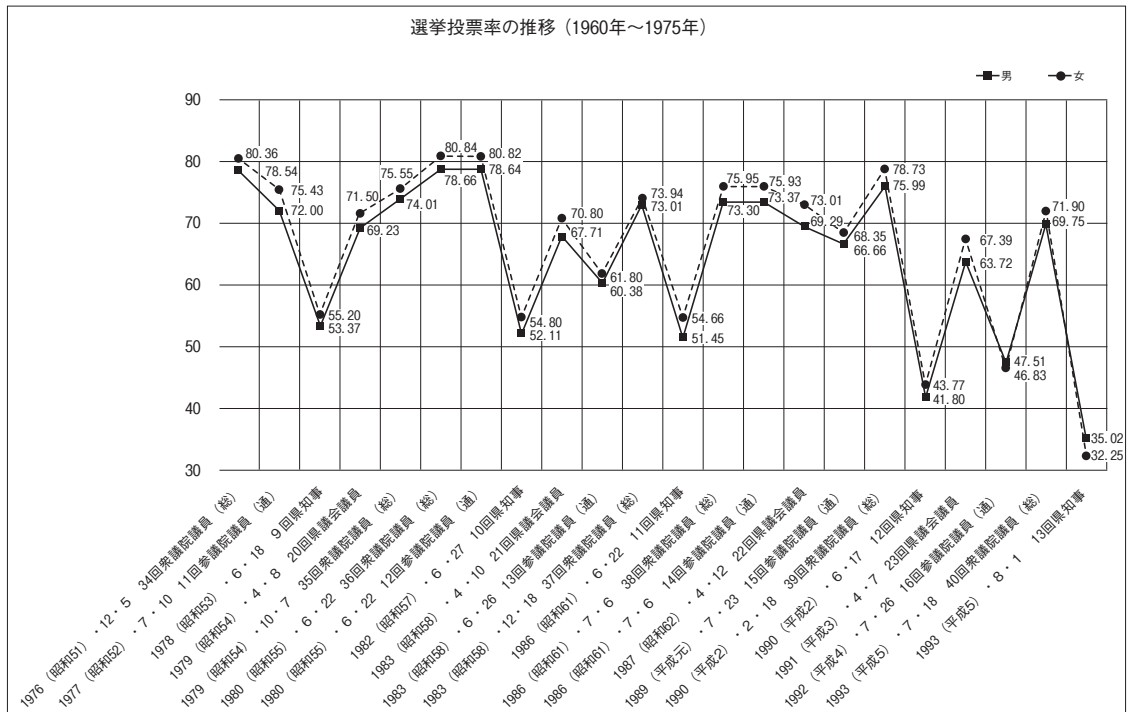
第5章 選挙と政党（1980～1990年代）

第1節 総選挙、参議院選挙、知事選挙、県議会選挙

199 〔1976年～1993年有権者数・男女別投票率推移〕

県選挙管理委員会所蔵

県選挙管理委員会『平成8年 選挙結果調』、1997・1、巻頭頁



200 〔1976年12月衆議院選挙〕党派別得票率を見る 県下 自民、50%台を割る 前回より6.1%も減少 1976・12・6

『静岡新聞』1976・12・6夕刊、4面

今回の総選挙は、本県では三区を除き、激しい選挙戦だったが半面、世情がはっきり数字に反映した選挙だったといえる。

党派別の得票率をみると、自民は各選挙区とも後退して県平均では前回比六・一%の減。ついに五〇%台を割って四六・七%に落ち込んだ。議席数こそ現状の八議席を確保したものの、得票総数は前回票にも及ばず三万票余りダウンした。

社会は総体的にはマイナス一・〇%にとどまった。(得票率一八・三%)しかし一区は二候補が共倒れし、二区では前同党委員長が惨敗した。一区での出馬を見合わせて、二、三区に全力を挙げた民社は、平均値でみれば一一・三%で、わずか一・七%の微増に終わったが、候補を立てた両区ともに五%以上の伸長をみた。

公、共戦争とまで言われた両党の対決は、公明が〇・四%のアップ(得票率九・一%)に対して共産は逆に〇・四%の減(同八・三%) 一区は公明に軍配があがり二区は双方が斬り死にした。

各選挙区の得票状況は次の通り。

新自クが大きな影響

【一区】自民は公認三候補がそろって当選はしたが、得票率は前回を一〇・九%も下回った。四候補を出した前回と直接の比較にはならないとしても、その衰退は否めない。要因の第一は新自由クの進出であろう。同派は一五・五%の票を握った。

社会は二人を立てて二議席をねらった。結果は一候補だった前回に比べてわずか一・四%の増加に過ぎず得票率は一五・五%、現職、新人ともに涙をのんだ。

公明は一三・三%となつて一・六%増。共産は前回の一三・二%から二・一%減つて一一・一%。新自由クが各党に大きな影響を与えたことは、既成政党の得票率減の合計が一七・二%もあるのに、増加率はたった三%しかなかったのをみても明らかである。

社党二議席ムリに

【二区】自民は四十七年と同じ顔ぶれで前回にも優る激しい戦いを演じた。このため投票率が高まったにもかかわらず総得票は減って四八・七%。社会もまた同一候補を立てて臨んだが、三・八%も得票率を減らして二一・二%。前は二議席を得るだけの得票力があつたが、今回の選挙でみる限り、二議席は不可能の数値に落ちた。

公明得票率の〇・九%減(一一・一%)は文字通り明暗を分けた厳しい数値だった。当選五位との差はわずか〇・三三%しかなかった。

民社の急進は驚くべきものがあつた。得票率一五・五%、五・七%の増加である。各党軒並み得票率を減らした中であつて同党だけが大幅な更新をした。

共産は全くの横ばいで三・五%

ここも自民落ち込む

【三区】前回同様、自民、社会、民社、共産の四党五候補による選挙となりながら、ここでも自民は落ち込んで得票率は四七・六%、マイナス六・二%である。社会も一・〇%の減。民社は三区も伸びて二三・二%を得、前回より五・五%増加した。共産も一・七%上昇して一〇・四%の得票率とした。

201 〔1977年7月参議院選挙〕本県地方区党派別得票 自民、50%を回復 前回比7.2%の伸び 社党微減、共産も後退 1977・7・12

『静岡新聞』1977・7・12朝刊、3面

参院選・本県地方区の開票は、十一日午後零時四十分、翌日分五大市を終了し、新議員の当選が決まった。現職、新人の二候補をそろって国会に送る。“保守二議席確保”の自民党の悲願は、現職の惜敗であえなくついで、社会党は小差で一議席を守った。

開票での保、革の第二位争いはし烈を極めたが、現実には保守同士の激しい票の食い合いで、新人が現職に大差をつけたことがこの「二位争い」の伯仲劇をもたらした。こうした背景で、自民党は五六・二％という得票率をあげ、退潮ムードだった同党にカンフル剤を与えたような結果を呼んだ。四十九年選挙時（四九・〇％）からみると七・二％の上伸である。

足並み乱れた公民共闘

一方社会党は議席こそ得たが、得票率は二五・五％にとどまり、四十六年（二八・八％）四十九年（二五・八％）より下回った。

公明、民社の場合、今回は単独で候補を立てず、中道革新の無所属新人を擁した。従って、独自の候補を出した四十九年とは比較にはならないが、両党共闘の結末は一一・四％の票しか得られず、前回の公、民得票より四・八％減って共闘の足並みの乱れをはっきり数字に現した。共産党は六・二％で、前回比一・八％後退した。

富士では社党伸びる

県下二十一市の中で自民党が五〇％を割ったのは沼津、富士、三島、富士宮、伊東の五市。最低得票の富士は三八・八二％で前回より八・九％も減った。代わって社会党は四一・九％を占め、前回比で一四％増という大幅な伸びをみせた。

市部での自民党得票率の上位は天竜（六五・六三）浜北（六三・四三）掛川（六二・四二）の順である。大票田の静岡は一〇％、浜松は一〇・五％とそれぞれ四十九年得票より伸長、社会党も微増したが、共産党は後退した。市部計は自民五三・七％（前回 四六・五％）社会二六・四％（二六・四％）共産六・八％（八・八％）無所属一二・四％（公、民得票一七・二％）である。

郡部は軒並み自民好調

郡部は各郡とも軒並み自民党が得票を伸ばした。半面社会党は賀茂、駿東の二郡でだけ前回は上回り、他は一步退いた。共産党も完全に伸び悩んだ。郡計では自民 六三・六一％（前回五五・五八％）社会 二二・七三％（二三・九九％）共産四・二五％（五・四七％）無所属八・七七％（前回民社五・五、公明七・七二％）となった。

202 〔1978年6月知事選挙〕山本知事、大差で再選 投票率は戦後最低の54.32%

百万票を初めて超す 田代氏 革新票をまとめ切れず 1978・6・19

『静岡新聞』1978・6・19朝刊、1面

第四十七代の知事を決める県知事選挙の投票は十八日、県下七十五市町村の千百十六投票所（熱海市初島は繰り上げ投票）で施行され、即日開票の結果、予想通り現職で無所属の山本敬三郎氏（六四）が初の百万票を超える大量得票で革新系無所属の田代博之氏（四八）を破り再選を果たした。今回選は、八〇年代の県政を方向づける重要な選挙だったが、有権者の関心は薄く五四・三二%と、戦後九回の知事選で最低を記録した。また、静岡、清水、三島、焼津の四市と榛原郡では、欠員に伴う県議会議員の補欠選挙が同時投票された結果、新県議五人が誕生した。〔中略〕

史上最高の得票率 静岡市でも11万票超す

【解説】現職の強みに加えて、自民・中道連合の盤石の基盤で臨んだ山本氏が予想通り圧勝、投票率が史上最低となりながら、戦後九回をかぞえる県知事選史上で初の百万票知事となった。〔中略〕

今回知事選の最大の焦点は、山本氏にとって“信任投票”の意義を持つものとして注目の的となっていた史上初の百万票が達成できるかどうかであった。保守を二分しての死闘となった前回選、保守の一部と社公民の連合に思わぬ苦戦を強いられ、かろうじて四千票差で知事のイスを手にした山本氏にとって“百万票”は安定に向けての礎石であった。前回選で得た八十万票に民社票、公明票、さらに新自由ク票をも加えて、優に百万票を超す勢いであった。しかし連合選挙戦の複雑さもからみ、かろうじての目標達成となった。

さらにもうひとつの焦点は、“脱イデオロギー”の新しい地方自治運営を打ち出した山本氏に対して、過去四年間の実績をも含めて県民有権者がどれだけ支持を寄せるか、得票率の行方だった。確定票にみる山本氏の得票百万二千三百二十票は、投票総数百二十四万五千四百六十九に対して八〇・四七%。この得票率は前回の自らの得票率四六・三%の二倍に迫ったばかりか、過去最高の第一回選（二十二年）で小林武治氏が記録した七六・九%を上回る史上最高となった。

しかも、前回選で予想外に伸び悩み、今回の“信任”をかけて焦点となった県都での得票の行方も重要なポイントだった。その静岡市で山本氏は十一万票を超し、得票率七四%を獲得、隣接の清水市でも七七%、焼津、藤枝、島田の志太三市でも八〇%を超す得票率を記録、“信任”を裏づけたといえそうである。

**203 〔1979年4月県議会選挙〕自民50議席を獲得 県議選 78のイス 新分野 社、民
伸び 共産大幅後退 1979・4・9**

『静岡新聞』1979・4・9夕刊、2面

県議会七十八議席の新しい勢力分野が決まった。自民党は、無投票当選者二十一人に加えて二十九人を当選させ、目標とした五十議席を獲得した。これは前回選（五十年）の四十四人を六人上回る。改選前の勢力は、前回選挙後の補欠選と無所属議員の入党などによって四十六議席となっていたが、今回選挙はこれにも四議席を上乗せしたもので、今後無所属当選者の中から入党が見込まれることから、自民党勢力は前回改選前の勢力（五十二人）の水準に回復することになる。

第四党は民社に移る

社会党は十人を当選させ、無投票当選者三人と合わせて十三議席を獲得、前回選より二議席ふやした。十三人の当選は四十二年選挙（十四人当選）に次ぐもので、昭和四十六年選に十人に落ち込んで以来、前回の十一人に続いて議席数の回復を果たした。民社党も前回より一議席ふやして史上初の三議席をものにした。

公明党は現職六人に新人一人を立てたが、激戦のあおりを受けて五人の当選にとどまり、前回選の六人を一人割ることになった。退潮が最も激しかった共産党は一挙に三議席失って二議席に後退した。四十六年選でいっぺんに四議席を獲得して県議会に登場、前回さらに五議席に上乗せしたが、死守ならず、県議会第四党のイスを民社党に譲ることになった。無所属当選者は前二回がともに七人だったのに対して二人減って五人だった。

“保守回帰”定着化へ 特筆される民社の伸び 解説

〔前略〕自民党の公認三十五候補は、有効投票百五万七千九百票の五一・二％を占める五十四万一千九百票を集め二十九人を当選させた。同党の過去の県議選得票率は四十二年選挙四九・七％、四十六年選挙六〇・四％、前回（五十年）が四八・九％だったことからみて着実に得票率の上昇を果たし、“保守回帰”への定着化への第一歩をしるしたといえよう。候補者を絞り、他党からの食い込みを押さえたことも有効に働いた。

社会党は有効投票の一六・七％に当たる十七万六千九百票を獲得、二議席ふやして十三議席となった。特に県都静岡市で戦後初めての三議席獲得を果たし、党勢拡大への拠点立て直しに手がかりをつかんだ。しかし、十六・七％の得票率は前回（五十年）の一八・〇％を割ったばかりかここ四回の県議選の最低となり、“支持率回復”の課題は今後に持ち越された。

著しい得票率の伸びを記録したのは民社党。四人の候補者が有効投票の六・二六％に当たる六万六千二百票を獲得。前日の得票率三・三％を倍増させた。浜松市で議席奪還を果たして一議席をふやし、史上初の三議席を実現したのは特筆される。

現有勢力死守にすべてをかけ、伊東市で新人を立てたほかはすべて現職で固めて臨んだ共産党だったが、五候補で集めた票は九万九千八百票。有効投票総数に対して五・六七%の得票率で、四十二年選挙二・八%、四十六年選挙で七・五%、前回七・八%と伸び続けていた得票率は一転して落ち込んだ。現職二人をそろって失った静岡市でも得票数は前回より三千票も減少するなど退潮ムードに歯止めをかけることはできなかった。

県議選に初名乗りをあげた新自由クだったが、激戦の静岡市だけに六千百票余りを集めたにとどまり、〇・五八%の得票率で終わった。〔後略〕

204 〔1979年10月衆議院選挙〕県下の党派別得票数 保守 51.7%前々回に迫る 社会、民社ともに減票 1979・10・8

『静岡新聞』1979・10・8夕刊、4面

今回の総選挙は各区とも“多数激戦”となったが、結果的には低投票率に終わり、数字の上には顕著な表れはなかった。ただ、自民、共産、公明、などがほぼ前回並みの得票率を収めたのに対し、社会、新自由クの大幅な退潮が目立った。

党派別得票率をみると、自民党は県平均で前回比〇・五%の微減。しかし、三区の保守系無所属二候補の得票（九万四千七百六十二票）を加算すると、得票率は五一・七%となり、伸びが目立った前々回（四十七年十二月、五二・八%）とほとんどそん色はない。議席数こそ一議席減ったが、実質的な投票率でみる限り“現状維持”以上の結果と言えよう。

社会党は一・六%のマイナスで、前回に続いて退潮傾向がはっきり現れている。一区の革新系無所属候補の得票を考慮に入れても、退潮の印象は免れない。一区で公認候補を一人にしぼりながら議席の奪回がならなかったことは党としてのショックも大きいに違いない。民社党は得票率こそ二・三%下回ったが、二議席をガッチリ確保した。公明党は〇・八%の増で、二区では議席奪回に成功するなど明るい材料がそろった。共産党は〇・二%の減となりながら、一区で議席を取り戻した。二、三区の得票率はかなり後退しているが、一区での必勝を期したため一と受け取ることができる。その意味で、共産党の上げ潮ムードが県下の現れたとみることはできない。

各選挙区の得票状況は次の通り

公、共が過去最高

【一区】自民は公認三候補がそろって当選し、得票率も二・八%伸びた。しかし、新自由クが、前回の半分以下に得票を減らしていることから考えて、相当数新自クの票が流れたようだ。

社会は前回から公認二候補を一人に減らして必勝を期したが、八万票台にも手が届かなかった。革新系無所属候補の得票数を合わせても一六・六%で、公明、共産と大差はない。

公明は一四・三％で一・二％の増。共産は一四・五％と三・四％も伸びた。公明、共産とも過去最高の得票率を記録、新自由クの退潮と好対照をなした。

激戦で自民票伸びる

【二区】

自民四候補の激しい争いは一・二％の得票率アップとなって現れた。前々回に比べても〇・六％上回って、保守票の掘り起こしが徹底したことを証明している。社会は前回同様二候補を立てて、ここだけ一・四％得票を伸ばした。しかし、得票数を真っ二つに割っても二議席を得るには至らず、社会二議席の“黄金時代”は遠のいた。

前回、僅差で涙を飲んだ公明は、一・五％得票率をアップして議席を取り返した。民社は前回九万八千票近い票を取って、周囲を驚かせたが、今回は二・八％得票を減らした。共産は一・二％のマイナスとなった。

民、共大幅にダウン

【三区】無風区から一転して、乱戦区になったが、結果は前回と同じ顔ぶれが当選、“保守乱立”の影響はなかった。自民の四〇・二％は前回比七・四％の減だが、保守系二候補の得票をプラスすると、六〇・六％に達し、“保守躍進”をみせつけた。そのシワ寄せを受けたのが、民社、共産。民社は一挙に六％、共産も四％近く得票率を落とした。社会も一議席を守ったものの三・一％低下した。

205 〔1980年6月衆議院選挙〕政党別支持率の動き 県下の衆院選 保守全体で伸びる

社会、共産は退潮傾向 公明、民社も横ばい 1980・6・24

『静岡新聞』1980・6・24朝刊、4面

今回の衆院選挙は各政党別の支持率（得票率）でみる限りにおいては、ほとんどの政党が前回選（五十四年十月）と変わらず、議席数の移動の象徴するような大きな変動はなかった。しかし、保守としてみた場合には、前回は五％余り上回る支持率となり、保守二議席増に見合った数字の変動をみせている。

自民党は、県平均で四六・一％で前回選の四六・二％とほとんど変わらない。しかし、自民党の公認からもれた二区の一人、三区の二人の保守系無所属の得票（二十万二千四百四票）を加えた場合には五六・九％の支持率で前回は五・三％も上回る。特に三区における柳沢伯夫氏の急伸が大きく寄与しており、ここでは支持率が保守に“雪崩現象”を起こしたとみることができる。

社会党は、一四・九％で前回より一・八％の落ち込み。退潮傾向が支持率の上にも出た。ことに候補を一本に絞った二区の支持率の低下（六・四％減）が全体の足を引っばった。

一区で議席を確保したものの、共産も七・五％と前回よりも〇・六％の低下。退潮を全力で食い止めたという結果になった

公明党は、九・三％で前回の九・九％をわずかに下回った。特に激戦の二区では、支持率の伸び悩みがモロに議席喪失につながった。民社党は九・二五％で前回の九・〇％にわずかな上乗せ、“薄氷”の二議席死守をそのまま裏づける数字とみていい。無所属は一二・八％と前回より五・六％も上回ったが、ほとんど三区の柳沢伯夫氏の急伸がもたらした結果だった。

各選挙区の政党別支持率は次の通り。

自民、静岡で10％増

【一区】自民は三候補が上位を独占した結果がそのまま支持率に表れた。五四・六六％と前回を一挙に七・六％もはねあげた。特に大票田静岡市で一〇％余りも支持率が伸びたのが目立ち、“保守復調”を明確にした。社会は一二・七二％と前回は〇・八％上回ったが、議席奪回につながる伸びには至らなかった。共産は一三・五七％と〇・九％の落ち込みで止め社会党とのしのぎ合いをかわした。公明も落ち込みこそしたが、〇・四％の低下で一三・八五％と皮一枚で共産をしのいだ。無所属は五・二〇％と前回（四・七％）と大差なかった。

保守へ“雪崩現象”

【二区】自民は三議席と一議席増を果たしたが、支持率は四三・八八％と前回は六％も下回った。しかし、公認もれの無所属の得票（七万五千票余）を加えた場合は、五・八五％増となり、保守への“雪崩”を裏づける。社会党は、一六・二二％で六・四％も落ち込んだ。候補を一人に絞ったことから支持率の低下に結びついたことは明らかで、次回選への課題を残した。

公明は一一・九二％と〇・七％の落ち込み。八万票台の争いの中で七万票ラインを下降して議席を失った。民社は一三・二四％とわずか〇・五八％の伸び。各市町村で支持率が落ち込むなかで、大票田富士市で果たした二・八％の伸びが“貯金”となり、かろうじて議席を守った。共産は二・八八％で予想外に伸びなかった。無所属の一一・八％（七万五千三百余票）は大変な善戦。これに自民三人の得票を加えた場合、票をうまく割れば保守四人が各八万八千票で、保守四人当選を成しうるだけの勢力に回復したことが注目される。

柳沢氏支持が急増

【三区】保守四人激突の割には保守支持率は六一・四二％と前回は〇・八％上回っただけ。そのなかで自民支持率は三七・二〇％と三・〇％の落ち込みとなったが、柳沢伯夫氏が浜松市で約四％、磐田市で五％、天竜市で八％、周智郡全体で一・五％というように軒並み支持率を引きあげたのが保守支持率を支える結果になった。社会党も一六・五％と〇・八％の伸びを記録したものの、柳沢氏の五・七％という爆発的な伸びには及ばず議席を失った。民社は一六・九％と〇・二％の落ち込みで辛うじて社会党をかわした。共産は五・〇％で一・四％低下した。

**206 〔1980年6月参議院選挙〕自民、陣形の組み方に問題 参院選本県地方区
二議席独占は夢に 1980・6・24**

『静岡新聞』1980・6・24朝刊、3面

今回の参院選本県地方区は党派支持率でみて、自民党の二議席独占は夢に終わった。衆院選で予想以上に伸び、同党が改選議席を大幅に上回ったことと比較すると、その結果は全く裏腹なものとなった。

保革対決が強くにじみ出た結果ではあろうが、参院選で中道票も“反自民”の姿勢をはっきり示したといえるものである。

参院選における自民の支持率は戸塚進也、斎藤寿夫両氏を立てた四十九年が四九％、三年後の五十二年は熊谷弘、川野辺静両氏で五六・二％。両選挙とも公認一候補を落としてはいるが、五十二年選挙では二公認候補で九十四万票をさらい、あわよくば社会党（四十二万六千票）をけ落とせる—というところまで迫った。

今度の選挙でも同党は確かに支持率を伸ばし、五九・三％にまで上げた。だが、その伸び率はわずかに三・一％で戸塚進也、藤田栄両氏の得票合計は百七万九千票。社会党の青木薪次氏が三一・四％（五十七万一千票）と六％近い支持率向上をみたことと比べるとそこに大きな差異のあることがわかる。〔中略〕

一方、安定路線の上で再び議席を拾い上げた社会党の青木氏は、東部で二十一万八千票、中部で十九万四千票、西部で十五万八千票と全く堅実な集票をした。

同氏の前回選（四十九年）では公明、民社が単独候補を立てたことから四十四万一千票にとどまった。次に勝又武一氏が出た五十二年選挙でも公民共闘候補が立って社会党は四十二万六千票。両選挙の得票率はともに二五％台だった。元来「保守層に強い青木」といわれてきたが、五十万台を軽くクリアするとはだれも予期しないことだった。

それを見事に乗り越えたのは、やはり中道票の“反自民姿勢”を巧みに引き入れたとみるほかはない。浜松市で前回より二万五千票近い票を上乗せしたのははじめ、静岡、沼津両市で一万三千票の得票増をみた。また、他の各市でもまんべんなく票を伸ばして市部の合計では十万票以上を積み上げた。郡部でも、主に中、西部で前回票をわずかに下回った町村があったが、これらは全く大勢に影響を与えるものではなかった。〔後略〕

207 〔1982年6月知事選挙〕安定を選択、の県民 無言の批判は無視出来ず

1982・6・28

『静岡新聞』1982・6・28朝刊、1面

【解説】党内の“お家の事情”はとにかく、いち早く山本氏を公認候補として引き込み、布陣を整えた自民党、これに対して告示間近になってやっと田代氏の擁立にたどりついた共産党と民主団体。短期決戦の知事選挙では、この立ちあがりのハンディは決定的。山本氏はこれに過去八年の実績、現職の強みを重ねて、本県知事選史上まれにみる“楽勝戦”で三選を果たした。

今回知事選の最大の焦点は、何といっても無所属から一転して自民党出馬となった山本氏への有権者の反応だった。四年前、「地方自治にイデオロギー必要なし。私の政治理念だ」と声高くうたい上げて無所属出馬、史上初の百万票という県民の信任を受けた山本氏が一転、自民党公認に変わったことは、その理由はどうであれ、政治理念を放棄するものだった。

しかし、県民有権者の審判は、この“変動”への批判よりも山本氏の過去八年間の実績への評価が上回った。田代陣営が出遅れを埋める手短な戦略として山本県政批判を強めれば強めるほど有権者の選択は現状の“安定”に逃げた。社公中軸路線がますます強まる革新戦線の中で、田代陣営が自主投票で行き場のなくなった社会、民社支持票に攻め込んでもそれは限界があった。実態として山本氏は今回もまたイデオロギーをとび越えた部分で選任されたのであり、少なくとも知事選というワクの中での有権者の選択は冷厳にも“脱政党”だった。〔後略〕

208 〔1983年4月県議会選挙〕しのぎ合い 自民議席伸ばす 1983・4・11

『静岡新聞』1983・4・11 朝刊、4面

統一地方選の口火を切った県議選は自民党、公明党がそろって躍進した一方で、社会党は県本部副委員長を失うなど現有勢力を二議席減らし、今回も長期低落傾向に歯止めをかけることができなかった。自民党は目標の五十五人の当選こそ逸したが、五十三人の当選は史上最高。富士宮・富士郡で議席を失ったものの、三島、浜北で二議席、田方郡で三議席を独占してしまうなど定員いっぱいまでの公認が結果として成功した。これは、保守同士がしのぎを削る中で票を掘り起こしていくという自民党の底力が生きていることの現れであろう。しかし、その圧勝の中で現職の政調会長、県連副会長が新人と入れ替えて落選した事実は、有権者の審判が新旧交代という厳しい要求を突き付けるものだったといえる。七人の全員当選を果たした公明党は、県議選に初登場した四十二年以来、五十年の六人当選を上回って最高となった。いち早く新旧交代を図って新人を送り込んだほか、日常の政党活動を地道に続けた成果だったといえる。悲願の議会交渉権獲得を狙って現職三人、新人一人の四人を立てた民社党だが、今回も果たせなかった。比較的安定しているとみた清水、浜松、富士の現職は“自力戦”で戦い抜き、党は三島で新人のあと押しに全力を注ぐと

いう重点作戦も保守激突の中で一步及ばなかった。社会党は完全に敗北で終わった。当選十一人は五十年選と同じ。三十八年選の十六人をピークに四十二年十四人、五十四年十三人と続いた退潮に歯止めがかからなかった。田方郡で県本部副委員長を落とし、二十年間にわたって持ち続けた議席を落とした三島などを考慮すれば退潮は議席減以上に厳しい。「守り」の選挙戦に逃げ込んだ結果は横への広がりやを欠いた。自民党のしのぎを削る“掘り起こし戦”と対象〔照〕的である。史上最高の二十人を擁立した共産党だったが、議席は一人に後退。カムバックを狙った静岡で前回に続いて共倒れ、自信さえうかがわせた浜松で議席を失ったのが痛かった。〔後略〕

209 〔1983年4月県議会選挙〕保守回帰くつきり 得票率から見た県議選

社党、最悪を記録 間げきを縫った公明 1983・4・11

『静岡新聞』1983・4・11 夕刊、2面

（解説）八〇年代の後半にかかる県政を託す県議会の新しい勢力分野が決まったが、その動向は各党派の得票数、得票率にも明確に表れている。

まず自民党だが、得票数は八十八万一千七百票と前回は三十四万票も伸ばした。得票率は五九・三〇％と“底”を記録した五十年の四八・九四％、前回の五一・二四％から大幅な伸びで、保守回帰をはっきりと物語っている。三島、田方、浜北などの議席独占、静岡、浜松など大票田での上位当選といった事実が、しのぎを削り合うことによって増票するというかつての自民党の選挙戦術の“復活”を証明し、保守回帰につながっていると言えそうだ。

二議席を減らした社会党の退潮は得票率にも明確に出ている。得票数こそ前回より三万票余り増えて二十万八千票を記録したものの得票率は十四・〇二％と前回より二・七割落ちている。一四・〇二％は三十八年の二〇・五三％、四十二年の二一・三二％、四十六年の一七・二八％、五十年の一八・九九％などと比べて最低。長期低落傾向は議席数同様に得票率においても明白。支持率回帰の課題は、今後の参院選などへの戦術検討の場にそのまま持ち越された。

民社党は、得票数六万五千票と前回は約一千票下回り、得票率も四・三九％と約二割低下、伸び悩みの情勢。清水、富士で勢力を伸ばしたものの、浜松で後退、辛うじて最下位当選となったあたりが響いている。

全員当選で初の七議席を獲得した公明党だが、得票数こそ十二万五千票余り増やしたものの、得票率は八・四四％と逆に一割落とした。七議席の獲得は、保守同士のくい合い、共産党の共倒れなどの間げきを縫っての結果という部分もあったことを示している。

共産党は得票数を十一万票と前回より倍増させたものの、得票率は七・四〇％と一・七

上回っただけだった。前はわずか五人の候補だったとはいえ四人までが現職、今回は推薦二人を含めて二十人と史上最高の擁立となったものの、大部分が無投票阻止を狙っての告示直前での擁立決定だった。実質的な選挙期間は極めて短かったほか、自民現職のカベが厚かったといえそう。

210 〔1983年6月参議院選挙〕自民、2議席を独占 参院選静岡選挙区 1983・6・27

『静岡新聞』1983・6・27朝刊、1面

〔前略〕

自民、地盤割り成功 社会に弱み 労組の組織離れ進行

〔解説〕 自民党は、禁足令つきの地盤割りという「管理選挙」を見事に成功させ、十五年ぶりに二議席独占を果たした。

自民党県連の二議席独占への挑戦は今回が五回目だった。過去四回、「得票を二分すれば二議席は取れる。県連がそのサジ加減をする」と毎回二人の候補を擁立した。だが、結果は党内の主流、反主流の反目に発展し、サジ加減など及ばず、得票が一方に偏って社会党に議席を許してきた。

この反省にたった戦略が今回の「管理選挙」だった。東部を本陣とする小島、西部を本拠地とする竹山を立て、それぞれの“障地”には選挙カーも入らせない。残った中部で票を掘り起こし合って、ここを拠点とする社会党候補を圧倒するという作戦だった。〔中略〕

ところが意外にも竹山は固めに手間取った。一方の小島は手薄な支援体制からくる危機感を追い上げのバネとして生かし、過去の代議士選挙で培ってきた“足腰”と意地で激しく追った。その結果は、しのぎを削り合って新たな票を掘り起こすという自民党得意の集票パターンがよみがえり、竹山と小島はそろって初当選を飾った。地盤の低投票率を乗り越えた小島の当選は「ド根性の勝利」（栗原祐幸代議士）だった。

この自民二人の激しいしのぎ合いの挟撃にあって、社会党の菊田は組織外への広がり of 勢いを弱められた。重要な選挙基盤である労組、その中でジリジリと進行する“組織離れ”は社会党にとって最大のアキレスケンとなっている。この“基礎力”の低下に加えて組織外への広がりを阻止されては苦しい。過去二回連続して知事選挙で候補擁立できず傍観戦を繰り返してきたことが県下全域を土俵とする参院選を戦い抜くだけの“足腰”を失わせたことも見逃せない

まだある。菊田にとっては比例代表制の導入が大きな足カセになった。各単産労組が全国区候補を系列ごとに抱えて組織を固め、地方区候補は最終的にこれに乗って組織外の票をも上乘せするというのが従来の社会党のパターンだった。しかし、政党名投票に変わっ

た今回、各単産と候補者の結びつきが弱まって、単産の燃焼力はいやがうえにも落ちた。終盤の追い込みでも過去のように上昇のバネになり切れなかった。〔後略〕

211 〔1983年12月衆議院選挙〕政党別支持率の動き 県下の衆院選 保守乱立で伸びる 社会2.2%増、議席を奪回 1983・12・19

『静岡新聞』1983・12・19夕刊、4面

今回の衆院選挙を各政党別の支持率（得票率）でみると、立候補者数の増減によって多少の変動はあったものの、前回選（五十五年）とそれほど大差のない結果となった、だが、その中でも社会党は支持率を二・二%伸ばして議席増に見合った変動を見せたほか、自民党も保守系無所属を含めて二・三%伸ばし、保守乱立による支持率の増加に結びつく結果となった。

自民党は、県平均で四八・四%と半数を割っているが、公認からもれた一、三区の保守系無所属の得票（十九万五千二百票）を加えると五九・二%に跳ね上がり、保守支持層の厚さを見せつけた。結果的には保守乱立によって一議席減らすことになったが、その一議席を失った三区では保守の競り合いによって逆に六三・五%と県下一の保守支持率となった。〔中略〕

〇・・・公明が滑り込む

【一区】公認もれの一人を含む四人が立った自民・無所属が五六・〇%の支持を受けたが、三人を立候補させた前回より一・三四%上回っただけ。結果は前回同様三人が当選したが、前回のような大量得票者はなく保守乱立のハンディを票を上手に割ることによって議席を確保した。社会党は一五・二%と前回は二・五%上回り、久々の議席回復に結びつけた。また公明党は一四・一%で前回とほとんど変わらず滑り込み。共産党は一一・七%の支持を得たが、前回より一・九%も落ち込み議席を失う結果となった。新自由クラブは三・〇%の支持を得たにとどまった

〇・・・自、社、民が票伸ばす

【二区】自民は五九・三%と前回より一五・四%も増やしたが、現職三人にプラスして新人を当選させるまでには及ばなかった。社会党は一九・五%で前回より三・三%の増。過去の退潮ムードを一掃する支持層の拡大を実現し、得票の大幅アップに結びつけた。民社党も一八・二%と前回より五・〇%も増え、前回の最下位当選から一挙に三位。共産党は前回の二・九%から三・〇%に微増したが、投票率が下がっているため得票数では逆に若干下回った。

〇・・・保守微増、社会も健闘

【三区】自民党は四五・四％と前回より八・二％も増やしたが、保守系無所属を含めた保守支持率は六三・五％と前回より二・一％の微増にとどまり、結果的に保守乱立の中で現職二人を落選させることになった。このような保守乱立の間げきを縫って、社会党は一七・一％と前回より〇・六％の微増にとどまったものの、前回失った一議席を回復。民社党も知名度に乏しい新人候補で支持率を一・一％も落とした中で引退した前職の貴重な一議席を維持した。共産党は前回の五・一％から三・四％に大きく下げ、当選ラインに大きく及ばなかった。

212 〔1986年6月知事選〕まずは「信任」達成 1986・6・23

『静岡新聞』1986・6・23朝刊、1面

（解説） 社会、公明、民社三党による統一候補の擁立が失敗に終わった時点で勝敗はついていて、それより前の昨年十二月に自民党の公認争いが決着、山本知事が不出馬を表明した時点で、新知事が決まったといってもいい。

社公民三党による統一候補擁立作業は、最初から熱が入らなかった。というのは、保守の一部も巻き込まない限り、勝ち目がないためだ。

知事選が参院選とのダブルになるかもしれない、あるいは総選挙の可能性も強まるという流れの中で、勝ち目のない戦いに余分な金と労力を使うことはない、というのが三党の本音だったからだ。

公明党は変わり身速く、斉藤氏の支持を決定した。公明党に逃げられた社会、民社両党はやむなく「自主投票」で型をつくろったが、知事選で三回連続の傍観戦に追い込まれた社会党は、野党第一党としての力不足をさらけ出した。改めて公党としての責任を問われることになろう。

そればかりか、三回連続の自共対決に加え、政策論争を通しての選択の場が十分与えられなかったとすれば、有権者の関心がいまひとつだったのも無理ない。自民党の斉藤陣営にとっては、脇氏との戦いより、投票率との戦いだった。〔後略〕

213 〔1986年7月衆議院・参議院同日選挙〕塗り替わった県内政界地図

同日選を振り返る 自民、競合で票を上積み 体制見直す社会、民社

公明「選挙協力評価」 共産「組織の力不足」 1986・7・8

『静岡新聞』1986・7・8朝刊、4面

衆参同日選挙は、本県でも衆院選で自民党が躍進、その一方で社会党、民社党が議席を

減らして政界地図は大きく塗り替えられた。自民党の議席増は、全国レベルでの自民党の圧勝という流れに乗ったものとはいえ、十議席を確保したのは三十五年の総選挙以来のことで、保守王国ぶりを見せつけた。今回の結果は、九カ月後に迫った来年春の統一地方選挙に微妙な影響を与えるのは必至で、社会党、民社党は早急な体制見直しを迫られることになった。

公認候補十人全員を当選させた自民党の森口定介幹事長は、躍進の原因について「各陣営の競り合いによる票の掘り起こし努力が実った。と同時に政治の安定を県民が求めているためだろう」と分析した。確かに自民党は、県連推薦候補の票も含めて百二十万票を獲得。得票率は六四％を超えて前回選を五割も上回った。

かつてない少数激戦による競り合いの中で、票の掘り起こしに成功したが、この大量得票を参院選静岡選挙区での二議席独占には結び付けられなかった。参院選で自民党の二候補が獲得した票は合わせて百一万票で、衆院選での得票と比べ十九万票も下回った。〔中略〕

一方、社会党は三区で再び議席を失ったことでショックを隠しきれない。敗因について千頭和鍊太郎県本部書記長は「安心や油断はなかったし、危機感を持って戦っただけに、今後、詳しく分析してみなければ何とも言えない」とし、早急に執行委員会を開いて総括した上、次の総選挙に向けての体制づくりを進めることにしている。

しかし、参院選では青木薪次氏が六十一万票という大量得票で議席を守ったことから「三年後の参院選での議席回復に大きな弾みとなった」（千頭和書記長）として早急に候補者選びに着手する。

二区で県連委員長の渡辺朗氏を落とした民社党も衝撃は大きい。山崎篤光県連書記長は「読みが甘かった」と反省、議席奪還に向けて直ちに全力を上げる方針。三区では安倍基雄氏が薄氷を踏む思いで滑り込んだが「一区と三区の公民協力が実った結果」（山崎書記長）といえる。〔後略〕

214 〔1986年7月衆議院・参議院同日選挙〕政党支持率 保守層の厚さ露出 公民低迷 社党の退潮は顕著に 1986・7・8

『静岡新聞』1986・7・8朝刊、5面

今回の衆院選を各政党別の支持率（得票率）でみると、自民党だけが前回選（五十八年）に比べて大幅に伸びた一方で、野党はいずれも少しずつ支持率を下げ、自民党の議席増に見合った数字の変動を見せた。また、参院選挙区は自民党が前回選をほぼ同じ支持率を得ながら再び二議席独占を果たすことはできなかった。

衆院選で自民党は県平均六〇・三％と前回選を一一・九％も上回った。無所属を含んだ

保守票で見ても六四・二%と前回は五・〇%上回り、支持層の広がりを見せつけた。特に新人と現職、元議員と現職が激しくぶつかった二、三区では六六%台の高い支持率となり、保守層の厚さとともに競り合いが保守票を掘り起こした様子が見え始める。

社会党は、一五・一%で、前回より二・〇%の落ち込み。退潮傾向が支持率の上でもはっきり現れた。支持率の低下は議席を失った三区だけでなく、一、二区ともに現れた。また、民社党は九・一%で一・四%の低下。やはり議席を一つ失ったのに見合った落ち込み。公明党は前回より〇・一%と微減の五・四%で、一区での議席を確保した。共産党も六・二%で〇・三%の低下。念願の一区での議席回復はならなかった。無所属は前回の一〇・八%から三・九%に大きく落ち込んだが、これは前回二人だった有力な無所属候補が今回は一人に減ったことにもよる。

▶一区＝自民は三人の当選者のうち一人が上位で大量得票したことを裏付けるように、五〇・〇%と前回は一挙に八・七%も跳ね上げた。しかし、無所属を加えた保守で見ると、約四%の伸びにとどまっており、保守の新人を当選させるまでには及ばなかった。社会は一四・八%で〇・四%低下し、前回トップ当選が今回は三位。公明は一四・一%と前回と全く同じで、支持層がほぼ固定された。共産は一一・〇%で〇・七%落ち込み、その分得票数も減少した。

▶二区＝自民が一議席増を裏付けるように前回より七・三%アップの六六・六%獲得した。社会は前回より二・五%ダウンの一六・〇%となったが、これはベテラン現職から新人への交代による。民社も一四・五%と前回より三・七%も落ち込み、貴重な一議席を失う結果となった。共産も三・〇%から二・九%にわずかに落ち、得票も微減となった。

▶三区＝四議席のうち三議席を得た自民が六六・八%と前回は二一・四%も上回った。前回は一人が無所属だったが、これを差し引いても三・三%の伸び。民社は一四・九%と前回より一・〇%下回ったが、何とか滑り込んだ。社会は二・五%ダウンして一四・六%となり、民社にわずかの差で及ばず議席を失った。共産は三・七%と前回は〇・三%上回ったが当選圏には近付かなかった。

215 〔1987年4月県議会選挙〕県議選、大幅な世代交代 ベテラン落選相次ぐ 自公後退、社共は増 12年ぶり女性議員2人当選 1987・4・13

『静岡新聞』1987・4・13朝刊、1面

第十一回統一地方選挙前半戦の県議会議員選挙は十二日、投票が行われ、無投票となった十選挙区を除く二十二選挙区で九十一人の候補者に県民の審判が下った。即日開票の結果、十三日未明までに新たに六十二人の当選者が決まった。無投票当選者十六人を含めた

七十八議席の新しい勢力分野は自民四十四、社会十二、公明五、民社三、共産三、無所属十一となり、改選前（自民五十一、社会十一、公明七、民社三、共産一、無所属四、欠員一）に比べ、社会党、共産党が議席を伸ばし、自民党、公明党が後退した。また、新旧交代が目立ち、ベテランの落選が相次いだ。清水市と熱海市では女性議員が誕生した。女性議員の当選は五十年以来、十二年ぶりのことだ。〔後略〕

216 〔1989年7月参議院選挙〕桜井氏に反自民票結集 竹山氏 西部で一丸支援 小島氏 東部固め切れず 参院静岡選挙区 1989・7・24

『静岡新聞』1989・7・24朝刊、2面

参院選は二十三日投票が行われ、県内でも自民二議席の一角が崩れて革新系無所属候補が議席を獲得した。リクルート事件、反消費税などで高まった政治不信の波は保守王国といわれる本県の政治土壌をも揺さぶる形となり、今後総選挙に向けての各政党の動向が注目される。今回選の結果を分析した。

新幹線事件響かず

革新系無所属の桜井規順氏が、県内各地で満遍なく集票し、大差で勝った。勝因としては、一連の政治不信を背景に吹き出した反自民ムードの中で、社会党の公認を外されたものの最後まで「反自民票の受け皿」として一番手にいたこと、労組の横断的な支持を得たこと、民社、公明両党が「支持色の濃い自主投票」だったことなどが、挙げられる。この三要素が相乗的に作用して大量得票を生み出した。

桜井氏は選挙戦の出遅れに加え、三十四年も党の専従を務める裏方で知名度はゼロに近く、序盤戦は手探り状態の戦いぶりだった。しかし、参院選の福岡、新潟補選で社会党が大勝し、反消費税のうねりが全国各地に波及、本県でも地殻変動が起きた。本社が実施した電話アンケート、世論調査でも、有権者の自民党離れが目立ち、野党第一党の社会党にすら替えする傾向がうかがわれた。

桜井氏は中盤以降、その波にうまく乗り、社会党の公認を外された後も事実上の社会党候補としての支持を得た、といえる。

労組もこれまでになく結束した。特に規定上は難しい日教組の準組織内候補となったことが大きくプラスに働いた。これまで社会党は県教組出身の候補者を何回か擁立してきたが、組織内の力が強く、アンチ県教組ムードが出て、結束力が今ひとつだった。

今回は県教組の全面支援に加えて全電通、全通、鉄産労などが横断的にまとまり、「自分たちの選挙」という意識が一段と強い布陣で戦えた。従来、自民党を推薦していた県家具工業協同組合（二千業者）と、静岡近代化協議会が桜井推薦を打ち出すなど、反消費税の

商工業団体の一部を取り込んだのをはじめ、主婦層を中心とした反消費税パワーの大半の支持も得た。公明、民社票も反消費税ムードの中で桜井氏に大量に流れた、とみられる。〔中略〕

一方、自民党の竹山裕、小島静馬氏はいわゆる三点セットの逆風をモロに受けて、中盤以降は独走する桜井氏を追って二人のサバイバル競争となった。竹山氏は序盤、中部で小島氏に遅れをとったが、後半、所属する派閥、経世会の応援をテコに巻き返しを図り、公明の一部の支持も獲得した。地元の西部も最終盤になって議員団、産業界のほか、農協、商工会などの団体が一丸となって結束した。派閥の応援の厚さ、地元の結束度で小島氏を一步リードした、といえよう。

小島氏は前回差をつけられた競合区の中中部で再び敗れた上、地元の東部地区で各種団体などの締め付けが下部まで浸透し切れず、消費税への反発も根強かったことから、最後までばん回できなかった。共産党の杉山恒雄氏は従来の組織票に加え、反消費税で商工業者、農産物の自由化反対で農協などにも積極的に働き掛けたが、中国・天安門事件のマイナスイメージを最後まで払しょくできなかった。

217 〔1989年7月参議院選挙〕県内の比例代表得票分析 社党、32.4%でトップ

公 民 共 軒 並 み 減 自 民 は 26 万 票 (前 回 比) 減 る 1989・7・24

『静岡新聞』1989・7・24 夕刊、4 面

本県の比例代表区は、社会が他の政党を圧倒する驚異的な伸びを見せ、得票率でわずかに自民を抜き、初めてトップに躍り出た。五十六万票の大量得票は前回(昭和六十一年七月)の二〇八・九%増で、得票率も一五・〇八%から三二・四%に倍増した。自民は五十万票台を確保したもの前回より二十六万票も下回り、公明、民社、共産の各党も「社会大躍進」の余波を受けて軒並み得票を減らした。

社会の得票の特徴は浮動票の多い都市部で三三・一%、保守基盤の農村部を抱える郡部でも三〇・一%とばらつきが少ない。三島市で三六・五%、沼津市で三六・一%と革新が強いとされる県東部の都市で高い支持を得たほか、磐田市でも三六・二%を集めた。郡部では芝川町の三七・〇%をトップに清水町と可美村で三六・八%に達している。衆院の選挙区ごとに見ると、一区が三一・〇%、二区は三三・九%、三区が三二・六%となり、全県下から満遍なく得票した。また、新幹線臨時停車問題で社会を離党した無所属候補の得票とはわずか三千票の開きで、比例区では各党に散った票を自民から離れた票で補った格好だ。

自民は前回の得票を三二・四%も減らし、得票率は前回の四五%、前々回(五十八年六月)

の四〇％を大きく下回る三一・六％に落ち込んだ。消費税導入、リクルート事件で生じた「反自民」のあらしの直撃を受けたことになり、選挙区でも議席を一つ減らした。静岡市は前回の四一・八％から二八・三％に、浜松市は四二・六％から二八・四％、沼津市では三九・八％から二七・一％と大票田で大幅な低落を見せ、前回市部で最も得票率が高かった天竜市も五三・六％から三七・六％に激減した。〔中略〕

選挙区に候補を立てなかった公明、民社は比例区に力を入れたにもかかわらず公明が三万票、民社が二万票をそれぞれ減らした。「反自民」を引き寄せられなかったばかりでなく、比例区に切り替わった前々回をピークに低落が続く結果となった。

共産も前回は三〇％下回る得票で、選挙区候補を四万票も下回り、日常活動で積み上げてきた支持票の流出が見られた。

ミニ政党は第二院クラブ、税金党、スポーツ平和党が二％台に乗せたが、サラリーマン新党や進歩党は伸び悩んだ。中道・革新の既成政党とともにミニ政党も「追い風」が社会に一極集中のあおりを受けた。

218 〔1990年2月衆議院選挙〕自社対決で中道埋没 衆院選 激戦の軌跡 県下

社会、20％台乗せ 自民は微減 公、民落ち込む 1990・2・19

『静岡新聞』1990・2・19夕刊、4面

政党支持率

県下を揺るがせた激しい衆院選が終わった。自民党、社会党が全員当選を果たした半面、民社党が唯一の議席を失うなど、本県も自社二極化の構図。新人や返り咲きを果たした元職が喜びに沸く一方で、苦杯をなめた前職の姿もあった。大票田を中心に十五日間の激戦の跡を振り返ってみた。（文中敬称略）

今回の衆院選を各政党別の支持率（得票率）でみると、社会が前回選（昭和六十一年）に比べ五・一割増の二〇・二％と二十年ぶりに二〇％台に乗せたのに対し、自民、公明、民社とも前回を下回り、共産は一区の元職の善戦でわずかにアップした。自民は四・四割減の五五・九％と微減だったが、公明の四・八％は過去二番目、民社の七・七％は三番目に低い率となり、本県でも自社対決の中で中道が埋没したことが数字の上でもはっきり浮かび上がった。〔図表略〕

自民は前職の大量得票などで総得票数は百十四万五千四百一票と前回より一万五千四百十三票も増加したが、得票率は前回の六〇・三％から五五・九％に減少した。これは有権者の増と投票率のアップが得票に反映せず、浮動票の多くが社会に流れたのが原因とみられる。

一方、社会は四十四年の選挙時の二一・六八％以来の二〇％台。四十七年に一〇％台に

転落して以来続いた長期低落傾向によりやく歯止めがかかった。一区で前職が二位となった以外は二、三区とも前職と元職がトップ当選した影響が大きく、前回より二区の前職は五万一千七百六十六票、三区の元職は五万四千四百二十六票も得票を伸ばした。このほか無所属は県平均五・〇%で一・一^割の増、一区からの有力新人の得票が反映したものとみられる。

〔一区〕自民は前回より〇・九%減の四九・一%。しかし、無所属の一・〇%を加えると保守支持率は六〇・一%となり、前回の六〇・三%とほぼ同じ。社会は一六・五%で、一・七^割の微増。二、三区の伸びと比較すると追い風を生かし切れず、特に地元、清水市での落ち込みは課題を残した。公明は一四・一%から一二・四%にダウン。逆に共産は〇・一^割前回より下げたが元職の善戦で得票数は七千票上回った。

〔二区〕前職の大量得票で、社会は一四・一%から二二・六%に激増。自民も現有維持を裏付けるように五〇・〇%から六二・一%の大幅増。しかし、民社は一四・五%から九・四%と大きく落ち込み、共産も二・九%から三・四%とわずかな伸びにとどまった。

〔三区〕自民が六六・八%から五八・一%に激減。新人塩谷立氏が苦戦し、社会の元職が大量得票したのが原因。社会は一四・六%から二二・五%に激増し、この余波を受けて民社は一四・九%から一六・〇%に増やしたものの自社のほぎまに埋没してしまった。また、共産も出遅れから前回の三・七%から三・三%に下げた。

219 〔1990年6月知事選挙〕 齊藤氏が再選 県知事選 94万票、2新人圧倒 投票率は最低、42% 1990・6・18

『静岡新聞』1990・6・18朝刊、1面

任期満了に伴う県知事選挙は十七日、投票が行われ、即日開票の結果、予想通り、自民、公明、民社推薦、社会支持の現職、齊藤滋与史氏（七一）が九十四万二千九百三十八票を獲得、共産党新人の坂田博嗣（五一）、無所属の新人の高尾勇美（四三）の二人に大差をつけて再選を果たした。齊藤氏は目標の百二十万票を下回ったものの、得票率は八五・一三%で前回の七七・一〇%を上回った。しかし、県政史上初の社会党支持を得るなど四党相乗りが実現した齊藤氏が独走の形となったこともあって、有権者の関心は盛り上がりを欠き、投票率は四二・八一%と前回の五三・一一%を大幅に下回る本県の県知事選史上最低となった。〔後略〕

**220 〔1991年4月県議会選挙〕社党敗北、7議席に 県議選 世代の交代が鮮明 投票率
最低の65・61% 無所属含め自民増 1991・4・8**

『静岡新聞』1991・4・8朝刊、1面、23面

戦後十二回目の統一地方選挙前半選の県議会議員選挙は七日投票が行われ、無投票となった十選挙区を除く二十一選挙区で九十一候補者に県民の審判が下った。即日開票の結果、七日深夜までに六十一人の当選者が決まった。無投票当選者十七人を含めた七十八議席の新しい勢力分野は自民四十五、社会七、公明四、民社二、共産二、無所属十八となり、改選前（自民五十三、社会十二、公明四、民社三、共産三、無所属二、欠員一）に比べ、保守系無所属を入れれば自民党が前回をやや上回り、社会党は革新系無所属を入れても大きく後退。左右両派が統一して社会党となった昭和三十年以来の一ケタ政党となった。また、全般に世代交代も急速に進んだ。

社共に厳しい回答 現職に物足りなさも 県議選

県民は社共両党に厳しい回答を突きつけるとともに、保守系同士の争いでも、現職には物足りなさを感じていることを示した。

社会党の敗北は戦前からある程度は予想されていた。今回選で、自社対決または各党候補が勢ぞろいした選挙区として注目された御殿場市、三島市、清水市などはいずれも候補者は新人とはいえ高齢で、フレッシュな感じがなかった。現職でも静岡市でベテラン鈴木氏、富士宮市で藤田氏が議席を失った。

共産党は心配された通り、東欧情勢の激変など世界情勢をめぐる環境変化が逆風となり、唯一の野党としての独自性も吹き飛ばした。五党対決の清水市で議席を失った。〔後略〕

221 〔1991年4月県議会選挙〕企業ぐるみ選挙 底力 県議選浜松市 1991・4・8

『静岡新聞』1991・4・8朝刊、23面

「やったぞ!」「万歳だ!」一。七日夜、県議選浜松市選挙区で初陣を飾った吉川彰（五二）＝無所属＝、二期目のジंकスを破った岡本護氏（四六）＝無所属＝と吉松忠俊氏（四二）＝無所属＝、それぞれの事務所が沸き返った。いずれも大手企業労組出身、浜松市議で活躍し、地元、労組、企業の三本柱を支えに戦い抜いた。黒々と目を開けた縁起だるまに、労組幹部と企業管理職の笑顔が交錯した。「企業ぐるみ」という批判に対する遠慮も、勝利の美酒に消えていくようだ。〔後略〕

222 〔1992年7月参議院選挙〕木宮、青木氏が当選 静岡選挙区 1992・7・27

『静岡新聞』1992・7・27朝刊、1面

静岡選挙区は自民党の木宮和彦、社会党（連合静岡推薦）の青木薪次の両前職が予想通りの強みを発揮して早々と当選を決めた。しかし投票率は国政選挙で、これまで最も低かった昭和五十八年の六一・一一％を一三・九五割も下回る四七・一六％と極めて低調。特に女性の投票率が県知事・県議選を含む全県レベルの選挙では二十五年ぶりに男性を下回った。〔中略〕

木宮氏の得票は有効投票の四九・六％で、世論調査などに表れた同党支持層をほぼ固めた。青木氏は得票率三五・六％と、これまで最高だった六年前の三四・三％を一・三割上回り、これまでで最も高い得票率を獲得した。

木宮氏は、自民が公認を一人に絞ったことから、国会議員の後援会をはじめ、五十五人の県議が一斉に県政報告会を開くなど議員後援会が活発に運動。常葉学園を中心とした個人後援会とタイアップして全県的な運動を繰り広げた。

青木氏は社会公認に加え連合静岡の推薦を受けて反自民層の結集を図った。当初はPKO（国連平和維持活動）問題で連合内部がぎくしゃくしたが保守地盤にも食い込んで票を伸ばした。

また共産党の大西健一氏は若さを前面に、精力的に県内を回った。この結果、有効投票における得票率は前回を上回り、県内での同党支持低下の流れを食い止めた。今回の選挙は自民党が昭和四十年以来、二十七年ぶりに公認候補を一人に絞ったことから、当初から自社両党の前職二人が優勢に戦いを進めた。〔後略〕

223 〔1993年7月衆議院選挙〕揺らぐ自社体制 若者に新党人気 世代間で格差

1993・7・13

『静岡新聞』1993・7・13朝刊、2面

〔以下の記事は1993年7月衆議院選挙に際して、静岡新聞社が実施した県内世論調査の結果に関するもの〕

支持政党

政党支持では自民三七・四％、新生一二・七％、社会八・一％、日本新八・〇％、民社四・一％、公明三・八％、さきがけ二・三％、共産二・一％、社民連〇・六％、その他一・九％、支持政党なし一二・五％。

自民は前回の五二・一％と比べると激減しているが、新生、さきがけを合わせると

五二・四％となり、自民系全体の支持率に大きな変動はなく、自民支持者の間で支持政党が分かれたといえる。逆に落ち込みが激しいのが社会で、一四・二％の減。前回二二・三％、昨年の参院時一四・九％、そして今回のひとけた台と低落傾向が続いている。公明は〇・七％、社民連も〇・一％減少したが、民社は一・二％の増、共産は変わらなかった。

年代別では自民支持は従来通り中高年層が多く、四十代の三一・七％、五十代の四五・〇％、六十以上の四七・一％が支持。逆に新党は若年層に多く、新生は二十代の一四・七％がトップ、日本新も二十代の一三・八％が支持し、五十代の日本新支持は七・〇％、六十以上は三・九％と世代間で格差が見られる。

男女別では自民支持は男性三四・九％に対し女性は三九・八％と女性が四・九％も高い。逆に社会は男性が女性を三・四％上回り九・八％。新生は男性が女性より二・八％多い一四・一％。共産は女性が男性の倍以上の二・八％、日本新は男性が一・八％多く、八・九％となっている。

職業別の支持政党では従来通り自民支持がトップを占めたのは農林漁業で、六五・一％。社会はその他・無職、事務・技術職の支持が多く、それぞれ一〇・五％、九・五％。日本新の支持が目立つのは自営・商工業（一一・八％）、事務・技術職（一〇・五％）などで、農林漁業の支持は二・四％しかなかった。

224 〔1993年7月衆議院選挙〕県内選挙解説 本物だった新党ブーム 自社におおき、 公民は健闘 1993・7・19

『静岡新聞』1993・7・19朝刊、2面

県内でも新党ブームは本物だった。新生党、日本新党の三人のほか、自民党公認を辞退した一人が自分の基礎票の上に浮動票を大量に上乘せし、上位当選を果たした。この動きは県内でも政界再編成を待望する有権者が多いことを裏付けたといえそうだ。自民党はそのおおきをくって苦戦、全国的にも終始苦戦を伝えられた社会党も県内で新党などに票を食われて低迷し、ともに一議席を失った。公明党は必死の組織固めに成功、浮動票も取り込んだ、といえる。共産党は浮動票が伸びなかった。〔中略〕

自民党は当初から防戦を強いられたが、危機感から終盤盛り返し、六議席を確保したもののトップ当選はゼロ。一区で戸塚進也氏が苦杯をなめた。政治改革失敗の十字架が県内の候補にも重くのしかかり、浮動票の集票が思うようにいかず、基礎票にも支持離れが起きた、とみられる。社会党は東京都議選の退潮が影を落とし、序盤はいずれの候補も動きが鈍く、中盤までは新党にも浸食された。しかし、終盤になって有権者のバランス感覚も働き、浮動票に懸命に働き掛けてなんとか体面を維持した格好。健闘したのは民社、公明だっ

た。民社の三区安倍基雄氏は日本新党支持層、公明票のほか、浮動票をかなり取り込んだのが勝因。政界再編への期待票も新党に続いて多かったといえる。公明党大口善徳氏は基礎票を固めきった上に投票率が低調だったことも味方した、とみられる。

225 〔1993年8月知事選挙〕県知事に石川氏 坂田氏に大差、82万票獲得

投票率過去最低の35% 1993・8・2

『静岡新聞』1993・8・2朝刊、1面

斉藤前知事の辞任に伴う県知事選挙は一日、投票が行われ、即日開票の結果、無所属新人で自民、社会、新生、公明、民社、社民連推薦の元自治省公務員部長石川嘉延氏（五二）が八十二万三百五十五票を獲得。共産党公認の同党県委員会常任委員坂田博嗣氏（五四）を大差で破り、初当選を果たした。石川氏の得票率は八六・〇％と記録的な高さとなったが、投票率が三五・一四％と前回選を七・六七割も下回る、過去最低を記録したこともあって目標の百万票には遠く及ばなかった。〔中略〕

石川氏は、斉藤知事が突然辞任表した六月十四日直後から、出身地の小笠郡内や静岡市内などに住む古くからの友人や県在職中の知人などに、知事選出馬の意向を打ち明け、立候補に向けて走りだした。県には教育次長、総務部長などとして九年余り在職しただけに、職員OBはもとより県議会内、県内市町村、経済界などにも支持者が多く、支援の輪が広がった。

これに対して県議会の第一党である自民党内には、藤枝市出身の元大蔵省財務官千野忠男氏ら数人の中央官僚も選考の対象にするべきだ—との議論もあり、同党は選対委員会を設けて検討した。

しかし千野氏が先進国首脳会議（サミット）の事務方の議長役を務めなければならない事情で断念するなど、いずれも立候補までには至らず、社会党が打診した榛村純一掛川市長も石川氏と同窓であることなどから出馬を見送り、共産党を除く総支援体制が出来上がった。

共産党は「憲法をくらしに生かす革新県政をつくるみんなの会」と、対立候補の擁立を策したが結局まとまらず、独自に前回も立候補した坂田氏を擁立した。しかし石川氏の分厚い支持組織に対しては劣勢は免れず、前回に続いて涙をのんだ。〔後略〕

第2節 政党

第1項 自由民主党

226 〔昭和 51 年度自由民主党静岡県連大会 党情報告・組織委員会活動方針〕

1976・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『昭和 51 年度 自由民主党 静岡県連大会』、2～5、24～25 頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 小池 政太郎

〔前略〕先づ県政に対する我が党の果たした役割であります。〔中略〕

とくに昭和五十一年度の県当初予算編成に当りましては昨年秋以来、県連政策各部会の皆様方にそれぞれご参集を願い、ご要望を聞き、またその検討など延六十二回にわたる政調会活動をふまえ各界の意向を強力に予算編成に反映せしめるべく最大の力を尽したのであります。〔中略〕

次に我が静岡県連の党員数は只今四一、一六八人でございます、党本部の資料によりますと全国党員約四〇万でありますので本県が約一〇％を占めており、全国一の組織と云えます。これも一重に役員を始めとする各支部の皆様の努力の賜でございます深甚なる敬意を表する次第でございます。〔中略〕

次に次期衆議院議員選挙にかかわる問題について御報告いたします。〔中略〕

日を追っての経過につきましてはお手もとの資料七頁〔略〕をご覧いただきたいと存じますが県連といたしましては、必勝を期するため本県が含んでいる政治的特殊事情の解決を図りつつ公認候補者の選考について関係の各機関や組織と協議してまいったのであります。即ち一区に於ける西村・高見両先生のご引退と神田先生の参議院全国区への転身にとりなう候補者の選定、並びに二区、三区の候補者選出であり、第二に主として静岡市支部に関係する永原稔君の問題、第三に高見・川野辺両国会議員の復党問題であります。公認候補者の選考につきましてはすでにご承知の通り昨年六月二十三日選挙対策委員会を設置し、相関関係にあるこれらの問題に対処しつつ選考作業に入ったのでありまして十数回におよぶ選挙対策小委員会や常任選挙対策委員会、更には東・中・西各ブロックごとの市町村支部代表者会議などを開催し候補者選考の五原則の決定と、これにもとづいた候補者の選考、特に、一区の候補者選出のための各種打合せ会等を行ったのであります。この結果をふまえて十一月十五日選挙対策委員会並びに総務会を開催、協議の結果

一区 大石千八君、佐野嘉吉君、原田昇左右君

二区 木部佳昭君、栗原祐幸君、斉藤滋与史君、小島静馬君

三区につきましては二次推薦者がありうるという含みもあり、足立篤郎君、塩谷一夫君の二名

以上九名の方々を公認候補者として決定し、直ちに党本部に上申いたしました。党本部としては、近々のうちに公認決定をする予定と聞いております。〔中略〕

県内保守勢力の団結強化は、県民が心から希望し、また期待していることは事実でありまた、党、県連の組織の団結が益々進んでいるなかで高見・川野辺両君共に、政治的立場に立って過去を振り返っていることも事実であります。

国家が法のもとに社会を構成していると同様に、党には党の規律があり、規律を最優先に尊重することも当然であります。したがって団結・復帰の場合においても具体的な行動、あらわれによって同志党員と党組織全体の納得が必要でありましょう。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

わが党が真に前進的な国民政党として、国民の負託にこたえて行くためには、まず近代的政党としての組織基盤を今以上より一層確かなものにすることが緊要である。

〔中略〕幸い当県連は昨年統一地方選挙等の余波をうけて弱体化したかにみえた党組織も、皆さんのこの一年間の努力と相まって一頃以上の四二、〇〇〇名（うち婦人党員一二、〇〇〇名・青年党員五、二〇〇名）の党員を確保し、全国一の組織率を誇るに致っている。この結果本年一月の党大会では、優秀党組織の県として三木総裁より特に県連表彰を受けたのである。

しかし、このように全国的にみれば優秀県と言われても、県下全般を見渡すとまだまだ党組織の確立に改善を要する部分がたくさんある。

その一つは市町村支部間に活動の差と党員数にアンバランスが見られることである。最低二〇〇名から平均五〇〇名以上の安定した党員を擁することを支部構成の基本としている訳で、継続党費が全く入らない党員〇の地域や支部総会を一度も開催しなかった支部が数支部ある現状である。〔中略〕

その二は都市部の組織化を如何にするかという点である。近年合併が進み人口が急激に増えた都市には、校区・学区・地区単位程度に組織化をしなければ、とても野党の攻勢に耐え切れない面を生じている訳で、本年度は大都市といわず地方も是非分会制度の確立に最重点を置いた活動を望みたい。

その三は婦人部・青年部を益々強固な組織にしなければならないということであり、今後の政党の盛衰は婦人層・青年層の伸び如何ん〔ママ〕と言われている。

当県連の婦人部は全党員の1／3を数え、組織体としては理想的に近い訳であるが、全県的には婦人党員の少ない地域も多くあり、有権者の半分は婦人という認識をもって、若い婦人層の入党にも力を入れて強力な党勢拡大をお願いする次第である。

次の問題は青年部である。

全国的に見れば五、二〇〇名の青年部を抱えている静岡県は優良県と言われているが、昭和生まれが七〇%をはるかに超えている今日、とてもこの数字に甘えている訳にはいかない。〔後略〕

227 〔昭和 52 年度自由民主党静岡県連大会党情報告・組織委員会活動方針〕

1977・3・28

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 52 年度自由民主党静岡県連大会』、2～5、25 頁

党情報告

幹事長 高木 和夫

〔前略〕金権体質の批判、ロッキード事件、二頭立て選挙等々我が党に対する客観情勢は極めて不利となり、総選挙の結果全国的に惨憺たる敗北に終わりましたが、本県は八名の公認候補の当選を確保し現有勢力を維持出来たことは、党員各位の努力の成果として衆目の認めるところであります。然し乍ら結果を振り返りますと、中道勢力が大きく躍進し政界再編成の機運が生じたことは国民の意志の表現であり厳粛なる事実として謙虚に受けとめるべきであります。

この政治環境の変化が一昨年来、協議検討を重ねてきた次期参議院議員選挙の公認候補者の決定につき影響したこともいなめない事実であります。

候補者の選衛〔衡〕につきましては、機会あるごとにご報告しておりますので省略いたしますが、ご承知の通りの紆余曲折ののち、本年一月二十五日開催した総務会の結論として、公認候補申請の三君につき順位をつけて本部に上申したのであります。党本部は、これを受けて二月二十二日、選挙対策委員会、続いて総務会を開催し川野辺静、熊谷弘の両君を公認候補者に決定したのであります。県連としては、選衛〔ママ〕経過と協議の内容からみて、いささか不満の結果ではありますが、党の最終決定である以上、近代政党の下部組織として、認めざるを得ないことであります。〔中略〕

次に党現〔ママ〕の問題について申し述べます。先の昭和四十九年七月執行の知事選挙に関連した党規違反として県連より除名処分となっておりました高見三郎、川野辺静両君は昨年十月二十日開催の県連総務会に於て復党が認められましたのでここにご報告申し上げます。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

〔前略〕このような中で、静岡県連のこの一年間の党費納入党員は四八、〇〇〇名（内婦入党員一六、〇〇〇名、青年党員五、五〇〇名）であり、全国党員の一割以上をかかえ、

市町村支部体制も整い、党员による総裁選挙をもし実行するとしても一応理想的な県連・支部組織にはなっている。しかし支部によっては、この一年間全く党費が入らなかったり、総会を一度も聞かないと言った、いわゆる有名無実の支部もいくつか見受けられる。〔後略〕

228 〔昭和 52 年度自由民主党静岡県連大会 党情報告〕 1977・7・24

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 52 年度自由民主党静岡県連大会』、2～3 頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会幹事長 高木 和夫

〔前略〕以上二つの選挙に関連いたしまして、若干所信を申し述べます。

参議院の議席の与・野党の勢力比につきましては、ご承知の通りでありまして、その議会運営は、困難な状況に加えて、今回の参議院選は、いわゆる保革逆転・与野党逆転か、などと云われ、我党の命運を決する闘いと喧伝されたのであります。

従いまして、本県二議席確保は至上命題であり、県連といたしましても、各支部の調査に加えマスコミ関係の各種世論調査の結果をもふまえて、我党二議席への志向は、現実に即したものと考え、この大目標達成にあらゆる努力を傾注したのでありますが、開票結果は、得票率において、わが党は前回の四十九年参議院選の四九%から五六、二%（九四万票）と上昇し、過半数を上廻り、多数の有権者のご支持は得られたものの、一議席の獲得に止り、その指導について深く反省させられるものがあります。

又、参議院選のさなかに行なわれました沼津市長選は、先に奪回いたしました富士宮・三島両市の革新市政につづき、東部革新市政の拠点を粉碎いたすべく努力を重ねましたが、何分にも参議院選と関連して、思うに任せず敗退いたしました。〔後略〕

229 〔昭和 53 年度自由民主党静岡県連大会 党情報告・政務調査会・組織委員会活動方針〕

1978・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『昭和 53 年度自由民主党静岡県連大会』、2～6、19、22 頁

党情報告

幹事長 市川 重雄

〔前略〕次に党組織について申し上げます。

本年、年末の総裁公選に関連して昨年秋より党組織拡大運動が行われたのでありますが、関係各位のご熱心なお骨折りの結果、二月末の締切には、実に七万一千余名という倍増に近い党員拡充が出来得ましたことは一重に関係各位の愛党精神の現れであり、全国第三位という党員組織は正に保守王国静岡の面白躍如たるものと、ここに改めて敬意と感謝を表する次第であります。〔中略〕

次に党県連運営資金の問題について若干申し上げます。

経常的経費につきましては、国民政治協会を通じてのものと、関係者の寄附金を根幹としておりますが、前々から申し上げておりますように、政治資金規制法の制約もあり、昨今は、これが調達について思うにまかせない現状であります。

このなかにあっても、国民政治協会におかれては、この経済環境下にもかかわらず、何かとご協力をいただき、所期の目標に多大なご支援をねがっておりまして、この機会に協会役員をはじめ、関係の皆様は厚くお礼を申し上げます。

経常的経費についてはさることながら、今年は知事選挙をはじめ、各地の首長選挙をひかえておりますので、党資金について広く一般から浄財をと考えまして、前年同様、政経文化パーティーを東・中・西三地区において開催することと相成りました。

〔中略〕

政務調査会活動方針（案）

県連政調会の組織は、二〇名の理事によって理事会が構成され、そのもとに五部会（総務・産業・文教・福祉環境・都市対策）が所属県議によって構成されている。

各部会は、その時々々の県政の問題点や将来にわたっての県政の重点課題について調査研究を重ね、その結論を理事会に諮り政調会の方針としている。

昨年も県民各階層の意見を積極的に吸い上げ県政に反映させるとのことから、各市町村支部政調会長会議を県内八カ所で、又、組織委員会傘下の三連絡協議会（中小企業対策、農林水産対策、厚生問題対策）を開催し、それぞれの地域、友好団体から広範囲にわたるご要望等について十分聴取し、国政に関するものについては、党本部に対し、その実現方について申し入れてきたが、その中でも大地震特別措置法は、県民の生命、財産を守る立場から、これが早期に成立されることを強く要望してきたのである。又、県政に対するものについては、これを昭和五十三年度県予算等に反映させるため、山本知事と数次にわたる折衝を重ね、党要求はその大部を県政に反映させることができたが、本年は特に部会を拡充強化するとともに日常の政調会活動を活発にし、県政の責任政党として、県政重点施策の実現に向って邁進し、県民の負託にこたえんとするものである。〔以下略〕

組織委員会活動方針（案）

〔前略〕本年度当委員会に附託された最大の課題は、我が国の憲政史上初めての試みであ

る総裁公選への対応と党員及び党組織の拡大強化であった。

当委員会は、八月八日総務会の議を経て役員構成が完了するとともに直ちに全力をあげてこの課題に取り組み、各地の支部総会、青年、婦人部大会、各種の研修会、講演会等、あらゆる機会をとらえて総裁公選の意識〔ママ〕を説き、公選へ参加するための入党を呼びかけ、或いは総裁選挙を整然と実施することのできる支部組織の確立を精力的に推進してきた。〔中略〕

その結果、去る二月二十八日をもってメ切った五十二年度の登録党員は七一、六五九人に達し、東京都八九、〇二四人、群馬県七六、〇四六人に次いで全国第三位の党員を獲得することができたとともに、前年度まで支部組織の無かった由比町に於いても新たに党員同志七八名の入党を得てここに全県下七五市町村の総てに支部組織の樹立が出来たことを喜びを込めて報告するとともに、静岡県連の命運をかけた今回の党員拡大運動に献身的な御協力を戴いた党員各位に対し衷心より御礼を申し上げる。〔後略〕

230 〔昭和 53 年度自由民主党静岡県連大会Ⅱ 党情報告〕 1978・7・3

自由民主党静岡県支部連合会

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 53 年度自由民主党静岡県連大会Ⅱ』、2～3 頁

党情報告

幹事長 市川 重雄

〔前略〕先づ今回の知事選挙であります。先の三月大会当時におきましては、山本敬三郎君の立候補に伴う党公認問題について検討中でありましたが、その後、あらゆる状態を検討の結果、ご本人の強い希望もあり、無所属出馬を認め、党推せんの方角をもって機関に諮るべく、県連執行部といたしましては、直ちに常任選挙対策委員会および総務会のご決定を願い、また五月十五日には、選挙対策委員会を開催するなど、所要の機関決定を経て、党本部に上申、正式に党本部総裁より、推せん証の交付を受け、県連選挙対策本部を設置し、選挙態勢に入ったのであります。

この間、山本候補の無所属立候補が決定するや、公明党・民社党・新自由クラブ・社民連など野党側よりも支持あるいは推せんとの申入れが相次いだのでありまして、その後の経過と結果については、当初目標一〇〇万票を上廻る成果を挙げ、第二期山本県政が発足いたしましたことは各位既にご承知の通りであります。〔中略〕

次は県議会議員補欠選挙であります。静岡・焼津・榛原に牧野聖修・佐塚重義・宗彦九郎の三君を公認候補とし、清水の土屋純雄君は推せん候補として、この四地区において、知事選挙と併行して選挙が行われたのでありましたが、四候補のご努力もさることながら、

それぞれの支部役員をはじめ、党員各位の絶大なるご支援のもとに、四君いづれも大差をもって当選の栄を勝ち取られました。〔後略〕

231 〔昭和 53 年度自由民主党静岡県連臨時大会 党情報告〕 1978・12・16

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 53 年度自由民主党静岡県連臨時大会』、3 頁

党情報告

幹事長 伊藤 武

〔前略〕次は、総裁候補決定選挙のことについて申し上げます。

総裁選出には党員の意志を尊重すべきであるとの、永年の党員の念願が実を結び、党則の改正が行われ、本年の改選期より、いわゆる総裁公選が実施という段取りについては、各位、ご承知の通りであります。この公選に関連いたしましては、昨年秋以来党員、党友の拡大運動が全県的に行われ、五十二年・五十三年度分の党費納付党員、即ち有権者は六万六千三百三十二人であり、また、これに加えて自由国民会議会員八千六百六十四人、国民政治協会個人会員百十四人を合算いたしますと、本県有権者数は、実に七万四千六百人と全国第二位という七十五点の持点になったのであります。〔中略〕

本県分の開票の結果は、別表に記載いたしておきましたが、大平候補第一位（四十九点）福田候補第二位（二十六点）と決定いたしました。〔後略〕

232 〔昭和 54 年度自由民主党静岡県連大会 党情報告〕 1979・5・12

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 54 年度自由民主党静岡県連大会』、3～6 頁

党情報告

幹事長 伊藤 武

〔前略〕次は、党組織の拡充と強化であります。

本年は、党本部において全国三百万党員を目指して、その獲得倍増運動が展開されることとなっております。

当県連におきましても、昨年十二月臨時大会において四ヶ年計画をもって十万党員三万党友の目標を掲げ、党組織の拡大と党資金の確保について各位のご承認をいただいた次第であります。

現在、本県党員は七万六十三名・党友は八千七百二十三名となっておりますが、本県の

わが党の支持基盤は、有権者のうち概ね九十万人に達しておりますので、この目標は必ず達成出来得るものと確信いたします。〔中略〕

次に、昨年秋以降の選挙結果についてご報告いたします。

県連としては、今回の統一地方選挙等の一連の選挙が八十年代のわが国の地方行政の方向を占う重要な課題であるとの認識にもとづき、保守基盤の総力を結集するため先に、候補者選考の基本原則を設定し特に保守系候補の乱立防止を図るため県連と支部が協調して、早期にしかも厳選による選考作業を実施いたしましたことは、各位ご承知のとおりであります。

その結果、県議選におけるわが党の候補者は五十六名でありましたが、当選者五十名、その後の加入者を含め現有五十二名という結党以来の自民党県議会議員団が誕生し、県政上、盤石の安定勢力となりました。首長選挙の結果も、静岡市・浜松市・湖西市その他の首長のほとんどがわが党の黨員首長か、もしくは自民党系首長が選出されました。〔後略〕

233 〔昭和 55 年度自由民主党静岡県連大会 党情報告・組織委員会活動方針〕

1980・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 55 年度自由民主党静岡県連大会』、

2～3、23～24 頁

党情報告

幹事長 井原 一夫

〔前略〕 先ず第一は政調会活動に基く党の基本的政策の策定と、これが県政への具現であります。昭和五十五年度県当初予算への対応については県連政調会を中心に昨年十一月より、各支部政調会・関係諸団体との協議を進めるとともに、政調会、各部会、あるいは理事会の開催など極めて精力的な活動による検討を重ねた次第であります。

これらの結論といたしまして、現下の厳しい経済環境のもとで八〇年代の県勢発展の基盤を整えるためには、「景気の自律的拡大基調の維持と県民生活の安定が最大の課題であり、目下の県財政状況のもとで効率的な行財政運営を図るためには、徹底した見直しを行い、併せて時代の変化に対応した地域重視、の施策を大胆且つ、積極的に推進すべきである」。〔ママ〕との基本的考え方をまとめ、各方面からの陳情案件もふまえて六〇項目にわたる、これらの具体策を県当局に示し、当初予算に実現方を強く要望するとともに、党をあげて折衝を重ねた結果、概ね満度〔ママ〕の成果を得たのでありまして、これらは、いずれも二月定例県議会の審議を了し、地域ならびに各友好団体のご要望に応え得たものと

確信いたしております。

さて第二は党組織のことであります。

わが党は一昨年秋、総裁選挙が行われ、党勢の躍進とわが党に対する期待感の高まりは、党員の飛躍的増大という結果に現われましたことは各位ご案内の通りであります。

去る一月締切りの五十四年度本県党員数は八七、九二六名（支部別、党員数別表）と相成り、前年対比一七、八六三名の増となっております。昨年秋以来の党員増加運動に各支部関係各位の不断のご労苦に対し、ここに深く敬意を表するものであります。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

〔前略〕

1. 党員拡大対策

昨年より実施してきた一〇万党員拡大運動は、全県的な盛り上りをみせ、多数の市町村支部において、支部別党員獲得目標（有権者の五％）を上廻るにいたった。〔中略〕

なお、党員構成の目標比率は一般四、婦人部三、青年部三の割合を理想とする。現在、婦人部党員約二万二千名・青年部党員約五千名となっているので各支部においてこれらの点を充分留意願うとともに、特に都市部における青年部の拡充に努力する。〔後略〕

234 〔昭和 57 年度第 46 回自由民主党静岡県連大会 党情報告〕 1982・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『昭和 57 年度 第 46 回自由民主党静岡県連大会』、3 頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 杉山 憲夫

〔前略〕次に、本年六月執行の県知事選挙並びに他の地方選挙について申し上げます。昨年十二月、現知事山本敬三郎君より「自由民主党のご推挙が得られれば、引続きで県政を担当したい」という申し出があり、以来この対応について、県連役員会、議員総会、静岡支部役員会、国会議員団会議、市町村支部代表者会議等所定の手続きと討議を経て、県連は、二月十三日総務会を開催、その結果、公認方について本部に上申したところ三月十九日党本部の選挙対策委員会において、自由民主党公認候補者に決定し、全党員と各種友好団体のご支援を願うはこびとなったのであります。ご健闘を期待いたします。〔後略〕

235 〔第48回自由民主党静岡県連大会資料 昭和58年度 組織委員会活動方針〕

1983・5・23

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第48回自由民主党静岡県連大会資料 昭和58年度』、17頁

組織委員会活動方針（案）

わが国〔ママ〕は、昨年秋、全黨員参加による自由民主党総裁候補決定選挙を実施し、黨員の手によって中曽根康弘総裁を実現し、名実ともに党組織の偉大な活力を一般国民の前に改めて明らかにすることが出来た。

また全国三〇〇万黨員を目指してサラリーマン層、青年婦人層都市部に黨員獲得大運動を展開し、二六〇万黨員を達成した。

静岡県連でもこれに呼応して、市町村支部、職域団体を中心にして党の勢力伸長をはかることを目的に、七万黨員獲得を目指して一大運動を展開した結果、目標を上廻る七七、〇九〇名獲得という輝かしい成果となった。〔中略〕

なお永年懸案でありました県下で唯一の未結成支部・由比町にも、昨年二〇〇余名の黨員とともに支部が結成でき、これで県下七五市町村すべてに支部が結成されたことをご報告申し上げます。

236 〔第49回自由民主党静岡県連大会資料 昭和59年度 党情報告・組織委員会活動方針〕 1984・3・31

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第49回自由民主党静岡県連大会資料 昭和59年度』、2～3、15頁

党情報告

幹事長 松永 清一

〔前略〕昨年は、まさに「政治決戦」選挙の年でありました。六月執行の第十三回参議院議員通常選挙に当りましては、県連の管理体制のもと、県東部地区を地盤として小島静馬君を、県西部地区を地盤として竹山裕君、二名を公認候補者として、決戦にいどんだのであります。幸いにして、黨員、友好諸団体のご努力によって県民各位の深いご理解とご協力を賜わりまして、県連の悲願でありました「二議席独占」を十五年ぶりに成し遂げることができましたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。次に、昨年末、行なわれ

た第三十七回衆議院議員総選挙では、わが党は、公認十名、推薦二名の計十二名を候補者として政治倫理の確立、減税の断行、行財政改革、景気対策、高齢化社会対策、中小企業や農林水産業の振興、青少年の教育等々の政策を訴えるとともに、議席増を果たして国政を安定せしめるよう県下全党员、各種友好団体と総力戦を展開したのでありますが、戦後衆議院選挙史上最低の七三、九四％という投票率の影響もあって、公認六名、推薦二名の計八名の議席確保となったのであります。解散議席を一名減らし県連執行部としても責任を痛感しているとともにご支援下さいました皆様におわび申し上げる次第であります。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

昨年は激しく流動する内外情勢のなかで、春に統一地方選挙、夏には初の比例代表制導入による参議院議員選挙、更に年末には衆議院総選挙と参議院補欠選挙を戦うという、文字通り選挙に明け、選挙に暮れた一年であった。

このようなあわただしい各種選挙のあいだにあっても、静岡県連は市町村支部や青年部・婦人部・職域団体の協力のもと、組織活動の展開は着実に進められ、結果として昭和五十八年度の党员数は八四、〇二七名という多くの党员を確保するに致った。〔中略〕

本年度秋に自民党総裁選挙が行なわれる年である。総裁候補に四人以上の立候補者があれば、五十七・五十八・五十九年の三年連続党費納入者による、党员の手で総裁候補決定選挙を実施することになっている。しかし前回の総裁選における弊害も論議されており、党本部にて四月中に実施か否かの結論を出すことになっている。静岡県連としては、総裁選を望む党员の声も強いので、この制度の継続を党本部に強く要望しているところである。

〔後略〕

237 〔第51回自由民主党静岡県連大会資料 昭和60年度 党情報告・組織委員会活動方針〕 1985・3・23

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第51回自由民主党静岡県連大会資料 昭和60年度』、2～3、15頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 長谷川 孝之

〔前略〕まず、県民に直結する県施策であります、六十年度県当初予算編成に当たりましては、昨年秋以来政調会を中心に各界各層のご要望をうけたまわり、また、その検討を重ねた結果、道路、交通、治水等の基盤整備事業及び農林水産業の育成、地場産業の振興、

高齢者の生きがい対策、新しい時代に対応した教育システム、先端技術の研究開発、心を大切にする人づくり対策等々県民の意向を強力に反映せしめるべく最大の努力を致しましたが、ほぼ要望が達せられたものと考えております。

次に党組織・広報について申し上げます。わが県連の党員は現在七〇、七〇〇名、自由国民会議の会員は一、七三九名であります。これは総裁予備選挙の有資格者は三年間継続して党費を納入した党員に限定されたことや参議院比例代表制による職域、職能団体からの党員の継続率が減少したことに起因をしておりますが、全国的にみますと党員数第四位、党員の継続率は七五・二％であります。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

〔前略〕わが静岡県連はここ十年来六万名～八万名の安定した党員を擁し、他県に見られるような党員の急増・急減もなく、県下全市町村に支部体制を確立し、青年部・婦人部も活発に活動するなど、全国の模範県となっている。この実績は県連として中央政界や党本部に対して陳情等に強い発言権を有する所以のものとなっており、更に県選出国会議員や県知事の予算獲得運動にも有利にはたらいている。〔後略〕

238 〔第53回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1986・3・29

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『第53回自由民主党静岡県連大会資料』、2～3頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 森口 定介

〔前略〕最初に選挙関係について申し上げます。

昨年、七月十二日、斉藤滋与史代議士より、続いて、七月十四日、山本敬三郎知事より、次期県知事選挙に公認候補として立候補したい旨の意志表示と公認の要請が栗原会長にありました。

県連としましては、このお申出を受けて全県下の支部長会、常任選挙対策委員会等機関の会合を開き、「厳正・公平に対処する」「党を割らず一本化する」「県連の決定に従ってもらう」ことを確認した上で、最終的には十二月七日の総務会において公認候補決定は四役一任をいただいたのであります。

四役は直ちに院外総務の方々から意見を聴取いたしましたところ、斉藤滋与史君を支持の方が多数でありましたし、全体としてその線で決断しなければならないと判断した所でありましたが、十二月十三日、山本知事から栗原会長に党の意見を尊重し、出馬を辞退

する旨の表明がありました。同日、四役は東京において公認候補者として斉藤滋与史君を正式に決定し、直ちに党本部に上申を致しました。

党本部では、十二月二十日、選挙対策委員会にて公認決定、十二月二十四日、総理官邸におきまして四役立合いのもと、中曽根総裁から斉藤代議士に公認証が交付されたのであります。〔後略〕

239 〔第54回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1986・7・12

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『第54回自由民主党静岡県連大会資料』、2～5頁

党情報告

幹事長 森口 定介

〔前略〕次に衆・参院選挙について申し上げます。

違憲状態の解消と21世紀をめざして路線設定のための選挙でありましたが、衆議院公認問題につきましては、六月二日までに各支部よりそれぞれご推薦のありました候補者十一名を六月三日の総務会で全員党本部に公認上申することが決定し、直ちに上申致しましたが、結果として、公認十名、県連推薦一名となりました。〔中略〕

衆議院選挙では公認十名の全員当選を果たし、自民党政治の安定に大きな推進力になったと思って居ります。ここに候補者ご本人はもとより関係の皆様のご健闘に対し、ご参加の各位とともに深甚なる敬意と祝意を表したいと存じます。特に申し上げたいのは塩谷一夫君、柳沢伯夫君の返り咲きと杉山憲夫君、斉藤斗志二君であります。厳しい環境の中で激戦区を突破しての栄冠であり、誠に立派であります。四名の方々の当選により、わが党の二議席増の反面、野党は減というまことに喜ばしい成果で、党员各位の結果と心温まるご支援に対しまして改めて謝意を表する次第であります。

尚、参議院選挙区は、至上命題でありました二議席獲得は残念ながら達成出来得ませんでした。〔中略〕

次に県政施策について申し上げます。

県東部地域への工科系大学誘致につきまして山本前知事から党の了解が得られるならば六十四年四月開学を前提に芝浦工大を裾野市に誘致したい又その結論を六月末迄にお願いしたい旨の申し出が五月十二日にありました。県連としては、役員会、県議団総会等、党機関にお諮りしましたところ、県東部への工科系大学誘致自体については、全員の賛成を得たのでありますが、九十億円の財政援助問題等もありまして、今後、県議会内に特別委員会を設置して検討を願うこととなりましたのでご報告申し上げます。〔後略〕

240 〔第55回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1987・5・11

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第55回自由民主党静岡県連大会資料 昭和62年度』、2～4頁

党情報告

幹事長 和田 淳一郎

〔前略〕最初に選挙関係について申し上げます。

県連としては、今回の統一地方選挙が二十一世紀へ向けての地方行政の方向を占う重要な選挙である事に鑑み、昨年十一月、候補者選考の五原則を設定し、特に保守系候補の乱立防止を図るため、県連と支部が協調して、早期に、しかも、厳選による選考作業を実施いたしました事は、各位ご承知の通りであります。

その結果、県議選における我が党の候補者は、六十名で選挙戦に突入したのであります。三十二選挙区中、十選挙区は無投票当選、残る二十二選挙区は激戦が展開され、党员各位の熱心なご支援・ご協力をいただいたのでありますが、売上税問題をはじめ、急激な円高・貿易摩擦等、かつてないほど厳しい環境の中で、当選者は四十四名と前回より九名の議席減となり、ご期待に添えず、深くお詫びを申し上げます次第であります。

その後、無所属当選者六名が所属支部のご了解をいただいて入党され、現有五十名であります。〔中略〕

我が県連の党员数は七万六千四百五十三名であり、一昨年の十万党员から大幅な減少となったのであります。

これは、昨年から党費が値上されましたことと、参議院比例代表制による職域・職能団体からの党员継続率が減少した事に起因をしております。〔後略〕

241 〔第56回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1988・3・28

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第56回自由民主党静岡県連大会資料 昭和63年度』、3～4頁

党情報告

幹事長 河畑 房次

〔前略〕次に昭和六十三年度当初予算編成に当りましては、斉藤県知事と共に政調会主導のもとに、県民ニーズに応えるため積極的な予算を編成したところであります。

即ち新総合計画の実質的なスタートの年に鑑み、緊急に整備を必要とする幹線道路網、下水道の整備、或いは、農業基盤整備などの公共事業や枠設定県単独事業の予算確保を図りました。また河川治水等特別対策事業の創設、あるいは中小企業対策の充実、農林水産業における融資枠の拡大などと共に、高齢者対策、地域医療対策、文教警察対策等々各般にわたり積極的な予算づけをし、対前年比七・三%増の七、九五一億円余の予算を編成し県勢の進展を期したところであります。

次は、党組織広報について申し上げます。

昨年は統一地方選挙や税制改革問題、又参議院比例代表制による職域、職能団体からの党員の継続率が減少したこと等に起因して、党員減を余儀なくされましたが、県会議員団会議、組織委員長会議等を開催し、党員増強についてそれぞれお願いを致しました結果、八月末日締切時、六万五千六十六名となりました。〔後略〕

242 〔第 58 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1989・3・27

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『第 58 回自由民主党静岡県連大会資料』、4～5 頁

党情報告

幹事長 前芝 文治

〔前略〕次に組織・広報について申し上げます。

党組織強化につきましては、党機関、支部組織をあげて展開し、特に各種友好団体にもご協力を願った結果、参議院議員選挙比例代表制に伴う職域、職能団体を中心とした党員増強運動が実を結び、わが県連の党員は一一五、七四二名と県連史上最高の党員確保が達成されました。〔後略〕

243 〔第 60 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1990・3・27

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『第 60 回自由民主党静岡県連大会資料』、3～5 頁

党情報告

幹事長 石井 茂

〔前略〕次に県政について申し上げます。

平成二年度予算編成に当りましては一九九〇年代のスタートを切る予算となり来るべき二十一世紀に向けて大事な予算でありますことから、政調会を中心に積極的な対応を図る

とともに予算編成に取り組んだところであります。〔中略〕

予算内容といたしましては、産業の基盤や県民生活の基盤となる社会資本整備が、緊急の課題であることから公共事業はもちろん県単独事業についても積極的な確保に努めたところであります。特に、枠設定事業は、元年度予算を百億円上回る五七〇億円設定致しましたほか、リゾート構想、空港、音楽堂、第二東名自動車道路やこれに関連する高規格幹線道路や関連アクセス道路の整備などを中心として、社会資本の整備に取り組んだところであります。

また、県勢の一層の発展を図るためには市町村と一体となった事業の推進が重要であることから、市町村振興資金の増枠、市町村の用地先行取得への貸し付け制度の創設をするほか、日本一の地域づくり、市町村健康づくり事業の創設など、市町村の一層の活性化を図るための施策の展開に努めたところであります。〔中略〕

次に、組織・広報について申し上げます。

わが党県連の党員は、現在七八、九四七名であります。これは党費徴収時期が参議院選挙と重なったことや、党員による総裁予備選挙が実施されなかったこと、更には参議院比例代表制による職域・職能団体からの継続率が減少したことによって、昨年より党員減が生じました。〔後略〕

244 〔第62回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1991・5・13

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第62回自由民主党静岡県連大会資料 平成3年度』、2～5頁

党情報告

幹事長 宗 彦九郎

〔前略〕最初に選挙関係について申し上げます。

県議会議員選挙に関しては、わが党の政治基盤を磐石にして激動の九十年代を乗り越えていくため、必勝の決意のもと昨年十一月候補者選考の五原則を設定致しました。そして保守系候補の乱立防止を図り、県連と支部が協調して、早期にしかも厳選な選考作業を実施し、わが党の候補六十名で選挙戦に突入致しました事は、各位ご承知の通りであります。

その結果、わが党は、三十一選挙区中、十選挙区は無投票当選、残る二十一選挙区においては激戦が展開されましたが、党員、党友各位の熱心なご支援ご協力をいただき、当選者は四十五名と前回選より一名増やすことができました。〔中略〕

続きまして県政の主要課題につき若干ご説明申し上げます。

まず、空港の整備についてであります。静岡空港の実現は、本県の悲願でもあり、国の「第六次空港整備五ヶ年計画」に採択されるべく、県としても、全力を傾けております。この第六次五ヶ年計画は、本年秋頃に「航空審議会」の答申を経て、閣議決定が行われる予定となっており、まさに正念場を迎えております。

党としても空港実現に向けて引き続き、最大限の努力をしてまいる考えであります。

次に、高規格幹線道路の建設推進についてであります。

第二東名自動車道につきましては、昨年八月、建設省から木県に係る長泉町から引佐町まで一三四kmの通過位置、現東名自動車道との連絡箇所、インターチェンジ設置箇所が示され、建設に向かって大きな一歩が踏み出されました。また、県におきましても、県下二十一市町村で地元説明会を開催し、都市計画決定を進めるため関係機関との調整など、市町村と一体となった取り組みをしているところであります。長泉以東の路線の早期決定と併せ一日も早く事業着手されるよう、国をはじめ関係機関に対し、党としても強力に働きかけてまいりたいと存じます。〔中略〕

さて、次は組織広報であります。

立党以来県政を担う責任政党として、県民の負託に応えるため幅広く組織活動を展開してまいりました結果、昨年の党員数は、七万百十四名で全国第七位の党員数であります。党員継続率七十九％で全国的にも高水準を確保を出きましたことは、党勢拡大と党費徴収にご尽力されました支部幹部の皆様のお蔭でございまして深甚なる敬意を表すとともに、日常活動を通じ、尚一層党勢拡大の輪を拡げて行くようお願いする次第であります。〔後略〕

245 〔第 63 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・組織委員会活動方針〕

1992・3・30

『自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 63 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 4 年度』、2～6、20、23 頁

党情報告

幹事長 佐塚 重義

〔前略〕まず最初に県議会におけるわが党県議団は、昨年の組織県議会時には四十五名でしたが、その後九名の議員が所属支部或いは、県議団の了解を得て、入会され、現在五十四名が党県議団として活動しているところであります。〔中略〕

次は、昨年十月二十七日執行された総裁選挙であります。わが党は立党以来、党の近代

化と党改革にたゆみない努力を重ねてまいり、とりわけ総裁の選出にあたっては、公選制度を採用してまいりました。今回は全党員・党友の直接選挙による新制度のもとで行われました。県内では七十五か所に投票所が設けられ、各支部役員の方々の格別なご協力のものと「聞かれた政党の開かれた総裁選挙」が正々堂々と実施されたのであります。

結果は、ご案内のように第一回投票で宮沢候補が過半数を越える票を得て第十五代総裁に決定致しました。県内各投票所毎の得票数は、別表〔略〕の通りであります。尚、総裁選終了後党本部に対し、地方の持ち票を国会議員と同数に増加願いたいと、静岡県連として申し入れたこともご報告致します。

次に本年七月執行予定の第十六回参議院議員選挙についてであります。現在の参議院は、内外情勢が歴史的な変革をとげ、これに対する迅速かつ的確な対応が求められているにもかかわらず、与野党逆転の中での厳しい国会運営を余儀なくされており政府の政策推進に大きな障害となっております。わが県連といたしましてもこの国会情勢を是正すべく二議席確保の至上命題に向って候補擁立に努力を重ねてまいりましたが、党本部とも、数回にわたり協議し、その結果去る三月十九日の役員会において、現在の政治状況に於ては二候補擁立は断念することとなりました。〔中略〕

次に、県政の主要課題についてご報告申し上げます。

まず、空港整備についてであります。官民挙げてのご支援ご尽力によりまして、昨年十一月、国の「第六次空港整備五か年計画」への組み入れが実現したところであります。〔中略〕

次に第二東名自動車道建設推進についてであります。昨年十二月、本県に係る長泉町から引佐町までの間が整備計画区間に格上げされ、二月には日本道路公団静岡調査事務所が開設されるなど事業化に向けて大きく前進したところであります。〔中略〕

次に組織広報について申し上げます。

党組織強化につきましては、支部組織、青年婦人組織の拡充など、幅広く果敢な活動を展開し、特に各種友好団体にもご協力を願いました結果、参議院議員選挙比例代表候補を支援する職域、職能関係者を中心とした党員獲得運動が実を結び、わが県連の党員は一二六、四八四名と県連史上最高の党員確保が達成されました。〔中略〕

広報活動につきましては、政策や活動を伝えるため、広報版が千か所県下に設置されております。「写真ニュース」や「自由新報」の貼布などご尽力を頂いております関係各位に謝意を表します。又、党の機関紙誌「自由新報」、「月刊・自由民主」「りぶる」の購売拡大運動にもご協力賜わりお礼申し上げます。

〔中略〕

組織委員会活動方針（案）

平成三年度のわが党県連の組織は、県下各支部の皆さんの努力と比例代表関連の協力も得て、八月末の党員数は、継続六万三千九百五十六名、新入党員六万二千五二八名、計十二万六千四八四名となり、昭和三十年静岡県連結成以来最大の党員数となり県連を支える大きな力となっている。〔後略〕

246 〔第64回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1992・6・30

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会『第64回自由民主党静岡県連大会資料 平成4年度』、4頁

党情報告

自由民主党静岡県支部連合会 幹事長 佐塚 重義

〔前略〕次に党組織であります。

昨年は、支部の皆さんをはじめ、参院比例代表候補との関係もありまして県連結成以来最高の十二万六千余名の党員を擁することができましたが、本年六月二十六日現在党費納入者は四〇、七六七名であります。選挙と重なって大変ご苦勞をおかけ致しますが、党員継続と更なる組織拡大にご尽力を賜りたく切にお願い申し上げる次第であります。〔後略〕

247 〔第65回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1993・3・22

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第65回自由民主党静岡県連大会資料 平成5年度』、5～6頁

党情報告

幹事長 佐塚 重義

〔前略〕県政を担う責任与党として、県民の負託に応えるため幅広く組織活動を展開してまいりましたが、参議院比例代表候補を支援する職能、職域団体の党員継続率が低下し、昨年の党員数は八七、七三六名となりました。〔中略〕

又、わが党は結党以来、女性支持層の組織化に努めてまいりましたが、現在女性の多岐にわたるめざましい活躍に対応して、党本部では「婦人局」を「女性総局」に改めましたので、県連におきましても女性組織の拡大強化と地位向上に努力することにしております。そのため、お手許の資料の通り、県連規約を改正することといたしましたので、ご了承をお願いいたします。〔後略〕

第2項 日本社会党

248 〔1976年12月総選挙闘争の総括〕 1976・12・26

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「第50回臨時大会」

総選挙闘争の総括

はじめに

一区全域、二区の勝間田清一の落選、全県の得票率の後退という事実からみて、この総選挙は、日本社会党静岡県本部にとって敗北であつた。

この敗因を可能な限り明らかにし、総選挙につづく参院選と、中間地方選挙においてその敗因を克服し勝利へと結びつけていくことが、総選挙斗争総括の中心です。

I 総選挙をめぐる情勢と得票結果の特徴について

- 1・〔前略〕総選挙の結果は、全国的には自民党と共産党の後退、社会党の現状維持、公明・民社の前進という「中道」勢力の前進を示しました、このことは、自民党の単独政権にとってきわめて不安定な状況をむかえたことを示しています。

本県においては、社会党・共産党の後退、公明・民社の前進、新自由クラブの登場という状況を示しました。〔以下略〕

- 2・静岡県において、勝間田・勝沢の現職の敗北、結党いらいはじめて第一区が空白となり、得票率（18.3%）は1963年の総選挙いらい低落しつづけ、1949年総選挙の大敗北（13.5%）につぐものであつた。

全県的にみて、社会党の得票率が1%減少したが、自民党の得票率は自民党結党いらいはじめての過半数を割り46.7%と減少した。

しかし新自由クラブの登場で保守票は前回と同率を維持しています。

民社・公明がそれぞれ得票を伸ばし、民社・公明の合計得票は社会党の得票率をはじめて上廻るにいたつた。

- 3・一区は、勝沢7位、小長井8位で落選し、社会党が知事候補に擁立した永原が新自由クから出てトップ当選し、低落傾向にあつた自民党を前回得票率55.2%）カバーし保守の得票率59.8%に伸ばした。

二区は、渡辺は勝利したが勝間田が敗北し、得票3.8%減らし逆に民社党が企業ぐるみ反創価学会の宗教関係者に票を伸ばしトップ当選で前回の得票率（9.8%）を一挙に15.5%に伸ばした。

自民党の議席数は同じで得票率はわずかに減少しました。

三区は、社会党の得票率を1%へらし、民社党が前回の得票率（17.7%）を23.2%にふやし、共産党も前回の得票率（8.7%）を、10.4%に増やした。自民党は得票率を6.2%へらした。

249 統一自治体選挙闘争の総括についての案 1979・6・3

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「第57回県本部定期大会 一九七九年六月三日、県評〔会〕館」

統一自治体選挙闘争の総括について案

はじめに〔略〕

1 候補者の選考について

（1）早期にスムーズに決定するために

選挙に勝利するための最初の条件は、候補者を早期にスムーズに選考するという原則に立って、県会議員候補の公認申請のとりくみについて第52回県本部定期大会（1977年4月10日）において方針を決定し、選考作業を開始しました。

告示前1年余の準備期間をおくことをめざして作業をすゝめた結果、1977年12月までに、総支部の申請にもとづいて、県本部として10選挙区11人の公認申請者を決定し、1978年4月15日の第55回県本部臨席〔時〕大会までに14選挙区16人の公認申請者を決定しました。〔以下略〕

（2）無投票選挙区の増大について

今回の県議選において、無投票区が郡部11区のうち8区、市部21区のうち10区に及びました。

社会党が立候補することができずに無投票になった選挙区について、社会党の責任を自覚し、同時に、磐田郡において川合勇氏を擁立してたゞかって躍進したことを教訓として、次回のとりくみを強めます。

無投票区が多くなった背景には、「選挙にひどく金がかかる」ようになったこと、そして、自民党側が、候補者の調整はおろか、ポスターから選挙車にいたるまで、調整するという動きがあることも見逃がすわけにはいきません。

これまでの選挙に比べても社会党の公認候補者が最も少い選挙となり社会党候補の空白区が複数区においても4区もあったことは、この次の選挙において克服すべき第1の課題であります。

〔中略〕

2 政策と公約について

第52回定期大会の決定をうけて、県会議員団が中心になって、県本部政策審議委員会の2年に近い討議ののち「県政改革の政策プログラム」を策定し、本年2月中旬に公表しました。

県会議員選挙においては、全体的にみて、各候補ともこの政策プログラムにもとづいて政策宣伝と公約をまとめてきました。

〔中略〕

3 得票の分析について

(1) 県議会の議員を2人ふやし、県会における社会党議員の構成比を14.6%に対して16.6%にふやしました。

(2) 得票率についてみると、社会党は、前回24人の候補で19%でしたが、こんどは、16人の候補で16.7%で、2.3%の減になっています。

候補数がちがうので、機械的な評価はできませんが、横バイというところですが、県会における議員比率と得票率からみて、1967年レベルに近づいていることからみて長期低落傾向にハドメをかけていますが、脱したとはいえません。

長い横バイ状況の中にいます。

〔中略〕

(4) 市会議員選挙の結果について

34人の候補者で32人当選し、前回当選者に比べても、1名を減らしました。〔中略〕

(5) 町村会議員選挙の結果について

今回、公認10名、党員で推せん7名が立候補し、公認10名、党員で推せんの6名が当選しました。

他に推せん5名は、全員当選しました。〔中略〕

(6) 県会議員の得票数と市会議員の得票数とを比べて、社会党支持勢力の固定性をみますと、清水73.6%、浜松57.8%、沼津68.8%、静岡50.4%、富士37.8%となっています。

他党の数字を拾ってみると、公明党が静岡102.7%～浜松77.6%の間にあり、共産党は静岡の101.7%から沼津の64.8%の間にあります。〔後略〕

250 知事選挙闘争のとりくみの経緯と社会党県本部の態度 1979・6・3

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「第57回県本部定期大会 一九七九年六月三日 県評〔会〕館」

日本社会党静岡県本部

1・知事選挙にとりくむ基本姿勢について

（1）52 回定期大会の決定について

昨年（昭和55）の4月10日に開催した、第52回定期大会において次のように決定いたしました。

- 1・社会党県本部は全野党に呼びかけて「1980年代・革新静岡県政の基本政策」を共同討論を通して作成します。
- 2・この基本政策を支持する政党・労働組合のほか各層の民主団体を結集し、県内における“反独占反自民の統一戦線”の形成をめざします。
- 3・この県内における“統一戦線”の形成のうえにたち、来る知事選挙、統一地方選挙について全面的な協力態勢をつくり選挙をたたかいます。

（2）静岡県知事選挙にあたっての政策大綱（社会党案）を提案。

山本県政の4年間の評価、革新県政の基本政策について、社会党県本部は昨年来すすめてきた社会党の県政綱領の事務局案に準拠して、知事選挙にのぞむ政策大綱をまとめました。（別紙参照〔略〕）

2・知事選共闘をめぐる経過について

（1）党機関の対応について

〔前略〕この折衝は、県本部機関、県議会、国会、労働組合などの段階でのいわば重層的、多角的なすすめ方をして来ました。

社会党県本部は、この知事選対策のため毎回の執行委員会は当然のことですが、県本第11回県委員会（12月11日）、国会議員県議会議員合同会議（12月17日・富士市）、労組党員協（1月14日）、国会議員、県議団三役支持団体代表合同会議（3月4日）などを開催して対応してきました。とくに第11回県委員会は次のように決定しました。

- 「1・52回県本大会決定どおり1980年代の革新県政を樹立する展望をもつて対処する。
2・まず全野党によびかけ政策の一致を前提に可能な共闘を組みます。
3・したがって保革連合は組まず、候補者は広く県民を結集する立場から純粋な革新候補の選考に務めます。」こうした立場から野党折衝をすすめました。

全野党と折衝をすすめた結果、結局、共闘の可能性は共産党とのみとなつた本年4月15日に第55回県本部定期大会を開催し、「県評はじめ県民団体で構成する各界連絡会議が擁立する知事候補者」を社会党は推せんし政党としての責任において革新統一の知事選挙にとりくむことを決定いたしました。

（2）公明党との関係について

現執行部になつてから6回にわたつて公明党県本部三役と社会党県本部三役との間で会談をひらきました。

第1回（昨年4月・参院選中心に）

第2回（昨年7月・清水市長選中心に）

第3回（昨年11月・富士市長選を中心に）

第4回（本年1月・知事選を中心に）

第5回（本年2月・知事選を中心に）

第6回（本年5月・知事選、県議補選を中心に）

この間には、1月下旬の段階を中心に、国会における委員長・本部長会談県会における副委員長会談、県議団長による折衝、そして支持労組と公明党との折衝などをもつて来ました。

公明党との間では、2月3日の第5回会談の際に、両党とも共斗の候補者を提案できないとの結論になり、独自の対応をしあうことを確認いたしました。

（3）共産党との関係について

共産党県委員会とは富士市長選挙のとりくみ過程で非公式な折衝はあつたが、公式会談は第1回は、本年2月15日以降6回の公式会談と、2回の政策協議の会談をつみかさねました。

4月14日の第3回会談、4月16日の第4回会議で、各界連絡会議方式について基本的に合意に達しましたが、4月18日に共産党県委員会が突如として社会党に申入書を提出し、記者会見という突発事件が発生し、4月27日の第6回会議において共産党が、みづからの行為に対して「遺憾の意を表明」して、再び各界連絡会議方式の知事選の推進について確認がなされ、県評の努力によつて態勢づくりを急速に進展いたしました。

（4）民社、新自由クラブとの関係について

斎藤委員長が、国会においてそれぞれ折衝を行い、両者ともに、現知事を支持するとの意思表示をうけ、今次知事選挙については共闘の条件がないと判断しました。

（5）各界連絡会議の組織化と統一候補の選考をめぐつて

4月29日・各界連絡会議の中心になる県評、自治労、平和委員会の3者と社会党、共産党の5者が打合せ会を開く。基本方針等の意見交換を行う

5月4日・5者の実務者の打合せ会。会則、結成総会のよびかけ文、組織方針、役員などについて意見交換。

5月9日・第1回準備会。準備会発足。

この日に向けて連日、小笠原氏擁立の努力するが〔ママ〕、この日正午に診断書が発表され、小笠原氏の擁立を断念する。

5月16日・第2回準備会。候補者選考（松本氏）をなおすすめることを確認。

5月18日・第3回準備会。松本氏の不出馬にともなつて革新統一の知事選の推進を全員一致で断念を確認。

3・知事選挙に望む社会党の態度について

- 1・山本県政4年の評価は、不況を生みだした自民党政府に従属した 自民党県政 であり、日本社会党静岡県本部は反自民反山本の立場を堅持します。
（山本県政に対する社会党の評価と、今時知事選挙にのぞむ政策大綱は別紙「知事選挙にあつての政策大綱・社会党案〔略〕」参照）
- 2・反自民反山本の立場から、革新統一候補の擁立のために最後まで努力して来たが、不成功に終わったことを、革新を支持する県民の皆さんに心よりおわびいたします。
- 3・山本知事が無所属から出馬するが、自民党員の自民かくしであり、不況を生みだした自民党政府に従属する県政を志向していることは明らかであり社会党は山本知事を支持できません。
- 4・共産党の田代氏は、すでに、「新しい民主県政をめざす各界連絡会議準備会」と社会党と共産党との間で、「田代氏は知事候補の対象たりえない」と全員一致で合意した経過からみても社会党は推せんできません。
- 5・したがって、社会党静岡県本部は、今時知事選挙にあつては、「白紙投票を含む自主投票」をもつて臨みます。〔後略〕

251 〔日本社会党静岡県本部 総支部・支部、支持団体代表者会議議案〕 1982・5・29

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「総支部、支部、代表者会議 1982・5・29 国〔鉄〕職員センター」

◇県知事選挙について

1. 候補選考の主な経過（日誌）
2. 候補選考の経過説明
3. 知事選挙に臨む態度

- 1 候補選考の主な経過（日誌）〔略〕
- 2 候補者選考の経過説明

- (1) 党県本部は「自民党公認の山本知事3選を阻止し、県民参加の民主県政の実現のために、反自民全野党の力を結集して、知事選挙をたゝかうことを基本とします。野党共闘が実現しない場合は、党より独自候補を擁立してたゝかいます」（第65回定期大会決定）を基本方針として知事選挙対策をすゝめてきました。

前回、無所属の山本知事が、自民党公認で出馬することは、県民と社会党に対する挑戦であり、高まる反自民・反山本の声にこたえる党の責任が、ますます重いことを

自覚して、知事選対策特別委員会と県本部執行委員会を中心にとりくんできました。

(2) 全野党共闘の立場に立ってとりくんできましたが、4党が共同のテーブルに着くことが現実には困難である以上、党はまず公明党、民社党と協議を開始しました。

1981年12月22日に、両党に協議開始について申し入れ、県議会段階で同月25日に第1回の協議の場をもち、ひきつづいて、国会段階、県議会段階で、3党協議を重ねつゝ、社会党主導のもとで、佐久田前県教育長、石田前県教育委員長、丸山静岡大学学長等と折衝を行なうなど候補擁立の具体的な努力をしてきました。しかし、丸山氏については、今回は出馬の意志はなく、佐久田、石田、両氏について、3党間の合意にいたりませんでした。

山本知事が、正式に自民党公認で出馬表明の段階をむかえた1982年3月19日の、3党協議の場において、公明党の代表から「今後、山本知事に対抗できる候補者の擁立について見通しが困難であると判断をせざるをえない」との発言があり、この時をもって、知事候補の擁立をめぐる3党決議は、事実上中断することになりました。〔後略〕

252 〔日本社会党静岡県本部 1987年度運動方針 第75回定期大会議案〕 1987・6・28

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部「第75回県本部定期大会 1987・6・28 静米会館」

日本社会党静岡県本部第75回定期大会・経過と総括

衆・参同日選挙の総括〔案〕

日本社会党静岡県本部執行委員会

〔前略〕

2 得票結果の分析

〔1〕全県的にみて

静岡県の参議院選挙区において、戦後初めて第1位の当選を果し、完勝いたしました。この勝因を明らかにし、今後の選挙闘争に生かしていきます。

参議院選挙区の得票目標は、方針では82%の投票率で63万票の獲得をめざしましたが、得票結果は73%の投票率で618,669票を獲得しましたので、得票目標を十分に実現しています。

参議院の本県の得票率は、前回(1980年)の31.7%を、今回34.29%に上昇させ、2.92%を伸ばしました。

しかし、衆議院選挙において、現有3議席のうち1議席を失ったことは、党県本部にとって大きな反省点であります。

衆議院の得票率は、前回 17.1%が、今回 15.1%に下降し、2%を減らしました。

党勢の評価は、政党間で激しく競う衆議院選挙で測られる〔ママ〕ますので、1955年以來、今回最低の得票率を（1980年も同率）記録したことは、その原因を明らかにし克服することを要します。

参議院比例代表選挙の本県の得票率は、前回（1980年）15.3%が、今回 15.1%に下降し、0.2%減らしました。1970年代からの低迷状態を脱していません。

〔2〕衆議院選挙区別にみて

〔前略〕衆議院選挙では、準備段階の著しい立ち後れと、自民党の総力による攻勢にあいました。1区は前回1位が今回3位になり得票率も前回 15.2%が今回 14.8%になりました。2区は候補者の交代がありましたが前回2位が今回4位になり得票率も 19.5%が今回 16.0%になりました。3区は前回2位が次点になり得票率も 17.1%が今回 14.6%となりました。それぞれの選挙区で得票率を落としました。減少しています。〔中略〕

〔3〕市町村別にみて〔略〕

〔4〕全国におけるわが県本部の位置

得票率でみた全国におけるわが県本部の位置は、参議院選挙区は第2位（2人区 15県のうち）、衆議院は全国が 17.7%に対して本県が 15.1%で第32位（前回 33位）、参議院比例代表が全国 17.2%に対して本県が 15.1%で第37位（前回 31位）となっています。〔後略〕

253 〔日本社会党静岡県本部 1989年度運動方針 第79回定期大会議案〕 1989・9・24

社会民主党静岡県連合所蔵

日本社会党静岡県本部「第七九回定期大会 一九八九年九月二四日 教育会館」

日本社会党静岡県本部 1988年度の党務報告と総括

第77回県本部定期大会（1988年4月29日）以降17ヵ月間の党務の経過と総括について報告します。

はじめに

89年度県本部定期大会の開催については、参議院選挙終了後とするという執行委員会の決定に基づき88年度の執行期間は17ヵ月間となりました。この間のわが国の政治情勢はリクルート疑惑に端を発して竹下内閣の総辞職から宇野内閣の発足となりましたが、参議院選挙の惨敗という結果から宇野内閣も極めて短命にて総辞職となり、さる8月7日招集の第115臨時国会における首班指名の結果、海部内閣の成立となりました。

わが党はこの間、一貫して衆議院解散・総選挙あるいは憲政の常道に従って野党に政権を移譲すべきと主張し続けてきました。今後、政局は消費税廃止問題をめぐっていよいよ緊迫の度を加え、衆議院解散・総選挙も間近になるものと予想される状況になっています。わが党は、過日の参議院選挙における大躍進の結果、自民党を過半数割れに追い込み保革逆転を果しましたが、来るべき衆議院選挙においてもわが党の躍進を中心に保革逆転、野党連合・土井内閣の成立に向けて決意を新たにす極めて重要な時期にあることを銘記すべきであります。

以下、参議院選挙闘争を中心に経過と総括について報告します。

I、選挙闘争

1、参議院選挙の総括

1、選挙の意義と主張及び政策〔略〕

2、たたかひの経過とその結果

(1) 候補者擁立が遅れていましたが、県本部は3月3日の執行委員会において桜井規順氏の擁立を決定し、3月7日立候補声明、3月9日党公認として正式決定しました。

(2) 一方、政治情勢は消費税反対、リクルート疑惑徹底究明を求める国民世論が全国的に高まり、自民党に対する政治不信は従来になく強く、政局はまさに緊迫する度合を深めています。

〔中略〕

(5) 細部にわたる運動について省略しますが、この闘いにおいて特徴的に言えることは

①県同盟が6月15日に開催した執行委員会において桜井支持を決定し、このことがインパクトとなって県下労働界全体にわたる支持を得たこと。

②同時に民社党が“反自民”“非共産”、公明党が“反消費税”“反自民”“非共産”の立場をそれぞれ明確にし、実質的に桜井氏を支持したこと。

③消費税撤廃静岡業者連絡協議会をはじめ多くの中小企業、商店業界から消費税撤廃の立場で支持を得たこと。

④婦人層からの消費税廃止の代弁者として多くの支持を得たこと。

等々であり、また、こうした人たちの社会党・桜井きじゅん氏への結集が選挙戦を大きく動かしたことも事実です。

〔中略〕

(7) 選挙結果は別紙資料〔略〕のとう〔お〕りです。いづれにしてもわが党は全国的に大躍進し、桜井選対の立場からみれば選挙体制の遅れ、新人・知名度不足、出身労組なしというハンディキャップや、不祥事を乗り越えて当初の目標であった56万票を上廻る563540票（得票率31.46%）を勝ち取り、比例代表区においても560374票（得票

率 32.28%）の支持を得ることができました。〔後略〕

254 1993年8月1日投票 静岡県知事選挙に関する総括（案） 1993

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部

「第八七回県本部臨時大会 一九九三年九月一九日 クーポール会館」

1、経過と情勢について

- （1）斎藤知事辞意表明〔略〕
- （2）緊急県議団会議開催〔略〕
- （3）民社・公明と協議〔略〕
- （4）緊急県本部三役企画合同会議開催〔略〕
- （5）榛村氏に知事立候補要請〔略〕
- （6）民社・公明・自民の動静

6月23日、県庁内で民社・公明両党と三者で、前会談以後の経過を含め、知事候補擁立について話し合った。その中で、社会党は榛村氏、民社党は野口連合静岡会長に係わる経過について説明をした。これに対し公明党は石川氏を推したい旨の話があり、この時点で候補を絞ることは出来なかった。

自民党は石川氏と千野氏の綱引きが党内で始まったことから、候補者擁立については、責任ある県議会議員2名の推薦をもって県連に申請するように推薦方法を明示した。

- （7）執行委員会で榛村氏への再要請を確認〔略〕
- （8）連合静岡から石川氏推薦の要請

同日〔6月25日〕15時30分から、連合静岡の政治委員会・政策研究会の合同会議があり、県知事選挙について、連合静岡から自民党が候補を決める前に石川氏を推したいので、3党とも石川氏を推薦してくれるようにとの要請があった。

これに対し、公明・民社はその場で了承した。しかし社会党としては、午前中の執行委員会で榛村氏を推すことを確認したところであり、この場で受け入れることは出来ないと答え散会した。

- （9）三役・顧問・関係市長懇談会開催

同日17時から県本部三役・顧問・関係市長（元を含む）懇談会を開催し、これまでの経過について説明し、意見を求めた。意見の概要は、榛村氏の擁立に賛成するので、

側面から応援するとのことであった。〔中略〕

(10) 榛村氏と緊急会談〔略〕

(11) 榛村氏と再会談・・・榛村氏立候補断念

6月27日、知事候補者擁立の急激な動きの中で、榛村氏が大社町から帰るのを待って、これまた深夜に掛川市において、青木・長田・寺田が榛村氏と会議した。その結果、「諸情勢を検討した結果、残念ながら今回の出馬は見合わせる」ということで合意をした。

榛村氏の考えは次の通りであった。

- * 自民党も1本化され超党派で県政を盛り上げるというなら歓迎すべきことである。
- * 私を社会党が評価してくれたことに対して感謝している。
- * 私はすでに掛川市長として5期目に挑戦することを表明しているので、その方向を踏まえない。
- * 石川氏はよく知っている。誠実な人柄とこれまでの業績から考え、知事になることに問題はないと考える。
- * この際私からも社会党も石川氏の推薦を検討してくれるようにお願いしたい。

(12) 石川氏から推薦要請…県議員団会議、緊急執行委員会開催…石川氏推薦を決定

6月28日、石川嘉延氏から県本部に対し正式な推薦要請があった。これまでの一連の動きの上にたって、県議団会議と緊急執行委員会を開催し、衆議院選挙公示6日前であるという現実も直視し、榛村氏擁立については残念ながら断念することを確認し、併せて石川氏推薦の確認をし、その旨の記者会見を行った。

県議団会議での石川氏推薦に至った考え方は次の通りである。

- * 我々が擁立に努力してきた榛村氏からも石川氏推薦の働き掛けがあった。
- * 連合から強い要請があり、公・民もすでに石川氏推薦の方向にあるとき、当面の衆議院選挙を初め今後の協力、連携上からも同一歩調を取ることが好ましい。
- * 石川氏からも推薦要請があり、無所属で幅広い立場で県政を進めたいということや地方分権など社会党と同じ考え方が表明されていること。
- * 石川氏の静岡県政にあった当時の態度や姿勢について、その評価は悪くない。

執行委員会での確認事項は次の通りである。

- * 石川嘉延氏を知事候補として推薦する。
- * 榛村掛川市長の擁立が、多くの県民や党員の期待にも拘らず実現出来なかった事は残念であった。後日改めて総括を行う。
- * 本日石川氏の基本姿勢は口頭で聞いたが、文書による政策協定あるいは政策合意を大至急進める。〔中略〕

(13) 石川氏と政策協定〔後略〕

第3項 公明党

255 〔公明党静岡県本部 第13回党静岡県本部大会提出議案〕 1982・12・12

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第13回党静岡県本部大会提出議案』、55～60頁

第三号議案 活動報告（案）

〔前略〕

（一）具体的活動

（1）組織局

一、統一外選挙の結果

第十二回党県本部大会以降、本年十月までの選挙戦の結果についてご報告いたします。

五十七年一月	菊川町	一名
五十七年四月	藤枝市	二名
五十七年十月	河津町	二名
五十七年十月	裾野市	二名

以上二市二町で七名全員当選という、みごとな勝利を収めることができました。

その結果、県本部議員数は

衆議院議員	一名
県議会議員	五名
市議会議員	五十九名
町議会議員	三十七名（含推せん）
村議会議員	三名（含推せん）

計一〇五名であります。

二、日常活動の推進

（1）党支部会、学習会の開催

第十二回党県本部大会以降、今日までの党活動は大会決定の活動方針にもとづき、活動を展開してまいりました。支部建設の基本方針である「常在選挙の三項目」への取り組みは活発に展開され、とくに組織づくりの柱となる党支部会、学習会は車の両輪として、さらに充実してまいりました。

（2）市民相談、くらしの相談

市民相談、くらしの相談は、地域社会の問題解決の有力な手段として、広く知られてきており、一層の充実の方向で進んできております。

五十七年一月から九月までの市民相談、くらしの相談は次のとおりです。

受理件数 二一,五六一件

処理件数 二一,一一三件

処理率 九八%

次に法律相談は 二一一件〔後略〕

256 〔公明党静岡総支部 第14回党静岡総支部大会提出議案〕 1984・5・30

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡総支部『第14回党静岡総支部大会提出議案』、22～23頁

第二号議案 活動報告（案）

〔前略〕

（一）具体的活動

（1）組織部

一、第三十七回衆議院総選挙の結果について

第三十七回衆院選挙は、与野党伯仲の再現か、自民党安定多数の継続かをめぐって争われましたが、その結果は公明党が前回より二十五議席を伸ばし結党以来最高の五十九議席の獲得と大幅な得票増を果たしました。静岡県においては、一区は民社党が公明党公認候補を推薦し、三区は公明党が民社党公認候補を推薦する選挙協力を行い、その結果一区は、藪仲義彦氏が、九九、一八八票を獲得、得票率二四%、前回より五二七票増で、みごと当選いたしました。三区は民社党の阿部基雄氏が新人ながら公明党の強力な支援で当選いたしました。

二、第十三回参議院通常選挙の結果

比例代表制が導入されて初めての選挙戦となった第十三回参議院選挙で、わが党は、比例代表制の長所を最大限に生かすことで党への理解を広める選挙戦を進めました。その結果「知性と良識の府」にふさわしい各専門分野における第一人者を名簿に登載することになったものです。選挙結果は、比例代表選挙においては、旧全国区改選議席九議席に対して八議席を獲保し、選挙区選挙に対しては、改選議席五議席に対して六選挙区六人が当選し、厳しい選挙情勢ながら、改選数の十四議席を確保することができました。比例代表では、得票数七百三十一万四千四百六十五票、得票率十五・七%という、過去最高の記録を更新する結果を勝ちとることができました。静岡県における公明党得票数は、二十万七千二百一十一票、得票率十四・〇七%、また、静岡市においては、二万五千百九十八票、得票率十四・九%という結果でありました。

三、第十回統一地方選挙の結果

第十回統一地方選挙は、八三年政治決戦の緒戦として、極めて重大な意義をもつ選挙戦でありました。わが静岡県本部の統一地方選挙の結果は次のとおりであります。

県議会 二人中二人当選
市議会 六人中六人当選〔後略〕

257 〔公明党静岡県本部 第15回党静岡県本部大会提出議案〕 1984・12・23

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第15回党静岡県本部大会提出議案』、61～65頁

第三号議案 活動報告（案）

〔前略〕

（一）具体的活動

〔前略〕

（5）婦人局

「国連婦人の十年」の最終年を翌年にひかえた五十九年は、「婦人差別撤廃条約」の早期批准を促進させるため、この条約の社会的意義なども学び、環境づくりに全力で活躍してまいりました。

また、自己の資質向上に励み、地域の発展と、住民の信頼を築くため、全力で取り組んでまいりました。以下具体的な活動についてご報告いたします。

一、資質の向上を目指す

（1）学習会の開催については、四月各総支部別に、雇用平等法および、婦人パートタイマーの労働条件改善について学習を行い、また、地域においては、救急医療体制の勉強会、ならびに婦人党员と、婦人委員との懇談を行い具体的活動について検討するなど、資質の向上を図ってきました。

（2）「第九回婦人党员の集い」を十一月二十七日、清水市民文化センターにおいて、代表六百名が集い、五十九年度活動報告、六十年活動方針が発表され、盛大に行われました。

二、公共施設の見学

各総支部別に公共施設を見学しました。下水処理場、清掃工場、防災センター、博物館、工芸センター、働く婦人の家、ならびに福祉施設などの見学を行い、終了後検討会を開き、各種の意見を行政に反映してまいりました。

三、日常活動の推進

- (1) 公明新聞の拡張運動を行い市民相談もあわせて推進しました。
- (2) 男女雇用均等法に関する署名運動と、二千五百世帯の地震に対するアンケート調査を行いました。さらにカーブミラーの清掃、小・中学校の通学路の点検、老人ホームなどの慰問を行いました。

四、婦人問題協議会の充実

清水市婦人問題協議会第四回総会が、三月二十一日盛大に行われ、活動報告が行われました。〔後略〕

258 〔公明党静岡県本部 第18回党静岡県本部大会提出議案〕 1987・12・20

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第18回党静岡県本部大会提出議案』、60～62頁

第三号議案 活動報告（案）

〔前略〕

（一）具体的活動

（1）組織局

一、第十一回統一地方選挙の結果

“売上税選挙”といわれた第十一回統一地方選挙において、わが静岡県本部は、県議選、市議選、町村議選で七十七人中、七十四人が当選することができました。これもひとえに党员・支持者の皆さま、なかんずく創価学会の会員の皆さまの熱心なご支援の賜物であり、心から厚くお礼申し上げます。

また、労働組合や各業界の方々にも積極的な応援をいただき、心から感謝申し上げます。

その中で残念ながら県議選で二人、町議選で一人の落選を出し、せっかく献身的なご支援をいただきながら、勝利に結びつけることができなかったことは、その地域の方々に大変申し訳なく、心からお詫び申し上げます。〔中略〕

わが静岡県本部の統一地方選挙の結果は次の通りであります。

県議選	七人中五人当選
市議選	四十三人中四十三人当選
町村議選	二十七人中二十六人当選（推せん一人）

以上、七十七人中七十四人当選という結果でありました。〔後略〕

259 〔公明党静岡県本部 第22回党静岡県本部大会提出議案〕 1991・12・15

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第22回党静岡県本部大会提出議案』、29～31頁

第三号議案 活動報告（案）

〔前略〕

具体的活動

（1）組織局

第二十一回県本部大会以降平成三年四月に統一地方選挙が行われ、その結果は次の通りであります。

一区

県議	二人中二人当選
市議	十四人中十四人当選
町議	五人中五人当選

二区

県議	一人中一人当選
市議	二十人中二十人当選
町議	十人中九人当選
村議	一人中一人当選

三区

県議	一人中一人当選
市議	八人中八人当選
町議	五人中四人当選

以上県市町村で六十七人が立候補し、六十五人が当選し、残念ながら二町で二議席を失う結果となっています。〔後略〕

260 〔公明党静岡県本部 第24回党静岡県本部大会提出議案〕 1993・12・19

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第24回党静岡県本部大会提出議案』、25～26頁

活動報告

〔前略〕

具体的活動

(1) 組織局

一、七月の衆議院選では、県民の皆さんの支持を得て、一区において新人の大口よしのり氏が過去最高の一〇三、〇五六票を獲得し、見事初陣を飾ることができました。

〔中略〕

第二十二回県本部大会以降の統一外選挙の結果は、

平成五年三月 大東町 一名中一名当選

平成五年九月 長泉町 二名中二名々

平成五年九月 雄踏町 一名中一名々

以上三町で四名が立候補し、四名全員が当選しました。〔後略〕

第4項 日本共産党

261 静岡県参議院選挙での共同闘争の協定書 1977・5・31

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県委員会「選挙（共闘）一九七八・知事選」

日本共産党静岡県委員会と日本社会党静岡県本部は、第十一回通常参議院静岡県選出議員選挙と地方政治での共闘の強化について次の点で合意に達し、共同闘争をおこなうことになった。

一、両党の中央で確認された政策協定とともに、静岡県民の国政への要求にもとづく別紙の政策協定にもとづいて共同闘争をすすめる。

二、候補者は、勝又武一氏を推せん候補とする。

日本共産党の山田洋氏は立候補をとりやめる。

勝又武一候補が当選した後は、両党が協定した政策にもとづき、国会内外で活動する。

三、1. 社会党は、県内で日本共産党加藤進全国区候補に協力する。

2. 次期県知事選挙において無党派革新の統一候補で共闘する。

なお以上は、共産党中央委員会と社会党中央執行委員会が承認するものとする。

一九七七年五月三十一日

日本共産党静岡県委員会

日本社会党静岡県本部

262 県政革新の共闘について 1978・3・20

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県委員会「選挙（共闘）一九七八・知事選」

県政革新の共闘について

一九七八年三月二十日

日本共産党静岡県委員会

（一）日本社会党静岡県本部と日本共産党静岡県委員会は三月十七日、県知事選挙の共闘問題について協議し、きたるべき県知事選挙を、大企業本位の自民党県政を打破し、働く県民本位の明るい民主県政を実現していく重要な闘いとして位置づけ、県下の全民主勢力、政治の転換をねがう全県民にひろく結集をよびかけ、県政革新の共闘を実現するよう共同して全力をつくすことを確認した。

（二）自民党政治がつくりだした深刻な経済危機、受験地獄と青少年非行化など教育の荒廃、沼津今沢や東富士での米軍演習の激化など、県民生活を取りまく情勢は、政治の根本的転換をつよくもとめている。

山本知事の無所属立候補の動きなどもつたえられているが、自民党政治にたいする県民の批判をそらし、一部野党の抱き込みで県民の闘いの分断をはかる卑劣な策動であり、かりに一部野党との連携という事態になったとしてもなんら県政の革新を意味するものでなく、自民党県政の継続となることは明らかである。

わが党は、働く県民を主人公とする真の民主県政の実現をめざし、「憲法をくらしにいかし、公正、民主、平和の県政を」基本に、県民各層の要求にこたえる政策協定を早急に確立し、これを土台に全民主勢力の結集をはかるよう全力をつくすものである。

（三）県下の民主勢力は、すでに富士、沼津など共闘の力で革新市政を実現し、住民本位の政治を発展させてきた実績をもっている。

われわれは、これら県下での共闘の経験をいかし、正しい共闘の諸原則のもとに、県下の全民主勢力、県政革新をねがうすべての人びとを広く結集する共闘組織をつくり、民主県政にふさわしい清潔で民主的な無党派の候補者をみんなで選び、みんなで擁立することを基本方針に、共闘実現のため全力をつくす方針である。

わが党は、この方向に賛同するすべての団体、個人のみなさんの結集を心からよびかけ、労働組合はじめ県下民主勢力のみなさんが七月の知事選挙をめざす県政革新の闘いについての討議をただちに開始され、結集されるよう心から訴えるものである。

以上

263 〔県議会運営に関する日本共産党県議会議員団の提案〕 1979・8・1

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県議会議員団『静岡県政資料』NO3-2、1979・10・30、55～56頁

昭和五十四年八月一日

日本共産党静岡県議会議員団

団長 宮城島 忠男

静岡県議会

議長 岡本 弘之殿

県議会が、主権在民の原則にそって県民の意志を反映し、県民にひらかれた民主的な議会運営のため、さる五月二十一日「議会運営の改善について」の提案を議長宛に提出しました。

しかし、残念ながらこの提案の殆んどが実行されておきませんので、改めて「文書質問」の制度化などを追加提案しますので、よろしくご検討の上実行に移されるよう申入れます。

議会運営改善案

一. 質問について

県の行政について質問することは、県民の信任を得て当せんした議員にとっては、県民の付託に応える本来的な義務である。従って議員の「質問」権は最大限保障されなくてはならない。そのために

1. 本会議における質問について

質問者数は、会派構成員数の比例とせず、希望するものに平等に発言を保障し、代表、一般の区別をやめる。

2. 文書質問について

時間的制約などで、質問できない議員には文書質問を認め、これを会議規則に規定し、制度化する。

二. 質疑について

議案に対する「質疑」は、議事順序として当然行うべきであり、県政一般にたいする「質問」とは切りはなし、会議規則第三十四条通り実施すること。

三. 部局長の議案説明について

議案の部局長説明は、知事説明に引続いて本会議で行い、全員協議会での説明はやめる。

四. 常任委員会について

1. 知事の委員会出席について

知事は、会期中いつでも委員会の要求があれば出席することを明確にすること。

2. 委員長報告、小数〔ママ〕意見者の報告について

委員長報告及び小数〔ママ〕意見者の報告は、本会議で「報告についての質疑」が十分行えるよう予め文書で全議員に配布すること。

3. 委員会の公開

現行の制限公開制を改め、傍聴は自由とすること。

4. 会議録の公開

本会議同様公開とすること。

五. 請願について

1. 趣旨説明について

趣旨説明は、紹介議員とともに請願者の説明も行えるようにする。

2. 請願の規制について

請願権は、県民の基本的権利であり、これを規制する申合せは撤廃すること。

六. 議案の提案について

自治法第一一二条二項以外の議案については、賛成者の連署は不要である。従って会議規則第十四条中の「その他のものについては、二人以上の賛成者とともに連署して」の字句は削除すること。

七. 議会運営委員会について

議会運営委員は、議会の円滑なる運営のため協議する機関であるので、会派構成員の数にかかわらず、すべての会派から参加するようにすること。

八. 意見書について

意見書の提出は、地方自治法で議会に付与された権限であり、これを規制することは自らの口を封ずることで、議会制民主主義の自殺行為である。件数や外交問題を理由に規制することをやめ、積極的に提出するようにすること。

第3節 東富士演習場

264 〔富士営舎地区火災の概要報告書及び富士営舎地区に係る安全対策の確保に関する要請〕 1979・10・19

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県議会議員団『静岡県政資料』No. 3-3、1980・1・10、37～48頁

富士営舎地区火災の概要報告書

1. 事故の発生：昭和54年10月19日13時30分頃台風20号静岡県内通過時暴風雨中に

出火した。

2. 事故の原因：燃料貯蔵袋の北東側（登山道寄り）に米軍の作った遊水池があり、これが台風20号による豪雨のため洪水になり、土堤に沿って流れ、土堤部分及び袋の保護堤が決壊、流出し、同時に袋が下流へ押流された。

その際袋の接続ホースが外れてガソリンが流失すると共に、土堤上方附近に所在したと思われる送油ポンプ車に掛かりながら流れた為、袋が切り裂かれ、同部分からもガソリンが流出し、雨水と共に営舎群の床に流れ込みストーブの火に引火し、火災発生となったものと認められる。

3. 被害状況：（1）人身被害

ア. 死亡 米軍3名

第3海兵師団第4連隊 第2大隊

イ. 負傷 事故直後の収容先

病 院 名	米軍	日本人	計
自衛隊富士地区病院	10		10
御 殿 場 病 院	17	1	18
駿 東 第 一 病 院	4		4
裾 野 日 赤	5		5
吉 田 外 科	2		2
計	38	1	39
治療のみで帰ったもの	8	2	10

※負傷者のうちには上記死亡2を含む。

- （2）建物被害

全焼 兵舎14棟 クリーニング棟1棟 計15棟

半焼 EMクラブ 1棟

窓枠等の一部消失 3棟

4. 演習部隊の一部避難の状況

収 容 先	19日	20日
富 士 学 校	529名	529名
（避難時間）	（19時30分～19時20分）	
滝ヶ原駐とん地	619名	619名
（避難時間）	（17時～17時）	

富士学校及び滝ヶ原駐とん地に収容された兵隊は10月20日営舎地区内に帰り焼跡整理ののち焼失した兵舎の基礎を利用して幕舎建設中。

5. 消防活動の状況

出 動 消 防	車種及び台数		人 員	備 考
米 軍 基 地 消 防	なし		なし	基地消防隊なし
御殿場小山広域消防	指令車 タンク車	1台 1台	6名	捜索救難関係
〃	救急車	1台	2名	
御 殿 場 市 消 防 団	ポンプ車	3台	41名	
滝ヶ原駐とん地	ポンプ車	1台	5名	
富士飛行班消防隊	ポンプ車	1台	5名	
計		8台	58名	

〔中略〕

水対第 482 号

昭和 54 年 11 月 12 日

〔ママ〕 様

静岡県知事

山本 敬三郎

富士営舎地区に係る安全対策の確保について

去る 10 月 19 日御殿場市中畑の富士営舎地区（通称キャンプ富士）において、野戦用燃料貯留施設が損壊し、流出したガソリンにより火災が発生、多数の死傷者をみたことは誠に遺憾であります。

営舎地区周辺住民は、日頃から施設の存在そのものに多くの不安を抱いているところであります。そうした中で今回発生した事故が周辺住民に与えた影響は極めて大きく、県に対しても施設の安全性の確保について強い申入れがなされているところであります。

貴職におかれては、今回の事故が周辺住民に与えた影響の重大性に鑑み、再びかかる事故の発生することのないよう営舎地区の安全確保について、早急に万全の対策を講じられるよう強く要請いたします。

（富士営舎地区火災事故の概要－別添）

富士営舎地区火災事故の概要

事故発生日時…………… 昭和 54 年 10 月 19 日（金）

13：30 分頃

事故発生場所…………… 富士営舎地区（キャンプ富士内）

事故発生原因…………… ガソリン貯留施設（ポリ製）が台風 20 号の豪雨により浮流、器物

に当たり損壊し、20,000ℓ近いガソリンが流出し、兵舎及び木造事務室へ一挙に流れ込み、ストーヴの火に引火、火災を発生させた。

火災家屋 …………… 兵舎 14 棟
事務室 1 ヶ
被災者 …………… 死者 米兵 8 人
火傷者 米兵 62 人
日本人 3 人
計 73 人

265 東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議における刻下の東富士演習場問題に関する合意議事録 1982・2・1

静岡県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 下巻』
御殿場市役所、1983・3・11、543～548 頁

刻下の東富士演習場問題に関する合意議事録

会 議 名：東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議

開催日時：昭和 57 年 2 月 1 日（月曜日） 自 14 時 30 分 至 16 時 50 分

開催場所：御殿場市民会館小ホール

議 長：静岡県生活環境部 畠山次長

出席者：国 側：朝隈施設調査官ほか

地元側：御殿場市 大庭市長ほか

裾野市 市川市長ほか

小山町 湯山町長ほか

地権者 東富士演習場地域農民再建連盟 伊倉委員長ほか

立 会 人：静岡県 畠山次長ほか

衆議院議員 勝間田清一

（出席者名簿別紙〔略〕）

〔中略〕

第 1 現段階で協議を結着すべき懸案課題〔略〕

第 2 当面、暫定措置を講ずることにより、継続協議となるべき懸案課題〔略〕

第 3 使用協定の運用に関する事項（使用協定運用部会所管）〔略〕

第 4 米軍演習場の全面返還に関する事項〔略〕

第5 日米図上演習計画に関する事項（日米共同訓練問題特別委員会所管）

1. 国の提議

国は、滝ヶ原駐屯地の一部を「2-4-b」の施設とし、当該施設において、昭和57年2月15日から5日間にわたり、日米共同指揮所訓練（以下「日米図上演習」という。）を実施することにつき、使用協定に則り、地元に対して協議を求めた。

2. 地元の申入れ

地元は、国の提議に対し、次の事項を申し入れた。

- （1）日米図上演習については、使用協定当事者の合意をもってし、強行しないとの確約を求める。
- （2）昭和57年度計画にあるといわれる日米実動訓練を東富士演習場で実施しないことの確約を求める。
- （3）東富士演習場全面返還の方針を堅持することにより、東富士演習場において日米共同訓練を恒常化し、日米共同演習場化しないことを確認する。

3. 協議の結果

- （1）国は、本件および東富士演習場問題に関する懸案課題の協議を円滑に進めるために、静岡県に対して調整方を依頼し、静岡県は、昭和57年1月30日、国・県・関係市町および地元権利者の代表による重要会談を開催して別紙の確認事項をとりまとめた。
- （2）国および地元は、本確認事項に基づいて協議した結果、次の事項を合意する。
 - ① 米軍東富士演習場全面返還の方針を堅持することにより、東富士演習場において日米共同訓練を恒常化し、日米共同演習場化しない。
 - ② 国は、日米共同訓練その他施設区域の使用目的の重大な変更がある場合は、使用協定を遵守し、地元と協議し、双方納得の上で対処する。
 - ③ すべての演習は、演習通報をもって通知し、2元管理による競合矛盾を発生せしめない。
 - ④ 東富士演習場の使用については、今後とも、使用協定及び3・1協定を遵守し、国は地元と協議しつつ円滑に運営することとする。
- （3）昭和57年度計画にあるといわれる日米実動訓練を東富士演習場で実施しないとの地元の申入れについて、国は、留意し、対処する。
- （4）地元は、上記の合意および回答を得られた事情にかんがみ、国の提議にかかる滝ヶ原駐屯地の一部を「2-4-b」の施設とすることおよび当該施設において日米図上演習を実施することにつき、使用協定の遵守に努めることを前提としてこれを了承する。

第6 演習場周辺の開発等に関する事項〔後略〕

266 〔自衛隊機墜落事故についての回答〕 1982・12・3

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県議会議員団『静岡県政資料』No. 3-15、1983・1・20、45～46頁

自衛隊機墜落事故ならびに米艦ミッドウェイ艦載機代替訓練基地についての回答（概要）

一九八二・一二・三 生活環境部次長 遠藤 充

十一月十五日申入れのありました自衛隊機墜落事故ならびに米艦ミッドウェイ艦載機代替訓練基地についての申入れのうち、一番目の自衛隊機墜落事故、このことについて申し上げます。

第一点の事故原因を明らかにすることについてでございますが、これはこの事故にたいする原因を明らかにして頂けなければ、これは行政は勿論県民としても承知できないことでございますので自衛隊はもとより県警でもいま作業を行っているところで、先般も中間的な発表もあったわけですが、一応資料の収集等は完了したというような報告をしているようなわけでございます。かなりこれは専門的な面での検討も要するということで、時間的にはいつまでというようなところまでは私共の方には聞いておりませんが急いでやるということについてはいま取掛っているという状況でございます。

二番目の事故の被害者にたいする補償の万全を期することは、これもまた至極当然のこととございまして、県としても補償の万全ということを第一義として自衛隊・防衛庁にそれぞれ申入れたところでございます。この補償につきましては、その後の様子も浜松基地の方から聞いているところを申し上げますと、現在人的な被害が十三名ありまして、そのうちまだ一名は入院中でございます。三名は通院治療ということです。九名の方は一応完全に治療を終って治癒した、治ったということで私共の方には報告をうけております。それで補償関係につきましては、こうしてまだ入院加療中の方もいるということでございまして、一応そうした方々の状況が落付いてから話し合い協議に入っていきたいということでございまして、現在これらの補償の調査、内容についての算定につきましては、浜松基地だけでは専門官が対応できないということで、全国の各基地から十九名の班を編成いたしまして、補償処理に当たっているということの報告をうけております。そういったことで人身事故だけでなく物損事故につきましてもそういった計算を行って作業に入っているという報告をうけております。それから物損事故につきましては、自動車、住宅、工場等あるわけですが、それぞれその被害状況について調査し、その結果補償の計算のできたものについてはそれぞれの被害者に提示をして協議に入っているという報告をうけております。屋根の瓦が飛んだとか、ガラス窓が破れたとか、そういうような小規模の破損については全部解決をしたという報告をうけております。

いずれにしても補償の万全ということについては十分やってもらわなくてはならないということで北基地、南基地、防衛庁に申入れをしたところでございます。

市街地上空での演習でございますが、今回の事故はそういった市街地上空で起った事故でございますので、これは一切行なわないようにというような趣旨で私共としては、市街地の住居地域あるいは工場地域等浜松航空基地の周辺には非常に密集しておるんでこの上での危険な飛行訓練は行なわないよう申入れも文書（資料〔略〕）で行ったところでございます。それで一般の航空訓練につきましては離着陸は飛行場である以上止むを得ないにしても、現在まで規定されているものは海上での演習区域ということで、これは徹底されているわけですので市街地上空での一般訓練の演習訓練はあり得ないということでございます。離着陸はスポット入るわけにはいきませんので天竜川とか浜名湖を使って離着陸は行うということで、いままでもやってきていますが、これからもより注意していくこういうように状況のことを受取っています。〔後略〕

267 緊急措置に基づく解放地の農振法および都計法上の取扱に関する意見書

1984・1・28

県庁所蔵

農地森林部総務課「昭和58年度 東富士開拓地「農振地域指定」」

富農連第84-1号

昭和59年1月28日

静岡県知事

山本 敬三郎 様

静岡県御殿場市川島田1,390番地の1

東富士演習場地域農民再建連盟

委員長 伊倉 重生

緊急措置に基づく解放地の農振法および
都計法上の取扱に関する意見書

（要旨）

東富士演習場対策に由来して昭和59年7月1日に売渡しを予定する御殿場市および小山町の管轄区域内の国有地（以下「解放地」という）に対する農業振興地域の整備に関する法律（略称「農振法」）および都市計画法（略称「都計法」）の上の取扱について、「昭和55年7月14日・東富士演習場周辺の開発に関する基本事項」に定める「解放地団地の開発」を推進する趣意から、次の事項をご配慮賜り度く、意見を呈上させていただきます。

1. 農振地域編入の事項について

売渡しによって、解放地を自動的に農振地域に編入するのではなく、本件土地を含む解放地団地の開発計画を調整したうえで、既解放地を含め、適当する土地を選定することにより、当該適地を農振地域に編入するなどの措置を講ぜられたい。

2. 市街化調整区域線引の事項について

売渡しによって、解放地を自動的に市街化調整区域に線引するのではなく、本件土地を含む解放地団地の開発計画を調整したうえで、既解放地を含め、適当する土地を選定することにより、当該適地を市街化調整区域に含めるなどの措置を講ぜられたい。

(理由)

解放地は、閣議了解に基づく特別行政施策をもって、自衛隊演習場内に所在する広大な入会地の地権者たる農民の生活安定に資することにより、東富士演習場の安定的維持を図ることを目的として売渡されるものであるもので、施策本来の趣旨を要義として、上記の措置を要請させていただく次第であり、これを必要とする理由は、次のとおりであります。

(理由とする事項)

第1. 国有地解放は、東富士演習場接収による周辺農民の失権回復措置であること。

第2. 「7・14基本事項」は、今後における解放地利用の大原則であること。

第3. 東富士演習場存立要件としての特別行政措置による民生安定政策と、一般行政による土地政策とが二律背反であってはならないこと。

(事項説明)

第1. 国有地解放は、東富士演習場接収による周辺農民の失権回復の措置であること一について

○ 現演習場内に所在する三千数百ヘクタールの国有地における入会慣行は、数百年の閱歴を有し、うち627ヘクタールは、戦前からの農耕地であった。これを「既耕地」という。

○ 昭和20年11月9日閣議決定に成る「緊急開拓事業実施要領」および同年11月15日付国第76号による大蔵農林両次官通達「農耕ニ利用スヘキ軍用地等国有財産ノ処理実施ニ関スル件」に基づき、静岡県は、「静岡県営富士裾野開墾地区計画」を定め、3ヶ年計画により、旧日本陸軍富士裾野演習場跡地である国有入会地（現東富士演習場内）に対し、新たに畑1,235町歩の開拓事業を設定し、入会農家をしてこれに着手せしめた。

着手後間もない昭和21年3月、占領軍の進駐を理由として連合国軍静岡軍政部は、開拓事業の「休止」を指令した。この時点における開畑完了面積は120町歩、全体計画の10分の1であった。これを「開拓地」という。

以降、開拓事業は「休止」されたままとなっている。

- 昭和25年1月1日、連合国軍（G・H・Q）指令によって、既耕地および開拓地を合わせると747ヘクタールの国有農耕地は耕作禁止となり、東富士演習場に接収された。
- 戦後、農地法が制定され、小作解放による自作農創設が進められたが、東富士演習場は、その適用を除外された。本来であれば747ヘクタールの農耕地は勿論、開拓事業が遂行されていれば合計1,862町歩の国有地が昭和23年の時点で農家の所有に帰していたのである。

近郷の三島地区において、同じく日本陸軍の練兵場であった国有地が、戦後開拓地として民有となり、今日、すでに農村は寸土も存在せず、県下有数の文教地区及至工場地区に発展していることと比較すれば、思い半ばに過ぎるものがある。

- 閣議了解に基づく560町歩（ヘクタール）の国有地解放は、こうした経過に徴して、農民生活領域を部分的に復元しようとする国の政策に発するものであった。

すなわち、敗戦から占領という避け難い客観的事実によって失権を余儀なくされたものの一部を回復することを本旨とするのであり、全く新たに財産を取得する恩恵的な施策によるものでないことを明記したい。いわば、解放地は、三十余年以前からすでに農民の保有する財産であったことのご理解を賜りたいのである。

第2 「7・14基本事項」は、今後における解放地利用の大原則であること——について

- 昭和34年来、東富士演習場周辺権利者生活安定事業（別名：東富士演習場周辺農業整備事業）は、開田・畜産・園芸の3大事業を骨格として実施された。

解放地は、これらの事業の重要地盤となり、各年、計画にしたがってその活用が図られてきた。

- 昭和45年、米の生産調整政策施行により、開田事業は中止となる。この時現在における開田実績は、民有地400ヘクタール、国有地100ヘクタールの計500ヘクタールであった。

昭和53年、農地再編政策施行以来水田転作が年々強化され、同55年時において開田地の転作は、解放地97パーセント、民有地20パーセントに達するに至る。往昔来の既成田は、天然の地表水をもってかんがいするが、開田地の用水は新たに掘さくした深井戸などを水源とするものが多く、且つ、人工に成る溜池や水路によって送・排水されるために維持費や動力費を相当額支弁しなくてはならない。このために、転作地の選定が経費のかかる開田地に集中するのはやむを得ないことであった。

- 昭和36年に着手した畜産事業は、短期間に急速な発展を遂げ、およそ10年後には全国有数の畜産基地を形成するに至った。その年産量は鶏卵3,300トン、鶏肉3,100トン、肉豚2万頭、肉牛500頭、牛乳1,400トンに達する。

しかし、高度経済成長後期におけるドルショックの発生や第1次石油危機の到来お

よびこれにつづく狂乱物価の時代を迎えるに至り、且つは都市化傾向の中における畜産公害問題の派生などによって、畜産事業の採算割れや存立基盤失陥が相次ぎ、生産高は下降線をたどらざるを得なかった。

こうした中で景気は急速に後退するとともに、畜産物過剰という新事態に直面しつつ、昭和56年末に発生した第2次石油危機を限って畜産振興事業は頓挫するに至る。

- 園芸事業は、昭和43年に始まり、接収された入会林野の経営に代わるべくして花木栽培を中心に展開された。高冷地温室大小154棟：床面積16,000㎡、しいたけ栽培施設36点：原木54万本、ナメコ茸：31千箱、花木・茶園地：30ヘクタール、その他わさび田造成などがその成果である。

二度にわたる石油危機によって高冷地温室はその命脈を絶たれ、しいたけのフレーム栽培も同様に経営に困難を来し、以降は建設を中止した。

- 昭和34年以来、東富士農業開発の中核を成した開田・畜産・園芸の三大事業は、それぞれに社会的打撃を蒙ってその振興機能を停止乃至抑止されるに至り、あらためて岳麓農業の未来展開の在り方が問われることになる。

こうした中で、殊更に解放地利用の見直しが急務とされたのであった。

- 昭和55年、第4次東富士演習場使用協定（略称「使用協定」）締結に先立ち、同年7月14日および15日、国・静岡県・御殿場市・裾野市・小山町および当連盟との間に「東富士演習場周辺の開発に関する基本事項」（略称「7・14基本事項」）が成立した。国は、防衛庁および防衛施設庁を中心としてこれに農林水産省および建設省が参画している。
- 「7・14基本事項」は、「解放地団地の開発」と「居住地環境の整備」とをその骨格とする。

「解放地団地の開発」は、生産農業団地および観光農業団地等の開発を目論むものとし、農業施設・教育文化施設・スポーツ施設・遊戯施設・宿泊研修施設その他として計画・実施することを基本とする。

しかして、これらの開発については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を適用するとともに、演習場周辺の特殊事情を考慮して、国土利用計画法を始め土地制度にかかる関係法令の弾力的運用に努めることとした。

また、開発の対象となるべき解放地団地については、「閣議了解に基づき既に売り渡された土地」と提議し、更に団地形成上「当該土地と一体として利用する必要がある近傍の土地を含む」ものとされた。

- 緊急措置に基づいて、昭和59年7月1日に売渡しを予定する御殿場市および小山町の管轄に属する解放地は、トウジゴヤ団地を除いて、いずれも「既に売り渡された土地と同一の団地に所在する土地」であり、「既解放地と緊急措置解放地とは一体として利用する必要がある土地」であって、両者は密接不可分の関係にある。

○ 故に、昭和58年11月25日の防衛施設庁・静岡県・関係市町・勝間田代議士および当連盟の五者による協議書においては、——今次解放地は、昭和55年7月14日「東富士演習場周辺の開発に関する基本事項」にいう「閣議了解に基づき既に売り渡された土地（当該土地と一体として利用する必要がある近傍の土地を含む）に含まれる——としたのである。

○ ここに、開田・畜産・園芸の各事業計画を骨格とした「第1次使用協定体制における解放地利用の大原則」は、「第4次使用協定体制における開放地利用の大原則」すなわち「7・14基本事項に基づく解放地団地の開発」に変更されたのである。

解放地が、解放地団地の開発を目して有益に活用されることを希ってやまない次第である。

第3．東富士演習場存立要件としての特別行政措置による民生安定政策と、一般行政による土地政策とが二律背反であってはならないこと——について

○ すでに知られているように、昭和46年3月31日に御殿場市・裾野市・小山町で行われた農振法による地域指定および同51年10月12日に同市町の地域で実施された都計法による線引は、その後、東富士演習場関連諸施策との間にしばしば矛盾・撞着を来している。とりわけ、昭和53年、水田転作が強制されるに及び、経済事情の悪化と相俟って、両者の矛盾は頂点に達した観があり、その緩和策として「7・14基本事項」は成立した。

○ そもそも富士東麓一帯は、法以前、既に強大な“演習場線引”を受けている。その全行政面積中に占める東富士演習場の領域は、御殿場市33²%、裾野市8⁵%、小山町10⁸%、3市町平均19⁶%となっている。わけても御殿場市の場合は、富士・箱根の両山体を除く平野部の45%余が演習場であることを思えば、演習場線引の如何に強烈であるかがわかる。しかも御殿場市を組成する旧町村中、高根・玉穂・印野・原里の4箇村は、旧村役場および小・中学校を含む集落地でさえ市街化調整区域となっているのである。

広大な演習場は、その極く小部分を除いて“白地”とされ、残余の地域を都計法線引したので、演習場に近接して強度の接収を受けている村落は、残地のすべてを市街化調整地域に編入されて開発の道を閉された。一方、これらの地域の水田は、農振地域に編入されているから転用は禁止され、宝永砂に覆われた寒冷地にあっては、芝栽培などのほか転作すべき適作も無い。

○ 東富士演習場の存立要件は、自衛隊使用と民生安定の両立体制にあるが、民生安定の根幹を成すものは演習場に生産基盤を提供する地権者農民の生活安定にあることはいうまでもない。

農民の生活安定に資する最大の方途は、演習場外に残される限られた土地の効率的
使用にあるが、その根本命題は解放地の活用にある。しかして解放地の活用原則は「7・
14 基本事項」にあるのであるから、これを阻害する要因は能う限り緩和されなければ
ならない。農振法による地域指定も、都計法による線引もまた、かかる観点から慎重
に進めることの必要を痛感するのである。

- 国土利用を理念とする土地政策の命題が国の政策に由来するものであるならば、国
防の名において東富士演習場の安定維持を図る命題もまた国の政策に発するのである。

2つの命題が相矛盾し、相撞着する場合、国は果たしていずれを優先しようとする
のであろうか。2つの命題の狭間に在って、基地を抱える自治体はもちろん、演習場
地権者団体は、今、深刻且つ重大な選択を迫られている。

- 客観して、東富士演習場は、現に実在し、しかもその存在理由は向後半恒久的に続
くのであろうから、国に於て提起する2つの命題は、演習場の安定維持により重点が
置かれるものと判断しなければならない。そうであれば国の展開する土地政策は、こ
れに従属し、これを調整する弾力的な運用があつて然るべきであらうと思料される。
二律背反はあつてはならないである。
- 解放地団地の開発は、地域開発への展望をよくするものであり、その果す役割と効
用は、けだし測り知れないものがある。それであるだけに、後世に愧じない有為な
開放地の活用計画を推し進めたい所存である。

－以上－

本信宛先：静岡県知事

御殿場市長 御殿場市議会議長

裾野市長 裾野市議会議長

小山町長 小山町議会議長

防衛施設庁長官

横浜防衛施設局長

勝間田清一代議士（衆議院副議長）

写発送先：富士防衛施設事務所長

静岡県生活環境部長

静岡県農地森林部長

以 下 余 白

268 東富士演習場問題に関する合意議事録 1985・10・18

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 第三巻』

御殿場市役所、2002・12・20、113～125頁

東富士演習場問題に関する合意議事録

会議名：東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議

日米共同訓練問題特別委員会 併催

開催日時：昭和60年10月18日（金） 自 14時45分 至 15時15分

開催場所：防衛施設庁講堂

議長：静岡県生活環境部県民生活課長

〔中略〕

日米共同訓練に関し、次のとおり協議し、合意に達したので、これを議事録として確認する。

1 日米共同訓練計画の国側提起と地元要望

（1）国側は、訓練計画の概要を別添1のとおり説明した。

（2）地元側は、本件は、日米共同訓練問題特別委員会を設立し検討すること及び第五次使用協定締結時の懸案事項を議題とすることを求め、国側は了承した。

2 訓練計画等に関する質疑事項

協議結果は、別添2〔略〕のとおり

〔中略〕

昭和60年10月18日

国側 防衛施設庁総務部施設調査官

田原敬造 印

地元側 行政協定当事者

御殿場市長

大庭健三 印

裾野市長

市川 武 印

小山町長

高橋春雄 印

土地協定当事者代表

御殿場市玉穂支所長

西山 栄 印

御殿場市原里支所長

松井 要 印

入会地使用協定当事者

東富士入会組合組合長

勝間田 一 印

須走元入会山野保護申合組合長代理

高村一男 印

	西沢山野保護申合組合長	西山 栄	印
	印野山元入会地林野保護組合管理者代理	石田請市	印
立会人	静岡県生活環境部長（代理）	望月一吾	印
	東富士演習場地域農民再建連盟委員長	伊倉重生	印
	衆議院議員	勝間田清一	印

別添1

日米共同実動訓練計画

1 目 的

陸上自衛隊及び米陸軍がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における相互連携要領を実行動により演練する。

2 訓練実施期間

昭和60年11月初旬～下旬（約2週間）

3 場 所

北富士演習場、東富士演習場及び滝ヶ原駐屯地

4 担任及び訓練実施部隊の規模

陸 自：東部方面総監

第1師団の1個戦闘団基幹 約1,100名

米陸軍：在日米陸軍司令官兼第9軍団司令官

約25師団の1個旅団基幹 約1,100名

5 使用装備

火砲、戦車、航空機（支援）等〔後略〕

269 東富士演習場問題に関する合意議事録 1987・11・20

県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会『東富士演習場重要文書類集 第三巻』

御殿場市役所、2002・12・20、166～167、174～178頁

東富士演習場問題に関する合意議事録

会 議 名：東富士演習場行政・権利協定当事者合同拡大会議

日米共同訓練問題特別委員会拡大会議 併催

開催日時：昭和62年11月20日（金） 自 13時33分 至 15時42分

開催場所：御殿場市原里支所（原里愛郷会館）

議 長：静岡県生活環境部県民生活課長

出席者：

国側：防衛施設庁施設部施設企画課長ほか

地元側：御殿場市助役ほか

裾野市経済部長ほか

小山町企画調整課長ほか

東富士入会組合長ほか

印野山元入会地林野保護組合管理者代理ほか

東富士演習場地域農民再建連盟委員長ほか

立会人：静岡県生活環境部県民生活課長ほか

経過会議

昭和62年11月5日：東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議（以下「合同会議」という。）

昭和62年11月11日：日米共同訓練問題特別委員会（以下「特別委員会」という。）

昭和62年11月19日：東富士演習場使用協定代表会議（以下「代表会議」という。）

第1 EOD問題の決着に関する件〔略〕

第2 懸案事項の整理に関する件〔略〕

第3 日米共同訓練に関する件

〔国の提議〕

合同会議において、国から「昭和62年度日米共同訓練について」（別添4）をもって提議があり、これを課題として採択した。

同会議は、本件審議のため「日米共同訓練問題特別委員会」を設置し、付託することとした。

〔協議の経過〕

- 1 特別委員会において、国側から「昭和62年度米海兵隊との実動訓練（近接戦闘）の概要について」（別添5）により提示し、説明した。
- 2 特別委員会において地元側から「第5回日米共同訓練計画について」（別添6）が示され、第1.経過については記述のとおり確認され、第2.質疑及び意見のうち（一）一般事項について国の回答及び質疑応答がなされたが、意見が噛み合わず、再度協議することとした。

〔中略〕

別添5

昭和62年度米海兵隊との実動訓練（近接戦闘）の概要について

1 目的

陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊が、それぞれの指揮系統に従い共同して作戦する場合における相互連携要領を実行動により演練する。

2 主要演練項目

近接戦闘における相互連携要領

3 期間及び場所

62.12.11（金）～12.21（月） 東富士演習場及び滝ヶ原駐屯地

4 担任官

（1）日本側 第12師団長 陸将 ^{おくやまたけお} 奥山丈夫

（2）米 側 第3海兵両用戦部隊司令部 海兵隊少将 ノーマン H. スミス

5 訓練統裁官

（1）日本側 第2普通科連隊長 1等陸佐 ^{あおやまとしお} 青山利雄

（2）米 側 第1海兵航空団第3部計画参謀 海兵隊大佐 エリック E. ヘイティングス

6 訓練実施部隊及び規模

（1）日本側 第12師団の1個戦車大隊基幹

人 員 約900名 車両 約160両

主要装備 105mm・155mm榴弾砲（10 H・15 H）、81mm・107mm 迫撃砲（81 M・107 M）、61 式戦車（61 T K）、装甲人員輸送車（A P C）、64 式対戦車誘導弾（A T M）、79 式対舟艇対戦車誘導弾（H A T M）、35mm 二連装高射機関砲（L - 90）、対戦車ヘリコプター（A H - 1 S）、多用途ヘリコプター（H U - 1）

（2）米 側 第3海兵師団の1個歩兵大隊基幹

人 員 約1000名 車両 約80両

主要装備 105mm・155mm榴弾砲（10 H・15 H）、60mm・81mm 迫撃砲（60 M・81 M）、対戦車ミサイル（T O W、ドラゴン）、上陸戦闘車（A A V）、戦車（M - 60 A 1）、輸送用ヘリコプター（C H - 46）

7 訓練の構成及び内容

構成	期間	訓練内容
細部機能別訓練	12. 12(土)～16(水)	日米間の相互連携に必要な各機能（機動訓練、火力調整、通信、情報、実弾射撃等）ごとの訓練を実施
本 訓 練	12. 17(木)～19(土)	攻撃を主体とした一連の状況下における訓練を実施
研 究 会	12. 20(日)	成果及び教訓事項の検討

（注：12月11日は、訓練の準備及び編成完結を、12月21日は、整備及び交歓行事を実施）

別添6

第5回日米共同訓練計画について

昭和62年11月11日

東富士演習場地域農民再建連盟

〔前略〕

4、東富士演習場における「日米共同訓練」の経過

(1) 訓練の経過

○ 東富士演習場において、日米共同訓練は、過去4回にわたって行なわれている。

回	時	期	訓 練	参 加 要 員	場 所
1	自	56	9	16 ～ 18	東富士演習場
	至				
	自	56	10	1 ～ 3	
2	自	57	2	15 ～ 19	滝ヶ原駐屯地
3	自	57	11	10 ～ 19	東富士演習場
4	自	60	11	7 ～ 13	滝ヶ原駐屯地 東富士演習場
	自			7 ～ 19	北富士演習場 東富士演習場 滝ヶ原駐屯地

〔後略〕

270 東富士演習場周辺地域の開発について 1991・10・23

県庁所蔵

農政部農地管理課「元年 東富士演習場残余解放」

3 東富士演習場周辺地域の開発について

- (1) 終戦後、米軍より接収された東富士演習場は、昭和32年の岸・アイク共同声明による米軍撤退後も地元に戻還されずに、引き続き自衛隊が使用することになった。
- (2) このため、国は、昭和34年1月16日の閣議で、演習場周辺農民の民生安定対策として、国有地560haの解放のほか、土地改良・畜産・園芸の三事業を国の補助を主体に実施することが決定された。
- (3) 各事業は昭和34年度から実施された。

- ① 土地改良事業

開 田…… 解放地102ha、民有地388ha、合計490ha

老朽田…… 既存水田の畦畔改修、区画整理

- ② 畜産事業

最盛期…… 鶏卵・肉 6,400トン、肉豚・牛 20,500頭、牛乳 1,400トン

(昭和46年)

- ③ 園芸事業

温 室…… 花木を主体にガラス温室150棟、

- (4) しかし、昭和46年から始まった米の減反政策により、開放地開田の96%と民有地開田の20%が転作を余儀なくさせられた。

畜産事業においても、ドルショックや石油危機に続く景気後退、畜産公害等の社会問題の中で、次第に存立基盤を失うことになり、生産量は下降線を辿った。

また、園芸事業においても石油価格の高騰から、熱源の確保・不採算により温室の維持は困難になった。

以上のように、民生安定のための三事業はことごとく経済的、社会的に打撃をこうむり、事業の後退又は停止せざるを得ない状態となった。

- (5) 東富士演習場の存立は、演習場に生産基盤を提供している地権者農民の生活安定にあり、地権者農民から農業の衰退の状況の中で生活安定を図るため、解放地を有効活用するための方策（開発）を国に強く求めた。
- (6) 解放地の開発問題は、昭和55年の第四次使用協定締結における最重要課題となり、たびかさなる国と地元の協議の後、昭和55.3.31防衛庁長官との会談で「東富士演習場周辺地域の開発に関する確認書」が取り交わされた。

また、同年7月14日には、55.3.31確認書に基づいて、開発に関する重要会談が開催され、「東富士演習場周辺地域の開発に関する基本事項（7.14基本事項）」が合意された。

- (7) 基本事項

- ① 開発に当っては、関係法令の規定に基づき行うが、これら規程の運用については、市町の総合計画との整合性を図りながら、演習場周辺地域の特殊事情を考慮して出切る限り弾力的な運用に努める。
- ② 開発事業については、「防衛施設周辺の生活環境整備に関する法律」の関係条項を適用し、予算の範囲内において助成するとともに資金の融通及び斡旋に努める。
- ③ 開発は、農業収益の増大を図ることを目的とし、生産農業団地及び観光農業団地等の開発として、計画・実施する。
- ④ 開発計画については、県・市町・事業主体をもって構成する「解放地団地開発部会」を設置し、協議する。

（8）昭和 55 年 10 月 18 日 東富士開発協会設立

開発協会調査（防衛施設庁補助事業）

- ① 中部道下団地（56 年度） 調査費 11,000 千円（7,333 千円）
面積 約 110ha、事業費 約 50 億円
農業研修施設、体育施設、ゴルフ場
- ② 北部団地 （60 年度） 調査費 6,990 千円（4,660 千円）
面積 約 80ha、事業費 約 163 億円
学術研究施設、医療施設、宿泊施設
- ③ 神山団地 （61 年度） 調査費 7,185 千円（4,790 千円）
面積 約 80ha、事業費 約 44 億円
農業バイオ施設、余暇・スポーツ施設、生活・医療施設

（9）開発計画は、（8）のとおり地元の農業 4 団体の代表で構成する開発協会が国からの補助金で開発計画を立てた。

しかし、この計画は、

- ① 市町の総合計画や土地利用計画との整合性がない。
- ② 地元の地権者の同意が得られていない。
- ③ 一部にゴルフ場が計画されているが、県のゴルフ場建設凍結の方針に触れる。
- ④ 国有地の解放が達成されていない。
- ⑤ 解放地内の補助事業で取得した各事業の財産の処分問題
- ⑥ その他 法令上の検討…等の問題があり、今日まで事業実施に至っていない。

〔後略〕

第4節 社会変化の下での地域組織とコミュニティづくり

271 【コミュニティ施策について】 1982・3・5

『県議会昭和57年2月定例会会議録』

○五十六番（牧野聖修君）（前略）最後に、第四点目の、コミュニティ施策について質問をいたします。

（中略）

最初に、コミュニティ施策の意義について質問をいたします。コミュニティとは、地域的連帯感に支えられた地域社会という生活空間において、快適で安全な生活環境のもと、健康で文化的な生活を営むことのできる、住民の社会生活の基礎的な単位となるべきものであります。また、コミュニティは、人間の連帯に基づき、社会参加の要求というエネルギーを、地域社会をより住みやすくするために燃焼させる市民共同の広場でもあります。それゆえに、次の三つの機能を持ちます。一つは住民の自己形成の場であり、二つには住民と住民の対話の場であり、三つ目には住民と行政との対話の場であることであります。身近な生活上の問題解決に住民が主体的に参加するとともに、その参加を通じて新しい地域社会の形成をもたらすものがコミュニティ活動だともされております。以上のように、分散、分権とうたわれておる地方の時代の流れの中で、自立、充足を担うものとしてコミュニティ施策は重要な位置を占めてきているのであります。本県の県政の重点施策として「創意と参加で盛り上げる地域づくり」を提唱し積極的に取り組まれていることは、私も高く評価するところであります。しかしながら、コミュニティ施策の意義は、何といたっても地域住民の自主性の育成と、住民参加の促進にあります。しかし、最近になって、コミュニティは行政の肩がわりにすぎず、行政の下請機関になりはしないかとの批判的な声が聞かれるようにもなっておりましました。また、コミュニティは住民参加や住民運動を封じ込めるとの批判もあります。（中略）まさにコミュニティ施策そのものの意義に新しい疑問が投げかけられてきているのであります。この点に関する知事のお考えをお伺いいたします。

次に、今後のコミュニティ施策の進め方についてもいかがが考えておられるのか、あわせて答弁をお願いをいたします。〔以下略〕

○知事（山本敬三郎君） 牧野議員にお答えを申し上げます。

（中略）

それから、コミュニティ施策について、活力ある県づくりを進めてまいります上で、地域におけるコミュニティ活動を活発化することは何よりも重要なこととございます。

本年度のスケルトン「当面する県政の課題と基本方向」等におきましても、「創意と参加で盛り上げる地域づくり」ということを重点施策といたしまして、県民一人一人の責任を自覚した自主的な参加を得て、地域の風土にふさわしい個性あるコミュニティーづくりのための施策を進めることといたしております。したがいまして、これからのコミュニティーづくりを進めるに当たりましては、コミュニティーづくりの基本を踏まえ、新しい観点に立って、現在、静岡県の伝統と風土に根差した個性あるコミュニティーづくりの進め方についての方針を得るために、学識経験者や実践活動家などによりますところのコミュニティー懇談会というのを設けまして意見を伺っているところであります。牧野議員の御主張のような、自己形成、対話、それから行政と住民との対話の場ということでございますけれども、この御意見の中からも、地域の特性を重視したコミュニティーづくり、今日的課題に積極的に取り組むコミュニティーづくり、既存の団体組織の活力を生かしたコミュニティーづくり、学習活動を基盤としたとか、あるいは住民活動を積極的に推進するとか、それから地域住民と行政とが協力し合うコミュニティーづくりというような提案がいま検討されて、近く正式に出していただくことになっておりますので、そういうのを踏まえまして、実は職員にさらに努力させてまいりたいと思っております。

（後略）

272 〔社会福祉協議会の法人化〕 1982・12・8

『県議会昭和57年11月定例会会議録』

○三番（広岡征夫君）（前略）次に、地域福祉、在宅福祉を推進する母体である市町村社会福祉協議会の法人化の問題であります。地域住民で組織する市町村社会福祉協議会の育成強化を図ることが、これからの福祉を進めていくのに重要な課題と考えます。このことは、すでに県議会においても、市町村社会福祉協議会を地域福祉の中核として位置づけるため、五十六年六月定例会において、市町村社会福祉協議会の法制化について国へ意見書として提出した経緯があります。また、現在多くの市町村議会においても法制化の採択がなされていると聞いておりますが、このような状況下にある市町村社会福祉協議会に対して県としてどのような育成強化をしていくか伺います。（以下略）

○知事（山本敬三郎君） 広岡議員にお答えをいたします。

（中略）

なお、市町村社会福祉協議会の育成についての問題でありますけれども、福祉施設の地域開放を初め、ボランティア活動の促進、家庭奉仕員の増員など総合的な推進体制の整備が必要でありまして、特に市町村社協は地域の福祉活動の中核としてその育成に努めてま

いなければならないと考えております。このため、法人化を促進いたしますとともに、法人社協に対しますところの助成や職員研修の充実などを図っております。今後とも社協活動の活発化を強力に進めてまいりたいと考えております。なお西部民生事務所管内の法人化のおくれについてでありますけれども、竜洋町の社協が本年度法人化されることになりました。次第に新しい動きが出てきておりますので、引き続きさらに強力に指導してまいりたいと考えております。〔後略〕

273 〔コミュニティー施設整備事業について〕 1986・12・3

『県議会昭和61年11月定例会会議録』

○九番(森島宏光君)(前略)次に、コミュニティー施設整備事業についてお伺いをいたします。
(中略)

もとよりコミュニティー活動は、住民の主体的な意志と行動とにより進められるのですが、活動を進める上で欠くことのできない地区集会所等の拠点施設の整備は、多くの金銭的負担を伴うものであり、行政における支援を必要とするものであります。本県におきましては、コミュニティー施策を県政の重点施策の一つとして掲げ、昭和五十四年度から、市町村や自治会、町内会などが行うコミュニティー施設の整備に対し助成をしているわけではありますが、この助成制度は昭和六十一年度限りで終了すると聞いております。日ごろ住民と接する機会の多い私たち議員は、この助成に対する地域の要望が今日においてもなお強いことを実感として承知をしているところであり、この助成制度は今後も継続すべきものと考えているところであります。

そこで、コミュニティー施設整備事業の昭和六十二年度以降の助成方針について、知事の御所見をお伺いするものであります。

(後略)

○知事(斉藤滋与史君)(前略)次に、コミュニティー施設整備事業についてであります。住民が主体となって進めるコミュニティー活動は、明るく住みよい地域社会を築いていく上で欠くことのできない重要なものであると考えております。県といたしましては、こうした認識に立って、コミュニティー活動が円滑に行われるよう、その活動の拠点となる地区集会所やコミュニティー広場等の整備について助成しているところであります。その結果、最近では、地域住民の連帯意識が醸成され、特にスポーツ、レクリエーションのような触れ合い活動や環境美化、防災活動の地域づくりが活発化してきております。今後におきましても、高齢化の進行や余暇時間の増大等の社会環境の変化に対応したコミュニティー活動の活発化を図るため、助成事業の継続について検討してまいりたいと考えます。

（後略）

274 【地域ぐるみの福祉推進策】 1983・7・6

『県議会昭和58年6月定例会会議録』

○四十番（前芝文治君）（前略）次に、地域ぐるみの福祉推進策についてお伺いいたします。

施設福祉とあわせて在宅福祉をも進展させることについてはすでに語られて久しく、また、特にわが国のように人口構造が世界に類を見ないスピードで高齢化している社会においては、老人福祉を初め障害者福祉、児童福祉等を全般的に充実させていくためには、地域に密着した福祉活動を推進していくことが必須条件になるものと考えます。それには、地域において、民間社会福祉団体、ボランティアグループ、その他の諸団体が相互に連携をとって活動することにより、地域の中に福祉活動を根づかせることが必要であります。

（中略）そこで、本年四月、知事の御尽力により、社会福祉の殿堂ともいべき県総合社会福祉会館が完成し、多くの民間社会福祉関係諸団体がこれに入居し、県段階における民間社会福祉団体の連携の場ができましたことは、これからの本県の社会福祉の推進に大きく寄与することと期待しているところであります。また、さきの国会において社会福祉事業法の一部が改正され、従来、法の中に位置づけられていなかった地域福祉、在宅福祉の推進の中核である市町村社会福祉協議会が法制化されるなど、新しい社会福祉の動向が出てきております。このような動向に合わせて、県は、県段階における民間社会福祉関係諸団体間の連携強化はもとより、各地域の諸団体の連携によるこれからの地域ぐるみの福祉をどのように活発に推進してまいるのか、お伺いするものであります。

○知事（山本敬三郎君）（前略）次は地域ぐるみの福祉の問題でございます。

これからの社会福祉を向上いたしてまいりますためには、行政施策の充実とともに、県民の相互扶助と自助の精神を高め、地域ぐるみの福祉活動を推進することが必要であると考えております。五十六年の県政世論調査によりますと、県民の六七％は、恵まれない人々のために活動に参加したいと望んでおるところであります。このことは、五十年以来実施している「福祉を育てる県民運動」が年年定着いたしまして、県民の福祉意識の高揚が図られてきたことのあらわれであろうと受けとめております。今後は、このような県民の方々の意欲を地域福祉に十分生かすための施策を積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

また、民間社会福祉活動の拠点といたしましての総合社会福祉会館が完成いたしまして、福祉団体、婦人団体、コミュニティー推進団体等が入居しておりますので、幅広く相互に連携し、地域に密着した総合的な福祉活動が図られるものと期待をいたしております。さ

らに、各地域におきましても、市町村社会福祉協議会が中核となりまして、自治会、婦人会、青年団等と一層緊密に連携し、地域福祉を進めるよう指導する考えであります。

また、身障者のための小規模授産所の整備、家庭奉仕員活動の充実、在宅老人のデータービス事業など、福祉施設の地域開放を推進いたしまして、あわせてこれらの活動を支えるボランティアの育成を積極的に図ってまいりたいと考えております。このような地域における福祉活動を資金面で支援いたしますために、本年三月、「ふれあい基金」を設けたところでありまして、今後とも地域ぐるみの福祉対策を総合的に推進してまいり所存であります。

(後略)

275 【コミュニティ推進地区の状況】 1985

自治省行政局行政課「コミュニティ推進地区におけるコミュニティ活動等の状況」

1985.1 はじめに

はじめに

都市化の進展に伴い、地域社会に対する住民のかかわりが希薄化し、日常生活の場における人間性の回復が叫ばれて久しいが、このような状況に対処するため、自治省は、住民の連帯感と自治意識に根ざした新しい地域社会の形成を図るための施策を推進することとし、昭和46年度から「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱に基づいてコミュニティ対策を進めてきている。

地方公共団体においても、このような政策に触発されて、コミュニティに対する関心が高まり、独自のコミュニティ地区の設定、コミュニティ・センターの設置等コミュニティ施策に取り組む都道府県や市町村が大部分を占めるようになり、また各コミュニティ地区における施設整備についてもある程度の進展がみられている等コミュニティ施策は除々〔マ〕に住民及び地方公共団体の間に浸透してきていると考えられる。

しかしながら、コミュニティ活動の実践や施策の住民管理等いわゆるソフト面については、なお不十分な地区も多く、さらにこの傾向は、人口の流動が激しくコミュニティ活動がもっとも必要と考えられる都市及びその周辺地域において顕著に見られることが指摘されている。

このような状況に対処するため、昭和58年度からは特に都市及びその周辺地域を対象として、創意と工夫に富んだコミュニティ活動がより一層推進されるよう行政としてバックアップしていくことを目的としてコミュニティ推進地区を設けたところである。現在、昭和58年度50地区、昭和59年度46地区の計96地区がコミュニティ推進地区として指定されている。

今回の資料はこれら96のコミュニティ推進地区におけるそれぞれの活動の状況等をまとめたものであり、昭和58・59両年度において指定にあたり各都道府県より協議がなされた

際の資料をもとにしている。本資料がコミュニティ活動の推進にたずさわる各都道府県及び関係団体等の関係者の方々の参考となれば幸いである。

〔静岡県に関しては、市、県営住宅の建設により新世帯が増加している清水市興津地区（昭和58年）、沼津市に隣接する交通至便の地域で、住宅造成、工場進出等にもない人口増加している清水町柿田長沢地区（昭和59年）、交通網の発達により、浜松市の通勤圏となり、昭和40年代より住宅化が進展し、大幅な人口増加地区である豊田町南地区（昭和60年）が指定された。〕

276〔コミュニティ活動への支援〕 1987・1・29

『静岡県新総合計画 豊かな心と活力ある社会をめざして
－21世紀へのみちづくり－』、1987・3、152～153頁

第2章 基本計画

Ⅲ 健康で心ふれあう地域をつくる－明るく、あたたかい静岡県へ－

第4節 活力あるコミュニティの形成

I 現状と課題

○高まるふれあい活動

個人の生活が豊かになった反面、人々の地域に寄せる関心や連帯性が薄れたことから、コミュニティの再生を図ろうとする住民の努力が続けられ、近年各地域においては、スポーツ・レクリエーション活動や祭り、防災活動など住民の交流や連帯を深めるコミュニティ活動が活発化している。

○コミュニティを巡る社会環境の変化

自由時間の増大、高齢化の進行、価値観の多様化など、社会環境が変化するなかで、生きがいを実現する場として、また、世代間の連帯による活力ある社会づくりの場として、コミュニティの重要性が一層高まっている。

また、核家族化や家庭婦人の就業などに伴う家庭機能の変化は、児童の健全育成や老人の援護などにおいて、地域社会の連帯の強まりを必要としている。今後はこのような要請に対応したコミュニティの新たな形成が課題となっている。

○求められる活動拠点と支援体制づくり

県民が身近なところで気軽に利用できる地区集会所や公民館などは、コミュニティ活動の拠点として重要な役割を担っている。近年、自治会・町内会単位の地区集会所の整備は進んできているが、今後ともその整備が望まれる。

また、各地域で自主的に取り組まれている多様なコミュニティ活動を支援するため、各種

の関係団体や市町村との有機的な連携を図り、情報提供や指導者の育成に努める必要がある。

Ⅱ 施策の方向

① うるおいと活力ある地域づくりの推進

住民の多様な社会参加の機会や人々の交流機会の創出など地域の実情に即した各種のコミュニティ活動を促進し、うるおいと活力に満ちた地域社会の形成を図る。

(主要施策)

- ・高齢者が地域の一員として生き生きと暮らすことができる地域福祉活動の促進
- ・自主防災組織の育成や地域交通安全運動など住民自らの手による安全な地域づくりの促進
- ・青少年を育む地域社会づくり、地域で取り組む青少年健全育成活動の促進
- ・地域に根ざした伝統文化や生活文化など、地域の文化を守り・育てる活動の促進
- ・河川、海岸等の環境美化や地域緑化など、うるおいのある地域づくりの促進

② 多様なコミュニティ活動のための拠点施設の整備

高齢者の生きがい実現や世代間の連帯、地域文化の継承と創造をはじめとしたさまざまな時代の要請に根ざしたコミュニティ活動の拠点として、地域に密着した集会所や広場などの整備を促進する。

(主要施策)

- ・出会いや話合いの場としての地区集会所等の整備促進
- ・身近な屋外活動スペースとしてコミュニティ広場の整備促進
- ・学校・公民館など既存施設の有効利用の促進

③ コミュニティ活動の支援体制の充実

高齢者、婦人、青壮年、児童など多様な階層の人々の参加と多彩な能力を活かした、住民主体のうるおいと活力ある“まちづくり・むらづくり”を推進するため、各種関係団体や市町村との連携によるコミュニティ活動の支援体制の充実を図る。

(主要施策)

- ・コミュニティ活動を推進する地域リーダーの育成講習会等の充実
- ・多彩な住民能力を地域づくりに活かす人材バンク等の整備・充実
- ・先進活動事例等の各種コミュニティ情報の収集と提供システムの整備促進

277 〔国、「ボランティア事業（福祉ボランティアのまちづくり事業）」の開始〕 1985

静岡県民生部『静岡県社会福祉の歩み』1989・3、544頁

第三節 事業活動の展開

七 ボランティア活動

ボランティア・福祉教育活動の拡充

（前略）その後、ボランティア活動を一層充実強化するために、昭和六十年から「ボランティア事業」（福祉ボランティアの町づくり事業）が、国庫補助で新たに始まり、本県では静岡市（昭和六十、一年度）、清水市（六十二、三年度）、富士市（昭和六十三、四年度）が指定を受け、新たなボランティア活動推進への取り組みが始められている。

278 【ボランティア活動について】 1988・3・7

『県議会昭和63年2月定例会会議録』

○三十一番（宮内信欣君）（前略）次に、ボランティア休暇についてお伺いいたします。ボランティアは、社会をよくするために、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人たちであります。多くは本業を持っている篤志奉仕家でもあり、民間奉仕者であります。自主的に学習もし、訓練もし、組織化をして活動をしておるわけでございます。

外国では、二十代から三十代の勤労青年層に多く、高校生、大学生にも多数のボランティア活動家がいるということであります。静岡県でも働き盛りの人、人生これからの人たちに活動家になってもらいたいと願っておるところであります。これからの時代は、若い人たちがボランティア活動をまず実践をして、社会的責任を果たして社会の仲間入りをしていくような社会的慣習が欲しいものだと思うわけでございます。若い人たちには勤めがあります。そこで、ボランティア休暇制度が欲しいわけでございます。日本では休暇等をとってボランティア活動を行うことに対して、企業でも官庁でも理解されにくい傾向があります。大変難しいことだと思っておりますが、ボランティアを育てる意味におきましても私は必要ではないかと考えておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。〔以下略〕

○知事（斉藤滋与史君）（前略）次に、ボランティア活動についてであります。最近、県内においてもボランティア活動が盛んになり、婦人や青少年など、学生・生徒から中高年齢者に至る幅広い年齢層の方々により、施設や地域社会においてさまざまなボランティア活動が行われていることは大変喜ばしいことであり、改めてボランティア活動に努めておられる皆さん方に感謝を申し上げる次第であります。県といたしましても、ボランティア協会に対し助成をするなど支援をしているところであります。高齢化社会の到来を控えて、地域福祉の充実が要請されている今日、こうしたボランティア活動は今後ますます広がっていくことが期待されております。そうした意味からも、御指摘のように、外国に見られるように、若者がボランティア活動に献身して、まず社会的責任を果たし、社会人の仲間

入りをしていくような社会的慣習が我が国においても定着してほしいと考えております。私も全く同感であり、これを助長するために、ただいまボランティア休暇制度の御提言をいただいたのでありますが、我が国の官庁や民間事業所における休暇制度やその運用の実態から見まして、これを実現するには難しい問題があると思います。私といたしましては、当面、週休二日制の普及や労働時間の短縮を図ることにより、余暇時間をふやし、ボランティア活動などの社会活動が行いやすい条件の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

(後略)

279 【ボランティアの育成強化について】 1990・3・12

『県議会平成2年2月定例会会議録』

○五十二番（佐原徹朗君）（前略）ボランティアの育成強化についてお尋ねいたします。

（中略）しかし、お年寄りのみならず、障害を持った方々や児童等が、住みなれた地域の中で、家族や隣人と触れ合いながら暮らすことのできる温かな福祉社会の実現は、ひとり行政の力のみによってできるものではなく、地域住民の福祉に対する理解と参加があって初めて達成できるものと私は考えるものであります。

県におきましては、こうした観点に立って、この二、三年の間に、地域福祉活動促進事業や県民福祉の日の制定、ボランティア、コーディネーターの配置など、次々と新しい施策を企画推進されてきていることを、高く評価し、敬意を表するものであります。こうした中で、ボランティアは、善意と社会奉仕の精神に基づくさまざまな福祉活動に積極的に取り組んでおり、その果たしている役割は大変大きなものがあります。そして近年、余暇時間の増加や価値感の多様化に伴い、みずからを高めるため、あるいは長年の人生経験を社会に還元するため、婦人層やお年寄を中心としてボランティア活動に関心が高まり、参加者も増加しつつあることは大変喜ばしいことであります。

（中略）したがいまして今後は、現在ボランティア活動の中心的役割を担っている婦人やお年寄りのみならず、児童・生徒、学生、一般勤労者等、すべての年代の方々が気軽にボランティア活動が行えるような条件の整備を図る必要があると考える次第であります。そして、このような条件整備を通じ、一人でも多くの県民が社会福祉への理解を深め、ボランティアとして社会参加することにより、明るく住みよい福祉社会の実現ができるものとするものであると考えるものであります。

以上の観点から、ボランティアの育成強化について、知事はどのような施策をもって取り組まれるのか、お伺いいたします。〔以下略〕

○知事（齊藤滋与史君）（前略）次に、ボランティアの育成強化についてであります。

（中略）県といたしましては、十月二十日の県民福祉の日を中心とした、福祉を育てる県民運動において、ボランティア活動への参加を広く県民に呼びかけるとともに、人格の形成途上にある児童・生徒に思いやりの心を育てるための福祉教育の充実に努めることにより、ボランティアのすそ野の拡大を図っているところでありますが、今後とも福祉に対する県民の御理解と御協力をいただきながら、明るく活力のある福祉社会が実現できますよう、ボランティアの育成と活動基盤の強化に一層努めてまいり所存であります。なお、残余の分につきましては、関係部長また教育長から答弁をさせていただきます。以上です

○民生部長（遠藤 勝君） ボランティアの育成強化についてお答え申し上げます。

ボランティア活動の主体が婦人層に偏っていること、将来の福祉社会を担う児童・生徒が、思いやりや助け合いの心を身につける機会が少なくなっていることなど、幾つかの問題点がありますことは御指摘のとおりでございます。このため、県といたしましては、ボランティアのすそ野のより一層の拡大を図りますために、福祉を育てる県民運動において、福祉触れ合いフォーラムの開催やボランティア情報誌の発行を行うなどして、県民の各年代各層が積極的にボランティア活動に取り組んでいただけるよう啓発に努めているところでございます。また、将来の福祉社会を担う児童・生徒につきましては、社会福祉施設の訪問や社会奉仕活動等の体験を通じて、福祉への理解を深める福祉教育実践校の指定を、来年度は三十二校から六十四校に倍増するとともに、福祉教育副読本の積極的活用やふれあい基金を通じて、社会福祉協議会の行います高校生ワークキャンプや、県ボランティア協会の行うサマーショートボランティアの実施を助成することにより、その福祉意識の啓発を図っているところでございます。

さらに、ボランティア活動の基盤強化を図りますために、地域福祉センターやボランティアビューロー等の拠点づくりや、ボランティアと援護を必要とするお年寄りなどとの連絡調整を行いますボランティア推進指導員の設置を推進いたしますとともに、ボランティア活動が地域社会で永続的かつ自主的に展開できますよう、人的・物的諸条件の整備を図るボランティア事業の拡大を図るなどいたしまして、ボランティア活動の育成強化に努めてまいり所存でございます。以上でございます。